平成28年９月30日

平成28年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　５　号）

平成 28 年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成 28 年９月 30 日（金曜日）午前 10 時３分開議

議　事　日　程　第5号

平成28年９月30日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成28年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
甲第６号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職管理に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例
乙第９号議案　沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　工事請負契約について
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　訴えの提起について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第20号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第21号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第22号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成27年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成27年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成27年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成27年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（48名）

議　長	新　里　米　吉　君	14　番	平　良　昭　一　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	15　番	上　原　正　次　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	16　番	当　山　勝　利　君
2　番	玉　城　武　光　君	17　番	亀　濱　玲　子　さん
3　番	親　川　　敬　君	18　番	當　間　盛　夫　君
4　番	新　垣　光　栄　君	19　番	上　原　　章　君
5　番	次呂久　成　崇　君	20　番	山　川　典　二　君
6　番	宮　城　一　郎　君	21　番	花　城　大　輔　君
7　番	大　城　憲　幸　君	22　番	又　吉　清　義　君
8　番	金　城　泰　邦　君	23　番	末　松　文　信　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	24　番	渡久地　　修　君
10　番	新　垣　　新　君	25　番	玉　城　　満　君
11　番	座　波　　一　君	26　番	山　内　末　子　さん
12　番	比　嘉　瑞　己　君	27　番	仲　村　未　央　さん
13　番	西　銘　純　恵　さん	28　番	照　屋　大　河　君

29 番	仲宗根　悟 君	38 番	新垣清涼 君
30 番	崎山嗣幸 君	39 番	瑞慶覧　功 君
31 番	金城　勉 君	41 番	狩俣信子 さん
32 番	砂川利勝 君	42 番	比嘉京子 さん
33 番	具志堅　透 君	43 番	大城一馬 君
34 番	島袋　大 君	45 番	糸洲朝則 君
35 番	中川京貴 君	46 番	照屋守之 君
36 番	座喜味一幸 君	47 番	仲田弘毅 君
37 番	嘉陽宗儀 君	48 番	翁長政俊 君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志 君	会計管理者	金良多恵子 さん
副知事	浦崎唯昭 君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦 君
副知事	安慶田光男 君	総務部財政統括監	池田克紀 君
知事公室長	謝花喜一郎 君	教育長	平敷昭人 君
総務部長	金城　武 君	公安委員会委員	與儀弘子 さん
企画部長	下地明和 君	警察本部長	池田克史 君
環境部長	大浜浩志 君	労働委員会事務局長	大城玲子 さん
子ども生活福祉部長	金城弘昌 君	人事委員会事務局長	親川達男 君
保健医療部長	砂川　靖 君	代表監査委員	當間秀史 君
農林水産部長	島尻勝広 君	選挙管理委員会委員長職務代理者	武田昌則 君
商工労働部長	屋比久盛敏 君		
文化観光スポーツ部長	前田光幸 君		
土木建築部長	宮城　理 君		
企業局長	町田　優 君		
病院事業局長	伊江朝次 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治 君	課長補佐	平良　潤 君
次長	平田善則 君	主幹	中村　守 君
議事課長	勝連盛博 君	主査	川端七生 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　おはようございます。

沖縄・自民、座喜味でございます。

一般質問をさせていただきます。

早速入りますが、まず、知事の政治姿勢についてであります。

辺野古埋立承認取り消しは敗訴となった。記者会見での発言は、法を守るべき行政のトップとして極めて感情的で残念な記者会見であったと感じました。改め

て県のトップリーダーとしての冷静かつ客観的な見解を伺います。

(2)つ目に、知事は上告するとしているが根拠は何か。また、最高裁で敗訴した場合は県民をミスリードした政治家として責任をどうするのか覚悟について伺います。

(3)つ目でありますが、民意が一顧だにされないことがほかの都道府県にあり得るのか大変疑問と発言しておりますが、前知事が法に基づき承認した事案を違法として争った事例が他の都道府県にあるのか。

(4)つ目であります。尖閣諸島周辺の接続水域等南西諸島周辺で活発化する中国艦船の行動について、県の危機管理体制は整備されたのか伺います。

次に、離島振興についてであります。

下地島空港の利活用について、選定企業者は平成30年５月の供用開始に向けて計画を進めている。計画の承認など県の対応のおくれが懸念されているが具体的な取り組みと進捗について伺います。

(2)つ目に、観光入域客が大幅に増加し、宮古空港とのアクセス幹線道路が慢性的な渋滞状況になっております。空港縦断地下道路の整備が急がれるが、県の取り組みについて伺います。

(3)つ目、国際物流拠点産業集積地域に完成したアンリッシュ食品工業の県内農水産業への波及効果と県との連携について伺います。プロトン凍結技術の離島への普及計画等についても伺います。

(4)、遊休地解消の実績を伺います。農地の個人間での賃貸の実態について伺います。

(5)番目に、農振、農用地転用など農地行政の硬直化が地域振興に大きな支障となっております。県の地域特性に配慮した迅速かつ弾力的な運用について伺います。

(6)番、宮古空港及び平良港において、家畜伝染病予防法の規定に基づく動物検疫上の指定状況と家畜防疫官の配備体制について伺います。

(7)番、離島から出向く患者、付添人の実数と経済的な負担について伺います。

あと、質問席より再質問いたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

座喜味一幸議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に対する見解についてお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

私は、このような判断に驚きを禁じ得ず、政府の追認機関あるいはへんぱな判断と述べたものであります。地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、上告する根拠と敗訴した場合の責任についてお答えいたします。

今回の不作為の違法確認訴訟に係る福岡高等裁判所那覇支部の判断は、余りにも国に偏ったものであり、判決に不服があることから、県は、去る９月23日、最高裁判所に上告及び上告受理の申し立てを行ったところであります。

県としましては、埋立承認取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に沖縄県の考えを引き続き訴えてまいります。

次に、承認に関して争った他府県の事例についてお答えいたします。

現在、県において確認している範囲では、そのような事例はありません。

次に、尖閣諸島周辺における県の危機管理体制についてお答えいたします。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操

業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところであります。また、８月18日には、関係部局とともに外務省沖縄事務所、沖縄防衛局及び第11管区海上保安本部と意見交換を行ったところであります。

今後も引き続き正確な情報の収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図るなど、危機管理体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　離島振興についての御質問の中の、下地島空港の利活用の取り組みについての御質問にお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用については、平成26年度に下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針を策定し、現在、利活用候補事業の提案者より提出された事業計画及び事業実施条件協議書に基づき、各提案者と協議を行っているところであります。当該事業が実現できれば、地域振興への効果が期待できる一方で、宮古圏域における航空行政の大きな転換となる提案も含まれることから、将来的な影響も含め、慎重に検討を行っているところであります。協議に当たっては、合意条件等を詰めながら前向きに取り組んでおり、県としては、提案者の経営戦略に影響を与えることがないよう、可能な限り早期に利活用実施計画を策定し、正式に利活用事業者として決定してまいりたいと考えております。

同じく宮古空港横断地下道路の取り組みについての御質問にお答えいたします。

宮古空港横断地下道路については、平良城辺線及び高野西里線などの４車線道路の整備状況を踏まえた道路ネットワークとしての必要性や、技術的課題、環境への影響、費用対効果など解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　離島振興についての中の、アンリッシュ食品工業株式会社の取り組みへの支援についてにお答えいたします。

アンリッシュ食品工業株式会社は、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区に本年７月に工場を開所し、９月から稼働しております。同社は、県内農水産物を含め、全国から高品質で新鮮な食材を集め、調理・加工し、全国やアジアの富裕層向けに販売するセントラルキッチン構想を推進しております。また、プロトン凍結技術を活用した凍結機は、同社のグループ会社から全国約500カ所に販売されており、さらに離島を含め国内外への販売計画を有していると聞いております。

県としましては、賃貸工場への入居や輸送費の補助などにより、同社の取り組みを支援してまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　離島振興についての御質問の中の、遊休地解消の実績と農地の個人間での賃貸の実態についてお答えいたします。

県における耕作放棄地解消の実績は、平成23年292ヘクタール、平成24年432ヘクタール、平成25年365ヘクタール、平成26年338ヘクタール、平成27年466ヘクタールとなっております。県内において、個人が借受人となった農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地の賃貸借の実績としては、平成22年263ヘクタール、767件、平成23年271ヘクタール、670件、平成24年314ヘクタール、911件、平成25年405ヘクタール、1057件、平成26年250ヘクタール、718件となっております。

次に、農業振興地域及び農地転用の運用についてお答えいたします。

農業振興地域制度は、土地の農業上の有効利用等を計画的に推進することを目的としております。県内では36市町村が農業振興地域整備計画を策定しており、平成27年12月現在、約６万5200ヘクタールが農用地区域に指定されております。一方、農地の転用は、農地法に基づく県知事の許可が必要とされており、農業生産の基盤である農地の転用を規制しております。平成26年の県内における農地の転用は約97ヘクタールで、1648件となっております。

県としましては、今後とも農地の農業上の利用を確保するため、関係法令に基づき、適正な運用に努めてまいります。

次に、宮古空港及び平良港の指定状況と家畜防疫官の配備体制についてお答えいたします。

県では、宮古地域においてチャーター便やクルーズ船の入港数が急激に増加し、口蹄疫などの悪性伝染病の侵入が危惧されることから、平成28年３月に、宮古空港及び平良港を家畜伝染病予防法に基づく動物検疫上の指定港として早期に指定するよう、農林水産省へ要請を行ったところであります。しかし、宮古空港

については、国際線受け入れ機能が未整備のため、平成28年９月８日付で平良港を先に指定するよう要請を行ったところであります。また、農林水産省動物検疫所沖縄支所の家畜防疫官の配備体制は、現在定員17名となっており、海外クルーズ船等の急増への対応のため、今年度は１名緊急増員を行うと聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、離島振興についての御質問の中の、離島から本島に出向く患者数と経済的負担についての御質問にお答えします。

がんの放射線治療を必要とする離島の患者数は、宮古圏域で69名、八重山圏域で68名と推計しております。また、宮古、八重山圏内の指定難病患者で、本島へ渡航する可能性のある患者数は、宮古圏域で154名、八重山圏域で159名となっております。本島の患者と比較した場合、離島の患者は、渡航費や宿泊費の面で経済的負担が生じている状況にあります。

県としましては、現在、離島の患者等の経済的負担の軽減を図るための新たな施策について検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　順不同となりますが、離島振興のほうから再質問させてください。

まず、下地島空港の特別会計、大変県の負担が大きゅうございます。それから、下地島空港、地域振興にとって大きな事業としてパイロット訓練場として進めてきたんですが、今まさに、ＪＡＬ、ＡＮＡ撤退後、大変県の負担となっております。この利活用というのは、喫緊の重要な課題と思っておりまして、いよいよ先が見えてきたなということで、先ほどの土建部長からの答弁があったんですが、せっかく選定した企業に対して、平成30年度に空港を中心とした大きな計画がある。それがどうも平成30年５月までには供用開始したいと言っているんだけれども、県からゴーの通知がないというようなことが懸念されております。今、大分検討が進んでいるということですが、企業者の計画が達成できるように、ぜひとも取り組みを願いたいと思っているんです。

浦崎副知事が沖縄振興委員会の委員長のようでございますが、この空港の活用というのは、大変大きな問題でありますから、浦崎副知事、先ほどの話、もう少し具体的に、平成30年５月の供用を目標としている企業者に対して、ぜひともにメッセージを送っていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

当然ながら、提案者それぞれの計画に十分配慮していきたいというふうに考えております。現時点で想定されるあらゆる影響を考慮して、事業実施条件等について詳細かつ前向きに協議を進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっとしつこいようで確認をさせていただきますが、平成30年５月の供用開始という目標に対しては、県の今の取り組みとして十分に進められるという理解でよろしゅうございますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

この平成30年５月のスタートという提案者側からの当初の事業計画と、今県と調整している内容というのは若干変更があります。ではありますけれども、この計画を含めて、提案者それぞれの計画には十分に配慮して、事業計画に影響がないような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　農水部長にちょっと伺いますけれども、先ほど商工労働部長から答弁いただきましたこの冷凍凍結技術というのは、すごくすぐれたものであるようでありまして、この農林水産物の生鮮保存技術というのが大分すぐれているということで期待しております。本土からの生鮮食料品等のアジア仕向けということも大事でありますが、我々県内の農林水産物をいかに長期保存して品質を確保して、海外へ仕向けていくかというのは大変重要であります。その辺に関して、農水部との連携、あるいは農水部として今後どうしようとしているのか、ハブ貨物空港をどう生かそうとしているのか、その辺を答弁ください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産部のほうとしても、離島あるいは農産物のそういう輸送体制については、重要だというふうに認識しております。農林水産部のほうとしましては、離島の農林水産物を県内外に流通させるためにも、冷凍技術も含めた鮮度保持技術の活用が重要であります。一方、近年多くの冷凍技術や鮮度保持技術が開発されており、導入に当たっては、効果やコストなどを十分確認することが求められております。

そのため、県では、平成27年度から、鮮度保持技

術と戦略出荷によるブランド確立事業により、プロント凍結技術も含めた鮮度保持技術の検証を行っているところであります。平成27年度は、先進地事例調査などを行い、活用可能な鮮度保持技術のリストアップを行ったところであり、平成28年度から29年度にかけて、これらの技術の検証を行って、現場のほうへ普及等を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　今の答弁は前回も聞いた答弁でありますから、アンリッシュという工場がうるま市にできていて、この技術が極めてすぐれていると。アジア向けも実績があるというような技術を、今ある技術をどう生かして効果を出していくか。その技術が極めてすぐれているものであれば、近々また那覇のハブ貨物のほうでも、商工労働部長、加工を含めた拠点づくりに向けているわけで、この圏域、沖縄県内における農林水産物、生鮮食料をどう生かして付加価値を高めていくか、あるいは流通を拡大していくかということを私は聞いているわけでして、もう少し連携がとれてないと今見ました。それで、しっかりとそういう現実にある技術を生かして、その可能性を速やかに地域におろして、生産の意欲に結びつけていくということを私は答弁として期待しているんですけれども、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほどは事業の概要等も含めて、商工のほうとの海外輸出も含めて連携しているつもりではありますけれども、先ほど先生がおっしゃったように、いろんな技術が今開発されております。例えば、今回のプロントについても、青果物あるいは果実についてどうしようかということがありますけれども、費用対効果あるいは輸出の中での品質保証とか、そういうことで今検討中であります。先ほど言いましたように、27年度についてはいろんな技術を検証しながら、具体的に品目、例えば、今回のプロントについては、マンゴーについてはどうなのかということを検討させてもらっていますし、あるいはシークヮーサーについては高等冷蔵技術を用いた棚持ちの改善等についても検討しております。いろんな青果物の冷凍施設というか、そういう可能性を検証しながら、最終的には現場のほうにどういう技術がおろせるのか検討していきたいと思いますし、また、商工、関係部局のほうとも連携をとってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　沖縄県の今高齢化、そして新たな農業をどうしていくかというのは重要な課題でありまして、販路の拡大、保存技術の確立ということは、極めて重要であります。ぜひともに沖縄県のハブ貨物というようなこの特区を生かして、地域の農林水産業、加工産業に生かしていくという大変重要な時期に来ていると思いますから、その辺はよろしくお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど実績の報告をいただきましたけれども、この農振農用地等の転用の話。農振、農用地の転用について、極めて構築が進んでいるということで、司法書士会あるいは宮古島市であれば農業委員会から県農業会議に対して、弾力化についての要請が出ていると思いますが、それはどう対応されているのか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　宮古島市の農業委員会のほうからの要望については認識しております。具体的には、第１種農地の不許可の例外規定についての運用を緩和してほしいという内容で要望が上がっておりますけれども、先ほど言ったように、農業会議ないしは関係市町村等についてアンケートないしは現状について確認したところ、まだこちらのほうについて緩和することは時期尚早だというような意見がありましたので、宮古島市の農業委員会等については、その旨回答しているところであります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　これも、大きく観光を含めた地域産業が伸びようとしている中で、この農地行政、農地法、農振法というのは大きな障害になっているということをしっかりと現場を見ていただきたいということ。

それから、実際的に遊休地の解消を進めながらも、遊休地がふえている。しかし、現場に行くと行政側は個人間の耕地の貸し借りを闇小作というような、法律違反というような言い方で、極めて犯罪的な表現で行政を進めている。これに関しては、ぜひともに、農用地をいかに活用していくかというのが目的であって、もちろん農地中間管理機構も農業委員会の事業も大事なんだけれども、個人間における農用地の利活用ということまで、こういう行政的な縛りをかけていくと大変なことでありますから、その辺に関しては、もう一度指導のあり方、農振、農用地の転用のあり方、それを県全体としてのルールをつくっていただきたい。どうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　県のほうで独自に法律を持っているわけではなくて、全国農地法に基づくもの、農振法に基づくもの等があります。特に今県議がおっしゃるように、どこどこの地域を考慮したということも反映しているかと思うんですけれども、やっぱり農地法に基づいて我々のほうとしては農業生産の基盤である農地の賃貸借権等の権利移動については、農業上の利用を確保するために、関係法令に基づいて手続が必要かなというふうに考えております。実態については、それぞれまた運用等があるかと思いますけれども、今現在、４月の農業会議等において検討した結果、やっぱり今の実態については運用を緩和することはちょっと厳しいかなという意見がありましたので、引き続きその辺の実態を含めて、将来的には検討していく必要はあるかなというふうには思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　次に、ちょっと知事の政治姿勢について、知事、今大変心労のきわみかなという思いを持ったりするんです。そもそも私は保守政治家ということで、翁長知事に大分期待をいたした部分がありまして、たとえ革新のオール沖縄で知事になられたとしても、たくさんのこれまでの人脈だとか、この交渉、行動をもって知事になられたものと非常に期待した面もあります。しかし、今の現実の流れを見ると、ある意味では、もう対立、極めてこれはもう交渉カードの切りようもないし、大変行き詰まった状況になってしまったなというふうに思ったりしているんです。

それで、そもそもこの基地問題の、私は根本的な混乱というものを助長させたのは、あの鳩山政権の最低でも県外、これで政権をとった。気がついたら抑止力も調べれば調べるほどよくわからないということで、また県に戻ってきたという、この県民の思いというものをもてあそんだ結果、我々の県内の政治事情というのは極めて感情的で難しくなったなというふうに思っております。この民主党政権を支えた皆さんも、もう知りません、存じませんということで、今自己批判もないようでありますが、私は、この問題、これは感情的になってしまった沖縄県民も、もう一回クールにしながら、現実的な対応というものをしなければならない。そういう意味で、この知事は、私はすごい天才的だなと思うのは、県民の怒りをまとめて保守・革新一つになって、新基地はつくらせないという知事になったわけで、極めて天才的な能力を持っているなという思いはあります。だけれども、この問題の解決に対して、あれよあれよという政治的な、現実的な判断、それができなくなってしまったなというふうに思っております。こういう状況でいきますと知事、ひょっとすると最高裁の判断はお構いなしに、どうももう辺野古に基地はつくらせないという沖縄県民の政府に対する不満、裏切られた不満というものが、そのまま知事は流れに乗っちゃうんじゃないかという危機感を持っておりますが、どうなんでしょう。その辺に関しては知事、どういう方向に向かおうとしているかというのを少し教えていただけませんか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　座喜味議員の御質問にお答えいたします。

座喜味議員のおっしゃる現実的な解決というのはどういうことなのか、まだ聞いたことがないんですね。辺野古を含むあらゆる可能性と、党としてはそういうふうにお持ちのようでありますが、みずからどういう形でこれを解決しようというようなものの道筋が現実的な座喜味さんからも聞かれないという中で、沖縄の長い歴史の中で、そして今日の政治の、今鳩山さんの話をされましたけれども、前知事のこともそうですが、いわゆる混乱をするようなそういったものがあった。そういう中で、ただただ一筋に変わらないのは、沖縄県民は0.6％に74％、あるいは戦後の歴史の中から、またこれから以降も何十年にわたってやっていくのかという、確かにそれを言うと今おっしゃるようなあつれきは生じます。あつれきが生ずると沖縄県民は後ろに引いて、そして何も言うなと、政府が決めてくれるよということが今日までの70年間だったわけですから、こういったことに対するやっぱり政権与党としての自民党県連が、現実的な考え方というものはどういうものであるかというのを示しながら、私たちが近づけるのかどうか、こういったこと等も話し合いながらやる必要があると思うんです。

私を非難するのも結構でありますが、今日までの政治のあり方がやっぱり県民の――私はそれを飢餓感と言っているんですが、飢餓感みたいなものを何とかしてくれよと。私から言いますと、どの政党を１議席ふやしたり減らしたりしても、県民からしたらそう大したことではない。だから、政党あるいは政治全体挙げて、この70年間の沖縄の基地の問題、どうにかしてもらいたいというようなものにできるだけ応えたいということで今の私があるわけですが、それが応えられているかどうかはわかりません。わかりませんが、私の今日までの政治経歴を含めて、全てをかけてその一歩前進というようなものに向けて頑張っていきたいというようなところが今の私の立場であります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私は知事に聞いたんですけれども、私に意見を述べさせたらとうとうと述べさせていただきますがね。

いずれにしても、知事は少なくともトップリーダーでありますから、現実的により前進という形をとらざるを得ない。結局、この基地問題というものが大衆運動という、この県民の思いということと、私は知事の判断すべきことは違うというふうに思います、これはリーダーとして。トータルして物事を判断しないといけないと思っております。まず、私は今回のこの公有水面埋立承認の取り消しということ、これに関して、行政を経験した者として、前知事が法律に基づいて承認したことを瑕疵があったとして取り消すことは、もはや争うことにはなり得ないんじゃないかという思いがありまして、これは明らかに――我々県議会でも百条委員会を含めて議論をしてきましたが、法に基づいて承認したものを県知事みずから取り消すということは、これはもともとあってはならないし、行政の継続性だとか、この法の安定からするとあってはならないと私は思っているんです。この根本的に取り消すに至った瑕疵とは何なのか。これが県民に説明されていないのではないかと思うんですが。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　瑕疵とは何かということでございます。

公有水面埋立法４条１項１号及び２号にそれぞれ瑕疵があるということで第三者委員会からの検討結果の報告を受けまして、県庁内部におきましても精査いたしました結果、やはり瑕疵があるというふうに判断したところでございます。

若干具体的になりますけれども、１号要件といいますのは、国土利用上適正かつ合理的であることという要件があるわけでございますけれども、埋め立ての必要性というところのほうでは、具体的、実証的な説明が前知事が行った承認審査の中では十分になされていないと。一方で、自然環境ですとか、生活環境に重大な悪影響を与えるということについて十分検討がなされず、その両者を比較した場合には、やはりこの不利益が利益を上回るというようなことが承認取り消し、１号要件の根拠でございます。それから２号要件、環境保全及び災害防止に十分配慮されているものということがありますけれども、環境保全措置が問題の状況及び影響を的確に把握したとは言いがたいと。さらに、その程度も十分ではないということで、要件を充足していないということで、結論といたしまして、１号要件、２号要件、いずれにおいても瑕疵があるというふうに判断したわけでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　もし瑕疵があったとすると、国と争うことなく、県内部のこの審査した職員という者の責任、前知事の責任というのが問われるべきであって、これはあり得ないことです。

環境部長に僕はちょっと伺いたいんだけれども、埋立法に基づく手続の中で、この環境という問題は、いろんな問題を提起するのかもしれないが、環境のこのいろんなさまざまな多様な課題に対して、完全な手法とか技術が確立されていないということが多いと思います。そういう場合に、環境部としてどういうことをどこまで求めていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えをします。

公有水面埋立法に基づいて承認をしていきますけれども、その前に環境影響評価法、それから沖縄県環境影響条例に基づいて手続を経ていくわけでございます。この普天間飛行場代替施設建設事業につきましては、あらゆる事業者のほうで環境保全措置をとるということがございますけれども、その環境保全措置というものが大変不確実性が高いというところで、その判断した根拠なりが示された環境保全措置というものが十分反映させているのかということで、この内容で示された環境保全措置では払拭できないというような意見を入れさせていただきまして、土建部のほうでそれを踏まえて、その判断をしたというふうな流れではあります。その観点で、今環境部としましては、示された環境保全措置が十分ではないというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　環境に関して不確実なものに対して、その監視体制ないしちゃんとした対応をとる組織をつくっていく。従来のあり方というのは、こういう形をとるだけで十分であったはずなんであります。今回は、辺野古埋め立てに関しては、これまでのやり方とは違って、なおかつ厳しい審査をして環境には附帯をつけて承認はしたはずであります。ほかの地域と比べてどうなんですか、この辺野古の環境評価に関して、対策に関して。

○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　失礼でございますけれども、承認に当たるその権限というのは、環境部ではなくて土木建築部のほうになるわけですけれども、土木建築部のほうで我々の意見も踏まえて判断をしたというふうなことであると考えております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　細かいこと言ってもしようがないんですが、とにかく辺野古の埋め立てに関しては、この従来の承認のあり方と違って、極めて政治的に僕はやられているというような思いを持っております。なぜならば、これまで那覇港にしても、その他いろいろあるんでしょうが、辺野古に関しては特別に厳しくやっていて、なおかつ環境の措置に関して不十分だという言い方、これは極めて大きな課題だと。１つは、この事業に関して不公平があるということ。それから、第三者委員会なる知事の私的諮問機関でもって、極めて職員に対して大きなプレッシャーをかけてきたんじゃないか。それの結果はどうなのかというと、県の行政のあり方に対する職員の恐怖、それから士気が落ちてしまうという大きな問題もあったと思うんです。どうなんですか、知事、この辺は。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　士気が落ちるのではないかということですけれども、やはり行政のほうでは、事象取り消しというものが行政法上も認められております。瑕疵ある行政は放置できないということで、それについてやはり瑕疵があればそれは正す、これが法治主義の原則ということで、我々公務員はそれに基づいて仕事をしているということでございます。
○座喜味　一幸君　以上で終わります。
　知事には、どうぞ法律にはしっかりと従っていただきますようお願い申し上げて終わります。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　まず、先島地区のラジオの強靱化について質問させてください。
　美ぎ島美しゃのほうから、バンナ岳、川平中継局を建設していただきたい、改修していただきたいという旨の要請があったと思いますが、これについて県の考え方を聞かせてください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（下地明和君）　ただいま議員からのお話がありましたように、先島地区のラジオ中継局については、平成15年度から平成16年度にかけて整備したということもありまして、老朽化も激しいということも含めて、中波ラジオの放送受信障害解消というのをしてほしいということでありました。15年、16年にかけて中波ラジオのこの放送受信障害解消事業を行って放送ネットワークを構築するということで、当時は宮古地区、それから八重山地区の各広域圏事務組合に対して、県が財政支援をすると。あるいは県の行政情報ネットワークを通した支援ということで整備をしてまいりました。
　今回の強靱化のための中継局の見直し、これにつきましては、現状における課題を把握した上で、具体的な整備方法、あるいは時期、あるいは費用等を明確にする必要があると考えておりますので、今後、広域圏事務組合等関係機関と十分に意見交換、調整をして、県としてどういう支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　先ほど部長のほうから、前回も県が何らかの支援をしたということが今答弁されましたので、ぜひこれは台風のやはり常襲地帯でもありますし、また、大型化している中で、ぜひともこの対応を検討するということですので、しっかりと応えていただいて、台風災害に対する、そしてまた津波対策含めたさまざまな災害に対して、迅速に市民、郡民、県民が対応できるような方策をぜひとも煮詰めていただきたいというふうに思いますので、再度決意のほどをお願いします。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（下地明和君）　これは美ぎ島美しゃ等含め、いろんなところから要請があるところでありますので、早急に前回の事業主体でありました広域圏事務組合と意見交換し、財源も含めてどのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひ実現していただきたいと期待をいたします。
　次に、離島における超高速ブロードバンドの環境整備について、現在の状況を説明してください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（下地明和君）　現在は、離島におけるこの超高速ブロードバンド、陸上部の整備ということになりましたが、その前提として海底ケーブルの敷設等事前の事業が今度の10月に完了する見込みであります。それを受けまして、今度はそういう陸上部の整備されていない部分、そこをどう整備していくかということで今検討を進めておりまして、県では今年度から31年度にかけて、離島・過疎地域などの条件不利地

域を対象に、陸上部における光ケーブルを敷設する超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしております。そして、初めに今年度は与那国町、それから国頭村を整備することとしておりまして、竹富町などほかの離島あるいは宮古等先島含めて、まだ未整備のところについては、29年度以降に、今度事業者となりましたＮＴＴ西日本の事業者、あるいは関係市町村の負担もありますので、財政的なその負担の順序も含めて、関係市町村と調整して早急に整備計画を策定して順次進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今の答弁の中で、今年度は与那国町、そしてまた国頭村を整備していきますと。順次、竹富町含めたほかの離島、多分整備をしていきたいなということで答弁をいただきました。しっかりと計画をつくっていただきたいなというふうに期待します。そしてまた、今回この問題、やっぱり竹富町、そして小浜島、西表島、リゾートのある地域は大変にこれを待ち望んでいます。島に行くたびに観光客からこれが整備されていないと。まさに観光の島と言われている竹富町も絶対にこれが必要ですよということを強く言っています。29年度から31年度まで整備すると。今年度多分概算要求でもう出しているかと思うんですよね。とりあえず29年度どこをやろうとしているのか、それをちょっと答弁してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

29年度の計画については、28年度、今年度の発注が熊本震災によってどうしてもそこに集中した応援をしなければいけないということで、若干発注がおくれました。そういうこともあって、その事業者の選定がおくれましたので、今、鋭意29年度以降の事業者と計画、それから関係市町村含めて計画を詰めているところでありまして、まだ決定はしておりません。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　全部先島をやるということは多分難しいと思うんです。当然沖縄本島の離島１カ所と先島の１カ所と振り分けて、31年度がケツですので、それまでに早目にやはり要望があるところは手をつけていただきたいなと。そこは多分業者さんとの調整になるかと思いますけれども、先ほど行政との調整も必要ですよというふうな話もお聞きしましたけれども、ぜひ観光をこれから伸ばしていきたい。そしてまた行ってみたい島とかいろいろ言われている先島の特に竹富町の離島には一日も早い建設をしていただいて、やっぱり観光客のニーズに応える。これはもう行政として当然だというふうに私は思っていますので、ぜひ結果を出していただきたいなというふうに思います。八重山出身の安慶田副知事、一言お願いします。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　担当ではございませんが、御指名でありますので、今企画部長とのやりとりを聞いてみて、離島の非常にハンディというのは私自身も十分にしっかりと心得ているつもりでありますから、議員のあるいはまた住民の希望に沿うように関係部局と進めてまいりたいとそう思っております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、スーパーヨットの誘致に向けて、まず港湾のインフラ整備を私質問しましたが、土建部のほうでどのような考えがあるのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　スーパーヨットの誘致に関する御質問ということでお答えさせていただきます。

スーパーヨットの誘致については、富裕層市場の獲得に一定の効果が期待できると考えております。スーパーヨットを含む外国籍船の受け入れにおいては、従前、入国管理局、税関、検疫所等への個別の入港申請手続に多くの時間と労力を要しているという声、指摘がございましたが、現時点では、入港申請手続が電子システムで一元化されて、関係省庁への申請が一度の申請入力で可能となるなど、国において手続の簡素化が講じられております。

今後のスーパーヨットの誘致については、市場規模や経済効果、受け入れに成功しているアジア地域の事例等を調査することとしておりまして、その調査結果を踏まえて、取り組みの方向性を定めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ちょっと休憩いいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　失礼いたしました。

お答えいたします。

八重山地域のこの港湾のインフラについて、このスーパーヨット対応でどういう計画があるかということだと思いますが、現状、このスーパーヨットについての需要等についても十分把握できていないということもありまして、現状では明確な計画というのを持っているものではございません。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今、港湾整備は国のほうでしっかりと石垣港に対する手厚い予算もつけながら整備をしようとしているのは現実であります。

そこで、先ほど観光部長のほうからありましたとおり、国のほうでもこれまでの規制を大変緩和していただいているということでありますので、このシングルウインドーというんですか、（資料を掲示）　このイメージ図をいただきましたので、これちょっとかいつまんで説明してください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　従前、このスーパーヨット等の外国船籍を受け入れる船舶代理店においては、例えば税関、それから入国管理、それから港湾管理者であったり、それから海上交通センター、海上保安部、地方運輸局、検疫所等々に対して個別に申請手続を行うということで、かなり申請内容については、申告するこちらの情報についてはダブるところもございますので、非常に煩雑であった部分、それから各所管のところからの回答についてもまとめていただけるという状況ではありませんでした。今般それがシングルウインドーという形で窓口が一元化されまして、そういった船舶代理店が事前にそのシステムの中でＩＤ登録をしまして、そういった形で事前に済ませておりますと、１回の申請入力でこれらの先ほどの所管に申請が行くと。そしてその所管のほうで検討、判断をしまして返すと。大体その標準的な処理時間が申請後１時間ぐらいでおおむね回答できているというふうなことも聞いております。非常に簡便な形でシステムが統一されたと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　国際観光イノベーション特区ということで、沖縄県は特区がなされております。

そういう中で、やっぱりリゾート地として整備しながら観光、富裕層を引っ張っていく。世界で約7000隻ぐらいあるこのスーパーヨットをしっかりと誘致できるようなことも大変進んでいますね。これは法務省、そしてまた財務省、それと国交省からの回答をいただいたと。ＮＰＯ法人からの申請に対してしっかりと回答をいただいたということで、これ多分相当進むかなと本当に期待しています。特区をとったというのは、やっぱりそこに私は強みがあるというふうに思っていますので、それが実現できそうなところまで来ましたので、ぜひ最後まで仕上げていただきたいなというふうに思っています。

そしてまた、今県が何か事業されていますよね。ラグジュアリートラベル・ビジネス調査事業、これをちょっと説明してください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　観光収入１兆円を達成するためには、各層からの観光客の誘致が、国内外から誘致していくということが重要だと考えています。その中で観光消費額を高めていく上では、富裕層の誘致が非常に重要だと思っておりまして、これについてはアジア経済戦略構想の中でもそういった位置づけをしていただいております。それを受けまして、県のほうでは今年度ラグジュアリートラベル・ビジネス調査事業というのを実施することとしております。その中で、その富裕層の一環でありますスーパーヨットについても、例えばその受け入れに相当程度の実績がございます、東南アジアですとインドネシア、そういったところでの受け入れ状況、それから実際にそういったスーパーヨットの商談会がフロリダのほうでも開催されているようでございますので、そこで事業者等に対するヒアリングアンケート等を実施しながら、受け入れ環境の整備や誘致に向けた取り組みの方向性を定めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひこれ誘致をお願いしたいというふうに思います。そしてまた、今クルーズ船は頻繁に寄港できていますよね。この観光特区の中に、クルーズ船プラスこのスーパーヨットという文字を入れられないかということをちょっと提案できませんか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　本県は観光イノベーション特区という形で指定をいただいているところでございます。その中で、インバウンド含めた誘客の促進、議員からございますスーパーヨットの誘致についても、先ほど説明いたしましたシステムの一元化をされておりますが、実際に事業者がそれをまた今現在ＩＤ登録中で、これから利用するようです。そういった利用状況なども踏まえまして、適宜特区申請等の必要性があれば検討していきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やっぱりスーパーヨットの誘致をしていくことによって、当然隣の宮古島市の下地島空港、そこにはプライベートジェット機が来る。そしてまたスーパーヨットに乗ってまた行く。逆のパターンもありかなというふうに思っているんです。これ一大特区事業の中で、本当に脚光を浴びるものだと期待しています。ぜひ力を入れて、昨年度も石垣のほうにも３隻ほど来ましたけれども、実証実験みたいな形で来たんですが、１隻当たり2000万ぐらいの投資をしていただいたんですか、効果があったということを聞いております。この船が沖縄本島、石垣から始め、そしてまた宮古、沖縄本島と沖縄の中でしっかり来ていただけるような方向性をとれば、さらなる観光の飛躍に私はつながるんじゃないかなというふうに期待しております。

そしてまた、お隣の台湾でこのスーパーヨットを造船しているということも聞きました。初めての航海を石垣に寄って、宮古に寄って、沖縄本島へ行ってその国へ帰るとか、そういうパターンもできるんじゃないかなというふうに思いますので、観光1000万人を目指す。そしてまた質の高い観光を目指すのであれば、そのことについても真摯に受けとめながら、しっかりと対応して実現していただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

県立学校の寮の問題、そしてまた学校の問題も含めて、これ現在どのようになっているのか説明を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　御質問の趣旨は、入寮資格の関係かと伺っておりますけれども、寄宿舎の入寮に際しましては、今現在、保証人の方をお願いしております。これは生徒が病気でありますとか緊急時の際に、保護者が対応できない、離島であったり遠隔で対応できない場合に、生徒の安全を確保するためにお願いをしているものでございます。そのため、この保証人の方は緊急時に対応可能な学校所在の市町村、近隣の市町村に居住する方をお願いしています。八重山地区の離島の生徒につきましては、高校がある石垣市にいらっしゃる方に保証人をお願いしていますけれども、引き受ける方がいない、どうしても見つからないという場合には、何とかお願いしているんですが、どうしても見つからない場合は弾力的に運用するという形で生徒が入寮できるように取り扱っているところであります。今後とも不利益のないように扱っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これまで入寮できないケースはありましたか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　私が聞いたところでは、保証人がいないということで入寮できないという報告は受けておりません。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ちょっと文書を読むと、規則を読むと多分ＰＴＡというか保護者の方はびっくりされるんじゃないかなと思うんです。一応、頭のほうに原則としてというふうにありますので、そこで弾力的にやっているかなというふうに思いますが、ぜひこれ支障のないようにこれからの対応をひとつよろしくお願いいたします。

次に、久部良漁港の整備について、この取締船を水産庁の船が来るようなものをつくっていただきたいという要望、これは以前からありますので、現在違法操業の実態はどうなっているのか説明をしてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

漁港施設の整備に当たっては、漁業取締船の利用実績または利用予定者からの整備要望があり、施設整備後の継続利用と事業効果が十分に見込まれることが不可欠であります。県では、与那国町からの整備要望を受け、水産庁や沖縄総合事務局、与那国町と調整しつつ、事業化の可能性を検討しているところであります。なお、事業化に当たっては、不定期かつ無通告での寄港となる漁業取締船に対応した燃油や食料の確保、あるいは整備に要する事業費が30億円を超えることが想定されております。そういうのを踏まえて、今現在関係者のほうと調整しているところであります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　失礼しました。

答弁のほう、違法操業の拿捕の状況ですけれども、平成26年度は中国サンゴ網漁船４隻、台湾マグロはえ縄漁船２隻、韓国マグロはえ縄漁船１隻、合計７隻を拿捕しております。27年度は水産庁の漁業取締船が、５月17日に与那国島近海で、６月22日に北大東

島の沖合でいずれも台湾マグロはえ縄漁船を拿捕しております。28年度は今のところは本島周辺海域での外国漁船の拿捕はありません。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　漁業基金を使って取り締まりの漁船を使ってやっているかと思うんですが、どのくらい予算を使われていますか、これ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

基金のほうにおきまして、外国漁船操業等調査監視事業があります。この事業については、漁業者が漁業活動を行いながら外国漁船の操業などを監視する経費について、定額で助成されているところであります。平成27年度の事業実績といたしましては、905隻、金額にしまして21億1091万円となっております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　大変な金額もやりながら監視をしているわけなんですが、水産庁の船がやはり近くにいて、いつでも行動できるという体制はどうしても必要なんです。それの方向性をどうしてもまたこれ整理をしていただきたいと。水産庁の今の見解はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

水産庁のほうにおきましては、漁業取締船が26年度１回きりの寄港ということで、特に水産庁からの問い合わせというかそういう申し出は今ございません。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

水産庁とのやりとりの中でもそうなんですけれども、今試算の状況の中で事業費が30億を超えるというような想定の中で、費用対効果あるいは取締船を所管する機関との連携、新たな事業の効果等を含めて、今水産庁のほうとはそこら辺との検討をさせてもらっているところであります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これ以前からちょっと額も大きくなるということで話もあったんですが、ぜひ整備してしっかりと監視ができる体制をとっていただきたいなというふうに思っています。

29年度の事業予定は、久部良漁港の事業予定があるのであれば説明してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今の要請を含めてもう一つ地元のほうからは、船揚げ場、浮き桟橋、防風柵の整備等を要請しているところであります。そこについて、29年度については船揚げ場、浮き桟橋、防風棚を整備していく考えを持っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひよろしくお願いします。

次に移ります。

離島の産業廃棄物の処理について、これは以前にも私取り上げて、木くずの処理をしていただきたいという施設をつくっていただきたいという質問をいたしました。その後どうなったのか。今どういうふうになっているのか説明してください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　議員から御指摘がございました離島における産業廃棄物焼却施設の件ですけれども、２月議会のほうで御質問があったということでございますので、早速翌月の３月に担当職員が出向きまして、木くずの排出事業者であります建設業協会八重山支部、それから処理業者、それから石垣市等々と面談をして、木くずの発生状況、それから処理の状況等についてヒアリングを行ってきました。その中で質疑もありましたとおり、リサイクル等の推進事業補助金につきましても説明をしてきております。現在、今回も１月から３月にかけてもホームページ等を通じて、また産業廃棄物協会等も通じて周知を図っておりますけれども、７月下旬から９月上旬にかけても追加の募集もかけているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やっぱり先島にもそういう産業廃棄処理施設、絶対必要だと思うんです。これは今は相当機械のほうも発達して改良されていて、いろんな物が燃やせるよと。結局最終処分場の埋め立てとか今石垣市いろいろやっているんですが、燃やせる物は燃やしてもらいたい。この那覇と一緒で。それも含めながら

やっていく必要性があると思うんです。今どきこの木くずをいろんなところに送り込む、そういう時代じゃないと私は思うんです。何で先島にこんなことができないのかなと。これは建設する意思があるのかないのか聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　産業廃棄物につきましては、まず排出事業者が処理を行うというのが基本でございます。一般廃棄物については市町村という形になっておりますけれども、そういう形で石垣市におきましては、処理能力がいわゆる小さいというところと、あと焼却した後の灰の処分先がないということでそういう問題を抱えております。我々としましては、この焼却施設の建設、設置も必要だと思っておりますし、また、石垣市と連携も図りながらこの木くずを逆にまた燃やさなくて、ペレット状にしてリサイクルするとかそういうものも提案しつつ、今後やっていきたいなということで、そういう仕組みづくりというものも、今市役所それから事業所も含めて検討を始めたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　竹富町においては、世界遺産登録とかいろんなことをやろうとしている中で、やはり自然環境を大事にしていく上でも必要なものは必要なんです。これは県もしっかりと本腰入れてやっていただかないと、事業者だけに任せるとか市町村だけに任せるとか、そういうレベルでは私はないと思います。やっぱり沖縄って美しいねと言われている島であって、そんな施設もないのと、逆に。再度答弁してください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　そのとおりだと思います。

やはり県も適正な処理に向けて事業者と一緒になっていろんな形で進めていきたいと思っておりますけれども、その地域地域で市町村と連携を図らないといけないところもございますので、そういったところも我々十分連携を図りつつ、地元に入ってそういう問題の解決に向けて進めていきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これ建設に向けて取り組むというやはり意思確認が私は必要だと思います。これは行政の三役の誰かが答えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

産業廃棄物につきましては、当然のことながら業者がそれをすべきなんですけれども、しかし県としましては、北部にも今一応県としてつくっていくという方向性を見出しておりますので、これから市町村の意見を聞きながら、また県の財政状況も踏まえながら、基本的には進めていく方向で検討してまいりたいとそういうふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　よろしくお願いいたします。

次に、波照間地区の公共交通について、まず空路について現状を説明してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

波照間―石垣間の航空路線、これにつきましては、石垣―波照間間のその就航予定しておりました第一航空、これが昨年８月28日に粟国空港で事故を起こしておりまして、現在、粟国路線の再開に向けて国土交通省大阪航空局と調整を行っているところであります。この路線の再開後に必要な機長の確保の見通しが立った段階で、石垣―波照間路線の就航時期が明らかになるというところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　波照間島に行ってまいりました。大変立派なターミナルが完成していました。まさに本来ならもう飛んでいるんですよね。いろいろ事故があったということ、これは事実ですのでいたし方ないかなと思うんですが、ただ、ずるずるずるずるもう行ってしまって、いつ飛ぶのかもわからないという中で、やっぱり離島の波照間に住んでいる方々の思いというのは、ちょっと波がしけたら船で行けない。飛行機だったら行けるかもしれないという状況なんです。やっぱりこれは航空会社にも働きかけるのも当然だと思うし、何らかの形でやはり国交省ともお話をしながら、時期をいつまでということを聞くぐらいのことはぜひやっていただいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

県としましても、無為に時間を過ごしているわけではありませんで、航空局のほうに先にできないかということも含めていろいろ話をしているところでありますが、大阪航空局にその確認をしたところ、現在認可を受けている路線、先ほど事故を起こした粟国路線で

すが、そこの安全確認が行われていない状況において、新規路線の認可というのはできないという回答をいただいているところであります。今後早急に粟国路線の問題解決を図れるようまた要請もしながら、その次の波照間も順次という形で、持てる限りの力で頑張りたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　相手があることですのでなかなか厳しいのかなと思うし、また、限りがあるのかなとこれも理解しないわけではないんですが、ぜひ一日も早い再開を期待したいなというふうに思っております。

その中で、今度海のほうです。これはフェリーをつくっていこうということで、当初建造予定があったと思うんですが、これどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

海のほうの航路については、現在フェリーが週に三、四回、それから高速艇が１日に３便ほど往復ですが、運航している状況でございます。ただし、その中においてフェリーのほうがかなり老朽化しているということで、その代替船について検討を始めているというところでありますが、現在、安栄さんの航路ではありますが、その安栄さんの航路としましては、トータルで黒字航路になっております。黒字航路は建造の支援ということができませんので、建造してリースをすると。その段階で償却が大きくて赤字になる見込みがあるということを踏まえまして、その見通しでもって今新造船に向けての計画を事業者さんのみでなく、国、県、市が入った検討委員会でもってどういった船をつくるのか、あるいはどういう収支見通しになってくるかということを踏まえながら事業を進めようということで、検討委員会を二、三回ほど開きながら今進めている状況であります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今の説明もそれはそれでいいんですが、当初の建造予定はいつだったのかと聞いたんですよ。当初の建造予定はいつだったのかと聞いたんですよ。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

当初の計画では、27年度までに船舶建造に係る手続を終えまして、28から29年度までに建造すると。リース契約を結んで就航した上で赤字の決算が出た場合は、買い取りの手続をするというような計画で進めてきたところであります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今部長が答弁されたように、28年、29年建造されていたんですよね、もう。今28年です。手もついてないじゃないの。何でできなかったのか説明してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

検討委員会を進めるに当たって、事業者さんのほうから船の計画等をいろいろお聞きしながら進めているところでありましたけれども、現在の船と非常にサイズの違う計画が出てきたところで、適正な船の大きさといいますか、トン数といいますか、それはどういったものかということをそれぞれの検討委員会のメンバーで検討しながら進めてきたところであります。ちょっと正確ではありませんが、現在の船は200トンを切る船なんですが、これに対して600トンの案、900トンの案が出たと聞いております。274トンも出ましたか、３つの案が出ましたけれども、その中でどれが適正か需要に合うかとか、いろいろ当然シミュレーションをしなければいけません。そういったものを事業者さんのほうにお願いしながら進めているところですが、それに時間を要していると聞いております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　業者のせいにされても困るだろうし、ただ、県はやると言った以上はその完成に向けて全力を挙げるべきじゃないの。何のための工程表ですか、これ。できることをまさにあの島に鉄道もなければ高速道路もない。道と一緒なんですよ、あれ。それなのにおくれていて、業者が工事説明ができなかったとか、そんな問題じゃないんじゃないの、これ。あなた方が逆に指導してこうすべきだとか言うのが筋じゃないんですか、これ。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおり、我々も精いっぱい頑張っているところであります。できるだけおくれを取り戻すように頑張りますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは、改めて聞きます。
　いつ建造させるか答えてください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（下地明和君）　今検討委員会の状況がまだ確定しておりませんので、ここで申し上げるのは、できるだけ早く建造に向けて取り組みたいということであります。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　私は、最低でも今年度中には建造させるよというぐらいの意欲を見せないと、いつまでたってもできないでしょう、これ。ケツは31年でしょう、これ。しかもおくれおくれになっていて、これから建造して２年かかるんです。そのことを踏まえたら最低でも年度内には建造させるという、これ三役しか答えられないと思いますので答弁してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午前11時34分休憩
　午前11時34分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　企画部長。
○企画部長（下地明和君）　先ほども申し上げましたが、今年度の着工に向けて全力を挙げて頑張りたいと思います。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひ頑張ってください。皆さん、私たちも応援していますので、ぜひやってください。
　次に、県営団地の今の状況を説明してください。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　県営新川団地建てかえ工事は、平成27年度から平成35年度までの４期に分けて実施する事業となっております。第１期工事は、当初平成27年度に着手する予定でありましたけれども、建築工事の入札不落等があって、平成28年度、今年度予算を確保、入札要件の見直し等を行って改めて発注し、10月着手を予定しております。引き続き平成29年度末の完成に向けて、鋭意取り組んでいきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これは多分１工区から４工区まであったと思うんですが、全て入札は終わっていますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　建築が１工区から４工区、電気・機械・昇降機という工区全て契約が完了しております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　いろいろあってなかなか落札できなかったという面もありましたけれども、今お聞きしたら全て終わっているということですので、当初よりおくれましたけれども、ぜひ立派なものをつくっていただければというふうに思っております。
　次に、県の水産試験場、川平のこれどうなっているのか説明してください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。
　水産海洋技術センター石垣支所では、おきなわ産ミーバイ養殖推進事業において、県産養殖ハタ類の採卵誘発技術を開発するため、タマカイ親魚水槽の新設、500トン２基と200トン１基を予定しております。平成27年度は旧水槽の解体撤去を行い、平成28年度は新設工事を実施する予定をしております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これはまだ入札落ちてないですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。
　１回目の入札が６月告示を行いましたけれども不落になりました。２回目も入札業者がなくて応札がありませんでした。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　なかったということは、これ予算が流れないのか心配なんですがどうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　今後は随意契約の可能性を調整図っていきたいというふうに思っております。年度内の事業着工に向けて随意契約等含めて検討していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　いろいろ人手不足で大変なことがあってできないかなというところもありますけれども、ただ、そうも言っておられませんので、必ず整備をしていただきたいというふうに思っています。
　ちょっと順番飛ばしますけれども、畜産の振興について、引き続きこの種雄牛について県が今回やったことを説明してください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　県では、おきなわブランドを確立するために、肉用牛群改良基地育成事業で優良種雄牛の育成に取り組んでおります。肉用牛群改良基地育成事業では、直接検定及び現場後代検定などの産肉能力検定を実施しております。優良種雄牛の作出によって、優良な遺伝能力を保有する雌牛が確保されれば農家の経営が安定し、

肉用牛生産基盤が強化されます。また、今年度は県外から遺伝能力の高い優良雌牛を導入し、血統の多様化や肉質及び増体能力を兼ね備えた種雄牛の作出にも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今県外から雌牛を導入したという答弁がありましたが、この内容もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今回、鳥取のほうから導入しました優良雌牛について、２頭導入いたしました。去る７月22日に鳥取県中央家畜市場において、ふきという牛とあびるという牛２頭を導入しております。特にふきにつきましては、血統が鳥取県の育成家のほうで上位２番目にありまして、繁殖性、産肉性にすぐれているものであります。そういうことで、県のほうとしましては、この２頭を導入することによって、効果的な計画交配を行いまして、受精卵移植技術などを活用してできるだけ早い時期にその導入牛の活用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これ値段もわかるのであれば教えてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　２頭のうち、ふきのほうが落札価格のほうが435万円、あびるのほうが落札価格が131万円となっております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　県内畜産業界にとって大変すばらしいことだなというふうに私は評価します。沖縄県でこれだけ高額な導入をしたことは多分ないと私は思うんですけれどもありますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今回この牛については、沖縄県のほうとしては非常に外部からの一応肉質等からいろんな面でトップの成績を得ているものですから、これについてはぜひ沖縄のほうに導入したいということで、今回こういう値段で落札させていただきました。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今畜産業界は本当に上り調子なんです。そこでまた何ていうんですか、これまで沖縄では北国７の８、そしてまた北福波、大変すばらしい牛が出てきました。そういうすばらしい牛を今やろうというこの畜産課の取り組み、これは本当に大いに評価できるものだというふうに思っています。特に八重山は農業生産の６割以上が畜産ですので、しっかりとまたこれ起爆剤になるんじゃないかなと。また、立派な牛を買って立派な種をつくるということは、本当にＴＰＰ含めたどんなときにも対応できるというふうに期待しておりますので、ぜひまたいい値段でとった中で、必ず結果が出るようにやっていただく。またこれからが多分厳しい試練もあるかと思いますが、頑張っていただきたいというふうに思っています。

最後に、尖閣の特に１点だけ質問させてください。

去る石垣市議会で尖閣に関する課題ということで、仲裁裁判所に提訴するという意見書を出してありました。これはフィリピンとか南シナ海の領有権をめぐって、オランダのハーグの仲裁裁判所で中国の主権を一切認めないという結果も出たんです。まさにそのことも含めて、やっぱり尖閣で活動自制させるという状況をつくり出すのも一つかなと。これまで対話でといろんな話もありましたが、なかなか進展しないと。そこまでやっぱり石垣は直面している問題が大きいということでこれ訴えてありますので、この裁判を求める提訴についてのちょっと県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　申しわけございません。私ちょっとこのお話今議員から初めてお聞きしまして、ちょっと地元石垣市がそういうようなことまで行っているということを承知していなくて申しわけございません。しっかりこの中身を調べまして、また県の今後の方向性も検討してまいりたいというふうに考えております。

○砂川　利勝君　終わります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

［翁長政俊君登壇］

○翁長　政俊君　それでは、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、埋立承認取り消し違法確認訴訟で国の全面勝訴判決が下されました。県が敗訴した要因と判決に対する知事の見解を伺いたい。また、今後の対応についても伺います。

(2)、自衛隊の存在意義と先島諸島への配備計画について、知事の基本姿勢と配備計画に対する賛否を伺いたい。

２、国が進める高江ヘリパッド建設は、米軍基地の整理縮小を促進する事業と理解していますが、同事業に対する知事のスタンスと認識、権限の有無について伺います。

３、内閣府は沖縄新興予算の2017年度概算要求額

を3210億円と決定しました。対前年当初予算比140億円の減となり厳しい現状であります。この減額査定を知事はどう理解し、分析しているのか。また、予算成立時までの対応について伺います。

４、ＭＩＣＥ用地取得について、当初、沖縄振興特別推進交付金の充当を見込んでいましたが、予定県有地の購入費72億272万円の全てを県の一般財源と県債をもって補う事態に至っている。なぜそうなったのか、一括交付金の使い方も含めて伺います。

５、前議会でワシントン事務所の業務実態を精査し、報告するとの答弁がなされていますが、その結果を聞きたい。業務内容及び事業成果についても伺います。

６、我が党の代表質問との関連については、辺野古陸上部工事の再開容認がされたのか、その経過について伺います。

あとは質問席から再質問いたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄振興予算の2017年度概算要求額についてに関する御質問の中の、平成29年度の沖縄振興予算についてお答えをいたします。

内閣府の平成29年度概算要求においては、総額3210億円の沖縄振興予算が計上されました。今年度の当初予算額を下回る水準ではありますが、厳しい財政状況の中、3000億円台が確保されたところであります。その内容につきましては、那覇空港平行滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、拠点返還地跡地利用推進交付金、沖縄子供の貧困緊急対策事業等について、所要の額が計上されたところであります。また、県土の均衡ある発展を図るための北部振興事業や鉄軌道に係る調査費が計上されるなど、基本的には本県の振興に配慮がなされたものと考えております。

一括交付金の減額については残念でありますが、改めて執行率の課題が指摘されたことを受けとめ、引き続き改善に努めることとしております。

平成29年度の沖縄振興予算につきましては、去る８月10日に菅官房長官、鶴保内閣府沖縄担当大臣、自民党高村副総裁並びに二階幹事長に対して要請を行い、所要額の確保を働きかけてきたところです。また、９月14日には、二階幹事長に概算要求額の満額確保を要請したところです。引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にするとともに、県選出国会議員並びに県議会議員初め関係各位の協力を得ながら、概算要求の満額が措置されるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、判決に対する見解と今後の対応についてお答えいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。

また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、自衛隊の存在意義と先島諸島への配備計画についてお答えいたします。

多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、災害救助や不発弾処理など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、高江ヘリパッド建設についての御質問の中の、北部訓練場ヘリ着陸帯の移設についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮

小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

オスプレイについては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、引き続き日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

ヘリ着陸帯移設工事に当たっては、県から沖縄防衛局に対し、機会あるごとに沖縄県や地域住民に十分な説明をするよう求めております。県は、去る９月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について沖縄防衛局と意見交換を行いました。

県としては、十分な説明もないまま強行に工事を推し進めようとする姿勢は、信頼関係を大きく損ねるものであり、到底容認できない旨伝えるとともに、工事用道路については、県担当職員による現地調査を終了するまでは建設を中止すること、地域住民の日常生活に最大限配慮することなどを要請したところであります。

次に、県ワシントン事務所の業務実態についての御質問の中の、ワシントン駐在の活動等についてお答えいたします。

ワシントン駐在の主な活動については、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信となっており、このような活動を継続的に行ってきた結果、米国側において、沖縄の正確な状況について理解が深まりつつあります。ことしの５月の知事訪米においては、12名の連邦議会議員やモンデール元副大統領との面談、沖縄に精通する８名の有識者との会議を開催し、辺野古新基地建設問題をめぐり、裁判や和解等によって埋立工事が中止されている状況を説明したところ、一定の理解を得ることができたことは大変有意義であり、ワシントン駐在員を設置したことによる効果があらわれたものと考えております。

また、米国の専門弁護士に確認したところ、ワシントン駐在員は、沖縄県に雇用され、沖縄県のみから給与支払いを受け、米国内において、沖縄県の業務のみに従事していることから、非移民者に適用される米国の雇用規則に違反していないとの見解を得ております。

ワシントン事務所については、平成27年12月、ＦＡＲＡ（外国代理人登録法）に基づき登録しており、駐在員は米国外の政府の代理として、連邦議会議員や補佐官との面談等を支障なく行うことができるとしております。

引き続きワシントン駐在を活用し、基地問題を初めとする沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、我が党会派の代表質問との関連についての中で、辺野古における陸上工事についてお答えいたします。

去る８月31日、首相官邸において第３回和解条項に基づく協議に関する作業部会が開催され、キャンプ・シュワブ内陸上施設再編成事業の工事再開等について、政府からの提案を受け協議いたしました。協議において、政府側から隊舎２棟については、埋立施工区域外にある昭和54年に建設され老朽化した施設の移設であり、埋立工事と関係がないとの説明があったこと、平成26年12月からの工事中断に伴う危険性及び緊急的な対応等が必要との説明もあったことから、県としては同施設の工事再開に限り、前向きに検討する旨伝えたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　ＭＩＣＥ施設用地の財源振りかえについてお答えをいたします。

ＭＩＣＥ施設用地については、中城湾港マリンタウン特別会計において、公営企業債を活用して埋め立て・造成した土地となっております。

当該造成地においては、過去に国庫補助を活用して、県道整備や下水道浄化センターの用地を購入した事例があったことから、ＭＩＣＥ施設の用地取得にソフト交付金を充当するものとして当初予算に計上いたしました。しかしながら、内閣府からは、当該用地の購入費は結果的に特別会計の公債費に充てられるもので、交付要綱上、疑義があるとの指摘を受けたところであります。

沖縄振興一括交付金は、県が自主的な選択に基づいて実施できることとなっておりますが、議論が平行線のまま年度末を迎え、結果的に不用となることは避けたいと判断し、交付金を他の事業に振りかえることといたしました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、翁長政俊君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長政俊君の再質問を行います。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは、再質問を行います。

まず、ちょっと順番をたがえますけれども、平成29年度の概算要求のほうから再質問させていただきます。

先ほども答弁をしていただきましたけれども、厳しい財政事情の中で3000億円台を確保できたことは評価できるという答弁でございました。この間、一括交付金が始まって、減額の概算になったのは初めてだろうと思っていますので、そういう意味では知事の努力不足があったのではないかという、私はそのように評価をいたしています。そこはどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

一括交付金につきましては、これまでも執行率の課題が指摘されておりまして、これについてはそういう指摘を受けまして年々この取り組みを強化いたしまして、改善をしてきたということでございました。そういう中での減額ということでございますから、我々としては、県としては、これまでずっとしっかりとこの取り組みはしてきたという流れの中ですから、そういう意味で減額をすべきようなことではないのかなというふうに考えております。

それと、内閣府からいろいろと減額の算定の方法も含めて御説明を受けておりますが、我々内容を聞く限りにおいては、合理性があるのかどうかということについて県としても疑義があるということで、いろいろと内閣府のほうへも申し入れをしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今の答弁を聞いていますと、県側の要求は認められて当たり前であって、国側の査定の仕方に疑義があるという答弁ですよ。そういう態度で国との調整や増額ということが見込めますか。どういう意味で疑義があるんですか、国の査定に。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　先ほど知事から御答弁いただきましたように、全体的には厳しい財政状況の中で3000億円台確保されたと。それと今回、補正予算案でも前年をかなり上回る額で176億円ということで3300億円台の規模を確保されたということで、このあたりは我々も一定の評価をしているというのは、そのとおりでございます。

ただ、一括交付金の分のその算定の内容について、具体的に申し上げますと、この繰り越しの算定――要するに一括交付金とその他の内閣府が、通常、沖縄県全体の予算との比較をもって、その差額を減額しているというところでございますが、内閣府が算定したこの沖縄県全体の繰越率の出し方というのが、通常使われているこの決算上の繰り越しの算定方式と違うということで、そのあたりを我々指摘をしております。通常、やはり繰越率というのは、予算現額に対する繰越額というのが一般的な捉え方でありまして、一括交付金も同様に国庫ベースで、国庫の繰越額に対する、予算現額に対する国庫の繰越額というのがそういう算定になっております。これに対しまして、内閣府が算定したその沖縄の予算全体の繰越率というのが、この国庫の歳入決算額に対する繰り越すべき財源の割合という出し方をしておりますけれども、この繰り越すべき財源の割合というのが、要するに一般財源、それと基金繰入金等、これを分子にして分母は歳入決算額になっているわけですから、通常の我々が決算上出している予算現額に対するを分母にして繰越額という、そういう算定の仕方で算定していないというところで――要するに一括交付金を減額するんであれば、その沖縄県全体も同様な計算方式で算定すべきだろうということで、そのあたりを内閣府のほうに御説明してきたところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今の説明を聞いていると、いわゆる算定基準や算定方式によってしっかりとした数値の中で査定がされていないということであれば、じゃこれ政治的に減額をされているということですか。そこはどう思いますか、三役。今の説明はそういうことですよ。だから疑義が、数値に疑義があるんだよ。ということになると、数値上の概でいわゆるこの算定がされているということになれば、政治的にそうなっているという認識にとるしかないじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県としては、やはり今回のそういう算定方式の御説明を受けて、内容を確認しましたら、そういう算定を出したということでございます。これにつきましては、やはり今後のその満額確保、年末に向けての中でこれ以上の減額がないように、そして満額確保に向けて取り組む。そしてこういう方式の同様な算定方式というのは、言ってみればその30年度以降もこういう形で算定するというのは、まだ統制に欠けるんじゃないかということも含めて、いろいろと内閣府のほうと意見交換をしてそういう御

説明してきたというところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これ、こういうことですか。
　年末の政府のいわゆる概算要求原案、これができるまでに、さらに切り込まれるということを予想しているんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　いや、そういうことではございませんで、やはりその満額確保をしっかりと確保するために、内閣府のほうとも共通認識で取り組むという意味でのお互いの率直な意見交換をしてきたというところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これまでの慣例で、いわゆるこの政府原案が確定するまでに、年末に向けてはこれまで増額したことがないんです。切り込まれていって、さらにこの3210億から下回る額が決まっていく。その可能性が高いんです。これまでもずっとそうだったんです、政府原案ができるまでは。だから、そこの部分をどう食いとめる努力を県三役でなさるのか。そこをしっかり聞かせてください。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○翁長　政俊君　これは、総務部長ではだめだよ。三役で答えなさいよ。
○総務部長（金城　武君）　平成29年度沖縄振興予算その満額確保に向けて、まず内閣府担当部局、そこと我々も事務担当者でございますが、その意見交換等を行いましてしっかり連携を密にして、それから自民党本部の沖縄振興調査会あるいは美ら島議連など、あるいは県選出の国会議員等へ働きかけを行っていきたいというふうに考えております。また、年末の政府案の決定に向けては、また直接関係大臣やその自民党本部への働きかけということも今後検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これまでの答弁で、県三役は自民党詣でを始めたような感があります。やっぱり、予算や振興対策ということになると、自民党じゃないとうまくいかないということですか。自民党詣でをしているということは、こういうことじゃないですか。そこは、ちょっとどういう対応でこうなっているのかお聞かせください。
　総務部長待ちなさい、あなた。三役に答えさせなさいよ。
○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。
○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。
　実は、先ほど総務部長が申し上げておりましたソフト交付金、ハード交付金について、内閣府との調整なんです、先ほど言っていたのは。それで内閣府に対しては、県としては、非常に毎年24年から執行率は上がってきているんだという説明をしたんだけれども、なかなか理解が得られなかったという意味での説明だったかと思います。それで、いずれにしても内閣府で最終的には沖縄県の概算要求というのをやっていくという方向になったわけであります。
　それで今の質問でございますが、当然のことながら今厳しい予算の中で年度末に向けて、最大限に知事を先頭に頑張らなきゃならぬと、当然のことながら官邸それから先ほど言っているように与党である自民党さん、それから公明党さん、それからまた県選出の国会議員、並びに自民党県連さんのお力をおかりしてなるべく全額要求どおり確保したいということであります。当然のことで、最近、二階幹事長さんとお会いしたときには、副幹事長の中に沖縄担当さんを置くので――武田衆議院議員でありましたので、何かありましたらいろんな意味で予算も含めてお話をしていただきたいというお言葉を頂戴しましたので、そういうパイプをできるだけちょっとしたつながりでも含めて、全額確保に知事を先頭に頑張っていきたいと、そういうふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　今、パイプの話が出ましたけれども、政府とパイプをつくることは、党とパイプをつくることは、県の至極当然な動きだろうと思っていますし、それは理解をいたしています。
　地元国会議員との、皆さん方この予算についての調整はどうなさっていますか。新聞でいろいろと出てくるのは、自民党本部にはこの先生方との動きは出てきますけれども、この県選出の国会議員との動きはどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　県選出国会議員に対する要請につきましては、８月10日に県選出国会議員の皆様に、議員会館を回りましてその要請をしたところでございます。それから、今週入りまして自民党の調査会が開かれる前の情報もございましたので、自民党の県選出国会議員の皆様に、この概算要求について満額確保に向けた取り組みについての御説明も今週行っております。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　自民党の沖縄振興調査会は先日開かれて終わったばかりです。そこでは、かなり厳しい沖

縄県に対する意見が出たというふうにも聞いておりますので、そこら辺は心して、いわゆる来年の概算要求が皆さんが思っているような形で進んでいくことを期待いたしています。

それと、ＭＩＣＥ用地の確保でございますが、これはなぜそうなったんですか。この県自体の財政運営上のミスがこの状態をつくり出したんじゃないですか。いわゆるこの先見性の甘さ、それが露呈した案件じゃないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

ＭＩＣＥ用地、今回当初予算で一括交付金を活用しようということで計上しております。これにつきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、過去に国庫補助事業を活用して購入した事例があったということで、県としては、それはソフト交付金も同様な国庫事業でございますので可能かなということで県一括交付金で計上し、調整を進めてきたというのが経緯でございます。ただ、これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、内閣府のほうからやはり交付要綱上の疑義があるというのは御指摘を受けて、なかなか県は公債費に充当するものじゃなくて土地購入費として交付金を充てるものだということで主張してきておりましたが、なかなかこの議論が平行線というような状況で結果的に不用となることはぜひとも避けたいということで、９月補正でその交付金を他の事業に振りかえるというような判断をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はミスがあったかどうか聞いているんだから、いわゆる……

○議長（新里米吉君）　ちょっと待ってください。

休憩いたします。

午後１時38分休憩

午後１時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　先ほども御答弁申し上げましたが、我々としては、前例といいますか過去の例を踏まえてやったということでございまして、そういう意味でそれで行けるという判断をして進めてきたというのが我々の考えでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今のは答えになっていなくて、結局、県のいわゆる見通しの甘さによって、この一般会計から、さらには県債を発行してこの事業をやっていかないといかぬという形に変わっていったんでしょう。ここが私は判断ミスだったと言っているんですよ。これは新たな県の借金ですよ。

もう一つのミスは、これは三役が豊崎とマリンタウンの幾つかの案がありました。このマリンタウンに持っていったことによって、いわゆる県が借金をせざるを得なくなった。豊崎であれば、あれは土地公社の土地ですからいわゆる県の借金で買い上げることは、私はなかったと思っているんです。そこの判断はどうだったんですか。ここも判断の甘さがあったというふうに私は見ているんですけれども。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　大型ＭＩＣＥ施設の整備地につきましては、平成25年度から昨年５月まで検討して、最終的にマリンタウン東浜に決定しております。

整備地の選定に当たっての考え方としては、那覇空港第２滑走路が供用開始される2020年、オリンピック開催の年度にその整備が可能であること、そして大型ＭＩＣＥ施設というのは、周辺に宿泊施設だったり商業施設といった都市機能、そういったものを整備していく必要がありますが、そういったＭＩＣＥエリアとしての整備が可能なだけのエリアがあるか。そして、整備開始予定時期を含めて交通アクセスの利便性がどうかといったことなどを総合的に比較検討しながら、最終的に東浜についてはＭＩＣＥエリアとしての整備、まちづくりが非常にその点ですぐれている。加えて、将来的に歴史的な資源の多い本島南部地区と、それから中部の大型ショッピングモール等を結節するような東海岸地域の振興、県土の均衡ある発展というところも含めて総合的な判断のもとに東浜に決定したということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　言っていることはあらあらは理解できますけれども、新たに借金をつくったことだけは間違いない事実でございますので、それは私は反省が必要だと思っていますよ。

それと、先ほどこの浮いたいわゆるＭＩＣＥ用地の財源の振り向けの問題ですけれども、どういう事業に振り向けているんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

今回の９月補正でＭＩＣＥ施設用地を国庫費ベースで申し上げますと、50億5000万円を減額しております。他の事業に振りかえる額が、国庫費ベースで40億5000万円でこの主な事業でございますが、新規事

業で食鳥処理施設整備事業、それから継続事業でも幾つか前倒し可能なものをやっておりまして、大きいものが含みつ糖製糖施設整備事業等、トータルでは40以上の事業を今回実施することになります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今、問題になっているＪ１スタジアム、それもこの一つじゃないですか。私どもいろんな調査をして、それもその一つだというふうに私は認識をしています。

そこで、この一括交付金の浮いた分のＭＩＣＥ施設、これもいわゆるこういった大型事業を補正予算の途中で上げてくるというやり方は、本来であればこれは次年度の当初予算で上げてくるべきですよ。年度途中の補正に乗っけてくる自体が、私は、この政策の実行の仕方というものに問題があると思っているんです。これは、どうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

年度途中で一括交付金の執行残が出るというようなことがございましたら、これまでもそうですが、できるだけ今年度の事業を前倒しで実施していくというような取り組みをしておりますので、今回もそういう考えのもとに、事業を前倒しで実施することで、財源の振りかえを有効に活用していくということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は、ある意味ではこれは本当にどたばたで、いわゆるこの用地の問題も含めて、先日二階幹事長が来県された際に、安慶田副知事が同行して現場視察をしていますよ。そこで、きのうから問題になっているこの二階幹事長に対して、この事業自体の熟度がまだまだこの事業は足りないんですよ。そういう中で、財務省が難色を示しているから、いわゆる土地の先行取得ができないんだというような発言があるわけです。これは、新聞で報道されていますけれども、３名の記者が署名入り記事で書かれているんです。副知事は、それをいわゆるその場しのぎの答弁で、いや、私は言った覚えがないと言っているんですけれども、再度確認させてください。あなたは言った覚えがないんですか。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

Ｊ１スタジアム整備に向けての用地取得に一括交付金の活用をすることについては、現在、内閣府に申し入れているところであり、県と内閣府が交付申請に向けて事前協議を行っている段階であります。このことは、当然のことながら、二階幹事長がお見えになった時点でも同様でありました。だから内閣府から、今でもまだ財務省に正式に調整を行っておらず、したがって一括交付金の活用に財務省が難色を示しているという認識は、当時も今も持ち合わせるはずがありません。記事にあるような発言にもつながらないと思っております。ただ、内閣府は基本構想の段階で用地取得は厳しいという話をしている状況でありました。そういうことであるということで、御理解をいただきたいと思います。

ただ、このような二階幹事長の現地説明に関する私の発言記事で、沖縄・自民党会派にお騒がせしたことに対しては申しわけないと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今、副知事が答弁したとおりですよ。内閣府もまだ水面下で調整をしている程度なんです。財務省なんか言っているはずがない。言っているはずがないものを、幹事長が来た際にあなたが言ったから問題になっているんだよ。あなたが言ったから問題になっているんだよ。私はこの記事を記者に確認しました。（資料を掲示）　記者は、間違いなく幹事長の前であなたが記者もいる中でそういう発言をされたということを、再度、私は確認をとっています。あなたは、その場しのぎでこういうことを言っているけれども、これだけきょうに至るまで時間があったんですから、こういう問題が出ている以上、あなたも記者に確認をとればいいじゃないか。とってください。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　答弁いたします。

私は、今このような状態でありますので、そのときに財務省がそういう話をしたというような答弁をした記憶にございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は、記者に……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　繰り返しになりますが、答弁します。

繰り返しになりますが、そういう状態ですから財務省にこれから予算をお願いしていこうという段階で、私が財務省に対して、財務省が厳しいというふうな認識がありませんし、そういう発言をしていないと私は思っておりますので、そういうことであります。

○翁長　政俊君　議長。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　私は、記憶に基づいて誠心誠意、私は答弁しているつもりであります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この記事（資料を掲示）　私が記者に確認したということについては、この記事は誤報だったということですか。（発言する者あり）　いや、だから誤報かどうか、だから答えてちょうだい。あなた言っていないと言うんだから。言ったと記事に書かれているんだから。どれが正しいかという話でしょう。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　先日も答弁しましたように、私は、財務省が厳しいという説明はしていませんので、これについて誤報かどうかというのは、私がコメントするものではないと思っております。（発言する者あり）

○翁長　政俊君　とんでもない。私は、確認をしたんだよ。

議長、これは確認させてください。本人が、確認すれば済む話なんだよ、記者に。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　答弁は……

○翁長　政俊君　答弁はされているわけじゃない。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　安慶田副知事、もう一度、今の質問に対する誠意ある答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　先ほど答弁いたしましたが、Ｊ１スタジアム整備に向けての用地取得に一括交付金を活用をすることについては、現在、内閣府に申し入れているところであり、県と内閣府が交付申請に向けた事前協議を行っている段階であります。このことは、二階幹事長に説明した時点においても同様であります。内閣府から、まだ、財務省に正式な調整が行われておらず、したがって一括交付金の活用に財務省が難色を示しているという認識は当時も今も持ち合わせているはずがなく、記事にあるような発言につながらないものと考えております。ただ、内閣府は基本構想段階での用地取得は厳しいという話はしている状態でありました。

先ほどの同じようなことですけれども、このような二階幹事長への現地説明に関する私の発言記事で、沖縄・自民党会派をお騒がせしたことに対しては、申しわけないと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はこの答弁は、うそがあると思っていますので、虚偽があると思っていますので、もう一度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　繰り返します。

Ｊ１スタジアム整備に向けた用地取得に一括交付金を活用をすることについては、現在、内閣府に申し入れているところであり、県と内閣府が交付申請に向けた事前協議を行っている段階である。このことは、二階幹事長に説明した時点においても同様であります。内閣府から、まだ、財務省に正式な調整が行われておらず、したがって一括交付金の活用に財務省が難色を示しているという認識は、当時も今も持ち合わせるはずがなく、記事にあるような発言につながらないと考えています。ただ、内閣府は基本構想段階での用地取得は厳しいという話をしている状況であります。

このような二階幹事長への現地説明に関する私の発言記事で、沖縄・自民党会派をお騒がせしたことはまことに申しわけないと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　もう一度、私は今の答弁に疑義があると思っていますので、虚偽があると思っていますので、もう一度お願いいたします。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　答弁させていただきます。

Ｊ１スタジアム整備に向けた用地取得の一括交付金を活用することについては、現在、内閣府に申し入れているところであり、県と内閣府が交付申請に向けた

事前協議を行っている段階であります。このことは、二階幹事長に説明した時点においても同様であります。内閣府から財務省に正式に調整が行われておらず、したがって一括交付金の活用に財務省が難色を示しているという認識は、当時も今も持ち合わせているはずがなく、記事にあるような発言につながらないと考えております。ただ、内閣府は、基本構想の段階で土地取得は厳しいという話をしている状況であります、というくだりにおいて、内閣府と言うべきところを財務省と言い間違えた可能性は考えられます。

このようなことで、二階幹事長の現地説明に関する私の発言記事で、沖縄・自民党会派をお騒がせいたしましたことは大変申しわけなく思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いずれにしろ、副知事のこの発言がもう既に内閣府や財務省にも届いているやにも聞いています。今後の沖縄振興費並びに振興計画等々に悪影響が出るということになれば、それは私は襟を正して訂正すべきは訂正し、やっぱり真摯に議会と向き合うべきだとそのように思っていますので、今後とも十分な注意を払いながら事業に頑張っていただきたいと、このように思っています。

次に、ワシントン事務所の運営についてであります。

精査結果をもう一度お聞かせください、精査した結果。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

米国の専門弁護士に確認したところ、ワシントン駐在員は、沖縄県に雇用され、沖縄県のみから給与支払いを受け、米国内において、沖縄県の業務のみに従事していることから、非移民者に適用される米国の雇用規則に違反していないとの見解を得ております。

また、ワシントン事務所については、平成27年12月、ＦＡＲＡ（外国代理人登録法）に基づき登録しており、駐在員は米国外の政府の代理として、連邦議会議員や補佐官との面談等を支障なく行うことができるとしております。

引き続き、ワシントン駐在を活用し、基地問題を初めとする沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今の答弁で、いわゆる情報収集や情報発信のロビー活動ができるという発言ですよね。この６月の答弁では、あなたはロビー活動していないという答弁されています。前の町田知事公室長は、この種の答弁においては、いわゆるロビー活動をやるためにこの事務所を開設したという発言をされておりますが、どこが県の姿勢なんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

ロビー活動というものの中にも抗議と協議等がございまして、私が答弁しましたロビー活動を行っていないといいますのは、いわゆるロビイストを用いてのロビー活動、これは禁止されております。たとえＦＡＲＡの登録を受けてもこれは禁止されております。それはやっておりません。ただ、ＦＡＲＡ登録に基づいたロビー活動、それはできるということでした。私の説明の仕方で誤解を与えたことは、申しわけなく思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　平安山氏は、どのビザを持っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　これについても、本人からは個人の情報だということを念押しされておりますけれども、議員からの御質問ですのでお答えいたします。

Ｂ－１ビザを取得しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　このＢ－１ビザということになると、いわゆる制限がありますよね。米国内で活動するには。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　滞在期間が６カ月という期間制限がございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この６カ月のたびにいわゆる国外に出て、腰を据えたこの情報活動ができますか。私は、通常一般論としては、なかなか業務を遂行するには厳しいというふうに認識持っていますけれども。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういう考え方も一面あると思いますけれども、またあわせまして、逆に６カ月に１度実際に駐在員に来沖いただきまして、そ

のワシントン事務所での状況等をつぶさにまた報告を受ける、そういった効果もあると思いますので、今の時点でその６カ月間によって駐在活動に支障を来しているというような認識はございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この平安山氏のビザの取得については、これまでＬ－１やＨ－１Ｂ、これを取るのに弁護士等も使っていわゆるワシントン事務所内の費用を活用してチャレンジしていますよね、何回か。これ、うまくいっているんですか。前の議会では、８月いっぱいにめどをつけるということだったんですけれども、めどがついたんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

弁護士等ともいろいろ相談した結果、やっぱり今のビザでも当然、先ほども答弁いたしましたけれども、支障なく活動ができるという結論に至りまして、現在のままのビザで対応するという方向性が決まりました。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は、取れたか取れないかを聞いているんであって、現在のビザでもいいということですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　はい、今のビザで対応するということで方向性が決まりました。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは、おかしいでしょう。不都合があるからそれに違うビザを取ろうとチャレンジしたんであって、それが取れなかったから今のビザでもいいという論理にはならないでしょう。誰が聞いてもおかしいでしょう、これは。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほどもお答えいたしましたけれども、いろいろさまざまなことも検討した結果、現在のビザの対応で十分活動に支障なくできるというような結論に至ったものですから、先ほどもお答えしましたけれども、Ｂ－１ビザの方向性でそのまま活動をしていくということに決まったということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これはあなた方の弁護士でしょう。あなた方で雇った弁護士は、あなた方の都合のいいように職務をするんです。実際法的根拠があるんですか。法的根拠があれば示してください。私たち議会にそれを納得しろと言うんであれば、法的な根拠がないと納得はできません。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　弁護士からのお話ですが、米国移民及び米国籍法におけるＢ－１ビザ保有者の米国における政府要人や連邦議会への働きかけについて、移民及び国籍法合衆国法典第８編第12章、移民及び国籍法では、Ｂ－１ビザ保有の非移民者が米国の雇用主に雇われることは認めていない。平安山氏は、米国滞在中、沖縄県に雇用され、沖縄県のみから給与の支給を受けており、沖縄県の業務のみに従事している。このため、平安山氏の米国における活動は、Ｂ－１ビザ保有の非移民者に適用される米国の雇用規則に何ら違反しない。そういったことも踏まえて、またＦＡＲＡにおけるＢ－１ビザ保有者の活動につきましても意見いただきまして。ＦＡＲＡにおいてもＢ－１ビザ保有の非移民者がＦＡＲＡ登録に基づく活動に従事することについて、禁止規定または言及はないということで、我々はＢ－１ビザでの対応を決めたということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今、あなた方がチャレンジをしたＨ－１Ｂを取得するには、いわゆる米国においての雇用関係が成り立たないと、これ取得できないんです。今言っていることは、米国で稼いでいないから、沖縄県から給与を払っているから、それはそれで就労は何ら問題がないという話なんです。私は違うと思います。あなた方自身がチャレンジしたものは、私は永遠に取れない、Ｈ－１Ｂビザは、今のような認識のもとで何度チャレンジしても取れるわけがないです。言っていることが矛盾しているんだよ、みんな。最初はチャレンジして、それがうまくいかない。うまくいかないからＢ－１ビザでいいんだ。Ｂ－１ビザの内容については、就労に何ら問題がないというんだけれども、私はこれ不法就労に当たるという認識を私の知っている弁

護士からはいただいているんです。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。
　不法就労といいますのは、米国側のほうで雇用されて、その米国側の雇用主から報酬を受けるという場合ですが、平安山氏の場合には、沖縄県に雇用され、沖縄県のみから給与の支給を受けているということでございます。そういった不法就労にも当たらないものですから、この入国・出国についても特に問題なく対応できているということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　このビザで出たり入ったりするのは問題じゃないですよ、それは。ビザを持っているんですから。ただ、あなた方が今必要としているこの議会や政府機関に行って、しっかりとこのビザを持ったままで活動ができるかということになると制限が出てきますよ、これは間違いなく。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　ＦＡＲＡ登録がされていなければ、政府内への立ち入り等についてもなかなか規制がございますけれども、ＦＡＲＡ登録がなされたと、しかもＢ－１ビザ保有の非移民者がＦＡＲＡ登録に基づいた活動に従事することについては、まだ禁止規定はないということでございますので、支障なく対応できているというふうに考えています。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　平安山氏が、きのうの質問でも出ましたけれども、もうこのままじゃワシントン事務所で仕事ができないと、辞意を漏らしているということが言われておりますけれども、これ、きのうの答弁どうもあやふやな答弁だったんですが、もう一度答弁してもらえませんか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　昨日のお話、記事では年末ということですが、実際には年明けでございます。年明け出張いたしまして、知事との面談の際に、沖縄の課題解決に向けて取り組んでいるワシントン駐在員としての活動状況について、また、ＦＡＲＡ登録がなされたということについて、報告をしているということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　辞意は漏らしていないんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　その時点で辞意を漏らしたかどうかということについては、私は承知しておりません。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　知事、知事に直接、本人自体から報告があったということですが、それはそうじゃないんですか。私は、ここに内部資料を持っているんですけれども。（資料を掲示）
○議長（新里米吉君）　まとめてください、もう時間です。
○翁長　政俊君　まだありますでしょう。何で総時間がとまっているの。
○議長（新里米吉君）　総合時間がもう超えています。
○翁長　政俊君　そんなことないんだよ。
○議長（新里米吉君）　時間終わっていますから、次の答弁で終わりにします。
○翁長　政俊君　これは、ずっと動かしていたんじゃないか、こっち側は。いやいや、本当だよ。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後２時46分休憩
　午後２時46分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えいたします。
　今、公室長から話がありましたとおり、年明けにおいでを願って、それまでのワシントンでの活動状況、あるいはまた今後の見通し等いろいろ話をさせてもらいました。議会でそれが取り沙汰されたというのも承知はしておりましたが、それは今説明したとおりで問題ないので、これからも全力を挙げて頑張っていきたいというような話でございました。
○翁長　政俊君　どうもありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　よろしくお願いします。
　まず先に、我が党の代表質問との関連についてであります。
　又吉清義議員の質問の普天間飛行場の移設問題、今出ておりましたワシントン事務所の件です。
　これ産経新聞に平安山所長が翁長知事に対して、このままでは事務所運営ができないと直訴していたことがわかったと。４月の事務所開設以降、適正な就労ビザを取得できず、米政府や議会からも冷遇されているためだ、直訴があったのは昨年末でその後も死に体（レームダック）が続いていると見られているというふうな報道がなされております。
　先ほどの答弁で、知事は直接お会いしたようでありますけれども、こういう形で今のビザの問題も含め

て、アメリカの政府やあるいはまた議会で、このビザでは対応できていないという、御本人はそういうふうなことだと思いますけれども、そのようなことも含めての話し合いはされたんですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

年明け、知事とお会いしています。その際、沖縄の課題解決に向けて取り組んでいるワシントン駐在としての活動状況について報告したと。また、ＦＡＲＡが登録されたということについても報告があったということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この米政府や議会から冷遇されているというふうな報道ですけれども、実際どうなんですか。この実態は。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この夏なんですが、平安山氏、沖縄にいらしたときに私たちも同氏から意見交換等お話をいろいろ聞かせていただきました。ワシントンでの活動状況等を聞かせていただきましたけれども、一番印象に残っている言葉が、やはり沖縄県がワシントン駐在を設置することによって、沖縄県の基地問題解決に向ける熱意が示されて大変米国側の関心、沖縄の問題にいかに真摯に真剣にやろうと、対応しようとしているかということについてよく気持ちが伝わる状況になったと。駐在を設置してよかったというような話を受けた。これが大変印象に残っているところでございます。

このようなことからも、私はワシントン駐在は多少いろいろあったかもしれませんけれども、ここに来て軌道に乗り始めてきているのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　そうはいっても、米政府とか議会から冷遇、相手にされないんでしょう。そういう支障があるわけでしょう。わざわざアメリカまで行って、これ普通我々は監視できませんよ。毎年１億余りかかって、2000万ぐらいのそういうふうな報酬払うわけでしょう。成果もどうなっているかよくわからない。ワシントン事務所設置した後に、凶悪犯罪が起こる、飲酒運転が起こる、そういう墜落事故が起こる。辺野古の問題何の解決の糸口にもなってないじゃないですか。

そういうふうな中で、この所長が今非常に厳しい状況にあるという、そう訴えるということ自体が異常状態、先ほどのビザの問題も含めて、こんないいかげんなでたらめなやり方を沖縄県政やりますかということですよ。

平安山所長を沖縄に戻して、議会でしっかり説明させてください。そうしないとあなたこれ県民に対して説明できませんよ、１億以上かかっているんです。ことしもまた１億以上かかるんです。その成果どころの話じゃないです。ビザの問題、活動がしっかりできない。こういう実態があってそれ放置するんですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　いろいろな御質問がございますが、まず、冷遇というようなお話がありますけれども、これまでの連邦議会議員等への実績についてお話しさせていただきます。

ワシントン駐在では、これまで米国連邦議会関係者108名、国務省関係者40名、国防総省関係者７名、国家税保障会議関係者（ＮＳＣ）２名、副大統領経験者１名、シンクタンクの有識者等33名、延べ191名の方々と意見交換を行っており、そういった中で知事の考えとか沖縄の正確な状況を説明し、理解と協力を求めてきたということでございます。

あわせまして、また米軍に起因する事件・事故、航空機騒音等の基地被害についても、県民の生活に大きな影響を与えているということを、今後ワシントン駐在を活用して、英語版のホームページを開設することとしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今後開設する、今後。冗談でしょう。２年目ですよ。２年目になって今後開設する。もう必要ないから引き揚げろというふうな話の中で、今後活用するとこんないいかげんなやり方がありますか、知事。

ですから、しっかり平安山所長を呼んで、議会でそういうふうなどういうことをやって、どういう成果があって、今のようにどういう形で米政府やあるいは米議会から冷遇が起きているか、その辺きちっと説明させてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後２時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ワシントン駐在につきましては、知事訪米の対応、基地問題に対する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。

辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を米国政府、連邦議会等へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組んでおります。さきの裁判、それから和解に基づいて工事が中止したことについてもあわせて伝えているところでございます。

先ほども答弁しましたが、ホームページも今後また開設していくという形で、知事の考えや沖縄の状況を正しく伝え、米国側の理解と協力を求めていくということでございます。

また、議会でいろいろな御意見、御質問等が出ておりまして、これまでもワシントン駐在の活動状況につきましては、私としては真摯に答弁しているつもりでございます。説明させていただいているところでございます。

また、資料等についても、求められたものについては提供しているつもりでございます。そういった中で、個人情報等について御提供できないところについては、またその旨説明させていただいているところでございます。

私としましては、議員からの、議会からの御理解がいただけるよう、今後も丁寧に対応したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事公室長の見解じゃないんですよ。これは知事の見解ですよ、知事が向こうに送ったんでしょう。こういういろんな不明な点がたくさんあるんです。ビザの問題、米議会、政府に相手にされてない。ですから、知事が命じて、沖縄に帰ってきてしっかり議会に説明しなさいと。そういう場は知事がとるべきじゃないですか。何でこんなことを知事公室長が考えるの。いかがですか、知事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　一自治体が、米国のいわゆる政治の中心地、都市ワシントンにおいて駐在、単独で事務所を設置するというのは極めて異例なことだと思います。

そういった中において、最初スタートにはいろいろ課題等はございましたけれども、ここに来まして徐々に徐々に安定感は増しつつあるというふうに思っております。こういった流れを今後は加速させて、沖縄県の基地課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　安定感の問題じゃないですよね。どういう成果があって、どういう影響力があるかという話です。

情けないですね。知事がこの問題に対して毎年１億円余り支出して２億にもなろうとするのに、それについて議員が県民が疑義を示して、所長を呼んでしっかり話を聞いてみようじゃないかということを応えることができない。何を考えているんですか、翁長知事は。いいですよ、それはそれでやらなければ。でもしっかり求めますよ。知事公室長、平安山所長を呼んでしかるべきときにきっちり説明させてください。何で半年に１回ずつ帰ってくるわけでしょう。そういう機会でもいいじゃないですか。

次に進みます。

辺野古、普天間問題の解決に向けて、埋立承認の法律、行政手続の裁判で国が負ければ辺野古は断念し、県が負ければ辺野古は進められる。このことは、国も県も承知の上で法廷に臨んだと考えております。しかし、判決後、県は裁判批判を繰り返し、マスコミ報道も含めて異常な状態であります。

翁長知事は就任以来、辺野古反対、国批判を繰り返し、今度は裁判批判であります。このような現状では、翁長知事では、辺野古、普天間問題の解決はできない。このことを県民に示しているのではないですか。知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

知事は辺野古に新基地をつくらせないということを公約に掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示されました沖縄県の民意を無視し、辺野古新基地の建設を推し進めることは、許すことができないというふうに考えております。

沖縄県は、辺野古に新基地をつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この埋立承認の問題ですね、沖縄県の。これがこの辺野古問題や普天間問題の解決に抜本的に根本的な問題だと思っているんです。これが法的に沖縄県の埋立承認が適法か、否か。つまり、だからここで県が勝てば辺野古は断念するわけですね、工事進められませんから。国が勝てば辺野古は進む。このことは県も国も共通の認識だと私は思っております。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　和解条項の９項との関係もございますけれども、県は和解条項有効だと

思っております。

今回の最高裁上告したものについては、知事が行った承認取り消しに対する是正の指示、これに従わなかったことを違法だということの不作為による確認訴訟でございます。仮にということですけれども、和解勧告はいわゆる是正の、和解勧告の９項で言っている条項と今回の訴訟のものは形態が変わっているものですから、我々としては９項の条項の適用はないだろうと。ただ、基本的に行政が裁判所の最終決定に従うということは、これはある意味当然でございまして、そのことについては、沖縄県は弁論でも答弁しているところでございます。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、国が負ければ、県が勝てば国は辺野古を断念、あと県が負ければ、それは承認取り消しを取り消す。これはここまではよろしいです。ただ、辺野古を断念するかということは、そこまでは和解勧告にも書いてはございません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　県が勝って埋め立てができなくなると辺野古は断念されます。これは国も認めています、総理大臣が認めています。

このことによって、そうなると安倍政権は責任追及されて窮地に追い込まれます。逆に、国が勝てば辺野古は進みます。進みます。そうすると、今度は翁長県政は責任が問われて窮地に追い込まれます。そうじゃありませんか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

国が勝てば、県が負ければ、知事は先ほども答弁いたしましたように、承認取り消しを取り消すことになります。ですから国は、今中断している工事を再開することができます。

ただ、その場合でも国は埋め立てに関しまして、さまざまな行政手続、例えば公有水面埋立法に基づく変更申請等がございます。そういったものについては、個別・具体的に知事は、またその行政関係法令に基づいて諸手続について判断するということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私は、この裁判の行方、国のトップリーダーと県のトップリーダーの首をかけた裁判だと思っています。そのぐらいの覚悟を持って、安倍総理も翁長知事もやっているというそういう認識です。

しかしこの高等裁判所の判決、裁判所の判決というのは、厳粛に受けとめて従うというのがそういう立場でしょう。そうでありながら、今の県知事を初め県の裁判批判ですか、これどういうことですか。私、見識を疑っていますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　司法の最終判断に従うというのは、先ほどもお答えしたところです。

ただ、今回の高裁判決は、まだ高裁でございまして、二審制、三審制、今回の場合は二審、あと一審しかないわけですが、まだ最高裁上告への道がある。そこまでは当然県としては自分たちの納得しない分については、最高裁に上告する権利はあるわけですから、そういう中でしっかりと県の上告の中で県の正当性を主張していくということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　上告するのは当たり前ですよね。何でこれだけ批判するんですか。県民の民意を踏みにじる判決とまで、皆様方言っているわけでしょう。

高等裁判所の裁判所の判決ですよ。不服があればもちろん上告するのは当たり前ですよね。それだけでいいんじゃないですか。何でこれだけ行政の長が司法に向かって、従わないといけないのを何でこれだけ反対できるんですか。おかしくないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　いろいろこの高裁判決は素人の私から見てもおかしいと思うのは多々あります。やはりこの本件施設と、新基地の話だと思います。建設をやめるには、普天間飛行場による被害を継続するしかないということで、県民にまた被害をそのままのみなさいというようなことまで書いてございます。そこまで、裁判所の判決文で書く必要があるのかと思うようなことでございまして、こういったことは沖縄県民の気持ちを踏みにじるようなものだということで、そういったことも含めて批判をしているわけでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事公室長の立場でよくそういうことが言えますね。行政、立法、司法、三権分立でしょう。もちろん司法の中で最高裁まで行くわけですけれども、それに行くために上告すればいい話で、この内容について言っておきますよ、裁判は中立公平に行わ

れているんです、どんな裁判でも。それをこれだけ批判して、行政の長が、司法に対して、三権分立ですよ。わかっていますか。皆様方が判断できないから裁判所に、司法に訴えてお願いしているわけでしょう。それを徹底的に批判する、自分の意に沿う判決だったら、ああ、ありがとう。そうじゃなければ反対。おかしいでしょう、知事。この発言そのもの自体を訂正したほうがいいんじゃないですか、まず批判を。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私ももっと公平中立な判断を期待してございました。少なくとも国の一辺倒の、国の主張のみをうのみにするのではなく、一定程度県側の主張も受け入れた側で法令に照らした判断がなされるものだというふうに期待してございました。ただ、そういったことがなされない、なされなかった。２回の口頭弁論で終わった。しかも県側が主張している証人申請についても認めなかった。そういった中で、県が求めていた国側の主張に対する反論のための専門家、軍事それから環境面の専門家についても一切認めずに、技術的なことまで踏み込んで、ある意味これは国側の書面をそのまま認めた形になっています。そういったものは果たして公平中立と言えるのかという、そういった思いが大変私ども強く感じているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　当事者は、公平中立じゃない。これ、県民、全国民、中立公平に見たらどういうことが起こりますか。

あなたが言うことが正しいんですか。冗談でしょう。だって、高裁で判決が出た。もちろん負けた側からすると不満はあるでしょう。そうしたら、不満がある側は中立公正じゃないと言って、批判しまくって、こういうふうな姿勢で皆さん方が最高裁に訴えます。最高裁の判決が出ました。じゃどうするんですか。徹底的にまた批判するんでしょう、負けたら。勝ったらいいけれども。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今上告している最中ですから、負けるとかいうのを想定した答弁は差し控えさせてください。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いや、その結果によって批判するんでしょうということを言っているわけよ。

皆さん方は、高裁でこれだけ批判したら、最高裁の結果が出たら、県が勝ったら何にも言わぬよ。負けたらまた批判するわけよ、裁判批判。そうしたら、行政、立法、司法のその三権分立が崩れる、まさに異常な状態です。沖縄県、日本ですからね。日本の国家の中での行政運営ですよ。

今回の判決、仲井眞知事の埋立承認は適法で、翁長知事の埋立承認取り消しは許されないとの判断であります。どうしますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういった判決が出たものですから、今回上告を行ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この知事の取り消しは許されないというような判決ですね。もうこれはあれですよ、知事、これは仲井眞前知事とかこの県の職員、これまでかかわってきた職員、あるいはやっぱり県民に県知事はわびるべきでしょうね。もう恐ろしいことですよ。あれだけ頑張って第三者委員会も立ち上げて、知事のやったことはだめだということを否定するわけでしょう。それが高裁の判決で、前知事のものは認められて翁長知事のものは許されないということで否定されているわけでしょう。これ知事、仲井眞前知事にも、かかわってきた県の職員にもしっかりわびるべきですよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

知事のそういった承認取り消しは、第三者委員会を立ち上げまして、その検証結果を精査した結果、違法性があるということでやったものでございます。ですから、知事が行った承認取り消しには違法性はないものというふうに私は思ってございます。

そういった中で、知事は多くの県民の負託を受けました知事として、今後も沖縄県の有するあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて取り組んでいくということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、第三者委員会でやってきた法的瑕疵がある。そのもとにそういう取り消しが行われる。その中の事務、土建部を中心にやってきた。前の土建部統括監のときに承認させて、部長のときに取り消しさせた。職員からすると大変なことです。そういうふうなことをやっておいて、判決で現知事のものが認められなかった。これは今までのやったことを全部否定されている話じゃないですか。それに対して、知事は一定のけじめをつけるというのが当たり前の話じゃないですか。それから上告の問題ですよ。ど

うなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　繰り返しになりますが、まだ、高裁が終わったばかりで、最高裁でまた県は改めて県の主張の正当性を訴えるということでございます。ですから、まだ議員がおっしゃるような段階ではないのではないかと思っています。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今やるべきですよ。高裁の判決で翁長知事は負けた。前知事が正しかった。そういうような厳粛な、公平な判決が出た。そこの中でこの今のけじめをつけて最高裁で戦う。それが筋じゃないですか。自分たちの非は棚に上げて、あたかも何もなかったかのように、これやったおかげで沖縄県政もう信頼が丸潰れです。知事がかわってから、こんなことやって。第三者委員会なるものも、ああいう形で人に責任を押しつけて、職員に対してそれをさせる。とんでもない話です。だから知事はやっぱりしっかりけじめをつける。この辺野古をつくらせないという、この取り組みが結果として翁長知事の埋立承認取り消しがだめだという、裁判所の判断です。あげくの果てに、普天間飛行場の被害を除去するには、本件新施設を建設する以外にないという形で客観的に判断された。どうですか、これ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども、一番県民の気持ち、心を踏みにじる結論はそこだと思うんです。そこまで何で一高裁判決が触れるのか。ここで求められているのは、翁長知事が行った承認取り消しが、適法か違法かです。ただこの裁判は、そこには触れずに仲井眞前知事が行った承認が違法か適法かという判断にしましたけれども、それを差しおいても、そこを触れて議論をすべきだと思います。ただ、この裁判がなぜそこまでやったかというと、１号要件の必要性のところでこういうことまで言わない限り、必要性が論理的に結びつけることができなかったのではないかというふうに私は推察するわけですが、やはりそこは論理の飛躍があると思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　恐ろしいこと言いますね、あなた。司法裁判所がこの裁判によっていろいろな物事を捉えた判決を出したわけでしょう。そこまでやる必要はない。何であなたがそういうことを言うんですか。皆さん方、司法、その上にいるの。司法行政の上にいるんですか。何で、国、県、闘う人間がこの内容についてそこまでやる必要はないとか、何かおかしいですね。何か錯覚しておりませんか。問題はそれに対して、従うか従わないか。不服があれば上告するか、それだけでしょう。恐ろしい話ですね。

今、先ほど言ったように、翁長知事は辺野古をつくらせないとやってきました。私は、司法の判断は中立公平と思っていますから、この判決によって、辺野古建設によって普天間問題の解決の判断が明確に示されております。このことはやっぱり翁長知事が今まで対案や条件などその解決策を持たない、国との政治交渉もしない、翁長知事のそういう戦略のなさがそういうふうな裁判の結果を招いていると、私は考えているんです。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

県は、和解条項に基づいた協議がございまして、集中協議も昨年行われたわけですが、そこではなかなか進展しなかった。そういった中で、３月４日に和解がなされたわけですけれども――失礼しました、集中協議はちょっと別の話ですが、和解がなされて協議しなさいということでいろいろ話し合いをしたわけですが、十分な時間をいただけなかったと。それから国地方係争処理委員会でもやはり協議が必要だということがあって、県は、総理、それから官房長官、関係大臣に協議を求めました。国土交通大臣にも協議を求めました。ただ、その翌日にはもう是正の指示が出されたということでございます。

県としましては、今でも国に対して協議を求めるという気持ちは変わってございません。ぜひ国には県と協議をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これはやっぱり知事の責任が非常に大きいです。

辺野古をつくらせないと言って、結局今やっていることは辺野古をつくらせる方向、あげくの果ては裁判所にまでそれが認められてしまって、大変なことじゃないですか。協議がどうのこうのとか言いわけばかりして、それもやらない。それもやらないからこういうふうな裁判になる。結局、口では辺野古反対、つくらせないと言ってやっていることは辺野古をつくらせる方向にまで行くという、こんなやり方がありますか。これが翁長知事の戦略ですか。違法行為と、違法行為で翁長知事の、それと辺野古建設は普天間以外にないという、これ。そうすると裁判ですから、沖縄県民、日本国民、米国も、やっぱりそうか、もう司法判断は、普天間はやっぱり辺野古なんだという、尊重せざ

るを得ないでしょう。皆さん方が幾ら言っても司法の判断はこれだから、だからこういうふうに仕向けた翁長知事の責任非常に大きいと思いますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、繰り返しになりますが、まず確定はしてございません。

それから、県は、協議は先ほど答弁いたしましたが、協議を求めております。和解条項に基づく協議の中におきましても、しっかりとその協議を行っていただきたいということを求めてございます。しっかり時間もとって、その必要性そういったものも含めて議論を行って、また政府においては辺野古が唯一というこの固定観念から脱してその協議に臨んでいただきたい。そういったことも協議の場では副知事から述べてございます。

県としては、しっかりと裁判も行いながらも辺野古の新基地をつくらせないということに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　お遊びですね。

知事公室長、今さら辺野古唯一の考え方を改めてもらいたい。今裁判が、高等裁判所でこういう判決がおりているんです。今その程度の認識で、その認識を変えることができていない。翁長知事はその認識を政府に対して交渉して変えることはできてないわけでしょう。今さら辺野古唯一の考え方、ここまで進んでいるんですよ、もう。工事も進んで、工事もとめて、裁判で決着をつけるという、本当にこういうふうな事態で私は非常に情けなくなりますね。

何が辺野古をつくらせない、何が反対。実現は何もしてないじゃないですか、方向は。逆に、辺野古をつくらせるという司法判断までもらって、県民はもうそれに従うしかないんじゃなくて、どう責任とるんですか。

最後に、最高裁に上告するということで、そこで負けた場合は承認の撤回とか検討するという話ですよね。その前に知事、県民に、前知事にも国民にもアメリカにもわびしてくださいよ。１回そういうふうな自分のミスリードにけじめをつけないと、これは進みませんよ。恥ずかしくないですか、１回けじめつけてから頑張ってください。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど来、同様な御質問があるので、こちらもそういう繰り返しになって恐縮なんですが、まだ確定してございません。やはり我々今回の裁判は公平中立という観点から大変疑問がございますので、上告の中でしっかりと県の主張、正当性を述べさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　闘うのはいいけど、判決批判はやめてください。自分たちの意に沿わなければ上告してしっかりやってください。何で判決がおりたのを、裁判所の判断をこんなに批判するんですか、おかしいですよ、あなた方は。司法をゆがめて、こんなやり方はだめですよ。

以上です。

○議長（新里米吉君）　20分間休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

大城憲幸君。

○大城　憲幸君　維新の会の大城であります。

毎回この順番で、前回に続き重い雰囲気だったんですが、議長のお取り計らいで少し気持ちも落ちついたところです。

前回の６月議会も農林水産関係の議論をさせていただきました。そのときには、観光と農林水産業、あるいは福祉と農林水産業、経済とあるいは県民所得の向上と農業、漁業等がどう貢献していくのかということで、総論的な議論をさせていただいて、共通認識を知事も含めて、議論をさせていただきました。共通認識をいただけたと思っております。今回は、その議論を踏まえて、具体的に今議会でも概算要求含め、既にもう29年度予算に関する議論もありますけれども、そこのどう具体的にこの事業を進めていくのか、予算化していくのか、そういう視点で今回は一問一答をお願いいたしまして、５点通告をしてございますので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

農林水産部長、よろしくお願いします。

まず、１点目につきましては、市場です。

沖縄県中央卸売市場の役割と今後のあり方について。

本県の青果及び花卉の流通拠点である中央卸売市場であるが、社会状況や流通形態の変化に伴い、取扱量は減少し、その役割も変わってきております。

２点お願いいたします。

まず、現状と課題について。そして、今後の取り組みと方針について、まず２点お伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県中央卸売市場の青果物取扱量につきましては、平成27年度は６万113トンで、平成23年度と比較しますと3130トン減少しております。花卉につきましても、平成27年度は、切り花3250万本、鉢物で190万鉢、平成23年度と比較しますと、切り花で510万本、鉢物で33万鉢の減となっております。市場における主な課題としましては、近年、販売チャネルの多様化や国内生産・流通構造の変化等によって取扱量が減少しております。

今後の取り組み方針につきましては、国においては、平成28年１月に第10次卸売市場整備基本方針が策定されております。その中で、中央卸売市場の生鮮食料品等流通の基幹的インフラとしての機能・役割のさらなる強化・高度化を支援することとしております。

県におきましても、今年度の国の基本方針を踏まえまして、第10次沖縄県卸売市場整備計画を策定中であります。その中で市場関係者等と今後の機能強化等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　23年と比較して3000トン減少という言葉がありましたけれども、同市場はつくって30年になるんですけれども、今数字としてピーク時、取扱量のピークが何トンなのか、あるいは金額が何年で何トンなのか、それに比べてどれくらい減少しているのか、その数値は持ち合わせてないですか。あればお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

青果物のほうですけれども、平成12年のほうは、総数量にしまして９万トンであります。金額にしますと平成10年のほうが173億のほうになっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ピークの平成12年の９万トンに比べると、直近の数字で平成27年度で約６万100トンですから、３割、３万トン減っているんです。金額でも25％ぐらい、30億ぐらい減少しているんです。県が計画をしている振興計画でも、28年度の計画は７万4000トンの計画を立てておりますけれども、残念ながら６万トンで――逆に今度は少しふえるのかな――６万トン前後で上下しているという状況です。そういう中で、前回も議論させてもらいましたけれども、やっぱり市場にしっかりと物が集まらなければ、県内の需給もなかなか満たすことができない。県内の生産者を応援することもできない。あるいはアジアに向けていく戦略を立てていくときにも、やっぱりしっかりと市場機能を充実させようと、そういう議論は常にあるわけです。だから、そういう中で、なかなか伸ばし切れないというのは、やはり大きくもう一度整理をしないといけないと思うんですけれども、その辺について、次年度以降どういう形で市場を活性化していくのか。あるいはこの市場に物が集まってアジアに飛躍できるような中央卸売市場にしていくのか、その辺の思いをもう一度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

先ほども言いましたように、沖縄県卸売整備計画につきましては、今後策定中でありますけれども、その中で、市場関係者とか有識者へのヒアリング、あるいはアンケート等を実施していきたいなというふうに思っております。それと、流通事情の把握だとか、今後やっぱり状況は、経済状況がいろいろと変わっている状況の中で、新しい方向性の中でやっぱり整備計画の中でも反映させていきたいなというふうに思っております。

それと、市場関係の活性化につきましては、平成26年度――これは繰り越しですけれども、中央卸売市場活性化事業におきまして、県産農産物を県内の実需者を中心に、安定的に供給するために、中央卸売市場内に配送センターを兼ねた冷凍施設を整備しております。あわせて冷凍配送車を導入しながら、産地から消費者までのコールドチェーン化をすることで、青果物の高品質を図ることを目的に、今実施しております。

こういう形で、ソフト・ハード面等を含めて、やっぱり関係機関のほうの意見も反映しながら、その方向で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　26年度の事業も勉強させていただきました。当然、本土からもいろんな野菜を入れます。県内の葉野菜も扱います。そういう中で、コールドチェーンというのは、結局常に低温で流通させるというところですけれども、肝心の市場自体がもう青果棟であれば昭和59年ですから、30年超えるわけです。台風になると雨漏りがします。西日を防ぐ方法もない。そういう中で、農家さんからはいい状態で来ても、太陽に照らされる、あるいは常温で保管する。そういう中で、競りにかけられた後に冷蔵庫に入れたってなかなかコールドチェーンとしてつながらないわけです。そういう意味で、この老朽化対策も含めて、

やっぱり市場の建てかえというようなものに具体的に方向性を定めなければならない。

もう一つは、今度、ことしからクルーズ船の第２バースの話があります。それも一体で今議論されているわけですから、その土地の確保という意味でも29年度あたりでしっかりとこの中央卸売市場の今後のあり方、建てかえについてどうするんだというような調査費等を計上して、計画をつくらなければならないというふうに私は強く感じているんですけれども、それについて再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

中央卸売市場は、先ほど議員のほうからもありましたように昭和59年開設されまして、30年以上経過しております。そこの中で、建築設備等の経過、劣化等については、保守、更新等が必要な時期を迎えているということは認識しております。そういう観点からいきますと、やっぱり県のほうとしては２点あるのかなと思っております。

ます、先ほど言いましたように、老朽化におきましては、沖縄県中央卸売市場修繕計画を策定して、そこについて適切に更新に必要な財政負担等について平準化を図るというようなことが必要かなというふうに思っております。もう一つは、先ほど答弁したように、国の第10次卸売市場整備基本方針があります。これにつきまして、卸売市場のあり方、位置づけあるいは役割、機能強化などの方向性について、いわゆる経営展望を策定して、そこの中で経営戦略を確立する必要があるかなというふうに思っております。これについては、29年度におきまして、沖縄県中央卸売市場経営展望、これは仮称ですけれども、こちらのほうに今概算要求をする予定で入れております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　部長として、担当部として概算要求に入れていきたいということですが、副知事なりコメントをいただければありがたいんですけれども、これ建てかえとなると多分改装でも三、四十億ぐらい、これを全面建てかえとなると100億前後の事業費になると思います。非常に莫大な予算がかかるんですけれども、ただずっとこの21世紀ビジョンの達成も含め、そして県が作成したアジア経済戦略構想も含め、成長産業としてやっぱり１番目に農林水産業が上げられているんです。そういう意味で、今例えば八重瀬町にも道の駅をつくる構想があります。うるま市にも大きな物産館なりをつくる構想があります。そういう地域地域で活性化するのは非常にいいことではあるんですけれども、その反面、中央卸売市場に物が集まりにくくなっている。ただ、やはりこれは、我々は外に向けて物を出していく。県内に向けて安心・安全な県産野菜を出していくという意味では、この市場の役割というのは、私はもう一回県民みんなで見直す必要があると思うんです。その核となるこの中央卸売市場の計画というのは、今まさに平成28年終わりましたので、振興計画の折り返し地点で、この29年度にぜひとも私は調査をしっかりと入れて、あり方を議論すべきだと思うんですけれども、所見をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

先ほど言いましたように、中央卸売市場のほうの取り扱いの部分とか、今後の機能性とかそういうのをトータルで関係機関のほうとのヒアリングとか、そういうものを含めて、今後のあり方については検討していきたいなというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、中央卸売市場につきましては、集荷機能、あるいは分荷機能、価格形成機能、決済機能、情報受発信機能など、いろいろと機能はあります。そういう中で、今後施設の問題だとか、あるいはその取り扱い増加に向けた取り組み、あるいは施設の老朽化に対する維持管理、機能強化、将来的な更新等含めてトータルであり方を検討していきたいなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、29年度については、経営展望の策定の調査費用を計上していきたいなというふうに考えておりますので、そこのほうで、幅広く総合的に検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いいたします。

それでは、２点目に養豚です。

今議会でも酪農の減少の話もありましたけれども、養豚事業が一番私の中では減少が非常に危惧しているところです、酪農も含めてですけれども。そこで、２点目については、養豚生産基盤の強化についてお伺いいたします。

本県の食文化を支えてきた養豚事業でありますけれども、環境問題、飼料価格の高騰等により廃業が後を絶たず、生産基盤の減少が続いている。

２点お願いします。

本県養豚業の現状と課題について、それから生産基盤の強化に向けた取り組みについてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。
養豚の現状と課題につきましては、平成27年12月末の調査によりますと、県内の養豚農家戸数は328戸、飼養頭数は21万863頭となっております。前年に比べますと、農家戸数にしまして16戸減少しております。一方、飼養頭数は31頭増加しております。また、屠畜頭数については、平成27年度におきまして約31万2396頭で、前年に比べて1116頭増加しております。そういう状況の中で、課題としましては、やはり養豚農家の高齢化、あるいは悪臭等の環境問題など、あるいは飼料価格が高騰しております。それと家畜疾病予防対策等が挙げられると思っております。
次に、養豚生産基盤強化に向けた取り組みとしましては、平成23年度から平成27年度にかけまして、沖縄食肉価格安定等特別対策事業、いわゆる105事業ですけれども、その事業を活用いたしまして、施設整備や生産性向上に係る機械導入等の支援を行っております。
今後も、養豚の飼養頭数増加を図るため、畜産クラスター事業、これはＴＰＰ関連で国のほうが拡充強化しておりますけれども、もう一方、強い農業づくり交付金等を活用して、生産基盤の強化には取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　今あった105基金がありましたので、この数年は、そういう意味で先ほど比較がありました、この二、三年についての農家の減少、あるいは頭数の減少というのはある意味抑えられているのかなと思っております。ただ、例えば盛んであった昭和の末、平成に入るころというのは、飼養頭数は32万3000頭でした。約10万頭減っているわけです、飼養頭数で。農家数は、そのころというのは2200戸でした。それが今300戸まで減りました。やっぱり平成に入って急激にこの沖縄の文化、食文化を支えてきた養豚業というのは、農家の数としては７分の１に減り、飼養頭数というのは３割以上減少しているわけです。そして、今後も今部長からまさに話があったように、環境問題というのは、中南部ではなかなか養豚事業というのは地域の皆さんがオーケーはしません。そして、新たな事業展開はなかなか一部を除いては難しいでしょう。イコール個人の生産者というのは、個人での環境対策あるいは個人での養豚経営というのは非常に厳しいと思うんです。
今後、ただ減っていくまま、それでいいのかというと、私は、この辺で先ほどの振興策の折り返し地点というものもそこも共通するんですけれども、この沖縄県の観光とリンクをさせる食文化、観光業、そしてそれを下支えしている養豚事業を守るという意味では、本当は、理想は公設民営みたいなところです。本土のほうであるように、15万頭とか20万頭とか、そういうような規模の養豚場をつくる必要があるんじゃないかというふうにこの必要性を強く感じているんですけれども、その取り組みについてどのように感じておりますか、所見をいただきます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。
沖縄については、豚肉については非常に長い歴史の文化を抱えております。それと観光客、あるいは海外に輸出するということで、養豚については、非常に重要な畜産分野というふうに理解しております。そういう中で、先ほど議員のほうからおっしゃるように、養豚農家自体が減少しております。一方、大規模法人化等含めて、大規模経営するには、環境の問題を抱えているというような中で、21世紀ビジョンにおきましても、うちの部としては一定の44万頭を確保したいというような考えを持っておりますので、そういう中で、一つの方法として、養豚団地の建設については、関係機関のほうから貴重な意見というふうに受けとめております。
その中で、養豚団地を建設するについては、４つの課題があるのかなというふうなことで考えております。まず、移転候補地の選定、いわゆる中南部については、敷地、用地が非常に厳しいということで、その候補地をどうするのかということです。それと、環境問題があるということで、地元関係機関の同意がまず必要であるというようなことを考えております。それと、一定の施設を規模拡大するということは、非常に移転設備に要する資金の確保が大きい課題になっているのかなというふうに思います。それともう一つ、畜産関係については、家畜衛生への基準の遵守が非常に必要ですので、その辺をどう考えていくのかなということを去年の夏ごろから検討されましたので、そこを含めてトータルで総合的に検討できないかなということで、沖縄県養豚生産対策協議会を10月に立ち上げさせまして、そこの中で、関係機関の中で検討しているところであります。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　その辺は共通認識です。まさに今指摘のとおりで、大きい農場をつくればいいかというと、そこはまた病気が発生した場合に大きなリスクになりますので、じゃ大きな農場をつくって誰が運営す

るの、たくさんの農家を集めて１カ所で団地形式にするのというと、それはまた衛生的に大きなリスクを抱えるとか、場所の問題、さまざまな問題があると思います。それを今のままじゃいけないというのは共通認識ですので、それをしっかりと協議会をつくって、場所の問題、衛生的な問題、運営の問題等を協議してほしい。そして、それはやっぱりしっかりと計画をつくって来年29年度あたりで、この沖縄の養豚事業をどう30万頭、40万頭を確保していって、この地域の産業としてしっかりと元気にしていくのかという部分は取り組んでいただきたい。このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

３つ目は牛です。

牛は御存じのとおり、きょう午前中もありましたけれども、逆に調子がいいんです。さまざまな県の取り組みで、今調子がよくなりました。いつの間にか、沖縄県の県内の農業産出額、平成26年度の数字でいくと、もうサトウキビを抜いて１位なんです。900億の農業産出額のうちで１番目に大きいのが19％の肉用牛が169億、２番目にサトウキビが153億、３番目に豚が133億というふうな順序になって、子牛価格の高騰も含めて、今非常に牛は調子いいと言われております。ただ、今後という意味では、私は課題を抱えていると思いますので、まずその辺について議論をしてみたい。

肉用牛の生産振興についてお願いいたします。

本県の肉用牛生産は、これまでの各種振興策と近年の子牛価格の高騰により順調に推移していると。そのほとんどは肥育素牛として県外への出荷であり、その流通は船舶に頼らざるを得ない現状にある。

ここは４点お願いいたします。

ア、子牛生産の現状と課題について。

イ、肥育生産の現状と課題について。

ウ、牛の運搬・流通の現状と課題について。

エ、生産・流通の強化に向けた取り組みについて、それぞれお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時11分休憩

午後４時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

子牛生産の現状と課題について、平成27年12月末の肉用牛飼養頭数調査によりますと、県内で生産されております子牛は２万9215頭と前年に比べますと542頭減少しております。減少の要因としましては、平成26年度までの繁殖雌牛の頭数が減少したことが要因として考えております。しかし、平成27年度の繁殖雌牛の頭数は、優良遺伝繁殖素牛保留事業などで増頭対策の効果がありまして、４万1892頭と前年度よりも105頭増加しております。そういうことを考えますと、今後、子牛生産が増加することが予想されます。

次に、肥育の生産の現状と課題につきましては、同じく平成27年12月末の調査によりますと、県内の肥育牛の頭数は6155頭、前年に比べますと22頭増頭しております。増頭の要因としましては、全国的な国産牛肉の需要増による影響だと考えております。

県としましては、県産ブランド牛肉の安定的供給は重要と考えておりまして、今後とも沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業などによる補塡金交付で、肥育農家の経営安定対策を支援してまいりたいと考えております。

次に、牛の運搬、流通の現状と課題についてお答えいたします。

平成27年度の県内肉用牛取引頭数は、２万6788頭となっておりまして、そのうち84％の２万2508頭が県外へ移出されております。牛の移出については、牛専用の運搬車やコンテナなどに積まれて、船舶で鹿児島港まで運搬され、鹿児島港からは陸路で運搬されております。牛輸送の課題といたしましては、船舶の老朽化や輸送時の暑熱対策などの課題があります。

県としましては、牛の運搬・流通により、家畜取り引きに支障を来さないよう関係者と検討してまいりたいと思っております。

次に、生産流通の充実強化に向けた取り組みについてお答えいたします。

県では、肉用牛の生産振興を図るため、これまで、優良種雄牛の造成、あるいは優良遺伝繁殖素牛保留事業、畜産クラスター事業による畜舎等の整備、あるいは畜産担い手育成総合整備事業による草地造成や畜舎等の整備、食肉処理施設や部分肉加工処理施設の整備など、肉用牛の生産・流通体制の強化を図ってまいりました。

県としましては、引き続き肉用牛の生産振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　済みません。一問一答のやり方については勉強不足で、恐縮であります。

ここで言いたいのは２点です。

１点目は、やっぱり素牛は絶好調でいいんですけれども、やっぱり肥育を充実させないといけないというのが１つと、もう一つは、牛の運搬を今鹿児島等に素牛を運ぶわけですけれども、沖縄では離島間のものも含めて、この船の少し話がありましたが、老朽化があります。この２点についてお願いをいたします。

まず、１点目は、肥育については要望だけにしますけれども、基本的には部長御存じのとおり、もともとは各地域で肥育センター、肥育農家がいました。しかし、いろんな諸事情で今も一部八重山のほう、あるいは北部のほうでは、銘柄として定着した牧場がありますけれども、そのほかの地域ではなかなか肥育事業に対しては、農家あるいは民間ではほとんどだめになってしまった。ただ、今後を考えると、地域で肉までして出荷する。あるいは、レストランで地域の牛肉を出すということまでつなげなければ、やっぱりアジアに向けた戦略もなかなか描けないわけですから、そこの肥育部門については今後調査研究も含めて力を入れていただきたい。それはもう要望にします。

もう一つは、次年度29年度に向けてぜひやっていただきたいのは、船の問題です。内部では議論はあると思うんですけれども、来年の11月で今先島あるいは各離島を回って牛を運搬している船が使えなくなります。それについて、今早急に対策が必要だと思っておりますけれども、そこの部分について、内部での議論はどのようになっておりますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

子牛の生産地が先島、宮古・八重山等を中心に生産されております。その結果、競りをやった後の先ほど説明したように、鹿児島まで船のほうで運搬、輸送しております。そういう中で、子牛のほうが購買者にとっては安心・安全な輸送ができるというようなことで、購買者が沖縄の産地、あるいは宮古・八重山のほうにいらっしゃるというふうに認識しております。そのために、輸送手段については、やはり安定的に整備する必要があるのかなという気はしますけれども、そういう話はことしの４月ごろ、ＪＡ等関係機関のほうから相談がありました。そういうことで、今実態のほうについて確認しております。例えば、どういう実態の中で輸送がされているのか。あるいは、どういう形で、先ほど言ったように、来年の10月、11月をもって既存の船舶が廃船になるというようなことも聞いております。そういう形で、安全で安心で子牛の素牛が輸送できるのかどうかを含めて、早急に検討しております。４月以降４回、あるいは業者も入れて６回ほど現地のほうと関係機関の会議を開催させてもらっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　会議も繰り返しているということですから、部長は把握していると思うんですけれども、今現状はもう皆さんわかるとおり、宮古・八重山はもちろん、久米島なんかも含めて民間の船で牛を運搬しております。平成17年に大きな事故が起こって、覚えている方もいると思いますが、牛・豚が310頭死ぬという事故がありました。これはいつも使っている船がドックに入ったために、通常使っていない船で、密閉式の船で牛・豚を運んだ。そういう影響で、鹿児島に着いてみたら、300頭余り牛・豚が死んでいたと。それの補償で大きな問題になったんですけれども、それも含めて今使っている船が来年の11月に使えなくなります。そこは民間の船ですから、それをどう改築してやるのかというのは課題もありますけれども、ただ、やっぱりきちっとした安全な輸送体制がしけなければ、こういうふうに宮古で牛を買っても、鹿児島に行ったら死んでしまうよという話になってしまうと、やっぱり最終的に牛の値段が下がって、生産価格が下がります。これは安心・安全な、そしてしっかりとした輸送体制を構築する必要があると思いますので、そこはしっかりと29年度も、来年の話なものですから、市町村あるいは生産者の方に不安を与えないように、購買者の皆さんが不安にならないような取り組みを早急にお願いしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

時間がありません。

もう１点、次に進みます。

続いては、４点目には、家畜衛生対策の充実についてお願いいたします。済みません、訂正です。宮崎県の口蹄疫は、平成20年ではなくて22年の発生でございました。訂正をお願いいたします。

平成22年に発生した宮崎の口蹄疫以降、法改正もあり、衛生対策を担う獣医師の役割は増加傾向にあり、ペットブームも手伝い、畜産の盛んな地域で獣医師不足が問題化しています。衛生対策と獣医師体制の現状と課題について、また衛生対策の強化と人材確保についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

衛生対策と獣医師体制の現状と課題について、県では、４カ所の家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に46名の獣医師を配置し、衛生対策を推進しております。家畜保健衛生所等では、家畜の伝染性疾病の発生

予防及び蔓延防止を図るとともに、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に対する危機管理体制の強化に努めております。また、本県の獣医師体制は、沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書において、平成32年度を目標とする産業動物獣医師確保数を151名としているとしております。ところが、現在128名で、内訳としまして、産業動物診療獣医師61名、県農林水産部獣医師67名となっております。獣医師の確保は基本的な課題というふうに認識しております。

次に、今後の衛生対策の強化と人材確保につきましては、県では衛生対策として、飼養衛生管理基準遵守のための農家立入あるいは指導を行っております。また、異常家畜の早期通報の徹底と定期的なモニタリング検査による監視強化、あるいは発生に備えた防疫実働演習の開催と防疫資材の備蓄などを強化しております。今後、衛生対策を担う獣医師の確保については、平成25年に策定しました沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書に基づいて人員の確保に努めるとともに、修学資金制度やインターンシップについて、関係団体と検討しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　宮古なんかを含めて、本島もそうですが、クルーズ船がうれしい悲鳴で多くなっています。宮古の皆さんから聞くと、一昨年ほぼゼロだったのが、去年がクルーズ船が12隻、ことしが100隻以上という話があります。ただ、それと同時にさまざまな病気が入ってくるリスクがあるわけです。午前中にもありました、家畜伝染病予防法に基づく指定港に宮古の港はなっていないんですけれども、そこの今対応というのは誰がやっているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　議員がおっしゃったように、宮古地域については、去年と比べて大幅にクルーズ船がふえております。110回以上の今予定しておりますけれども、今関係機関、市町村、ＪＡあるいは県の職員を含めて、地域のほうで会議し、週２回入港する船については、当番制でしっかり監視しているというふうに聞いております。ただ、職員のほうの負担も大きいものですから、その辺含めて、我々のほうとしても、関係機関のほうと連携とりながら、あるいは動物検疫所のほうとも連携とりながら、国のほうとも連携とりながら、今目いっぱい頑張っているという現状だと思います。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　宮﨑の口蹄疫が発生したときに、29万頭殺処分がありました。経済効果としては、本当に数千億の、観光客も激減し、畜産だけの被害ではありませんでした。それを補うために、今獣医師が必死で頑張っているんですけれども、九州各県の待遇を見ても、今沖縄が一番給料面等で厳しいというような話もあります。そういう中で、今獣医師が不足しているわけですから、待遇、処遇面の改善含めて検討しないといけないと思いますし、その辺は人事院から過去にも議論があったというふうに聞いております。その辺の総務部長、内部での議論の状況はどうなっておりますか、お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

獣医師の確保、非常に重要でございます。獣医師の給与上の処遇改善、これにつきましては、人材確保を図る観点から、九州各県等の状況を踏まえて、検討していくこととしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今言ったように、東国原宮崎県知事の憔悴しきった表情というのは皆さんも覚えていると思います。これはやっぱり沖縄県の危機管理として、この獣医師の体制については、今後強化しないといけないと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

ごめんなさい。運転免許センターについては、時間切れで次回やりたいと思いますので。時間が来ました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　皆さん、こんにちは。

私を含めてあと４名でございますので、スムーズに運びたいと思います。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、自然史博物館構想について伺います。

日本学術会議は、地球環境の人為的破壊から守り、人類の存続を図るという究極目的を果たすためにとり得る手段として、世界の自然史科学を先導する国立自然史博物館を日本に設立すべきであるとこのように提言しております。設置場所として博物館の集客機能、日本列島の特性を踏まえ、中央に位置する国立博物館を挟んで南北それぞれに国立自然史博物館を設立することがいいと、考えられると。いわゆる沖縄と東北地方に設立するというこの構想の提言でございます。

沖縄県におきましても、ちょうどこれは2012年２

月の分科会による提言でございましたから、14年12月６日、「沖縄に国立自然史博物館を！～ちゅら島の豊かな自然を未来につなぐ～」と題してシンポジウム。さらに2015年11月に「沖縄に自然史博物館を！～次世代の博物館像を求めて～」というシンポジウム。また、去る７月17日には石垣市におきまして、「沖縄に国立自然史博物館を！～島嶼ネットワークの可能性を探る～」とこのように沖縄誘致に向けたシンポジウムが開かれております。このように、自然史博物館誘致への機運が高まっておりますが、知事の所見と県の取り組みについて伺います。

２点目に、ナショナルトレーニングセンターの誘致について伺います。

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックにおける日本選手の活躍は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに大きな期待と弾みと、そして青少年に夢を大きく抱かせるに十分な活躍だったと思います。今大会の日本選手の活躍の要因の一つに、このナショナルトレーニングセンターの役割があったとこのように推測いたします。したがって、沖縄に同様な施設を誘致、地元沖縄の選手はもとより、国内外の選手が活用できるようなナショナルレベルのトレーニング拠点としてナショナルトレーニングセンターの誘致を提案し、知事の所見を伺います。

３点目は、手話言語条例の施行についてでございます。

手話言語条例の制定を受けて、去る４月１日から同条例の施行がスタートいたしました。本条例は手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、手話の普及、手話通訳者の養成、学校教育における手話の普及等々、こういったことが県の責務としてうたわれております。

去る９月25日、鳥取県倉吉市で開催されました第３回全国高校生手話パフォーマンス甲子園、ここで真和志高校が準優勝を果たしております。また、第33回全国高校生の手話によるスピーチコンテスト、これには沖縄市にある仙台育英学園高校広域通信課程ＩＬＣ沖縄の２年生幸喜樹里さんが出場しております。このように、若い世代間では、手話に対する理解や手話を使用しやすい環境づくりが進んでいるとこのように私は評価しております。県もこうした動きを大事に育てるとともに、手話の普及、手話通訳士の養成等事業を推進していかなければならないと考え、質問いたします。

(1)、条例の施行の現状と今後の展望について。

(2)、第８条いわゆる協議会設置の施行について、取り組みと課題について伺います。

(3)、手話推進の日（毎月第３水曜日）の取り組みについて、現状と今後の展開について伺います。

４番目に、外国人技能実習制度について伺います。

この制度は発展途上国の産業基盤を担う若者の育成、国際的な視野に立った途上国の地域社会のリーダーの育成、多国間の相互理解を深め国際的な協力関係を築くこと等を目的として実施されております。沖縄県においても多大な成果を上げているとこのように伺っております。この種の事業は受け入れ企業、送り出す国や地域、そして何よりも技能実習生にとってそれぞれにメリットがなければならないと考えます。

(1)、外国人技能実習生受け入れの実績及び課題について伺います。

(2)、今後の受け入れ計画について伺います。

５番目に、野犬対策について伺います。

国頭に野犬の群れとの報道に、驚きと人や家畜等への被害が出ないのかと心配しております。野犬の実態調査を初めどうして野犬になったのか、ペットとして飼われていた犬がヤンバルの山に捨てられたのか。もし、そうだとしたら野犬も被害者ならぬ被害犬だと思います。この問題は野犬の被害を防ぐこと、そして大事なことは野犬にしないシステムの構築、飼い主のモラル等抜本的な対策が必要と思いますが、(1)、国頭に野犬の群れとの報道、これに対する県の取り組み、そしてまた、現状と対策について伺います。

(2)、被害の状況及び対策についても伺います。

６点目に、離島振興について伺います。

離島の振興なくして沖縄県の振興・発展はないとはよく聞く言葉ですが、現実的には離島の不利性は歴然としております。これは、法律や制度がオールジャパンで制定されておりますから、結果として都市部や人口の多い地域が有利になるというか、あるいは中心的な恩恵を受けていくと。したがって、離島の不利性の克服には残念ながら至っていないと言っても過言ではないと思います。中でも、小規模離島は離島であるがゆえの不利性は大きな課題であります。もちろん国や県も離島振興の施策を実施しておられることも重々承知しており、高く評価するものでありますが、各島々の当面の課題として、以下のことについて伺います。

(1)、地方創生久米島モデルプロジェクトは、「世界の島嶼地域に誇れる技術を沖縄から」をキャッチフレーズに海洋熱源を利用した農林水産事業活性化プロジェクトとして、サンゴの育苗、カキの陸上養殖技術開発、クルマエビ養殖、冷熱利用農業と既存の事業の拡張、新たな事業開発を網羅した壮大な計画でありま

す。マスコミの注目度も高く、テレビ、新聞等でも多く取り上げられ、外国の島嶼国からの視察団も多く、2015年12月末現在で45カ国、4500人の視察団が来島していると伺っております。文字どおり「世界の島嶼地域に誇れる技術を沖縄から」を実現できるプロジェクトでございます。このプロジェクトに対する県の考え、また、取り組み等について伺います。

(2)、これらの計画を実施していく上で、海洋深層水の集水施設の増設も視野に入れて取り組まねばならないと考え、県の取り組みについて伺います。

(3)、小規模離島における屠畜について、簡易屠畜場の設置、衛生管理者の確保等々の課題がございますが、住民の負担軽減、食文化の継承等の観点からも島の実情に合った、また、配慮した対応が求められます。よって、現状と今後の取り組みについて伺います。

(4)、渡嘉敷村の沖防波堤の構築は、島民の安定した生活航路の確保、観光振興の観点から大変重要な事業であると認識しております。確かに、難工事でコストも高くつくと予想されますが、何よりも住民の安全確保を最優先にした取り組みをお願いし、県の対応について伺います。

(5)、粟国村の航空路線の再開と安全確保対策につきましても、安全・安心確保を最優先にした対応が望まれます。地元村長のお話では、別会社の就航も視野に入れた取り組みが必要かと思いますが伺います。

(6)、小規模離島における物価の低減対策の取り組みについては、県はこれまでいろいろ取り組みをされておりますが、小規模離島の物価対策は十分とは言えません。したがって、現状と今後の取り組み対策について伺います。

最後に、文化行政、沖縄県指定無形文化財について伺います。

(1)、沖縄の空手・古武術認定については、これまで1997年（平成９年）に３人認定、2000年（平成12年）に６人認定、2013年（平成25年）に５人が認定されております。空手会館の完成記念、空手のオリンピックへの追加種目の決定等、空手界を取り巻く今状況が大変環境がよくなってきております。こういった時期に追加認定ができないものかということを考えたりしておりますが、県の御見解を伺います。

(2)、これまでの認定保持者は、首里手５人、那覇手５人、その他４人となっております。14人が認定されております。沖縄伝統空手は泊手を加えて三大流派と言われておりますが、現在、泊手の継承者の認定がありません。三大流派の継承発展の視点、歴史的系統等、精査の上、三大流派のバランスをとる必要があると考え、県の御見解を伺います。

以上、質問申し上げました。答弁をいただきまして再質問いたします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　糸洲朝則議員の御質問にお答えをいたします。

手話言語条例の施行についてに関する御質問の中の、条例施行の現状と今後の展望についてお答えをいたします。

沖縄県手話言語条例は、聾者と聾者以外の者が互いに理解し合える地域社会の構築を目指し、平成28年４月１日より施行されております。去る７月21日には手話を広める知事の会が発足し、本県も条例制定県として設立当初から参画し、手話の普及に関する他府県との連携、相互協力に努めているところであります。

県としましては、条例の趣旨を踏まえ、手話推進計画を策定し、手話の普及に関する効果的な施策の展開に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　国立自然史博物館設立に対する所見と県の取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館は、世界一級の自然史分野の学術研究、情報発信の拠点として、また、教育や人材育成のほか、観光スポットとしての機能もあわせ持つアジア初の施設であります。日本学術会議がことし５月に、国立自然史博物館設立の必要性と題する提言を取りまとめ、去る６月16日に同会議の会員が知事を表敬訪問し、生物多様性や地理的優位性などの評価から、沖縄県への設立が望ましいとする報告がなされたところです。国立自然史博物館は、本県にとって社会教育や国際貢献のほか、地域振興の上でも非常に魅力的な施設であることから、これまで関係者と連携してシンポジウムを開催するなど、県民の理解と設立に向けた機運を高めるための取り組みを行ってきたところです。

県としましては、引き続きこのような取り組みを推進するとともに、沖縄での設立実現に向けて、関係機関への働きかけなどを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　ナショナルトレーニングセンターの誘致についての御質問にお答えいたします。

ナショナルトレーニングセンターは、我が国におけるトップレベルの競技者の国際競技力向上を図る中核拠点施設として、平成20年に東京都に整備されております。国は、地方における新たなナショナルトレーニングセンターの整備は行わないとしつつ、同センターで対応できない冬季、海洋・水辺系、高地トレーニングなどの競技については、地方における既存のトレーニングセンターで基準を満たす施設をナショナルトレーニングセンターとして指定しております。

このことから、同センターの本県への整備誘致は厳しい状況にありますが、県としましては、県内の既存施設が指定の基準を満たすかどうかなどについて情報収集等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　こんにちは。

それでは、手話言語条例の施行についての御質問の中の、手話施策推進協議会の取り組みと課題についてお答えします。

手話施策推進協議会につきましては、聴覚に障害のある当事者や学識経験者及び公募委員など13名を任命し、平成28年８月31日に設置したところであります。沖縄県においては、手話の普及に関し、総合的かつ計画的な推進を図ることが必要であることから、同協議会における審議を踏まえ、手話推進計画を策定し効果的な施策展開を図ってまいります。

次に、手話推進の日の現状と今後の取り組みについてお答えします。

手話言語条例第９条により、毎月第３水曜日は手話推進の日と定められております。現在、県民の手話に対する関心と理解を深めるため、県のホームページ等を通じ、基本的な手話表現について動画を交えて紹介する取り組みを行っております。

県としましては、引き続き条例の趣旨を踏まえ、手話推進の日を含め、手話の普及に関する効果的な取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　外国人技能実習制度についての、外国人技能実習生受け入れの実績及び課題についてにお答えいたします。

外国人技能実習制度とは、外国人が一定期間の在留資格を得て受け入れ企業と雇用関係を結び、実践的な技能実習を受けることができる制度であります。沖縄労働局のまとめによると、平成27年10月末現在、県内の外国人技能実習生は258人で対前年比75.5％増となっております。在留中に県が実施する基礎級技能検定試験に合格した技能実習生は、最長３年間の技能実習を受けることが可能となります。技能実習生などの外国人労働者の受け入れについて、国は、労働市場や国民生活への影響等を踏まえ、十分慎重に対応することが不可欠であるとの考え方を示しております。

県としましても、県内の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、今後の受け入れ計画についてにお答えいたします。

外国人技能実習制度では、事業協同組合等が監理団体となって、その管理責任のもとで技能実習生を受け入れ、実習実施機関として位置づけられた受け入れ企業が技能実習を実施します。監理団体による今後の受け入れ計画については、県は把握しておりませんが、国においては、実習期間を最長５年に延長することも検討されており、県としましては、技能検定試験が円滑に行われるよう関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、野犬対策についての御質問、国頭村における野犬被害の現状と対策についての御質問にお答えします。５の(1)と５の(2)は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

国頭村は、集落以外の地域が森林地域となっており、同地域に生息する野犬について、その詳細を把握することは困難でありますが、現時点で県及び国頭村は、同村楚洲地区において１グループ６頭の野犬を確認しております。野犬による被害につきましては、平成22年以降、散歩中の親子が野犬に囲まれたなど人身への被害が３件、飼い犬がかみ殺されたなどの被害が２件となっております。また、ヤンバルクイナなどの希少生物の被害につきましては、県内ＮＰＯ法人の調査によりますと28件報告されております。県は、国頭村と連携し、パトロールの実施、野犬が目撃され

ている楚洲地区に犬捕獲器を設置するとともに、地域住民からの聞き取り調査等、野犬に関する情報収集を行っております。７月以降、国頭村において、問題の野犬グループの１頭を含む野犬４頭を捕獲しております。

県としましては、野犬による人や家畜などへの被害の発生が懸念されますので、今後とも国頭村と連携し、野犬捕獲に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　離島振興についての御質問の中の、久米島モデルにかかわるプロジェクト及び県の取り組みについてお答えいたします。

久米島町では、海洋深層水の複合利用として、海洋温度差発電、海水淡水化、農水産業、製造業利用など、雇用効果や環境に配慮した循環型社会の構築を目指した構想である久米島モデルを地方創生のプロジェクトとして検討しているところです。

県としましては、引き続き、地元久米島町及び関係部局と意見交換を行っていきたいと考えております。

次に、海洋深層水の集水設備増強についてお答えいたします。

久米島の海洋深層水研究所では、水産、農業分野等で海洋深層水を用いた研究開発を実施しております。現在、海洋深層水の利用状況は、最大取水量に対して年間約７割となっております。新たな取水管の増設につきましては、今後、海洋深層水利用に関する需要や市場性及び事業採算性等を踏まえた具体的な利用計画が策定される中で、取水管増設の必要性が検討されるものと考えております。

次に、小規模離島における屠畜の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

県内には、沖縄本島に２カ所、離島では宮古島市、石垣市、久米島町及び与那国町にそれぞれ１カ所、計６カ所の屠畜場が設置されております。現在、設置されている地域以外の小規模離島において、新たに屠畜場を設置するためには、１、地元住民の同意取得、２、設置に必要な衛生管理者の確保、３、事業の費用対効果などの課題を解決する必要があります。

県としましては、地元の意向を踏まえて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　離島振興についての御質問の中の、渡嘉敷港の沖防波堤についての御質問にお答えいたします。

渡嘉敷港の沖防波堤については、設置箇所が水深約40メートルほどあることから、技術上や多大な事業費の確保、費用対効果等の課題があり、渡嘉敷村と調整したところであります。波除堤の整備などで対応することについては、村の理解が得られており、引き続き村と調整、連携しながら、早期整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　離島振興についての御質問の中の、粟国路線の再開と安全対策についてお答えいたします。

粟国路線については、昨年８月28日に起きた第一航空による粟国空港での事故を受け、国土交通省大阪航空局による同社への立入検査の結果、運航乗務員への訓練体制の抜本的見直しなどの事業改善命令が出されております。これに対し、第一航空では、改善措置を提出し、粟国路線の再開に向け、安全運航に必要な規程の見直しについて大阪航空局と調整している状況であり、県においては、同社の安全運航への取り組み状況を注視しているところであります。なお、粟国路線の再開時期については、再開に必要な機長の訓練が終了した時点で明らかになると聞いております。

同じく離島振興についての御質問の中の、小規模離島における物価の低減対策の取り組みについてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な生活コストを低減し、離島における定住条件の整備を図ることを目的として、離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施しております。平成24年度から平成27年度に４村５島を対象として実施した事業の効果について、事業開始前は沖縄本島に比べ40ポイント程度割高でしたが、おおむね20ポイント程度、継続して価格差が縮小していることが確認されております。平成28年度からは、対象を13市町村、19島へ拡大し、生活コストの低減に取り組んでおり、同様に価格差の縮小が図られるものと期待しております。

県におきましては、対象離島市町村、補助事業者等と連携を密にし、引き続き、離島における生活コストの低減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　文化行政についての御質問の中で、沖縄の空手・古武術の保持者追加認定についてお答えいたします。

県教育委員会では、芸能や工芸技術などの無形文化財の追加認定に際し、伝承者の養成や技能の熟度などを見ながら保持者を追加認定し、その保存と継承に取り組んでおります。沖縄の空手・古武術については、平成25年に５名の保持者を追加認定したところであります。保持者の追加認定には、候補者の技能や実績、活動歴等を幅広く調査し、資料を収集し、県文化財保護審議会での審議を経て認定していることから、一定の期間を要します。

県教育委員会としましては、今後、空手・古武術の関係者との連携を図りつつ、保持者の追加認定に向けた情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、三大流派のバランスについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成９年に沖縄の空手・古武術を無形文化財に指定し、これまでに14名の方を保持者に認定してきました。指定された沖縄の空手・古武術には、首里手、泊手、那覇手等の流れがあり、現在、泊手の保持者がいない状況にあります。

県教育委員会としましては、関係する流会派や空手関係者からの情報提供を受けながら、保持者の追加認定に向けた武歴等の情報収集に努め、首里手、泊手、那覇手等の空手・古武術のわざに精通し、かつ、高度に体現できる方を保持者に認定し、その保存と継承を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　御答弁大変ありがとうございました。

まず自然史博物館の件ですが、先ほど部長の答弁の中で６月16日に関係者が知事を訪問されたと、たしかそのようにお聞きしましたが、これそのとおりですね。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども答弁しましたけれども、６月16日に日本学術会議の会員が知事を表敬したということでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　それで表敬いただいた知事、感想あるいはまた感触をいただければありがたいです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後５時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　日本学術会議のほうから４名ほどお見えになりまして、じかに知事に訪問していただきまして、先ほど言いましたとおり、沖縄での地理的な優位性があるとか、沖縄の生物多様性を非常に高く評価されて、一人一人の委員から知事のほうへいろんな報告をしていただきまして、知事のほうからは沖縄の生物多様性について、高く評価されて非常にありがたいという言葉と、沖縄がアジアのかけ橋となるような機会でもありますので、全力を挙げて協力したいというふうな発言をされたかというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　先ほどの部長の答弁、また、今の答弁を伺いましても、この自然史博物館、大変もう壮大な構想で、私も通告した後にいろいろ資料を取り寄せて読んでみると、これは沖縄にとっては大きな宝物になるなという思いをいたしております。今言われた生物の多様性、地理的条件、何よりもやはり大学院大学というでき上がったこの学術機関がありまして、そことの連携とか。１つの県に３つの国立公園がある。こういったこと等も自然保護という観点からも大きな意味を持つ、また、ポテンシャルを持っている地域だと思います。とりわけ私が感動いたしましたのは、アジア地域における自然史の研究、調査、これが進んでないと。これはしかし、地球規模に見ても大変重要なポジションにあるようで、残念ながらまだこのアジア地域に自然史博物館がないと。中国、韓国にもない。したがって、まず日本が真っ先にやらなければならないんだと。日本が自然史博物館を設置して、そこで数々の研究をして、そしてアジアの若手研究者なんかも育てていくというこういった壮大な構想を読んだとき、これは単なる沖縄だけの問題じゃない。アジアを含む地球レベルの大きな環境に対する今まで人類が約60年間で人口の爆発的な増加、あるいは環境破壊ということを考えたら、沖縄からこの辺の発信をしていくということは、沖縄の平和とも通じるんじゃないかということで、大変意を強くしております。これはぜひ知事、学術会議関係者の皆さんからも多大な評価と、また要請を受けているわけですから、知事がぜひ先頭に立ってこのプロジェクトを誘致したらいかがかと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　糸洲朝則議員の御質問にお答えをいたします。

冒頭はちょっと失礼しました。

自然史博物館構想、本当に多くの学者の方がおいでをいただいて、今糸洲議員のお話のとおりの意義を説かれておられまして、私からいたしましても、アジアのダイナミズムを取り入れる沖縄というのは、経済という話のほうが大きいんですけれども、やはりアジアの中で初めてこの沖縄に自然史博物館ができるということは、これはそういった科学的といいますか、生物的な自然的な意味でも大きいんですけれども、公明党の提唱している国連の一つの位置づけというような意味合いも、これをベースにしながら広げられていくのではないかと。あるいはまたこういうことができることによって、またアジアの中での沖縄が見直されていくのではないかと。こういったことも期待しつつ、この自然史博物館、これの誘致、誘致はある意味で御理解をいただいていますので、全力を挙げてそれを受け入れていい形で運営ができるように頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　大変ありがとうございました。大変に意を強くいたしております。

まさにかつて国連アジア本部の誘致を党を挙げて取り組んでまいりました。この国家的プロジェクトは、これはもう地球規模の大きな成果を出せるものだというふうな確信のもとに今後誘致活動を展開していきたいとこのように思っております。どうか、なかなか自然史博物館といっても誰に聞いてもイメージが湧かないというのが今の現状でございますが、これを一つ一つイメージを膨らませていくためにも、シンポジウムが沖縄でもう既に３回、部長も参加して開かれておりますし、そういうことをふやしながら、例えばパンフレットをつくってこの関係機関とかあるいは県民に配っていくとかそういったこと等の周知というか、あるいはまた啓蒙というそういったもの等に取り組みをしていただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　その提言を受けて、やはりその前からも平成26年からもシンポジウムを開いて、今回石垣市のほうで３回目を開いていただきました。非常に機運が高まってきているなということではございます。この自然史博物館は、ただイメージがなかなかわからないということがございました。今東京のほうへ国立科学博物館がありますけれども、そういうところも、そこは科学も入っておりますので、自然史というものについては国内でないと。ましてやアジアのほうでもないということで、ちょうど空白地帯がアジアのほうにありますので、ぜひそこを埋めていくということと、先ほど知事からもありましたとおり、東アジアのダイナミズムの関係で東アジアの研究者ともネットワークも活用しながら、今後進めていくということでございます。日本学術会議では、全ての自然史系の分科会がこれに同調しておりますので、それもバックに受けながら我々としてもまた今後いろんな関係機関、いろんな働きかけをやっていこうと。非常にみんな今盛り上がっておりますので、ぜひ議員の皆さんも御協力いただいて、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　これだけをやりたいんですが、そうもいきませんので、１点だけ農林水産部長に小規模離島の屠畜の質問をいたしました。

多良間の簡易屠畜場の件で、衛生管理者の件、確保で随分いろんなところを回ったけれども、結局だめでいまだ日の目を見ておりません。いろいろ調べてみますと、これは食品衛生管理者という項目があるんですよね。それを読んでおりますと、かなり可能性が出てきたんじゃないかなというふうな感じをいたしています。いわゆる食品衛生管理者たる者の資格として、お医者さん、歯科医師、薬剤師、獣医師と。獣医師にばかり目が向いていったものですから、なかなか幅が出なかったんですが、ここら辺を例えば講習とかそういったものを経て登録ということは可能ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　屠畜場の衛生管理責任者の資格要件として１つ目に獣医師であること、それから大学で獣医学または畜産学を修めて卒業した者、３つ目に屠畜場の衛生管理の業務を３年以上従事し、都道府県等が行う講習会を受けた者というふうになっております。それから、作業衛生管理責任者の資格要件として獣医師であること、２つ目の要件として大学で獣医学または畜産学を修めて卒業した者、３つ目で獣畜の屠殺または解体の業務を３年間従事し、都道府県等が行う講習会を受けた者というようなものが要件としてあるということでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　ありがとうございます。

小規模離島においては、そんなにたくさん屠畜する

わけじゃないですから、多分月１とか、月２とかそういう程度のものだと思うし、しかしながらそれが沖縄本島まであるいは宮古本島まで持ってこないと屠畜できないというこういう不利性というのは、何とか克服しないといかぬと思います。今の御答弁もいただきまして、また今後ぜひとも研究をしていければと思っておりますので、島の実情に合わせた配慮、対応というのが求められます。現に、これまでそれぞれの島でそういう食肉の文化というものは育まれておりますから、これをどのように認定するか。あるいはどのように継承していくかという視点から捉えていくのであれば、私は可能性は開けてくるんじゃないかという期待感を持ちつつ、きょうの質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　議長、最初に休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○金城　　勉君　それではまず、沖縄振興予算について伺います。

2012年から始まった５回目の沖縄振興計画も折り返し地点を迎えております。

復帰の年から始まった沖縄振興計画は、４次までの計画は国が主導し、現在の５次計画は県が主導して立案した計画であります。2021年度までの間に目標とする、自立経済にどこまで迫れるか、正念場であります。そのために重要なことは振興予算の確保であり、計画の実行力であります。

以下、質問します。

(1)、来年度の沖縄振興予算要求額の減額についてどう受けとめているか。

(2)、減額要求による来年度の県事業への影響はどうか。

(4)、一括計上方式のメリットとデメリットについて御説明ください。

(5)、一括計上方式から全国並みの各省計上方式への切りかえはどうか。

(6)、本土復帰以降の沖縄振興予算の総額は幾らか。

２、基地問題について伺います。

普天間飛行場の返還合意から20年が経過しました。５年から７年の間に返還するとの日米合意がこのように長引いてしまっているわけであります。その理由はいろいろありますが、県内移設にこだわり続けてきたことが、最大の理由ではないかと考えております。

私は日米同盟の必要性、在日米軍の抑止力は認めるものの、沖縄の海兵隊を特定して抑止力とすることについては、合理性がないということを主張してまいりました。それゆえに、県外、国外への移転を要求してきたわけであります。

その視点から、以下質問をいたします。

(1)、在沖海兵隊について。

ア、2006年の在日米軍の再編実施のための日米ロードマップが、2012年の再編見直しにより普天間の辺野古移設と嘉手納以南の基地返還とのパッケージ論が見直しされました。それは具体的にどのように返還計画に反映されるでしょうか。

イ、2012年の再編見直しにより、海兵隊員9000人が国外移転します。沖縄に残る海兵隊員は約１万人ですが、その内訳はどうか。

ウ、政府は、沖縄の海兵隊について抑止力、地理的優位性で説明してきましたが、再編見直しの内容との整合性はどうか。

エ、普天間飛行場の５年以内の運用停止の進捗状況はどうか。

(2)、キャンプ・キンザーから嘉手納基地知花地区への倉庫群移設について、沖縄市の桑江市長が受け入れを表明しました。このことについての知事の受けとめ方をお聞きいたしたいと思います。

(3)、比謝川の基地内河川整備について、防衛局や米軍との調整はどうか。

３、子供の貧困対策について。

(1)、子供の貧困緊急対策。

ア、幼児教育の無償化の進捗状況はどうか。

イ、放課後児童クラブの利用料の減免制度の検討はどうか。

ウ、夜間中学設置についてどう考えるか。

(2)、生活困窮者自立支援の実施状況について、昨年度と本年度の各市町村の実績、効果はどうか。

４、福祉政策について。

(1)、パーキングパーミット制度の導入を検討してはどうか。

(2)、各種選挙における投票所のバリアフリー化の取り組みはどうか。

(3)、情緒障害児短期治療施設の進捗状況はどうか。

５、経済、雇用政策について。

(1)、航空機整備基地整備事業の進捗状況はどうか。

(8)、養殖漁業について。

ア、県内消費における海産魚の自給率はどうか。

イ、海産魚消費における天然物と養殖物との比率はどうか。

ウ、養殖魚の生産目標と達成率はどうか。

エ、稚魚の生産目標と達成率、また、養殖漁業の課題は何か。

オ、県内における養殖業者の現状と育成目標はどうか。

カ、海面養殖と陸上養殖のメリット、デメリットを踏まえ、将来、見通しはどうか。

キ、養殖業が盛んな台湾との技術交流、人的交流を積極的に展開すべきだと思うがどうか。

ク、モズク養殖の生産量と生産額はどのように推移しているか。

６、教育政策について。

(1)、（仮称）チーム学校推進法制定について伺います。

教育長の認識をお伺いいたします。

次に、(2)、奨学金について。

教育の機会均等を実現するためには、奨学金制度を充実させ、利用者の必要に応じて提供できるようにすることが大事であります。県が給付型奨学金制度を今年度から導入したことを高く評価いたします。国も公明党の提案により、来年度から給付型奨学金制度の創設を予定しております。

ア、県の給付型奨学金の取り組み状況を伺います。

イ、来年度から予定している国の給付型奨学金制度の創設について、国に要望するとしたらどういう要望をしますか。

ウ、無利子奨学金の貸与状況はどうか。希望者に対する達成率はどうか。

エ、有利子奨学金の利息の引き下げを検討し、所得連動返還型奨学金制度の制度設計を着実に進め、既卒者への適用及び金利の引き下げを検討すべきではないか。

７、災害対策について。

ドローンの活用方法について、どのように検討されているか。

８、しまくとぅば普及について取り組みについて。

(1)、先日、第４回を迎えたしまくとぅば県民大会がありましたけれども、参加者が非常に少ない状況にありました。今後の取り組みを伺います。

(2)、しまくとぅば普及の目的は何か。

(3)、しまくとぅば普及の方向性は琉球標準語を決めることか、各地域のしまくとぅばの平等な扱いなのか、県の方針を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えをいたします。

福祉政策についてに関する御質問の中の、情緒障害児短期治療施設についてお答えをいたします。

情緒障害児短期治療施設につきましては、平成27年７月に設置・管理運営法人を選定の上、今年度の当初予算に施設整備費を計上し、法人や建設予定地である糸満市等関係機関との調整を進めてまいりました。現在、建設予定地に係る開発許可手続など着工に向けて取り組んでおり、平成30年４月の開設を見込んでいるところであります。

沖縄県としましては、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、しまくとぅば普及の取り組みについてに関する御質問の中の、しまくとぅば普及の目的についてお答えいたします。

県内各地域で受け継がれてきたしまくとぅばは、地域の伝統行事で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層であり、いわば県民のアイデンティティーであります。ユネスコは組踊を無形文化遺産に登録し、その文化的価値を世界的に高く評価する一方で、我々がその基層と位置づけるしまくとぅばについては、消滅の危機にある言語に指定しております。私は、しまくとぅばの消滅は、組踊などの貴重な伝統文化の衰退を招くだけでなく、沖縄の心の喪失にもつながるものと危惧しております。

このことから、沖縄県では、しまくとぅばの普及・継承を県政の大きな柱と位置づけ、県民運動を展開しているところであり、今年度策定した中期しまくとぅば普及推進行動計画では、官民連携による、より実効性のある取り組みを着実に推進していくこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　沖縄振興予算についての御質問の中で、沖縄振興予算の減額についてお答えをいたします。

内閣府の平成29年度概算要求においては、総額3210億円の沖縄振興予算が計上されました。今年度の当初予算額を下回る水準ではありますが、厳しい財政状況の中3000億円台が確保されたところであります。その内容につきましては、那覇空港平行滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、拠点返還地跡地利用推進交付金、沖縄子供の貧困緊急対策事業等について、所要の額が計上されたところであります。また、県土の均衡ある発展を図るための北部振興事業や鉄軌道に係る調査費が計上されるなど、基本的には本県の振興に配慮がなされたものと考えております。

一括交付金の減額については残念でありますが、改めて執行率の課題が指摘されたことを受けとめ、引き続き改善に努めることとしております。平成29年度の沖縄振興予算については、去る８月10日に菅官房長官、鶴保内閣府沖縄担当大臣、自民党高村副総裁並びに二階幹事長に対して要請を行い、所要額の確保を働きかけてきたところであります。また、９月14日には、二階幹事長に概算要求額の満額確保を要請したところであります。

引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にするとともに、県選出国会議員並びに県議会議員初め関係各位の協力を得ながら、概算要求の満額が措置されるよう取り組んでまいります。

次に、減額要求による影響についてお答えをいたします。

沖縄振興一括交付金の概算要求額は、前年度から275億円減となる1338億円となっております。

これにより、県事業にも一定の影響があるものと考えておりますが、県としては、予算の範囲内で最大限の効果につながるよう、各事業の執行状況等を精査し、必要に応じて事業内容を見直すとともに、機動的な事業執行に努めるなど、影響が最小限となるように取り組んでまいります。

次に、本土復帰以降の沖縄振興予算についてお答えをいたします。

内閣府の資料によりますと、沖縄が本土に復帰した昭和47年度から平成28年度までの内閣府沖縄担当部局の予算額は、累計で約11兆8000億円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　沖縄振興予算についての御質問の中の、一括計上方式についてお答えいたします。１の(4)と１の(5)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっており、他県にはない独自の仕組みから、県内外の方々に、沖縄県が優遇されているとの誤解を生じさせている面があると考えております。

一方で、一括計上方式は、各省計上方式に比べ、国への国庫要請を内閣府沖縄担当部局に一括して行うことが可能であり、また、年末の政府予算案の決定を受けて、県の予算編成へ反映させやすいなどのメリットがあります。このような予算計上の仕組みは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため必要であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地問題についての御質問の中の、米軍再編における普天間飛行場の移設切り離しと返還計画についてお答えいたします。

平成18年５月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、沖縄に関連する再編案は相互に結びついており、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第３海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了にかかっているとされ、沖縄からグアムへの第３海兵機動展開部隊の移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展等にかかっているとされておりました。その後、平成24年４月27日の日米安全保障協議委員会共同発表においては、海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離されております。また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、沖縄における米軍による影響をできる限り早期に軽減するため、必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域、沖縄において代替施設が提供され次第返還可能となる区域、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い返還可能となる区域の３つの区分で返還可能となることが日米両政府により確認されておりま

す。これを受けて、平成25年４月には、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画が発表されております。

次に、国外移転後に沖縄に残る海兵隊員の内訳についてお答えいたします。

政府によると、平成24年４月の日米安全保障協議委員会共同発表に基づく再編計画が実施されれば、沖縄に残留する米海兵隊の定員数は約１万人となることが再確認されているが、各部隊の具体的な隊員数については、対外的に明らかにする性質のものではなく、お答えは差し控えたいとのことであります。

なお、沖縄に残留する米海兵隊の兵力は、第３海兵機動展開部隊司令部、第１海兵航空団司令部、第３海兵後方支援群司令部、第31海兵機動展開隊などから構成されるとのことであります。

次に、政府の主張と米軍編成の内容の整合性についての御質問にお答えいたします。

在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について２度の質問を行い、回答を得ております。その中で、平成24年４月の日米安全保障協議委員会共同発表で示された海兵隊の部隊構成について、高い即応性を有する海兵機動展開隊は沖縄に維持され、ハワイやグアム等の他の地域にも海兵空地任務部隊が形成されることによって、地域における海兵隊全体の対処能力が向上すると説明しています。さらには、事態の進展に応じて、各所から部隊が増強され、沖縄に残留する第３海兵機動展開部隊司令部及び航空・後方支援部隊が、増強部隊の来援のための基盤となることによって、引き続き大規模な事態に対して迅速に対応することができるとしております。しかしながら、沖縄に米軍基地を集中させ続ける理由について、政府の説明は十分でなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

いずれにしましても、県としては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転は、確実に実施されなければならないと考えております。

次に、５年以内の運用停止の進捗状況についてお答えいたします。

県から平成25年12月に要請した普天間飛行場の５年以内運用停止については、平成26年にＫＣ130空中給油機15機が山口県岩国市へ移駐しております。また、県が要請したオスプレイ12機程度を県外の拠点に配備することについては、県外における訓練等が実施されているものと承知しております。去る９月１日には、訓練移転に係る日米合同委員会合意に基づき、９月12日から10月５日まで、オスプレイ16機程度をグアム、テニアンへ一時訓練移転するとの発表や、毎年度４月をめどに訓練移転年間計画を公表するとの発表も行われております。

訓練移転の具体的な内容は今後日米間で調整し、発表することになっており、県としては、目に見える形での基地負担軽減になるのか、引き続き注視してまいりたいと考えております。

県としましては、本年７月21日に再開された普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の５年以内運用停止等の実現を求めたところであり、去る８月31日に開催された同作業部会においても、残り約２年半となった５年以内運用停止の具体的なスケジュールを日米両政府において作成するよう求めたところであります。

次に、沖縄市長の嘉手納弾薬庫地区知花地区への移設受け入れ表明についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施される必要があります。今回の受け入れ表明については、沖縄市長が、地元市長としてさまざまな状況を勘案し、総合的に判断されたものと考えております。

県としては、軍転協とも連携し、日米両政府に対し、政府の責任において移設に伴う諸課題の解決及び環境整備を行うことなど、引き続き求めてまいります。

次に、災害対策についての御質問の中の、ドローン活用の検討についてお答えいたします。

無人航空機いわゆるドローンについては、カメラを装着することにより、災害時における被害状況や立ち入り危険箇所の状況をリアルタイムに把握することができる等、災害対策に有効なツールとしての活用が期待されます。最近では、赤外線カメラや救助用浮き袋等の専用機能を搭載した人命救助を目的としたドローンも開発される等、今後の技術開発により、消防防災分野での実用的な活用可能性がより一層高まるものと思われます。

県としましては、救助活動等の任務に従事する各市町村消防本部に対し、ドローンの有する性能や他県等での活用事例について情報提供するとともに、各消防本部での導入を促すため、県における実証事業の実施

について検討してまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕
○土木建築部長（宮城　理君）　基地問題についての御質問の中の、比謝川整備の関係機関調整についての御質問にお答えいたします。
比謝川については、県において河川改修事業を進めており、整備延長約7.3キロメートルのうち、下流部の米軍施設用地内と、国道330号の上流部を除き、おおむね５キロメートルの整備が完了しております。県は、本年２月、沖縄防衛局を通じて、米軍施設用地2.8キロメートルの共同使用を申請したところであり、共同使用開始後、速やかに整備に向けた調査に着手することとしております。なお、福地橋から下流側約１キロメートルの区間については、米軍の了解を得て、共同使用開始前に、暫定掘削による河道拡幅工事を実施する予定であります。
県としては、引き続き沖縄市と連携して、沖縄防衛局等、関係機関と調整を図り、早期整備に努めていきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　それでは、子供貧困対策についての御質問の中の、幼児教育無償化の進捗状況についてお答えします。
幼児教育の無償化に向けては、保育所等において、ひとり親世帯及び多子世帯等の保育料の負担軽減が図られております。ひとり親世帯については、これまで生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯が無償とされていたところ、今年度からは、年収約360万円未満相当の世帯について、第２子以降が無償とされております。また、多子世帯については、これまで年収約360万円未満相当の世帯のうち、第１子が未就学児であり、幼稚園や保育所等を同時に利用する世帯に限り、３人目以降が無償とされていたところ、今年度からは第１子の年齢にかかわらず第３子以降が無償となっております。
国においては、幼児教育無償化に向け、段階的に取り組んでいるところであり、県においては、九州各県と連携して、さらなる保育料の軽減を要望してまいります。
次に、放課後児童クラブの利用料の減免制度についてお答えします。
放課後児童クラブの利用料については、保育所利用料のように国による統一した減免制度が整っていないことから、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、国へ減免制度の新設を要望しているところです。
県においては、利用者負担の軽減を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用した公的施設への移行を促進しているほか、市町村が行うひとり親世帯等に対する利用者負担の軽減策に対し、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を財源とした交付金の交付を予定しております。
次に、生活困窮者自立支援制度の実施状況等についてお答えします。３の(2)アと３の(2)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。
各市の生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施状況は、昨年度と比較して一時生活支援事業は３市ふえ７市で、就労準備支援事業は２市ふえ５市で、家計相談支援事業は１市ふえ２市で実施しております。また、学習支援事業につきましては、１市ふえ全ての市で実施しております。
町村を所管する県事業につきましては、今年度から新たに家計相談支援事業を実施し、現在、全ての任意事業を実施しております。また、新規相談件数につきましては、昨年度は市が3737件、県が588件、ことし８月末までに、市が1471件、県が386件となっております。
県におきましては、今年度より相談員等を10名増員したほか、南部に相談窓口を１カ所増設し、相談体制の強化を図っているところであります。
次に、事業の効果についてお答えいたします。
昨年度の生活困窮者自立支援事業の効果につきましては、県全体で就労につながった方が621名、住居確保給付金の受給者が373名、学習支援事業実施による高校合格者数は、249名となっております。
県としましては、引き続き市町村等と連携を図り、生活に困窮する方々の自立を支援してまいります。
続きまして、福祉政策についての御質問の中の、パーキングパーミット制度導入についてお答えいたします。
身体障害者用駐車場利用証制度、いわゆるパーキングパーミット制度については、現在、全国33府県で導入されており、沖縄県内においても那覇市が平成25年２月から導入しております。制度を導入した場合、内部障害を持つ歩行困難者などが駐車しやすくなる、公的に認証したマークの制定により住民や商業施設の理解が得られやすくなる等のメリットがあります。
一方で、県内、特に狭隘な本島中南部で十分な敷地

面積がない商業施設等の駐車場総数が不足している現状において、利用証発行者数に対する提供駐車スペースの確保等の課題もあります。

今後、これらの課題や他府県での実施状況を整理した上で、関係団体や専門家等の意見を踏まえながら導入について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　子供貧困対策についての御質問の中で、夜間中学設置についてお答えいたします。

国においては、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている、いわゆる夜間中学について、その設置を促進するとしております。

県教育委員会としましては、設置主体となる市町村教育委員会と連携をしながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、教育政策についての御質問の中で、チーム学校推進法の認識についてお答えいたします。

国においては、チーム学校運営の推進等に関する法律案が検討されているところであります。同法案は、学校の関係者等が児童等に対する教育に自主的かつ積極的に取り組む地域社会の実現に寄与することなどを目的としているところであります。

県教育委員会としましては、学校が直面する諸課題に対応するためには、チーム学校推進は重要であると認識しており、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、県の給付型奨学金の取り組み状況についてお答えいたします。

県の給付型奨学金につきましては、７月25日から９月12日まで募集を行ったところ、県内高等学校21校から142名の申請がありました。

今後、10月19日から21日にかけまして面接を実施し、10月末をめどに内定者を決定してまいります。その後、内定者の大学合否の状況及び入学意思を確認した上で、本年度末までに入学支度金を30万円以内で給付することといたしております。さらに、来年度から月額７万円以内の奨学金を給付していく予定となっております。

次に、国の給付型奨学金制度に対する要望についての御質問にお答えいたします。

国の給付型奨学金については、来年度予算編成過程を通じてまとめていくとされ、現在、文部科学省において検討が進められていると聞いております。

本県は、県民所得が低く、多くの生徒が大学への進学を諦めている状況にあると思われます。そのことからも、国の給付型奨学金においては、経済的事情により生徒が進学を断念しないようにするため、その給付額は保護者からの支援がなくても進学できる額を設定し、また、給付決定時期に関しては、入学前に行うことで、安心して進学できる制度となることを期待しております。

次に、無利子奨学金の貸与状況等の御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄県国際交流・人材育成財団が、大学生等を対象に無利子奨学金を貸与しております。平成27年度の貸与人数は517人、貸与額は２億9161万1000円となっております。

なお、同財団では、所得や学業成績などの選考基準を満たす希望者全員に対して、無利子奨学金の貸与を行っているところであります。

次に、有利子奨学金及び所得連動返還型奨学金についての御質問にお答えをいたします。

現在、国において、日本学生支援機構の有利子奨学金の貸与利率の見直しや、所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた取り組みが行われております。

県教育委員会としましては、同制度の既卒者への適用や有利子奨学金の利率の引き下げは重要な課題であると考えております。今後の国における検討の方向性を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　選挙管理委員会委員長職務代理者。

〔選挙管理委員会委員長職務代理者　武田昌則君登壇〕

○選挙管理委員会委員長職務代理者（武田昌則君）

本来であれば、委員長の当山尚幸のほうが答弁するところですけれども、本日は所用のため出席がかないませんので、代理として答弁いたします。

投票所における高齢者や障害者等の投票の便宜を図るための取り組みについてお答えします。

各投票区の投票所及び期日前投票所は、市町村選挙管理委員会が設置し、設備するものとなっております。

当委員会では、県が管理する各種選挙の都度、市町村選挙管理委員会に対し、１、投票所は、選挙人の便宜を考慮してバリアフリー化済みの施設など当該投票区の中でも最も適切な施設を選定して設けること、２、投票所の設備等については、投票を記載する場所までの間に段差がある場合のスロープの設置、車椅子

や車椅子用の投票記載台、点字器、文鎮等備品の充実、案内図の掲示や順路の明示、介助要員の配置、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等に十分な配慮を行うことなど選挙人が利用しやすいものとなるよう積極的な措置を講じること等、具体的な対応事項を示して文書で通知するとともに、説明会等においても、これらの事項及び不備等がある場合の改善について、特に助言・要請しているところです。

なお、去る６月５日に執行された県議会議員一般選挙においては、点字版及び音声版の選挙公報を初めて発行しております。

今後とも、効果的な取り組みについて検討し、市町村選挙管理委員会に対する必要な助言等を行うとともに、各自治体における投票所の施設または設備の整備等が図られるよう、各市町村への要請等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　経済、雇用政策についての、航空機整備基地整備事業の進捗状況についてにお答えします。

航空機整備基地整備事業については、平成27年度に造成及び格納庫建築等の主な工事について契約し、現在、施設の建築に向けて造成工事を行っております。格納庫建築現場のある那覇空港西側においては、既に工事の進んでいる第２滑走路増設工事のほか、新管制塔や駐機場整備が予定されていることから、国土交通省等の関係機関と連携しながら工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　経済、雇用政策についての御質問の中の、県内消費における海産魚の自給率及び天然魚と養殖魚の比率についてお答えいたします。５の(8)アと５(8)イは関連しますので一括してお答えいたします。

魚介類の県内自給率については、平成26年度のカロリーベース概算値で26％と試算されます。また、天然魚と養殖魚の消費に係る統計はありませんが、平成26年の漁業生産量は、海面漁業で１万5317トン、約42％、養殖業で２万1165トン、約58％となっております。

次に、養殖魚及び稚魚の生産目標と達成率及び養殖魚の課題、養殖業者の現状と育成目標についてお答えいたします。５の(8)ウと５の(8)エは関連しますので一括してお答えいたします。

本県においては、温暖できれいな熱帯性の海域特性を生かし、モズクやヤイトハタなどの養殖が各地で行われております。養殖魚類の生産目標は、平成33年に2176トンとしており、平成26年の生産量は約700トンで、達成率は32％となっております。また、養殖用種苗としての稚魚については、生産者の要望数に対し、例年ほぼ100％の達成率となっております。養殖業の課題としては、台風時の自然災害による施設の破損や魚の散逸、魚病被害及び餌の高騰などが課題となっており、養殖業者にとっては厳しい経営状況となっております。

県としましては、養殖共済への加入促進や魚病対策の実施、県産魚粉を活用した配合飼料の開発等に取り組んでおり、安定した養殖経営を推進し、養殖業者の育成を図ってまいります。

次に、海面養殖と陸上養殖のメリット、デメリット、将来性についてお答えいたします。

海面養殖は、飼育密度を低く抑えて大規模に展開することが可能である一方、台風等の被害を受けるリスクがあります。また、陸上養殖は、台風等の被害は低減される一方、高密度飼育をする必要があり、水質を保つための光熱費等の維持費が高くなるデメリットがあります。

県としましては、陸上養殖によるコスト削減を目的とする、ハタ類の半閉鎖式陸上養殖試験に取り組んでいるところであり、引き続き養殖生産量の安定に資するため、陸上養殖の技術開発を進めてまいります。

次に、養殖魚に関する台湾との研究技術交流についてお答えいたします。

沖縄県と台湾との水産関係研究交流については、養殖漁業の推進のため、ハタ類の中で最も成長の早いタマカイの種苗生産技術について、交流を進めているところです。具体的には、県水産海洋技術センターの研究員が台湾を訪問し、タマカイの種苗生産に関する研究情報交換と親魚の成熟促進技術を導入し、タマカイ養殖技術の研究開発を行っています。

次に、モズク生産量と生産額の推移についてお答えいたします。

沖縄県産水産物の中で、最も生産量の多いモズクについては、平成22年以降の５年間で約8000トンから２万トン、生産額は、約８億円から28億円で推移しております。また、価格については、キログラム当たり100円から135円で推移しております。平成26年は、生産量で１万9305トン、生産額で約26億円と過

去５年間で最高の実績となっておりましたが、平成27年、平成28年については、台風の接近による藻体の流失や日照不足による生育不良等により、目標生産量２万トンに対して平成27年は１万3742トン、平成28年は１万4693トンと目標を下回る実績となっております。

県としましては、モズク養殖の安定生産とさらなる消費拡大に向け、引き続き天候の変化にも対応した優良品種の選抜や新たな加工品開発支援など、モズク養殖の振興に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　しまくとぅば普及の取り組みについての御質問の中の、しまくとぅば県民大会の取り組みについてお答えいたします。

去る９月18日に開催した第４回しまくとぅば県民大会の参加者数は、約220名でありました。例年、県民大会には600名から700名程度の参加がありましたが、今年度はしまくとぅばの日に関する条例の制定10周年であったことから、大会日の前後にＮＰＯや民間企業等が類似のイベントを開催したことにより参加者が分散したこと、運動会など地域行事と日程が重なったこと、周知広報が十分でなかったことなどが参加者数が少なかった要因として考えられます。

県民大会は、しまくとぅばの普及継承の機運醸成を図る上で大変重要であることから、次年度以降に向けて、大会の内容及び構成も含めて検討するとともに、多くの県民の参加を得るための対策を講じていきたいと考えております。

続いて、しまくとぅば普及の方向性についてお答えいたします。

しまくとぅばは、地域ごとに異なるという多様性があるため、それぞれの地域で普及継承に向けた実効性のある取り組みを行うことが重要であると考えております。

一方で、全県的にしまくとぅばの普及運動を展開するためには、統一的ないわゆる標準語を定める必要があるという議論もあることから、今後、学識経験者や普及関係団体などで構成する、しまくとぅば普及推進専門部会等において、実効性のある普及運動を推進していく観点から検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　どうも御答弁ありがとうございました。

まず、振興予算の件でありますけれども、これまで振興予算というのは、内閣府の一括計上方式でなされてまいりました。そのメリット、デメリットについては、メリットが内閣府で一括して編成してもらうから非常にやりやすいと。一方でデメリットは、沖縄がたくさんもらっているんではないかという誤解を生んでいるということの答弁でありました。

やはり、この誤解というのは非常に大きいですね。いろんな県外の情報を聞いてみても、沖縄は一定の全国並みの予算の上に、さらにプラス一括交付金をもらっているんではないのかというような誤解が、時に聞こえます。ですからそういう意味では、やはり残り５年間、この21年度までの振興計画がありますけれども、その一括計上方式というものは、果たして今後もそのまま続けていっていいのか。そして、全国並みに同じ土俵でやったほうがいいんではないのかという議論もあります。その辺は企画部長、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時２分休憩

午後６時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君）　今、議員がおっしゃいましたように、いろいろそういうデメリットもございますけれども、この制度が沖縄振興特別措置法それに基づく高率補助制度の運用等も含めてどういう形で整理できるのかも、種々課題があると考えておりますので、そういったものは研究しながら影響がないような形がつくれるかどうか、研究しながら進める必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　この振興計画が続く21年度までは、今の方式で私もいいかと思いますけれども、それ以降はやはり議論が必要ではないのかと、またそういうまた今ある制度が継続していけるのかどうかということをまだ見えてないわけですから、そういうことも含めてやはりその予算の組み立て方については、研究の必要があるんではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

現行の沖縄振興特別措置法、平成33年度までありますので、まずしっかりと後期の事業予算を執行していきながら、例年というか今までそうなんですが、大体２年前ぐらいからその検証を始めまして、次へどう

向かっていくかということを今まで検証しながら進めておりますので、その段階で研究を進めていく必要があるかと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御検討をお願いします。

それと本土復帰以降の沖縄振興予算が28年度までの間に11兆8000億円が投下されているということであります。一方で、この間、やはり沖縄の状況というのは、県民所得はいまだに全国最下位と。最近、雇用環境は大幅に改善されてまいりましたけれども、全国と比べた数値においては、非常にやっぱり経済的に見劣りがするという実態があるんです。そういう11兆8000億円が投下されてきたこの数字というものは、沖縄がこの最下位の県民所得、このランクから抜け切れないこととあわせて、どのように考えますか、総務部長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時５分休憩

午後６時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君）　復帰後11兆円余りの沖縄振興予算が投下されて、なおかついまだに所得が低いというものに対する考えでございますけれども、やっぱり一番大きいのは、戦後27年間の日本が高度成長を謳歌したというんですか、高度成長を遂げているときにインフラ整備を含め産業の振興等もろもろそういう投資がなされなかったということが、まず一番に上げられるのではないかと思います。

復帰後、昭和47年以降投下はされたものの、かなり投下される貨幣価値が高騰してきて、11兆円の価値といえどもその前に投下されたものとは大分価値も違うんじゃなかろうかと思っておりまして、そのおくれがなかなか克服できないのが現状ではないかと考えています。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そういう状況とあわせて、要するに投下されたこの振興予算というものが、沖縄の歩どまりがどうなのかと、これは観光振興、観光産業の面においても指摘されているんですけれども、そういう投下された予算の歩どまりが、県内で還流しているのか。あるいはまた、県外やその他のほうにそれが流れていって、結局県民に歩どまりとして残って県民生活を押し上げる機能としての役割がいまいち足りないのではないかという指摘もありますね、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、戦後そして復帰後、まず輸入代替産業を振興しようということで一生懸命に経済界のほうも頑張ってはきたものの、輸入代替も自給率がそう上がるというような形がなかなかつくり切れなかったと。あるいは公共投資にしても、大きな難しい工事といいますか、そういったものになるとなかなか進まなかったというのもあって、そういう面は多々あろうかと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　知事、今、企画部長からお答えをいただきましたけれども、これまでのそういう沖縄の産業構造というものがやむを得ない部分もあったと。しかし、これはやっぱり今後はそういうものを乗り越えていって、そして歩どまりをよりふやして、県民生活が底上げできるような形というものを模索しなきゃいけないと思うんですけれども、知事としてはどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えをしたいと思います。

復帰後11兆円を投下されても、県民所得含め今現在失業率も3.9％になっていい形にはなっておりますけれども、長期間においてなかなか厳しい状況が続いております。ただ、冒頭からの御質問の趣旨もそうなんですが、今言う11兆円というそのお金も、やはり沖縄県は特別に11兆円もらっているというようなものが本土のほうにありまして、この辺のところでやはり基地の問題ともかかわってはくるんですが、こういうことはございます。しかしながら、この11兆円というものが、沖縄に振興予算として投下される中で今おっしゃったこの県外の工事請負あるいはまた国の仕事においてのそういったもろもろのこと、こういったものが循環という意味では、四、五年前、私も数字を見させてもらったんですけれども、相当の割合、相当の割合というのは、そういった国とかの関係になりますと、四、五割が還流されているのではないかというような数字も見てはおります。

ただ、沖縄県が今、大変、今日まで厳しかったんですけれども、今もって厳しいんですが、例えば失業率が3.9まで来て、あるいは有効求人倍率が１を超えるようになったと。そういう中で、県民の所得、これも

分析をしてみますと、全国には47都道府県あるわけですが、このＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、ＥグループということでＧぐらいのところに沖縄県はくくられているんですけれども、県民所得という意味では最下位ではあります。最下位ではありますけれども――時間ないですね、そういったようなものを見ながらやりますと、大分、今、県民所得だけに限らず、財政力指数とかいろんな経常収支比率等も含めて、ベスト、ワーストの10のうちの真ん中ぐらいまで上がっているところもございますので、これからこういったこと等を今日まで県民が頑張ってきて築き上げてきたものをいかにして今のアジアのダイナミズムを含め沖縄の役割が果たせられるような時代が来たという意味では、しっかりとそれを捉えて頑張る必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ありがとうございます。

次に、基地問題について伺います。

公室長、この2006年のロードマップから2012年の見直し、その過程の中で海兵隊が9000人国外移転をするということが決まりました。それで、沖縄に残るのは、定数１万人ということになるわけですけれども、公室長の答弁がありましたように、その残る内訳というのがその２プラス２の資料の中にも明確にあるんですけれども、ほとんどが司令部要員です。あるいはまた基地維持要員。いわゆる兵員としては、31海兵機動展開部隊の約2200人が残るんです。ですから、あと地上部隊もグアムのほうに移転になると。この第３海兵機動展開部隊というのは、ほとんどこの洋上訓練をしながら、各地を回りながら訓練を続けていると。ですからそういう意味では、本当に１万人という数字は残るけれども、ほとんどが司令部要員であり、実働部隊というのは、むしろこう動きながら展開しているという実態が見えてくるわけです。ですからそういうことを考えるならば、あえて辺野古につくる必要性があるのかということは常に私は考えているんですけれども、そこのところについては、国とのやりとりはどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　大変、私どももこの点は今後重要視しなければならないポイントだろうというふうに思っております。

実際、普天間飛行場の使用状況等について、離着陸回数を確認いたしましても、国のほうからはオスプレイの離着陸回数しか教えていただけないということで、そういったこと、それから今議員がおっしゃった実働のＭＥＵのほうも実際は洋上で動いているというような中で、実際に普天間飛行場がどれだけ今後沖縄に必要となって維持されていくのか、そういったものは考えなければならないというふうに思っています。そういった観点を我々は視点を持ちながら、今後政府ともいろいろ意見交換をしていく必要があるのではないかというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ちょっと時間がないんではしょりますけれども、実は、我々公明党の中に在沖縄米軍基地調査ワーキングチームというものを６月に設置しました。毎月、調査をしながら沖縄の現場も見ながら、国会議員と地元議員がお互いに一緒になって協力をしながら調査を続けています。７月22日に普天間飛行場に国会議員も一緒に行きました。そのときの基地の最高責任者の司令官が質問に答えているんですけれども、もし九州とか岩国とかに、その海兵隊を受け入れるとしたらどうしますかという国会議員の質問に対して、その普天間の司令官は、それは我々が決めることではありませんと。日米政府の中で決められた場所に我々は行って訓練をするんですと。つまり、政治が決めるんですと。政治が決めたものに対して軍はそれに対応して動きますということがはっきり聞けたんです。だから、普天間のそういう海兵隊があっちじゃなきゃいかぬ、こっちでなきゃいかぬということじゃなくて、やはり政治が決めれば、それは軍は対応できるということですから、それについては、やはりしっかりとした国との交渉の中で、これは協議をする必要があると思うんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答え申し上げます。

まさに、私は今金城議員のおっしゃるとおりだと思いますし、私もこの基地を担当してまいりましてから、最初から何度もこの普天間基地が今、普天間で何回ぐらい離着陸ができているかということを再三再四防衛局や関係当局にやってくれということを何遍も言っているんですけれども、なかなか返事がありませんし、それでこの間、それを説明を受けて、そういうことがありましたので、今後、今金城議員の指摘をまた十分生かせる形で、私たちも政府に対して臨んでいきたいと思います。

ありがとうございます。

○金城　　勉君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　20分間休憩いたします。

午後６時17分休憩

午後６時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　皆さん、こんばんは。

私の維新の会の仲間もいない。この８番目の登壇でもう大分外も暗くなっている時間、９月30日ということで、月末、金曜日ということで、照屋大河議員から、模合がありますので早く終わってくださいと言われる中で質問をさせてもらいますが、議長、休憩お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時42分休憩

午後６時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　それでは、改めまして一般質問をさせていただきます。

我々、今回は中立ということで、大城から始まりまして、公明党さんを挟んで私と。最後にしんがりで上原章さんが行いますが、我々維新も公明党さんと仲よくなって、沖縄をまた盛り上げて活性化していきたいなと。自民党さんとも仲よく、全部仲よくしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、基地問題に関してでございます。

(1)、日本政府がよく使うんですが、世界一危険な基地・普天間飛行場での離発着回数、それと嘉手納飛行場と那覇空港との比較についてお伺いをさせてください。

それにつきまして、次に、県外移設でも我々がその旨の提言をしております。馬毛島訓練、そして海兵隊のグアム移設についての進捗状況をお伺いをいたします。

沖縄振興策予算について。

人材育成についてであります。

ア、各種専修学校専門課程の生徒１人当たりの運営費補助の予算措置について他府県との比較、対応をお伺いをいたします。

イ、新たな知の拠点として地域の振興・活性化に貢献していくであろう、４年制公立大学法人・琉球総合工科大学（仮称）の協議会設置についてをお伺いをいたします。

(3)、社会基盤の整備について。

ア、沖縄自動車道のスマートインターチェンジの増設と料金軽減、これは沖縄自動車道の料金の軽減についてお伺いをいたします。

ウ、観光のおもてなしである道路の街路、その街路除草事業の予算規模拡大、進捗を含めて予算規模をお伺いをいたします。

(4)、離島振興について。

ア、沖縄本島周辺離島の住宅環境への補助制度の創設についてお伺いをいたします。

大きな３番、国家戦略特別区域について。

(1)、これまでの事業の進捗状況と成果についてお伺いをいたします。

(2)、新たな事業提案と課題についてお伺いをいたします。

(3)、久米島町の海洋深層水や海洋温度差発電等を活用した再生可能エネルギーによる、産業振興と雇用創出を図るということで、特区申請がなされているようでございますが、進捗状況をお伺いをいたします。

４番、防災計画についてであります。

我々、皆さんの席のほうにも台風18号がもう発生をして月曜日に沖縄近海へ来るころには、大型化というか強力になっているんじゃないかと言われておりますので、まだ沖縄の周辺の海域の温度がやっぱり30度になっているということで急速に発達するだろうということで言われております。

最近、沖縄本島に直撃する台風、先島、本島に直撃するのがこの18号でもあるものです。せんだっても我々地震というのはなかなか本島でないんですが、奄美沖での地震もありました。我々はその災害があってからどうするということではなくて、やっぱり減災をどうするのか、災害があってもそれを過小にしていくということが、その防災計画にはあろうかというふうにも思っておりますので、その防災計画についてお伺いをいたします。

(1)、減災目標の進捗状況についてお伺いをいたします。

(2)、津波に強いまちの形成について各自治体の対応と進捗状況についてお伺いをいたします。

(3)、電線地中化の状況と計画についてお伺いをいたします。

(4)、自主防災組織育成計画についてお伺いをいたします。

(5)、消防防災ヘリコプターの整備の検討についてお伺いをいたします。

(6)、観光客・外国人等の安全確保についてお伺いをいたします。

最後に、アスファルト舗装版の切断に係る濁水及び紛体の適正処理についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地問題についての御質問の中の、普天間飛行場での離発着回数と嘉手納飛行場、那覇空港の比較についてお答えいたします。

普天間飛行場の離着陸回数について、沖縄防衛局に確認したところ、ＭＶ22オスプレイの離着陸回数に限って調査しており、全航空機の離着陸回数については、把握していないとのことでした。同調査によると、平成27年４月から平成28年３月までの、ＭＶ22オスプレイの離着陸回数は2363回となっております。同期間の嘉手納飛行場の全航空機の離着陸回数は４万3467回、また、那覇空港の全航空機の離着陸回数は、国土交通省の空港管理状況調書によると15万7370回となっております。

県としましては、普天間飛行場についても、嘉手納飛行場と同様、全航空機の離着陸回数を調査するよう、政府に対し求めてまいりたいと考えております。

次に、馬毛島への訓練移転と在沖海兵隊のグアム移転についてお答えいたします。

知事は、日本維新の会から普天間飛行場の訓練移転の提案があった馬毛島を、去る７月18日に視察いたしました。県としては、今後、普天間飛行場の危険性除去及び県外移設の議論が国内外で深まり、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県外移設の動きが具体化することを期待しております。また、2012年４月の日米安全保障協議委員会共同発表等により、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転が合意され、グアム移転は、2020年代前半に開始されることになっております。防衛白書によると、2014年12月、米国の2015年度国防授権法が成立し、2012米会計年度以降続いたグアム移転資金の凍結が解除され、再編計画の調整による事業内容の変更に伴い実施されていた補足的環境影響評価については、2015年８月に終了し、今後はグアムにおける本格的な移転工事が進んでいくこととなるとのことであります。さらに、北マリアナ諸島連邦における訓練場整備に関する環境影響評価は、2018年に終了する予定とのことであります。

次に、防災計画についての御質問の中の、減災目標の進捗状況についてお答えいたします。

県及び市町村は、24項目の減災目標を設定し、地震・津波の被害想定調査で予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進しているところです。主な減災目標の進捗状況としては、津波高潮ハザードマップ作成市町村数は、当初のゼロから37市町村、自主防災組織率については、当初の8.9％から23.1％、消防職員の充足率としては、当初の53.1％から61.9％、人口１万人当たりの消防団員数は、当初の11.7人から12.0人となるなど、24項目それぞれについて、着実に進捗しております。今後とも、減災目標の達成に向けて市町村及び防災関係機関と協力して取り組みを進めてまいります。

次に、津波に強いまちの形成の進捗状況についてお答えいたします。

津波に強いまちの形成について、県では平成26年５月に津波避難困難地域を公表し、市町村における津波避難に脆弱な場所を示すことで、津波避難施設等の整備を促進しております。市町村では、浸水範囲、土地や道路の状況、人口等を踏まえ、公共施設や民間建築物の津波避難ビルの指定を行っており、平成28年６月時点で、16市町村282施設が指定されております。それでもなお津波避難困難地域が解消されない地域では、平成28年９月時点で４カ所の津波避難タワー等の整備が進められています。

県としては、今後とも市町村と連携しつつ、津波に強いまちづくりに向けて、沖縄振興特別交付金等の活用も含め、必要な取り組み等を促進してまいります。

次に、自主防災組織育成計画についてお答えいたします。

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。阪神・淡路大震災の事例では、被災者で命が助かった方のうち、自主防災組織等による救助が９割以上で、公的救助は2.5％程度との報告もあり、自主防災組織の果たす役割は大きいと認識しております。本県では、平成27年度、県内41市町村の世帯数に対する自主防災組織数の割合で示す自主防災組織率は23.1％で、平成23年度の8.9％から増加しておりますが、全国平均80.0％に比べ極めて低い状況にあります。

県としては、自主防災組織率を平成28年度で30.0％、平成32年度までに76.0％とする目標を掲げ、東日本大震災の体験者による講演会や地域防災リーダー育成研修等に取り組んでおります。

次に、消防防災ヘリの整備の検討についてお答えいたします。

大規模な地震等が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等の迅速な対応に消防防災ヘリコプターが果たす役割は大きいと考えております。本県においては、陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、沖縄総合事務局、沖縄県警が所有するヘリ等が配備されており、災

害が発生した場合に備え、県と連携した県総合防災訓練等を毎年実施しております。消防防災ヘリの整備については、他県の事例においては、機体購入費及び維持管理費は県の負担、航空隊員の人件費は市町村の負担となるため、各市町村における財政負担が課題となり、今後市町村と連携して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　沖縄振興予算についての御質問の中で、専修学校専門課程への支援についてお答えいたします。

沖縄県における専修学校は、高等学校卒業生の進路先として重要な位置を占めるなど、社会ニーズに即応した実践的な職業教育や専門的な技術教育を行う教育機関として、重要な役割を果たしていると認識しております。このような専修学校の役割の重要性を踏まえ、沖縄県では、大学入学資格を付与することができる高等課程を設置する学校法人に対して運営費補助などを行っております。他県における専門課程に対する支援については、平成27年度は29の県において運営費補助が行われております。

沖縄県としては、専門課程に対する支援について全国的な動向を勘案するとともに、学校関係者と意見交換を行いながらどのような支援が可能か検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄振興予算についての琉球総合工科大学の協議会設置についてにお答えいたします。

ことし３月に、沖縄県建設産業団体連合会及び工業連合会等の連名により、航空機械工学や電気電子情報工学、創薬工学、建築・土木工学等の学科を有する大学の設立を求める要請がありました。同要請を受けて、県内の大学等における工学系学科の定員の状況や県内高校から県外大学への進学状況等、関連情報を収集するとともに、課題の整理等を行ったところであります。

県としましては、琉球大学や沖縄工業高等専門学校等、既存の教育機関での対応の可否や運営費用の確保等の課題があると認識しており、引き続き必要な情報の収集を行い、実現可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　沖縄振興予算についての御質問の中の、沖縄自動車道路のスマートインターチェンジの増設についての御質問にお答えいたします。

沖縄自動車道のインターチェンジ増設について、県では、沖縄都市モノレールの延長に合わせて幸地インターチェンジの整備を進めているところであります。また、北中城村及び沖縄市から要望のある喜舎場インターチェンジ及び池武当インターチェンジについては、地元自治体及び関係機関と連携し、事業化に向けて取り組んでいるところであります。

引き続き、地元自治体の要望を踏まえ、関係機関と調整・検討していきたいと考えております。

同じく道路の除草に係る予算規模についての御質問にお答えいたします。

県管理道路の雑草対策については、平成28年度は県単独費で対前年度比約１億円増の約６億円を計上しております。除草回数は、年２回から４回程度行う予定であり、主要幹線道路等においては除草回数をふやして対応していきたいと考えております。また、道路の美化については、観光地らしい花と緑のある良好な道路景観を創出することを目的として、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して沖縄フラワークリエイション事業を実施しております。平成28年度は、４億9000万円を計上しており、主要観光地へのアクセス道路等の41路線を対象に、歩道や交通島へのコンテナ設置による緑化や花の直植えなどを実施して、道路の美化に努めているところであります。

今後とも、計画的かつ適切に維持管理し、観光立県にふさわしい良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。

同じく離島における住宅整備の補助制度についての御質問にお答えいたします。

離島の住宅環境への補助制度としては、国庫補助による公営住宅整備事業があります。その工事費については、運搬費等を計上した現場着見積単価などを採用しており、加えて、労働者の本島からの渡航費、宿泊費等についても必要に応じて精算できるようになっております。

県としては、今後、離島市町村や施工業者等と意見交換して発注方法等の検討を進め、離島における住宅環境整備を支援していきたいと考えております。

次に、防災計画についての御質問の中の、電線類地中化の状況と計画についての御質問にお答えいたしま

す。

県管理道路における電線類地中化は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、平成33年度までの整備延長目標を125キロメートルに設定しており、平成27年度までに約66キロメートルの整備が完了しております。災害に強いまちづくり及び良好な景観形成に向けて、引き続き電線管理者と早期合意を図り、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

次に、アスファルト舗装版の切断に係る濁水及び紛体の適正処理についての御質問の中の、処理方針についての御質問にお答えいたします。

切断に係る濁水については、土木建築部では平成24年３月に、環境部局の方針に基づき産業廃棄物の汚泥として廃棄物処理法に基づき適正に処理するよう、関係部局、市町村、建設業関係団体に通知しております。また、粉体については、平成25年１月に、環境部局の通知に基づき、産業廃棄物の瓦れき類として適正に処理するよう、関係部局等に同様に通知したところであります。

引き続き、公共工事における適正処理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　沖縄振興予算についての質問の中の、沖縄自動車道の料金軽減についてお答えいたします。

沖縄自動車道の通行料金につきましては、沖縄道特別割引により、正規料金から約35％割引されており、適用期間は平成29年３月までとなっております。鉄道のない本県において、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、北部地域の振興にも大きな役割を果たしていることから、去る８月に国及び西日本高速道路株式会社に対し、独自料金及び割引制度の継続について要請したところであります。

県としましては、さらなる料金低減を含め、国等に対して働きかけていきたいと考えております。

次に、国家戦略特別区域についての中の、事業の進捗状況と成果についてお答えいたします。

これまで、沖縄県の国家戦略特区事業は、多言語観光案内板やイベントブース等を設置する国家戦略道路占用事業、通常の保育士試験に加えて地域限定保育士試験を実施する国家戦略特別区域限定保育士事業、世界最高水準の高度な医療に係る増床を行う国家戦略特別区域高度医療提供事業が内閣総理大臣の認定を受けております。

事業の成果として、道路占用事業によって観光客の利便性向上及び通りのにぎわい創出が図られ、また、昨年の地域限定保育士試験には78名が合格し、より多くの資格者を創出しております。なお、高度医療提供事業については、今年度内の事業実施に向けて、事業者において準備が進められているところであります。

次に、新たな事業提案と課題についてお答えいたします。

沖縄県は、これまで７項目の規制緩和提案を行い、そのうち消費税免税制度の拡充等の一部が全国措置として実現され、それ以外の項目は継続協議中となっております。また、県内の民間事業者等から外国人在留資格等に関する提案があるところであります。規制緩和の実現に当たっては、県内雇用への影響など想定される懸念について、庁内関係部局や関係団体等の意見も踏まえて整理する必要があります。

県としましては、関係団体等への丁寧な説明に努めるとともに、国との調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、久米島の特区申請の進捗についてお答えいたします。

久米島町は、海洋深層水温度差発電事業を将来的に拡大するに当たり、昨年10月から数回にわたって電力買い取りや発電プラントの使用前自主検査等に関する規制緩和を国に提案しております。今後特区として検討を進めるためには、より具体的な事業計画が必要となることから、現在久米島町において事業計画の熟度を高めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　防災計画についての御質問の中の、観光客・外国人等の安全確保についてお答えいたします。

県内で地震・津波等の災害等が発生した場合に、訪れた土地になじみが薄い観光客、特に外国人観光客にとっては、スムーズなコミュニケーションや対応が容易ではないことが想定されます。県では、このような災害発生時に、外国人を含む観光客の安全確保等を図る観点から、沖縄県観光危機管理実行計画を策定し、自然災害や健康危機などの想定される危機ごとに初動・応急・復興の３段階に分けて、県、関係行政機関、観光関連団体等がそれぞれの役割に基づき取り組むべき具体的な対応策をマニュアル化しております。例えば、台風接近時における外国人観光客への初動段

階の具体的な対応としては、沖縄観光コンベンションビューローに設置している多言語コンタクトセンターにおいて、観光施設・商業施設関連や航空情報関連等の情報提供を行っております。

県としましては、同実行計画に基づき、市町村及び観光関連団体・事業者等と連携して、県全体で安全・安心・快適な観光地づくりに取り組んできたいと考えております。また、在留外国人への対応としては、沖縄県地域防災計画に基づき、沖縄県国際交流・人材育成財団と災害時における外国人支援に関する協定を締結し、災害時外国人サポーターの養成等各種施策に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　御答弁ありがとうございました。

ちょっと順番が逆になってしまうんですが、一番最後に質問しましたアスファルト舗装版の切断に関することから質問させてもらいますが、答弁のほうで環境部局の方針に基づいてということで、この産業廃棄物の汚泥、汚泥とその汚濁水、汚濁水は汚泥というんですよね、大浜部長。汚濁水は。粉体は産業廃棄物の瓦れき類という形になるんですが、この違いは何なのですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　アスファルトを粉砕するときに、湿式と乾式があるということでございます。

湿式につきましては、水をかけながら切断していくということでございますので、そこから出てくる汚泥物がございます。これにつきましては含水率がありますから、これにつきましては汚泥という判断をします。

それから、乾式の場合には、粉砕として、何といいますか粉状な状況で出てきますので、それにつきましては、廃棄物処理法上の分類ではアスファルトの破砕粉も含むということになりまして、瓦れき類という形で今まで扱ってきているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　水を含んだら汚濁水、水を含まなければ固体、粉じんという分け方です。これじゃ、この汚濁水という部分の皆さんの分析というのは、これはどういうものが入っているかという分析はされているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　土建部のほうでこの分類、測定していますけれども、この汚泥につきましては、産業廃棄物に含まれる金属の検定方法ということで、溶出試験のほうで行っておりまして、判定につきましても金属を含む産業廃棄物に係る判定基準というのがございます。その判定基準に基づいて評価をしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この土木でやっているもので何が出たということで出ているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　この産業廃棄物に係る金属に係る検定方法につきましては、カドミウムとかそれから鉛、ヒ素というのがございますけれども、これにつきましては基準値以下ということで、試験結果となっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　基準値以下という意味がわからない。何をもって基準値以下なんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　この産業廃棄物に係る金属等の試験方法について分析しますと、カドミウムにつきましては、基準値が0.3ミリグラムパーリットルでございますけれども、試験の結果、0.001以下というデータが出ております。それから、鉛につきましても0.3ミリグラムパーリットルのところ、0.01ミリグラムパーリットル以下というのが出ております。ヒ素につきましても、0.3ミリグラムパーリットルのところ、0.01以下という形で試験結果のほうは出ております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私がその分でもらっている資料は、今言われた分での鉛に関しては、基準値0.3が0.55、今0.1とか言っていたんだけれども、0.55ということを言っていて、ヒ素に関しては0.22になっているんだけれども、これ何ですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　これは、水質汚濁防止法に基づく排水基準でございまして、これにつきましては、鉛につきましては0.1の基準のところが0.55というように出ております。それからヒ素につきましても、0.1ミリグラムパーリットルのところを0.22という形で出ておりますけれども、この汚濁水につきましては、汚濁防止法に基づくこの基準につきましては、特定施設に係る基準でございますので、このアスファルトの切断機につきましては、特定施設ではございませんので、この基準は当てはまらないという形で産業廃棄物に係る金属の検定方法というもので判定をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　じゃ皆さん、この粉体の瓦れき類ということで、この粉体は調べられているんですか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　粉体のほうも調べられております。
　粉体のほうも、これにつきましても金属を含む産業廃棄物に係る判定基準に従って判定しますと、鉛でございますけれども、0.3ミリグラムパーリットル以下のところ、検出結果は、0.01ミリグラムパーリットル以下、それからヒ素につきましても0.3ミリグラムパーリットルのところ、検出は0.01ミリグラムパーリットル以下という形での検出結果となっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　僕はあんまり専門じゃないから、僕はアスファルトがどうこうじゃなくて、この切断したときにそのもので出る粉じんだとか粉体なんですよね。これが水を含んだら皆さんの処理方法は濁水になったらこれは汚泥ということで、管理型処分ですよと。乾燥しているその粉体はこれは瓦れき類ですから、安定型でいいですよと。これは削っているわけだから。例えば濁水でもじゃこの濁水であったものを乾燥したら瓦れきになるんですかという、逆。粉体はじゃ水を含んだら濁水になるんですかということなんで、これはどのようにして説明しますか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　汚泥につきましても、脱水とか乾燥とかをして処分することになりますけれども、このものにつきましては、リサイクルをするという観点から、漁場の環境基準等々を満たされれば、リサイクルの基準を満たせれば、リサイクルできるという形になりますので、汚泥になっても乾燥してリサイクル基準を満たせればリサイクルできると。どうしても乾燥できないという場合には管理型の処分場という形になっていきます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　ここは部長、今豊洲もいろんな問題出ていますよね、ヒ素だとか鉛だとかそういったものがある。道路を切断しているときに、例えば天気がいいときなんて、粉じんまき散らしてこういう鉛だとかヒ素、低いと言うんだけど、僕は、この工事をやっている皆さんのそのものがこれからどうなるのかというところもあるだろうし、そこを切断して、そこを歩行者が通って、その対策を何もしていないというものではやっぱりだめですから。皆さんわざわざ、この分での濁水だとかそういったことをちゃんとやりなさいよということが出ているわけですから、このことをちゃんとやればいいんですよ。固体だろうが、そういう部分での切断に関することはしっかりと、皆さん管理してやってくださいよということをやればいいんですよ。この辺はどうなんですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後７時18分休憩
　　午後７時18分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　その辺につきましての監視活動というのを我々保健所のほうでやっておりますけれども、やはりマスク等々は、労働安全基準法でも定められておりますので、出先の保健所のほうでは現場確認等に行って、そういうのがない場合には、保健所に呼び出すなどして指導はしております。それにつきましても24回ほど指導しておりますけれども、その都度、我々のほうとしては周知しているつもりではありますけれども、現場のほうではこういう苦情があったということであれば、逐次出向いて指導する、また保健所にも呼んで指導しているというところでございますので、今後とも適正な工事作業等について監視指導等で指導してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　しっかりと対応してください。よろしくお願いします。
　次に、防災計画についてなんですが、公室長、沖縄県のこの防災計画、全体的な予算というのはなかなか難しいと思うんですが、これは多岐の部署にわたっているはずでしょうから、先ほども電線地中化に関しては土木だとかもろもろあるんですが、皆さんが防災計画にやっている減災目標だとか、いろんなものを含めての分での予算的な規模というのはどういうふうになっているんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　議員御指摘のように、他の部局にいろいろまたがっていますが、幸いなことにといいましょうか、沖縄21世紀ビジョン実施計画の中で、施策展開として災害に強い県土づくりと防災対策の強化という項目でまとめていただいています。それの平成26年度の決算額でお答えさせていただきます。
　総額約610億7000万円となってございます。
　当該施策展開は、３つの施策に分かれております。

消防防災体制及び危機管理体制の強化、輸送手段及び避難地等の確保、それから生活基盤等の防災・減災対策、そういった３つのものに分かれていますが、各項目ごとに申し上げますと、まず、消防防災体制及び危機管理体制の強化としましては、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク高度化事業等で約29億5600万円、輸送手段及び避難地等の確保として、避難地としての都市公園整備ですとか、今ありました無電柱推進事業等これで約68億4800万円、それから生活基盤等の防災・減災対策として、公立小中学校施設整備事業や公営住宅整備事業、治水事業、土砂災害・高潮対策等で約517億6500万円、合計610億7000万円となってございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この防災の減災目標を見ても、皆さんが指摘する分でどうしても気になるのが、自主防災組織の組織率なんです。皆さん、目標は23年度にやって10年後には76％までもっていきたいというのがあるんですが、現実は27年度で23％でしかないというところがありますので、それからしたら我々なかなか本土との、消防団とか防災の部分がやっぱり違うんで、本土の皆さんの組織のものが。かといって、じゃ違うから我々はそのことを何もしないでもいいということではないはずでしょうから、県民及び各地域の自治体、自主防災だとかいろんな中で皆さんこのことをやっているんですが、もっと、皆さん企業にもやっていますよね、今。企業にもそういうことをちょっとお願いをしたいということでいろんな形があるんですが、そういうただ地域ということではなくて、各種団体だとか、企業だとか、そういった部分に関するところへの対応はどういうふうになっているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、私もこの４月から公室の仕事させていただいて、自主防災比率、重要性等はわかるわけですが、歴史的な経緯等もあって大変極めて低いということで驚いたわけでございます。そういった中において、そういった任意団体等からいろいろまた意見交換等もさせていただいております。県のＰＤＣＡでもしっかりとこの地域防災リーダー等の育成研修というようなものも挙げてございますので、そういった観点も私自身しっかり見ながら目標に上がるようにしたいと思います。

御指摘のほうの企業等の話については、まだそこまで我々議論がなされてないというのが実態ですので、その辺のところについても今回の御提言を受けまして、ちょっと検討してみたいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　県民の責務ということで皆さん、出ているわけですよ。県民という部分と自治会、自主防災組織という中と、３点目に事業者ということで出ているわけですから、やはり働いている皆さんがそういう形で災害、そういう防災の観点をどう持つかということは、日ごろの分で大変大事だと思いますので、この辺は近々にいろいろと対策をぜひとられてください。

沖縄県の特殊性、どういうふうに皆さん挙げられているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県の特殊性といいますか、本土との差だと思いますが、本土はやはり消防団というような形で歴史的にそういった中山間地域で、消防団がその地域の防災を担ってきたという経緯等があります。

沖縄県はどちらかというと、それよりも台風等は割と頻繁に発生するんですけれども、そういった意識というのがなかなか根づいていなかったのかなというのが、私自身の今の時点での感想でございます。

離島県でもありますけれども、やはり消防団といいますか、防災組織を自分たちで築いていくんだというような意識改革からまずは取り組まないといけないのかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　沖縄県はまず、台風は我々は常に経験をしている、そういう準備もしている。しかし、なかなか地震ということに関してのものがどうも意識的にない。しかし、沖縄県の一番の問題というのは、地震よりもその地震で発生した津波だというふうに言われていますので、その津波が来た際には、その沖縄県のほとんどは、沿岸地域に人口が密集しているというところもあります。そして、今沖縄県はこの離島だと、離島県だというものからすると、他府県から例えばそういう分での援助、いろんな形で救援が来るときには、我々、津波を想定したときには、那覇でも海抜が、那覇空港でも海抜は２メートル、３メートルでしかない。今嘉手納空港だとかいろんな形であるんですけれども、嘉手納にしても10メートルそこそこでしかないということになってくると、やはり大規模な津波が来たときにはこの空港が使えないというような状況が発生する可能性がある。そのときにはどういうふうな対応をとろうということを皆さん想定しているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　津波などの災害発生時における米軍基地内への避難というようなことがございまして、平成19年４月27日に都道府県または市町村の当局による災害準備及び災害対策のための在日米軍施設及び区域の限定された立ち入りについてという日米合意がございます。その合意に基づいて、県内では平成23年度から宜野湾市、そして北谷町において米軍側と協議を進めて、平成24年11月５日に、現地実施協定が締結されて普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧の一部への立ち入りが可能となっているということでございます。

浦添市についても26年にキャンプ・キンザーへの立ち入りが可能となっているということで、北谷町も26年４月３日に嘉手納飛行場への立ち入りが可能となったということがございます。

こういった形で、低位置のところにある県民、住民が、高台等にある米軍施設内への立ち入りが可能になるような仕組みも現在取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は基地内に云々というよりも、他府県からそういう援助だとかなったときには那覇空港も使えませんよと、嘉手納も使えませんよといった状況のときに、皆さんどう対応するのかということをしっかりとこれはもっと検討してもらいたいと思います。

基地問題の中で、私、この普天間飛行場の今どういうような形になっているかということで、離発着のことのお話をさせてもらいました。

ＭＶで2300回とかという、２万回の話じゃなくて、これちょっと確認させてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　27年４月から28年３月まで、2363回という報告を受けてございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　那覇が15万回、15万回、これはもう民間含めて今スクランブルも激しいですから、那覇が15万回という形になってくると、この普天間基地で、ＭＶ、このオスプレイで2300ということになってくると、これが本当に世界一危険な飛行場と、空港に当たるのかなと、辺野古をつくりたいがために、普天間は世界一危険ですよということを、そのことをやはり日本政府はそれを言いたいはずですよ。普天間が危険だと、これは確かにそうかもしれない。だったら伊丹空港もっと大変ですよ、伊丹空港は。あそこも民間の飛行場がある。あそこも何万回と、その住宅街――私も伊丹に住んでいましたので、あそこのほうがもっと大変、危険な飛行場になるんじゃないかなと思う。その中で、普天間がこういうような形になって、今度普天間の改修費用、幾らかけて改修しようということか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時29分休憩

午後７時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　マスコミに出ている数字からすると約150億かけてやると。我々、普天間を閉鎖状態にしてくれということがあるけれども、150億かけて、2000回だとかそういったところに150億かけるということになってくると、もう知事、僕はこれ辺野古をつくる必要も何にもないじゃないかなと。普天間の2000回のそのことをやるためにあれだけ5000億だとか6000億かけて辺野古につくろうとするということであれば、もう辺野古の今の状態をその分では、馬毛島だとかに訓練をもっと移して、普天間の状態というのをもっと極力そのことをなしにすれば、僕は辺野古というのは、決して海上を今のＶ字や埋め立てしてまでつくる必要は全くなくて、この陸上だけでもう可能。シュワブ含めて、ハンセン含めての陸上だけで可能というような私は数字が出てくるんじゃないかと。先ほどもグアムは整備を始めてきています。テニアンも整備を始めてきている。もう沖縄のそういう海兵隊は、いろんな北朝鮮のミサイルを含めてグアムに整備してきているんですよ、米軍は。それを考えてくると、何で我々は自分たちの税金で5000億も6000億もかけて辺野古をつくらないといけないのか。何でこんな県議会でこのことで、みんなが辺野古だ、那覇、何で那覇と辺野古の違いがどうなんだというそういう議論じゃないと思うんですね。ちょっとその辺も、現状我々、これ今沖縄に置かれている米軍基地が本当に今どういうような形で流れているのか、普天間がどうあるのか、周辺がどうあるのかということも含めて、私はやっぱり普天間を議論し、そして辺野古移設に関して本当にこれでいいのかということをもう一度皆さんがそういう数字をもって検証する必要があると思うんですけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我々も全く同様なことを考えていまして、先ほども答弁させていただきましたが、今現在、オスプレイ以

外の航空機についての離着陸回数がなかなか回答いただけてないというのが実情です。これについてはしっかり離着陸回数の調査を求めて、そういったことも踏まえて、我々は今議員から御指摘の本当に普天間飛行場が必要なのかと、機能しているのかという観点からも議論していく必要があるのではないかというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは、次に移らせていただきます。

私は、離島振興の中でもあるんですが、今度国家戦略の中でちょっと質問をさせてもらっているんですが、久米島の海洋温度差発電、糸洲議員からもありましたが、これは今１万、１万3000トンかな、１万トン取水しているんですね。これ10万トンにしていきたいということをやっているんですけれども、この10万トンにしたときの予算というのはどうなるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時32分休憩

午後７時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

久米島町海洋深層水複合利用基本調査報告書によりますと、こちらのほうの試算ですけれども、日量10万トンをやった場合には、これは概数ですけれども約100億規模だというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この10万トンをとってやっと発電というんですか、この発電でのものが商業化というんですか、いろんな形ができている。これは佐賀大学含めて今度は神戸製鋼も一緒になってその商業化にどうもっていけるかということもやっていくということからして、今度とった水も今までは放水していたものをそれも深層水でやろうということをやっているわけですから、私はこれは100億かかる事業を県がやるよりは、やはり国の事業として、日本の事業としてそのことができるようなことをやっぱりやるべきだと。ですからこの分での国家戦略の中でのエネルギー特区ということで久米島をモデルケースでやっていくというようなことになろうかと思うんですけれども、これは企画部長だと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

現在、久米島町は、電力の買い取りだとか、あるいは発電プラントの温度差発電、使用前の自主検査などそういったものの緩和ということで今特区の申請に向けていろいろ作業しているところですが、その実現がどういう形でできるのか、あるいは今議員からあるように、日量10万トンが使えた場合に機能としてどれぐらいの発電量を賄える、そういうプラントがつくれるのかを含めて、また技術的にも確立されていない部分もたくさんあるかと思いますので、そこら辺含めて久米島町とどういう形の特区ができるのかということは協議していきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　最後になりますけれども、今度の振興策も折り返しになりました。この振興策の中で一番大事なものは、私は人材育成だというふうに思っていますが、安慶田副知事、私は県内で総合大学をつくるということは大変大事な部分があるというふうに思っています。県内には、今看護大学と芸大があるということ、このことも含めて私は高等専門学校がいろんな意味で予算削減されている。こういう理工系も含めながらの沖縄にやはり総合大学をつくるということが必要だということであります。これ協議会を持ったほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時36分休憩

午後７時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　當間議員にお答えいたします。

今當間議員から総合大学をつくったほうがいいんじゃないかという話は、時折、折に触れて私のほうも伺っておりますけれども、関係部署と今の意見を調整しまして、どういう形でできるか研究していきたいとそう思っております。

以上です。

○當間　盛夫君　よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　こんばんは。

大分お疲れの状況だと思うんですが、最後の一般質問ですので、しばらくおつき合いよろしくお願いします。

公明党会派の上原章でございます。

初めに、雇用・労働政策についてお尋ねします。

県内の最低賃金を決める2016年度の沖縄地方最低

賃金審査会は、現行の693円より21円増の714円とする決定を沖縄労働局に答申し、あすの10月１日がその発効日となります。県内最低賃金としては、初めて700円台を突破し、1992年度以来の大幅増となっています。

この最低賃金は、正社員だけではなく、パートやアルバイト、派遣社員など全ての労働者に適用される賃金の最低額で、労働者のセーフティーネットとなり、これを下回ると企業は罰せられます。最低賃金の動向は、非正規で働く人への影響が大きく、非正規労働者は、今や労働者全体の４割を占め、その実態も学生や主婦らが家計の補助で働く事例に加え、家計を支える世帯主自身が非正規労働者だというケースもふえていると言われています。厳しい状況に置かれた労働者の生活の底上げのためにも、着実な実施が求められます。一方、最低賃金引き上げは、体力の弱い中小零細企業には、人件費の負担増となり、経営を圧迫しかねない、引き上げに対応したことで雇いどめや倒産につながっては元も子もありません。政府は、経済対策で最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援措置の推進、拡充を盛り込みました。また、最低賃金改定について、官公庁から業務を受注する中小零細企業が再契約もなく、最低賃金引き上げ後に負担を負うことに懸念の声が寄せられています。

そこで質問します。

(1)、10月１日から県内の最低賃金が21円引き上げられることに伴い、関係団体から県に対しさまざまな要望があるが、その内容と対策を伺います。

(2)、県から業務委託を受けている中小零細企業に対し、最低賃金引き上げに伴う年度途中の契約変更は必要と考えるがどうか。最低賃金の引き上げに向けた環境整備は行政の責務であり、県は積極的に取り組む必要があると思います。

(3)、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業、助成金等は重要と考えるがどうか。

(4)、県内の非正規雇用者の割合は年々悪化しています。課題と対策を伺います。

(5)、若者の県外就職活動の旅費支援が最大５万円から旅費の５割（上限５万円）に変更され、利用者から後退しているとの声があります。対応を伺います。

福祉行政についてお尋ねします。

(1)、こども医療費助成制度について。

ア、通院対象の年齢引き上げはどうなっているか。

イ、窓口負担をなくす貸付制度について、県内の市町村が導入を検討しているが、県の対応を伺います。

ウ、現物給付の取り組みはどうなっているか。国は国保の減額措置について見直しを検討しているが見通し及び県の対応を伺います。

(2)、保育士ベースアップ支援事業の取り組みはどうなっているか。今年度の新規事業であり、保育士の確保・離職防止につながるものと考えます。

(3)、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が施行されて３年目となり、施行後の課題を検証する場の設置や調整委員会の開催等、関係団体から強い要望があります。取り組みを伺います。

(4)、障害者への差別事例に対する相談窓口の強化が必要と考えるが、取り組みと効果を伺います。

(5)、特定疾患（難病）医療受給者証の更新に伴う経済的及び身体的負担について。

ア、年１回の更新を２年か３年ごとにできないか。

イ、病院の診断書や市町村発行の各種証明書の費用について地域によって差があり、全額免除にできないか。

ウ、更新申請のため病院、役所、保健所を回らなければならず、患者の皆さんにとって大変な負担であり、少しでも軽減できないか伺います。

(6)、がん患者の支援として医療用ウイッグの購入補助が全国で広がっているが、本県も検討できないか伺います。

(7)、福島からの原発避難者に対する家賃全額補助が来年３月で終了するとのこと。関係団体から新たな補助制度創設などの要望が県に求められています。対応を伺います。大震災から５年経過し、いまだ心身ともに傷が癒えておらず、将来への展望も不透明であり、不安な日々を暮らしています。避難者の皆さんが安心して暮らせる環境を継続し、段階的に自立ができるよう支援が必要と思います。

次に、教育、文化、スポーツ行政についてお尋ねします。

県は、英語立県沖縄を提唱し、振興・発展に貢献する志を持った人材、英語力及び国際性を身につけたグローバルに活躍できる人材の育成に取り組み、沖縄21世紀ビジョンの具体化を図る事業を推進しております。

そこで質問します。

(1)、国は小学校英語の教科化を進めているが、内容と県の対応を伺います。

(2)、県は沖縄21世紀ビジョンの中で、国際社会・情報社会に対応した教育の推進を掲げ、英語教育の充実を図るとしています。本県の英語教育の取り組み、効果を伺います。

(3)、県立郷土劇場が閉館して７年が経過し、県は新たな文化発信の交流拠点を整備するとしているが、取り組みはどうなっているか。新県立郷土劇場の建設を検討できないか伺います。

(4)、サッカーＪ１の公式試合ができるスタジアム整備計画について。

ア、県は基本計画をつくる業務の公募を開始したとあるが、内容を伺います。

イ、那覇市との連携はどうなっているのか、共同作業ではないのか。

ウ、総事業費218億円の内容及び財源の確保は。

エ、陸上競技場についてはどう考えているのか。

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては、再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原章議員の御質問にお答えをいたします。

福祉行政についてに関する御質問の中の、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行後の課題等についてお答えをいたします。

平成26年４月に施行された沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例には、条例施行後３年をめどとして、検討を加え必要な措置を講ずる旨規定されていることから、施行後の課題を検証する場の設置を検討してまいりたいと考えております。また、差別の解消が困難で、相談者から助言・あっせんの求めがあった場合は、適切に調整委員会を開催し、差別の解消に向け取り組んでまいります。

沖縄県としましては、今後とも、障害のある人もない人もともに暮らしやすい共生社会の実現に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　それでは、雇用・労働政策についての、最低賃金の引き上げに関する要望及び県の取り組みについてにお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので一括してお答えします。

去る９月15日に日本労働組合総連合会沖縄県連合会より、最低賃金引き上げに関する要請がありました。要請内容は、県の業務委託において、最低賃金改定に伴う契約変更の措置を講じること、最低賃金引き上げ額を自動的に反映する仕組みを導入すること、中小零細企業支援に取り組むこと、県民及び企業への周知・徹底等を図ることとなっております。県の業務委託について確認したところ、最低賃金の引き上げに十分対応し得る労務単価を使用しているところであります。中小企業等に対しましては、中小企業支援計画に基づく総合的な支援等を行っていくこととしております。企業及び県民への周知につきましては、県のホームページを初めとする広報媒体を活用するほか、関係団体と連携して周知を図ることとしております。

県としましては、要請の趣旨に沿って、今後も適切に対応してまいります。

同じく中小企業・小規模事業者支援についてにお答えします。

国においては、賃上げの取り組みを後押しする施策として、小規模事業者持続化補助金や業務改善助成金の補助金額等の拡充を行うこととしております。沖縄県においては、同補助金等の活用に当たり、商工会等と連携し、相談窓口の設置や申請に必要な経営計画の作成に関する指導助言等を行っております。また、これまで商品開発支援や経営指導員による巡回指導等に努め、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化等を図っております。

経営者側からは、最低賃金の引き上げは厳しいとの声もあることから、沖縄県としましては、引き続き関係機関と緊密に連携し、中小企業・小規模事業者の成長発展に向け、総合的な支援に取り組んでまいります。

同じく非正規雇用の課題と対策についてにお答えします。

非正規雇用につきましては、雇用が不安定であることに加え、一般に賃金が低く、能力開発機会が少ない等の課題があり、雇用の安定と所得の向上、キャリア形成等のためにも、非正規雇用対策が重要であると認識しております。そのため、県では、沖縄労働局と連携して、経済団体等８団体に対し、働き方改革の推進に関する要請を行うとともに、正規雇用化企業応援事業等を実施しているところです。

県としましては、引き続き労働局等関係機関と連携して、正規雇用化の促進に取り組んでまいります。

同じく県外就職の旅費支援の変更についてにお答えします。

沖縄県では、これまで雇用の場が少なく、有効求人倍率も低い状況にあったことから、雇用の場を確保するため、県外就職を積極的に支援してまいりました。しかしながら、ことしの７月には有効求人倍率も１倍を超えるなど雇用情勢が改善し、県内一部の業界にお

いては人手不足が顕著となっている状況から、今後は県内企業への就職を支援する必要があると考えております。一方で、県外に活躍の場を求め、県外就職を希望する学生もあることから、旅費支援を継続することとしておりますが、旅費支援の仕組みについては県内の人手不足の状況を踏まえ見直したところです。

県としましては、引き続き国や教育機関等と連携して、若年者の雇用状況の改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、福祉行政についての御質問の中の、こども医療費助成制度の通院対象年齢拡大及び現物給付の取り組みについての御質問にお答えします。２の(1)のアと２の(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

国は、国保の減額調整について見直しを含めて検討しており、年末までに結論を得るとしております。

県としましては、国が国保の減額調整を廃止した場合には、市町村及び小児救急医療機関の意向を確認しながら、平成30年度に導入できるよう調整を進めていきたいと考えております。通院の対象年齢の拡大につきましては、現物給付を導入した場合の事業費の動向を把握した上で、実施主体である市町村の意向を踏まえながら、持続可能でよりよい制度となるよう検討していきたいと考えております。

次に、貸付制度に関する県の対応についてお答えします。

貸付制度につきましては、平成28年10月から９市町、11月から３市町村で予定しており、その後、順次開始する見込みとなっております。

県としましては、市町村担当者に対して説明会等を行い、貸付制度が円滑に導入できるよう支援していきたいと考えております。

次に、特定疾患の受給者証の更新についての御質問にお答えします。

受給者証の有効期間は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第31条の規定により１年以内となっており、継続して認定を受けるためには、医師の診断書等を添付し、各保健所へ更新手続の申請を行う必要があります。受給者証の更新は、法令に基づいた全国一律の制度となっており、その変更は困難であると考えております。

次に、各種証明書費用の全額免除についてお答えします。

病院が発行する診断書及び市町村が交付する各種証明書の費用につきましては、他の疾病における助成制度との公平性や各団体の判断による料金設定が行われていることを鑑みた場合、県が、その費用の全部または一部について、市町村に免除を求めることは困難であると考えております。

次に、更新申請の際の負担軽減についてお答えします。

指定難病の更新申請につきましては、法律に基づき必要書類を提出していただいておりますが、症状の重い難病患者にとりましては、複数の関係先に出向くことが負担となっていることについては認識しております。更新申請の際の負担につきましては、平成29年７月から開始予定の番号法に基づく個人番号制度を利用することで、軽減が図られるものと考えております。

次に、がん患者に対する医療用ウイッグの補助についてお答えします。

がん治療のための抗がん剤使用に伴う副作用や、手術による外見の変化に悩んでいる患者さんの社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るための支援をすることは、重要な課題であると考えております。こうした外見変化の悩みについては、がん診療連携拠点病院等に設置されている相談支援センターにおいて、療養生活全般にわたる相談の一つとして相談できる体制が整えられております。現在、医療用ウイッグの購入補助を実施している都道府県は、山形県と鳥取県の２県となっております。

県としましては、その他の自治体の動向も見ながら、対応を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　福祉行政についての御質問の中の、保育士ベースアップ支援事業の進捗状況についてお答えします。

保育士ベースアップ支援事業につきましては、10月中の事業開始に向けて、現在、補助金交付要綱等の策定作業を進めているところであります。

次に、障害者への差別事例に対する相談窓口の取り組みについてお答えします。

県では、差別事例に対応する市町村相談員の資質向上を図るため、県に配置した広域相談専門員による研修を実施し、差別事例解消の情報共有や市町村との連携強化を図っております。平成27年度の相談件数は、県が87件、市町村が119件、計206件となってお

り、最も多いのが福祉サービス分野で、事業所の支援員の言動に関する苦情や障害福祉サービスの内容及び量への不満などとなっております。相談員の対応としましては、相談者に同行して話し合いの場を設けるほか、適切な窓口の紹介等を行っております。相談体制は、平成28年３月末時点において、全市町村に126人の相談員が配置されております。また、県には市町村からの困難事例に対する相談・助言を行う広域相談専門員を３人配置しております。

次に、福島県からの避難者に対する家賃補助についてお答えします。

本県においては、東日本大震災による福島県からの避難者に対して、応急仮設住宅の供与を行っております。福島県は、避難指示区域外からの避難者について、平成29年３月末をもって住宅支援を終了し、新たな家賃補助制度を措置していくとしております。

県としましては、今後とも福島県の方針に基づき、避難者が同県の新たな補助制度を切れ目なく受けられるよう戸別訪問の実施等協力するとともに、福祉制度等適切な支援が受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育、文化、スポーツ行政についての御質問の中で、小学校英語の教科化についてお答えいたします。

小学校における外国語教育については、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成することが重要だと考えております。現在、小学校の高学年では、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を実施しておりますが、次期学習指導要領においては、読むこと、書くことも含め、全ての領域をバランスよく育む教科型の外国語教育を高学年から導入することとなっております。そのため、さらなる教員の指導力の向上に向けた取り組みが課題と考えております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会との連携を図りながら、教材提供、ＡＬＴや外部人材の活用支援、外国語活動に関する研修機会の充実など、平成32年度から円滑に実施できるよう計画的に準備を進めていきたいと考えております。

次に、英語教育の取り組み等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、小・中・高等学校における英語教育のさらなる推進を図るため、英語立県沖縄推進戦略事業を平成24年度に立ち上げており、中高生を対象とした英語能力判定テストや英語授業マイスター教員の発掘等を実施しております。その効果として、中高生の英検取得者数を平成24年度と平成27年度で比較しますと、中学生の３級以上取得者が541名増、高校生の準２級以上取得者が372名増となっており、生徒の英語力は年々向上しております。

県教育委員会としましては、今後とも沖縄21世紀ビジョンでうたわれているグローバルな教育先進地域づくり及び国際性と個性を涵養する教育システムの充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　教育、文化、スポーツ行政についての御質問の中の、新県立郷土劇場の建設の検討についてお答えいたします。

沖縄県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定いたしました。整備場所につきましては、浦添市等の関係機関と調整を行っておりますが、施設整備を検討している組踊公園は、同市の都市計画で定められた都市緑地であることから、都市計画の変更、あるいは変更を伴わない施設整備についての条件整理や調整に時間を要しております。

県としましては、引き続き関係機関と調整を行い、早期に整備場所を決定したいと考えております。

次に、基本計画作成業務の公募内容についてお答えいたします。

県では、Ｊ１規格サッカー場の整備に向けて、基本計画の策定に係る業務委託の公募を行ったところであります。業務委託の内容としては、施設の内容や規模、配置等の建築施設に関する検討、造成計画、ゾーニング計画等の建設地・敷地に関する計画、概算事業費の算出、施設の利用促進等の管理運営及び収支に関する計画、経済効果の検討などとなっております。今後、10月初旬に受託事業者と委託契約を締結し、来年の２月中旬までに基本計画を策定することとしております。

次に、那覇市との連携についてお答えいたします。

Ｊ１規格サッカー場の整備については、県と那覇市の構想が重なることから、相互に連携して取り組むこととし、それぞれの役割等について調整を行ってきたところであります。県としては、Ｊ１規格サッカー場の整備が県全体のサッカー振興やスポーツコンベンションの振興等に資することなどから、県が主体と

なって整備することとしたところであります。那覇市とは、今後とも連携して取り組んでいく必要があることから、財政負担等の役割分担などについて、引き続き協議していきたいと考えております。

次に、総事業費218億円の内容と財源の確保についてお答えいたします。

先日公表したＪ１規格サッカー場の整備に係る総事業費約218億円については、類似施設等を参考に行った粗い試算に基づくものであり、具体的な事業費については、今後策定する基本計画において積算することとしております。整備に要する事業費の財源としては、沖縄振興特別推進交付金のほか、那覇市からの負担金や県債等を想定しておりますが、今後とも財源の確保について関係機関と協議していきたいと考えております。

次に、陸上競技場に関する県の考え方についてお答えいたします。

県においては、奥武山陸上競技場の敷地に整備するＪ１規格のサッカースタジアムについては、サッカー専用とすることとしております。那覇市からは、陸上競技の練習場所等について、近隣市町村との広域的な連携により確保することを検討すると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つかの再質問をさせていただきたいと思います。

まず商工労働部長、最低賃金のこの労務契約単価、県は、この年度途中の契約変更は考えてないと。もともと高目に設定しているという話でした。この高目に設定しているというのは、もともと最低賃金が引き上がるのを想定して高目にした、それが理由ですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　最低賃金は毎年上がっておりますけれども、今回は幅が大きかったわけです。各部局に問い合わせいたしまして、土木の契約とか管財課の契約とか、そこら辺の単価を調べてもらったところ、その最低賃金よりは上の、通常の契約の単価がございますので、それ以上で契約されているということを確認しまして、そういう答弁になりました。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　私が聞いているのは、先ほど皆さんは高目にしていますと。その理由は、最低賃金が引き上がるのを見据えて高目にしているのかと聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時７分休憩

午後８時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　想定するというよりも、我々が設定して算定する、積算する場合においての単価が、その最低賃金よりはかなり高い賃金、単価だということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　例えば建設業、2013年に労務単価を引き上げています。これはこの国の指導でです。それから14年にも引き上げています。15年にも引き上げています。これは、本来人手不足、人件費の高騰とか、資材高騰、そういったいろんな理由でこの公共の労務単価を企業、特に中小零細企業の負担が本当に入札より、実際より利益が出ないというようなそういったところを見据えてやってきているんです。ですから、今回、最低賃金が引き上がったというのは、私は別物だと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時８分休憩

午後８時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　公共事業の労務単価等については、毎年10月に調査を行っております。その中で、例年４月に通常引き上げをやって、１年間その価格を適用するということになるんですけれども、ここ数年、前倒しで２月に単価を引き上げるという措置はとっております。ただ、これが最低賃金と直接関係しているということではなくて、実勢価格を調査した上で反映させているということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　知事、この請負業者、県の事業を受けている関係者からは、契約が毎年２月か３月に入札して、４月から業務を請け負っていますと。10月の大幅な最低賃金引き上げについては、契約時に想定されてなく、体力の少ない中小零細企業としては非常に負担が大きいと。例えば、県のメンテナンス業界からも、もう本当にこれを法定どおり最低賃金を守るには大変な負担があるんだと。ぜひ県には、その分の考慮をしていただきたいと陳情が出ているわけです。知事は、普段行政は県民、市民の最大のサービス産業だとおっしゃっています。最低賃金引き上げの取り組みというのは、県がしっかり私は旗を振っていかないとい

けないのかなと思うんですが、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ビルメンテナンスに関しましても、以前ダンピング等々があったものですから、最低制限入札価格等を定めまして、それによって最低賃金を下回らないようにということの改定は行ってございます。その中で、契約がなされておりますので、そこら辺は県としては守られていると思います。当然のことながら、そういう最低賃金を下回ることがあっては、法律的な話としては、我々としては困りますので、それに対しては適切な対応をしていきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　いや、私はそういう話はしていないんです。要するに、入札したときに、これだけ大幅な最低賃金が10月に引き上がるというのは、想定してないんですよね。それを今回そういう引き上げがあったときに、これをこのまま、この企業に、これはビルメンテの話だけじゃなくて、この関係中小零細企業に負わせるというのはどうなのかと聞いているんです。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後８時12分休憩
　午後８時13分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県の業務委託等に関する契約に関しましての労務単価につきましては、最低賃金よりはかなり高い設定がされていますので、それによりまして、そこら辺の最低賃金を下回るようなことはないということで契約はされているということでございます。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　それはもう十分に理解しております。承知しております。ただ、私が言うのは、最低賃金を引き上げて、今回そういう形になる段階で、行政の入札の契約が私はその分考慮すべきじゃないかなと一応要望を出しておきたいと思います。
　ちょっと時間がないので、非正規雇用化企業応援事業、非常に私これいい事業だと思っているんです。この従業員の研修に係る宿泊費、旅費を助成して、非正規から正規にしていく、これちょっと成果を教えてもらえませんか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後８時14分休憩
　午後８時14分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　27年での正規雇用化事業の実績としまして、沖縄県正規雇用化促進モデル事業におきましては、経営改善のため専門家派遣を103名出しております。それから正規雇用化企業応援事業ということで旅費等助成につきましては、18名に対して行っております。２事業で計121人ということでございます。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　この２事業、業種、教えてもらえますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後８時15分休憩
　午後８時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　済みません。
　情報系が多いとは聞いていますけれども、手元に詳しい資料は持ってございません。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　ほとんど情報産業関係だと聞いています。私、これ非常にいい取り組みだと思うんで、もっともっと多くの各事業所に私は徹底して、もっと予算を組んで拡充すべきだと思うんですが、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　28年度におきましても、一括交付金等を活用しまして、同様な事業を展開しようということで今実施しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　ほとんどはＩＴ産業なんです。県内には、本当に非正規を正規にしたいけど、なかなか研修を数カ月かけて行かせることができないと。スキルを上げることができないというところで、こういった県の事業が、旅費や宿泊を支援するというのはすばらしいことだと思うんですが、もっともっとこれはいろんな県内の、特に中小零細企業の中で告知するべきじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後８時17分休憩
　午後８時17分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　情報系等については、この事業については知られているようですけれど

も、ちょっと一括交付金の交付決定等もおくれてございまして、告知等がおくれてございます。交付決定等が速やかに行われた場合につきましては、一生懸命各方面に広報していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　これはもう、本当に可能な限り、予算をつけて正規雇用に結びつけてほしいと思います。

それから、県外就職の若者の５万円。部長は、県内が人手不足になったからという理由ですけれども、私これもおかしいと思うんです。県内は非正規が多い中、人手不足がいろいろありますけれども、県外に雄飛していきたいという若者を支援する意味では、この事業は私は５万円、これもすばらしい事業だと思っているんですけれども、沖縄には製造業、いろんなそういう海外に雄飛したい、行きたい、いろんな企業にトライしていきたいという若者がいるので、これは絶対私は後退させてはならないと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　前年度までは、５万円を上限に全額出していくという方向で県外就職支援をしておりましたけれども、現在、県内雇用が非常に人手不足といいますか、そういうこともございまして、実際行きたいという方々を支援したいということで、控除率２分の１という制度を導入したということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　皆さん、面接もしながらしっかり目的を持った学生に支援していると聞いていますので、できればこの５万円、本当に厳しい家庭環境の中で志を持って挑戦していますので、よろしくお願いします。

それから、子供の医療費助成、現物給付。部長、南風原町が来年１月からやると。この場合、県の要綱の改定が必要ですけれども、どうなりますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現物給付を導入することによって、医療費の波及増というのがあると思います。ただ、今交付要綱上は自動償還というふうに明記されておりますけれども、波及増があるというものを踏まえて、ほかの現物給付をしていない市町村との均衡も考慮しながら、公平適正に取り扱いたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　南風原町はもう単独でやるということになるんですか、10分の10。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　波及増の分はありますけれども、南風原町は波及増を除いた助成というのをやっているわけです。その分については、何らかの措置を手当てする必要はあるだろうと。ただ、現物給付していない団体との比較において、公正に取り扱う必要があるということで、何らかの調整が必要かなということで、現在その調整については検討しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　いずれにしても、国がしっかり見直しをして、全県が現物給付になれるように頑張っていただきたいと思います。

それから、保育士のベースアップ支援事業、10月開始する。これは間違いないんですか、信じていいんですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

現在、実施要綱を準備しておりますので、もう10月実施事業始めて、特に給与表の改定を求めておりますので、これを４月から遡及するのであれば、４月から事業を適用できるように制度を進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　１億4200万、当初予算組んでいるわけですから、本当にまた次年度の、またその後の取り組みが大事になりますのでよろしくお願いします。

それから、副知事、先ほどの……。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時22分休憩

午後８時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○上原　　章君　障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例、これは３年前、本当に多くの関係者の皆さんが頑張って努力してつくった条例です。これ、本当に中身をぜひ担当部局は全力でやってほしいんですが、調整委員会、これ２年更新だと聞いています、委員は。これ、３月で終わっているらしいんですけれども、この調整委員会、今はどういう状態なんですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　まず、先ほども知事のほうから御答弁させていただきましたが、基本的には調整委員会につきましては、解決ができない

事例があった場合に調整委員会を開くということで、条例施行当初から開催はございません。ただ、今委員の任期も切れておりますので、できるだけ速やかに委員の発令はしていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　私どもも、いろんな地域のそういう方々から相談を受けます。例えば、先ほど特定疾患の件もそうですけれども、特定疾患の関係は国レベルの内容になりますけれども、ぜひ県からそういった要望を出していただきたいと思います。後で答弁をお願いします。

それと、この障害の皆さんの思いというのは、本当に声なき声で、私もいろんなそういう声をお聞きします。例えば、事業所とのトラブルとか、ヘルパーさんの派遣について、ガイドサービスとかそれから訪問介護サービス、重度のそういった人たちが本当に一生懸命頑張っているヘルパーさんも多いんですけれども、なかなか中には利用する側の弱い立場ということで、現場ではいろんなことが起きているそうです。ぜひそういった声が市町村単位の窓口、それから県がしっかりリードして、こういった苦情を言うとそういった方々に厳しいまた行為が起きることもあるんです。それで声も出せないということもあります。

あと１つの例を言いますと、緊急時に二、三日病院に重度の方が運ばれたときに、もう本当に３時半から翌朝までベッドでただ寝かされていたと。そういうケースもあるんです。ひとり住まいの家族もいない方で、どこに声を出せばいいのか。病院にそういう窓口があるかもしれませんけれども、なかなかそういうスタッフがいなくて対応できないと。例えば、また病院に急に行ったら、その自分の着がえをとりに行ってもらいたいけど、ヘルパーのサービスにそういうのがないと。じゃこれは誰に頼むんだとか、いろんなそういうサポートが必要なことが多いんです。ですから、ぜひ調整委員会初め、３年いよいよ検証していただいて、この条例がしっかり機能するようにお願いしたいんですがどうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

平成26年から条例施行されております。まだまだそういうふうな実態もあるということで、その条例の普及というのは、まず必要なのかなと思っています。あわせて、その障害者の方々がしっかり相談に来られるように、その辺については、施設も含めて、我々また指導監督していきたいと思っていますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時26分休憩

午後８時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　特定疾患の受給者証の更新時期の延長を国に要望すべきじゃないかという御質問だったと思うんですけれども、これまでそういう更新期間の延長を求めたことはないんですけれども、ただ全国知事会等を通して、その他の要望等いろいろ範囲の拡大とかをした例はありますので、ほかの県の意向を確認しながらそういうことをやっていくかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　あと医療用ウイッグ、これ結構市町村単位では全国で広がっていますので、これもしっかり検証していただきたいと要望します。

それから教育長、英語教育についてですが、和歌山県は中学３年生全員に英検３級の受検料、これを全額補助しております。それから、教える側の中学、高校の教員にＴＯＥＩＣの能力試験にも挑戦させております。私は、県の教育、この英語教育は、思い切ってそういった教える側の、また子供たちの英検の補助も検討すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいまの御質問ですが、ほかの県さんの状況も今お聞きしましたけれども、基本的には検定受検料は公平性の観点からは受益者負担になるべきものかなとは考えております。ただ、文部科学省の連絡協議会、これは試験関係の団体も入っている協議会なんですけれども、その中では、生徒、学生等を対象にした検定試験については、受検料の軽減について検討すべしという、軽減を検討するという行動指針が出されておりますので、その辺の動向も注視してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　お願いします。

最後にサッカースタジアムの件で、那覇市はことし６月の本会議で、この総工費は140億円と言っていました。今回、県は218億円、この差は何なんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時28分休憩

午後８時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　繰り返しの部分がございますが、今回公表しました総事業費約218億円については、類似施設等を参考に行った粗い試算でございます。それを加えて、それに用地取得費として29億円その中に含まれております。那覇市において、どのような形で積算がされたかについては、ちょっと私、今資料を持ち合わせておりませんが、県のほうではそういった粗い試算のもとで公表はさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　県が25年に出した基本構想、この中にこの委員会の提言のまとめで、奥武山に決定した最も望ましい理由に、用地費が必要なく、そういう文言があるんです。この中身を見ると、３つの候補地の中で、この豊崎タウンは用地費で43億円、それから東浜マリンタウンが用地61億円必要だと。奥武山は必要ない、だから奥武山が的確だというのがあるんです。その辺が皆さんがつくった構想にあるんです。この意味は何なんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えします。

平成24年当時、現在もそうですが、県においては、奥武山陸上競技場として管理をしております。この陸上競技場の経緯がございまして、かなりさかのぼるんですが、昭和30年に那覇市のほうで、那覇市スポーツセンター建設委員会の設置に始まりまして、そして当時の琉球政府と協議をしながら、昭和35年に野球場、昭和39年に庭球場、そして40年に陸上競技場が整備されております。当初、この陸上競技場につきましては、那覇市の管理となっておりましたが、維持管理費等の課題があるということで、昭和42年に当時の琉球政府に移管されて、以後県の管理と。そういった経緯の中で、現在まで那覇市からこの市有地部分については、無償でもって提供を受けているということでございました。平成24年度の構想段階の検討においては、その無償で提供されているという現状を捉えて、そういった形で検討がされていたと考えているんですが、我々のほうでは、過去の経緯もさかのぼった上で検討を行う必要があるということ。それから、このＪ１規格サッカー場は、県内唯一の施設ということで、県全体のサッカー振興、スポーツコンベンションの振興に貢献するということでございますので、県のほうで今後責任を持ってその運営、管理をしていきたい、していく必要がある。そういったことから、今回土地の購入を検討しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　知事、セルラースタジアムはあれは県の土地でした。それを那覇市が奥武山をつくるということで、無償譲渡しています。今回は逆なんです。７割が那覇市の土地なんですけれども、これを県が引き取るにしても、私は無償譲渡で那覇市から受けるべきだと思うんですが、何でこういった取得費用がかかるのか全く理解できないんですが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時32分休憩

午後８時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。セルラースタジアムの部分についてのみでございます。

今、議員からは無償譲渡というお話がありましたけれども、あの部分は県有地については、都市公園条例のほうで手数料の免除という手続をとって使用料を免除しているという手続でございます。

○上原　　章君　いずれにしてもちょっと理解できないところ、答えてください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　このＪ１規格サッカー場につきましては、平成24年度に構想をまとめた段階で、粗い試算としても維持管理費等で収支が9400万円ほど過大があるということでございました。その検討の中で、Ｊ１規格スタジアム単体での運営では、なかなかその将来的な安定的な運営が厳しいのではないかということで、例えばフィットネスクラブとか、そういった形で収益性のある施設を含めた複合施設という形で整備を検討することが望ましいと、委員会においてもそういった提言を受けております。

今般、県でＪ１規格専用ということで検討しているわけですが、先ほど説明いたしました公募の検討事業の中でも、複合施設も含めて検討いたします。そうしますと、そういった複合的な施設を県で将来的に、県全体のサッカー振興、観光振興も含めたそういったところで活用していくというふうな形になりますので、従前の陸上競技場を管理していたというところとは、そういった意味では、事業としての位置づけも変わってきます。

県としては、そこをしっかり取り組むために、その土地については取得の方向で検討しているということでございます。

○上原　　章君　終わりますけれども、この基本構想自体が全部入り口でおかしくなっているので、ぜひこれはもう一度検証してください。

終わります。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、10月３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後８時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　武　光

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

平成28年10月３日

平成28年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　６　号）

平成28年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成28年10月3日（月曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第6号

平成28年10月３日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

出　席　議　員（44名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	24番	渡久地　修君
1番	瀬長美佐雄君	26番	山内末子さん
2番	玉城武光君	27番	仲村未央さん
3番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	37番	嘉陽宗儀君
12番	比嘉瑞己君	38番	新垣清涼君
13番	西銘純恵さん	39番	瑞慶覧　功君
14番	平良昭一君	41番	狩俣信子さん
15番	上原正次君	42番	比嘉京子さん
16番	当山勝利君	43番	大城一馬君
17番	亀濱玲子さん	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君

欠　席　議　員（4名）

18番	當間盛夫君	25番	玉城　満君
22番	又吉清義君	36番	座喜味一幸君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次　長	平田善則君	主　幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主　査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議は、都合により延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午前10時１分延会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　武　光

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

平成28年10月４日

平成28年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　７　号）

平成 28 年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成 28 年 10 月４日（火曜日）午前 10 時 23 分開議

議　事　日　程　第7号

平成28年10月４日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成28年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
甲第６号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職管理に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例
乙第９号議案　沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　工事請負契約について
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　訴えの提起について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第20号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第21号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第22号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成27年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成27年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成27年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成27年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	14　番	平　良　昭　一　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	15　番	上　原　正　次　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	16　番	当　山　勝　利　君
2　番	玉　城　武　光　君	17　番	亀　濱　玲　子　さん
3　番	親　川　　敬　君	18　番	當　間　盛　夫　君
4　番	新　垣　光　栄　君	19　番	上　原　　章　君
5　番	次呂久　成　崇　君	20　番	山　川　典　二　君
6　番	宮　城　一　郎　君	21　番	花　城　大　輔　君
7　番	大　城　憲　幸　君	22　番	又　吉　清　義　君
8　番	金　城　泰　邦　君	23　番	末　松　文　信　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	24　番	渡久地　　修　君
10　番	新　垣　　新　君	25　番	玉　城　　満　君
11　番	座　波　　一　君	26　番	山　内　末　子　さん
12　番	比　嘉　瑞　己　君	27　番	仲　村　未　央　さん
13　番	西　銘　純　恵　さん	28　番	照　屋　大　河　君

29 番	仲宗根　悟 君	39 番	瑞慶覧　功 君
30 番	崎山嗣幸 君	41 番	狩俣信子 さん
31 番	金城　勉 君	42 番	比嘉京子 さん
32 番	砂川利勝 君	43 番	大城一馬 君
33 番	具志堅　透 君	45 番	糸洲朝則 君
34 番	島袋　大 君	46 番	照屋守之 君
35 番	中川京貴 君	47 番	仲田弘毅 君
37 番	嘉陽宗儀 君	48 番	翁長政俊 君
38 番	新垣清涼 君		

欠　席　議　員（1名）

36 番　座喜味一幸 君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志 君	企業局長	町田　優 君
副知事	浦崎唯昭 君	病院事業局長	伊江朝次 君
副知事	安慶田光男 君	会計管理者	金良多恵子 さん
知事公室長	謝花喜一郎 君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦 君
総務部長	金城　武 君		
企画部長	下地明和 君	総務部財政統括監	池田克紀 君
環境部長	大浜浩志 君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌 君	教育長	平敷昭人 君
		公安委員会委員	天方　徹 君
保健医療部長	砂川　靖 君	警察本部長	池田克史 君
農林水産部長	島尻勝広 君	労働委員会事務局長	大城玲子 さん
商工労働部長	屋比久盛敏 君		
文化観光スポーツ部長	前田光幸 君	人事委員会事務局長	親川達男 君
土木建築部長	宮城　理 君	代表監査委員	當間秀史 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治 君	課長補佐	平良　潤 君
次長	平田善則 君	主幹	中村　守 君
議事課長	勝連盛博 君	主査	川端七生 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月14日から９月28日までに受理いたしました請願４件及び陳情20件は、昨日配付いたしました請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの瑞慶覧功です。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

初めに、本日台風で被害に遭われた皆様に心よりお

見舞いを申し上げます。

まず所見を述べたいと思います。

不作為の違法確認訴訟は沖縄の圧倒的な民意を無視し、踏みにじる不当判決となりました。次の闘いの場は最高裁判所に移ります。翁長知事にはこの機会に沖縄に対する日米両政府による人権侵害と不条理な実態、歴史を日本全国、全世界に発信していただきたいと思います。財務省は、日本の国の借金が2015年度末時点で1049兆3661億円、大人から赤ちゃんまで国民１人当たり826万円の借金となっていることを発表しました。去る８月、安倍首相はアフリカに行って３年間で総額３兆円規模の投資を約束しました。発展途上国への援助を否定するものではありませんが、福島県を初めとする東日本大震災の復興や熊本県の復興支援を優先すべきであると考えます。

質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、東日本大震災、福島原発事故による避難者支援について。

ア、福島原発事故の自主避難者への住宅支援打ち切りについて、避難者の会と沖縄弁護士会から支援延長を求める要請と声明が行われた。多くの避難者は子供たちを放射能の被曝から守るために沖縄での避難継続を希望している。国や福島県が支援を打ち切る以上、沖縄県にお願いするしかないと悲痛な訴えをしています。ウチナーの命ドゥ宝、イチャリバチョーデーの精神で支援すべきだと思います。知事の見解を伺います。

原発事故避難者が県に住宅支援を求めて陳情書を提出しています。

(2)、避難者の会から要請があった７項目についての対応を伺います。

２、福島原発事故による放射能、被曝対策について。

(1)、３・11福島原発事故から５年半が経過しましたが、放射能による被害は100年続いても消えないと言われます。日本の人口減少は当初予想された年間10万人が原発事故以降25万人にふえ、難病患者は２倍に、自然死産率13％増、そして福島の小児甲状腺がんの75％は放射線に起因すると言われています。今なお放射能は事故原子炉から空気中や海水中に放出されている状況であるにもかかわらず、政府は帰還政策を進めています。沖縄県における放射能汚染対策について伺います。

(2)、小さい子供ほど、放射能による健康被害を受けやすいと言われ、食事による内部被曝の危険性があります。保育園、幼稚園、小中学校の給食食材の安全確保、対策について伺う。

(3)、日本の流通許可基準は100ベクレルとなっているが、ドイツの大人８ベクレル、子供４ベクレルに比べ高く、専門家は健康を守る上でとても危険と指摘しています。県の基準はどうなっているのか。スーパーなどでの食材の安全確保、対策について伺います。

３、基地問題について。

(1)、嘉手納基地の航空機騒音について。

ア、県、嘉手納町、沖縄防衛局の測定調査によるといずれも騒音が激化しています。外来機の飛来が原因となっているが、その実態と県の対応を伺います。

イ、外来機の飛来、暫定配備の要因は、沖縄に広大な訓練空域・水域・実弾射爆撃場が集中しているからであり、アメリカ政府に直接返還を求めるべきではないか見解を伺う。

ウ、ＡＶ８Ｂハリアー事故については取り下げます。

(2)、嘉手納基地の軍民共同使用について。

県経済のさらなる発展のために、軍民共同使用を求めていく必要があると思います。全国における軍民共同使用の実態と県の見解を伺います。

安倍首相が自画自賛した環境補足協定によって、これまでできた立入調査も協定を盾に米軍は拒否しています。本末転倒であります。

(3)、米軍基地に関係する公共事業の遅滞について。

ア、道路整備事業で工事の進展が滞っている宜野湾北中城線と北谷町の県道24号線バイパスの事業概要と課題、対応策を伺います。

イ、河川改修事業で事業の進展が滞っている白比川と比謝川の事業概要と課題、対応策を伺います。

４、やんばる国立公園の世界自然遺産登録について。

政府は2018年をめどに世界自然遺産登録を目指すとしているが、自然保護団体の関係者からは、隣接する米軍北部訓練場の影響や辺野古新基地建設が行われた場合に土砂搬入による外来種混入のおそれなどから、登録に対し非現実的との懸念が示されています。県の見解を伺います。

５、こども医療費助成については、重複していますので取り下げます。

６、沖縄県の最低賃金について。

(1)は取り下げます。

(2)、県は、県や市町村が発注する公共事業で働く

人たちの適正な給料を保障するルールを来年度に県議会へ提案する方針とのこと。概要について伺います。

７、第６回世界のウチナーンチュ大会について。

いよいよ待ちに待った大会が近づいてまいりました。同胞の皆さんを歓迎し、親交を深めていきましょう。

(1)、プレイベントとして第５回世界若者ウチナーンチュ大会が開催されますが、この機会に知事が沖縄の歴史・文化、そして現在の基地問題を初めとする沖縄の課題と将来の展望を語ってはどうか、見解を伺います。

(2)、担当部署は大会開催までテーマソングやマスコットキャラクターを活用しながら、県内各地で広く県民に向けたＰＲイベントを開催していくとしているが、私はテーマソングもマスコットキャラクターもまだ知りません。県民に向けてのＰＲ活動について伺います。

早速事務局のほうからポスターやＣＤが届きました。ありがとうございました。

８、我が会派の代表質問との関連について。

(1)、新垣光栄議員の３の(3)、米軍基地から派生する環境問題の、アの北谷町上勢地区返還跡地のダイオキシン類の検出問題で予定されている追加調査がおくれている理由と県の対応を伺います。

次に、さきの基地問題の質問で、訓練場の返還や共同使用について質問しましたが、質問をまとめた後でハリアーが墜落しました。復帰後県内における航空機事故は、昨年時点で落下物や不時着事故を含め普天間基地に起因するのが19件、嘉手納基地に起因するのが20倍超の462回発生しています。このことからすれば、世界一危険と言われる普天間基地より嘉手納基地はさらに危険ということになります。

(2)、ＡＶ８Ｂハリアー事故について、嘉手納基地の状況は多くの多種多様な外来機がやってきて、騒音防止協定は守られず、米軍のやりたい放題である。このままでは住民を巻き込んでの大事故は時間の問題であり、嘉手納基地の撤去を求めるべきです。見解を伺います。

(3)、玉城満議員の１の(3)、高江での県外機動隊の過剰警備、県警の対応についての関連で、県公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立の確保を目的として設置されており、趣旨を理解して適正に警察を管理していると認識していると答弁をしています。

伺います。

ア、公安委員会の現行制度の基本事項に、公安委員会が警察を管理し政治の介入を認めないこととなっているが、高江現場での警察活動は明らかに政治的な偏りが生じている。警察管理責任が問われ、委員会の存在意義にかかわる責任問題である。見解を伺う。

高江の反対運動は2007年から行われており、これまで警察は中立公平の立場を守り、大きな混乱はなかった。混乱が生じたのは、去る７月に全国から機動隊500人が派遣されてきたことで、基地建設に反対する県民の反発を招いたことにある。派遣人数の根拠について、天方公安委員は現場以外採石場との間の複数箇所で警察が必要、警備が必要、１人に対し複数で対応し、夜間勤務、休日も必要などと派遣人数の根拠にしているが、後づけ感は否めない。多くの県民が公安委員会に対し、警察の追認機関となっていると不信感を募らせています。

伺います。

イ、沖縄県公安委員会からの援助要求の前日、警察庁から関係都府県の警察本部等へ派遣要請の通知がされている。全てのシナリオは警察庁が決定しているのではないか伺う。

ウ、沖縄県公安委員会が県外６都府県の公安委員会に要請した警察職員の援助要求について、撤回すべきであると考える。見解を求めます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

瑞慶覧功議員の御質問にお答えをいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会についてに関する御質問の中の、世界若者ウチナーンチュ大会についてお答えをいたします。

５年前の第５回世界のウチナーンチュ大会を機に世界若者ウチナーンチュ連合会が発足し、その翌年から昨年まで４回にわたって世界若者ウチナーンチュ大会が開催されております。今大会においては、同連合会が第６回世界のウチナーンチュ大会実行委員会との共催により、10月20日から23日にかけて第５回世界若者ウチナーンチュ大会を開催します。ウチナーネットワークの担い手となる若者が中心となって企画、運営を行うものであり、県内、海外から多くの若者が参加して交流と理解を深めることで、お互いのより強いきずなが形成され、ウチナーネットワークの継承につながる成果が期待されます。

私も、オープニングセレモニー等へ参加することとしており、県内、海外の若者に対し、ウチナーネットワークの継承に欠かせない沖縄の歴史や文化への理解

と共感の重要性や基地問題等の沖縄の今日的課題、また、将来における沖縄県づくりの展望について語りかけていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、福島原発事故による避難者支援についてお答えします。

東日本大震災による福島県から本県への避難者につきましては、避難生活の長期化に伴うさまざまな環境の変化による不安など、避難者の方が置かれている状況は厳しいものがあると認識しております。

県としましては、避難者の生活状況等を踏まえながら、それぞれの状況に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難者の会からの要請項目のうち、子ども生活福祉部関連項目についてお答えします。

子ども生活福祉部が関連する項目につきまして、まず３月末での退去を迫らないことについては、福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう、平成29年１月から３月の家賃補助に要する経費を９月補正予算に計上しております。次に、賃料補助制度の創設につきましては、戸別訪問を行い、福祉制度等適切な支援が受けられるよう努めることとしております。次に、安価な賃貸物件の情報提供及び連帯保証人については、関係団体へ協力依頼を行っております。また、既存の社会福祉制度の利用促進については、市町村、相談機関等と連携し、適切な支援が確保されるよう努めてまいります。

続きまして、福島原発事故による放射能、被曝対策についての御質問の中の、保育所の給食食材の安全確保についてお答えします。

県内で流通している食品については、食品衛生法等により、基準値を超える食品が市場に出回らないような対応が行われているため、県内の保育所の給食で使用する食材についてもその安全性は確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、原発事故避難者の県営住宅優先入居についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年６月12日付国通知に基づき、支援対象地域に居住していた避難者については、平成28年度県営住宅空き家待ち募集に際して、収入要件、住宅困窮要件、居住地要件等を緩和しております。また、県内市町村に住民票を移していない等の支援対象者についても、老人、障害者、母子・父子、多子等の世帯は優遇世帯として通常より優先的に入居できるよう配慮しております。加えて、今年度から18歳未満の子がいる母子・父子、多子世帯等については、子育て世帯として、さらに優先的に入居できるよう対応する予定であります。

次に、基地問題についての御質問の中の、宜野湾北中城線と県道24号線バイパスの課題等についての御質問にお答えいたします。

県道宜野湾北中城線の北中城村安谷屋から渡口までの延長2570メートルの区間については、平成11年度から幅員30メートル、４車線で整備しているところであります。そのうち、安谷屋交差点から北中城村役場前までの延長620メートルの区間については、統合計画において平成36年度以降の返還とされていることから、現在、工事に着手することができない状況にあります。また、県道24号線バイパスの北谷町桑江から吉原までの延長1720メートルの区間については、平成15年度から幅員32メートル、４車線で整備しているところであります。そのうち、キャンプ桑江内に含まれる延長570メートルの区間については、環境補足協定による立入手続のスキームが確立されていないことから、現地調査に向けた協議を進めることができない状況にあります。

このような状況を打開すべく、ことし９月、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所及び在沖米国総領事館に早期の返還と協議の進展が図られるよう要請したところであり、今後は、米軍に対しても直接要請する予定であります。

同じく白比川と比謝川の課題等についての御質問にお答えいたします。

白比川の国道58号から大村橋までの１キロメートルの区間については、平成13年度から河川整備を進めているところであります。そのうち、国道58号から上流側約600メートルの区間については、統合計画において平成31年度以降の返還とされていることから、工事に着手することができない状況にあります。なお、国道58号から上流側約100メートルの区間においては、返還前の共同使用許可を得て、現在工事を実施中であります。また、比謝川の知花弾薬庫地区に係る第３軍道橋から沖縄市胡屋までの7.3キロメートルの区間については、昭和54年度から河川整備を進

めており、米軍施設用地内の2.8キロメートルの区間については、ことし２月、沖縄防衛局を通じて共同使用の申請を行ったところであります。なお、そのうち整備計画策定済みの福地橋から下流側約１キロメートルの区間については、米軍の了解を得て、共同使用開始前に暫定掘削による河道拡幅工事を予定しております。

県としては、ことし９月、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所及び在沖米国総領事館に早期の返還と協議の進展が図られるよう要請したところであり、今後は、米軍に対しても直接要請する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、避難者の会からの要請項目――教育庁の所管分ですが――についての御質問にお答えいたします。

平成23年の文部科学省からの通知において、被災した児童生徒等が域内の公立学校への受け入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱うよう要請しているところであります。

県教育委員会としましては、この通知を踏まえ、災害救助法に基づく住宅支援の平成29年３月打ち切り後、避難者が転居する場合においても、現在、在籍する学校に引き続き通学を希望すれば、適切な配慮が図られるよう、市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、福島原発事故による放射能、被曝対策についての御質問で、学校給食食材の安全確保についての御質問にお答えいたします。

原子力災害対策本部が指定している対象品目につきましては、17都県において検査体制がとられており、国の基準値を超えた食材が流通することはないものと考えております。また、17都県で生産された原料で製造された加工品につきましては、製造元で検査されたものが供給されており、さらに、学校給食会におきましても独自に放射能検査を実施しております。

県教育委員会としましては、今後とも学校給食会等関係機関と連携し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　福島原発事故による放射能、被曝対策についての御質問の中の、県における放射能汚染対策についてお答えします。

福島第１原発事故以降、県では、環境放射能のモニタリング強化のため、平成24年３月に空間放射線量率を連続監視するモニタリングポストを３台増設し、名護市、うるま市、那覇市、石垣市の４地点において、広域的な常時監視体制を構築するとともに、原子力規制庁及び県のホームページにおいて測定データをリアルタイムに公表しております。空間放射線量率、海水、降下物など、これまでの環境放射能調査の結果では、県民の健康や環境に影響を与えるような放射能汚染は確認されておりません。

県としましては、今後も引き続き環境放射能の監視に努めてまいります。

続きまして、基地問題についての御質問の中の、嘉手納基地の騒音の実態と県の対応についてお答えします。

平成27年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では21測定局のうち８局で環境基準値を超過しております。また、１日当たりの騒音発生回数は、屋良Ｂ局で65.6回と最も多く、前年度の60.1回と比べて増加しております。最大ピークレベルについては、砂辺局において117.7デシベルを記録し、前年度の116.0デシベルを上回っております。ことし１月にアラスカ州内基地所属のＦ22戦闘機が飛来した際、飛来前後の１週間の騒音発生回数を比較すると、飛来後は、飛来前に比べておおむね２倍に増加するなど、外来機の飛来により騒音が増加する傾向にあります。

これらの結果を取りまとめ、県では、去る９月13日に在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、沖縄防衛局長等に対し、外来機の飛来状況も踏まえた実効性のある具体的な航空機騒音軽減の措置をとることなどについて強く要請を行ったところであります。

続きまして、やんばる国立公園の世界自然遺産登録についての御質問の中の、北部訓練場や辺野古新基地建設による影響についてお答えします。

やんばる国立公園に隣接する北部訓練場は、自然公園法による公園指定が困難なことから公園区域には含まれておりません。北部訓練場のヘリパッド建設に当たっては、さまざまな御意見があるものと承知しておりますが、今回の国立公園指定については、長期にわたる地権者及び利害関係者との調整や早期の実現を求める地元３村からの強い要望を踏まえ、国において指定されたところであります。今後、北部訓練場が返還された場合は、国による国立公園化などを踏まえた上で、世界自然遺産登録の候補地になり得るものと考え

ております。

また、県としては、本県の生物多様性を保全するためには、外来種による生態系の攪乱を防止することが非常に重要であると考えており、県外からの土砂搬入に際しては、事業者に対し、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づき、厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、北谷町上勢頭地区返還跡地についてお答えします。

沖縄防衛局に追加調査について確認したところ、当初予定していたよりも分析等に時間を要したため、調査期間が８月から12月末に延長になったとのことであります。なお、北谷町は延長になった詳細等について直接説明を受けるため、沖縄防衛局に面談を申し入れていると聞いております。

県としましては、沖縄防衛局に対し、早期に調査結果を取りまとめるよう働きかけるとともに、その結果を踏まえ、北谷町と連携し、必要な対策をとるよう求めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、福島原発事故による放射能、被曝対策についての御質問の中の、食品中の放射性物質の基準及び安全確保についてお答えいたします。

食品中の放射性物質の基準につきましては、食品衛生法の中で定められており、基準値を超える食品の販売等は禁止されております。現在の基準値は、食品の国際規格を策定している国際食品規格委員会の指標をもとに、国が設定した基準であり、適正な基準であると考えております。仮に基準値を超える食品が発見された場合は、食品衛生法に基づき回収・廃棄等の措置が行われることになりますので、流通する食品の安全性は確保されているものと考えております。

なお、平成24年以降、県が実施した食品の放射性物質検査では、検査した食品の全てで基準値以下となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地問題についての御質問の中の、訓練空域・水域の返還についてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、県はこれまで累次にわたり要請を行っております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上も重大な問題であると考えております。

県としては、引き続き県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、あらゆる機会を通じ日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら求めていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場の軍民共用と全国の実態についてお答えいたします。

米軍専用施設のうち、空港法附則第２条第１項に定める共用空港となっているのは、三沢と岩国の２飛行場となっております。嘉手納飛行場については、常駐機に加え外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えており、県としては、日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。同飛行場の軍民共用については、県において検討したことはなく、また、国等において議論されたとは聞いておりません。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、嘉手納飛行場の撤去についてお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍Ｆ16戦闘機の昨年１月、６月及び10月の配備に続き、Ｆ22戦闘機がことし１月にも配備されております。また、去る９月22日、沖縄の東方約100マイルの海上に墜落したＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機も外来機であり、このような状況は、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県は、米軍及び日米両政府に対しこれまで強く要請しております。

県としては、これ以上地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘

り強く働きかけていきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄県の最低賃金についての中の、来年度県議会へ提案する方針の概要についてにお答えします。
公契約条例は、公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金等、適正な労働条件を確保するために必要と考えております。公契約条例の制定については、条例のあり方等に関する検討を行うため、学識経験者、労働団体及び事業者団体による検討委員会を設置し、調査及び検討を進めていくこととしております。
現在、条例制定自治体の検討状況等の情報収集、調査を行っており、次年度の制定を予定しております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　第６回世界のウチナーンチュ大会についての御質問の中の、県民に向けてのＰＲ活動についてお答えいたします。
大会のＰＲ活動としましては、まず、昨年10月にマスコットキャラクター、テーマソングを公募して決定し、那覇大綱挽まつりのメーン会場で発表した後、大会ホームページでの紹介、実行委員会構成団体や市町村等へのポスター、チラシやＣＤ配布等を行いました。また、タクシー協会の協力を得て、タクシーへの大会ステッカー掲示を行うほか、沖縄自動車道料金所出入り口や主会場である沖縄セルラースタジアム那覇周辺でのぼり旗の掲示等を行いました。ことし３月からは北中城村、西原町等６市町村の大型ショッピング施設や祭り会場で舞台ステージやブース等を設置してＰＲイベントを実施し、これらの取り組みは、テレビや新聞等のニュースで報じられたほか、雑誌等でも記事掲載されております。今月26日からの大会に向けて広く県民に周知し参加を呼びかけるため、先月の９月26日から大会直前まで、テレビ・ラジオのスポットＣＭ放送、特別番組の制作放映、新聞の広告掲載、路線バス、モノレールの車内広告掲示、フリーペーパーの記事掲載等により広報活動を積極的に行ってまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
〔公安委員会委員　天方　徹君登壇〕
○公安委員会委員（天方　徹君）　瑞慶覧議員の御質問の中で、公安委員会による警察の管理と政治的中立性についてのものがございましたが、本日は公安委員長が所用のため不在でありますことから、かわりに私のほうで公安委員会として御質問にお答えをいたします。
公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性の確保を目的として設置されており、沖縄県公安委員会としてもその趣旨を十分に理解し、これまでも適正に県警察を管理しているものと認識しております。
まず、今回の援助要求に関しましては、県警察から北部訓練場をめぐる警備情勢等について事前説明を受けるとともに、公安委員会において、北部訓練場周辺における各種抗議活動等に的確に対応するために警備の必要性、規模等を検討したところ、必要があるものと認め、関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求を行ったものでございます。工事を進めている国の政治的な立場に賛同してだとか、工事を進めるために警備をしているというものでは決してなく、純粋に違法状態に対処すべく警察職務を行っているものと理解しております。
したがいまして、今回の援助要求につきましては、特定の主義主張に基づくものではなく、純粋な警察活動の必要性からなされたものでありまして、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保しているものと承知しております。
次に、北部訓練場の工事に伴う警備に関しましては、公安委員会定例会等において、県警察から必要な説明を求めるとともに、公安委員相互で必要な整備体制の規模、警備の基本的なあり方等について議論し、場合によっては一度の議論では結論が出ず、県警察に再度検討を求めた上で次の会議で公安委員会において議論し、その上で判断するなどをしてまいりました。そして県警察に対しては、警察の責務に照らし関係者の安全面及び政治的意思表明の自由であるとか、報道の自由というものに最大限配慮した上で適切な措置を講じていくことや、公安委員会定例会において警備の状況等について随時説明をすることなど、必要な意見を述べるなどしてきたところであり、公安委員会による管理が適切に行われているものと認識しております。実際に毎週の定例会においては、警備部長により高江の件に関しては、現場における例えば検挙の事案があればその事案について、移動の事実があればその移動の様子、あるいは報道されるような特異事案があればその件について、動画や静止画を用いて報告を受け、あるいは警告をきちんとしているかであるとか、移動の必要性はあったのか等について確認をさせていただいております。

したがいまして、高江での警察活動が明らかに政治的な偏りを生じているという御指摘は正しくないものと認識しています。

次に、今回の援助要求に関する全てのシナリオは警察庁が決定しているのではないかとの御質問に答弁いたします。

まず、県警察は従来より政府の指示を受けて職務執行を行うものではなく、警察の責務に照らした上で県警察独自の判断によって必要な警察活動を行っているものと承知しております。今回の援助要求に関しましては、各公安委員が本年７月５日から６日にかけて県警察の担当者である警備部長等から事前に説明を受ける中で検討するとともに、７月11日から12日にかけて再度警備部長等から個別に説明を受けた後、各公安委員からの質疑、指示等を経て、沖縄県公安委員会の総意として決裁をしたものでありまして、全てのシナリオを警察庁が決定しているとの御指摘は当たらないものと考えております。なお、公安委員会による決裁に先立って警察法第60条第２項に基づき、事務方である県警察職員が公安委員会を補佐する立場から、警察庁担当者との間で必要な連絡・調整を行っておりますところ、警察庁はこうした連絡を踏まえて関係都府県との間で事務的調整を行ったにすぎないものと承知しております。

次に、警察職員の援助要求についてこれを撤回すべきであるという御質問について答弁をいたします。

北部訓練場周辺では、連日抗議参加者が道路上に車両を違法に放置し、そのすき間に座り込むなどして道路を封鎖する行為や工事車両等への飛び出し、立ち塞がり行為等の危険かつ違法な抗議行動が行われております。また、北部訓練場内に違法に立ち入り、危険な対応で抗議をする方も多数おられます。こうした状況の中、北部訓練場周辺における警備活動につきましては、採石場からのゲートまでの40キロに及ぶ道のりの中で、採石場ゲート等複数箇所で抗議活動が別個に行われておりまして、それぞれの箇所に一定の部隊を常に配置する必要があること、県道70号線が住民の方にとって代替性のない通行用道路であり円滑な通行を確保する必要があること、抗議参加者にやむを得ず移動していただく場合にも、１人に対して複数名の警察官で丁寧かつ慎重に対応する必要があること、日中の警備に加えて夜間の抗議活動に対応するためにも常時警察官の配置が必要であること、そして、沖縄県警察の人員体制では量的な面で十分な対応ができないほか、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があること等から、公安委員会といたしましても、他県部隊の応援を求める必要があると判断したところであります。

なお、他県から派遣された部隊に関しましては、本県への派遣に当たり、警備第二課のほうにおいて、本県における歴史的な経緯、基地をめぐる状況、北部訓練場周辺の地理的環境等について必要な教養が行われているほか、関係者の安全確保等のために丁寧かつ慎重に対応すること、常に沈着冷静な対応を行うことなどの指導も行われていると承知しております。

したがいまして、御指摘の県外部隊の応援要請を撤回して県外部隊を退去させるべきであるという点、そのことは適切ではないというふうに考えております。沖縄県警察においても決してマンパワーが余っているというわけではなく、さまざまな合理化を常に行って何とか回しているという状況があり、そのため、高江での警備が始まる前でさえ、尖閣諸島の警備であるとか、重要防護施設の警備に関しては、県外の部隊に応援を依頼して対応してまいった状況でありますので、今高江から県外部隊が仮に撤退するということになれば、現在他の業務についている沖縄県警の警察官を高江に回さざるを得ないことにより、県内の警察力に深刻な空白が生じることは明らかでありまして、公安委員会としてはそういう事態は避けなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

台風18号が猛威を振るっています。被害を受けた皆さん、そして避難のために心労されている皆さんに心からお見舞いを申し上げまして一般質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について。

辺野古新基地建設問題について伺います。

辺野古違法確認訴訟の判決が出た。司法の役割を放棄して安倍政権に屈服した不当判決に怒りをもって抗議する。翁長知事は、法の番人としての役割を期待したが、政府の追認機関となったことに大変失望した。辺野古新基地をつくらせない信念で頑張ると述べ、県民の結束を訴え、最高裁に上告した。県民は知事を支えて決して新基地はつくらせません。辺野古埋立承認

の撤回について、知事の見解を伺います。

2014年８月、前知事が岩礁破砕申請を許可したが、現状はどうなっているか。期限後の新たな許可申請に対する対応を伺います。

名護市が沖縄戦の体験者の証言をまとめた市史を発行した。キャンプ・シュワブ内の住民収容所や今帰仁村の墓地も図示されている。埋葬された肉親を追悼したいと基地内調査を求める県民がいる。県は今帰仁村墓地一帯を調査すべきではないか。基地内調査について伺います。

辺野古埋め立ては、10トントラック310万台の土砂を投入する計画である。絶滅の危機に瀕しているジュゴンなどは保護されるか、生物多様性の大浦湾は守れるのか見解を問う。そのうち県外から280万台の土砂を搬入するが、搬出予定地域で発見された外来種はどのようなものがあるか。アルゼンチンアリが辺野古に侵入したらどのような被害が想定されるのか伺う。事前に環境影響評価を求めるべきではないか。県外から土砂を運び入れないことが完全な侵入防止策ではないか。国際自然保護連合が日本政府に勧告した内容について。

東村高江のオスプレイパッド建設問題について。

稲田防衛大臣の命令によって、自衛隊ヘリを出動させ重機や物資搬入に使用しているが、自衛隊法や防衛省設置法に根拠のない、防衛大臣が法の上に立つ法治主義を踏みにじるものだと考えるが、知事の見解を問う。

９月15日に国立公園に指定され、世界自然遺産登録を目指すヤンバル地域は米軍北部訓練場に隣接している。世界自然遺産登録を目指す県の見解について。

日米環境基準（ＪＥＧＳ）は、ヤンバルクイナやノグチゲラを保護対象にしているというが、高江にオスプレイパッドが建設されて訓練場が強化されたら保護できなくなるのではないか。

ヤンバルの森に幾つのダムがあり、県民や観光客の何万人分の水がめとなっているか。宜野座村での米軍機事故で、どのような被害が起こったのか。

教育行政について。

就学援助の拡充に向けた市町村の取り組みを伺う。

就学援助金が数カ月まとめて後払い支給されて困っているとの声があるが、実態と改善策を伺う。

教師の多忙化解消の切実な願いに応え、子供たちに寄り添う教育を実現するために、超過勤務の実態を把握し改善する取り組みはどうなっているか。部活などに外部指導者を配置すべきと考えるが対策を伺う。

子供医療費の自動償還払いの市町村での実施状況を伺う。また、手持ち金がなくて医者にかかれない現状を改善するために、貸付制度を実施する市があるが、県はいつ現物給付を行うのか。九州での現物給付の実施状況を伺う。

市町村の子供の貧困調査の状況を伺う。県は乳幼児期の保護者、高校生などに対象を拡大して貧困調査の追加を行う必要があるのではないか。追加調査の時期と内容を伺います。

学童保育の拡充について。

大規模学童の実態と待機児童数。公設計画に対する実績。教育委員会との調整を県が援助して公設化を急ぐべきではないか。

貧困対策で保育料の軽減を行う市町村数、対象となる児童数について。

障害児受け入れについて、複数児童の受け入れに補助金の増額を求める声がある。増額を検討することについて。

保育行政について。

公立保育所の民営化が各地で問題になっているが、政府が児童福祉を改悪し、保育に対する公費負担を削減してきたのが根本原因ではないか。政府に保育所建設費、運営費などの公的支援の復活・拡充を要請することについて。

認可保育園を増設して、保育士の給料引き上げ、処遇改善を行い保育の量的、質的改善を行うべきである。建設費高騰が認可保育園建設に及ぼす影響、対応策を伺う。未利用の国有、県有地を活用することについて伺う。未利用県有地の状況はどうか。

がん対策推進協議会の第２次がん対策推進計画に対する中間評価案の協議が行われ、がん治療費用の負担を理由に治療変更や治療中断が沖縄県は全国を上回ると報道された。実態と見解及び対策を問う。

労働者不足、労務費の高騰などで県立八重山病院建設事業にどのような影響が出ているか。離島増嵩費として、一般会計からの補助や繰り入れを行う必要があるが、病院事業局長と総務部長の見解を伺う。医療機器の購入費も離島・北部地域の振興予算を活用すべきと考えるがどうか。

浦添市道勢理客内間線と勢理客線の交差道路、シーサー通りの信号機設置について、地元住民や自治会長から要請を行い、去る６月議会でも質問したが、進捗と設置時期について伺う。

浦添市内間の渚マンションＡ棟は、廊下が崩落し危険な状態で放置されている。これまでの対策を伺う。住民の安全確保のために、空家等対策の推進に関する特別措置法の特定空家条項を適用して、早急な対策を

検討すべきではないか。

浦添市勢理客の崩落地域の急傾斜崩落危険区域指定と安全対策について、進捗と対策工事の時期について伺う。

我が党の代表質問に関連して。

検問について公安委員会に質問します。

機動隊が道路を封鎖して検問をしたが、違法ではないか。自動車検問の適法について判断した昭和55年９月22日の最高裁判所の判決内容を問う。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　西銘純恵議員の知事の政治姿勢についての御質問の中で、国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）の勧告についてお答えいたします。

今回のＩＵＣＮ勧告は、島嶼生態系における外来種の侵入経路管理の強化を日米両政府に求めることや、辺野古新基地建設に必要な埋立資材の搬入に際し、外来種の混入防止対策の徹底を日本政府に求めることなどがその内容となっております。

県としては、本県の生物多様性を保全するためには、外来種による生態系の攪乱を防止することが非常に重要であると考えており、今回の勧告が採択されたことは、喜ばしいことと考えております。また、辺野古新基地建設については、政府において、ＩＵＣＮのたび重なる勧告を真摯に受けとめ、現行移設計画を変更していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、承認撤回に対する見解についてお答えいたします。

撤回は、承認以後に生じた事由に基づき、承認の効力を失わせる処分であります。現在、不作為の違法確認訴訟について上告及び上告受理の申し立てを行い、最高裁判所での審理を求めていることから、撤回につきましては、その判決の結果等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、自衛隊ヘリによる資機材の運搬についてお答えいたします。

県は、去る９月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について、沖縄防衛局と意見交換を行いました。自衛隊ヘリによる資機材の運搬について、沖縄防衛局は、「ヘリ着陸帯移設工事は、防衛省設置法第４条第１項第19号に規定される事務である米軍への施設区域の提供等として行っているものであり、この移設工事に対し、陸上自衛隊等の部隊に必要な協力を行わせたもの」と説明しておりますが、県は、同項は防衛省の所掌事務を規定するものであり、自衛隊ヘリを利用する根拠としては理解しがたい旨、伝えたところであります。

次に、宜野座村の米軍機事故被害についてお答えいたします。

平成25年８月に発生したＨＨ60ヘリコプターのキャンプ・ハンセン内への墜落事故では、乗員１名が死亡し、３名が重軽傷を負い、火災により約１万平方メートルが焼失しました。県は、平成25年８月、墜落現場近くの大川ダムの水質調査及び周辺の土壌分析を行っておりますが、事故発生から７カ月が経過した平成26年３月に、初めて墜落現場への立ち入りが認められ、墜落現場の土壌分析を行っております。

また、宜野座村は、大川ダムについて、水質の安全性が確認できないとして、事故発生当日から翌年の平成26年８月13日までの約１年間、取水を中止しております。

村によると、その間、漢那ダムから取水するポンプの稼働や水質検査等に係る費用が約650万円発生したとのことです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、平成26年８月に許可した岩礁破砕等許可の現状及び新たな許可申請への対応についてお答えいたします。

平成26年８月28日に許可した岩礁破砕等許可については、許可期限が平成29年３月31日までとなっておりますが、現在、工事が中止されており、岩礁破砕行為は行われていないと認識しております。

新たな許可申請への対応についても、これまで沖縄防衛局から申請や相談等はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、キャンプ・シュワブ内の収容所埋葬地の調査についてお答えします。

キャンプ・シュワブ区域内の収容所埋葬地の調査につきましては、平成28年６月24日に米軍立ち会いのもと、証言者を伴い、厚生労働省、沖縄県、沖縄県戦没者遺骨収集情報センター及び防衛省職員が、名護市

教育委員会の調査によって大浦崎収容所の埋葬地であるとされた地点及びその周辺に立ち入り、目視調査を行いました。今回の調査では、名護市資料で埋葬地とされる地点及びその周辺には、道路が敷設されるとともに米軍の建物が建てられており、埋葬地の痕跡は確認できませんでした。

県としましては、今後、確度の高い新たな資料や証言が得られた場合には、厚生労働省に対して資料提供を行い、再度立入調査について調整をしていきたいと考えております。

続きまして、市町村の子供の貧困調査についての御質問の中の、市町村の調査及び県の追加調査の時期と内容についてお答えします。

平成28年度に子供の貧困に関する調査を実施する市町村は、浦添市、本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、大宜味村、北中城村の９市町村となっており、また平成29年度には、沖縄市、宜野湾市、宮古島市、今帰仁村の４市村が調査を予定しております。

また、沖縄県における子どもの貧困実態調査としては、昨年度公表した沖縄子ども調査の詳細分析と、子供のライフステージに応じた新たな調査を実施することとしております。今後の実施スケジュールとしましては、年内に追加調査を終了し、今年度中に調査結果を取りまとめることとしております。

県としましては、子供が置かれた実態を調査することは重要と考えておりますので、今後とも、対象者を拡大することについて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、学童保育の拡充についての御質問の中の、大規模放課後児童クラブの実態と登録できない児童数についてお答えします。

放課後児童クラブについては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、利用する児童の数は、おおむね40人以下の支援単位とされ、大規模クラブについては、仕切り等で区切ることで、複数の支援単位での運営が可能となっております。平成28年５月１日現在、一つの支援単位で利用者が40人を超えるクラブは、372クラブ中156クラブとなっており、クラブに登録できない児童は577人となっております。

県としましては、支援単位における児童数の適正化及び登録できない児童の解消に向け、市町村に対して施設改修や運営費等を支援しているところであります。

次に、公的施設を活用した放課後児童クラブについてお答えします。

公的施設を活用した放課後児童クラブの設置については、沖縄振興特別推進交付金を活用した施設整備事業により、これまでに９施設が完成しております。小学校等の公的施設を活用したクラブの設置に当たっては、学校側の理解が得られにくいことなどが課題となっております。

県におきましては、コーディネーターを配置し、学校や市町村教育委員会の理解が得られるよう取り組んでおり、引き続き市町村の福祉関係課と連携し、公的施設への移行促進に努めてまいります。

次に、子供の貧困対策による保育料の軽減についてお答えします。

県におきましては、市町村がひとり親世帯等に対する放課後児童クラブの利用料の軽減を新規または拡充して実施する場合に、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を財源とした交付金の交付を予定しております。

今議会の補正予算案として、新規に利用者負担軽減を行う９市町村、対象児童数約500人分の1167万1000円を計上したところであります。

次に、障害児受け入れに対する補助金の増額についてお答えします。

放課後児童クラブにおける障害児受け入れの加算については、平成27年度から障害児５人以上の受け入れを行う場合に、追加の放課後児童支援員１名の配置が可能となるよう補助が拡充されたところです。

県におきましては、クラブから受け入れ人数に応じた補助となるよう要望もあることから、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて国へ補助制度の見直しを要望しているところであります。

続きまして、保育行政についての御質問の中の、公立保育所への公的支援についてお答えします。

公立保育所に係る施設整備費及び運営費につきましては、三位一体改革による税源移譲にあわせて、国庫補助金等が一般財源化されております。また、保育所の施設整備費等に係る国庫補助金相当分については、地方交付税措置されております。

公立保育所への公的支援につきましては、実施主体である市町村の意向を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、保育士の処遇改善についてお答えします。

県においては、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業に加え、新たに保育士約1000人を対象としたベースアップの支援事業等を実施することで、処遇改善の取り組みを強化してまいります。

次に、建設費高騰が認可保育園建設に及ぼす影響等

についてお答えします。

認可保育所につきましては、今年度約8200人分の保育の受け皿整備を予定しております。一部の市町村においては、保育所等の整備において入札不調が生じておりますが、設計の見直し等により事業の執行がなされているところです。

国庫補助事業の補助単価については、毎年度増額の見直しが行われておりますが、執行が困難な事業につきましては、待機児童解消支援交付金による事業者への上乗せ補助が可能であると考えており、当該交付金を活用した事業実施を提案してまいりたいと考えております。

次に、未利用県有地等の活用条項についてお答えします。

国有地を活用した保育所の整備につきましては、平成26年度以降38カ所に係る未利用地の情報提供がなされ、今年度は３カ所で整備が予定されております。県有施設内における保育所につきましては、現在４市の県営団地内において４施設が設置されているところであります。

県有地の活用につきましては、４市に対し６カ所の未利用地の情報提供を行っておりますが、立地や土地の形状等で条件が合わず活用には至っておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、辺野古の埋め立てに係るジュゴンなどの保護及び大浦湾の保全についてお答えします。

辺野古崎を含む大浦湾については、県の自然環境の保全に関する指針においてランクⅠ及びⅡと評価しており、新種が相次いで発見されるなど、生物多様性が極めて高い海域であると認識しております。

事業者は、環境影響評価において、ジュゴン監視・警戒システムの構築や海草類の移植等の必要な環境保全措置を講じるとしておりますが、ジュゴンについては、実態が不明な点が多いことから、県としましては、今年度より沖縄島周辺海域においてジュゴンの生息状況調査等を実施しております。その調査結果等を踏まえ、ジュゴン保護対策を含めた大浦湾の保全のあり方を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、辺野古の埋め立てに係る外来生物による影響等についてお答えします。

埋立土砂等の搬出予定地域で定着している主な外来生物のうち、土砂等に混入して本県に侵入するおそれのあるものは、アルゼンチンアリやセアカゴケグモのほか、貝類、ナメクジ類、植物等20種が考えられます。アルゼンチンアリによる被害については、国内外で在来のアリ類をほぼ駆逐した事例が報告されており、県内へ侵入した場合は、生態系への深刻な影響が懸念されます。

事業者においては、環境影響評価の環境保全措置として、埋立土砂等の供給元での防除対策を行うなどの外来生物侵入防止対策を講じることとしていますが、本年９月のＩＵＣＮ勧告では、島嶼生態系における外来生物の侵入経路管理の強化や、辺野古新基地建設に必要な埋立資材の搬入に際し、外来生物の混入防止対策の徹底が日本政府に求められております。

県としましては、政府において、ＩＵＣＮの勧告を踏まえ、県外からの土砂を搬入する場合は、公有水面埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づき、厳正に対処するよう求めていく考えであります。

続きまして、やんばる国立公園の世界自然遺産登録についてお答えします。

やんばる国立公園に隣接する北部訓練場は、自然公園法による公園指定が困難なことから公園区域には含まれておりません。

北部訓練場のヘリパッド建設に当たっては、さまざまな御意見があるものと承知しておりますが、今回の国立公園指定については、長期にわたる地権者及び利害関係者との調整や、早期の実現を求める地元３村からの強い要望を踏まえ、国において指定されたところであります。

今後、北部訓練場が返還された場合、国による国立公園化などを踏まえた上で、世界自然遺産登録の候補地になり得るものと考えております。

続きまして、日本環境管理基準によるヤンバルクイナなどの保護についてお答えします。

日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）は、米国防省により定められた日本国内の米軍施設における環境遵守規準であり、日本に所在する全ての施設における米軍の活動に適用されるものであります。ＪＥＧＳにおいては、米軍施設・区域内のヤンバルクイナなどの絶滅危惧種や天然記念物及びそれらの生息地を保護し向上させるための措置をとることなどが求められております。しかしながら、ＪＥＧＳにおいては、米軍航空機の運用について、適用が除外されており、これらの義務を負わないこととなっております。

このようなことから、県としましては、希少な動物の中には音に対して敏感な生物種もいることから、公園区域内でオスプレイ等米軍航空機の飛行に伴う航空

機騒音等の影響について調査を実施しており、その調査結果が自然環境への影響が生じるおそれがあると判断された場合は、国や在沖米軍に対して、影響を回避するよう要請を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　町田　優君登壇〕

○企業局長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、本島北部のダムによる給水人口等についてお答えします。

名護市以北には７つのダムがあり、その中で最大の水源である福地ダムほか４ダムからの取水量は、平成27年度実績で沖縄県企業局全取水量の約55％を占めています。

平成27年度の沖縄県企業局の給水人口は約125万人、年間入域観光客は約794万人ですので、仮に当該数値に先ほどの割合、55％を乗ずると、県民の約68万人分、年間入域観光客の約436万人分に相当します。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問の中で、就学援助の拡充の取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにしていくため、市町村教育委員会に対し、他市町村の取り組み状況の情報提供や意見交換を通して、就学援助の適切な実施をお願いしているところであります。

なお、現在、27の市町村におきまして、県子どもの貧困対策推進交付金を活用し、就学援助の拡充等に向けた取り組みが行われております。具体例を申し上げますと、浦添市や石垣市等における準要保護者に係る認定基準の緩和、名護市や久米島町等における援助単価の引き上げなどであります。

次に、就学援助の後払い支給についての御質問にお答えいたします。

県内市町村の就学援助の支給開始時期につきましては、６月から支給している市町村が１団体、７月からが８団体などとなっており、他の市町村は８月以降からの支給となっております。支給開始時期につきましては、それぞれの市町村における申請書類の受け付け開始時期や要件の確認に要する日数等、さまざまな要因により異なっている状況にあります。

県教育委員会としましては、就学援助は可能な限り早い時期に実施することが望ましいと考えており、この支給開始時期に関する課題や対応等について市町村と意見交換を行い、制度の効果的な実施を促してまいりたいと考えております。

次に、教師の超過勤務の実態等についての御質問にお答えいたします。

各学校において、管理職による校内巡視や、各職員から申告される出退勤時刻記録簿の内容により超過勤務者を把握しております。

県教育委員会では、沖縄県教職員業務改善推進委員会を平成27年度に設置し、さまざまな角度から教職員の業務改善に向けた検討を行い、各学校に業務改善に関する提言を行ったところであります。また、今年度からは、各教育事務所において地区教職員業務改善推進会議を開催し、市町村教育委員会との連携体制を構築し、学校における業務改善の推進に取り組んでいるところであります。

運動部活動に対する外部指導者の配置につきましては、運動部活動外部指導者活用事業を平成９年度から実施し、今年度までに延べ611名の外部指導者を中・高等学校へ派遣しております。なお、各学校においても独自に外部指導者を委嘱し、競技専門の教師がいない部活動に配置・活用するなど、教職員の負担軽減に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　では、まず子供医療費についての御質問、市町村における自動償還払いの実施状況及び現物給付についての御質問にお答えします。

自動償還払い方式につきましては、平成25年11月から順次導入し、38市町村で実施されております。九州各県における給付方法につきましては、平成28年４月時点において、現物給付方式を採用している団体が４団体、現物給付及び償還払い方式を採用している団体が２団体、自動償還払い方式を採用している団体が１団体となっております。現物給付につきましては、国は、国保の減額調整について見直しを含め検討しており、年末までに結論を得るとしております。

県としましては、国が国保の減額調整を廃止した場合には、市町村及び小児救急医療機関の意向を確認しながら、平成30年度に導入できるよう調整を進めていきたいと考えております。

次に、がん治療についての御質問、経済的負担によ

るがんの治療変更等についての御質問にお答えします。

県では、第２次沖縄県がん対策推進計画の中間評価について沖縄県がん対策推進協議会で協議を行っているところであります。厚生労働省研究班の調査によりますと、経済的な理由で治療の変更や断念をした患者の割合は、沖縄県が4.0％と、全国平均の2.7％に比較して、1.3ポイント高くなっております。これは、がん検診及び精密検査受診率が低く、がん発見時に、がんが進行している場合が多く、複数の治療を併用することで治療費が高くなっていることがその要因ではないかと推測しております。

県としましては、がんの早期発見・早期治療が患者の経済的負担の軽減にもつながることになると考えており、そのためにも、がん検診や精密検査の受診率を向上させる取り組みに力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　県立八重山病院建設事業についての御質問の中で、新県立八重山病院整備事業の予算についてお答えいたします。８の(1)と８の(3)は関連しますので一括してお答えします。

新県立八重山病院整備事業は、離島での工事となるため、八重山地域内での労働者の確保が困難な状況にあり、工事費が増加しております。

このため、当該費用の確保に向けて、引き続き関係機関と調整を行ってまいります。また、医療機器の購入費用については、国庫補助金や基金等を活用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　県立八重山病院建設事業についての御質問の中で、一般会計からの繰り出しについてお答えをいたします。

一般会計から病院事業会計への繰出金は、病院事業の独立採算の原則を踏まえつつ、必要不可欠な医療サービスを確保するとの観点から、地方公営企業法に基づき支出しております。病院の建設費用については、病院事業債を発行した場合に、国の基準に基づき、地方交付税措置のある繰出金を一般会計から支出しております。また、病院建設費用以外にも、沖縄県は離島支援措置として、離島の病院の人件費における特地・準特地勤務手当、医師手当及び単身赴任手当等の増加分について、一般会計から基準外の繰出金を支出しております。

新八重山病院建設に係る費用につきましては、国庫補助制度や地方交付税措置等を活用しつつ、一般会計から繰出金を支出することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　まず、浦添市道の信号機設置の進捗と設置時期についてお答えいたします。

浦添市勢理客内間線と勢理客線の交差道路への信号機設置の進捗状況につきましては、交差点に近接するバス停の位置、信号機の視認性を確保するために、樹木の伐採など解決すべき課題について、道路管理者と調整を図っているところでございます。同交差点については、交通量が多く朝の渋滞が発生している箇所であり、通学路であることも認識していることから、これらの課題の解決を進めながら、年度内の信号機設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、北部訓練場周辺における検問等についてお答えいたします。

御質問の昭和55年９月22日、最高裁判所判例につきましては、これは、宮崎県で酒気帯び運転で検挙された方が、車両の停止を求めるいわゆる一斉交通検問をすることは、法的根拠がなく、市民のプライバシーを……

○西銘　純恵さん　公安委員会に。

○警察本部長（池田克史君）　これは判例のことでもあり、公安委員会の管理とか特別派遣のことではないので、まず私から判例について、あと警察の検問についてのことでありますので、私からまずお答えをさせていただきたいと思います。

途中でございましたが、法的根拠はなく、市民のプライバシーを侵害し、憲法第13条に違反すると主張したことに対し、最高裁判所は、警察法第２条第１項が「交通の取締」を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるとし、自動車の運転者は、公道において自動車を利用する当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取り締まりに協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観

上の不審な点の有無にかかわりなく短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきであると判示し、警察法第２条第１項に定める警察の責務に、交通の取り締まりがあることを根拠として、任意手段によること、交通の取り締まりという警察の責務の範囲内で、かつ合理性、必要性のある場所で行うことを要件に、一斉交通検問の適法性を認めたものであります。

議員の御質問の検問については、何月何日のことなのか不明なところもございまして、それぞれの状況について個別にお答えすることは困難ではございますが、北部訓練場周辺において、県警察が行った検問につきましては、飲酒運転取り締まりに関する――今申し上げた判例と全てにおいて合致するものではないとはいえ、当判例の意義は検問の根拠を警察法第２条としたことであると考えております。現実にこの36年前の最高裁判例の前も後も現在さまざまな対応の検問が全国各地で行われているわけでございます。北部訓練場周辺では、抗議参加者による県道70号線における低速走行、車両の前への飛び出し、立ち塞がり、寝そべり、潜り込み、道幅いっぱいに車両を放置し、そのすき間に座り込むなどして、道路を封鎖して、一般交通の不能が常態化するなど、場合によっては威力業務妨害罪や往来妨害罪、道路交通法違反など、法令違反に当たる危険かつ違法な抗議行動がさまざまな形態で行われております。

そのため、県警察では、現場が刻一刻と変化する中で、各状況に基づき、現場における混乱及び交通の危険の防止などのため、運転者に任意に一時停止を求め、情報提供や注意喚起を行うなど状況に応じて各種法令に基づき必要な措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　浦添市内間の渚マンションについての御質問の中の、これまでの対策等についての御質問にお答えいたします。

平成21年９月の浦添市内間の分譲マンション外廊下崩落を受けて、特定行政庁である浦添市は、建築物占有者に対し建築基準法第10条に基づく使用中止を勧告しております。また浦添市は、同分譲マンションの区分所有者に対して、建築物を適正に維持管理するよう行政指導を行うとともに、所有者間の話し合いの場を設けるなどの取り組みを行っているとのことであります。

一方、平成27年２月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村長が特定空き家等と認めた建物について、当該市町村長は所有者等に対し除却、修繕などの必要な措置をとるよう指導等を行うことができます。

県としては、浦添市が実施する措置内容に応じて、同法に基づく必要な情報提供や技術的な助言等を行っていきたいと考えております。

次に、浦添市勢理客の崩落地域の急傾斜崩落危険区域指定と安全対策についての御質問の中の、安全対策の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

平成26年５月の豪雨により崩落した浦添市勢理客の急傾斜地については、平成28年２月、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、現在、実施設計を行っているところであります。

対策工事については、複数の工区に分けて順次発注し、平成29年度中に完了する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵さんの再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘純恵さんの再質問を行います。

西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　再質問を行う前に、先ほど午前中、私、代表質問との関連で判例を聞いたのは、公安委員に対して聞きました。でも、池田本部長が答弁をされました。公安委員会へ質問したのに県警本部長が答えたというのは、私は大問題だと思っています。公安委員の天方委員がとりわけうちの代表質問に答えたのは、公安委員会は警察の民主的運営と政治的中立を図るためにあると、そういう答えをされた。だから、今の県警のやり方に対して判例に沿ってどうなのかと私は聞きました。そして、さらに判例に対する質問をしたのに、それを越えて全く関係ない答弁を長々とされました。本当に質問権に対する、私は重大問題があると思っています。抗議をしたいと思います。

それで、こちらから最初に質問をしますけれども、先ほどの判例、昭和55年９月22日の判例というのは、判決要旨がこうなっています。警察官が交通違反

の多発地点等において交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して外観上の不審な点の有無にかかわりなく、短時分の停止を求めて、運転者などに対し質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り適法である、これが要旨です。そしてもう一つ、警察法２条１項も本部長は言われました。これが、交通の安全及び警察秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り一般的に許容されるものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも、同条２項及び警察官職務執行法１条などの趣旨に鑑み明らかであるということで、この高江での検問については、この最高裁の判例でこれは県民の自由を奪っているということで、任意によっていないということで、これは問題があるということでやっています。それを答えてもらいたかったのに、県警本部長が関係ないような検問と別のことを言ったということはとんでもないと、私、思っております。抗議をして再質問を行います。

最初に、知事に伺います。

辺野古訴訟で県は上告をしました。知事の決意を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　西銘純恵議員にお答えをいたします。

福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の承認申請を認めないで、十分な審理を行わないまま国の主張を一方的に採用いたしまして、軍事や環境などに踏み込んだ判断をしております。

県としましては、その判決は到底受け入れられるものではございませんので、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えていきたいと、このように決意をいたしております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　続けて、４番の貧困調査についてですけれども、パートで２つ、３つの仕事をかけ持ちしても生活が苦しい世帯もいると。高校生が家計を助けるためにアルバイトをしている、高校を退学する生徒が多いと。高校生や10代の若者が生きづらさにあえいで、夢も希望もありません。このような日本の国の政治のありようを厳しく指摘をして再質問します。

県が追加調査を行うということですが、愛知県も行っています。どのような調査を行いましたか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

愛知県のほうで子供調査をするというふうに伺っております。内容は、沖縄県の調査と類似ということで、小学校１年生の保護者、それと小学校５年生の児童と保護者、それと中学校２年生の生徒と保護者ということで、手法等については、沖縄県の子供調査を参考に実施したいというふうに聞いています。詳細について、まだ私ども把握をしていないところですが、サンプル数は各学年とも約10％を予定しているというふうに聞いています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　貧困追加調査を行って、また対策もそれに合わせてやっていただきたいと思います。

これ、知事にも見せましたけれども（資料を掲示）このキャンプ・シュワブ内の住民収容所、そして今帰仁村の墓地があると、先ほど証人がいれば基地の中の調査も行っていくと言われました。部長言いましたけれども、この発掘調査は既にこの間の立ち入り以降も２人証人が出ています。ここに関係があると、遺族がいると、遺骨が眠っているんじゃないかと。それで、今帰仁村の墓地があったというのと、本部町や伊江村も収容所がありますから、私は、この墓地の一帯発掘ということで、遺骨を発掘するということで立ち入りを求めるべきじゃないかと思いますが、ぜひ要望しておきたいと思います。

次、質問はいろいろあるんですが、時間がないので、これ。（資料を掲示）　これは、今テレビなどでも全国放送で、危険な崩落のマンションが報道されております。これは2009年、７年前に崩落して、ここです、これが2009年の写真、そして縦長がこの間写した写真で、７年間全く手つかずで放置されている。これが先ほども答弁ありましたけれども、浦添市がこれまで行ってきた対策というのは、７年間のうちでこれが著しく危険だと言いながら、この使用を禁止するという勧告まで出しています。でも、手つかずのまま今日まで来た。きのうも台風でどうなるのかとみんな心配されたわけです。ぜひ、この問題について先ほど部長答弁しました。新しい特措法ができました。それに基づいて沖縄県が技術的な援助ができる、そして財政的なものも国や都道府県ができるということになっていますので、早急にこの対策をＡ棟について、とり

あえず危険なまま放置されているのをどうにか措置をとっていただきたいと思いますが、答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

議員御指摘の空家対策の推進に対する特別措置法、いわゆる空き家対策措置法なんですが、これは自治体による総合的かつ計画的な空き家等対策を推進するために成立して、法律で略式代執行であったり、あるいは税務情報等の活用ということができるようになっております。この中で、あわせて空き家再生等推進事業ということで、除却工事等についても助成ができるという状況にはなっておりますが、原則これは建物の所有者が事業主体となるというような制度でございますので、今浦添市のほうは、所有者側の意思を確認しているというふうに聞いていますので、その辺我々のほうとしても浦添市と引き続き意見交換をしながら、このような事業の活用についてもアドバイス等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　ここは、既に空き家になってもう五、六年たっています。入居者もいない、昭和48年築で老朽化している。ですから、新しいこの空き家対策法で代執行も含めてできるというそこら辺まで踏み込んで検討しないといけないんじゃないかと思っています。ぜひ、そこも検討いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

建築基準法においても除却の命令等の措置はございますし、今回のこの空家対策特措法においても行政代執行という手続は確保されてはおりますけれども、いずれにしてもこれは市のほうがどういう判断をするのかというのが重要になりますので、引き続き市のほうとは意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　市が建築指導の関係でやってきたけれども、７年間全く手つかずのまま置いてきたというのが問題なんです。ですから、ぜひ県が援助する立場で早急に住民の皆さん、周りはとても不安なんです、危険なんです。その危険を著しく危険なところを放置したままにしないという立場で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、外来種の侵入防止についてですが、先ほど辺野古の移設もこのＩＵＣＮのほうからも勧告を受けているので、移設工事はもうやめたほうがいいという副知事の答弁もありましたけれども、国際自然保護連合の第６回世界自然保護会議が日本政府に対して、沖縄本島の外来生物対策を求める勧告を採択した、答弁にもありました。

１つは、土砂が沖縄に運ばれる前に混入する外来種を発見する方法を確立しなさいと勧告しています。防衛局や政府は、土砂の搬出元での発見方法を確立していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　環境保全措置の中で、外来種の発見方法等につきましては、専門家の意見も踏まえて対処していくというふうな環境保全の措置だったというふうに記憶しています。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　明らかに、発見することが今できますということは言っていないということですよね。

もう一つの勧告が、外来種が見つかった場合は、素早く根絶する体制を構築するようにと、沖縄の周辺地域に拡散しないようにということも勧告されていますけれども、政府は外来種の根絶体制を確立していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　根絶する方法、駆逐の方法等につきましても、まだ十分確立されてはいないというふうな認識でございますけれども、その中でもまだはっきり決まっていませんし、専門家のヒアリングをしてそれで対応していくというふうな環境保全措置だというふうになっております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　ＣとＤ、あと３と４の勧告内容はほぼ一緒なんですが、第三者的な立場の専門家と生物多様性保全活動に関するステークホルダー利害関係人を招いて、辺野古新基地建設地と周辺の外来種の早期発見と継続したモニタリングを行いなさいとか、具体的に勧告要請をしているんですけれども、政府がそもそも防衛省がそういうことをやっている気配もない。沖縄県が第三者の専門家による委員会をつくることも検討したほうがいいのではないかと提案しますけれど

も、ＩＵＣＮのピエール・ジェノベーシ侵入種専門家グループの議長がこう言っています。いろいろ沖縄県に対して頑張っていることに対して、アドバイスをしているようですが、世界中の専門家とこの皆さんは幅広いネットワークを持っていると。土砂投入の問題を扱うための助言ができるとか言っているわけです。ですから、沖縄県がこの辺野古の埋め立てでそもそも土砂を投入するということが辺野古の海を守ることはできない、だから移設計画をやめさせるというのが、副知事の答弁のとおりではあるんですけれども、環境問題でもやっぱりそういう皆さんの力をかりて、この専門家による委員会、検討するということも含めて取り組んだらいかがかと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県では、昨年度制定しました公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づきまして、専門的な知識の専門家委員を６名委嘱しております。その中では、昆虫類の専門家、生態学の専門家、委嘱しておりますけれども、今回、ＩＵＣＮから県にそういう勧告もございます、提案もございますので、より多い専門家の意見を聴取するというのは重要なことだというように考えておりますので、提案のことにつきましては、貴重な御意見として、今後参考にしていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　辺野古訴訟で上告審も決意を持って頑張ると知事おっしゃっていますが、さまざまな行政手続も含めて、沖縄県民も決してこの辺野古に基地はつくらせないという立場で知事を支えております。ぜひ、あらゆる手段を使って辺野古基地を阻止するということで、ともに頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合、狩俣信子です。

一般質問を行います。

台風18号の被害も大変気になっておりまして、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

それとあと一つ、きのうノーベル賞を日本人がいただいたということで大変喜んでいます。ノーベル医学・生理学賞、大隅先生ということでありまして、沖縄からノーベル賞をもらうのはいつかなと思っておりますが、100年後くらいになるんでしょうか。わかりませんが、とにかく非常にいいニュースだったなと思って聞きました。

さて、質問に入ります。

１番、高江ヘリパッド工事について。

工事現場の立ち木の伐採状況について、県としての確認はどうなっていますか、お伺いします。

それから(2)、高江の工事現場における県警機動隊の過剰警備に批判の声が上がっています。公安委員会が他県の警察機動隊を依頼したようですが、その結果多くの負傷者が出ています。現場にいる反対運動の皆さんも他県からの機動隊は手荒いと言っています。地上戦の体験や戦後71年に及ぶ米軍基地から派生するさまざまな事件・事故を体験してきた沖縄県民は、戦争に結びつくこれ以上の基地の負担を受け入れることはできません。この切実な県民の思いを他県からの機動隊の皆さんは理解できないのではないでしょうか。87歳の島袋文子さんが顔をゆがめている新聞写真は見るにたえません。これ以上けが人をふやさないためにも早急に派遣を断るべきです。県と公安委員会の見解を求めます。

(3)、これまで高江ヘリパッド建設反対で出たけが人と救急搬送された人は何人ですか。逮捕者は何名ですか。逮捕の理由は何ですか。

(4)、公安委員会として他県の警察機動隊を依頼したようですが、その結果多くの負傷者が出ています。辺野古新基地反対のときを見てもわかるように当然予測できたことだと思います。公安委員の皆さんはその依頼文書に持ち回りで印鑑を押したと言われていますが事実ですか。

(5)番、高江の視察に行ったとき、突然福岡県警を名乗る男性から車の前にストップの旗を出され車をとめられました。免許証の提示を求められ半分強制的に免許証を提示させられました。福岡県警の行為は許されるのでしょうか。また、前に車を出そうとしたら前方は混雑していて危険ですのでここから引き返してくださいと言われました。そのまま前に行きますと言って前進しましたが、前方は混雑しておらず、危険でもありませんでした。このような警察の行為の根拠を示してください。

２番、県立八重山新病院について伺います。

２回も入札が流れた上、離島であるために働き手が探せないというジレンマに陥っていて建築費が大分高騰しているとのことです。これを全て八重山病院に負担させるとなるとスタートから多額の借金を抱えることになり、厳しい経営になろうかと心配しています。最南端の県立病院として県民の命を守るためにしっかりした支えが必要と思いますが、県の対応について伺

います。

３、ひきこもりについて。

厚生労働省の発表ではひきこもりが54万人余とのことです。県内の実態調査が必要だと思いますがいかがですか。国は39歳までの調査のようですが、ひきこもりの人は高齢化しており、沖縄では全部を入れての調査が必要です。

(2)番、10月３日に南風原にひきこもり支援センターが開設されるとのこと、保護者の皆さんは喜んでいました。それとあわせて本人たちが行ける居場所と支援員がぜひ必要と切望していました。社会に出ていけない子、自信喪失の子、人の顔が見られない子等々、状況は一人一人違います。親だけでは対応が難しいため、ひきこもり連絡協議会を県として立ち上げてもらいたいとのことでした。県としての取り組みを伺います。

(3)、ひきこもりの背景に精神的疾患や発達障害があるのではないかという考えが出ています。それだけに早目の診断や取り組みが必要だと思いますが県としての対応を伺います。

４、教育関連について。

教職員採用試験の一次試験免除について臨時任用での経験が「平成21年４月から平成28年３月までの間に通算60月以上有している事」としていますが、男性はそれでいいかもしれませんが、女性については配慮が必要ではないですか。この５カ年の間で妊娠して４から５カ月不足したその人は一次試験が免除されません。

５、児童虐待について。

児童虐待がふえているようです。心配です。県内の実態はどうですか。

６、街路樹について伺います。

街路樹の選定はどのように行われていますか。先日県民から沖縄の気候風土に合ったものを選定してほしいとの声がありました。

予算はどのようになっていますか。

以上、再質問は質問席から行います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　狩俣信子議員の御質問にお答えをいたします。

県立八重山新病院についてに関する御質問の中の、新病院に対する県の対応についてお答えいたします。

県立八重山病院は、八重山圏域における中核的な医療機関として、救急医療を初め幅広い医療の提供において重要な役割を果たしております。病院事業を含む公営企業の経営は、独立採算が原則とされておりますが、その性質上、経営に伴う収入をもって充てることが困難であると認められる経費等については、一般会計において負担するものとされております。

沖縄県としましては、公営企業の経費負担の原則に基づき、一般会計からの繰り出しを適切に行うなど、新病院の経営をしっかりと支えてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　高江ヘリパッド工事についての御質問の中の、立ち木の伐採状況についてお答えします。

県では、去る９月27日に立入調査を実施し、工事の状況を確認しております。Ｎ１地区については、着陸帯・無障害物帯予定地での樹木の伐採はほぼ終了し、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書に記載された土砂流出防止柵、防風柵の設置工事が行われていました。Ｈ地区では、着陸帯・無障害物帯予定地の樹木の伐採を確認しております。Ｇ地区では、進入路延長1320メートルのうち着陸帯予定地に向け約880メートルの区間における樹木の伐採を確認しております。着陸帯・無障害物帯はまだ着手していないとのことでした。工事用道路については、延長1.5キロメートルのうち約840メートルの区間における樹木の伐採を確認しております。

今後とも、現場に立入調査を実施し把握に努めたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　高江ヘリパッド工事についての御質問の中の、県外からの機動隊派遣についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。

県としては、警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　天方　徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方　徹君）　高江ヘリパッド工事に関し、他県の機動隊は撤退させるべきとの御質問に関しお答えをいたします。

まず、過剰警備ではないかという御指摘につきましてですが、北部訓練場周辺では今も連日抗議として、車両を違法に放置するなどの活動が続いております。こうした状況の中、まず、警備の範囲が広範であるなどの警察官の一定人数の確保の必要性があること、そして沖縄県警の人員体制では対応できない事情があることなどから、公安委員会といたしましては、他県の部隊の応援を求める必要があると判断したところであります。

仮に、他県の部隊が高江から撤退してしまうということになれば、沖縄県警の警察官を高江に派遣せざるを得ず、そうすると沖縄県各地・各署における警察力の空白が生じてしまうことから撤退させるという判断はできないところであります。

次に、抗議参加者にけが人が出ているという御指摘でありますけれども、公安委員会といたしましては、これまで警察官の警備活動における不当な行為により、抗議参加者にけが人が出たとの事案は把握していないところであります。また、ほぼ毎回、定例会において警備においては、くれぐれも関係者の安全に配慮するようにという話を常々しておるところでございます。

加えて、県外の機動隊による扱いが手荒いという御指摘についてでありますが、これまで公安委員会に対し、県外の機動隊が県内の警察官よりも手荒い扱いをするということを示す具体的な報告というものはなされていないところであります。

そのため、公安委員会としては、他県の部隊は手荒いという、そういう風評があることは聞いたことはありますけれども、それが客観的な事実に裏づけられているということを認識はしていないところであります。ただ、仮に今後県外の部隊が不当に手荒い扱いをしているという事実が確認された場合には、当然適切に振る舞うように指導監督すべきということは、県警に伝えなければいけませんし、もちろん不当な行為によりけがをしていらっしゃる方が出るということがもしあれば、当然、その点についても厳しく指導しなければいけないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　大変失礼いたしました。１点回答していない御質問がございました。

高江ヘリパッド工事に関する質問の中で、援助要求に関する決裁状況についてお答えをいたします。

まず、北部訓練場の工事をめぐっては、沖縄県公安委員会から他の公安委員会に対し、これまで８回の援助要求をしておりますが、持ち回りで決裁を行ったのは７月12日の一度でございます。

初回に、持ち回り決裁を行った理由につきましては、当時７月５日から６日にかけてでありますけれども、県議会の開会中で、公安委員会定例会を開催できなかったこと、７月22日に工事が開始される前に適切な警備体制を整える必要があったことから物理的な合議体制を構築できない中で行ったものであります。

ただし、それぞれ公安委員が警備部長から２度にわたって説明を受けた際に、各公安委員が質疑をした上で検討し、県警察に対して具体的な指摘を行うとともに、各公安委員が警備部長からの他の公安委員の反応や指摘事項等の伝達を受け、これを共有するなど、委員相互の意思確認がなされていることから、実質的な合議はなされているものと認識をしております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　御質問の中で、まずは抗議活動に係る救急搬送者数と逮捕者数などについてお答えをいたします。

北部訓練場周辺において、県警察として確認できたけがや体調不良を訴えた方につきましては、７月11日以降では14人を把握しており、このうち救急車で搬送された方については11人となっております。その他警察官２人が交通人身事故に遭って救急車で搬送されております。

県警察では、現場においてけがや体調不良を訴えた方を把握した場合には、その都度、安全な場所に移動させた上で救急車を要請するなどの必要な措置を講じているほか、取り扱い警察官などからの状況確認も行っております。その中で、これまで警察官がけがをさせたということは、把握をしておりません。

14人の中で、体調不良者は６人、けが人は８人との概略的な内容は把握しておりますが、中には現場から搬送されたのではなく、後日みずから病院に行かれたり、また、警察官の事情聴取に応じないなど、詳細について把握できていない方もおり、14人全ての方の内容を詳細にお答えすることは困難であります。

逮捕者につきましては、22日以降５名となっており、公務執行妨害罪で３名、往来妨害罪で２名を逮捕しているところであります。

次に、警備措置についてお答えいたします。

県警察では、警察法２条に規定する警察の責務に照らし警備措置を行っているところでございますが、北部訓練場周辺においては、従来お答えしているとおりですけれども、抗議参加者がさまざまな抗議の内容で抗議をしていらっしゃいます。車両の放置や座り込みなどであり、一般交通が不能となる状況が常態化しておりました。そのため、危険かつ違法な状態の解消を図るとともに、解消されるまでの間において、任意の協力のもと、県道70号線を通過する運転者に対し、検問などにより交通の危険について情報提供や注意喚起を行うなど、必要な措置を講じていたものであります。その根拠につきましては、先ほど西銘議員に答弁したとおりでございます。

狩俣議員のおっしゃった事案につきましては、日時が判然としないことから詳細な状況は確認できませんが、狩俣議員が北部訓練場に行かれた際も、先ほど申し上げたような状況があったものと考えられるところであります。

ただ、現場においては、さまざまな形態の危険かつ違法な抗議行動が繰り返し行われ、これに応じて警察官が各種法令に基づき所要の措置を講じていることから、その状況は刻一刻と変化しており、必ずしも検問でお話をした際にお伝えした状況ではない場合もあり得るところではあります。

繰り返しとなりますが、県警察は抗議の状況を踏まえて、現場における混乱、危険の防止のため、各種法令に基づき必要な警備活動を行っているところで、警察の責務を達成するための業務を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、ひきこもりについての御質問の中の、ひきこもりの実態調査についてお答えします。

平成26年度に保健所及び総合精神保健福祉センターへ寄せられた、ひきこもりを主訴とする相談は331件で、増加傾向にございます。ひきこもりへの対策を検討するためには、実態を把握する必要があると考えておりますが、精度の高い結果を得るためには、サンプリングの規模、設問内容、集計結果の分析方法など、調査の方法を確立する必要があると考えており、そのため関係者や有識者からの意見を聴取するなど、研究を行っていきたいと考えております。

次に、ひきこもりに関する県の取り組みについてお答えします。

県は、平成28年10月に、ひきこもり状態にある者及びその家族等を支援することを目的に、総合精神保健福祉センター内にひきこもり専門支援センターを開設したところでございます。当該センターには、相談支援専門員３名を配置し、電話、来所による相談及び自宅訪問による支援を行うこととしております。また、当該センター、保健所、関係市町村及び地域の支援団体等が情報の共有や調整、連絡を行うための組織として、地域連絡協議会を設置することも考えており、ひきこもり状態にある者の居場所づくりについても、同協議会においてその必要性などについて議論していきたいと考えております。

次に、精神疾患を要因とするひきこもりに対する県の取り組みについてお答えします。

ひきこもりの背景に精神的疾患や発達障害があるのではないかという考え方があることにつきましては、県としても認識しているところでございます。このため、平成28年10月に総合精神保健福祉センター内に、ひきこもりの状態にある者を支援することを目的として、ひきこもり専門支援センターを開設したろころでございます。なお、当該センターへの相談で精神疾患が背景にないケースにつきましては、他の適切な機関を紹介するなど、関係機関と連携した対応を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育関連についての御質問で、教員採用一次試験の一部免除についてお答えいたします。

沖縄県公立学校教員候補者選考試験の改革検討委員会の提言を受け、実践的指導力にすぐれた人材の確保に向けて、平成27年度より臨時的任用教員等の経験が一定以上ある者を対象に、特別な選考を実施しているところであります。男女問わず、さまざまな理由により任用が途切れることを想定し、対象となる期間を直近７カ年とし、そのうち通算60月（５カ年）以上の臨時的任用教員等の経験を要件に、一次試験の一部を免除しています。

県教育委員会としましては、引き続きよりすぐれた資質能力を備えた人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　児童虐待についての御質問の中の、児童虐待の実態についてお答えします。

平成27年度に本県の児童相談所で処理した虐待相談件数は687件で、前年度に比べ209件増加し、過去最多となっております。件数が増加した主な要因としては、子供の前で配偶者らに暴力を振るう面前ＤＶに係る警察からの通告が増加していることが挙げられます。児童虐待への対応については、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが重要であると考えております。

県としましては、引き続き相談支援体制のさらなる充実と関係機関の連携強化を進めるとともに、県民への広報・啓発活動等により、児童虐待の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　街路樹についての御質問の中の、街路樹の選定方法についての御質問にお答えいたします。

県管理道路の植栽については、沖縄の亜熱帯特有の自然や歴史的特性を背景に、緑化による沖縄らしい道路景観を創出することを目的に、学識経験者７人を含む計23人の委員会・幹事会により策定された沖縄県道路緑化基本計画に基づき整備してきました。街路樹については、同基本計画に基づき、周辺環境や求められる緑化機能を考慮して、複数の樹種を選定し、関係市町村や地域住民の意見等も踏まえて決定しております。

同じく街路樹の予算についての御質問にお答えいたします。

県管理道路における枯死した街路樹の植えかえなどにかかる予算は、平成25年度約620万円、平成26年度約980万円、平成27年度約880万円となっております。また、街路樹の植栽にかかる予算は、平成25年度約6000万円、平成26年度約7500万円、平成27年度約5200万円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　それでは、まずヘリパッド工事についてから伺います。

公安委員の天方さんでしたよね、手荒い扱いは聞いてない、適切にやれと言っていると。そして、もし何かあったときは当然厳しく指導しなければいけないというふうに言っておりますけれども、私が島袋文子さんのけがについてお聞きしたんです。８月22日、彼女は車椅子で行ったわけです。その車椅子を引きずり込んで、その囲い込みに入れようとしたんだと思うんですが、そのときに彼女はけがをしています。けがをして、本人はもうああいう中で、自分がどこをけがしたかもなかなか気がつかない。隣の人が血が出ていますよということで、その場でけがをしていることがわかったんですが、そしてその後病院に行ったら５針縫っています、５針。ああいう87歳の高齢者、しかも車椅子、それを皆さんは、この県警の皆さんは、有無を言わさず引きずり込んだんです。

これについて、どうなんですか。何も聞いてないというふうなことでお答えするんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　８月22日の島袋文子さんがおけがをされたという事案については、そのものは公安委員会の議題等で報告されて、我々が適否であるとか、瑕疵の有無ということを判断、検討したという事実はございません。

ただ、報告が来ていないという事実から推しはかって考えれば、違法な――もちろん御高齢であって車椅子でいらっしゃるということなので、特に注意深い扱いが必要であるというのは、一般論としてはそのとおりかと思いますけれども、警察のほうで島袋さんに御移動いただいたこと自体は、違法行為を認識して、必要性があると判断して実施したものであるというふうに認識をしております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　天方さんは、その場にいたわけじゃないからわからないんです。その場にいた人たちの話、非常に、車椅子なのに無理やりに押し込んだんです。そういうやり方で、あなたはさっき、適切にやれということは言うんだと。そうしなければ厳しく指導しなければいけないとおっしゃいました。やっぱりそういうことが起こっているわけです、現に。そういうことが起こっているのに対して、やっぱり皆さんは、公安委員としても県警に注意をするとか、こういう手荒なことはやるんじゃないとか、再度注意が必要じゃないですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　議員のおっしゃる趣旨はよく理解できるところではあるんですけれども、議員がおっしゃるような無理やりという対応が具体的に実際どのようなものであったのかというのは、今我々が確認する手段がないわけであります。例えば、中立な誰かが撮ったビデオがあって、そのビデオを見る限り明らかに必要以上に有形力を行使して、例えばけがをされているということがあれば、その事実をもとに我々としては、適切に指導をしなければいけないという認識を先ほど述べたまでであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　現に、けがをしているんです。５針も縫っているわけです。何もないところでそういうけがをするはずがありません。しかも、車椅子を引きずり込まれたときに、そのけがをしているわけですから、それを引きずったのは誰かというと、県警なんです。そういう中で、やはりこういう高齢者、車椅子、そういう人に対する配慮というのが当然必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　公安委員に関しては、今おっしゃったみたいに細かい話は、この件に関して報告をしておりませんので、私からこのときの状況について報告を受けている限りにおいて、お答えしたいと思います。

これは、議員がおっしゃったとおり８月22日のことでございます。

午前８時ぐらいから同じように70号線にたくさんの方が座り込んでおられまして、その中に、議員がおっしゃるその島袋文子さんもおられたわけであります。それで、道いっぱいに広がっていたところから、警察として再三の警告を行った上で移動したわけですけれども、その後、移動が終わった後の10時前に島袋さんが右手の小指を約１センチ切っているというような申し出がありまして、それは抗議参加者からございました。あそこは携帯が通じませんので、警察に対して無線で救急車を呼んでほしいという要請がございまして、警察が救急車を要請したところであります。

それで、その状況なんですけれども、推定されますのは、島袋さんが車椅子に座ったまま、バスだと思うんですけれども、そこにしがみついておられたと。それについて説得を行いつつ移動を促した過程でけがをされたのだと思います。そこはもうけがをされたことは確実でございます。ただ、その状況については、誰が執行に当たったのかなどについて経緯は確認できず、現時点では詳細は把握できていないというのが現実でございます。

もし、仮にこの警察官からされたということがあれば、ぜひとも被害届なり、告訴していただければこちらは真摯に対応いたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　その件については、向こうの反対をしている皆さんにも伝えておきます。告訴しなさいということをね、わかりました。

次行きます。

私が高江へ行ったときに、先ほど西銘さんにも判例で出ていましたよね、強制力を伴わないやり方でやる、無制限に行われるべきではないという話も聞きました。その中で、私が実際車で行ったときに、片側は通行どめ、片側しかあいていない。その中で行ったんです。そうしたら、目の前にぱっと赤いストップを出されました。それ以上、私進むわけにはいかなくて、ストップ出されて、何ですかと言ったら、免許証見せてくださいときたんです、免許証。嫌だと。何で免許証を見せなくちゃいけない。私たち何も悪いことしてないよと、３名乗っていましたから。何も悪いことしてないと、交通違反もしていないと。何で免許証ですかと。それでもなおかつ、いやいや免許証出してくださいと、余りにも強引なものですから、免許証見せました。免許証をとって見たんです。あなたたちはどこの警察かと聞いたら、福岡だと言いました。福岡、名前も言わない、私たちには免許証を出せと言いながら、名前も言わない。そういうやり方でくるわけです。それでもなおかつ私たちをストップかけようとする。だから、私たちは前のほうに行きますと言ったら、その言い方が前は混雑しています、危険です、だからここから戻ってくださいと言われたんです。そんなことを福岡県警の皆さんが私たちに言う根拠はどこにあるんですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　今の御質問に関して幾つかの論点があると思うんですけれども、１つは、一番最後からいいますと、福岡県警の人間がそのようなことをする根拠といいますのは、特別派遣を受けております福岡県警の警察官は、沖縄県警本部長の指揮のもと行動するのでありますから、沖縄において活動する根拠はございます。

そして、検問についてですけれども、これも繰り返しになって恐縮ですが、そのときの状況についてわかりませんので何とも言えないのですけれども、それぞ

れの状況がございます。例えば、これまた繰り返しになって恐縮ですけれども、70号線におけるさまざまな妨害行為がある場合、そうではなくて、妨害行為はないけれども渋滞しているような場合、さまざまな状況があって、何月何日ということはわからないので何とも言えないんですけれども、その場において検問を任意においてしたのだと思います。

あと、免許の提示については、これは任意と申しましても、当然それは今までの判例の法理で確定しておりますのは、ある程度の説得というものは当然任意の中に含まれますので、その中でやったものだと承知しておりますが、いずれにしましても個々の状況はわかりません。

あと、免許証の提示につきましては、例えば抗議参加者の中には無免許で運転していらっしゃる方も多々いらっしゃることは事実であります。あとはそれぞれについて……

○狩俣　信子さん　そんなの聞いてないわよ、私は。

県警本部長、そんなの聞いてない。

○警察本部長（池田克史君）　状況を把握したのだと。

免許の提示について御質問があったからお答えしているもので、以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　私が言いたいのは、県警であろうが何であろうが、交通違反も何もしていない、ただ本当に道を片一方封鎖して、前に行こうというのをストップしているわけです。しかも、言い方が前方は混雑しています、危険です、引き返してください。何にもなかったんです。危険も何もなかったんです。混雑もしていなかったんです。そういう中で、それを言えるのかということを聞いているんです、私は。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　繰り返しになりますが、これはもうまさにある程度水かけ論になってしまうのですが、そのときの状況について、私議員がまさに正しいことをおっしゃっているとは思います。ただ、そのときの状況がわかりませんので、ひとつ推定されるのは、その検問なり免許の提示をお願いしたときに、前段階の状況があって混雑していたのかもしれませんし、それをこの場で何月何日こうであったからと申されてもなかなか難しいところでありますが、検問の根拠は全般的にあったと承知しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　そのときの状況もわからないで、県警本部長は言うんですか。私たちが行ったときに、本当に混雑も何もしていない。そんなに５分や10分でそこは混雑がなくなるんですか。本当に混雑もしていないんです。危険でも何でもないんです。そういうのに私たちにそういううその情報を流して、ストップさせようという、そこが問題なんです。（「うそじゃないよ」と呼ぶ者あり）　私はあんたに聞いてないよ、黙っておきなさい。

それでは、県警本部長がそこまで言うんだったら、実際は見てないんですよね。見てなくても、今のような答え。私は言っておきます。混雑もしていないし、危険でもなかった。そういうことです。

それでは、次に行きます。次に行きます。（発言する者あり）

続けます。

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○狩俣　信子さん　次に、ひきこもりについて行きます。（発言する者あり）

あなたが言ったからって……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　それでは、次、ひきこもりについて行きます。ひきこもりの親の会に行ってお話をいたしました。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛にお願いします。

○狩俣　信子さん　大変厳しい状況です。子供が大学まで行って、国立大学に行ったけれども、２年ぐらいからちょっとひきこもったと。それ以来20年余りになるんですが、実際にもう家の中にひきこもって、なかなか親とも顔を合わせないと、そういう個々のいろんな事例があるわけです。親が寝静まってから、１階におりてきて食事をするとかそういう状況があります。人によっては、外には出られるけれども、そのときも安定剤を飲んでいないと外に出られない子。人と顔を合わすこともできない子、いろいろあるんです。そういうのがありまして、ひきこもりのお子さんを抱えている皆さんの状況というのは非常に厳しいものがあります。

今回、南風原のほうにひきこもり支援センターができたというのは非常によかったと。相談できる場所がまず１カ所できたということだけでもよかったという話をしておりまして、その後やはり実態調査をしてほしい、ひきこもりの実態。沖縄県で何名ぐらいいるの

かという、恐らく五、六千人はいるだろうという話をしていましたので、その実態調査をしてほしいということと、それから国の場合は39歳までしかやらないそうです、それは。でも沖縄県の場合も高齢化しているので、39歳以上の子も含めてやってほしい。この親の皆さんは自分が死んだ後、この子がどうなるのか非常に心配しています。そういう意味で、やはりひきこもりの支援センターを立ち上げていただいて、そこでいろんな連絡をしながら、ぜひ、前向きにこの子たちがやっていけるようにしてもらいたいということでございました。

そういうことで、いま先ほどはひきこもり連絡協議会というのは立ち上げるということだったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現時点でいつ立ち上げるということは明言できませんけれども、そういう情報の共有とか意見の交換、親御さんの会たちも入ってそういうことができるようなものは、将来的には立ち上げていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　何か一刻も猶予ができないような感じなものですから、できるだけ早目に親の会とも話をして、その支援会をぜひ協議会を立ち上げていただきたいと思います。これ要望しておきます。

次に、教育長、７カ年を見込んでそのうち６カ年だからまあまあいいだろうとおっしゃいましたね、５カ年ですか――とおっしゃいました。でも、私の知っているそれを受けた子は、60月にたった２カ月足りないんです。それはなぜかというと出産しているんです、出産。その後、生まれた子が心臓疾患で１年半ぐらい手術をして見なくちゃいけなくなった。その間、２カ月が足りないために、今度一次試験免除じゃないわけです。そういうこともあるし、やはり女性というのは妊娠、出産があります。そういう中で、男性と同じように60月という見方ではなくて積極的な活用というんですか、アメリカでアファーマティブ・アクションとかよく言われますけれども、そういう形で配慮が必要じゃないかと思っているんです。これについて、今後御検討はどうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいま御質問の一次試験の一部免除ですけれども、臨時的任用の教員と一定期間経験した方につきましては、一般的な社会人としての知識でありますとか、教員として勤務する上での必要な最低限の知識が身についているという考えのもとで一部の試験の免除制度を導入しているところであります。これは、制度改革に関する検討委員会への提言等受けたものでございます。その免除に必要な期間を60月、５年間以上としましたのは、先生方の移動サイクルが原則５年であるということでありまして、一定の知識が身につくまでの期間がおおむね５年であるとの考え方から設定したところでございました。

そういうこともありまして、この60月、５年の実務経験を有しているということ自体が重要な要素であろうと考えておりまして、現在のところはその条件を満たすことが大切かなと、それに仮に満たなかった場合は、通常の筆記試験の中で教養、教職教養を受けていただいて、この試験の機会を確保していただければというところでございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　これ期限が21年からとなっているから、その前にもう彼女はやっているわけです、臨任は。21年からの計算で行くから58月になったわけです。その間、出産があったという。ここらあたりをやっぱり女性も男性も同じように見ていくと、ちょっと今回のような事例がまた出てこないかなと気になります。教育長、もうちょっと真剣に討論してもらえませんか、考えてもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　申し上げたところなんですが、個別にその事情について特例を設けることになると、一次試験の免除の趣旨からしては、なかなか厳しいのかなと考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　いや、特例じゃなくて女性に対する配慮という形で考えてもらえませんかということなんです。教育長、これ後できょう時間もないから、議論は後で。

次に、知事にちょっと感謝いたします。先ほどの八重山病院の件なんですが、独立採算とはいえ、八重山病院は中核病院であると。非常にいろんな任務を担っているということで、諸経費を一般から繰り出していくなどしてしっかり支えるという御答弁を聞きましたので、私はこれでよかったかと思っています。

それから、最後になりますけれども、植栽について、街路樹についてです。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　今、知事、副知事にお見せしたんですが、これが街路樹の実態なんです。（資料を掲示）　実際、私は県民から、私が宜野湾に街頭演説行ったときにおりてきたのを待って、ちょっと相談がありますと言うから何かと思ったら、街路樹見てくださいと、これ沖縄に合いませんよと。こういう街路樹を沖縄県はどこで決めてやっているんですかという話なものですから、わかりました、一言聞いてみましょうという話になったんですが、実際に私が回ってみて、こういう街路樹の伐採の仕方とかいろいろあるものですから、やっぱりそこらあたりは植栽の方法を考えていただきたいということであります。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　ただいまのは要望でいいんですか。

○狩俣　信子さん　だってこれ……

○議長（新里米吉君）　答弁求めますか。

○狩俣　信子さん　答弁できるなら、お願いします。

○議長（新里米吉君）　最後の言葉がはっきりしなかったものですから。

○狩俣　信子さん　こういう植栽をやっているものですから、やっぱり検討すべきところは検討していただきたいということです。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　街路樹の選定につきましては、先ほどお答えしましたように、道路緑化計画に基づいてその地域の特性であったり、住民の方々の意見も踏まえて選定してきたところでございます。

今議員御提示のあった写真等につきましては、これは中にはデイゴ等も含まれまして、これはちょっと説明させていただきますが、数年に一度の頻度でヒメコバチ、デイゴヒメコバチ等の害虫が大量発生することから、有効な樹幹注入薬というのがまだ未開発という状況もあって、現状でとれる対策として、地域の方々の苦情等への対応も含めまして強剪定という手法も用いているところでございます。

今議員のほうからもお話のありますように、地域に応じた樹種の選定については、引き続き地域の方々と意見交換をしながら選んでいきたいというふうに考えております。

○狩俣　信子さん　ありがとうございました。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時43分休憩

午後４時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

先ほどの狩俣信子議員の、私たちにうその情報を流してとの発言を削除してほしいとの自民党会派からの要請がありましたが、議長としては、双方に解釈の違いはありましたが、議事録を削除するほどのものではないと判断いたしました。

○照屋　守之君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時18分休憩

午後４時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時22分休憩

午後４時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○渡久地　修君　台風被害に遭った皆さんに心からお見舞い申し上げます。

先ほどノーベル賞を沖縄からという話がありましたけれども、辺野古新基地建設をぜひとも食いとめて、ぜひ翁長県知事と沖縄県民の不屈の闘いがノーベル平和賞をもらえたらいいなと思いました。

それでは通告に従い質問します。

まず、辺野古違法確認訴訟について。

この判決は，沖縄の苦難の歴史と基地あるがゆえの苦しみに全く目を向けず、県民の民意を否定した不当判決ではないか。

辺野古新基地は絶対につくらせない、知事の決意を伺います。

また、辺野古新基地をつくらせないための知事権限について伺います。

さらに、辺野古新基地をつくらせないという名護市長の権限について伺います。

東村高江の着陸帯、オスプレイパッドの強行建設は、負担軽減と言いながら、実態は、耐用年数200年の辺野古新基地と連動したオスプレイパッドの建設、自衛隊との共同使用を目的とした水陸空一体の最強の訓練基地の建設ではないか。

オスプレイ配備撤回を掲げる県政として容認できないのではないか。

G地区は、ヤンバルの森で一番自然環境を保護しなければならない地区だと環境アセスで指摘されているのではないか。そこで、違法な伐採、工事が強行されているが中止させるべきではないか。

県警による違法な道路封鎖などの過剰警備、警察車両による違法な作業員運送、自衛隊法違反の自衛隊機の投入などの違法行為の連続について県知事の見解を伺います。

沖縄県公安委員会の役割などについて、以下、公安委員長に問います。

県公安委員会は選挙で示された県民の民意を尊重すべきと思うが見解を問うものです。

７月10日の参議院選挙で高江ヘリパッドと辺野古新基地建設反対を訴えた候補者が10万票差の大差で圧勝しましたが、その翌日の早朝に県警機動隊を動員して、県道封鎖して防衛局の工事強行を手助けしているが、これは民意を否定し、無視したものではないか。

沖縄への他府県からの機動隊の出動は、琉球処分時の軍隊の派遣、米軍占領下の銃剣とブルドーザーでの基地接収を想起させるもので、県民の感情を逆なでしています。県外機動隊は直ちに引き揚げさせるべきです。

沖縄県公安委員会は、県警本部の追認機関となっており形骸化していると県民から多くの批判が寄せられていることについて、認識を問うものです。

オスプレイ訓練による自然環境の攪乱について。

ハワイでは、オスプレイの訓練でコウモリや鳥獣及び文化財に影響があると指摘され、２カ所の飛行場での訓練が中止になったとのことですが、その詳細について伺います。

ハワイでは中止し、沖縄ではやりたい放題です。アメリカの二重基準について見解を伺います。

沖縄本島のコウモリは絶滅危惧種に指定されているのではありませんか。共産党県議団の調査で、オスプレイの訓練の激化によって、その周辺でコウモリが消えるなど、自然環境の攪乱が発生していることを明らかにし、県としての調査と対応を申し入れましたが見解を伺います。

高江では、判明しているだけでもノグチゲラのバードストライクが４羽発生していますが見解を伺います。

オスプレイの訓練による児童生徒や住民の健康被害への影響について、調査結果を伺います。

沖縄の戦後について。

米軍は、さきの大戦中に住民を収容所に囲い込んで勝手に住民の土地を取り上げ、その後も銃剣とブルドーザーで土地を取り上げ、現在の米軍基地を形成しています。今なお、0.6％の国土面積の沖縄に74％の米軍専用施設が集中させられ、その基地によって県民の命と財産、人権が脅かされています。戦争中に奪われた土地に米軍基地が居座っている限り、沖縄の戦後は終わっていないと思いますが、知事の見解を伺います。

沖縄振興予算について。

沖縄振興予算が内閣府一括計上方式によるため、その分多くもらっているという誤解をなくすための県の対応を伺います。同時に、政府として国民に説明する責任があると思いますが、知事として政府に要請すべきです。

地方自治法の改正で、国と地方が対等・協力関係になったというのであれば、今の予算編成のあり方も変わるべきであります。予算編成でもいまだに国が上位で地方自治体は下位にあるとのやり方、こういうのは改めるべきだと思います。全国知事会に提起すべきではないでしょうか。

商工労働部、農林水産部、教育委員会の連携によって、洗浄機に耐えられる学校給食用漆器が開発され、使用した子供たちも喜び、関係者の期待も高まっていますが、学校給食への本格的な導入について伺います。

我が党の代表質問との関連で、ハリアー墜落について質問します。

今回のハリアー墜落は、修理後のテスト飛行中だとの報道もありますが事実ですか。宮森小学校墜落事故と同様の事故原因ではなかったのか。宮森小学校の事故の原因と内容について伺います。

外来機の飛行禁止はもとより、修理とテスト飛行のための沖縄への飛来は厳格に禁止すべきではありませんか。事故原因が明らかになるまでは飛行中止すべきですが、2013年８月５日の米軍ヘリ墜落も、原因が究明されることなく同型機の飛行訓練の再開を日本政府として再開は理解できるとする文書を送付したことが明らかになっています。県民の命を軽視するもので断じて容認できません。厳重に抗議すべきです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄の戦後についてに関する御質問の中の、沖縄の戦後の認識についてお答えをいたします。

戦後、沖縄は、多くの困難な課題に直面しながらも、県民各位や関係者の不断の努力により、県民生活は着実に向上してきました。しかし、戦後71年を経た今もなお、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設の74.48％が集中し、米軍基地から派

生する多くの事件・事故、環境問題に苦しめられております。また、不発弾処理問題、戦没者の遺骨収集、所有者不明土地問題など、去る大戦に起因するさまざまな戦後処理の問題が残されております。そのような状況を踏まえると、沖縄県民にとっては、戦後は終わったとは言いがたいのではないかと思っております。

次に、沖縄振興予算についてに関する御質問の中の、一括計上方式による誤解についてお答えをいたします。

沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっており、他県にはない独自の仕組みから、県内外の方々に、沖縄県が優遇されているとの誤解を生じさせている面があると考えます。このため県は、国からの財政移転は沖縄が際立って多いわけではないことなどについて、県のホームページに掲載するとともに、全国知事会議や政府との協議の場等、機会あるごとに説明しているところであります。

県では、一括計上方式や沖縄振興の趣旨などについて、引き続き周知を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　辺野古違法確認訴訟についての御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決についてお答えいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、辺野古新基地はつくらせない決意についての御質問にお答えいたします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け、取り組んでまいります。

次に、辺野古新基地をつくらせないための知事権限についての御質問の中の、辺野古新基地建設に係る知事の権限についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあり、今後これらの法令等に基づき、あらゆる手法を検討していくこととしております。

次に、辺野古新基地をつくらせないという名護市長の権限についての御質問にお答えいたします。

名護市によると、辺野古新基地建設に関する名護市長の権限としては、名護市漁港管理条例や名護市法定外公共物管理条例に基づく手続等があると聞いております。

次に、東村高江の着陸帯、オスプレイパッドの強行建設についての御質問の中の、北部訓練場の自衛隊との共同使用等についてお答えいたします。

北部訓練場ヘリ着陸帯の移設と辺野古新基地建設と連動しているか、また、北部訓練場が自衛隊との共同使用を目的としているかについては、沖縄防衛局に照会しているところです。

次に、北部訓練場ヘリ着陸帯移設についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。オスプレイについては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、引き続き日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。ヘリ着陸帯移設工事に当たっては、県から沖縄防衛局に対し、機会あるごとに沖縄県や地域住民に十分な説明をするよう求めております。県は、去る９月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について沖縄防衛局と意見交換を行いました。

県としては、十分な説明もないまま強行に工事を推し進めようとする姿勢は、信頼関係を大きく損ねるも

のであり、到底容認できない旨伝えるとともに、工事用道路については、県担当職員による現地調査を終了するまでは、建設を中止すること、地域住民の日常生活に最大限配慮することなどを要請したところであります。

次に、県警や政府の一連の対応についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。

県としては、警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていただきたいと考えております。

次に、オスプレイ訓練による自然環境の攪乱について、オスプレイの訓練に係るアメリカの二重基準についてお答えいたします。

米軍は、オスプレイの配備に際し、環境レビューを実施しています。沖縄防衛局によると、環境レビューは地域住民や周辺環境への影響を分析するためのものであり、動植物及び生態系に係る調査等についても、米国政府の責任のもと、適切な手法により行われたものだと認識しているが、実際の運用計画とは異なるものと承知しているとのことであります。

県としては、県民の不安や環境への影響の懸念が依然として払拭されていないことから、建白書の精神に基づき、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、ＡＶ８Ｂハリアー墜落事故原因、宮森小学校戦闘機墜落事故の内容と原因及び外来機の飛行禁止についての御質問にお答えします。11の(1)と11の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

墜落事故を起こしたＡＶ８Ｂハリアーの飛行目的及び事故原因等については、現在、沖縄防衛局を通じて米軍に照会しているところです。昭和34年６月30日に当時の石川市宮森小学校に米軍戦闘機が墜落した事故においては、児童を含む17人が死亡、210人が負傷しております。米軍の資料によりますと、「事故機は、台湾で整備された。６月17日、試験飛行の準備は整っていたが、計器が異常を示したため、飛行を中止した。その後、修理し、正常であることが確認された。飛行停止になった不具合は全て修正され、概して正常である様に思われ、６月30日、台湾から帰還後初めての飛行が行われた。事故の第１原因は整備不良である。」というような内容が記載されています。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県は、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、墜落原因究明前の飛行訓練再開に係る文書についての御質問にお答えいたします。

原因究明がなされる前に飛行再開を容認したとする文書については、現在、沖縄防衛局に照会しているところです。いずれにしましても、事故の原因が明らかになされない中、飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり遺憾であります。

県としては、原因究明がなされるまでの間、同機種の飛行中止を行うべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　東村高江の着陸帯、オスプレイパッドの強行建設についての質問の中の、Ｇ地区の工事についてお答えします。

沖縄防衛局は、新たな移設候補地の選定に当たっては、自然環境の保全に関する指針の評価ランクⅠの区域は除外し、自然環境に影響の少ない11地区の中から合計４地区６カ所を事業実施区域として選定しています。Ｇ地区については、ヤンバル特有の野生生物種が比較的多く見られることに留意が必要としており、ヘリコプター着陸帯の規模・構造や進入路の経路等に配慮することを前提に１カ所選定が可能としています。

県においては、許認可等の権限はありませんが、沖縄防衛局から提出される事後調査報告書について適切に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の答申を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずるよう求めていくこととしております。

次に、オスプレイ訓練による自然環境の攪乱についての質問の中の、ハワイにおけるオスプレイの訓練中止についてお答えします。

ハワイ州へのオスプレイ配備計画については、海兵隊及び海軍省によって国家環境政策法に基づき、環境影響評価が実施されております。一連の手続の中では、絶滅が危惧されているコウモリのハワイアン・

ホーリーバット、鳥類のハワイアン・グースなどの鳥獣類及び文化財等について、オスプレイ配備に伴う影響が検討されております。その結果、ハワイ州でのオスプレイの運用は、環境影響評価手続で寄せられた関係機関や住民等からの意見を精査した後、主に文化財への下降気流の影響に配慮して、カラウパパ空港における訓練使用の取り消しと、ウポル空港の使用を制限して運用することで決定したものと理解しております。

次に、県に申し入れた調査への対応についてお答えします。

レッドデータおきなわによると、沖縄本島北部地域には５種類のコウモリ類が生息しており、このうち大型のオリイオオコウモリは準絶滅危惧種、それ以外の４種の小型コウモリ類は絶滅危惧ＩＡ類またはＩＢ類にランクづけされています。県は、コウモリ類の生息状況を把握するため、先月、東村や宜野座村の住民等６名に対し聞き取り調査を実施したところ、一部の住民からは、オスプレイが頻繁に訓練をするようになってから、オリイオオコウモリが木の実を食べに来なくなったとの話がありました。また、小型コウモリ類については、人目に触れる機会がなく、生態も含め不明な点が多いことから、県としましては、その生息場所などの確認調査を実施することとしております。

次に、ノグチゲラのバードストライクについてお答えします。

県が実施した東村教育委員会等への聞き取りによりますと、過去５年間の村内でのノグチゲラの窓ガラスへの衝突事故については、平成23年に１件、25年に１件、26年に３件報告されており、直近の４件が高江地区で発生したものであります。その後、同教育委員会において、衝突防止のための絵柄のシートを小学校の窓ガラスに張りつける対策が行われてからは、事故は発生していないとのことであり、衝突死の原因については不明であるとのことであります。

県としましては、関係機関との連携を密にし、バードストライクに関する情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、オスプレイ訓練に伴う住民への健康被害についてお答えします。

東村福祉保健課及び東村立診療所に聞き取りを行った結果、９月27日時点で、オスプレイの訓練に伴う住民への健康被害に関する情報や診療実績はないとのことです。

県としましては、航空機騒音による住民への影響の把握については重要なことであると考えており、引き続き高江周辺の航空機騒音レベルの推移を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　天方　徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方　徹君）　沖縄県公安委員会の役割についての御質問の中で、５の(3)及び５の(4)につきましては、選挙で示された民意を尊重すべきではないかとの内容であり、関連しますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、選挙というものは言うまでもなく、多様な政治的立場、バックグラウンドを有する複数の候補者あるいは政党の中から、市民が当該候補者らの特定の主義主張に賛成あるいは反対をする形で意思表示をし、当選者を決定する手続であります。したがいまして、警察が選挙で示された民意を尊重して警備をするしない、あるいは検挙をするしないということを判断すること自体、著しく政治性を帯びることでありまして、認められるものではないというふうに委員会としては考えております。

警察は、政治、時の民意といったものから離れ、市民の安全・安心と公の秩序を確保すべく、法令違反やあるいは今にも違反が犯されるような危険な事態に対しては淡々とその職責を果たす必要があるものと考えております。そして、このたび参議院選挙の翌日に県機動隊が活動したのは、決して国を手助けするというような目的で行ったものではなく、あくまで法令による秩序を回復する目的で行ったものと理解をしております。ですので、政治的な中立性を損なうものであったという指摘は当たらないというふうに理解しております。

次に、他都府県からの機動隊の出動は琉球処分時の軍隊の派遣、米軍占領下の銃剣とブルドーザーでの基地接収を想起させるものであるため、県外機動隊は直ちに引き揚げさせるべきではないかとの御質問についてお答えをいたします。

まず、県外の機動隊が琉球処分時の軍隊の派遣であるとか、銃剣とブルドーザーでの基地接収を想起させるという御指摘に関しましては、仮に沖縄県警の現在の活動が国と一体のものであって、ヘリパッドの建設工事を推進させる目的で行っているというのであれば理解できるところであります。沖縄県民が、県外、国外の実力部隊により時にその権利を奪われてきた歴史というものについては、警察のみならず全ての国民がひとしく正しく理解すべきものであると私も理解しているところでございます。ただ、このたびの高江にお

ける警備は、沖縄県警が政府の意思と離れて、政治的に中立な立場において実施をしているものでありまして、人員確保の点から必要に迫られて呼んだ県外の機動隊についても、沖縄県警の完全な指揮下において活動するものでありますので、議員御指摘の例とは質を異にするものではないかと理解しておるところでございます。

そして、北部訓練場周辺では、今も連日違法な態様で抗議がなされております。こうした状況の中、北部訓練場周辺における警備活動につきましては、警備対象地域が広範であるなどの理由から一定の人数が必要であること、そして、県警の人員体制では対応できないこと等から、公安委員会といたしましても、他県の部隊の応援を求める必要があると判断をしているところでございます。そのため、県外の機動隊の引き揚げは、県内、一般の治安維持の面からも適切ではないと考えております。

次に、沖縄県公安委員会は県警本部の追認機関となっており、形骸化していると県民からの批判が寄せられているがなぜだと認識しているかとの御質問についてお答えをいたします。

まず、公安委員会の活動が形骸化しているとの点については、そのような報道がなされている事実は把握をしておりますところ、かかる御指摘については、委員会の活動の実態を御理解いただければこれが誤解であることは理解いただけるものと考えております。

まず、北部訓練場の工事に伴う警備に関しましては、繰り返しですが、これまでに計８回の援助要求を行っておりまして、その過程において必要な議論を尽くしていると考えております。

援助要求の決裁がない場合でも、委員会の定例会においては、ほぼ毎回動画や静止画をもって高江における抗議、警備活動の実態について報告を求め、意見を交換している形で我々委員としても現場の様子を極力把握しようと努めているところでございます。その上で、県警察に対しては、安全に配慮するだとか、表現の自由に配慮するというような必要な指示を行って管理をしているところでございます。また、定例会におきましては当然ですけれども、北部訓練場の警備以外に関しても犯罪の抑止であるとか、少年非行の問題、飲酒運転の問題等々について、幅広く県警から説明を受け、我々のほうから、例えば防犯分野であれば、民間の知見を提供してこういう方法で防犯活動をやってみたらどうかと提案したりだとか、あるいはなかなか減らない飲酒運転の問題についても、現在の活動を聞いた上でこういう活動はどうかと提言をさせていただいたり、あるいは取り調べの可視化の問題であるということについては積極的に進めてもらいたいというような進言をさせていただくなどして、よりよい警察運営がなされるよう積極的に運営をしているところでございます。さらに、こういった定例会を通じた管理のほか、公安委員会の活動としては、例えば少年の育成に関して県の教育委員会と協議をしたり、警察署長会議に出席して意見を述べたり等々の昨年度の定例会以外の活動は計81回に及んでいるところでありまして……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○公安委員会委員（天方　徹君）　形骸化しているという御指摘は全くもって当たらないものと理解しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　オスプレイ訓練による自然環境の攪乱についての御質問の中で、児童生徒への影響についてお答えいたします。

県教育委員会が、東村教育委員会及び学校に児童生徒の出席状況について確認をしたところ、保護者の届け出による騒音等を理由とした欠席は６月においては１日欠席が２名、４日の欠席が３名となっております。７月においては９日の欠席が３名となっております。その後、８月29日の２学期開始以降は、騒音等による欠席はないと報告を受けております。

県教育委員会としましては、児童生徒の支援を第一に考え、スクールカウンセラーを派遣するなど、東村教育委員会と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　沖縄振興予算についての御質問の中の、国と地方の関係についてお答えいたします。

国と地方の関係につきましては、平成11年の地方分権一括法成立に伴い、それまでの上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変わり、以降、権限の移譲や規制の緩和が進められてきました。このことについて、全国知事会は政府に対し、事務・権限がふえ自由度は高まったものの、それを十分に活用するために見合った財源が配分されておらず、また、国と地方の役割分担に見合った税財源のあり方について十分な議論がなされていないため、地方の税財源を充実させ、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する

ことを求めるとの趣旨の提言を取りまとめております。

沖縄県としましても、同様の認識を持っており、地域の実情を踏まえた地方分権を一層推進していくため、全国知事会と連携し、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　学校給食用漆器の導入についてにお答えいたします。

県では、食器洗浄機等に耐え得る高耐久漆器の開発について、技術支援を行ってきたところであります。学校給食への導入に当たっては、さらなる製造コストの低減や県産材料の確保、製造事業者の量産体制の確立などが課題であると考えております。

県としましては、今年度中に製造事業者等に対するヒアリングを実施して課題等の整理を行い、次年度より関係部局と緊密に連携を図りながら、導入に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　どうも答弁ありがとうございました。

最初に、高江オスプレイパッドの着陸帯について質問します。

北部訓練場の一部返還で負担軽減になると盛んに宣伝されていますが、実態は基地の機能強化になっています。残された訓練場には、既に15カ所の着陸帯があると思いますが、公室長いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

平成19年の衆議院安全保障委員会におきまして、政府参考人は、北部訓練場にはヘリ着陸帯が22カ所あり、返還する部分に７カ所、残りの区域に15カ所ある旨の答弁をしております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　既に残るところに15カ所あるんです。そして、返還合意時に新たに新規の陸域、水域が設定されて提供されていますが、その場所と大きさについて教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

ＳＡＣＯの最終報告によると、北部訓練場の過半の返還を条件としてヘリ着陸帯移設のほか、土地約38ヘクタール、また水域約121ヘクタールを追加提供することとされております。場所のほうですが、この条件に基づきまして、平成10年12月に日米合同委員会において、現在整備されているＧ地区の東側、宇嘉川河口周辺の陸域及び水域が追加提供されております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この地図にあるここですね。（資料を掲示）　これは防衛局からもらった、県から入手した地図に新規提供区域を書き入れたのがここです。宇嘉川の河口に新しく提供されます。その目的は何と書かれていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ＳＡＣＯの最終報告からですが、北部訓練場の残余の部分から海への出入りを確保するためとのことでございます。

○渡久地　修君　ごめん、もう一回。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　北部訓練場の残余の部分から海への出入りを確保するとのことでございます。防衛局によりますと、少人数によるゴムボート等を使用した上陸訓練を実施するため、追加提供されたものであるとしております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　土地及び水域は、上陸訓練のために使用されると書かれています。そして、ここことつながっているＧ地区、Ｇ地区はどういうふうに何でここに着陸帯をつくろうとしていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　平成19年の北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に係る環境影響評価図書によりますと、米軍から運用上特に新規提供された水域における訓練も含め、訓練及び兵士の救助を支援する目的で必ず必要との強い要望があったということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この区域は、米軍から防衛省に水陸両用訓練をするために必ず必要だと、必ず必要ということで書かれているんです。そして、ここは水陸空。ですから、この訓練場は、今までになかった海兵隊の上陸訓練、これをやる訓練区域になるというのが明らかなんです。そういう、これはまさに基地機能じゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ＳＡＣＯの最終報告によりますと、安波訓練場は北部訓練場から海への出入りのための土地及び水域が提供された後に共同使用を解除するというふうにしております。当該水域は、平成10年12月の安波訓練場の共同使用の解除に伴い

提供されたと認識しております。

県としましては、いずれにしましても、共同使用によって住民の負担が増加するようなことがあってはならないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この訓練場は、いいですか、水陸両用訓練、着陸訓練、水陸空の一体です。そして、すぐ近くにある辺野古、辺野古と連動したものになるんです。だから、これをつくられると200年またここに居座ることになる。これはまさに辺野古と連動した基地に当然なります。現在、ここで訓練しているオスプレイやヘリも辺野古から来ていますから。この辺野古と連動した基地になります。そうじゃありませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　現在でも普天間飛行場に配備されているオスプレイやＣＨ53などのヘリコプターが北部訓練場を使用してございます。

今議員からございました新基地との関係ですが、県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政の柱にしているわけでございまして、政府に対しまして、普天間飛行場の固定化は避け、県民の理解が得られない辺野古移設案を見直して、県外及び早期返還に取り組むよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは、海兵隊のすごい200年、辺野古と連動した基地になる。同時に、公室長、これは自衛隊が共同使用する。自衛隊もここを共同使用するということを皆さん認識していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　自衛隊との共同使用につきましては、現在沖縄防衛局に確認をしているところです。先ほども答弁しましたけれども、いずれにしましても、県としては共同使用によって県民の負担が増加するようなことがあってはならないものだと考えております。

○渡久地　修君　議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時１分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　ここに日米の動的防衛協力についてという平成24年７月、統合幕僚監部防衛計画部の内部資料があります。（資料を掲示）　これはうちの穀田衆議院議員が入手したものです。そのコピーです。取り扱い厳重注意という印鑑がずっと押されています。ここですね、32ページありますけれども、１から４まで別紙がついています。そして、別紙の１には、中国の動向、それへの対応とかが書かれています。そして、別紙の２、沖縄本島における恒常的な共同使用にかかわる新たな陸上部隊の配置と、沖縄への自衛隊の配備についてもう既に検討がされております。この配置は……

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○渡久地　修君　部隊の配置としては、嘉手納弾薬庫、ここに部隊配置する。それからこれ皆さんの資料にあります。キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンに部隊を配置するということが書かれています。司令部はキャンプ・コートニーに配置するということが書かれています。そして、訓練、訓練はもうあらゆる米軍が行っている訓練空域、訓練水域、鳥島射爆撃場、こういったところでやるということが書かれています。そして、上陸訓練として、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、津堅島ブルービーチ、ホワイト・ビーチでやると書いてあります。そして、対ゲリラ訓練が北部訓練場ということで書かれています。そして別の区域には、県内の訓練場における共同の隠密強襲上陸訓練を実施すると書いてあるんですよ。自衛隊と米軍が。こういうことが今ひそかに進められいるんです。

実際も、これが本当にやられているかもしれない。これはまだ可能性あるかもしれませんが、実態まだ把握し切れていませんが、こういうようなところになっています。

知事、これは本当に米軍だけではなくて、自衛隊までも沖縄にこういうふうに集中させる。これ負担の軽減どころじゃなくて、負担の強化以外の何物でもないと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁いたしましたけれども、共同使用によって県民の負担増があってはならない。我々は訓練の移転を求めているわけですから、さらに自衛隊との共同訓練によって負担増になることが予測されますので、そういったことがあってはならないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、これ、きょう初めてこの資料を差し上げましたので、これがまさに真実かどうなの

かも皆さん確かめていただいて、これは、国会議員が入手したもので国会でも取り上げられている内部資料ですけれども、もしこれが事実だったら、本当に米軍の基地の機能強化、それだけじゃなくて自衛隊まで強化される。これは先島まで全部書かれているんです、先島まで。宮古・八重山まで。そしてグアムも書いてある。そして宇宙戦争まで書いてある。それと沖縄が連動するようなものになっているんです。こういうようなものが十分説明されないまま、辺野古の基地の強行、そして高江の基地の建設の強行とかというのは、あってはならないと思うんです。そういう意味では、知事が、十分説明のないままこのような強行をやられるというのはいかがなものかと。容認できないと言っていますけれども、こういった実態が明らかにされないまま、基地建設が強行されるということは、到底容認できないと思うんですけれども、知事の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今議員からいただきました資料、私も初めて見るものでございます。大変ちょっと驚きの事実が、事実と言いましょうか、驚きのことが書いてございますので、まずは沖縄防衛局にその事実関係等を確認したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、こういったものはきちんとしっかり知事としても確認をして、こういうものが明確にならない限り、強行やめろという決意で臨むべきだと思いますけれども、知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

いずれにいたしましても、きょうこの資料を見せられましたので、これを精査いたしまして、私たち県は、国は常に沖縄県の基地の負担軽減を申し上げているわけですから、また負担軽減をすると言っているわけでありますから、米軍にしろ、自衛隊にしろ、これ以上県民に基地の負担を増大させるわけにはいかないと。県民としては、少しでも基地の負担軽減につながるような行動をとっていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひ確かめて頑張ってください。

次、公安委員会にお尋ねします。

先ほど来答弁されていますけれども、不偏不党、公平中立だということでおっしゃっています。確認しますが、公安委員会は、高江ヘリパッド、辺野古建設推進の国の立場には立たない、あるいはそれに反対する県民の側にも立たない、どっちの側にも立たないというような答弁だったと思うんですけれども、それでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　そのとおりで結構です。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　今の同じ質問ですけれども、県警本部長、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　県警としましては、公安委員会の管理に服しているわけですけれども、公安委員の答弁のとおりだと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それで、この公平中立、国の側にも立たない、県民の側にも立たないということでありますけれども、きょうの質問では、国の側に立っているんじゃないかという指摘とか質問が相次いでいます。そこで確認しますけれども、この前の代表質問で、公安委員長はこの防衛局からの行政機関相互の協力があって、行政機関相互の協力の立場で今やっているということをおっしゃいました。そういう答弁がありましたよね。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　そのように答弁したと記憶しております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　国の立場に立たないと言っておきながら、実際は防衛局の要請に基づいて、その行政間の協力として国と一緒になってやっている。これは先ほど言った国の側にも立たない、県民の側にも立たないという公平中立から著しく逸脱しているんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　先日の答弁において、行政機関相互の協力の立場という言葉を申し上げたのは、今回の高江における警備の端緒が国からの警備要請にあったことを意味しているものと理解しております。

沖縄県警察としては、今回たまたま警備対象が米軍施設でありまして、国から警備要請を受けて警備をしたわけですけれども、一方、民間の大きなイベントであるとか、あるいは国とは政治的立場を異にする団体の何か集会があるときも同じく警備をして、その際、警備要請を受けてそれを端緒にやるということはある

わけでありまして、それと同じ意味であると理解をしております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは、私はちょっと今のはおかしいと思います。

実態は国の警備要請やって、国と一体となって――一体という言葉が正確かどうかわかりませんけれども、私たちから見たら、現場でのやり方は一体だと思うんですけれども、そういうふうにしか見えないと。それで、例えば県は先ほど来答弁していた環境部の調査が終わるまでは中止してくださいとか、それから県の立場は工事の強行は納得できないので強行を容認できないという県の立場もあるわけです。そして、こういう戦争につながるような基地はつくらせないと頑張っている住民の方々もいるわけです。そういう人たちの意見も酌み上げる、そして国の要請は要請で受ける。そういったのを公平に判断するのが僕は公安委員会じゃないかなと思うんです。県警本部からの意見を吸い上げるだけじゃなくて、そういうもろもろの意見を吸い上げて判断するのが皆さんの公安委員会じゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　御質問の趣旨は理解するところでありますけれども、警察に対して政治的な中立を求める、これを確保するための機関である公安委員会が、一民意を聞いて、それをそんたくして管理するというのは本末転倒であるとそのように理解をしております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私はこれも公安委員会の立場上おかしいと思います。

先ほどの一般質問で、公安委員天方さんは、警備のあり方について、住民の側からの質疑で、狩俣議員がやっていましたけれども、この公平中立というのをビデオカメラとかどうやって証明することができるんですかという趣旨のような答弁があったと思うんですけれども、私はそこが皆さんに求められていると思うんです。皆さんは警察だけの一方的な情報で判断するんじゃなくて、議員が言っていることも、市民が言っていることも、本当にこれが中立なのかどうなのかというのをやらないといけないんじゃないですか。その担保をする努力はやっていないんじゃないですか。警察本部からの報告だけで判断しているじゃないですか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　確かに現在の公安委員会の制度のもとで、全ての立場の情報を隅々まで収集するという、そういうマンパワーはもちろんありませんし、なかなか議員のおっしゃる点はそのとおりの面はあるかなと思いますけれども、我々としては、もちろん警察からの報告、警察の見解だけをうのみにするのではなくて、各種報道であるとか広く知見を拾って判断しているというつもりではございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　公安委員会に求められているのは、まさに本当にみんなが納得できるようなきちんとした判断を、一方の側からじゃなくて、特に沖縄の問題は、辺野古、高江というのは政治的に真っ向から対立しています。そういう意味では、両方の立場の意見を皆さんはしっかり酌んで、そして判断を下すんだったらまだいいと思いますが、そうなってないと思うんです。

それで土建部長、７月22日でしたか、県道封鎖がありましたけれども、県の土建部の職員がそこの現場に入れなかったという事実があると思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

７月22日当日、北部土木事務所の職員２名が県道70号線の状況確認に向かっております。その当該職員は、交通規制が行われていた新川ダム付近で、現場の警察官に道路管理員の身分証明書を提示し、県の道路管理員である旨を伝えておりますけれども、通行は認められず事務所に引き返したという報告を受けております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　公安委員会、どうですか。今の報告を受けてこれも適切だったと皆さんは判断していますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　当日の状況について、私がある程度把握しておりますので、私から答弁させていただきます。

議員おっしゃったみたいに、７月22日の早朝でございますが、御指摘の件は報道により承知はしておりますが、そのような報告は受けておりません。ただ、現実的に、当日の状況から見ますと、道路管理者であっても通行禁止の措置をとらざるを得なかった状況でございまして――余り長くなるとあれですけれども、非常に厳しい状況で、車がいっぱいの中で警察官でさえも行けないような状況でありましたので、道路管理者であっても通行禁止の措置をとらざるを得な

かったのではないかと承知するところでございます。
○渡久地　修君　議長、休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時16分休憩
午後５時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
渡久地　修君。
○渡久地　修君　こういう県の職員が入れなかったと、これ新聞にも大きく報道されていましたけれども、これが公安委員会にも報告されていなかったということで、公安委員会、いいですね、天方さん。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　私の記憶では委員会に議題として報告されたということはなかったと記憶しております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　ですから、きちんと本当に報告が上がっているかどうかというのも疑問だということがわかりました。
そして、公安委員会に聞きますけれども、警察車両で作業員を運んだと、約40名でしたか、２回にわたって運んだということがありましたけれども、これについては報告ありましたか。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　この件についてはございました。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　それで、もう時間ありませんけれども、公安委員会としては、今後も警察車両で基地建設のための作業員を運搬、運送するということを今後も皆さんは了承するんですか、どうですか。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　まず、公安委員会は個別の警察の活動について逐一指示をするという権限はないということがあるので、作業員を運搬する件について我々が了解するかどうかというのはなかなか答えづらいというか、権限外の問題ではありますけれども、本来の職責を超えて不必要な行為をするということであれば、それについては御意見を申し上げなければいけないとは思っております。
○渡久地　修君　終わります。
○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。
〔宮城一郎君登壇〕
○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですかというふうにお尋ねしたいんですけれども、昨日から今夜半にかけて、台風18号の襲来で本来の生活を維持できていらっしゃらない方、また、生活の糧としての農作物ですとか、生産行為ができなくなっている方に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。
６月25日に県議会議員になりました。おとどい10月２日はちょうど100日記念でありまして、きのう、もし台風で延期になっていなければ、101歩目をまたリスタートさせていただきたいというふうに言うつもりだったんですけれども、きょうとなりましては、102日目という形でちょっと説得力もずっこけ感のあるスタートとなりましたが、気を取り直して頑張っていきたいなというふうに思います。
それでは、通告に準じて質問させていただきます。
１、北部訓練場ヘリパッド工事警備にかかわる沖縄県外警察職員の援助について。
(1)、沖縄県外警察職員の援助要請に際し、本来なされなければならない必要な手続、また、このときの手続の主体は誰、あるいはどの組織なのか御教示いただきたい。
(2)、それを踏まえた上で、今回の県外警察職員の援助要請について、(1)の手続がとられたのか、あるいはまた別の手段がとられたのかお聞かせいただきたい。
２、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）について。
(1)、2013年４月開院の在沖米海軍病院から約200メートル北にヘリコプター発着帯らしき映像が見られることについて。
ア、ヘリコプター発着帯の有無を御存じであればお伺いしたい。
イ、ヘリコプター発着帯の存在が事実の場合、その使用目的、使用機種の主たる所属、これを教えていただきたい。
(2)、西普天間住宅地区跡地利用計画について。
ア、計画策定、推進に当たり、国、沖縄県、宜野湾市のこれまでのかかわり方、連携についてお聞かせいただきたい。
イ、ゾーニング、利用計画、利用施設など、現時点で予算確保も含めて実施が確定している事業があればお聞かせいただきたい。
３、主権者教育について。
(1)、去る７月10日に行われました参議院選挙から選挙権が18歳以上に引き下げられました。県内高等学校、公立・私立を問わず、この学校において授業として主権者教育に取り組んだ学校はあるか。また、あればどのような取り組みがあったのかお聞かせいただ

きたい。

(2)、主権者教育の授業をアウトソーシング、または外部の手をかりて行った事例があったか伺いたい。

(3)、外部の手をかりた場合、教師は授業をしっかりマネジメントできていたかお伺いしたい。

以上、再質問については、答弁の後させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　宮城一郎議員の御質問にお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）についてに関する御質問の中の、跡地利用計画の推進についてお答えをいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用については、宜野湾市、市地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局の５者で構成する地元協議会が設置され、跡地利用計画や支障除去措置等に係る諸問題について協議が進められております。同協議会におけるこれまでの議論や４回の地権者アンケートの結果等を踏まえ、平成27年７月には、宜野湾市により跡地利用計画が策定されました。同計画のもと、跡地利用の先行モデルとなるよう関係機関が連携して取り組んでいるところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　沖縄県外警察職員の援助に関する御質問の中で、援助要求の手続及び主体についてお答えいたします。

まず、援助要求の主体については、警察法第60条第１項に、「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」旨規定されていることから、主体は沖縄県公安委員会となります。

次に、援助要求の手続としましては、まず県警察より公安委員会に対して援助要求を行う必要性、関連する治安情勢、派遣される警察官の数、派遣期間などについて説明した上で、公安委員会が援助要求の是非などについて検討を行います。その際、警察法第60条第２項において、「都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。」と規定されていることから、公安委員会より警察庁に対して所要の連絡を行う必要があります。その上で公安委員会が慎重に検討した結果、援助要求の必要があると認めた場合には、公安委員会において援助要求の決裁がなされるものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　天方　徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方　徹君）　警察職員の援助要請について、ただいま本部長の答弁にありました適切な手続がとられたのかという点についてお答えをいたします。

北部訓練場関連の援助要求は、これまで計８回行っておりますけれども、最初の援助要求は持ち回り決裁であったという点についての御質問かと思慮いたしますが、この件は、まず、警備部長から７月５日、６日にかけて事前に説明を受け、我々各自において検討し、その後、再度警備部長から個別に説明を受け、質疑をした後に持ち回りで決裁を行っているところではありますが、実質的な合議がなされているため適正な手続であったと認識しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）についての御質問の中の、海軍病院近辺でのヘリコプター着陸帯の有無とその使用目的等についての御質問にお答えいたします。２の(1)アと２の(1)イは関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によると、海軍病院の近くにヘリコプター着陸帯があるとのことであります。また、当該着陸帯は多目的着陸帯であり、急患輸送、人員輸送、ＶＩＰ輸送などに使用され、使用機種は、ＣＨ53ヘリ、ＵＨ１ヘリ及びＭＶ22オスプレイなどさまざまな種類があるとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）についての御質問の中の、実施が確定している事業についてお答えいたします。

現時点で事業実施が確定し、予算確保が明確となった事業等はありませんが、政府の骨太方針2016においては、西普天間住宅地区跡地への琉大医学部及び同附属病院の移設や、同大学を中心とした健康・医療分野での先端的な研究など、高度な医療機能の導入を初

めとする跡地利用の推進を図ることが明記されております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　主権者教育についての御質問の中で、取り組んだ学校、アウトソーシング、マネジメント等についての御質問にお答えいたします。３の(1)ア、３の(2)ア及び３の(3)アは関連いたしますので、恐縮ですが一括で答弁させていただきます。

主権者教育につきましては、全ての県立高校において授業の中で取り組んでおります。その内容としましては、文部科学省等が作成しました副教材などを活用した選挙制度等に関する授業、ディスカッションや講話、模擬選挙などがあります。

アウトソーシングの事例につきましては、明るい選挙推進協議会、選挙管理委員会、新聞社や民間支援団体などによる出前講座等がございます。また、副教材執筆者による公開授業や講演会も実施されております。学校教育において主権者教育をアウトソーシングする場合、担当教師は、事前に使用する教材や時間配分、役割分担を確認したり、実施に当たりましては、授業に立ち会うなど、授業をマネジメントできているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　主権者教育についての御質問の中で、私立高等学校における主権者教育、外部の手をかりて行った事例と教師のマネジメントについてお答えをいたします。３の(1)イ、３の(2)イ及び３の(3)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

県内の私立高等学校４校に聞き取りを行ったところ、４校全てにおいて、授業の中で主権者教育に取り組んだとのことであります。内容としては、総務省と文部科学省が作成した副教材を使った授業の実施、模擬選挙の実施、参議院沖縄選挙区に立候補した３候補者を招いての合同演説会や、沖縄弁護士会所属の弁護士による講演会などを実施しております。模擬選挙や講演会などは外部の手をかりて行ったとのことでありますが、全て教師の管理のもと、授業のコントロールなどは学校側が行っており、問題なく所期の目的を達成することができたとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　再質問させていただきます。

まず、北部訓練場ヘリパッド工事警備にかかわる沖縄県外警察職員の援助についてというところです。

今、(1)、(2)で本来とられるべき手続及び今回とられた手続というのが、警察本部長並びに公安委員のほうから御説明いただきました。これをもう少し章立てして確認させていただきたいと思います。

まず、平成28年７月11日に沖防第373号、沖縄防衛局長から沖縄県警察本部長宛ての北部訓練場ヘリコプター発着帯移設事業に係る警備要請についてによって、連日集結し工事関係車両の出入りに支障が生じている抗議活動からの警備をお願いされると。私はこれがスタートだと思っていたんですけれども、先日の代表質問等で、既に７月５日、６日のあたりからは事前の協議がなされていたと。この時点で、防衛局からは警備をお願いされただけで、県外からの派遣要請というのはなかったというふうに考えています。７月５日、６日の時点で、この11日の書面の前に救助要請、援助要請があったのかどうかというところは私はちょっと承知していないんですけれども、これを受けて沖縄県警察本部は、沖縄県警単独での警備は難しいと判断して、県外警察職員の援助を要求することを決断、要求の権限を持つ沖縄県公安委員会に打診して、公安委員会はこれを応諾した。県議会対応で調整が難しかったことから委員会は開催せず、先ほど持ち回りというふうな表現をされていましたけれども、これは起案書による持ち回りによって委員会の権限行使の決定を図ることとして、公安委員会庶務を代行する沖縄県警察本部に起案書の作成を依頼されたのかどうかというところですね。

続いて、それをもって起案書が立ち上がると思うんですけれども、起案書沖公委（備一）第２号は、平成28年７月12日に関係者の承認を経て決裁され、即日、沖縄県公安委員会は沖公委（備一）第２号警察職員の援助要求についてを東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の各公安委員会に要請した。沖縄県公安委員会の手続ではないんですけれども、同じく平成28年７月12日同日に、沖縄県警察本部より、警察庁警備局警備課長関係管区警察局広域調整担当課長関係都府県警察警備部長宛てに、警察職員の援助要求に係る細部事項についてが発信されて、警備車両の燃料費、有料道路代、故障時の修理費など、沖縄県警察本部が費用負担することが共有された。

以上が実際になされた手続の流れであると確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　我々公安委員会においては、警察庁起案に係る文書あるいは県警起案に係る文書がいつどのような内容で発出されたのかというのは、当然把握するところではない。今の段階で、後で知ったものはありはしますけれども、その時点は作成者が我々ではないので、そこは把握しないところではありますが、全体の流れとしては、おおむね議員の御指摘のような流れでありまして、７月５日、６日に我々のところに最初の話が入ってきて、我々が検討して、その後我々が７月11日、12日に決裁するまでの間に警察庁と公安委員会を補助する沖縄県警との職員との間で事務調整が行われて、書類等の準備がされて、７月11日、12日――12日ですね、最終的には決裁をされたという流れであることは間違いないと理解しています。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　済みません。今私先ほどちょっと触れました起案書、沖公委（備一）第２号並びにもう一つ起案書、沖備二第3818号というものを拝見させていただいたんですけれども、この起案書がいわゆる先ほどから、先日からお話しされている持ち回りによる合議の手続ではなくて、いわゆる口頭並びに補助資料などをもってなされた合議がそれであるということですか。起案書は全く関係ないということですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　済みません、質問の御趣旨を外していたら大変恐縮でありますけれども、我々公安委員会がなさなければいけないのは決裁であります。決裁というのは、書面の有無にかかわらず、委員会としての意思決定をすることでございますので、そこにどういう書類があったのかなかったのか、口頭だったのかにかかわらず、意思決定を最終的にはしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　では、今私がちょっと拝見させていただいた２つの起案書には、公安委員長、委員お二方の記名ないしは押印する箇所があるんですけれども、先ほど言った本来の手続にかわる手続と起案書はもう全く関係ないということですね。

　要は、この起案書に沖縄県警察本部の五、六名の方の押印があって、公安委員会お三方の押印、記名もあるんですけれども、これは援助要求に際しては全く関係ない起案というふうに考えられるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後５時40分休憩

　　午後５時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　大変申しわけありませんが、具体的にどの文書かちょっとわからないところがありまして、恐らく援助要求する際の決裁文書のことをおっしゃっているのではないかと思慮いたしますが、そうであるとすれば、公安委員会が決裁をしたその意思決定の内容が記載されている文書ということになるので、当然援助要求の意思決定と関連するものだと理解しています。

　以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　ちょっと拝見したことがないという答弁には少し首をかしげるところではありますが、結構です。

　この起案書の中に、起案書が７月11日から12日のころにかけて決裁と施行がなされております。この公安委員長の欄に金城という署名があるわけですけれども、去る６月定例会のときに、大変申しわけございません。私だけなのか、あるいは全議員なのかわからないんですが、当時は與儀弘子氏が委員長であり金城棟啓氏は委員として再任の審議の最中であったというふうに理解しているんですね。

　改めまして、與儀弘子氏の委員長の在任期間、１期目と２期目ですね。年月日、それから金城棟啓現委員長の委員長としての就任はいつで、１期目、２期目がどういうふうになっているのか教えていただけないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後５時42分休憩

　　午後５時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　現在の金城委員長の前任であられる與儀委員が委員長を務められたのが、平成27年７月10日から平成28年７月９日までと。そして金城委員が平成28年７月10日に委員長に任命されています。

○宮城　一郎君　現在に至ると……。

○公安委員会委員（天方　徹君）　今も委員長です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　まさに６月定例会の期間中に委員長職が與儀現委員が当時委員長職にあって、委員の再任の審議対象であった金城棟啓現委員長の委員再任がまだ決定したわけでもないのに委員長職に互選されたわけですね。もし、再任が否決されていたら、７月10

日からたった13日間という超短命の委員長在任期間になるおそれがあったと思うんですけれども、その辺は再任されるだろうと、言葉が適正かどうかわからないんですけれども、たかをくくっていたところがあられるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　私あるいは委員会のほかの與儀委員も含めて、金城委員が再任されるかどうかは全く関知しないところではありましたけれども、與儀前委員長の任期が満了したため、別の委員――具体的には金城委員が選任されたまでであります、その後の任期がどうなるかということに関知せず決定したということであります。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　さて、この６月定例会の議事録を確認させていただいたんですけれども、７月10日に既に金城氏が委員長になられたということなんですが、７月12日の本会議、一般質問において、與儀委員は委員長として出席された記録が残っております。この件を私先月９月20日にちょっと気づきまして、議会事務局議事課に確認したところ、私が確認した９月20日の日まで、７月12日の時点で與儀委員が既に委員長職の任期を満了し、金城委員長が新たな委員長になられたことについて、議会事務局には報告がなされなかったという報告を議事課から受けました。理由ですけれども、沖縄県公安委員会、恐らく厳密にはその庶務を代行する県警本部警務部の方だと思うんですけれども、職員の交代などで申し送りが円滑に行われず、議会事務局への報告を怠ってしまいましたというふうな連絡を議事課から受けました。これについては、事実関係はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　７月12日のことでありますけれども、確かにその日は與儀委員は委員長ではないにもかかわらず、結果として委員長という肩書きで出席をしたことになっていたようであります。この経緯は、議会から出席の通告を受けた段階で與儀氏が委員長でありまして、その後、出席当日を迎えたわけですけれども、迎えた当日には２日前に委員長は交代していたので、当日までの間に委員長ではなくなったということをお伝えすべきところを手続的に失念していたという事情があるようです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今、失念していたというのは、手続を、庶務を代行している県警察本部において失念されたということですか。

聞き方を変えましょう。

公安委員会が互選があったときに、公安委員会みずからが事務局に報告をなすのか、あるいは庶務を代行している県警本部が報告を承っていたのか。それを失念したのかどうかというところでございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　具体的にはそれは庶務をやっていただいている警察職員が連絡をしなかったということにはなるんでしょうけれども、その責任の主体はどこかと言われれば公安委員会にあるということだろうと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今お隣の那覇市議会でも議事録について、その文言が削除されたことによって、非常に県内の世間の耳目を集めているところでございます。今皆様のほうにケアレスミスなのかもしれないですけれども、その役職について、異なる立場で御出席されて報告を怠った。この件について、事の大きさというのはどのぐらいで受けとめていらっしゃるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　そういう事態というのは今後起きるべきではないと。決して無視できるようなことではないのかなという認識は持っております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　７月12日の時点で委員長がかわられていることを私ども議会が知ることができなかった。12日に一般質問を終えて、翌日から常任委員会、私も総務企画委員会の委員のメンバーの１人なんですけれども、13日から始まりました。その日、沖縄タイムス、琉球新報において、ともに県外からの機動隊派遣が１面トップで報道されました。私たち総務企画委員会が金城氏の再任を審議するに当たって、県外の機動隊の援助要求の中心的役割を担う公安委員長という職を知らないまま私たちは審議に臨んだわけですが、これは総務企画委員会の審議に大きな妨げになったというふうには考えられないでしょうか。私は、もしその情報を知り得ていたのであれば、この公安委員会の手続が専決処理なのか、合議なのか、また場合によっては御本人に出席していただいた上で、今

回の援助要求について、御本人に承認される御予定ですか、どうですかというところを聞いた上であれば、しっかりした判断ができたのではないかというふうに考えています。その辺はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　議員御指摘の趣旨は理解するところでありますけれども、委員長と委員の肩書きの違いによって常任委員会の決議に、果たして実質的な瑕疵があったのかどうかというところはこちらが判断できかねるところではございます。ただ、議員御指摘の趣旨は理解するところでありますので、二度とこういうことがないように努めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　失礼いたしました。

本来であれば金城氏の委員再任については、再審議したいぐらいでございます。ただしそれはもうかないません。ぜひ、今後皆様におかれましては、我々議員の健全なかつ建設的な審議が妨げられないように正しい情報を開示いただきたいというふうに考えておりますので、以後、ぜひ御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）についてです。

先ほど、在沖海軍病院裏手にヘリコプター発着帯が存在する事実、また、枝番が確定できていないので、全くの同一機種か判別できませんが、12年前に沖縄国際大学に墜落したＣＨ53、さらにはＭＶ22オスプレイの使用が報告されましたが、沖縄県はこれまでその事実を承知されていましたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の件は、議員から質問通告を受けまして、沖縄防衛局のほうに照会しました。沖縄防衛局でも事実を確認できていなかったものですから、米側に照会してこのことがわかったということでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　沖縄防衛局も承知していなかったということなんですが、宜野湾市議会では平成26年３月の定例会に質疑が上がっておりまして、オスプレイの使用事実まで市の企画部長が答弁されていらっしゃいます。このキャンプ瑞慶覧の跡地利用に関する協議会なるものに沖縄県はメンバーとして入っているのか。あるいは入っているのであれば、このような情報を宜野湾市と共有できなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

協議会のメンバーとして企画部の参事が参加しておりますが、この協議会の役割は西普天間住宅地区のゾーニング等その利用について話し合うものでありまして、その軍病院の内容まではその場では話は出ていないということであります。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　12年前に沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落した際、地元消防、警察も排除されて、事故の原因究明なども私たち沖縄県民による解明は許されませんでした。まさに主権を大きく侵害される状況がまかり通ったんですけれども、その後地位協定の改定あるいは運用の改善などで、今後、仮にこの西普天間住宅地区の返還部分、民間エリアにこの海軍病院に発着する軍所属のヘリコプターが墜落した場合、12年前のこの耐えがたい現状を回避できるような状態になっておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今の西普天間住宅地区のほうは、もう既に返還されてございます。そういった引き渡しはまだでございますけれども、もし仮に引き渡しされて、まさしく民有地等となった場合に、今仮の想定ですがそういった事態が起こった場合どうかということですが、沖国大へのヘリの墜落以降、日本政府と米側におきまして、その配備といいますか、警備体制について議論がなされてございます。一番中心部のほうは米側で、その周辺にというような形で、今ちょっと手元に詳細な資料すぐ出せないものですからあれですが、どこ側をこの米側が行う、どこ側が日本側、警察側が行うというような話し合いはなされているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　私はこの現状において、今のゾーニング、人材育成ゾーン、普天間高校の移転を予定している場所だと思いますが、このフェンス１枚を隔てて、最もこのヘリパッドに近いところにあるというのはいかがなものかというふうに考えています。

先ほどから少し感じるのですが、宜野湾市との連携のあり方、本当に頭を近づけて膝を詰めてやっているのかというところに非常に疑問を感じておりまして、

ぜひ今後、県にもこの西普天間の移転計画については積極的に関与していただいて、ＭＶ22が近くを飛んでいるというようなことを知らなかったということがないように、ぜひ強くお願いしたいところでございます。

ここまで……

○議長（新里米吉君）　時間ですのでまとめてください。

○宮城　一郎君　100日ちょっとの議員が大変失礼な物を申す場合もありました。しかし、寛大にも懇切丁寧に御対応いただいたこと御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんにちは。

通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、米軍基地問題についてです。

辺野古新基地建設問題は、無理が通れば道理引っ込むとの許されない状況になっています。そもそも辺野古への新基地建設問題は、アメリカ海兵隊のための使い勝手のいい最新鋭の基地を建設する目的で、国内法を踏みにじって進められているのです。私はこれまでも、埋立承認は埋立法に違反していると指摘を繰り返してまいりました。ところが、前知事は環境保全策がとられていないにもかかわらず埋立承認をして今日の事態になっています。知事、こういう無理が通れば道理引っ込むというようなことは、知事の今の立場で頑張って、ぜひこれをやめさせてほしいと思います。

次に、辺野古新基地建設違法確認訴訟の判決について、その不当性を徹底して県民に明らかにし、県民の世論と運動で包囲していく粘り強い取り組みが求められていると考えます。知事の決意を伺います。

今回の判決は、まさに沖縄切り捨て策で、県民の命をないがしろにするもので絶対に許されません。知事の所見と今後の決意を伺います。

北部訓練場へのヘリコプター着陸帯移設事業について、その計画と事業の進捗状況について明らかにしてください。

(4)、赤土防止条例に基づく対策はどうなっているか。具体的に説明してください。

特に、今度の台風接近で報告を受けてみますと、大変な赤土汚染という状況が出ていますので、しっかり対策をとらせてほしいと思います。

それから、Ｎ１地区のヘリパッド造成工事によって木の伐採が行われ、赤土対策も行われず赤土が流出していますが、対策はどうなっていますか。

次に、米ハリアー墜落問題について。

墜落の原因を徹底して究明し厳重に日米両政府に抗議すべきであります。決意を伺います。

今後、県内の上空において、飛行禁止を求めるべきではないでしょうか。

次に、県公安委員会の業務についてお聞きします。

警察組織への指導監督は具体的にどのように行っていますか。

警察組織の日常業務を掌握する事務局体制はどのような状況になっていますか。十分に機能していますか。

今回の高江などにおける警備について、県民からの大きな批判が寄せられています。警察内部にチェック機能はありますか。

住民への不当弾圧によって多くのけが人が出ています。今の実態は目に余るものがあると思います。警察は今の事態を正常な業務になっていると考えるか。

警察の指導監督の任にある公安委員長の責任は極めて重大だと考えますけれども、所見を伺います。

次、泡瀬干潟問題について。

サンゴの生息状況はどうなっていますか。

ダンダラマテガイについて、適地に移動させる方針のようですが、適地という保証はあるんですか、誰が判断するんですか。

沖縄市池原の産業廃棄物最終処分場の地下水汚染の実態について、汚染水の対策は今やられているかどうか明らかにしてほしいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　嘉陽宗儀議員の御質問にお答えいたします。

泡瀬干潟問題についてに関する御質問の中の、泡瀬干潟周辺海域におけるサンゴの生息状況についてお答えをいたします。

泡瀬干潟の周辺海域では、海水温の上昇や寒波等の自然現象によって、サンゴが白化し、サンゴの生存被度や生息面積が減少傾向にあります。

そのため、沖縄県では、平成27年度より、サンゴ再生事業計画の策定に取り組んでおり、今年度は、サンゴの現況調査及びサンゴ再生手法の検討等を実施しているところであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

米ハリアー墜落問題についての御質問の中で、ＡＶ８Ｂハリアー墜落事故を踏まえた決意についてお答えいたします。

平成28年９月22日午後２時ごろ、海兵隊所属のＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方、約100マイルの海上に墜落いたしました。県民の人的・物的被害は報告されておりませんが、航空機事故は一歩間違えれば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。

９月23日に、第３海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、９月24日には、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議しました。

県としましては、当該事故報告を受けた後、改めて方針を示してまいりたいと考えております。

次に、同じく米ハリアー墜落問題についての御質問の中で、住宅地上空の飛行禁止を求めることについてお答えいたします。

県としましては、これまでも航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し求めてきたところであります。

今後とも、引き続き軍転協などと連携を図りながら、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中の、判決に対する所見と今後の決意についてお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、北部訓練場ヘリ着陸帯移設事業の計画と進捗状況についてお答えいたします。

北部訓練場については、ＳＡＣＯ最終報告において、返還される区域から同訓練場の残余の部分に６カ所のヘリ着陸帯を移設することを条件に、同訓練場の約3987ヘクタールを返還するとされています。平成27年１月、日米合同委員会において、Ｎ４地区の２カ所の着陸帯及び進入路を米国に提供することが合意されております。残りのＮ１地区の２カ所、Ｈ地区及びＧ地区のそれぞれ１カ所の着陸帯については、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき提出された事業行為通知書によると、平成29年２月28日が事業終了予定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　米軍基地問題についての御質問の中の、赤土防止条例に基づく対策についてお答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業では、Ｎ１地区、Ｈ地区及びＧ地区について、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書が沖縄防衛局から提出され、現在、事業行為通知書に記載された内容で工事が進められております。同通知書では、赤土等流出防止対策として、土砂流出防止柵、凝集沈殿池、張芝等が計画されております。

県では、去る８月29日と９月27日に事業現場の立入調査を行い、工事の進捗状況等について確認したところ、着陸帯・無障害物帯予定地の土木工事には着手しておりませんでした。

今後も当該事業現場の立入調査を行い、適切な赤土等流出防止対策が講じられているか十分に確認し、必要な指導を行っていく考えであります。

次に、Ｎ１地区の赤土対策についてお答えします。

県では、去る９月27日に北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業の現場に立入調査を行っております。その結果、Ｎ１地区については、着陸帯・無障害物帯

予定地での樹木の伐採工事はほぼ終了し、今後予定されている切り土・盛り土などの土木工事に向け、土砂流出防止柵の設置工事が行われていることを確認しました。

なお、北部保健所職員が、９月８日、９日の降雨時に、Ｎ１入り口及び出口ゲートにおいて、赤土等の流出を確認しました。沖縄防衛局によると、車両の出入り等により赤土等が流出したとの説明があったことから、十分な流出防止対策を行うよう指示しております。

続きまして、産業廃棄物最終処分場の地下水汚染の実態についての御質問の中の、沖縄市池原の産業廃棄物最終処分場の地下水汚染の実態及びその対策についてお答えします。

県では、沖縄市池原の産業廃棄物最終処分場の周辺において年２回地下水調査を行っており、平成28年３月の調査では、ヒ素等が地下水の環境基準を超過しております。そのため事業者は最終処分場内の汚水の管理を行うため、処分場の表面をシート等で覆うことにより雨水の浸透を防ぐとともに、処分場周辺に設置したバリア井戸で地下水をくみ上げて既存の施設で処理してきたところであります。その後、処理施設の能力が小さく、くみ上げた全量を処理できないことが判明したことなどから、全量くみ上げを停止し、適正に処理できる能力の処理施設の設置を指導しているところであります。

なお、これらの状況及び対策等については、地元３自治会、沖縄市等から成る協議会で説明を行っており、今後住民説明会も開催する予定であります。

県としましては、今後も最終処分場周辺の地下水等を監視するとともに、専門家の意見を踏まえ、事業者が適切な対策を講じるよう指導を行っていきます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　天方　徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方　徹君）　沖縄県公安委員会の業務内容に関する御質問の中で、警察組織への指導監督は具体的にどのように行っているのかについてお答えをいたします。

公安委員会は、警察法に基づいて警察を管理しておりますが、この管理は公安委員会が警察行政の大綱方針を定め、警察運営がその大綱方針に則して行われるよう事前事後の監督を行うこととされております。具体的には、原則として毎週１回開催される定例会の場等で、事件・事故等の発生状況や警察が取り組んでいる各種施策等について、県警察より説明を受けて、これに対する指導、提言を行うことにより、沖縄県警察を管理しております。

北部訓練場の警備、例えばですけれども、この警備に関しましては、法令違反を理由とする移動措置が行われた場合などは、事後にどのような法律の何がどう実質的に違反しているのかと、移動の必要性がどの程度あったのかということについて公安委員会で検討する。けが人等が出たということであれば、どういう場面で起きたのかということをできる限る動画等で確認をして、説明を求めた上で、指導等をしているところでございます。

次に、警察組織の日常業務を掌握する事務局体制の状況等についてお答えをいたします。

警察法第44条では、「都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。」と規定され、また同法第47条第２項では、警視庁及び道府県警察本部は、都道府県公安委員会の権限に属せられた事務について、都道府県公安委員会は補佐する旨の規定がされております。これを踏まえ、沖縄県警察では、公安委員会の業務が円滑に実施されるよう、公安委員会補佐室を設置し、警視及び警部補の２名の職員を配置した上で、事務処理や連絡調整等の補佐業務を実施しております。具体的には、公安委員会補佐室において、定例会の開催、決裁等の事務調整を初め各種会議、公安委員会宛ての苦情に関する事務、連絡調整などに従事をしているところでありまして、公安委員会の管理機能の充実と活性化を図るため十分に機能しているものと認識をしております。

次に、今回の高江などにおける警備について、県民からの大きな批判が寄せられているが、警察内部におけるチェック機能はあるのかという御質問にお答えいたします。

まず、公安委員会は言うまでもありませんけれども、警察内部の組織ではなく外部の民間人により構成される組織ですので、そういう意味での外部的なチェックは行っております。警察内部におけるチェック体制については、当方で答えられるものではないと思慮いたします。

次に、住民への不当弾圧によって多くのけが人が出ている、今の実態は目に余るものがある、今の事態を正常な業務になっていると考えているのかとの御質問についてお答えいたします。

まず、弾圧との表現についてでありますが、沖縄県警察は、市民による意思表明の内容に関知するのではなく、合法的な反対運動ということであれば、これに介入することはあり得ないものと理解しております。

現在県警察が行っている活動は、違法行為あるいは今にも違法行為を行う状態に対処するものでありまして、国の立場で反対する方々を封じ込めるというような活動では決してないものと理解しております。

したがいまして、弾圧あるいは不当弾圧との表現は、客観的な事実に合致しない、いわば主観的で若干扇動的なものでありまして、必ずしも正しい表現ではないというふうに考えております。

また、これまで北部訓練場周辺において発生したけがの事案につきましては、危険で違法な状態を解消するため、警察官の指示や誘導等に従うことなく抗議活動を行っている過程で抗議参加者同士が接触されたりだとか、みずから転倒されたり、あるいは正当な警察官による移動行為の際に不可避的に受傷されたもの等であると理解をしておりまして、警察官の不当な行為によるものは含まれていないと承知をしているところでございます。

したがいまして、公安委員会としては、現在の県警察の活動は間違ったものではないと考えております。

警察の指導監督の任にある公安委員長の責任は重大だと考えるが、所見を伺うという御質問に対しお答えをいたします。

当然、警察は、自衛隊を除けば国内で最大最強の実力組織という側面がございますので、これを管理、民主的に管理する公安委員会、特に公安委員長の役割が極めて重大だという指摘は、そのとおりであると理解しております。

ですので、我々公安委員会といたしましては、多くの時間を割き、公安委員としての任務を理解した上で、実質的な検討を経た上で民主的な管理を及ぼすべく活動していると、恐縮ではございますが、自負をするところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

［土木建築部長　宮城　理君登壇］

○土木建築部長（宮城　理君）　泡瀬干潟問題についての御質問の中の、ダンダラマテガイ移動適地の判断についての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業工事区域においては、平成28年１月、県のレッドデータブックＩＡ類に分類されるダンダラマテガイの生息が確認されております。このことを受けて、周辺海域における生息状況を調査したところ、工事区域外に生息地が存在することを確認し、県は当該区域への移動が適切であると判断したところであります。

なお、その判断過程においては、底生動物の専門家に相談するとともに、埋立事業を監視する中城湾港（泡瀬地区）環境監視委員会の了解を得ております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、嘉陽宗儀君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後６時26分休憩

午後６時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

嘉陽宗儀君の再質問を行います。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず最初は、この赤土流出問題で沖縄の大切なヤンバルの森や海が汚染されているという深刻な事態になっています。特に今度の台風での被害も大きいように感じていますけれども、先ほどの答弁の中で、名護のほうでは赤土汚染流出しているのを確認したという答弁があったと思いますけれども、確認したら次どうするのか、これ御説明いただけますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほど北部保健所職員が、９月８日と９日の降雨時にＮ１の入り口と出口において赤土を確認したということでございます。即刻、その場で沖縄防衛局の職員に対して、車の出入りが原因で赤土が流出したと、いわゆるこのヘリパッド着陸帯での赤土流出ではなくて、その出入り口のほうで赤土が流出したということがございましたので、そこの車両等の出入りについては、十分に注意するということと、十分な流出防止対策をとるようにということで、現場で指示をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　今のこういう季節の中で、素早く行動して確認したというのは非常にいいことだと思いますけれども、しかし、今後どうするかと。今の米軍基地建設問題、ハリアーパッド建設問題でも、今後どんどんどんどんそういう問題が発生してくるんで、こういうことはもう許さないぞという環境部としての環境赤土防止条例もあるわけですから、ちゃんと条例に照らしてみて縛るということを具体的に検討すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　そのような状況もございますので、県としましては、赤土等流出防止対策を指示しましたけれども、今後も現場に保健所の職員、ま

た環境保全課の本庁の職員も派遣して、今後とも、現地を確認しながら指導していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　ぜひそういうことで頑張ってください。

それで今環境の問題で、もう一つ質問したいと思いますけれども、私は、池原、登川のほうのごみ山問題というのをずっと系統的にやってまいりましたけれども、当時の対策では、地下水汚染するぞということで、再三にわたってこの議会でも指摘してきたと思います。今、専門家の皆さん方が地下水をきちっととったら、かなり広範囲に地下水汚染が進んでいると。一時は比謝川のところだけだったけれども、今はうるま市のほうにも広がっているというのが実態として出てきていますけれども、これは掌握していますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在の状況でございますけれども、処分場周辺の観測を11カ所ポイントでやっておりますけれども、そのうちの10カ所で基準値を超過したヒ素等が確認されたということでございますが、もう一つこの広域下流域の河川等々につきましては、基準値を超過していると、検出されたというような事実はございませんので、今この処分場周辺の対策を行うようにということで指示を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　向こうの地域は、この池原の農業を営んでいる方々がたくさんいらっしゃいますけれども、結局向こうからヒ素など猛毒が出ているということでの風評被害ということもあるわけですから、やはり県が部長を中心にして、これはありませんよと、きちんと解決しましたよということを示さないと、あの業者とは40年来全部地域住民の皆さんは対立していますから、安心できないというのが率直な声です。だから、部長、私が部長の間にはきちっと解決するぞということでちょっと模範示してもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　この業者につきましては、御承知のとおり超過した廃棄物の問題もございますし、今申しました地下水の汚染の問題もございますので、なるべく早目に問題解決に向けて環境部としては取り組んでいきたいと思っております。

地下水につきましても、いろいろとバリア井戸とか対策を講じておりますけれども、数年の処理施設の問題につきましても、早期に取り組むように事業者に指示していきたいと思っています。環境部としては、遅滞することなく取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　赤土防止条例もちゃんとあって、皆さん方がその気になればいろいろ用立てや陣立てはされているわけですから、ぜひ、県民から批判されないようにしっかりその対策をとってほしいと思います。

次に、公安委員会に質問します。

公安委員会のこれまでの辺野古の警備の問題については、多くの議員が問題ありという質問をしておりました。私もこれまで何度か質問してまいりましたけれども、今非常に感じるのは、今の公安委員会というのは、県民の総意に基づいて、上から目線ではなくて本当に県民の目線に立って、県民の人権や権利を守る、そういう立場で業務しておられるだろうかという基本的な姿勢について、ちょっと疑問を感じられるのがあります。私も時々、辺野古に行ったり、高江に行ったりして、じかに見ていますけれども、やはり先ほどの答弁とはかなりかけ離れた実態があるんです。それについては、私は、少なくとも警察は、県民に支持されて、県民から本当に警察のやりたい行事についても応援してもらえるという体制がないと、権力があるから県民聞けみたいな体制は、これはやっぱりよくないと思う、よくないと思う。

そこで今非常に感じたのは、現在の警察は民主警察と言いますね。戦前は何と言っていましたか、警察は。旧警察法。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　戦前においても、各種、種類呼び名があったでしょうけれども、恐らく議員のおっしゃっているのは特高警察のことかと思います。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　ここであんまり議論してもしようがないんですけれども、戦前は、特高警察というのがありました。これ、皆さん方現在の警察との関係はどういう関係にありますか。組織的には。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時０分休憩

午後７時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　私の理解するところによると、戦前の特高警察と現在の警察との関係は、組織的連続性というものはないと理解していま

す。
○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　私はここに警察法解説というのを持ってまいりましたけれども、（資料を掲示）　現在の警察法をつくる場合に最も細心に注意したのは、戦前、多くの国民からいろいろ批判されてきた。そういったことを繰り返してはならないと。あくまで民意に基づく警察、民主的行政じゃないといかぬということについてるる書かれている、これを見たら。それについて、どう思いますか。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　現在の警察の生い立ちについては、議員がおっしゃるような経緯をたどったものであり、その点が戦前と戦後の最も大きな違いであるべきだというふうに認識をしております。
○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　それで、戦前と現在の政治体制の大きな違いは、戦前は独裁国家ですよね、天皇制と。現在は憲法に基づく民主国家ということです。そういう意味では、戦前の天皇制のもとでの警察組織と、現在の憲法のもとにおける警察組織というのは、やはりきちっとけじめをつけて、違うというのを明確に皆さん方説明すべきじゃありませんか。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　先ほども答弁させていただきましたとおり、質的に今おっしゃるように戦前の警察と現在の警察は違うものであるというふうに理解しています。
○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　そうすると、戦前の特高警察というのは、おいこら警察で、おい、こらというもので、かなり戦前のあの政治体制を維持するために、その警察の古来役割というのが非常に大きかったんですけれども、私は大きく変わったのはやっぱり警察だと思うんです。ああいう、おいこらから今国民の声を聞いて、国民の声を大事にする警察になってきたという評価を僕はもらっていたんじゃないかと思うんですけれども、ところが今の辺野古における皆さん方の行動を見たら、そろそろ逆戻りするのかなという心配があったりして、それでわざわざ私は質問しているんです。これは、やはりあくまで民警ですよ、皆さん方。民主警察、あくまで住民に奉仕する公務員でしょう。ところが今はそうじゃないのがある。だからこれについては、襟を正して県民の声をしっかり受けとめて、批判されないような警察行政に全うすべきだと思うんですけれどもいかがですか。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　戦前の特高警察との関係、比較において、戦後の警察は質的に違うものであるべきだ――違うものであるわけですけれども――という一般論には賛同いたします。もし、戦前のような振る舞いがなされているということであれば、当然、襟を正すべきでありますし、それを正す民意、国民、市民の声については耳をかすべきであると一般論としては思いますけれども、先ほど来答弁を申し上げておりますとおり、現在までの高江における沖縄県警察の活動が必ずしも戦前の特高警察を例に出して論ぜられるようなものであるというふうには、公安委員会としては認識していないところであります。
○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　別に今特高警察どうのこうのとすぐ比べてそうなるとは言っていないですよ、質問を正確に理解しないと。私が言っているのは、やはりちゃんと民意を尊重する警察行政であるべきですよということを強調しているんです。ところが、現場では、そうじゃないのがある。私も、何度か行ったと言いましたけれども、例えば、向こうで道交法違反で排除している人たちがいるので、私は現場を見て、これはちょっとお年寄りもいるから排除する場合にはけがさせてはいかぬなと思って、ちょっと注意しに入ったら、すぐ門前払いで力ずくで追い出された。それで私は、県議会議員で、県民の生命、安全を守らんといかぬ、あんた方は大事にしなさいと言ったら、それがどうしたと言って相手にされなかった。さらに、ここからごぼう抜きされた人たちを歩道を人垣つくってそこに押し込んで、不法監禁するという事態があります。私もその中に監禁されたほうですけれども、ところが生理作用があって年が年なもんですから、すぐ催してくる。済まぬけれども、私トイレタイムですから出してくださいということでお願いしました。ところが聞かない。あれ、そういう拘禁する場合には、ちゃんと警察官職務執行法含めていろいろ調べてみたらありますよね。手続もしない、ただ一方的にそういうふうに囲って、我々の行動の自由を奪うということができるんですか。
○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。
○公安委員会委員（天方　徹君）　最後の人垣をつくって監禁をされた際のことについて、そういうことが許されるのかという御質問かと思いますけれども、公安委員会で理解している事実関係というのは、現場で反対派の方々が道路に寝そべる、飛び出すというような違法行為が一旦現実になされた後、これを任意に

解消してくださいという警告を含めて、時間的猶予を与えたにもかかわらず、自主的には移動していただけない方々に、やむを得ず警察力で歩道に上がっていただいた後、それでもまだ路上等に出ようとする、つまり現実の違法行為が惹起される可能性があって、その現場でやむを得ず違法行為を行われることを防ぐ活動というふうに理解をしておりますので、そのような活動は、刑事訴訟法であるとか警察法２条、あるいは警職法５条の趣旨に照らし許されるものであるという過去の裁判例に照らしてみれば、適正なものであると理解しています。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　この件については、刑事訴訟法もいろいろ調べてみましたけれども、こういう場合に一方的に抱え込んで押し込むということは違法です。もう一回皆さん方も、少なくとも公安委員会だから、皆さん方は専門なはずだから、私が持っている本の中でもそういうのがあるんで、少なくとも勝手に抱え込むということはできないはず。それは、私の意見として述べておきます。

それからもう一つ、向こうでみんなが手をつないでいるときに、公務執行妨害だと言って検挙するぞと言いました。ああいう場合に公務執行妨害という公務の中身は何ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時９分休憩

午後７時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　その具体的な現場、個別具体的などの事象を捉えておっしゃっておられるのかわからないので、どの公務かというのは明確には答えられないところでありますけれども、一般論でいえば、現場での警備における警察力ですので、移動いただく際あるいは施設に入るのを阻止する活動なのかなと思います。

ただ、公務執行妨害罪は暴行、脅迫が要件になりますので、そのような暴行、脅迫がなければこのような発言にはならないのかなと、これも一般論ですけれども思うところであります。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　私がそのときに現場の警察官とやりとりしたのは、あなた方は警察官、公務執行妨害と言えば警察がやること何でも公務執行妨害ということで、我々に対して威圧かけるのかと。少なくとも公務というのは、現在の世の中では、憲法いろいろ法律、これが基準じゃなければいけないと思うんです。警察が思うことが公務じゃない。あくまで法に照らしてみてどれが公務かというのは明確にしないと、またこれはどうもおかしいぞという雲行きがおかしくなってきたらまた公務執行妨害と言って、そういう運動をしている人たちをしょっぴくというようなことになりかねないので、これ明確にしましょう。皆さん方が言う公務というのは何ですか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　各種法律に基づいた適正、適法な警察権の行使と。警察に対する公務執行妨害罪に関していえばそういうことであろうと思います。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　それでも僕は警察のそもそもの基本的立場というのをわざと強調したのは、皆さん方がこれ公務だぞと言ったら我々の正当な請願権、これについても、皆さん方は公務ということで取り押さえるということになりかねない。それで私は、現場の警察官と、我々はここに来ているのは辺野古に米軍のための人殺しのための軍事基地は建設させない、子や孫にこれを渡すわけにはいかない。だから我々の言っているのは憲法に基づいて生きる権利を保障、平和に暮らす自由、こういったことを守るためだと、皆さん方はそれを取り押さえるというのは、これは公務かということを聞きました。どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（天方　徹君）　議員のおっしゃる高江の現場における反対活動されている方々の御主張というものが、今言及された平和的生存権であるとか、生きる権利であるとかというものであることは承知しております。

ただ、これも先ほど来答弁しておるところでございますけれども、警察がその国、あるいは国の施策に反対される方々、双方どちらでもですけれども、その言い分であるとか、政策の当否であるとかに賛成あるいは反対の立場で行動するということ自体、正しいことではないものという認識でございます。ですから、幾ら反対行動されている方の理念がすばらしくて、仮にそれが正しいものであると仮定したとしても、そこでそれが違法な行為により行われているものであり、それが看過できないものであると判断されれば、警察としては、その行為については対処しなければならないというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　警察は正義で、それ以外のものはそ

うじゃないという認識では、県民納得しませんよ。（「そうじゃないですよ」と呼ぶ者あり）　いや、そういうものは納得しません。だからあくまで不法行為かどうかという問題についても、場合によっては刑事訴訟法で裁判して判決が出るとかいろいろあるかもしらぬけれども、ただ今私どもが求めているのは、やはり子や孫に美しい沖縄をどうバトンタッチするかということが大きな課題で、改めてそういう島を守るために頑張らなくちゃならぬということで我々の運動はあるわけで、それはぜひ御理解ください。

最後になりますけれども……

○議長（新里米吉君）　もう時間ですのでまとめてください。

○嘉陽　宗儀君　時間ない。じゃ次に、知事に一言聞こうと思ったけれども。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　皆さん、こんばんは。

通告書に従って一般質問を行います。

大項目１、教育・福祉行政について。

(1)、情緒障害児短期治療施設について。

情緒障害児短期治療施設、いわゆる情短施設は、心理的問題を抱えた日常生活の多岐にわたり支障を来している子供たちに医療的な観点から、生活支援をした心理治療を中心に学校教育との連携による総合的な治療の支援を行う施設と理解しています。同施設について、本県でも糸満市、観光農園施設内に設置される予定と聞いていますが、地元自治体や教育委員会等との合意形成が重要と考えます。

そこで次の点について確認したく、御答弁をお願いいたします。

ア、情短施設の設置に向けた進捗状況等、開所までのスケジュール案について。

イ、施設の設置及び運営主体について。

ウ、施設利用者の地域制限の有無について。

エ、小中学校の分校のあり方について。

オ、地元の意向について伺います。

大項目２、米軍犯罪対策について。

(1)、沖縄県における犯罪抑止に関する対策について。

御承知のように、沖縄県は国土の0.6％程度にすぎない島に全国にある米軍の約75％が集中する異常な状況に長年置かれています。沖縄への基地の押しつけ以外にも、本土復帰以降、米軍関係者による殺人や強姦など凶悪犯罪は500件をはるかに超え、米軍関係者による犯罪の脅威に県民はさらされ続けています。そのような中、2016年４月うるま市で強姦致傷殺人及び死体遺棄事件が発生しました。３月の米海軍兵による女性暴行事件があった翌月の凶悪犯罪の発生は、何がその原因なのか火を見るより明らかであります。米軍基地を抱える本土の自治体でこのようなことはあり得るのでしょうか。基地のない島の実現を訴え県議選に臨んだ者として、強い怒りと憤りがおさまることはありません。国防のためとして、米軍基地を本県に押しつける政府と県サイドは、多くの意見交換会をしているものと理解しております。

基地のない島、平和で安全・安心な美ら島沖縄の実現に近づけるためにも、当局の誠意ある御答弁をお願いします。

ア、米軍施設・区域は北海道から沖縄県まで全国128施設ありますが、都道府県単位の軍属を含む米軍関係者による犯罪発生件数を伺います。

イ、沖縄県における犯罪抑止に関する対策についての文面を見ると政府一丸となって沖縄県民の安全・安心の確保を図るため、安倍内閣としてできることは全てやるの方針のもと、以下の対策について迅速に取り組む表現があります。対策の主体は政府と読み取れますが、当局の考えはどうか伺います。

ウ、沖縄県における犯罪抑止対策推進チームが示した犯罪抑止に関する対策として防犯パトロールの強化が示されています。沖縄県警の対応状況について伺います。

エ、犯罪抑止対策推進チームが出した文書では、政府が主体的に対策に取り組むとの考えが示されていることから、防犯パトロールについても県内防犯協会を含めた県民で構成する各種ボランティア団体等に仕事をさせるのではなく、政府が非常勤職員等を直接雇用してパトロールに当たるものと理解してよいか伺います。

オ、私は、米軍基地問題は、国による財政的措置であるべきであり、かかる経費等を地元自治体に転嫁させることがあってはいけないとの認識であります。そもそも、沖縄県における犯罪抑止対策推進チームは、うるま市で発生した米軍関係者による身勝手で凶悪きわまりない事件を踏まえ、政府一丸となって沖縄県民の安全・安心の確保を図るため、安倍内閣としてできることは全てやるの方針のもと、政府は本年５月26日に内閣官房長官を長として本チームを設置しています。同チームから示された対策であれば、米軍基地問題であると素直に捉えるべきと考えます。その点を踏まえ、県当局へ強く要望をいたします。米軍基地問題に端を発した犯罪抑止対策は県民、そして県内市町村

に負担が生じることのないよう政府が主体的に対策を講じるよう、さまざまな場面で訴えるべきであると考えますがいかがでしょうか。県の見解を伺います。

(2)、安全・安心な環境の整備として防犯灯や防犯カメラの設置について犯罪抑止対策推進チームが出した文書では、補助メニューの活用は一般的に県・市町村の負担を伴うものと理解しますが、その負担分は政府が全て見るとの理解でよいのか伺います。

大項目３、環境・農業行政について。

(1)、循環型社会の構築に向け、農業用水への活用を目的に糸満市浄化センター（下水処理場）での農業用リサイクル水（再生水）の実証研究事業が行われています。渇水対策として農業振興、農家の所得向上につながるものと大きな期待がされております。

そこで伺います。

ア、事業の進捗状況について。

イ、今後の取り組みと課題について伺います。

本席より質問を終わり、質問席より再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原正次議員の御質問にお答えいたします。

教育・福祉行政についてに関する御質問の中の、情緒障害児短期治療施設についてお答えをいたします。

情緒障害児短期治療施設につきましては、平成27年７月に設置・管理運営法人を選定の上、今年度の当初予算に施設整備費を計上し、法人や建設予定地である糸満市等関係機関との調整を進めてまいりました。現在、建設予定地に係る開発許可手続など着工に向けて取り組んでおり、平成30年４月の開設を見込んでいるところです。

沖縄県としましては、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

米軍犯罪対策についての御質問の中で、沖縄県における犯罪抑止に関する対策の主体についてお答えいたします。２の(1)のイと２の(1)のオと２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

４月に発生した事件を契機として、国民の生命と財産を守ることが重要な責務である政府が、沖縄県における犯罪抑止に向けてパトロール等を行うことは一歩前進だと考えております。国は、沖縄県における犯罪抑止対策推進協議会において、施策の適切な実施を確保するため、県及び市町村と意見交換、協議調整等を行うとしております。先月開催された同協議会において、私は、パトロールの実施に当たっては、深夜から明け方にかけて発生することが多い米軍人・軍属等による事件・事故に対応するため、パトロールの時間帯を変更すること等、地域の実情も踏まえた対応を要望いたしました。また、予算については沖縄振興予算とは別枠で確保することを検討すること、防犯灯の設置等については市町村の負担となることがないこと、及び警察官の増員について早期に手続に着手するよう、沖縄の実態に合わせた実効性のある対応を要望いたしました。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　教育・福祉行政についての御質問の中の、施設の設置及び運営主体についてお答えします。

情緒障害児短期治療施設の設置及び運営主体につきましては、平成27年２月から３月にかけて公募を実施し、外部専門家を含む選定審査会を経て、平成27年７月に東京都で児童養護施設等を運営する社会福祉法人を選定したところです。現在、県と法人は、平成30年４月の開設に向けて、連携を図りながら取り組みを進めているところです。

次に、施設利用者についてお答えします。

情緒障害児短期治療施設への入所については、児童相談所が心理診断等の結果をもとに、子供の状態や家庭環境等を総合的に判断し、当該施設への措置が適当と認めた児童が入所することになるため、全県域の児童が対象となります。なお、入所後は、施設所在地である糸満市の市民となります。

次に、小中学校の分校のあり方についてお答えします。

情緒障害児短期治療施設に併設する学校につきましては、平成27年11月に実施した実態調査の結果を踏まえ、施設の建設予定地である糸満市立の小中学校の分校または分教室設置を基本とし、糸満市と調整を進めてまいりました。また、今年７月には、県教育委員会や糸満市教育委員会等の関係機関で構成する教育のあり方検討委員会を立ち上げ、当該施設に併設する学校での教育に係る諸課題の解決に向けて協議をしているところです。

次に、地元の意向についてお答えします。

県においては、情緒障害児短期治療施設の設置に向け、これまで地元糸満市と協議を重ねてきており、去る８月には市長を初め市教育長や関係部局長等に対し、改めて説明を行い、今後、連携して取り組みを進めていくことを確認したところであります。

県としましては、今後、近隣住民への事業説明会の開催を予定しており、引き続き、地元の理解を得ながら平成30年４月の開設に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍犯罪対策についての御質問の中の、全国における米軍構成員等による犯罪件数についてお答えいたします。

警察庁の公表資料によると、全国における平成27年の米軍構成員等による刑法犯検挙件数は、76件となっております。都道府県別の件数については公表されておりませんが、沖縄県警の公表資料によると、県内における平成27年の米軍構成員等による刑法犯検挙件数は、34件となっております。

次に、防犯パトロールの主体についてお答えいたします。

沖縄総合事務局によると、本来10月３日からでしたけれども、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局の管理職の職員及び非常勤職員等100名の要員が、計50台の車両により、19時から22時までの時間帯に、名護市以南においてパトロールの実施を予定しており、沖縄県内の繁華街等を巡回するとのことです。また、国の補正予算成立後は、要員200名と車両100台の体制を予定しており、現在、県警ＯＢなど非常勤職員の追加募集を行っているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　沖縄・地域安全パトロール隊と県警察の対応状況についてお答えいたします。

沖縄総合事務局から沖縄・地域安全パトロール隊を結成し、青色回転灯装備車両により自主防犯パトロールを実施したい旨の申請がなされたことから、県警察としまして、パトロール従事者を対象に、例えば県内の犯罪状況やパトロールを実施する際における留意点などの講習を行っているところであります。また、沖縄・地域安全パトロール隊の活動状況などについても適宜連絡を受けており、県警察としてもその都度、犯罪情勢に関する情報を提供するなど、パトロール隊が効果的なパトロール活動を実施できるよう必要な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　環境・農業行政についての御質問の中で、再生水の実証研究事業の進捗状況と今後の取り組み及び課題についてお答えいたします。３の(1)アと３の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

県では、農業用水の安定確保が困難な地域における水源確保の手法の一つとして、平成25年度から糸満市浄化センターにおける国の実証事業で処理した再生水を活用した再生水等循環利用型農業確立モデル事業により調査等を実施しております。今後の取り組みとしましては、野菜の実証販売の調査及び有識者による検討等を行い、再生水を利活用するためのマニュアルを策定することとしております。再生水を農業用水として利活用するための主な課題としましては、再処理に要する費用が高いことや、再生水の必要性と安全性に対する消費者の理解を高めることなどがあります。

県としましては、再生水の利活用について、関係機関と連携し、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　御答弁ありがとうございました。

通告書を、順次再質問をさせていただきます。

まず、情緒障害児短期治療施設に関して再質問をさせていただきます。

情短施設については、糸満市のほうで、私が2014年６月の糸満市観光農園、情短施設観光農園有効活用企画提案書というのを議会でもらいまして、提案理由について、この情短施設に関して、ちょっと読み上げますけれども、情緒障害児短期治療施設展開ということで、観光農園と児童福祉施設の連携ということでちょっと読み上げます。社会的養護で育つ児童を農業体験や就業体験にて受けることにより、児童福祉としては児童の情操教育の一環となり、企業として社会的責任の一端となります。さらに、農園の中に施設があることにより落ち着いた環境のもとでケアを行えるとともに、より日常的なかかわりを持つことができ、農園と福祉施設が寄り添って成り立つ、今までにないモデルケースとして事業化していきますとの提案でありまして、今回、この事業化に、先ほど答弁いただきました。これは先ほど部長は法人友好会のことでよろし

いですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　そのとおりでございます。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　ありがとうございます。
　この施設に関して、先ほど知事の答弁にもありましたけれども、施設が１年おくれということで新聞記事にも載っておりました。金城勉議員への答弁の翌日に載っておりまして、18年度開設、手続に時間ということがありまして、糸満市としてもさまざまな課題があることがわかり、今県と調整をしております。私自身も施設に関しては、もう大変すばらしい施設と思っていますし、市議会当時からこの話は出ていまして、平成27年の公募が決定した翌日に新聞報道が出ました。その時点で、糸満市教育委員会と県とが全くこのような話がなかったということがありまして、糸満市として県立の分校で進めたほうがいいんじゃないかということがありました。先ほど答弁いただいていますけれども、課題に関して、この施設に関して、糸満市に施設はあるんですけれども県内の子供たちを施設に入れるような形になるので、糸満市としてはどうしても県の分校としてやったほうがいいんじゃないかというお話が来ていると思いますけれども、それに関して教育長、糸満市とこのようなお話は。
　お願いいたします。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　糸満市とこの間、分校のあり方、分教室のあり方についての議論をさせていただいております。
　特に、糸満市との話し合いの中で入所の対象となる児童について、どのような教育が適切であるかということで、平成27年11月に実態の調査をやりました。その中で、対象児童が市立の小中学校の自閉症であったりとか、情緒障害児学級等の対象児童が多数ということで、特に県立の特別支援学校の対象となる重度の児童がいなかったということで、併設する学校につきましては、市立の小中学校を基本として必要に応じて施設内学級なども考えながら、必要があればいわゆる特別支援教室として対応していくということで、糸満市教育委員会と調整を進めているところでございます。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　部長、ありがとうございます。
　糸満市としても、私もいろんな地域の方の意見も聞いていまして、この施設が来るということでお話をして、そんなになぜ県内の子供たちを糸満市が財政的な支援を含めてやっていく、分校としてやっていくのかということが、賛成ではあるんですけれども、消極的な、子供たちのことを考えれば賛成として施設が来ること自体にはもう問題はないというお話はあるんですけれども、どうしてもこれは県立の分校としてやってほしいという意見がありますけれども、改めてこれ県立の分校としてやるお考えはないですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　これは、全国的にでもございますけれども、情緒障害児短期治療施設の認証児童につきましては、軽度の情緒障害を有する児童を対象ということで、全国的にも学校教育法の特別支援教育の区分に従いまして、市町村立の小中学校の分校、分教室が大多数というふうな状況になっているものですから、児童の状況に応じて今回の糸満市の小中学校の分校ということで調整を進めさせていただいているところでございます。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　ありがとうございます。
　部長、県立で情短施設の分校としての他府県の施設はあるのですか。御答弁お願いいたします。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　県立でも５つの団体でございますが、これは前身である虚弱児施設というのが特別支援学校に併設していた経緯があったということで、その流れで特別支援学校に置いているという例外的な取り扱いだというふうに県としては理解しています。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　私は、県立の分校で行うことが地元の教育費の負担等をさせることなく、さらに県職員の配置で運営が可能と思うんですが、改めてお伺いしますけれども、そのお考えはないですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　まず、この分校の整備費の件でございますけれども、県のほうとしましては、先ほど答弁させていただきましたが、いわゆる全県域の児童が入所するということを踏まえまして、県が適当と認めた範囲内で全額を法人に補助する予定で次年度の予算に計上して、分校の施設整備についても計上を予定していまして、糸満市への負担は求めないということで考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　部長の先ほどの答弁で、８月に糸満

市長を含め教育長含めて協議があったとお話がありましたけれども、この協議の内容について御答弁お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　８月に糸満市長、それと教育委員長、あわせて副市長等々、関係部局長も含めましてこの情緒障害児短期治療施設の設置について、再度確認させていただきました。その中で、一応基本的には、小中学校の分校でやっていくということで確認がとれました。その後の施設整備についてもこれまでどおりの取り組みと、先ほど答弁させていただいた感じで進めさせていただきたいということで確認がとれた次第でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　糸満市が、糸満市の分校でやるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　その内容で糸満市とは調整させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　済みません。こういった施設に関してですけれども、地域含めて住民説明会等もとても大切だと思っております。

ちょっと話変わりますけれども、観光農園の近くの施設に少年院の工事、今施設をつくっております。この地域の方々には、この少年院の施設と情短施設は全く別個ではあるんですけれども、住民説明会についてちょっとお話しさせていただきます。法務省が土地を購入してから少年院を移設するということありきで地域住民、糸満市のほうにお話があったんです。これはまだ地域住民として少年院というちょっと悪いイメージを持っていることがありまして、なぜ地域住民説明会をしないで土地を購入してからこういったことが出てきたのかというお話がありまして、これは今もう解決していろいろなお話や協議をして、糸満市としてもやはり地域住民の同意がないとということで、同意を得て今少年院の施設をつくっております。

こういったことがありますので、この施設に関しては、私はもう大賛成であります。ただ、糸満市の負担がないように、ぜひ地域住民にも説明をしてもらって、先ほど部長のほうからお話がありましたけれども、財政的な支援を糸満市に負担がないようにとお話がありました。

それで維持管理等があると思うんですけれども、この維持管理に関して県が、児童施設の若夏学院ですか、県のほうで維持管理をしていると聞いています。糸満市のこの情短施設に関しても維持管理費は県が負担するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

施設の整備については、当然、先ほども答弁させていただいたように県のほうで負担するということで考えていますが、光熱水費等の維持管理につきましては、これは市のほうに施設が整備されましたら地方交付税措置がされるというふうになります。この試算によりますと十分に維持管理費、経費は賄えるというふうに理解していますので、この分については、糸満市の負担でということで話を進めさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　答弁ありがとうございます。

新聞にもありますように、スケジュール等を変更したとあります。その後にさらなるおくれがないようにという記事が載っていますので、ぜひおくれがないように部長しっかり対応して、立派な施設をつくって軽度の子供たち、情緒障害の子供たちがしっかりと、環境的にはもう大変すばらしい施設であります。農園を含めて動物等もいっぱいいますので、これは子供たちにとっては本当に、沖縄県のこの施設が見本的になるような施設だと思っております。ぜひしっかり取り組んでもらいたいと思っております。

ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時49分休憩

午後７時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

上原正次君。

○上原　正次君　続きまして、米軍犯罪に対して質問をさせていただきます。

先ほど、答弁を副知事のほうからいただきました。これもパトロール隊のことで、副知事の答弁含めて新聞にもありまして、いろいろな犯罪に対して、こういうパトロール隊を、先ほどの答弁ではしっかりやっていくというお話がありました。警察本部長からもお話がありましたように、パトロール隊をしっかりやるというお話がありますけれども、これはどちらになりますか、防犯協会に呼びかけるというお話があります。防犯協会を含め、地域安全協力隊、すごく地域のことを一生懸命やっているボランティア団体でありますので、私たちもよく一生懸命やっているのはよく理解し

ております。やはり、週末でいろいろな繁華街をパトロールするということで防犯協会にお願いするということなんですが、この防犯協会は、沖縄県下に何団体あるのだろうと。

○警察本部長（池田克史君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時50分休憩

午後７時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　ちょっと手元にございませんが、それぞれの署に防犯協会がございますので、沖縄では14警察署ありますから、それぞれに14あって、あとは県内全体をやっています防犯協会連合会が県内に１つあると理解しています。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　もう時間がありません。ここで終わります。

再生水については改めてまた質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　こんばんは。

社民・社大・結連合、社民党、うるま市選出の照屋大河です。

通告に従って一般質問を行います。

まず、大きい１番、県民の過重な基地負担について。

(1)、辺野古違法確認訴訟判決について。

判決は、「普天間飛行場の被害を除去するには本件新施設などを建設する以外にない。建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」と断定しています。辺野古新基地建設を認めるか、普天間飛行場による被害を認めるかと二者択一を迫り、沖縄に基地があることを当然とする構造的差別を正面から認める内容について知事の見解を伺います。

公有水面埋立法に基づく知事の承認権限について、「審査対象に国防・外交上の事項は含まれるが、これらは地方自治法などに照らしても国の本来的任務に属する。国の判断に不合理な点がない限り尊重されるべきだ」としており、県民の公益性よりも国益を優先するとの内容である。国と地方の関係は対等とする地方分権の流れにも逆行するものであり、知事の見解を伺いたいと思います。

ウ、今後の辺野古新基地建設阻止への知事の決意について伺います。

(2)、嘉手納基地や普天間飛行場における外来機による爆音被害や墜落事故について。

ア、去る９月22日、米空軍嘉手納基地を飛び立ったＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が辺戸岬の東153キロ沖で墜落した。墜落機はノースカロライナ州の海兵隊航空基地所属で、米海兵隊岩国基地から飛来した外来機であります。墜落事故に関する県の対応について伺います。

イは取り下げます。

(3)、普天間飛行場の補修事業について。

防衛省は去る８月19日、普天間飛行場で老朽化が進んでいる格納庫や管理棟、兵舎、貯水槽など19施設を補修すると発表した。対象施設の内訳、工事期間、予算、法的根拠など補修事業の詳細について、防衛省からいかなる説明を受けているのか伺います。

(4)、普天間飛行場への軍用機追加配備等について。

米海兵隊は去る９月16日、カリフォルニア州からＭＶ22オスプレイ２機、ＣＨ53大型ヘリ１機、ＵＨ１Ｙヘリ３機の計６機を岩国基地へ搬入し、沖縄に向かうと発表しています。

事実関係について県は把握しているか伺います。

(5)番目、返還予定の米軍基地に関係する道路整備事業について。

環境補足協定等がネックとなり、米軍基地内に立入調査ができず、県の道路整備や河川改修事業に滞りが出ているようだ。事業を進めるに当たって、具体的にいかなる支障が出ているのか、各事業の概要とあわせてとありますが、随分たくさんの事業があるようですので、ここはうるま市の与勝半島南側道路、それから天願川の橋の改修事業について、事業の概要について伺います。

(6)、米軍北部訓練場高江ヘリパッド建設について。

ア、警備体制をしくに当たり、県警機動隊だけでは不足していると判断した理由及び全国から500人規模の機動隊員を応援要請するに至った理由を県警に伺います。

イは取り下げます。

ウ、500人規模の県外からの機動隊員が投入され、県警機動隊と合わせて800人とも言われる人員が高江の現場で県民と対峙している光景は異常そのものであると考えるが、知事の所見について伺います。

エとオについても取り下げます。

大きい２番目、子供の貧困について。

(1)、ひきこもりや非行等の状態による不登校児童

生徒への支援体制について伺います。

(2)、母子・父子家庭のうち、生活困窮世帯への自立支援の状況について伺います。

大きい３番、難病と闘う子供たちに公的支援を。

(1)、拡張型心筋症のため、心臓移植が必要な森川陽茉莉ちゃんを救おうと多くの県民の善意が寄せられています。同じく拡張型心筋症でことし２月に渡米し、心臓移植手術を受けた翁長希羽ちゃんへの寄附の余剰金がひまりちゃんを救う会に寄附されるなど、ここ数年、県内では似たような支援形態をつなぐ形で４人の子供たちの命を県民の募金が救ってきています。今回の陽茉莉ちゃんで５人目であります。今後も、難病を抱える我が子の命を救おうとわらをもつかむ思いで助けを求めて立ち上がる親御さんが出てくることだろうと予想します。これまで県民の善意でつながれてきた命のバトンを基金化するなど公的な形で支援するすべはないか。ぜひ県として検討してもらいたいが、知事の考えについて伺います。

大きい４番は取り下げます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

県民の過重な基地負担についてに関する御質問の中の、辺野古新基地建設阻止への決意についてお答えをいたします。

私は、知事就任後、普天間基地の県内移設に反対する建白書の精神に基づくオール沖縄の立場で、辺野古に新基地を絶対につくらせないことを県政運営の柱として県民との公約を守り、全力を尽くしてまいりました。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古に新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も、県のあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地をつくらせないとの公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

県民の過重な基地負担についての御質問の中で、ハリアーの墜落事故についてお答えいたします。

平成28年９月22日午後２時ごろ、海兵隊所属のＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が、沖縄の東方約100マイルの海上に墜落しました。県民の人的・物的被害は報告されておりませんが、航空機事故は一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。９月23日に第３海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、９月24日には防衛大臣に対し、原因究明がなされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議いたしました。

なお、９月23日に在沖米海兵隊及び沖縄防衛局から、墜落事故後、同型機の飛行は停止しているとの報告がありました。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県民の過重な基地負担についての御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決についてお答えいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、知事の承認権限に対する判決についての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立法は、国防に関する事業について特別な規定を設けておらず、国が事業主体となる埋立承認の出願についても都道府県知事を承認権者としております。国防・外交上の事項に係る埋立事業であって

も、都道府県知事は、埋め立てによる不利益と埋め立てを正当化し得る公共性・必要性が認められるか否かについて、実質的に判断することができると考えております。なお、埋立承認に関する事務は法定受託事務ですが、さきの地方自治法改正により、法定受託事務も地方公共団体の事務とされたという観点からも、知事の判断が尊重されるべきものと考えております。

次に、普天間飛行場補修事業の防衛省からの説明についてお答えいたします。

去る８月19日に防衛省から発表があった補修事業について沖縄防衛局に確認したところ、同補修事業は平成24年４月の２プラス２共同発表を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの予定で実施しているとのことです。補修事業の詳細については、今後実施する調査結果を踏まえ、補修する範囲や規模、補修の内容を検討するとのことでした。また、８月31日の普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府から同補修事業は、普天間飛行場の固定化につながるものではないとの説明がありました。

次に、普天間飛行場へのオスプレイ等の飛来についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によると、普天間飛行場に飛来したＭＶ22オスプレイ２機及び今後飛来予定のＣＨ53ヘリ１機、ＵＨ１Ｙヘリ３機については、現在配備されている機体を整備する間の代替機であり、同飛行場の配備機数に変更はないとのことであります。

次に、機動隊員が移設工事現場で県民と対峙していることについての御質問にお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。

県としては、警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　県民の過重な基地負担についての御質問の中の、公共事業推進の影響等についての御質問にお答えいたします。

与勝半島南側道路（仮称）のホワイト・ビーチ地区については、計画道路用地が海軍、陸軍両方の管理区域にまたがっており、その取り扱いの考え方に相違があることから、協議を進めることができない状況にあります。また、天願川の事業延長約6.5キロメートルの区間については、平成34年度完了予定でありますが、陸軍貯油施設関連のパイプライン３本の切りかえ方法や橋の設計条件の確認など、協議におくれが生じております。そのほかにも、浦添西原線港川道路など道路６カ所及び比謝川など河川６カ所において協議が進展していない状況にあります。このようなことから、道路・河川事業の推進に必要な米軍施設・区域の一部返還または共同使用が迅速かつ着実に行えるよう関係機関に要請したところであり、今後は米軍にも直接要請する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　北部訓練場周辺における警備体制についてお答えをいたします。

北部訓練場における警備部隊の人員等の詳細につきましては、対応能力等が明らかになるおそれがあるため、お答えすることは差し控えさせていただきますが、北部訓練場周辺では、これまでの答弁で述べてきたような、例えば低速走行や車両放置などの抗議活動が見られるところでございます。そうした上で、国頭村の採石場から北部訓練場まで40キロの行程があること、70号線は特に東側では代替性のない通行用道路であること、安全に最大限配慮した対応を行うために、１人に対し複数名の警察官が必要であることなどから所要の警備体制が必要と判断し、沖縄県公安委員会から関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求が行われたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　子供の貧困についての御質問の中で、不登校児童生徒への支援体制についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、不登校改善の対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員の活用や教育相談・就学支援員配置事業などの施策を展開しております。さらに、不登校対策リーフレット等を活用し、学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子供の貧困についての御質問の中の、ひとり親家庭への自立支援についてお答えします。

県におきましては、児童扶養手当の支給や医療費の助成、就労相談や資格取得のための各種講習会の実施、沖縄振興特別推進交付金を活用した認可外保育施設利用料への助成など、ひとり親家庭の生活や子育て、就業等について、総合的に支援しているところです。また、民間アパートを借り上げ、無償で提供しながら就労や生活などを総合的に支援する母子家庭等生活支援モデル事業については、現在の南部地区での実施に加え、北部、中部地区に拡大するための経費を今議会の補正予算案に計上したところです。

県としましては、引き続き、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るための支援の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　難病と闘う子供たちへの公的支援についての御質問の中の、心臓移植が必要な子供たちへの支援についてお答えいたします。

臓器移植は、臓器を提供していただく方の善意に支えられておりますが、国内では、15歳未満の子供からの提供数が少ないため、海外での移植を決断される家族が後を絶たない状況となっております。今回のように、移植には高額な費用が必要になりますので、これまで多くの県民が募金による支援を行い、命のバトンをつないできました。改めて、県民のユイマール精神に感銘を受けたところであります。現在、子供の臓器提供には、施設の体制整備や脳死判定の困難さが課題となっており、厚生労働省がそのための対策を検討する予定であると承知しております。

県としましては、臓器提供施設の体制整備の充実やドナー登録者数の増加につなげる普及啓発が重要であると認識しており、今後とも国の動向に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時13分休憩

午後８時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋大河君。

○照屋　大河君　まず、ハリアーの墜落事故について伺います。

先ほど副知事が、事故後迅速に原因究明されるまでの飛行停止を求めたということで答弁をいただきました。その上で、現在同型機は飛行停止の状態ということで答弁がありました。ただ、この飛行停止について、先日私たち社民党県連も防衛局のほうに同様の要請をしたんですが、同様の要請というのは、せめて事故原因が究明されるまでは同型機の飛行をするなと米軍に言うべきだと言ったんですが、それは防衛局、政府としてやらないという答弁でした。そういう対応がありました。これについて、先日報道でもありました。ヘリが墜落したが……

済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時15分休憩

午後８時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　大河君　2010年８月の米軍ＨＨ60救難ヘリの墜落事故をめぐって、事故原因が究明されないまま同型機の飛行を再開する方針を発表したということで、発表した嘉手納基地の司令官に対し、沖縄防衛局長がその日のうちに理解できるとの文書を示していたと。この件についても、地元の宜野座村長は米軍と防衛局との間で内々に話が進められて、理解できるという話は地元にとっては理解できないんだというふうに答弁されています。不安を抱く県民、住民の声より、米側の意向を尊重するような政府の姿勢があるんですが、今回の飛行停止については、米軍の裁量の範囲ということで県は考えているのか、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　御質問は米軍の裁量の範囲かということですが、この件につきましては、先ほど安慶田副知事からも答弁ありましたように、デビット・ジョーンズ太平洋基地副司令官が対応したわけですが、ニコルソン中将の四軍調整官の要望に対しましてお答えしたものが、現時点ではとまっていますというような話がございました。それから24日土曜日には稲田防衛大臣もいらっしゃっておりますが、稲田防衛大臣は、その際にもシュローティ副司令官にお会いして、安全が確認されるまで飛行停止されることを当然だと思っていますということで申し入れたことを伝えてございます。そういったことも含めて、飛行は停止されているものというふうに県は認識しております。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　提出されているかどうかの認識ではなくて、今の件は、稲田さんが米軍に対してそう言ったということなんですか。県が防衛大臣にそう伝えた

ということなんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。
県は、稲田防衛大臣にも、他の方々にも要請したものと同様なことを要請したわけですが、その際に、これは知事、副知事等と稲田防衛大臣が面談した際にそういった発言はしたということでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋大河君。
○照屋　大河君　先ほどの事例があります。米軍が原因究明しないままに飛行を再開すると言ったら、それはそれで理解するという国の姿勢が前回の宜野座の事例であったということですので、今回のハリアーの事故についても究明をしっかり求める。事故原因の究明を求める。それも含めて、それまでの同型機の飛行はやるなということは、強く県としてその立場を堅持していただきたいなというふうに思います。
それから今回のハリアー機なんですが、岩国基地から来たいわゆる外来機です。この外来機による爆音被害などというのは、今議会でも訓練が移転合意されたとて、外来機が来て周辺住民には多くの被害があるということで、外来機は来るべきではないというふうに地域の住民は大きく思っているところですが、今回の事故もこの外来機なんです。この外来機についてなんですが、去る７月12日三沢基地所属のＦ16が嘉手納基地に飛来したときに、沖縄防衛局は嘉手納町基地渉外課に対して、米軍嘉手納基地第一航空団の回答を仮訳しメールにて提供しています。当該仮訳には、Ｆ16飛来の事実とともに、嘉手納飛行場は日本における共同防衛を提供するとともに、地域の平和と安定を推進するというさらに大きな役割を有しており、これらを達成するための外来機の支援も役割の一つに含まれていますというふうに、米軍の航空団からのメールがあって、それを防衛局が仮訳して地域の自治体ということで嘉手納町に示されているわけです。嘉手納基地について、その役割に外来機支援が含まれているという米側の認識、そしてそれを仮訳ということではありますが、仮訳したまま基地、地元の嘉手納町に示すという防衛省の政府の姿勢、この外来機の飛来については先ほども申し上げました。繰り返しになりますが、訓練が移転しても外来機が来てそのまま減らない。外来機が来ることによって、その事件・事故の蓋然性も高くなっていくんじゃないかということで地域住民からの声はありますが、この件について、県は資料を渡してあるので確認してあるとは思うんですが、この件について伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　今議員からの御指摘のものも県にも同じ内容で連絡が実はありました。県は、外来機が沖縄で訓練する理由は何なんだというようなことも含めて照会したところでございます。県のスタンスとしましては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練によって県民に被害や不安を与えることがあってはならないということで、この負担軽減について、これまでも日米両政府に強く要請しているところですけれども、これからも外来機の飛来、常駐機そういったことも含めて航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に求めていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋大河君。
○照屋　大河君　今公室長が言うのは当然だとして、米軍が嘉手納基地には外来機支援の役割があるというその認識。そして、それも防衛局を通して自然と流れてくるわけですね、メールを通して。これは何か日米合同委員会あるいは日米間の日本とアメリカ間の約束、法律的な約束の中にこの外来機の支援というものがうたわれていて、県民や地域の皆さんや県が、幾らその外来機来るな来るなと言ったって、基地があればそこに来て外来機の訓練を受けざるを得ないんだ。外来機についての支援は、もう嘉手納基地としての役割なんだということなのか、その点についてはいかがなんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　繰り返しの答弁になるかもしれませんけれども、我々が受けましたメールをそのまま読みますといろいろありますが、嘉手納飛行場は日本における共同防衛を提供するとともに、地域の平和と安全を推進するという大きな役割を有している。これらを達成するための外来機支援も役割の一つに含まれるというメールが県のほうにも来てございます。そういったことに対して、その理由は何なんだということで強くお聞きしているわけですがまだ回答がないと。
今議員の御質問は、それは合意事項等があるのかというようなことだと思いますが、この件も含めて再度沖縄防衛局等に確認したいと思っております。
○議長（新里米吉君）　照屋大河君。
○照屋　大河君　外来機の飛来によって非常に苦しんでいます。負担軽減ということで訓練が移転されても外来機が来てしまっては、しかも去年、ことしの騒音の測定結果によってはむしろふえているんだという結果も出ていますので、この点については厳しく確認をしていただきたいというふうに思います。

次に、高江について伺いたいというふうに思います。

高江については、本部長、北部訓練場の過半の施設を返還する。それから、新たに６個のヘリパッドを建設する。住宅を取り囲むように、集落を取り囲むように新しいヘリパッドが６個が建設されるわけです。既に２個は完成していて、先行運用もされている。オスプレイの被害が子供たちにあるということもこの議会で聞いたかと思うんですが、７月の防衛局からの要請を受ける前までに、既に２個のヘリパッドが完成しているんです。この建設については、私は抗議行動もあったし、建設を認めないという高江での抗議の動きもあったというふうに思うんですが、これらに対して、この防衛局の派遣要請を受ける前の県警の対応、高江の抗議者に対する対応というものはどういうものだったんですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　簡単に言えば、ちょっと承知しておりません。私が来る前なんですけれども、２個のヘリパッドが完成されているということは当然知っておりますし、その抗議行動があったり、そこで今のような警察との間で抗議行動、あと工事関係者、抗議活動の方との間でどのようなトラブルがあったかということについては、詳細には聞いておりません。もしかして何も知らないだけかもしれませんし、大きなものがなかったのかもしれませんが、詳細には聞いておりません。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　これまでの答弁で、高江については、公安委員長もそうですけれども、どちらにも寄らない中立な立場で判断してきた。ただ、防衛局からの要請を受けて全国からの派遣を要請するにつけて、これまで２個既に完成している抗議行動があったにもかかわらずやっている。これを防衛局からの要請をもって皆さんがオーケーを出してそれを全国に流すというのは、既にこの時点でどうしても年内で高江の工事を進めないといけないという政府の方針を皆さんは受け入れた判断になりはしないかというところはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

まず、沖縄防衛局から、確かに沖縄の本部長宛てに要請文、こういう工事があるのでというのはいただきました。それは先ほど公安委員からもあったとおり、行政機関相互の仁義のようなものなんですけれども、念のため申し上げますと、防衛局から要請があったから警備をするとか、要請がなかったからしないとかというものではなくて、いろんなさまざまな抗議行動がある中で、そこで交通の妨害になったり、違法行為があったりする中で警備をするのであって、例えば防衛局から要請があっても、抗議行動が全くなければ警察として全然警備する必要はありませんし、そこは防衛局からあったからというものではございません。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　先ほど僕、前置きで言ったように、６個の建設が計画されて２個のものは完成しているわけです。それも既に抗議行動があった。私も参加したということを申し上げた。それがどうして次の４個をつくるときに、急に県外への派遣要請になるのかということです。それまで抗議行動があって、既に完成している施設もあるわけですよ。あの時点で、その後県外まで派遣要請を検討するというものについては、とにかく建設を進めたいという、建設を進めたい、年内に終わらせたい。所信表明演説でも安倍さんが言っているように、総理大臣が言っているように、そういう政治的なやっぱり思いを皆さんが酌み取った形にはならないのかということを伺っているんです。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　所信表明演説は、ついこの間の所信表明演説だったわけですが、そこは抗議行動がある程度、さっきの繰り返しになりますけれども、広範に予想されるからということでございます。かつ、その前の２個のヘリパッドについては、私も詳細には承知していないわけですけれども、今回については、車がとめられていたり、そして実際のところ７月22日には道路封鎖されて200人ぐらいの方々が座り込んだなどとの――結果論かもしれませんがあったので、そのような状況を予想した上でということであります。ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、２個のヘリパッドの抗議がどうだったかというのは、なかなかわかりにくいですけれども、抗議行動を予想した結果、その結果としてまたそれが大体当たったわけですけれども、要請をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　少しもう県警本部長の答弁については、とてもじゃないんですが、県民としてあそこで反対を訴える皆さん、そこについては、そこでこれからも住みたいと思っている皆さんなんです。そういう意味では、県警本部長の答弁については、大きな疑問を持っているところです。これについてはもう終わりたいというふうに思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時31分休憩

午後８時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋大河君。

○照屋　大河君　この辺野古について最後に県知事に伺います。

きのう違法訴訟の上告理由書が示されました。代替性のない希少な自然の不可逆的措置という不利益を問題にしているわけです。これを辺野古から高江に置きかえると、きのうの理由書を見ても、県はもっともっと高江について強く、鋭く意思表示をするべきじゃないかというふうに思っています。これまで辺野古に関する経過も含めて熱い思いは非常に感銘しますが、高江についても、今後さきに渡久地さんが言った課題も含めて検討して、強い県の対応を検討するよう求めたいというふうに思います。

以上で終わりたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　皆さん、こんばんは。

もうしばらくでありますので、もうちょっと我慢していただきます。

会派おきなわの平良昭一でございます。

一般質問を行いたいと思います。

その前に、去る６月３日に亡くなられた玉城義和さんは、私と同郷であり、私自身が政治の道に入ることに大きな影響を与えた先輩でもありました。激動する沖縄を代表する論客として幅広く活動した義和さんの功績は、県内だけではなく全国地方議員交流会の中心的なメンバーとして精力的に活動を展開したことから、８月22日には東京御茶ノ水で偲ぶ会が開催され、私も参加させていただきました。100人を超える方々が参加した会は、別れを惜しむこともありますが、器の大きかった政治家として、義和さんの偉業を心からたたえているものだと感じました。20年ほど前から保革を超えた組織をつくり上げ、沖縄から日本を変えると言っていた義和兄貴のことが今でも脳裏から離れません。闘いの道半ばで倒れたことは無念でなりませんが、先輩の遺志をしっかり受け継いでいき、私自身も真っすぐに恥じないように頑張っていくことを改めて確認をする偲ぶ会でございました。

改めて御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

１点目、知事の政治姿勢についてですが、９月16日に出た判決は、政治的色彩の濃いもので中立性のない判決であると専門家たちも言っており、実質的な審査はほとんど行っていないとの指摘もある。県民もそのように感じているし、日本の三権分立主義の根底を揺るがすものである。この辺野古違法確認訴訟裁判の判決について、知事の見解を伺います。

高江のヘリパッド建設現場で行われている抗議活動に対し、圧倒的な数で過剰警備や不当逮捕が続いている状態であります。強行的な警察活動は、市民から見て警察の政治的利用にほかならない。本来の責務である市民の保護を果たしていなく、市民の表現活動は犯罪視されているような状況であります。警察の政治的中立性に対する疑念について、知事の見解を伺います。

そして、高江ヘリパッド建設工事による違法性のある森林伐採について指摘されているが、知事の見解を伺います。

先月22日に米海兵隊ハリアー戦闘攻撃機が沖縄近海で墜落し、県は即座に訓練中止の要請を行ったにもかかわらず、原因究明が解明されないままの状態でエンジン調整を行っているような状況があります。この件に関し知事の見解を伺います。

２点目、認定こども園の有効活用についてでありますが、認定こども園は幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設であり、就学前の子供に対する教育・保育を一体的に行うことができる施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用することができ、過疎地域等において、幼稚園と保育園を単独で設置することが困難な場合の集団保育ができるメリットがあります。特に、離島では幼稚園がない地域もあり、この制度を生かした取り組みができるはずであります。県の考え方を伺います。

３点目、沖縄海水揚水発電所廃止についてですが、廃止が明らかになった国頭村安波の沖縄やんばる海水揚水発電所は、資源エネルギー庁の委託を受けて、電源開発が1990年から建設着工され、建設費320億円を投じて1999年に完成した。離島などの海洋地域に適した再生可能エネルギーシステムとして、５年間の実証試験、運転開始の後、発電運転を行い、2014年度まで沖縄電力と売電契約を結んでいたが、７月に突然の施設廃止を決定。国家プロジェクトで進められてきた実証施設をいきなり廃止ということはおかしい。電源開発株式会社と沖縄電力の売電交渉が不調に終わっただけの理由で納得できるものではないし、膨大な予算や研究機関、世界で唯一の海水を利用した施設のデータが無になる批判は避けられません。その背

景、経緯、今後の善処策について伺います。

４点目、低炭素島しょ社会の実現についてです。

将来の２次エネルギーでは、電気・熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待され、水素をエネルギーとして利用する水素社会について包括的な検討を進める時期に差しかかっております。2014年４月には水素社会の実現に向けた取り組みの閣議決定の中、エネルギー基本企画で役割を位置づけられたほか、水素エネルギー戦略ロードマップを策定し、東京都や企業が具体的な取り組みを始めております。将来の低炭素社会の切り札になる水素社会が、本土の事業体におくれをとらない取り組みが必要だと考えるが、今後の水素発電について県の考え方を伺います。

次に、再生可能エネルギー発電の太陽光発電設備についてですが、発電設備の増加に伴い、土地利用に関する防災上の懸念や地域住民とのトラブルが生じたり、都市計画上の阻害要因になっているケースもあり、無秩序な太陽光パネル設置で諸問題が起きている状況であります。設置するための認可が経済産業省で行われているため、自治体や住民はパネルが設置されるまでその事実を知ることができない状況がその要因であります。安定的な事業実施に当たっては、その設置場所をめぐる土地利用規制の遵守や地域社会との共生が不可欠である。資源エネルギー庁は、いわゆる事前調整型としての手続のガイドラインを策定することを決め、方向性としては基本的に国が総論、そして地方公共団体が具体的な内容を策定できる方向で調整しているようであります。今後、法令遵守規定や地域住民との信頼関係構築等の県の対応策について伺います。

５点目、僻地保健医療対策の推進について。

(1)点目、巡回医療航空機の新設についての県の対応を伺います。

国補助がヘリのみであったが、来年から固定翼機も補助対象に加える新規事業を設けることになったもので、県の考え方を伺うものです。

(2)点目、僻地患者輸送車、これは船も航空機（回転翼・固定翼）の運航支援事業についてですが、平成29年度新規事業として、重篤ではあるが一刻を争うほどの緊急性はなく、かつ、搬送に耐え得る患者を離島・僻地からヘリや固定翼機で搬送する場合も補助対象とすることとして概算要求を行っているが、その取り組みを伺いたい。

(3)点目、救急救命センターの指定要件について伺います。

６点目、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプを県内に呼び込むための、沖縄2020事前キャンプ等誘致推進委員会なるものが立ち上がっているが、その詳細について伺いたいと思います。

我が会派の代表質問との関連ですが、新垣光栄議員が質問した闇民泊の件について伺います。

闇民泊が増加している状況についてどのように認識しているかについて伺っておりますが、無許可で営業を行っている施設の実情を把握することは困難だとの答弁でありました。観光立県として、そのような状況が続くことはよいことではありません。先進地の事例も踏まえながら、いま一度実態調査及び対応取り締まりの現状はどうなっているのか伺います。

そしてもう１点、福島原発事故による県内の避難者の対応についてですが、政府と福島県は、来年３月をもって避難者の住宅支援を終了することから、県内で避難している方々が路頭に迷うことが予想されます。５年も沖縄に住んでいることは、もはや沖縄県にウチナーンチュとして位置づけられるもので、手厚い支援策を講じるべきだと思いますが、県の考え方を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平良昭一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に関する見解についてお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治

国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中で、ハリアーの墜落事故についてお答えいたします。

平成28年９月22日午後２時ごろ、海兵隊所属のＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方約100マイルの海上に墜落いたしました。県民の人的・物的被害は報告されておりませんが、航空機事故は一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。９月23日に第３海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、９月24日には防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議いたしました。

なお、９月23日に在沖米海兵隊及び沖縄防衛局から、墜落事故後、同型機の飛行は停止しているとの報告がありました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、北部訓練場における警備についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。

県としては、警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていただきたいと考えております。

次に、ヘリ着陸帯建設工事による森林伐採についてお答えいたします。

政府は、平成28年８月、県選出国会議員の質問主意書に対する答弁書で、北部訓練場の国有林野については、日米地位協定第２条第１項(a)の規定に基づき、在日米軍の使用に供するために沖縄防衛局長が沖縄森林管理署長から使用承認を受けているところであり、使用承認の条件の一つとして、立木を伐採しようとするときは、その内容等について沖縄森林管理署長と協議の上、処理するものとされているところです。沖縄防衛局は、沖縄森林管理署との協議を行うことなく立木を伐採していた事実が確認されたことを８月３日に同署に対して説明したとのことです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　認定こども園の有効活用についての御質問の中の、過疎地域等における認定こども園についてお答えします。

教育・保育施設の整備については、各市町村においてニーズ調査等を踏まえて策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき取り組んでいるところであります。認定こども園の設置は、過疎地域等における教育・保育の確保方策の一つとして考えられますが、定員が20名以上であることや常時２名以上の職員を配置することなどが要件となっております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、地域の実情に応じた子育て支援に取り組んでまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、福島県からの避難者に対する独自支援についてお答えします。

福島県は、災害公営住宅の整備等、被災地の復興状況も整いつつあるとして、平成29年３月末をもって住宅支援を終了し、新たな家賃補助制度を措置していくとしております。

県としましては、今後とも福島県の方針に基づき、避難者が同県の新たな補助制度を切れ目なく受けられるよう戸別訪問を実施する等協力するとともに、福祉制度等適切な支援が受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄海水揚水発電所廃止についての、沖縄やんばる海水揚水発電所廃止の背景及び経緯についてにお答えいたします。

沖縄やんばる海水揚水発電所は、平成３年に経済産業省が実証プラントとして建設し、平成11年に完成しております。完成後、経済産業省から委託を受けた電源開発が５年間の実証運転を行った後、平成16年から設備を引き継ぎ、平成26年度まで沖縄電力と連

携し、実証試験等を行っておりました。平成27年度から商業化に向けて沖縄電力と協議しておりましたが、折り合いがつかず、加えて、維持管理費が多額に上ることや一部設備に劣化が見られることなどから、廃止に至ったものと聞いております。

次に、低炭素島しょ社会の実現についての水素発電に関する県の考え方についてにお答えします。

水素発電とは、水素を燃料電池やガスタービンまたはボイラーの燃料とした発電方式であります。国は平成26年度に策定した水素・燃料電池戦略ロードマップにおいて、燃料電池及び自家発電用設備については2020年代に、発電事業用設備についても2030年代に本格導入する予定としております。

県としましては、国の主催する会議に出席するなど情報収集に努めるとともに、国が進める技術開発等の動向を注視してまいります。

同じく低炭素島しょ社会の実現についての太陽光パネル設置による諸問題への対応策についてにお答えします。

太陽光パネルの設置に関しては、全国的に住民トラブル等が発生していることは県としても承知しております。そのため、去る２月に、全国知事会において地方自治体の同意を必要とする制度の創設などを国に要請したところであります。現在、経済産業省では、地域と共生した形で適切に事業実施できるようガイドラインを策定し、公表することとしております。

県としましては、今後国が策定するガイドライン等の周知を図り、市町村等関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、僻地保健医療対策の推進についての御質問の中の、巡回診療航空機についてお答えします。

県は、離島において眼科、耳鼻科等の専門診療科が受診できる環境を整備するため、専門医による巡回診療を実施しております。巡回診療に係る医師の移動手段としては、通常、定期の航路及び航空路を利用しておりますが、便数、航路、所要時間等の関係から、専門医の確保及び診療時間の制約が課題となっております。

県としましては、このような課題を解決するため、厚生労働省の巡回診療航空機運営事業を活用した専門医の巡回診療についても検討していきたいと考えております。

次に、へき地患者輸送車運行支援事業についてお答えします。

厚生労働省が補助するへき地患者輸送車運行事業は、僻地の患者を最寄りの医療機関に搬送するための患者輸送車または患者輸送艇の運行に必要な経費に対して補助を行う事業であり、平成29年度より、同事業の搬送手段として、新たに航空機を対象に加えることを検討しているとのことであります。

県は、離島の急患につきましては、県ドクターヘリを活用するとともに、自衛隊及び海上保安庁の協力を得て、搬送を行っているところであります。

次に、救命救急センターの指定要件についてお答えします。

救命救急センターとして指定されるためには、施設面では専用病床及び専用の集中治療室を有すること、設備面では心臓病や脳卒中専用の医療機器など必要な医療機器を備えていること、人員体制の面では３次救急医療に精通した専任の医師及び重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を配置していること、また、救命救急センターとしての機能を確保するため、内科、外科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科等の医師を適時確保できる体制を整えていることなどの要件を満たす必要がございます。

次に、我が会派の代表質問との関連の中の、無許可民泊の実態把握についてお答えします。

県は、民泊に関する現状を把握するため、宅地建物取引業協会に対し、無許可営業に係る情報提供について依頼を行うとともに、県内各地域の観光協会等の民泊受け入れ機関を対象とした調査を行ったところであり、現在、その結果を取りまとめているところであります。また、インターネット等を介した民泊サービスの実態については、登録されている民泊施設の所在地等が掲載されていない場合が多いため、現時点においてその実態を把握しておりません。

県としましては、京都府及び京都市が行った民泊施設に係る調査の手法等を参考にしながら、インターネットの民泊仲介サイトに掲載されている県内民泊施設の許可の有無について調査することを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　沖縄2020事前キャンプ等誘致計画についてお答えいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプの誘致は、本県のスポーツ振興、観光

振興、国際交流などの地域活性化において大きな効果が期待されます。事前キャンプの誘致を実現するためには、県、市町村、競技団体が一体となった誘致活動や市町村における受け入れ体制の整備、県内競技団体との連携等が重要であります。そのため、去る８月26日、沖縄県、県体育協会及び事前キャンプ誘致の意向を示した20の市町村で構成する沖縄2020事前キャンプ等誘致推進委員会を設立したところであります。

今年度の誘致計画においては、キャンプ受け入れに当たっての課題を抽出するための実証事業を実施するほか、各国の大使館等を通じて誘致を働きかける国のオリンピック委員会や競技団体との関係強化を図り、キーパーソンを招聘するなど、キャンプ誘致の実現に向け取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　まず初めに、我が会派との代表質問の関連ですけれども、民泊の問題です。

この闇民泊というのはかなり問題視されていまして、県内でも北谷町あたりでいわゆる分譲マンションやアパートなど、そういうところで外国人あたりがかなり違法な形の中での宿泊をしているというような実例があって、先般の那覇市議会の中でもそれが大問題になっていることがありました。

そこで、先進地はあるわけですので、ここまでなぜほったらかしていたのかというのが疑問でならないような状況がありまして、聞きますと、京都市でも許可を受けていたのが７％しかなかったというんですよ。沖縄で実際どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　インターネットサイト関係については、現時点で実態は全く把握できておりません。

今答弁でも申し上げましたけれども、観光協会等を通して調査を行っているわけですけれども、まだ調査は全てまとまっていませんが中間の段階で申しますと、約６割は許可を取得している状況にございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これはもう全国的な問題でもありますので、当然沖縄県でもその実態を把握しなければいけない状況だと思います。その辺ではこれから取り組んでいただかないといけない問題でもありますので、しっかりやっていただきたい。

そしてもう１点、この合法民泊というのは恐らく３つの方法があると思います。いわゆる国家戦略特別区域法第13条、いわゆる旅館業法の適用除外を活用して戦略特区を推進していく方法、そしてまたもう１点は、簡易宿所営業いわゆる2016年４月より規制緩和されました。それともう１点、これもう新しく民泊の営業形態を想定した新しい規制、条例をつくっていく、法律をつくっていくような状況、その３つが国内のほうでも進めていかなければいけないものだと言われていますけれども、そういう状況を県は把握していますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この民泊については、国の検討会のほうで最終報告が取りまとめられました。現在我々はその法整備に向けて、国も一定準備が進められているというふうに理解しております。その法規制によって、初めて民泊というものに今本格的に行政がかかわれるような仕組みができますので、その法律にのっとった適切な対応を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　では県のほうでは、この３つの方法の中でどれをとりたいと言っているでしょうか。具体的に３つの方法でやるという方法ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現時点で考えているのは、新しいこの民泊に対する法律、これは今の旅館業法とは別の法律で規制するというような形でまとめられておりますので、その法律を待って対応したいということを考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この国家戦略特別地区、それは指定されていますよね、沖縄は。それを有効に利用する方法というのが一番手っ取り早いんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　最終報告でまとめられた形を簡単に申しますと、民泊というのは、旅館業法と別の形で規制するということで、営業日数に一定の制限をかけるような仕組みをとるわけです。それから民泊の業者は行政機関に届ける必要がある。仲介業者は登録する必要があるというような形の規制になってきますので、こういった方向でかかわっていったほうがより適切な対応ができるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　県の民泊に対する考え方をしっかり持ってこれは県民の中に示してほしいんです。その辺

がちょっと足りないところではないかなと思いますので、努力をしていただきたいと思います。

それと、これまでの――もとに戻りますけれども――違法な民泊、ネットで仲介している方々の問題です。これは徹底して締め出しをしないことにはだめだと思います。いわゆるサイト上の旅館業の営業許可を受けているんだ、受けていないんだということを徹底してチェックすべきだと思うんです。京都市はそれで成功した例でありますので、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　民泊に関しては、いろいろ保健所のほうで相談とか苦情を受けております。我々はそういうのを覚知したときは、ちゃんとそこに指導に出向いて行って、許可をとるように指導しますし、我々の指導の結果、営業を断念したというような例もございますので、こういった形で指導をしっかりしていって適切に運営していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　県の姿勢をちゃんと見せてほしいと思います。

それと教育民泊、これはかなり浸透していますけれども、それと一緒になっているようだったらまた困るなというのがあるんですよ。いわゆる大人民泊といわゆる教育民泊。その違いをどこではっきりさせるかというのも県の仕事だと思います。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　農林漁業民泊のことをおっしゃっていると思うんですけれども、これについても宿泊料に相当するような対価を取って業として行っている場合には、やっぱり旅館業法の営業許可が必要ということで、保健所のほうでは許可をとるように指導しているということで、最初の答弁で申し上げた観光業界を通しての調査というのもこの農林漁業民泊が中心になっておりますので、許可をとっていないというような方がおれば許可をとるように指導していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これはもう保健医療のところだけじゃなくて全体にかかわる問題ですので、連携をとってやっていただきたいというのが願いです。

それともう１点、同じ代表質問の中でありました福島の避難者支援の問題ですけれども、いわゆる陳情が上がってきた。瑞慶覧功さんがきょう言っていましたけれども、いわゆる陳情が上がっているものに対してどう対応していくかと。７つの要点があったようでございますけれども、私は福祉の関係と公営住宅、教育の部門も連携してやっていかないといけないものだと思うんです。とにかく５年も沖縄に住んでいるということはもう私たちと同じウチナーンチュだという意識を持って対応していただきたい。いま一度その考え方について御答弁を願います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

福島の避難者につきましては、家賃補助制度含めて７つの項目の要望がございます。県のほうとしては、まず福島県の方針に基づきまして、いわゆる福島県が新たに設けている補助制度をしっかり切れ目なく戸別訪問をやって、しっかりそのニーズを捉えて実施するということとあわせて、当然ながら福祉制度を適切に活用して支援していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　どうしても各市町村に散らばっているものですから、既存の福祉制度を利用するには、県と市町村との連携をとらないといけないと思うんです。どこに相談していいかわからないというのが現状らしいですから、その辺の連携策をいかにとっていくかということもお答え願います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　実は福島の皆さんで今度対象になる方々は138世帯ございます。138世帯につきまして、とりあえず一度訪問して御意向等含めて確認させていただきました。引き続きまた支援策も含めて御案内していきたいというふうに考えています。その中で市町村ともしっかり連携をとっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　続きまして、沖縄やんばる海水揚水発電の件ですけれども、これは今高江のヘリパッドの問題の中で、いわゆる見学者が帰されたと。警備員に帰されたということから発覚したというような状況がありました。全く県はこれを知らなかったんですか、廃止されているのも。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時９分休憩

午後９時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　何回か調整状況の報告は受けてございました。27年にも年２回ほど沖縄電力と電源開発が話しているような状況の報告が

ございまして、それから28年度には３回ほど、５、６、７、８月そこら辺の状況は把握はしてございました。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　敷地が米軍北部訓練場を返還させたということも言われていますけれども、実際そうだったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時10分休憩

午後９時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　そういう返還といいますよりも、最近の情報を聞いたところによりますと、現地にあります管理棟というんですか、管理棟を高江の作業用の施設に流用しているというような話はちらっと情報的に入ってきました。

○平良　昭一君　ちょっと意味が。

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時11分休憩

午後９時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　海水揚水発電所の施設全体をヘリパッドに使うとかそういう話ということではなくて、一部建設工事に係るためのそこにあった施設といいますか、管理棟といいますか、その利用は行われる話があるということを聞いたということでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いずれにしても、320億円の国家プロジェクトを電源開発と沖縄電力の売電契約がうまくいかなかったということだけで本当に閉めていいものなんですかということですよ。これを県は全くノータッチだということですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時14分休憩

午後９時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えします。

先ほど言いましたように、平成27年度とかにそこら辺彼らの調整状況を聞いておりました。その中で県としましては、可能な限り発電を継続できるよう申し入れておりました。ただし両者の交渉ですので、最終的にはそこら辺の結論に陥ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これはまた改めて再稼働するか、それともまた活路を見出してやっていくか、これはもう善後策は国、県、いわゆる事業者とのもう電源開発ですよね。電源開発の所有ですから。それに対しての３者で協議していくことは絶対必要になると思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えします。

電源開発、現在利活用の可能性について検討しているということは聞いております。そういうことでございますので、県としましては、引き続き情報収集を行い、必要に応じましては協力等を検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これは今後善後策も考えながらやっていただきたいと思います。

訴訟問題に移りたいと思います。

知事も不当な判決だということでありましたけれども、私も訴訟の審査基準、対象が翁長知事の埋め立ての承認取り消しの適法性については全く問題視されていなくて、前知事の埋立承認に違法性があるかどうかだけをいわゆる判決文書の中でも感じられるんです。当初からそういう目的の中でやらされた経緯があるんじゃないかなと思いますけれども、知事、その辺いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　相手方がそういった意図かどうかということについては、ちょっと私もあれですが、少なくとも今回の高裁は知事が行った承認取り消しに対する是正の指示が適法か違法かということが本来議論されるべきものであって、前知事が行った承認取り消しが適法か否かということが論点になるべきではないという、これは議員の御指摘のとおりでありまして、今回の上告の理由にもそういった点を指摘しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　わかりました。ぜひこれも頑張っていただきたいと思います。

そしてハリアーの墜落の件ですけれども、墜落してもまたいわゆる飛行禁止だといってもエンジン調整をしているというような状況が続いていますね。その辺いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ジョーンズ太平洋基地副司令官と安慶田副知事が面談してございますが、その際に、ジョーンズ副司令官は安全というのは最も優先順位が高いんだと。徹底的に調査を行ってなぜ航空機が墜落したかということを徹底的にやると。その調査結果については、透明性を持って沖縄県に対してその原因が何であったかを説明するというふうにありますので、そういったことを県は今調査結果等を踏まえて待っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　わかりました。

高江の異常警備の件ですけれども、公室長も住民の安全を最優先してほしいということでありました。言論の自由はあるわけですけれども、鉄パイプやヘルメットをかぶって抗議行動をしているわけじゃないんです。そういう状態からしても、完全な行き過ぎた警備だと思いますけれども、どう考えますか。その点から。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　答弁繰り返しになるようですけれども、やはりこの表現の自由ということもあります。これは大変尊重されなければならないということですので、警備活動に当たってはそういった方々の一定の配慮を行うことが必要であろうと。ただ一方で、やはり市民への日常生活への影響もあってはならないというのも大切な部分だと思いますので、そういった方々の日常生活にも配慮していただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これを本部長、どう思いますか。鉄パイプやヘルメットをかぶっていない方々に対して、異常警備だという地域からの声があるわけです。その辺どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　どういいましょうか、それはまさに現在の抗議行動に対して、違法かつ危険なものに対してそれに応じた警備を行っているものというしかないものでありまして、平穏な抗議であれば全くこちらは関知しないし、また、議員がおっしゃるような鉄パイプ、ヘルメットのような抗議であればそれ相応のまた警備になるという相応なものになると思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これまでの議員の方々が聞いたものがありますけれども、いわゆる作業員を車に乗せていったということ。あれはあくまでも作業を進めるために一方的になっていないかという議論だと思うんです。そういう面では、県警がやるべきこと、いざこざがあるのであれば、それを間に入ってとめていくのが皆さんの仕事じゃないんですか。いかがですか、その辺。一方的に作業員だけを運ぼうということに対してはちょっと疑義があります、私は。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　これも前の答弁で説明したとおりですけれども、９月２日と５日のことだと思います。それで作業員が３時間また２時間ほどにわたってとめられまして、それで作業員が歩き出したところ、その作業員に対して罵声を浴びせたり、もしかしたら手を出すようなこともあるかもしれないということで、当然警察はそれをとめるんですけれども、その中でまたいろいろトラブルがある中で、結果として現場の判断でやむを得ず搬送したものと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　次に移らせていただきます、時間がありませんので。

太陽光パネルの問題ですけれども、国はガイドラインをつくって主導していくということでありますけれども、もう既に大宜味村は条例化しています、その問題に関して。県はかなりおくれているような状況だと思いますけれども、県の対応はどうしていくんですか、これから。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時21分休憩

午後９時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　大宜味村が先月施行した太陽光パネルの関連条例を施行したというのは承知しておりますけれども、県としましては、今国が検討しているガイドラインを注視しながら、その中をちょっと吟味しながら今後どうしていくか検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この問題は、いわゆる事業としての法令遵守をしてほしいという信念に基づいてやっていかないといけないと思うんです。であれば、他法令の遵守の担保がどうしても必要になってくると思う。ほかの電気だけじゃなくて、ほかの法令、そういうことにかかわるものの中で、いわゆる抑えていけるような状況をつくるガイドラインをつくっていくことが大事だと思うんです。そういう観点からすると、いわゆる

ほかの市町村もかなり進んでいるところがありますので、ぜひその辺は早急に県のほうも対応していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　1000平米とか3000平米とか大規模になりますと、既存の土地関係等の法令で規制はできるものと考えております。ただ小規模に関しまして、それがちょっと抜けているところがあるということがございますので、そこら辺を中心にどう入れ込んでいくかということは検討に値すると考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　最後に、僻地保健医療対策の推進についてですけれども、いわゆる概算要求の中で、沖縄県の要求というのはまだかなり枠があるというふうに私は認識しています。そういう調査がありました。その中で、２機目のドクターヘリを購入していく予算というのは確保できるような枠があるんじゃないかなと思うんです。そういう面では、奄美圏内をカバーするために、鹿児島県と共同で医療の件に関して折衝していくようなことができるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　鹿児島県はことし12月からドクターヘリを大島地域で運航する予定でございます。この奄美以南の患者を100件弱未満、この沖縄県のドクターヘリが搬送しておりますけれども、これがなくなるということで今の運航状況にも若干余裕が出るのかなというふうに考えておりまして、今すぐ２機目の導入というのは考えておりません。

○議長（新里米吉君）　時間です。

○平良　昭一君　いいです、時間もないですので。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後９時26分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　武　光

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

平成28年10月５日

平成28年
第　４　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　８　号）

平成 28 年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成 28 年 10 月５日（水曜日）午前 10 時４分開議

議　事　日　程　第8号

平成28年10月５日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）
第３　請願第５号から第７号まで、第９号、陳情第108号、第117号、第119号及び第124号から第127号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで
　甲第１号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
　甲第２号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第３号議案　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第４号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
　甲第５号議案　平成28年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
　甲第６号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職管理に関する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　乙第８号議案　沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例
　乙第９号議案　沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　工事請負契約について
　乙第11号議案　工事請負契約について
　乙第12号議案　工事請負契約について
　乙第13号議案　工事請負契約について
　乙第14号議案　工事請負契約について
　乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第16号議案　訴えの提起について

乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第20号議案　平成27年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第21号議案　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第22号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について
認定第１号　平成27年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成27年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成27年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成27年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成27年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成27年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成27年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第３　請願第５号から第７号まで、第９号、陳情第108号、第117号、第119号及び第124号から第127号までの付託の件

出　席　議　員（48名）

議　長	新里米吉　君	10　番	新垣　　新　君
副議長	赤嶺　　昇　君	11　番	座波　　一　君
1　番	瀬長美佐雄　君	12　番	比嘉瑞己　君
2　番	玉城武光　君	13　番	西銘純恵　さん
3　番	親川　　敬　君	14　番	平良昭一　君
4　番	新垣光栄　君	15　番	上原正次　君
5　番	次呂久成崇　君	16　番	当山勝利　君
6　番	宮城一郎　君	17　番	亀濱玲子　さん
7　番	大城憲幸　君	18　番	當間盛夫　君
8　番	金城泰邦　君	19　番	上原　　章　君
9　番	西銘啓史郎　君	20　番	山川典二　君

21番	花城大輔君	34番	島袋　大君
22番	又吉清義君	35番	中川京貴君
23番	末松文信君	36番	座喜味一幸君
24番	渡久地　修君	37番	嘉陽宗儀君
25番	玉城　満君	38番	新垣清涼君
26番	山内末子さん	39番	瑞慶覧　功君
27番	仲村未央さん	41番	狩俣信子さん
28番	照屋大河君	42番	比嘉京子さん
29番	仲宗根　悟君	43番	大城一馬君
30番	崎山嗣幸君	45番	糸洲朝則君
31番	金城　勉君	46番	照屋守之君
32番	砂川利勝君	47番	仲田弘毅君
33番	具志堅　透君	48番	翁長政俊君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	安慶田光男君	会計管理者	金良多恵子さん
知事公室長	謝花喜一郎君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
総務部長	金城　武君		
企画部長	下地明和君	総務部財政統括監	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川　靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	人事委員会事務局長	親川達男君
土木建築部長	宮城　理君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長金城棟啓君、人事委員会委員長宮國英男君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、公安委員会委員與儀弘子さん、人事委員会事務局長親川達男君及び労働委員会事務局長大城玲子さんの出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第22号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　清涼君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

県議会会派おきなわの新垣清涼ヤイビーン　ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

クネーダヌ　クングヮチヌ　ジューハチニチヤ　しまくとぅばの日ヤイビータン。グスーヨー　ヒージーからナー島々ヌしまくとぅばチカイミソーチ　マジュンサーニ　しまくとぅばマムティイチャビラヤーサイ。

それでは、質問させてください。

１、経済政策について。

(3)、沖縄県アジア経済戦略構想について。

ア、具体的な戦略について伺います。

イ、成長産業の可能性と支援策について伺います。

ウ、今後の課題と取り組みを伺います。

２、人口行政・少子高齢化対策について。

(1)、県人口の今後の予想推移と対策について伺います。

ア、全国や他府県の現状と沖縄県の比較、そして今後の取り組みを伺います。

(2)、健康長寿県一番を目指す取り組みについて。

ア、平均寿命の現状とその原因について伺います。

イ、現在の取り組みと今後の課題を伺います。

(3)、子ども・子育て支援策について。

ア、待機児童解消策と課題について伺います。

イ、保育士確保と処遇改善の取り組みを伺います。

３、世界のウチナーンチュ大会について。

(1)、目的達成のための取り組みと成果について伺います。

(2)、ウチナーネットワークは世界何カ国・地域でつながり、どのような活動がなされているか伺います。

４、しまくとぅばの普及促進について。

私は、去る８月25日から９月７日までペルー沖縄県人移民110周年記念式典、ブラジル沖縄県人会創立90周年記念式典に参加しました。両国の記念式典、祝賀会や前夜祭の当日、式典祝賀会では琉球古典音楽の演奏、ウドゥイ、エイサーなどが披露され、参加されている方はほとんどがウチナーヂラーであります。まるで沖縄の祝賀会に参加しているような錯覚を起こすほどでした。会場や、またそれぞれの市町村との交流の場での会話は、日本語よりもウチナーしまくとぅばが多く使われていました。とてもうれしかったです。

去る９月18日はしまくとぅばの日として2006年に制定されてから10年の節目を迎えました。

県はこれまでにしまくとぅばの普及推進にさまざまな取り組みをされてきたと思います。その取り組みと課題について伺います。

５、基地問題について。

(1)、辺野古新基地問題について。

辺野古の問題は、その埋立承認審査の過程で、生物多様性の宝庫、大浦湾の自然や人々の生活環境に与える影響が懸念されることが解消されない状況を認識しながら、仲井眞前知事は、いい正月ができると突然辺野古埋め立てを認めてしまいました。県民との公約を破り、県民を裏切ったことは大きな罪として沖縄の歴史に残るでしょう。

そこで、県民の先頭に立ち、県民とともに頑張っておられる翁長知事に伺います。

ア、名護市辺野古の新基地建設をめぐる違法確認訴訟で、９月16日の福岡高裁那覇支部の判決に対する知事の見解と今後の決意を伺います。

イ、全国知事会に沖縄の基地負担を軽減する研究会が設置されました。その経緯と活動等内容を伺います。

(2)、東村高江でのヘリパッド（オスプレイパッド）の建設について。

ア、高江集落のオスプレイ被害について伺います。

イ、９月21日の新聞報道にある東村高江周辺の大規模伐採について伺います。

ウ、現場調査結果と今後の対策を伺います。

(3)、高江ヘリパッド建設周辺の警察の取り組みについて。

ア、県道70号線での検問や封鎖について伺います。

イ、警察車両による民間作業員の搬送について伺います。

ウ、逮捕者は何人で理由は何か伺います。

エ、けが人は何人でどのような状態か伺います。

オ、他府県から警察官が派遣された経緯と内容を伺います。

カ、派遣費用の内訳と県負担について伺います。

(4)、宜野湾市の基地問題について。

ウ、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の汚染物質除去作業の進捗状況を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

新垣清涼議員の御質問にお答えをいたします。

しまくとぅばの普及促進についてに関する御質問の中の、しまくとぅばの普及促進の取り組みと課題についてお答えをいたします。

沖縄県では、全県的な県民運動を展開するため、平成25年度に10カ年計画を策定し、平成27年度までの間、県民大会や各地におけるシンポジウムを開催してまいりました。また、ＮＰＯや民間団体においても、語やびら大会の開催や民話集の制作など、自主的な取り組みが行われてきました。これらの取り組みにより、しまくとぅばの普及促進については、一定程度、県民の機運醸成が図られてきたものと考えております。

一方で、平成21年にユネスコは県内５地域に伝わるしまくとぅばを消滅の危機に瀕する言語に指定していることから、しまくとぅばの県民への普及促進に向けては、より実効性のある取り組みを行っていく必要があると認識しております。

そのため、今年度策定した、平成30年度までの中期しまくとぅば普及推進行動計画では、県や市町村、普及団体、教育機関などにおける役割の明確化を図りつつ、官民連携による県民への普及促進の中核的役割を果たすしまくとぅば普及センター（仮称）を設置し、地域や学校、職場などで実践的に取り組むための講師や話者等の人材養成及び活用のコーディネート、出前講座の実施、５地域ごとの取り組みを促すための会話集や実践マニュアルの作成などに取り組むこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　経済政策についてのアジア経済戦略構想の具体的な戦略についてにお答えいたします。

アジア経済戦略構想は、今後、沖縄経済を牽引し基軸となる重点戦略と、アジア市場を取り込むことで、新たな成長を推進する産業成長戦略を柱としております。具体的には、世界水準の観光・リゾート地の実現、アジアをつなぐ国際競争力のある物流拠点、アジア有数の国際情報通信拠点の形成など、５つの重点戦略、加えて農林水産業、医療・健康・バイオ産業など４つの産業成長戦略を推進することとしております。

次に、アジア経済戦略構想による産業の成長可能性と支援についてにお答えします。

沖縄は、かつて琉球王国としてアジア諸国と交流を行った歴史と、アジアの巨大なマーケットの中心に位置する地理的優位性、加えて、沖縄の持つ地域力、文化力、人間力、自然等のソフトパワーを有しています。これらの特性を生かし、アジア経済戦略構想で掲げる重点戦略等を推進することにより、既存産業や新たな産業の成長が期待できると考えております。

また、その実現のため、那覇港総合物流センターや大型ＭＩＣＥ施設等のインフラ整備、沖縄国際物流ハブを活用した海外展開支援など、ソフト・ハードの両面から各種施策に取り組んでいるところであります。

次に、アジア経済戦略構想の今後の課題と取り組みについてにお答えします。

今後の課題につきましては、戦略構想で掲げる各種施策を着実に進めるとともに、急増するクルーズ市場の獲得など、急速に発展するアジアへの対応に加え、規制緩和の拡大などの取り組みが必要であると考えております。

今後、アジア経済戦略構想推進・検証委員会による提言等を踏まえ、施策の改善等を行いながら、アジア経済戦略構想の実現に向けて、全庁的にスピード感とスケール感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　人口行政・少子高齢化対策についての御質問の中の、県人口の予想推移と対策についてお答えいたします。

平成27年国勢調査の人口速報集計によると、日本の人口は１億2711万人で、平成22年の前回調査に比べて94万7000人の減少となっております。都道府県別の状況を見ると、沖縄県を含め８都県で人口が増加、39道府県で人口減少となっております。同調査における沖縄県の人口は143万4000人で、前回調査に比べて４万1000人の増加となっております。沖縄県の人口は、今後、平成37年前後にピークを迎え、それ以降は減少することが見込まれております。

沖縄県人口増加計画では、このような状況を踏ま

え、人口が増加基調にある現段階から積極的な施策を展開し、地域の活力と成長力を維持発展させることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、人口行政・少子高齢化対策についての御質問の中の、平均寿命の現状とその原因についてお答えします。

平成22年都道府県別生命表によりますと、沖縄県の平成22年平均寿命は、男性が79.40年、女性が87.02年となっており、平成17年と比較しますと男性は0.76年、女性は0.14年延伸しております。一方、全国平均は男性が0.80年、女性が0.60年延伸しており、男女とも平均寿命の伸びは全国平均を下回っております。その結果、平均寿命の全国順位は、男性が25位から30位に、女性が１位から３位に順位を下げたところであります。

本県の平均寿命の伸びが全国平均よりも下回った要因は、20歳から64歳のいわゆる働き盛り世代において、死亡率が全国よりも高いことにあると考えております。

次に、現在の取り組みと今後の課題についてお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を奪回することを目指し、健康づくり県民運動を展開しており、健康長寿おきなわ復活推進本部や健康長寿おきなわ復活県民会議の設立などを通して、官民一体となった施策の推進体制を構築しております。現在、アルコール対策やがん検診等に対象を絞ったテレビ、ラジオ等での広報事業、子供のころからの健康的な生活習慣の定着を図るための副読本による授業等の実施、健康づくりを行う企業に対する助成、県民会議における健康づくり表彰制度の創設などを実施し、健康長寿おきなわの復活に取り組んでいるところであります。

今後の課題としましては、特に働き盛り世代の死亡率を減少させることが重要であると考えており、がん検診の受診率の向上や職場における健康づくりの支援に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　人口行政・少子高齢化対策についての御質問の中の、待機児童解消策と課題についてお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。

待機児童の解消に当たっては、保育の受け皿である保育所等の整備と保育士の確保が課題となっており、今年度は約8700人分の定員確保に取り組むこととしております。

次に、保育士確保と処遇改善の取り組みについてお答えします。

県においては、修学資金の貸し付けや保育士試験の年２回実施などにより保育士の確保に努めております。また、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業に加え、新たに保育士のベースアップに対する支援を実施することで、処遇改善の取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　世界のウチナーンチュ大会についての御質問の中の、大会の取り組みと成果についてお答えいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会は、ウチナーネットワークの持続的な継承・発展、沖縄独自のソフトパワーの国内外への発信等を目的として開催いたします。海外からの参加申込者数は、９月26日時点で、19カ国２地域から6700名余りとなっており、前回の5317名を大幅に上回っております。今大会の特徴的な取り組みとしては、大会のプレイベントとして若者が中心となって開催される世界若者ウチナーンチュ大会、開会式における1000人の三線大演奏、ウチナーネットワークの継承等をテーマに議論が行われる県人会長・ウチナー民間大使会議等が予定されております。

これらの取り組みを通して、世界中から訪れるウチナーンチュが県民と交流し、お互いの理解を深めることで、より強いきずなが形成されることが成果として期待されます。また、今大会では、閉会式で世界のウチナーンチュの日制定の宣言を予定しており、今後は、その日に合わせて毎年、県内、国内、海外各地で、ウチナーンチュの伝統や文化をテーマに関連行事が行われることで、ウチナーネットワークの次世代へのさらなる拡大と継承につながることを期待しております。

次に、ウチナーネットワークについてお答えいたします。

現在、世界の県系人は約42万人と推計され、我が国有数の海外ネットワークを構築しております。具体的には、26カ国１地域92の海外県人会や30カ国１地域251名のウチナー民間大使のほか、ビジネス関係のＷＵＢ等のウチナーネットワークが構築されております。

県人会については会員相互の扶助や親睦等を目的に設立され、沖縄の文化、伝統芸能等の継承、本県との連絡窓口といった重要な役割を担っております。

ウチナー民間大使については、海外における沖縄の魅力発信及び文化、伝統芸能、経済、観光、スポーツなど幅広い分野における交流の人的拠点として活動しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地問題についての御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に対する見解と今後の決意についてお答えいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、全国知事会の米軍基地負担軽減に関する研究会についての御質問にお答えいたします。

昨年12月の全国知事会議において、沖縄県から、米軍基地負担軽減を協議する場の設置について提案を行い、その後、全国知事会事務局と調整を進めてきました。その結果、７月に福岡市で開催された全国知事会議において、研究会を設置することが全会一致で了承されました。現在、全国知事会事務局において、11月に予定されている全国知事会議開催までに、第１回の研究会が開催されるよう、調整を進めていただいているところです。

県としましては、研究会において、日本の安全保障に係る地方のかかわり方や沖縄の米軍基地問題について、調査研究を行い、議論を深めていただき、沖縄の米軍基地負担軽減の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、高江集落のオスプレイ被害についてお答えいたします。

東村によると、ことし６月のオスプレイやその他のヘリの夜間飛行や集落上空飛行などの苦情等が、60件程度寄せられているとのことであります。

県としては、現地の状況について、引き続き情報収集に努めてまいります。オスプレイについては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、引き続き日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　基地問題についての御質問の中の、東村高江区の伐採、現場調査及び今後の対策についてお答えします。５の(2)のイと５の(2)のウは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

県では、去る９月27日に事業現場の立入調査を行っておりますが、Ｎ１地区については、着陸帯・無障害物帯予定地での樹木の伐採はほぼ終了し、今後予定されている切り土・盛り土などの土木工事に向け、土砂流出防止柵の設置工事が行われておりました。また、Ｈ地区及びＧ地区については、樹木の伐採作業中の段階で、土木工事にはまだ着手していない状況でした。なお、新たに設置される工事用道路については、立入調査のほか、沖縄防衛局より提出された設計図等の資料についても確認した結果、切り土・盛り土などの土地の改変は行われておらず、条例に基づく事業行為に該当しないことを確認しております。

県としては、今後も当該事業現場の立入調査を行い、適切な赤土等流出防止対策が講じられているか十分に確認し、必要な指導を行っていく考えであります。

次に、西普天間住宅地区の汚染物質除去作業の進捗状況についてお答えします。

西普天間住宅地区については、沖縄防衛局において返還実施計画に基づき、土壌汚染、廃棄物、不発弾、建屋のアスベスト、ＰＣＢ含有機器の有無に関して

調査を実施しております。その結果、建物149棟のうち、148棟でアスベストを含む床材や保温材等が確認されておりましたが、ことし９月末に、148棟全棟のアスベスト除去作業が完了したと聞いております。また、ＰＣＢ含有不明の安定器が2872個確認されたことから、廃棄物処理法の基準に基づき特別管理産業廃棄物として中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州ＰＣＢ処理事業所へ搬出し、無害化処理されたとの連絡を受けております。さらに、低濃度ＰＣＢ廃棄物に該当する変圧器が１個確認されていますが、今年10月中には処分する予定と聞いております。

県としましては、引き続き適切に処分が行われるよう、沖縄防衛局に対し指導助言してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　まず、北部訓練場周辺におけるいわゆる検問や封鎖についてお答えをいたします。

県警察では、北部訓練場周辺において抗議参加者の安全確保や抗議参加者と工事関係者とのトラブル防止、一般交通を含む安全の確保などの観点から、現場における混乱及び交通の危険の防止等のために必要な警備活動を行っているところであります。北部訓練場周辺では、早朝から抗議参加者が工事車両の進行を妨害するため、車両の前の飛び出しや立ち塞がり、寝そべり、車両の下への潜り込み行為などが行われ、危険かつ違法な抗議行動により一般交通が不能となる状況が常態化しておりました。

そのため、県警察では、危険かつ違法な状態の解消を図るまでの間、県道70号線を通過する運転者に対し、検問等により交通の危険などについて情報提供と注意喚起を行うほか、車両を一時とめ置いて交通の回復を待っていただくなど必要な措置を講じているところであります。

このように県警察では、北部訓練場周辺の現場における混乱及び交通の危険の防止等のため刻一刻と変化する現場に対応し、各種法令に基づき必要な警備活動を行っているところであります。

次に、警察車両で民間作業員を搬送したことについてお答えいたします。

この件につきましては、９月２日と５日に搬送したことだと承知しているところであります。

９月２日につきましては、午前９時半ごろですが、Ｎ１地区から北向けおよそ３キロのところで作業員車両と警察車両に対し、車両十数台を道路いっぱいに放置し、そのすき間に抗議参加者およそ20名が座り込むなどの抗議活動が行われたところであります。そのような状況が２時間にわたり続いていたところ、作業員をその場所から徒歩で進行させることを検討いたしました。作業員が抗議参加者の脇を徒歩で通過した際、抗議参加者による立ち塞がりや罵声等の激しい妨害行為の状況があり、かつそこからＮ１地区の出入り口までおよそ３キロメートルあったことから、交通事故に加え民間作業員との間で、事件やトラブルなども発生しかねない危険な状況にありました。そのため、安全確保と事件やトラブル防止などのため、11時45分ごろやむを得ず警察車両に民間作業員20名を乗車させ搬送したものであります。９月５日についても同様の状況でございます。時間は８時40分ごろであり、その妨害行為があったのがおよそ３時間であります。10台の車両が道幅いっぱいに放置され、抗議参加者十数名が座り込むなどの状況にありました。２日と同様の状況でありまして、作業員が歩いたところ、危険な状況にあったことから同様の搬送をしたものでございます。

次に、北部訓練場周辺における逮捕者についてお答えをいたします。

北部訓練場のヘリパッド建設工事が再開された本年７月22日以降の逮捕者につきましては、６名となっております。公務執行妨害罪で３名、往来妨害罪で２名、昨日防衛局職員に対する傷害罪で１名を逮捕しております。

次に、抗議活動に係る負傷者数についてお答えをいたします。

県警察として確認できたけがや体調不良を訴えた方につきましては、７月11日以降では14人を把握しております。このうち救急車で搬送された方については、11人となっております。その他、警察官２人が交通人身事故に遭って救急車で搬送されております。

警察では、現場において、けがや体調不良を訴えた方を把握した場合には、救急車を要請するなど必要な措置を講じているほか、取り扱った警察官からの状況確認も行っております。その中で、これまで警察官がけがをさせたということは把握しておりません。なお、14人の中で体調不良者は６人、けが人は８人との概略的な内容は把握しておりますが、現場から搬送されたのではなく、後日みずから病院に行かれたり、また警察官の事情聴取に応じない方もいらっしゃるなど、詳細について把握できていない方もおり、全ての内容をお答えすることは困難であります。

次に、他府県から警察官の派遣を求めた経緯につい

てお答えいたします。

今回の警備につきましては、抗議活動の経緯や状況などを踏まえつつ、国頭村の採石場から北部訓練場まで40キロの行程があること、70号線は特に東側では代替性のない通行用道路であること、安全に最大限に配慮した対応を行うためには、１人の抗議参加者に対して、複数名の警察官が必要であることなどの状況があり、それに的確に対応するためには相当数の人数が必要であったことから、警視庁など６都府県に特別派遣を求めたものであります。

所要の警備体制により、地域住民の生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した形で適切な措置を講じてまいりたいと思う所存であります。

次に、警備に係る派遣費用につてお答えいたします。

各経費の負担区分について述べますと、派遣されている各都府県の警察官に係る旅費などの派遣に伴い必要となる経費については国が、給与など警察官の身分に直接付随する経費については、派遣元である各都府県がそれぞれ負担することになりますが、いずれにしましても、その支出手続は各都府県で行うものであります。その他、車両の燃料費及び修繕費については、県費による執行となっており、この経費については、国庫補助の対象経費となっております。負担額につきましては、現在運用中の業務に係る経費であることから、正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、８月末までに燃料費がおよそ950万円、修繕費がおよそ47万円となります。沖縄自動車道の通行料金につきましては、ＮＥＸＣＯ西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君　答弁ありがとうございました。

人口行政・少子高齢化についても、沖縄県も37年がピークになるということですよね。それで今その対策に取り組んでおられるということですが、やはり若い世代が結婚をして、そして子供をつくって家庭を持つという、そういう希望を持てる状況じゃないとなかなか人口はふえていかないと思うんです。もちろん他府県からの移住もあるとは思いますけれども、沖縄の魅力に魅せられて、それもあると思いますけれども、やはりそこで沖縄の県民がしっかりと暮らしやすい状況をつくっていくことが大事だと思いますので、ぜひ、その辺の取り組みをしていただいてですね。

それから保育士の処遇改善なんですけれども、やはり新聞報道からすると求人増で失業率の改善とかいろいろ出ていますけれども、保育業界は有効求人倍率が２倍前後で慢性的な人手不足にあると。資格を持っていても別の職業を選ぶという、これは、大変僕は人材の面からして損失だと思うんです。せっかく子供が好きでそういう資格を取ったのに、その仕事につけない、生活できないから仕事につけないということなんです。それはやはりいい状況じゃありませんので、何とかしてそれぞれの市町村の保育園で働いている皆さんがちゃんと生活ができるような、そういう状況づくりにぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

それから、世界のウチナーンチュ大会、若者たちにも広がって引き継がれています。大変いいことです。そして、世界のウチナーンチュの日も制定されるということであります。

しまくとぅばの普及促進について、先ほども南米での話をしましたけれども、県の調査によりますと、2011年から13年は10％もしまくとぅばを話せる方が減少し、35％になっているようです。この９月18日の新聞、論壇によりますと、「日本語とのバイリンガル目指せ　学校でしまくとぅば学習」をとありまして、文化としてのしまくとぅばを喪失しないために、しまくとぅばの学習を組み込むことは必要だと考える。学習方法としては、実際のウチナーしまくとぅばを何度も何度も聞いて、そして真似をしてしゃべってみることが大事だというふうに書いてあります。また、同じ日の記事に日本音声学会の第30回全国大会で同学会創立90周年記念大会で、しまくとぅば関連教材の作成と普及の取り組みで2015年度学術研究奨励賞を琉球大学教育学部の中本教授らが受賞したことが報道されています。

県は、この教材を、今回の世界のウチナーンチュ大会で各国からいらした、特に若い人たちにプレゼントをするとかしたらいいのではないのかなというような、これは私の提案でありますけれども、いいと思います。

世界のウチナーンチュにもっともっとしまくとぅば、そしてまた母県である我が沖縄県も35％から50％そして60％、どんどん上げていけるような、そういう施策に取り組んでほしいなと思っています。

今、辺野古では、新基地建設に大変、辺野古や高江で新基地建設あるいはヘリパッド建設で県民と県民の願いがかなえられない状況になっています。私たちウ

チナーンチュは、万国津梁の民として、アジアの中心となる沖縄県は世界に広がる県系人のネットワークがあります。そのネットワークを生かして、米軍基地を押しつけられて71年、軍事基地の島、東洋のかなめ石から平和のかなめ石、そしてまた東アジアの経済のかなめ石に向けて、民間交流を盛んにし、広域を通して人と文化のかけ橋を目指した琉球の先人たちの熱き思いを引き継いでいきたいと思っています。

東村高江のオスプレイパッド建設現場では、警察による過剰警備について、今回も各議員からいろいろ質疑がありました。池田県警本部長は、警察法２条による説明を繰り返しておられます。他府県からの応援要請についても、その理由に採石場での反対や高江橋での反対、現場まで40キロに及ぶところでさまざまな反対運動がとられるおそれがあったからと、高江住民の生活に大きな影響が起こる可能性があるからと説明されています。でも、実際には交通規制や検問で高江区民の生活に大きな影響を与えたのは、警察機動隊ではないでしょうか。また、現場で起こっていることについて、議員からの指摘や質問に対し、そのような報告は受けてないとしながら、そのことについて認識を述べておられます。苦しい言いわけにしか聞こえません。

先日も、天方公安委員は正しいことであっても違法行為であれば云々という答弁をされておりましたが、国民の人権と表現の自由など、権利について、法律の解釈や捉え方で違うのではないでしょうか。そもそも数々の選挙で、沖縄にこれ以上の基地負担は御免だ、新しい基地は要らないとする民意が出たのに、その結果を受けとめない政府の行為が問題であります。これが民主主義でしょうか、政治でしょうか。

高江区民によるオスプレイパッド建設に反対する運動は、９年前から続いています。その間には、反対する村民を政府が裁判で訴えるスラップ訴訟もありました。村民は、非暴力で座り込み、プラカードや横断幕などで訴えてきました。そんな村民の訴えに対して防衛局は、警察権力を導入して村民を排除し、工事を強行して完成させました。それが、Ｎ４地区です。そこから離発着するオスプレイは、低空飛行で地域住民の上空を飛び交い、オスプレイやその他のヘリコプターなどの騒音を理由に、ことし６月には、東村役場に寄せられた苦情は約60件で、１カ月だけで昨年の１年分を上回る苦情が村役場に届けられているようです。このように、子供たちや地域住民の安全・安心な生活が脅かされています。だから、地域住民は自分たちの生活を守るために反対の声を上げているのです。なぜ、Ｎ１の工事を始めるに当たり、他府県からの警察機動隊の応援が必要だったのでしょうか。無暴力の住民運動ですからＮ４では県警だけの対応でオスプレイパッドが完成されています。今回の他都府県からの応援部隊は500人から1000人とも言われています。どうして、こんなに多くの機動隊が必要なのでしょうか。そのことは、安倍総理が、沖縄県民の負担軽減に向けては、できることは何でもするという旨のことを発信しておられますが、それは、沖縄の基地負担の現実を知らない多くの他府県に住む国民向けのアナウンスであり、私たち沖縄県民には、沖縄に米軍基地を押しつけておくためには、できることは何でもすると聞こえます。米軍に基地は提供するけれども、その運用については口出しをしないとするこの国のあり方は、主権国家と言えるのでしょうか。まるで、アメリカの占領国ではありませんか。米国の軍事政策に追随し、国民の声に耳を傾けない今の政府は、国民の安全・安心を守り、確立することから大きく離れています。

今、県警では、ちゅらさん運動が取り組まれています。（資料を掲示）　ちゅらひとづくり、この中には、ちゅらひとづくり、沖縄の将来を担う子供たちの健全育成がうたわれております。米軍が集中する沖縄県、とりわけ嘉手納や普天間基地周辺、最近ではオスプレイの飛行ルートは全県に広がり、特に東村高江地域ではＮ４ヘリパッドから飛び立ったオスプレイが地域住民の上空で低空飛行を繰り返し、子供たちを初め地域住民に過重な爆音被害を与えています。子供たちの健全育成にはなりません。２つ目に、ちゅらまちづくりとあります。通学路、公園などの安全・安心な環境確保とありますが、東村高江地域では、昼も夜も家の中にいてもオスプレイの爆音にさらされ、子供たちの学習環境も壊されています。安全・安心な環境とは言えません。３番目に、ちゅらゆいづくり、地域の連帯、ゆいまーるの再生と続きますが、地域の安全・安心を守るために住民が立ち上がり……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○新垣　清涼君　人としての住みよい環境を壊さないでと訴えているのが高江の住民であり、オスプレイパッド建設反対運動ではないでしょうか。高江区民は２回にわたりオスプレイパッド建設反対決議をしました。

地域住民の安全・安心を守るゆいまーるの精神で警察も一緒になって守っていこうではありませんか。民意を弾圧するようでは県民の支持は得られません。日本の国が真の民主主義国家になるように、沖縄県民か

ら全国民に広げていきましょう。
マジュン　チバティ　イチャビラナ。
ありがとうございました。終わります。（発言する者多し）
○新垣　　新君　議長、休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前10時56分休憩
午前10時59分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
進行します。
玉城武光君。
〔玉城武光君登壇〕
○玉城　武光君　おはようございます。
日本共産党の玉城武光です。
質問の前に所見を述べさせていただきます。
台風18号が直撃し、被災された久米島町の住民に心からのお見舞いを申し上げます。
農林水産業の被害総額は、昨日の午後６時時点の調査で約5500万円と報道されております。県は、きょう知事をトップとする災害対策本部会議を開き、被害状況や今後の対応を検討するとのことでありますが、迅速な対応と対策をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。
安倍政権は、７月10日の参議院選で10万票以上の大差で伊波洋一参議院議員の当選が決まった翌日、他府県から500人規模の機動隊を動員し、異常な強権むき出しで、高江のオスプレイパッド着陸帯建設反対の住民運動を排除しております。東村高江のオスプレイパッド着陸帯建設の強行、沖縄県との話し合いを拒否した一方的な提訴、法律を無視した辺野古工事の再開、米軍伊江島補助飛行場での一方的な建設工事の強行など、安倍政権の強権、無法な政治が横行しております。９月16日、福岡高裁那覇支部は辺野古埋め立て承認を取り消した翁長知事を国が訴えた訴訟で、知事が承認取り消しの撤回に応じないのは違法だとする不当な判決を出しました。福岡高裁那覇支部の判決に対して、翁長知事は不当判決であるとの強い抗議と声明を出し、最高裁に上告し、福岡高裁の判決の破棄を求める考えを述べております。
翁長知事は、「まだまだ長い、長い闘いになろうかと思います。私自身は、新辺野古基地は絶対につくらせないという信念をもってこれからも頑張っていきたい」と、不屈に闘い抜く決意を表明されました。辺野古新基地を絶対につくらせない、オール沖縄の民意は一寸も揺らいではおりません。地方自治、民主主義を全面否定するような福岡高裁那覇支部の不当判決は県民の怒りと結束を一層強めることになるでしょう。安倍政権の強権無法なやり方は、県民の闘い、2010年の知事選、総選挙に続く７月の参議院選の県民の審判によって追い詰められた結果であります。
翁長知事を支え、辺野古新基地建設を断念に追い込むまで、県民とスクラムを組んで闘う決意を述べまして、通告いたしました５項目について質問をいたします。
１、初めに、米軍基地があるがゆえに起こる事件・事故について、３点お伺いします。
(1)、「またか」、「ウミンチュ泣かせの事故だ」、「好漁場　脅かされる　海」、現場の漁師の話では低空飛行もよくしているようで、毎年と言っていいほど墜落する。幸い何もなく済んでいるが、この先も安全か保証されるということはないという不安を述べたことの報道があるように、９月22日に起こった米軍ホテル・ホテル訓練区域での戦闘攻撃機ＡＶ８Ｂハリアーの墜落事故についての県の見解をお伺いします。
(2)、戦闘攻撃機ＡＶ８Ｂハリアーが墜落した米軍の訓練区域ホテル・ホテルは、ほぼ毎日午前６時から深夜０時まで漁をすることも通過することもできないような制限水域であります。そのような制限水域の返還・撤廃を求めていくのかどうか、県の見解をお伺いいたします。
(3)、伊江村議会では、昨年３月、垂直離着陸が可能なＦ35Ｂステルス戦闘機の訓練や飛行場の拡張工事に反対する意見書を全会一致で決議しております。このような反対の意見書を無視して、８月22日から強襲揚陸艦の甲板を模した着陸帯の改修、拡張工事が進められておりますが、伊江島補助飛行場での戦闘機離着陸訓練による騒音、粉じん被害等の状況についてお伺いいたします。
次に、２、農林水産業の振興について、５点お伺いいたします。
(1)、農業振興について、沖縄21世紀ビジョンの基本計画の中で、亜熱帯気候や地理的特性、多様な地域資源など、本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できるような持続的な農林水産業の振興を図りますと記述されております。経営が維持できる持続的な振興策である農業生産・経営対策事業の、ア、事業の概要、イ、事業の実施状況、ウ、新規就農者の育成・確保事業等をお伺いいたします。

(2)、水産業についてお伺いをいたします。

水産振興について21世紀ビジョンの基本計画で、本県の温暖な海域特性を生かした養殖など、沖縄型のつくり育てる漁業の確立により、水産業振興、また資源調査等による水産資源の適切な保全、管理を推進するとともに、沖縄周辺水域の漁業秩序の維持及び漁業者の安全操業の確保に取り組むことを提示されております。その中の周辺水域の漁業秩序の維持及び漁業者の安全操業の確保がどうなっているかをただす立場から、ア、1997年の日中漁業協定で決められた暫定措置水域とはどのようなことなのか、イ、日台漁業協定でどのような問題が起こっているのか、ウ、新規漁業就業者の推移などをお伺いいたします。

(3)、３点目は、畜産業の牛乳生産減についてお伺いいたします。

ア、県産生乳の生産が減少している要因と生乳増産の対策はどうするのか。

イ、畜産振興の畜産クラスター事業の概要。

ウ、全国和牛能力共進会に向けての出品対策会議などお伺いいたします。

(4)、４点目は、沖縄県の基幹作物であるサトウキビの振興計画についてお伺いいたします。

ア、どのように振興していくのか。

イ、サトウキビの生産費交付金の引き上げを要請していくのかお伺いいたします。

３、次に、公契約条例について２点お伺いいたします。

(1)、最低賃金引き上げに関連することをお伺いいたします。最低賃金が、10月から21円引き上げられて、714円に改定されておりますが、その年度途中改定のはざまで問題が出ております。県庁舎清掃を受注している業者が引き上げられたら半年分を負担すると言われておりますが、県はどのように対応していくのか見解をお伺いいたします。

(2)、最低賃金が年度途中で改定される制度のはざまで起こる問題を解決できるであろうと言われている、公契約条例制定についての見解をお伺いいたします。

４、次に、子育て支援について２点伺います。

(1)、１点目は、こども医療費助成制度の現物給付についてお伺いいたします。

ア、南風原町は、子供医療費を医療機関の窓口では立てかえ払いをせずに済む、現物給付を来年１月にも実施する方向で県と調整すると報道されておりますが、どのようなことが調整されたのか、お伺いいたします。

イ、また、市町村が現物給付を実施するには、県のこども医療費助成事業補助金交付要綱を改正しなければならないと思いますが、その改正時期についてもお伺いいたします。

(2)、２点目は、南部の市町村で問題になっている、公立保育所の民営化問題についてお伺いいたします。市と町が、公立保育所を民営化しようとしている中で、法人保育園の関係者からは、公立保育所の存続を求める声もあります。公立保育所の存続に関する県の見解をお伺いいたします。

５、質問の最後に、県道の改良整備について３点お伺いいたします。

(1)、１点目は、雨天時に急傾斜地にある外側のガードレールへの接触事故が多発している県道137号線、南城市新里地域（通称新里ビラ）の改良整備計画についてお伺いいたします。

(2)点目、変則な交差点で見通しも悪く、事故発生が許されている県道77号線、八重瀬町字志多伯の交差点の改良整備計画についてお伺いします。

(3)点目は、県道東風平豊見城線の整備計画について進捗状況についてお伺いいたします。

我が党の代表質問との関連については、割愛いたしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　玉城武光議員の御質問にお答えをいたします。

農林水産業の振興についてに関する御質問の中の、サトウキビ生産振興計画についてお答えをいたします。

さとうきび生産振興計画では、平成28年産の収穫面積１万3020ヘクタール、生産量75万2000トンを目標としております。具体的な生産対策としましては、圃場整備等の生産基盤の整備、早期高糖性などの新品種の育成普及、ハーベスタ等の導入による機械化促進、農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策、各地域ごとの増産推進運動の実施などに取り組んでおります。

また、さとうきび増産基金を活用して、種苗の確保や病害虫防除の薬剤助成、土づくり等、生産回復への取り組みを実施しております。

沖縄県としましては、引き続き市町村、ＪＡ、製糖

企業等関係団体と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

米軍基地についての御質問の中で、ハリアーの墜落事故についてお答えいたします。

平成28年９月22日午後２時ごろ、海兵隊所属のＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方約100マイルの海上に墜落しました。県民の人的・物的被害は報告されておりませんが、航空機事故は一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。９月23日に、第３海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大臣等に、また、９月24日には、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議いたしました。その際、対応した太平洋基地副司令官から、事故の調査結果については、透明性をもって対応していきたい旨の発言がありましたが、昨日午後５時20分ごろ、沖縄防衛局から本日午前10時、ニコルソン中将が７日からの飛行再開についての記者会見を行うとの連絡がありました。そこで急遽、知事が昨夜午後11時過ぎに記者の取材に応じ、このように県に対して何ら報告もなく、飛行再開を強行するような姿勢は、信頼関係を損ねるばかりでなく、裏切られた思いだという趣旨を述べたところであります。到底容認できるものではありません。後日、改めて強い抗議の意思を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍基地についての御質問の中の、訓練水域の返還についてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、県はこれまで累次にわたり、要請を行っております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上も重大な問題であると考えております。

県としては、引き続き、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら求めていきたいと考えております。

次に、伊江島補助飛行場でのハリアー機の訓練による騒音、粉じん被害についての御質問にお答えいたします。

伊江村に確認したところ、平成26年度及び27年度の伊江島補助飛行場におけるハリアー機の訓練に係る騒音への苦情は計10件あり、粉じんへの苦情はないとのことであります。

県としては、今後とも軍転協などと連携を図りながら、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策の強化を米軍及び日米両政府に対し、粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産業の振興についての御質問の中で、沖縄県農業生産・経営対策事業の概要と実施状況についてお答えいたします。２の(1)アと２の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

県では、野菜、花卉、果樹等の産地競争力の強化及び担い手の経営力強化を図るため、平成18年度からソフト事業中心に沖縄県農業生産・経営対策事業を実施しているところであります。具体的な取り組みとしては、１、野菜、花卉、果樹産地における産地協議会への推進費の補助、２、乳用牛の資質向上を図るための購入費の補助、３、認定農業者等担い手育成に係る取り組みへの補助、４、就農相談窓口の設置など、就農支援活動への補助などの支援を行っているところであります。

県としましては、今後とも市町村及び関係団体等と連携し、持続的な農業の振興を図ってまいります。

次に、新規就農者の育成・確保対策についてお答えいたします。

沖縄県生産・経営対策事業における新規就農者の育成・確保対策として、公益財団法人沖縄県農業振興公社を実施主体に、就農・就業相談窓口の整備を行っております。具体的には、就農相談員を１名配置し、

県内外からの就農相談への対応を行っており、平成27年度は延べ430件の相談対応を行っております。また、就農相談会を年２回開催し、新規就農体験セミナーや就農支援に対する各種事業や講座の紹介及び法人等への就業相談を行っており、平成27年度は延べ244名の来場者がありました。平成28年度については第１回を７月に実施し111名の来場がありました。また、10月に第２回相談会を開催予定しております。

県としましては、今後とも公益財団法人沖縄県農業振興公社及び市町村等関係機関と連携し、担い手育成・確保に取り組んでまいります。

次に、日中漁業協定の暫定措置水域についてお答えいたします。

日中漁業協定において定められた暫定措置水域については、１、いずれの国の漁船も、相手国の許可を得ることなく操業することができ、各国は自国の漁船についてのみ取り締まり権限を有する、２、同水域における操業隻数や漁獲上限等の操業条件は、日中共同漁業委員会において毎年決定される、３、同水域において相手国漁船の違反を発見した場合は、その漁船・漁民の注意を喚起するとともに、相手国に対して通報することができる旨が定められております。

次に、日台漁業取り決めについてお答えいたします。

平成25年４月に、本県漁業者の頭越しに合意された日台漁業取り決めについては、沖縄県側からの要望が全く反映されておらず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。これまでに、日台双方で操業ルール等に関する協議を重ねてきた結果、日本漁船のルールが優先される水域が設定され、取り決め適用水域における県内漁船の操業に回復の兆候が見られます。しかしながら、日本漁船のルールが優先される水域が狭いこと、また、資源管理のための措置について実質的な議論に至っていない状況であり、大きな課題となっております。

県としましては、本県漁業者の安全操業が確保されるよう、１、日台漁業取り決め適用水域の一部撤廃など同取り決めの見直し、２、適用水域における操業ルールの改善、３、台湾側が要求する適用水域の拡大協議の拒否などについて、漁業関係団体と連携し、引き続き国に対し強く求めてまいります。

次に、新規漁業就業者の推移についてお答えいたします。

平成24年度から27年度までの新規漁業就業者の推移は、平均146名で推移し、直近の平成27年度は151名となっております。

県としましては、平成27年度からソフト交付金を活用した、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業に取り組んでいるところであり、平成27年度は23名の新規漁業就業者に対し、漁具等の漁業経費の一部を支援しております。今後とも漁業関係団体等と連携し、漁業経営の安定化と担い手確保・育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、生乳生産の減少要因と増産対策についてお答えいたします。

県内の乳用牛の飼養頭数は、平成27年12月末で4375頭となっており、前年に比べ444頭減少しております。それに伴い生乳生産量も減少傾向にあります。県では、生乳の安定供給を図るため、１、家畜導入事業資金供給事業による乳用牛導入及び自家育成牛への補助、２、県家畜改良センターからの優良乳用雌牛の供給、３、自給型畜産経営飼料生産基盤事業による生産性の高い飼料作物の普及、４、畜産クラスター事業による機械導入など、酪農家の生産基盤強化を推進しているところであります。

県としましては、今後とも県内酪農家の経営安定対策と生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、畜産クラスター事業の概要についてお答えいたします。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業では、ＴＰＰ対策として、収益力・生産基盤を強化するため省力化機械の整備などを行っております。県では、畜産クラスター協議会の計画の認定と事業実施について指導を行っております。また、畜産クラスター事業では、経費の２分の１以内が国から補助されますが、残りの経費について、市町村による補助がある場合は、県も市町村補助金と同等以内の補助を行っております。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、畜産クラスター事業を推進してまいります。

次に、全国和牛能力共進会に向けての出品対策会議についてお答えいたします。

全国和牛能力共進会は、５年に１回、全国の優秀な和牛を一堂に集め、改良の成果や優秀性を競う大会で、第11回大会が来年の９月に宮城県で開催されます。これまで本県では同共進会に向けて、公益社団法人沖縄県家畜改良協会が事務局となり、県、ＪＡおきなわ、各地域の和牛改良組合などで構成される出品対策会議を開催し、飼養管理の指導や出品牛の選定を行っております。

県としましては、和牛のオリンピックと言われる全

国和牛能力共進会で、優秀な成績をおさめるとおきなわブランドの市場価値がさらに高まることから、関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に、サトウキビ生産農家への交付金についてお答えいたします。

サトウキビ生産農家へ交付される甘味資源作物交付金については、農林水産省において、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、サトウキビの標準的な生産費を基準に交付金単価を決定しております。県では、これまで交付金単価の決定前にＪＡ等関係機関と連携し、農家が再生産可能な交付金単価水準とするよう国に対して要望してきたところであります。その結果、平成24年産のトン当たり１万6000円が、25年産は１万6320円に、26年産は１万6420円に引き上げられたところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、再生産可能な交付金単価の確保について、国に対して要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　公契約条例についての御質問の中で、最低賃金引き上げに伴う庁舎清掃業務委託の対応についてお答えをいたします。

本庁舎等清掃業務委託については、国土交通省が監修している建築保全業務積算基準及び実態調査結果に基づいた建築保全業務労務単価により適正に積算を行い、予定価格を算定しております。また、労働集約型である清掃業務委託については、最低制限価格を設定し、ダンピング受注防止を図ることにより労働者に適正な賃金が支払われるように配慮しております。業務委託の予定価格を算定するために使用している建築保全業務労務単価は、最低賃金と比較して高い金額設定となっているため、年度途中の最低賃金引き上げ額に対しても積算上、十分に対応しうる労務単価となっているものと考えております。今後とも、予定価格の算定に際しては、最新の積算基準、労務単価を使用すること、及び適正な最低制限価格を設定することにより業務の品質確保、及び適正な契約金額となるように引き続き取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　公契約条例の制定についてにお答えいたします。

公契約条例は、公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金等、適正な労働条件を確保するために必要と考えております。公契約条例の制定については、条例のあり方等に関する検討を行うため、学識経験者、労働団体及び事業者団体による検討委員会を設置し、調査及び検討を進めていくこととしております。現在、条例制定自治体の検討状況等の情報収集、調査を行っており、次年度の制定を予定しております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　子育て支援についての御質問の中の、こども医療費助成制度の現物給付に係る南風原町との調整、県の見解及び県の補助金交付要綱の改正時期についてお答えします。４の(1)アと４の(1)イは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えさせていただきます。

南風原町は、こども医療費助成制度に現物給付を平成29年１月に導入したいとの意向があり、県の補助金交付要綱について改正してもらいたい旨の申し入れがありました。現物給付を導入する市町村への補助につきましては、他の市町村との均衡も考慮し、公正、公平に取り扱う必要があると考えており、現在、適切な補助のあり方についての検討を行っているところであります。要綱の改正時期につきましては、検討結果を踏まえて適切に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子育て支援についての御質問の中の、公立保育所の存続についてお答えいたします。

保育の実施主体については、公立、私立及び公私連携型など、多様な形態による実施が想定されているところであります。市町村におきましては、地域の実情に応じてこれらの形態を判断し、計画を策定しているものと認識しております。なお、公立施設の民営化に当たっては、地域住民からの不安の声に対し行政は丁寧に説明を行い、住民の理解のもとに進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　県道の改良整備についての御質問の中の、県道137号線の通称新里ビラの改良整備計画についての御質問にお答えいたします。

県道137号線の新里ビラについては、現状の交通容

量に対応できるものとなっております。道路線形については、道路構造令上の曲線半径を確保しておりますが、勾配が急であることから、滑りどめ舗装やカーブミラー等により安全対策を講じているところであります。なお、将来の改良整備については、道路利用状況を注視し、地元自治体と連携して検討していきたいと考えております。

同じく糸満与那原線の志多伯交差点の改良整備計画についての御質問にお答えいたします。

県道糸満与那原線の改良整備については、伊覇・屋宜原地区土地区画整備事業と連携して八重瀬町東風平地内までを整備しているところであります。同町志多伯地内の整備については、将来の土地利用や地域開発及び交通需要等の動向を勘案しながら、地元自治体と連携して検討していきたいと考えております。

同じく県道東風平豊見城線の整備計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

県道東風平豊見城線の上田交差点から八重瀬町までの区間については、豊見城市及び八重瀬町と連携しておおむねのルートを決定しております。平成30年度の事業化に向けては、交差点計画など調査検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　御答弁ありがとうございました。

再質問をいたします。

初めに、ハリアー戦闘機の訓練再開という報道に知事がコメントを述べられたということは、これは絶対沖縄県民を非常に、沖縄県民を隣人と言いながら私たち県民の要求も聞かない、それから中止の要求も聞かないのに、事故の究明もされていない中での再開だということは絶対これは許されないということを思っております。

それで、もう一度お伺いしたいのは、訓練区域なんですが、米軍の訓練区域、これは昨日の我が党の渡久地県議から資料が出されておりましたように、共同使用としてホテル・ホテル地域以外に幾つかあるんです。こういう資料があります。敵対地、空対地、射撃訓練を沖大東の射爆撃場、それから艦対空射撃訓練をホテル・ホテル水域及びマイク・マイク水域、空対地射撃訓練を出砂島射爆撃場で、それから離着陸訓練を伊江島の補助飛行場、対戦闘機戦闘訓練をW区域というんですか、ここで行っている。これが沖縄県を取り巻く海が訓練区域にされていると。ハリアーが墜落した場所は、これは皆さんも御承知のとおり漁場としても非常にいいところ、それが漁場の操業も制限されていると。そのほかにもこういう感じの射爆撃場とか実弾の射撃もあるということなんですが、これらの訓練区域の水域、空域、これを沖縄県として返還を求めていくべきではないでしょうか。

知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

この訓練空域、水域、沖縄県は陸上のみならず、今議員からもございましたように、空も海もやはりそういった形で訓練空域または水域として操業等が制限されているという状況がございます。やはり空の安全、海の安全、漁業者の漁民の安全・安心のためにも、県としては、これまでもこの訓練区域の返還、また一部は解除区域の拡大等を求めているところですが、今後ともやはり基本的に沖縄における過剰な外来機等の飛来等は、やはりそういった広大な訓練区域等があると、射爆撃場があるということに起因をしているということもございますので、県としては今後、空域、水域の返還というものを求めていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　私たちも皆さんと力を合わせて、その訓練空域、水域、ぜひ返還させるために頑張っていきたいと思います。

次に、農林水産業の関係で暫定措置水域、この日台漁業協定の関係で沖縄県の頭越しで漁業協定がされて、八重山の漁民が操業を制限されている地域が沖縄・八重山で起こっていると。これは沖縄県の漁民は、この頭越しで決められたことに対して相当な怒りを持っているんです。これは、私もある漁協の組合長から話を聞いたんですが、余りにも譲り過ぎたと。沖縄県の漁民が操業ができないというところまで追い込まれているということをぜひ酌み取って、これを八重山の漁民が操業できるような形の交渉をしていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　県はその辺は十分承知しておりますし、また漁業団体等との中で国のほうにも８月に要請してきたところであります。今回、３月の委員会の中では、2016年期の漁期については、従来どおりの操業ルールということでしたけれども、その中で専門家というか、専門会議の中で次回、時期についての検討をするということになっておりますので、国のほうとか関係機関の中で専門会議が早期に開催できるよう、そこの中でまた検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　畜産の生乳減少が440減っているということなんですが、この補助金制度を申請された件数をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　県の酪農家支援に対する主な事業としましては、家畜導入事業資金供給事業というのがありまして、そこの中で今計画というか、そういう中で１頭当たり８万円の導入について100頭、800万、自家育成について６万円の50頭で合計300万ですけれども、両方合わせて1100万、150頭の導入を計画しております。

それと、優良乳用牛育成供給事業の中におきましては、県産優良乳用雌牛の受託育成を行うことなんですけれども、そこの中では平成27年度におきましては、引き渡し頭数が145頭の実績があります。

それと、乳用牛育成強化事業がありまして、そこの中では、家畜改良センターの乳用牛部門の業務を民間に委託するということで、16名の人件費を支援しているところであります。

ほかに、畜産クラスター事業の中で、27年度は１件でしたけれども、今回28年度の１回の申請の中では、12件計画しております。事業費にしまして、１億1619万を予定しておりますので、この辺については予算措置等含めて農家の方々の要望に沿っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　もう時間がないので、最後にいたします。

南風原町の現物給付の問題なんですが、これ南風原町は１月から実施しようという報道もあるんですが、その調整をしているという話なんですが、南風原町の負担がないような調整と話し合いをしていただきたいということを要望いたしますが、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　要望ですか、質問ですか。

○玉城　武光君　質問、質問。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南風原町は、そういう現物給付をしたいという意向を持って、５月に向こうの担当部署からうちのほうに電話連絡があったようです。そのときうちのほうからは、今の補助金の交付要綱の仕組みとか、あるいは導入に当たってのいろいろな課題を教示したわけですね。その一つの中に、今の県の補助金の交付要綱が、県から助成を受ける場合の基準として支払い方法は償還払いですよというのがあるということで、現物給付は今の県の交付要綱では該当しないわけです。

それで９月に向こうの課長が見えて県の交付要綱を改正してもらえないかというような要望があったと。うちとしては、ほかの市町村と公正公平に取り扱う必要があるということで、じゃどういった形の調整が必要かということを今検討しているというような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ぜひ新たな負担が生じないような検討をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

初めに、台風18号で県内各地で農産物の被害が見られ、特に久米島では電柱が折れて停電の被害が続いているようであります。被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに、災害からの復旧と被災者支援に全力を挙げることを県当局に求めたいと思います。

質問を行います。

１、子供の貧困対策事業について。

(1)、27年度待機児童解消支援基金事業の実績と課題を伺います。

(2)、沖縄県独自の予算に対する市町村の申請状況と予算規模、事業内容、執行率見込みを伺います。

(3)、国の子供貧困対策事業予算の市町村での事業化の執行状況を伺います。

(4)、就学援助金制度の活用促進、申請事務の改善、対象費目拡充等市町村への指導援助を求めましたが、取り組み状況を伺います。

２、待機児童解消について。

(1)、隠れ待機児童数を国が公表しました。沖縄県の実態を伺います。

(2)、各市町村の現時点における保育所入所待機児童数及び入所待ち児童数、解消に向けた見通しと県の支援策を伺います。

(3)、保育士確保に係る県の支援、昨年度比での保育士増員の状況を伺います。

(4)、今年度の認可外保育園の保育児童数、過去５年間の推移、支援の状況を伺います。

３、第６回世界のウチナーンチュ大会について。

(1)、大会準備の進捗状況及び海外からの参加状況を伺います。

(2)、世界若者ウチナーンチュ大会の開催に期待をするものです。その取り組み状況を伺います。

(3)、大会を機に文化、芸能交流及び経済発展につなげることを期待し、この面での計画を伺います。

(4)、世界から参加する同胞に対し、沖縄の歴史と米軍基地問題など、今日的課題を共有する情報提供を行うことは意義があると思います。見解を伺います。

(5)、海外移民の歴史を県民に周知することが海外参加者に対し歓迎する機運を高めると考えます。この観点からの取り組み状況を伺います。教育現場での取り組みもあわせて伺います。

４、住宅リフォーム促進事業の成果・経済効果と今後の拡充について伺います。

５、農業振興について。

(1)、新規就農者の育成・確保対策事業の計画、実績と効果、課題について伺います。

(2)、遊休農地解消の計画、実績及び課題について伺います。

(3)、農業者の年齢区分の推移、70歳以上の農業者数、農業者に占める比率、事業規模及びその比率を伺います。

(4)、ビニールハウスなどで熱中症と見られる死亡件数などの実態及びその対策を伺います。

(5)、植物工場の生産技術研究や事業化促進への見解、現状の取り組みと課題、方針を伺います。

(6)、学校給食に地元・県産食材の使用促進への見解、県産の比率、市町村の取り組みと県としての支援策を伺います。

６、オール沖縄で取り組んだ９・29、教科書検定意見撤回を求める県民大会には、石垣島、宮古島含め11万6000人が集いました。集団自決、強制集団死に関する日本軍の関与を歴史の事実として子供たちに正しく伝えようと粘り強く取り組まれています。国の動向、撤回の状況と沖縄県としての立場、見解を伺います。

７、米軍基地問題について。

(1)、公安委員会の業務について伺います。

イ、高江での警察の過剰警備による市民の負傷の状況と見解を伺います。

ウ、県道の封鎖、市民の拘束という弾圧行為の法的根拠を伺います。

オ、オスプレイ反対の民意を封殺する警察の実態を現地で公安委員会として調査すべきです。公安委員会の警察を管理する職責に照らし、派遣要請を取り消すべきと考えます。

(2)、高江で赤土流出、樹木伐採などは看過できません。県として工事中止を求めた理由とその状況を伺います。

(3)、国立公園指定、世界自然遺産登録を目指しながら自然環境破壊は矛盾します。知事の見解を伺います。

(4)、オスプレイパッドヘリ着陸帯の建設に対し、知事は反対を明確にすべきと思います。

(5)、伊江島補助飛行場で強襲揚陸艦を見立てた着陸帯ＬＨＤデッキの改修工事、基地増強に対する見解を伺います。

(6)、日米地位協定第13条関係・改定要請項目（課税）について、米軍人等の自動車税に関する課税強化の取り組み状況、そのほかに米軍関係での税制上の改善事項と内容、効果について伺います。

(7)、多発する米兵・軍属の犯罪について、ことしの状況と国の再発防止策の計画と実践状況について、その効果に関する見解も伺います。

(8)、米軍機墜落事故について。

９月22日、ＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が沖縄本島北部東側米軍訓練水域ホテル・ホテルに墜落した。日本共産党県議団は、沖縄防衛局に出向き抗議と外来機の訓練中止、米軍基地撤去を要求してきました。米軍は、事故原因究明がないまま訓練の再開の連絡が県に入ったようであります。私は怒りを込めて強く抗議を表明するものであります。県として、県民の命を守る立場から訓練の再開中止を強く求めるべきであります。知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　ただいまの瀬長美佐雄君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会についてに関する御質問の中の、大会準備の進捗状況及び海外からの参加状況についてお答えをいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会の開催に向けては、官民で構成する実行委員会を昨年６月に設立し、

大会のコンセプトや事業計画などを決定し、準備を進めてまいりました。ことし２月には、安慶田副知事を団長とする南米キャラバン、５月には、私を団長とする北米キャラバンを実施し、海外の県系人に大会への参加を呼びかけてまいりました。また、昨年10月には、全国沖縄県人会交流会で国内の県人会にも参加を呼びかけてまいりました。９月26日時点で、海外からの参加申込者数は過去最高の6700名余り、県外からは約600名となっております。

県においては、県外・海外のウチナーンチュを温かくお迎えし、皆様に大会に参加してよかったと実感していただけるよう、８月にボランティアの協力も得ながら大会実施本部を設置しており、万全の体制で準備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

米軍基地問題についての御質問の中で、米空軍機の飛行禁止を求めるなど実効ある対策についてお答えいたします。

航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

県としては、これまでも航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し求めてきたところであります。今後とも、引き続き軍転協などと連携して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子供の貧困対策事業についての御質問の中の、待機児童解消支援基金事業の実績と課題についてお答えします。

待機児童解消支援基金については、市町村における待機児童解消に係る事業への支援を目的に、平成25年度に設置し翌26年度から事業を実施しているところであります。平成27年度においては、黄金っ子応援プランの着実な実施に向けた保育の受け皿確保が喫緊の課題であったことから、保育所等の整備に係る市町村負担への支援の拡充を図り、約4200人の定員確保の事業化に取り組んだところであります。

次に、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金についてお答えします。

子どもの貧困対策推進基金事業における市町村の交付金交付申請は、31市町村から合計２億2465万3000円となる見込みであり、現時点においては全額執行予定となっております。また、事業内容としては、就学援助の充実を図る事業、放課後児童クラブの利用者負担軽減を図る事業、子供の貧困対策に資する単独事業、国庫補助事業を活用し、子供の貧困対策に資する事業、子供の貧困対策に資する事業実施に必要な臨時・非常勤職員等の配置の５つのメニューを予定しております。

県としましては、国の沖縄子供の貧困緊急対策事業で対象とならない経費については県の基金の活用を促すなど、市町村が地域の実情に合った施策を展開できるよう支援してまいります。

次に、沖縄子供の貧困緊急対策事業の執行状況についてお答えします。

沖縄子供の貧困緊急対策事業の執行状況につきましては、平成28年度の予算額10億円に対し、市町村が実施主体となる支援員の配置や居場所の設置等の事業に関し９億790万5000円を執行する予定となっております。また、県が実施主体となる支援員に対する研修や子供の居場所学生ボランティアセンターに関する事業などに関し、5266万2000円を執行する予定となっております。県と市町村分の合計は、９億6056万7000円となり、国の予算額に対する執行予定額の割合は、約96％となっております。

続きまして、待機児童解消についての御質問の中の、隠れ待機児童数についてお答えします。

平成28年９月２日に厚生労働省が公表した保育所等関連状況取りまとめの参考資料において、特定の保育施設だけを希望や親が育児休業中などの理由により、本県の待機児童から除かれている児童数は、平成28年４月１日現在2205人となっております。

次に、待機児童数及び解消に向けた見通しと県の支援策についてお答えします。

本県における平成28年４月１日時点の待機児童数は2536人となっております。県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。今年度は約8700人分の定員確保に取り組むこととしており、待機児童解消支援基金や沖縄振興特別推進交付金を活用し、引き続き市町村と連携して平成29年度末までの待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、保育士の確保についてお答えします。

平成28年４月１日現在で8855人の保育士が保育所等に従事しており、昨年度に比べて569人の増員となっております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、県としましては、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業に加え、新たに保育士のベースアップに対する支援を実施することで、処遇改善の取り組みを強化してまいります。

次に、認可外保育施設の児童数の推移と支援についてお答えします。

平成28年４月１日現在の認可外保育施設の入所児童数は１万4404人となっており、平成23年４月１日現在の１万7168人と比べ、2764人の減となっております。その主な要因は、認可保育所や小規模保育事業への移行によるものであります。認可外保育施設への支援につきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可化に取り組む施設に対する運営費や施設整備費の支援及び給食費や健康診断費等の支援を行っており、これまで段階的に支援を拡充しているところであります。

今後とも、認可外保育施設の認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　子供の貧困対策事業についての御質問の中で、就学援助の活用促進等の取り組み状況にお答えいたします。

県教育委員会においては、今年度の各市町村の就学援助に係る申請方法や援助費目等について調査を行い、その内容を取りまとめ、９月に市町村に情報提供したところであります。また、今後開催する担当者会議での意見交換等を通して就学援助の適切な実施を促していきたいと考えております。さらに、今議会の９月補正予算案に、子どもの貧困対策推進基金を活用した就学援助制度周知広報事業1109万円を計上しており、全県的な周知広報事業を実施していく計画であります。

なお、現在、27の市町村におきましては、県子どもの貧困対策推進交付金を活用し、認定基準の緩和や援助単価の引き上げなど、就学援助の拡充等に向けた取り組みが行われております。

次に、オール沖縄で目指す教科書検定意見撤回に関する国の動向、撤回への状況と見解についての御質問にお答えいたします。

教科書検定については、平成19年９月に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえた実行委員会等が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができているものと考えております。

沖縄戦の記述に関する教科書検定については、今後とも、国及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　第６回世界のウチナーンチュ大会についての御質問の中の、世界若者ウチナーンチュ大会についてお答えいたします。

５年前の第５回世界のウチナーンチュ大会を機に世界若者ウチナーンチュ連合会が発足し、昨年まで毎年世界若者ウチナーンチュ大会を開催しております。第６回世界のウチナーンチュ大会のプレイベントとして、10月20日から23日にかけて第５回世界若者ウチナーンチュ大会が開催されます。大会では、各国の伝統芸能を楽しむ世界の芸能フェスや地域愛かたやびら大会、スポーツイベントのＵｃｈｉｎａｎｐｉｃ2016、若者ネットワークを今後どう生かすかについて議論する世界若者サミット等、若者ならではのイベントが多数企画されております。ウチナーネットワークの担い手となる若者が中心となって企画・運営を行い、県内、海外から多くの若者が参加して交流と理解を深めることで、お互いのより強いきずなが形成されウチナーネットワークの継承につながるほか、次回のウチナーンチュ大会においては、若者たちが重要な役割を担っていくことが期待されます。

次に、文化、芸能交流、経済発展につなげる取り組みについてお答えいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会では、伝統芸能や文化をテーマとして、海外のウチナーンチュも参加するしまくとぅば世界大会やエイサーＥＸＰＯ、開会式での三線大演奏等の主催イベントのほか、空手・古武道交流演武祭等、多数の取り組みが予定されております。これらの取り組みでは、世界のウチナーンチュと県民が一緒になって沖縄独自のソフトパワーを体感できるとともに、広く国内外へ発信できるものと期待します。また、閉会式において世界のウチナーンチュの日制定の宣言を予定しており、今後その日に合わせ

て、県内、国内、海外各地でウチナーンチュの伝統や文化をテーマに関連行事が行われ、沖縄のソフトパワーの強化、発信につながるものと考えております。経済交流については、第２回大会を契機に発足したワールドワイドウチナーンチュビジネスネットワーク（ＷＵＢ）が、今後のビジネスネットワークの発展、拡大をテーマとした世界大会を大会期間中に開催する予定と聞いております。

次に、大会における今日的課題の共有についてお答えいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会は、ウチナーネットワークの持続的な継承・発展、沖縄独自のソフトパワーの国内外への発信などを目的として開催いたします。海外からの参加申込者数は、９月26日時点で19カ国２地域から6700名余りとなっております。世界から参加するウチナーンチュに対しては、大会の目的に沿って、ウチナーネットワークの継承などをテーマにさまざまなイベントを実施しますが、沖縄の歴史や文化への理解を促し、基地問題などの今日的課題に関する情報提供を行うことは大切なことであると考えております。多くの海外のウチナーンチュの参加が見込まれるイベントの会場での情報提供など、関係部局と連携して対応していきたいと考えております。

次に、海外移民の歴史の周知や教育現場での取り組みについてお答えいたします。

海外に渡ったウチナーンチュは、懸命な努力によって生活基盤と地位を築き、沖縄の伝統や文化を大切に継承してきた一方で、戦前、戦後を通して経済的困窮状態にあった故郷沖縄の復興にも大きく貢献したほか、近年では母県とのさまざまな分野における交流が活発に行われるようになっております。こうした海外移民の歴史や果たした役割に関する理解を深める目的で、ウチナーンチュ大会では、移民資料展を第３回大会から実施してきており、今大会でも県立博物館・美術館において開催します。また、教育現場での取り組みとしては、移民の歴史等を学び、多文化共生に理解を深めてもらうことを目的として、レッツスタディ・ワールドウチナーンチュ事業を実施しております。具体的には、大会までのプレイベントとして移民の歴史等について学べる出前授業や、大会期間中は海外から来県するウチナーンチュと児童生徒の交流プログラムを予定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　住宅リフォーム促進事業の成果、経済効果と今後の拡充についての御質問の中の、住宅リフォーム促進事業の成果等についての御質問にお答えいたします。

平成28年度の住宅リフォーム市町村助成支援事業における県から市町村への支援見込み額は、当該事業を活用する９市町村合計1450万円で、事業費としては前年度から39.2％の増となっております。なお、当該事業による経済効果については、検証しておりません。また、平成28年度から空き家改修工事や住宅の耐久性向上工事などを補助対象としたところであり、引き続き市町村と意見交換して補助内容の拡充に努めていくとともに、事業実施市町村数の拡大に向け、同事業の周知、普及に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農業振興についての御質問の中の、新規就農者の育成・確保対策事業の計画、実績と効果、課題についてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成24年から新規就農者を年間300名育成することを目標に各種施策に取り組んでおります。主な取り組みとして、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業により、就農相談体制の充実及び農業施設等の整備や青年就農給付金事業による就農準備の２年間及び就農開始後５年間の給付金の給付などを実施しております。これらの取り組みにより、平成24年390名、25年357名、26年360名、27年349名と毎年300名以上の新規就農者の育成・確保が図られております。担い手の育成・確保については、新規就農者の定着が重要な課題であり、農業青年クラブ組織への誘導等、農業者間のネットワークを強化し、栽培及び経営技術の向上を図ってまいります。

次に、遊休農地解消の計画、実績及び課題についてお答えいたします。

県におきましては、遊休農地の対策として、平成21年度から沖縄県耕作放棄地対策協議会を設立し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、遊休農地の再生に取り組んでいるところです。沖縄21世紀ビジョン実施計画において、平成28年度までに350ヘクタール、平成33年度までに700ヘクタールの再生を目標に掲げております。平成27年度までの実績としましては、305ヘクタールの再生を行っており、中間目標値はほぼ達成できる見通しとなっております。遊休農地の対策上の課題としては、農地所有者の

資産保有意識や未登記等により権利設定が困難なことなどが挙げられます。

今後とも、遊休農地の再生に向けて農地中間管理機構や関係機関と連携し、担い手への農地集積に取り組んでまいります。

次に、農業者の年齢区分の推移及び70歳以上の農業者数と割合についてお答えいたします。

本県における農業者の年齢構成は、平成17年以降、65歳以上が半数を超える状況で推移しております。平成27年の農業就業人口は１万9916人となっており、このうち70歳以上の就業人口は8039人、全体に占める割合は40.4％となっております。

県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、担い手育成確保に取り組んでまいります。

次に、熱中症による死亡件数の実態と対策についてお答えいたします。

本県における農作業中の死亡事故件数は、平成22年６件、23年３件、24年４件、25年４件、26年４件であります。そのうち熱中症による死亡件数は、平成25年１件、26年２件となっております。

県としましては、農作業安全強化月間に県広報ラジオによる注意喚起や関係各所へポスター、ステッカー等の掲示、配布を通じて啓発を行っております。また、普及指導機関においても農業者を対象に講習会や広報活動を実施し、熱中症予防に努めているところであります。

次に、植物工場の取り組みと課題及び方針についてお答えいたします。

本県における夏場の野菜生産は、高温及び台風の襲来により不安定であり、特に葉野菜類は安定的な供給が厳しい状況にあります。そのため、葉野菜類を計画的・安定的に供給できる植物工場の活用が期待されています。県では、平成24年度から26年度にかけて、沖縄型植物工場実証事業を実施し、低コスト沖縄型植物工場の実証及び導入品目や栽培技術などの検証に取り組んでまいりました。その結果、県内における植物工場の課題として、１、夏場の葉野菜の収穫回数増加による収益性の向上、２、冬場の市場の需要に対応した多品種・少量生産への展開、３、機能性等、特徴のある野菜生産と販路の確立、４、施設の整備コストやランニングコストの低減などが明らかとなりました。

県としましては、植物工場の活用について本事業の実証結果を踏まえつつ、生産農家段階における生産や流通・販売及び通年での経営収支等を総合的に検討してまいります。

次に、県産農林水産物の学校給食への利用促進についてお答えいたします。

県では、学校給食における県産農林水産物の利用促進は、地域の農林水産業振興にとって重要であると考えております。このため、学校給食での県産農林水産物の利用状況を調査した結果、平成26年度の利用率は重量ベースで32.9％となっております。また、学校給食における利用促進を図るため、１、市町村や給食センター等に対する旬の県産農林水産物の情報発信や産地視察、２、協力調理場へのサンプル提供や意見交換会の開催等を行っております。市町村における取り組みとしましては、豊見城市において関係機関による調整会議を定期的に開催し、学校給食に地元食材を積極的に活用している事例などがあります。

県としましては、今後とも市町村、教育庁及びＪＡを初めとする関係機関と連携を図りつつ、利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　與儀弘子さん登壇〕

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　公安委員の與儀でございます。

本日は、金城委員長が別用務で出席できないため、かわりに私のほうから答弁をさせていただきます。

瀬長美佐雄議員の御質問の７、米軍基地問題について質問の負傷状況等についてにお答えをいたします。

これまで北部訓練場周辺において発生した事案につきましては、危険かつ違法な状態を解消するための警察官の指示や誘導等に従うことなく抗議行動を行っている過程で、抗議参加者同士で接触したり、みずから転倒するなどして負傷したものであり、警察官の故意によるものではないと承知しております。なお、平成28年７月11日以降、北部訓練場周辺において県警察として確認できたけがや体調不良を訴えた方については14人を把握しており、このうち救急車で搬送された方については、11人であるとの報告を受けております。県警察では、現場においてけがや体調不良を訴える方を把握した場合には、その都度安全な場所に移動させた上で、救急車を要請するなどの必要な措置を講じているほか、取り扱い警察官などからの状況確認も行っているものと承知しております。

公安委員会としましては、県警察が個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務を全うするため、関係者の安全面に最大限配慮した上で、引き続き適切な措置を講じていくよう県警察を管理してまいりたいと存じます。

次に、援助要求の取り消しについての御質問にお答

えをいたします。

繰り返しになって恐縮ですが、北部訓練場周辺では、連日抗議参加者が道路上に車両を違法に放置し、そのすき間に座り込むなどして道路を封鎖する行為や工事車両等への飛び出し、立ち塞がり行為などの危険かつ違法な抗議行動が行われております。こうした状況の中、北部訓練場周辺における警備活動につきましては、採石場から県道70号線沿いの工事現場までの約40キロに及ぶ道のりの中で、採石場北部訓練場のゲートなど複数箇所で抗議活動が行われており、それぞれの場所に一定の部隊を配置する必要があることや、県道70号線は住民の方にとって代替性のない通行用道路であり、円滑な通行を確保する必要があること、抗議参加者をやむを得ず移動する場合にも、１人に対して複数名の警察官で丁寧かつ慎重に対応する必要があること、日中の警備に加えて夜間の抗議行動に対応するためにも常時警察官の配置が必要であること、沖縄県警察の人員体制では量的な面で十分な対応ができないほか、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることなどから、公安委員会としましても、他県部隊の応援を求める必要があると判断したところであります。

なお、他県から派遣された部隊に関しましては、本県への派遣に際し、本県における歴史的経緯、基地問題をめぐる状況、北部訓練場周辺の地理的環境などについて教養が行われているほか、関係者の安全確保のために、丁寧かつ慎重に対応すること、常に沈着冷静な対応を行うことなどについての指導も行われていると承知しております。

公安委員会としましては、引き続き県警察においてそのような行為に対し、警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危惧の防止などのため、関係者の安全面に最大限配慮し、法令に基づき適切な措置を講じていくものと承知しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　米軍基地問題に関する御質問の中で、北部訓練場周辺における封鎖、市民の拘束などについてお答えをいたします。

県警察では、北部訓練場周辺における抗議行動の状況などを踏まえ、抗議参加者の安全確保や抗議参加者と工事関係者のトラブル防止、県道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から、現場における混乱及び交通の危険の防止などのために必要な警備活動を行っております。

北部訓練場周辺では、繰り返しになりますが、早朝から抗議参加者が工事車両の進行を妨害するためにさまざまな抗議行動を行っておられます。飛び出し、立ち塞がりなどでございますが、それにより、そのような危険かつ違法な抗議行動により一般交通が不能となる状況が常態化しておりました。そのため、県警察では、危険かつ違法な状態の解消を図るまでの間、県道70号線を通過する運転者に対し、検問等により交通の危険などについて情報提供と注意喚起を行うほか、車両を一時とめ置いて交通の回復などを待っていただくなど必要な措置を講じているところであります。

このように県警察では、北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、刻一刻と変化する現場に対応し、各種法令に基づき必要な警備活動を行っているところであり、警察法２条に規定する警察の責務を達成するための業務を適切に行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　米軍基地問題についての御質問の中で、工事中止を求めた理由と状況についてお答えします。

沖縄防衛局は去る９月９日に、工事用モノレールにかえて新たな工事用道路を建設する旨の検討図書を県に提出しております。沖縄防衛局の説明によれば、工事用道路の設置工事については、切り土・盛り土などの土地の改変は行わないことから、沖縄県赤土等流出防止条例の対象事業には該当しないとのことでした。しかしながら、現場は急峻な地形があることも想定される中、切り土・盛り土もなく工事が可能なのか疑問があったことから、県担当職員による立入調査が終了し、条例の対象事業とならないことが確認されるまでは工事用道路の建設を中断するよう、９月23日に沖縄防衛局に申し入れております。これらのことから、９月27日に立入調査を実施したほか、沖縄防衛局より提出された設計図等の資料についても確認した結果、切り土・盛り土などの土地の改変は行われておらず、条例に基づく事業行為に該当しないことを確認しております。

県としましては、今後も当該事業現場の立入調査を行い、適切な赤土等流出防止対策が講じられているか十分に確認し、必要な指導を行っていく考えであります。

次に、世界自然遺産登録に係る県の見解についてお

答えします。

やんばる国立公園に隣接する北部訓練場は、自然公園法による公園指定が困難なことから公園区域には含まれておりません。北部訓練場のヘリパッド建設に当たっては、さまざまな御意見があるものと承知しておりますが、今回の国立公園指定については、長期にわたる地権者及び利害関係者との調整や早期の実現を求める地元３村からの強い要望を踏まえ、国において指定されたところであります。

今後、北部訓練場が返還された場合は、国による国立公園化などを踏まえた上で、世界自然遺産登録の候補地になり得るものと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中の、北部訓練場ヘリ着陸帯移設についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。オスプレイについては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、引き続き日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。ヘリ着陸帯移設工事に当たっては、県から沖縄防衛局に対し、機会あるごとに沖縄県や地域住民に十分な説明をするよう求めております。県は、去る９月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について沖縄防衛局と意見交換を行いました。

県としては、十分な説明もないまま強行に工事を推し進めようとする姿勢は、信頼関係を大きく損ねるものであり、到底容認できない旨伝えるとともに、工事用道路については、県担当職員による現地調査を終了するまでは建設を中止すること、地域住民の日常生活に最大限配慮することなどを要請したところであります。

次に、伊江島補助飛行場における改修工事についてお答えいたします。

伊江島補助飛行場のＬＨＤデッキの改良工事について沖縄防衛局に確認したところ、米側から８月22日から着手していると回答があったとのことであります。去る８月23日の軍転協総会においては、伊江村長から、この改良工事がＦ35の訓練に向けた整備ではないかと危惧していること、軍転協としてもＦ35の運用や訓練等の情報収集に取り組んでほしいことなどの発言があり、去る９月７日及び９日の軍転協要請において、日米両政府に対し、Ｆ35Ｂの運用や訓練場所等の情報を公表するよう求めました。

県としては、地元の負担増になることがあってはならず、政府の責任において、速やかに適切な情報を提供することが重要であると考えており、伊江村等と連携して、引き続き情報の収集に努めていきたいと考えております。

次に、米軍構成員等による犯罪及び国の再発防止策についてお答えいたします。

沖縄県警の発表によると、米軍構成員等の刑法犯検挙件数及び検挙人員は、平成28年８月末現在で18件、22人となっております。国は、現在、沖縄・地域安全パトロール隊によるパトロールを実施しております。沖縄総合事務局によると、10月４日から、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局の管理職の職員及び非常勤職員等100名の要員計50台の車両により、19時から22時までの時間帯に名護市以南においてパトロールを実施しており、沖縄県内の繁華街等を巡回しているとのことです。また、国の補正予算成立後は、要員200名と車両100台の体制を予定しており、現在、県警ＯＢなど非常勤職員の追加募集を行っているとのことです。４月に発生した事件を契機として、国民の生命と財産を守ることが重要な責務である政府が、沖縄県における犯罪抑止に向けてパトロール等を行うことは一歩前進だと考えています。

安慶田副知事が先月開催された沖縄における犯罪抑止対策推進協議会において、パトロールの実施に当たっては、深夜から明け方にかけて発生することが多い米軍人・軍属等による事件・事故に対応するため、パトロールの時間帯を変更すること等、地域の実情も踏まえた対応をすることを要望しました。また、予算について、沖縄振興予算とは別枠で確保することを検討すること、防犯灯の設置等については市町村の負担となることがないこと及び警察官の増員について早期に手続に着手するよう、沖縄の実態に合わせた実効性のある対応をすることを要望しました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　米軍基地問題についての御質問の中で、米軍人等の自動車税に係る課税強化の取り組み状況等についてお答えをいたします。

米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税の税率については、民間車両と比較して著しく低い税率となっております。そのため、民間と同じ税率で課税できるよう、渉外知事会等を通して、機会あるごとに国に対し要望を行っているところです。また、米軍構成員等に係る自動車税の徴収については、四軍車両登録事務所等と調整を行い、基地内のテレビ等で納税促進のＰＲを行うなど、徴収漏れのないよう万全を期しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ハリアー訓練再開に当たって、国は原因究明を待たずに、要するに飛行を再開するなということ自体を求めていないということですが、これについて事実でしょうか。伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　きょう午前に、ニコルソン中将が記者会見を行ってございます。その際に、天候等にもよりますけれども、できれば今週末、今週金曜日以降に再開したいという発表をしたということでございます。

○瀬長　美佐雄君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時６分休憩

午後２時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

稲田防衛大臣が９月24日に沖縄県に来て、知事、三役等と面談してございます。その際に、シュローティー副司令官が沖縄に来て、稲田大臣もしっかりとした原因究明、さらには情報開示、そして再発防止と、それから安全確認がなされるまで飛行停止されることは当然だというようなことを県のほうに説明してございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　理解は示したものの、直接米軍に飛行中止はするなということは言っていないということは確かです。共産党として沖縄防衛局に出向いたときに、そういったことを申し入れていないということを伺いましたので、ですからそういう立場だからこそ、原因も公表せずにあさって再開するという状況になっているんだと。先ほど答弁でも強力に抗議を申し入れるという点でいえば、米軍には飛ぶなと言うと同時に、政府に対しては県民の立場に立って命と健康を守るという立場からも、政府として米軍に原因も公表しないままに再開するなと強い抗議を政府に対して求めるべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県はこのたびのハリアーの墜落に際しては、外務省沖縄事務所長、そして沖縄防衛局長を県庁に呼び出しまして、安慶田副知事から強く抗議いたしました。その際に、外務省沖縄事務所の大使は、しっかりと申し入れをするというようなことを我々の前でおっしゃってございました。そういった中で、今回原因究明、我々が求めたのは安全の確認ではございません。徹底した原因究明、それをしっかりと県民に対して説明を行うことと。そういったことを含めての再開というような手順をしっかり踏んでいただくことが極めて重要だと考えていたところでございます。そういった中で、原因究明がなされないまま安全は確認されたと。一体どういった安全確認かわかりませんけれども、されたということは、大変我々としては納得できない部分がございます。

この件につきましては、あす以降、両沖縄防衛局長、そして外務省沖縄事務所長を県庁に再度お呼びして、しっかりとお伝え、抗議しなければならないものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　県民は誰も納得しないという立場で強く申し入れ、そして飛ばさないように頑張っていただきたいと。

公安委員に伺いますが、先ほど座り込み、寝そべり等々、飛び出し等々が行われているから警備しているんだということを述べました。ただ、９月20日付地元紙では、市民は道路封鎖をやめると。高江住民生活に配慮しているということの報道がなされました。一体先ほどの答弁は、ここ数週間少なくとも20日に報道がありました。それ以前からそういうふうに市民の環境に配慮して道路封鎖をやめているということ自体を私は認識していますが、ここ数週間、寝そべり、潜り込み等々の行動は現地で行われているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　現場の状況でありますので私がお答えいたしますが、私または公安委員が例示でいろいろ申し上げています寝そべりとか飛び出しというものは、例えばきょうとか、９月二十何日以降申し上げたわけではなくて、これまでも期間の話で

あります。あと９月――何日でしたか、二十何日以降に、道路封鎖は地域住民のことを考えてやめると言っている報道は承知しております。ただ、引き続きその後も低速走行なり、妨害行動は行われていることはあります。ちょっと繰り返しになりますけれども、あくまで例示の話をして、きょう例えばどんな行動が行われた、きのうということではございません。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　答弁は正確を期してほしい。今現在も行われているような答弁だと、恣意的なそういったうかがえるような答弁は慎むべきだと指摘しておきます。

さて、先ほど現場で十数名もけがをしているという状況がありながら、それはお互いにぶつかってあるいは転倒してけがをされたのでしょうということを述べました。ここに写真を示しますが、（資料を掲示）これは救急隊に搬出される前、これは警察機動隊が押して、押し倒されて後頭部を直接地面にたたきつけられて、出血の帽子の絵もあります。こういう実態の中で、８月24日に行われた高江の救急車の記録によりますと、70代の女性が機動隊に押され転倒し、頭部負傷出血ありという報告書が入手できました。この事実関係でいえば、機動隊が押したと記載されていますが、事実でしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　先ほど公安委員会委員からも答弁がありましたとおり14人の負傷者がいるわけですが、個別についてはなかなか難しいんですけれども、ただ、今議員御指摘の点、これがありましたので、この方については私も把握しております、24日。ただ、この方に関しましては、こちらで把握している限りにおいては、警察官ではございません。それはこちらとしてちゃんと現場の警察官のそれなりの証拠もありまして、抗議参加者同士がぶつかっているものを私たちは明確に見ております。これに関しては、今議員御指摘でしたのでちょっと例外的に申し上げますが、この方に関しては警察官ではございません。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　私もその現場にいた者として、その目撃をした方もいます。私のすぐそばで倒れました。その今の答弁でいうと、事実じゃないということをそういう報告がされたんでしょう。こういう意味でいうと、事実関係がしっかりと公安委員会のもとに届く必要があります。例えばこの写真（資料を掲示）機動隊が２台県道を封鎖しています。これＮ１ゲート前です。こういう実態がここにバイクの方はツーリングで来られた方です。反対運動に来たわけではなくて、封鎖されたということに対して抗議し、30分ほどかかりましたか、結論的にはバイクが通れる状況ができました。こういう県道封鎖は、県警自体がやっているんだということの事実、公安委員会は認めますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

今本部長からありました――何日でしたか、（「24日、８月の」と呼ぶ者あり）　８月24日の方につきましては、本部長の説明のとおり、抗議者同士でぶつかって倒れられたということは、これは私どもも公安委員会の中でビデオを詳細にチェックし、十分な説明を受けてこれの確認をしたところでございます。

以上でございます。

○瀬長　美佐雄君　はい、いいです。

議長、先ほどの答弁で公安委員会に求めました。警察には求めていません。公安委員会に求めました。

○議長（新里米吉君）　答弁があるんじゃないんですか。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　今の御質問の後半部分のいわゆる封鎖に関してでございますけれども、言いますと、警察が封鎖しているというよりは、抗議活動の方たちが封鎖をしているのを何とか解除しているというのが正確でございます。ただ、今議員がおっしゃっているバスについては、これは正当業務行為としてとめているものでございますし、警察の例えば警察法２条の責務に照らして必要最小限にしてとめております。それでその過程で、例えば検問なり道路交通法に基づいて交通規制をやっているということはあると思いますけれども、こちらの仕事は法律に基づいてやっているということでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　公安委員会に改めて伺います。

昨日の質疑の中で、島袋文子さんのけがについては、公安委員会としては報告さえ受けていないという事実がこの議場で明らかになりました。ちなみに、７月22日Ｎ１ゲートを数百名の機動隊がそれこそ力ずくでこじあけ、県民を排除し強行するということがあ

りました。その日に、実はユーチューブで機動隊員が何度も顔面を殴りつける映像が全国世界に配信されましたが、この事実について公安委員会は報告を受けたか。あるいはその映像自体を確認していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

７月22日、大変混乱を来した日でございますけれども、画像などを見ながら詳しい説明は受けておりますが、隅から隅まで全部確認するというのは、現実的にはちょっと難しい話かなと思っております。

ユーチューブのほうは私は確認しておりません。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　現場では、それこそ肘打ち、見えないところでさまざまな形で機動隊によって負傷するという事態が発生しています。公安委員としては、皆さんの立場としてこういうことは絶対に許さないという立場で臨んでいただきたい。（資料を掲示）　この写真は、ハリアーが安波の訓練場を使用した既存のヘリパッドでの写真となっております。今つくられるＮ１、ＨＧそこにつくられたらこういうことになるということになりますが、このことをもってしても……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○瀬長　美佐雄君　絶対に工事をさせるべきではない、環境破壊につながるということは明らかですので、この点に対する見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

高江のほうで今いろいろ市民団体、それから警察機動隊等によってさまざまなことが起こっているということでございます。

県としましては、いずれにしましても地域住民の安全・安心、市民の方々の安全・安心も図りながらやっていただきたいという思いがございますけれども、国に対しては、やはり信頼関係をしっかり構築する上で作業も進めていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○瀬長　美佐雄君　議長、ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　一問一答でお願いをいたします。

判決が出されて、上告の手続も進められて、最高裁でいざ審理が行われるかどうかというところで今注目の中にありますが、改めて、この判決を受けて県のその認識また最高裁に向かうその意義、その争点等を確認をしておきたいという思いであります。主には、法定受託事務の取り扱いのところ、それから環境保全措置、これ２号要件に係るところになりますが、このあたりを中心に伺えたらと思っています。

まず１点目に、今回の判決、多見谷裁判長は40都道府県全ての知事が埋立承認を拒否した場合、地方公共団体の判断が国の判断に優越することにもなりかねないというような懸念を示していると。地方のその判断が国を超えてくるということが望ましくないんだと言わんばかりのこういう見解を示されているわけです。このことについては、承認に当たっても我々県議会で幾度も議論をしてきました。承認とその免許において、その判断に違いがあるのか、裁量のそこにどのような差があるのか、あるいはないのか。このことも含めてここで何度もその議論をしてきたはずです。これに対して、いま一度、どのような見解を、県として今回の判決に対してお持ちかというところを伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃった40都道府県全ての知事が拒否した場合云々というのは、国防に関しての関連での発言だというふうに理解してございます。

まず、公有水面埋立法は、国防に関する事業について適用されるかという論点があったと思いますけれども、公有水面埋立法は、国防に関する事業について特別な規定を設けてございません。ですから、承認によって権限が与えられると、埋立権が与えられるというふうに考えております。そういった中で、法律も国が事業主体となる埋立承認の出願についても、都道府県知事を承認権者としているという理解でございます。

ですから、国防・外交上の事項に関する埋立事業でありましても、都道府県知事は、埋め立てによる不利益と、埋め立てを正当化し得る公共性・必要性が認められるか否かにつきまして、実質的な判断することができるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　まさにその点を岩国で同じように埋立承認の取り消しをめぐってちょうど仲井眞知事が承認をしていた、あの承認に向かっていたときに、一方では、広島高裁のほうでその判決が出されていた。そのことを少し引用しながら、改めて見解を伺いたい

と思います。この議場でもありました。承認というのは、そもそも国が保有する海であると。そして、その管理権を国がそもそも持っている。そしてその埋め立てに当たっても、こういうことを恐らくおっしゃったようです。都道府県知事による埋立承認の性質については、国が行う埋立工事が公有水面の管理上、何らかの支障を生ずるものであるか否かについて、都道府県知事の判断に任せたにすぎずと。おのずと国が行う事業について――これ性質の問題ではなくて、国がそもそも事業者となる事業については、その都道府県知事の判断に任せたにすぎない部分というのは限られているんだというような見解に基づいて、承認せざるを得ないというようなところに、当時判断を導いていった。これは何度も繰り返しあったというふうに記憶しています。ところが、その広島高裁の判決は、これを真っ向から退けています。どのように退けたかというと、埋立法の立法者である国が、そもそも国が都道府県知事の承認を受けない限り埋め立てをなし得ないと定めている以上、知事の承認がない限り埋立事業の実施主体である国が、公有水面の埋立権を取得する余地はないというべきということで、明快にこの国の主張は失当であるということで判決を確定しています。このことも踏まえると、今回の裁判長のその言い方、あたかもこれは国にその専管がある事項について、そんなに不合理でもないんだったら、地方がこれをとやかく言うのはいかがかと。こういう言い方が前提になっている。その中でこの法定受託事務について、一定の制約をあらかじめ沖縄県知事は持つべきだというような姿勢の判決です。これについては、知事、いかが感じていらっしゃるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　埋立承認に関する事務、これは法定受託事務というような形で整理されてございます。ただ、法定受託事務といいましても、さきの地方自治法の改正によりまして、この法定受託事務も地方公共団体の事務だというふうにされるのが今の行政法学会の通説となっているものというように理解してございます。そういった観点からも、いわゆる埋立承認に関する知事の判断は、尊重されるべきであったというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そのとおりだと思います。

　そもそも40都道府県という表現を使ったのは、これ何ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の高裁判決が、40都道府県全ての知事が公有水面埋立承認を拒否した場合は、いわゆる国防に関してのものだと思いますけれども、安全保障に係る埋め立てについては、国の判断が地方の判断よりも優先されてしまって、これでは困るだろうというようなことで、そういったお話があったというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　つまり、海を持っている都道府県が40都道府県ですよということで、埋め立てによって国の判断を求められる可能性があるという意味では、47ではなくて40というふうに恐らく制限をしたのだろうというふうに読まれますけれども、いずれにしても、この埋立承認を判断するというのは、40都道府県どの知事においても、もちろん沖縄県知事においても、これは知事の法定受託事務として、まさにその処分の裁量というのはもちろん保証されているというのが、この法定受託事務の読み方であるのではないかということです。ここは明快に答弁されますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地方の事務でというふうに整理されますので、今議員がおっしゃったように、その観点からその都道府県知事の判断、これは極めて尊重されなければならないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　似たような観点になる部分もありますけれども、これは２号要件の環境保全措置に関しても同じようなことが言えると思います。

　まずその前に、前提となるその判決のことに対して感想を伺いたいと思いますが、多見谷裁判長は、その環境保全措置に対して不確実性に対応するには、承認後に引き続き事後調査、環境監視調査を行い、その場そのときの状況に応じて専門家の助言、指導に基づいて、柔軟に対策を講じることはむしろ合理的であるというようなことを言っているわけです。今言うように、このジュゴンやウミガメも含めて、固有種、希少種、取り返しのつかないような措置を加えたときに、それを後になってそのときになって考えるのが、むしろ合理的だと。このことについて、どのように思っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　高裁那覇支部が示した、その場そのときの状況に応じて、環境保全措置を検討すれば足りるというようなことになれば、仮に希少な生態系に取り返しのつかない環境影響が生じた後に対策を講じるということになりかねないと。こう

いった判断というのは、いわゆる適切な環境保全措置を検討することによって、環境保全を図ろうという環境影響評価制度、こういった環境保全に関する法制度全般を否定することになりかねないのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　まさにそのとおりです。何度もやりとりをしました。現段階でとり得る措置をとられているということ。これをもって、承認できるかどうかも含めて、これは知事の裁量に大きく委ねる適合要件であるということですね。現段階でとり得る措置がとられていることをもって適合とするか、適合としないか、そのことの判断は、その場所の環境の重要性、重大性に鑑みて、まさしく知事がその裁量をしっかりと保証される中で判断ができるというのがこの法の読み込み、そうですよね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁いたしましたけれども、あらかじめ事業所にいる環境影響を把握し、適切な環境保全措置を検討することによって環境保全を図ろうという、これが環境影響評価制度でございます。その場その場という形での状況に応じてとか、柔軟に対策を講じてというのでは、それが十分には達成できないだろうということで、アセス制度――環境影響評価制度自体が否定されかねないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そもそも当該地域の埋め立ての事業者である国であれ、あるいは軍事活動を行う米軍であれ、米軍といえどもその環境措置に対して責務を負っている。これは、国際法上もその国の法律に基づいても、あるいは国際機関からの勧告によってもこれは求められている措置があるはずです。これ挙げてもらえますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時33分休憩

午後２時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　国際法上ということでございますので、ＩＵＣＮの件もありますし、それからＪＥＧＳの件もあるかと思いますけれども、ＪＥＧＳの面からいいますと、13章のほうに自然資産及び文化財資産ということで、米軍の活動に伴うものについては、それら希少種、日本政府が指定している希少種等につきましても保全を図ることというのが、そういう目的を達成するというのがその中で書かれております。今回のＩＵＣＮ勧告につきましても、この島嶼生態系における外来種の侵入経路管理の強化を求めるというような勧告も日米政府にありまして、特に日本政府に関しましては、辺野古新基地に必要な埋立資材の搬入に際して、外来種の混入防止対策の徹底などを求めるという形で求めております。勧告につきましては、それを履行する義務というのは、法的な根拠はありませんけれども、沖縄県としましては、日米両政府にこの勧告は真摯に受けて、必要な対策を講じていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　米国の文化財保護法はどうですか。そのあたりも含めて、これも米軍活動といえども排除されてないというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　日本環境基準（ＪＥＧＳ）においてもそうですし、大統領12114におきましても、米国の運用につきましても、そのような希少種を文化財等とも含めまして、必要な調査なり対策をとるというふうなことにはなっているかと思いますけれども、その運用実態につきましては、明らかじゃないということになると思います。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　改めて、確認も含めて聞いておきたいんですけれども、今、県が県の環境政策として、あるいは県政全体として、そこの環境が不可逆的に喪失されるというふうに思っているその環境に対する価値、辺野古大浦のこの一帯の環境の価値としては、どのように整理をされていますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　議員おっしゃるとおりと思いますけれども、埋立事業につきましては、県としましては、一旦実施されると現況の自然環境の回復はほぼ不可能な、不可逆的な事業というふうに認識しております。

この辺野古崎周辺につきましては、県の自然環境の保全に関する指針でも、ランクⅠというふうに評価されておりますし、それから日本政府におきます日本の重要湿地500、それからラムサール条約湿地の潜在候補地になり得る非常に生態系豊かな海域だというふうに認識してございます。

そのような中で、その場その場で必要に応じて柔軟な対応を講じていくという場合には、貴重な生態系を取り返しのつかない環境影響が生じるのではないかと

いうことで危惧されるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　その環境に対する価値については、知事も裁判の中で具体的にそのことを陳述書の中にも述べていらっしゃいます。これは、そういった意味からも、あるいはその事業者であれ、あるいは軍事活動であれ、それがそのことに保護に対して責務があることには明白にそのことを負っているという立場の当事者であるということに加えて、一旦埋め立てられると、そこは国内法が及ばないという場面に遭遇していく。そして、今まで米軍が環境措置を担保したことがあるかということについても、これは実効性は今この事業が進捗する中でも、常に問われるような状況が沖縄の実態としてある。いつでも米軍の運用が優位になっていく。こういう相手方であればなおさら、こういうふうに裁判長が言うように、ただ一般化して後で考えればいい、後で措置すればいい、そのときに事が起こってから専門家に聞けばいいというような言い方が、いかに乱暴であるか。いかにこの埋立法の基準からいっても、その審査のありようからいっても、その県の裁量、知事の裁量を越えてこのことを判決に持ち出すという、しかもそれでいいんだと、むしろ合理的だというようなところまで持ってきたこの判決の態度というのは、非常に司法として越権的ではないか。裁判所としてここまで地方自治体の裁量の範疇にある処分に対して物を言うことは非常に高圧的で越権的だというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今言ったような環境影響評価保全措置についての解釈とか、先ほどの公有水面埋立法に関する国防に関しての認識とか、そういったいわゆる専門技術的な分野について県は証人申請を求めてきたわけでございます。こういったものも認められずに、一方では今回の裁判では、そういった専門技術的なものまで踏み込んで判決を導いているということについては、我々は納得できないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それでは、(3)点目のほうに行きたい。

これは、土地利用の合理性、あるいはここに唯一というふうに裁判長が指摘をされることに対するその合理性が本当に立つのかというところについても大いにここは争点であり、これから県が大きく反論していく一つのポイントであろうというふうに思っています。

県議会はことし５月でしたか、海兵隊撤退を全会一致で決議をしてもいます。これはもちろん面積的にも非常に制約が大きい、事件・事故に至っては、その９割もが海兵隊絡みであるというようなことも踏まえて、もちろんその根本の解決を促すには、海兵隊の撤退というのが県民の望みだということについては何度もこれは議論があったかと思います。ただ、もう一つには、軍事上の情勢として、今言われるような米軍再編、これで沖縄で残るわずかな司令部と、そして31ＭＥＵと言われるその組織、ほとんどを洋上で過ごしてということも言われる。しかも艦船も佐世保にあるのではないかと言われる。むしろ、九州やあるいは岩国にあるほうが地理的優位性は確保できるのではないかとすらの指摘もあるわけです。加えて今、ミサイル開発、裁判長はあえてここに持ち出したのはノドン、ノドンだけを持ち出しているが、それよりも距離の長いミサイルも既にあるというような状況の中で、むしろこの米軍再編の議論を通じては、グアムやオーストラリアまで海兵隊を撤退させて、むしろ沖縄の基地のほうが脆弱なんだということも言われている。それが、むしろ客観情勢ではないのかというふうに見えるわけです。こういう中にあって、今裁判長が言うような地理的な優位性というものには説得力があるのか。むしろ沖縄の海兵隊については、ここにある優位性とかその必要性というのは低下をしているというのが客観情勢ではないか。これについてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今議会においても、普天間飛行場の離着陸回数等についていろいろ質疑がなされたものと考えております。

今、そして一方でやはりこのほとんどをＭＥＵ等は、順次さまざまな地域で訓練等も行っているというような中で、果たしてここで海兵隊が沖縄にいなければならないのか、地理的優位性の観点、それからテポドン等の議論、ノドン等の議論もあったと思いますが、そういったことについても抑止力の観点からもどうなのかというようなことについても、県側は全てにおいて国の主張について反論も上げていますし、先ほども申しましたが、証人も申し入れもしたわけですが、そういったこともなされないまま、国側が出した埋め立ての理由書に準拠するような形で、そういった地理的抑止力、そういった面も含めて必要性を判断されたというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そこは、非常に踏み込みが甘い、弱い、遅いというふうに見えます。これだけの客観情

勢が幾人もの評論家、専門家、軍事関係者、元高官、さまざまな場面から指摘がある中において、今のような情勢をどう見るかについて、やはり県として明確に反論をする、そういう整理が急がれるというふうに思います。

加えて、知事は、裁判の中の意見陳述でこれはみずからおっしゃっていますので、ヤンバルの美しい森において、森に海にオスプレイが飛び回るようになっても沖縄の貴重な観光資源として、沖縄が存在し続けられるでしょうかと。真剣に考えて私は本来沖縄が固有に持つ貴重な財産を失うことを意味しているとしか思えませんということを裁判の中でおっしゃっていますね、知事。まさに、オスプレイが飛び回ることによる、そのヤンバルの森、海含めて、その自然破壊というのは、沖縄が沖縄であることを維持できるかどうかという死活問題に匹敵するんだということを知事はまさに裁判で主張されている。そのことに鑑みれば、このオスプレイの側面からいっても従来議論があるようにヤンバルの森と海が具体的につながっている。辺野古の新基地と、今行われようとするヘリパッド建設は、まさにつながっている。海兵隊にとっては、辺野古の海を使って揚陸艦を持ち込んで、岸壁につけてオスプレイをおろして、そこから宇嘉川を伝って訓練すること、そして、その森に入っていくジャングル訓練と一体となってここを拠点化していくことということを狙っているというのは、これはもう目に見える彼らの戦略です。そうなれば、高江のヘリパッド、今まさに集中的に議論がありますが、この森にヘリパッド建設を許す、ヘリパッド建設を持ち込むということは、よほど辺野古の新基地建設も欲しくなる。海兵隊にとっては、両方持って、この一大拠点を展開したいというふうに思っていると思うのが、今見えてくるその現実ではないかというふうに思うわけです。

そういう意味からいうと、知事にあえてお尋ねをしたいのですが、さっき言うようなオスプレイが飛び回ることによる、この地域一帯の自然破壊というのは看過できないというのが従来の立場です。これを踏まえて言うならば、そのヘリパッド建設というのは、もちろんオスプレイが使用するのであれば認めたくないというのは県の従来の姿勢だと思いますが、これをあえて言うならば、オスプレイを使用するのであれば、ヘリパッド建設は認めないというようなところまで私は政策上も一致させていく必要があるというふうに思いますが、このあたりぜひ知事の見解も含めてお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県はＳＡＣＯの合意事案については、基本的に進める立場でございます。ただ、一方では、議員からありましたオスプレイにつきましては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、日米両政府に対しましては配備撤回を求めているということでございます。

高江との関連でお話がございましたけれども、このヘリ着陸帯移設につきましては、工事に際しましては、事前に十分な説明もなされないまま資機材の運搬が強行され、地域住民の日常生活に影響を及ぼしているという、こういうような政府の強行な姿勢というのは、信頼関係を損ないかねないということで、こういった流れの中で、県としては直ちに政府に対して、わかりましたと言えるような状況ではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ぜひ、知事、今私が申し上げることも含めて、やっぱり海兵隊については、おのずとここにいることを拒否していくというか、出ていってほしい。一体となってこれはここに置いておくべきではないというような方向が、恐らく県の政策上も近い、その判断に近づいてくるというふうに思っています。もう一度申し上げますが、オスプレイが使用するのであれば、やはりそのヘリパッド建設というのは認めないということを、同じ意味で私は同じ文脈上で今の辺野古のオスプレイの使用のあり方からして、そこから読み込んでいく中では、私はひとつ踏み込んで知事に答弁を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　オスプレイにつきましては、先ほど来答弁してございますけれども、環境影響評価の対象となっていなかったと、また騒音が住民生活に影響を与えていますことから配備撤回を求めているということでございます。

一方で、辺野古に新基地はつくらせない、これはもう翁長知事の公約でございます。やはり、先ほど来出ておりました、大浦湾のすばらしい自然環境を守らなければならない、そこは埋め立ては許さないと。日米両政府は一番この埋め立てにふさわしくない地域を場所として選んだということも含めまして、翁長知事はオスプレイにかかわらず、辺野古の新基地はつくらせないということを公約の柱に掲げ、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それでは近い判断を待ちたいと思

います。

それでは、２点目の嘉手納基地です。

御存じのようにハリアーの墜落もあり、この間の墜落事故の状況を見ても、沖縄で起きた事故の８割が嘉手納基地で起きていることも含めると、物すごいその負担感、そして常態化する外来機に伴う健康被害含めて非常に多面的に今、複合的に地域の住民の生活を阻んでいる状況があります。これについて、ぜひとも知事におかれても、その現場含めて嘉手納の実態を具体的に把握し、その騒音のレベルという数値のみならず、そこで起きている環境に対する影響、その健康に対する影響を含めて知っていただく、そういう機会を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今般のＡＶ８Ｂハリアーも嘉手納から離陸してございます。外来機の増により、地域住民は排ガスそれから騒音に大変悩まされていると。県としては、これ以上地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じて、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えています。

今、議員から提案がございました知事の嘉手納視察につきましては、嘉手納町と連絡をとりながら実施することを確認しているところでございます。

○仲村　未央さん　以上です。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○次呂久　成崇君　こんにちは。

会派社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

質問の前に、台風18号で被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

去る９月27日に八重山地方に襲来した台風17号については、質問通告後に発生した重大な問題でありますので、議事課と執行部に連絡してあり、先例を踏まえ質問を行います。

(1)、八重山地方を襲った台風17号の被害状況及び農作物等の被害総額等について。

(2)、被害の大きかった地域へのライフラインの復旧及び生活支援等の県の対応について。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古埋め立て違法確認訴訟について。

ア、今回の判決を受け、最高裁判決でも同様の判断が示され県敗訴が確定した場合、政府は辺野古移設に全面的に協力することを求めてくると思われますが、知事の見解を伺います。

イ、判決で、普天間飛行場の被害を除去するためには埋め立てを行うしかなく、県全体としては基地負担が軽減されると裁判長から指摘されていますが、知事の見解を伺います。

ウ、去る９月16日の石垣市議会最終本会議で石垣島への自衛隊配備を求める決議が賛成多数で可決されましたが、議論は不十分で熟しておらず、防衛省の２回の説明も不十分である。そのような中で市議会が判断するのはあり得ないという市民の声も多い。違法確認訴訟において国と地方自治体の役割について、「国防と外交は国が本来行うべき任務で国の判断に不合理な点がない限り、尊重されるべき」と裁判長が言及したことから石垣島への自衛隊配備も「国防と国の安全保障に関すること」とし、防衛省が積極的に自衛隊配備を進めてくることが懸念されますが、知事の見解を伺います。

２、離島振興について。

(1)、第一航空による石垣―波照間・多良間の航空路線就航の進捗状況と今後の見通しについて。

(2)、離島航路運航安定化支援事業について。

ア、事業の内容及び事業実績について伺います。

イ、波照間航路の新造船建設について、これまでの船舶建造検討委員会及び航路分科会等の進捗状況について伺います。

ウ、事業期間が平成33年度までとなっておりますが、国や竹富町、事業者との連携体制及び今後の取り組みについて伺います。

(3)、県立高等学校の寄宿舎建設について。

ア、進捗状況と今後の課題及び取り組みについて伺います。

イ、寄宿舎の管理体制等について伺います。

(4)、日台漁業協定に伴う沖縄漁業基金について。

ア、日台漁業取り決めの発行から３年がたちますが、八重山北方海域に設定された日台共同利用の三角水域に対する漁業者の不満はますます強まっています。県のこれまでの取り組みについて伺います。

イ、外国漁船により影響を受けている沖縄県の漁業者の経営安定・被害救済のための対策を目的として創設された、沖縄漁業基金のこれまでの基金の活用状況と効果について伺います。

ウ、漁業者にどのような被害や影響があるのか実態

を把握し、基金事業メニューの見直しや活用方法等を検討する必要があると思いますが今後の取り組みについて伺います。

(5)、八重山地方を襲った台風16号について。

ア、被害状況及び農作物等の被害総額等について伺います。

イ、被害の大きかった与那国島のライフラインの復旧及び生活支援等の県の対応について伺います。

３、子ども・子育て支援について。

(1)、待機児童解消の取り組みについて。

ア、ことし４月１日時点の県内の待機児童数が2539人で東京都に続いて全国で２番目、全国の上位100市町村の中に県内11市町村が入っており、2017年度末までに待機児童ゼロという目標達成は厳しい状況となっています。今後の取り組みについて伺います。

イ、昨年度から年２回の保育士試験を実施していますが、受験者及び合格者は増加したのか、また合格者が実際に保育士として就労した人数について伺います。

ウ、待機児童解消に不可欠な保育士確保に向けた、離島での保育士試験実施に向けた取り組みの進捗状況について伺います。

エ、一括交付金を活用した待機児童対策事業により、県内の各市町村でも認可外保育園の認可化に取り組んでいる同事業の実績と今後の見込みについて伺います。

オ、施設整備費補助は県内一律でないため地域の建設業状況（入札や資材単価等）を把握し離島割り増しなどの対応が必要かと思われます。各地域の建設業界等の状況について実態を調査し、検討が必要と思いますが今後の取り組みについて伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援についてに関する御質問の中の、待機児童解消に向けた今後の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。今年度は約8700人分の定員確保に取り組むこととしており、引き続き市町村と連携し、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、敗訴が確定した場合の対応についてお答えいたします。

敗訴判決の確定を前提とする御質問にお答えすることは差し控えたいと思いますが、一般論として、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であると考えております。しかしながら、その後の公有水面埋立承認の変更申請などについては、改めて法令にのっとり審査を行い、変更承認の要件を判断することが可能であることは当然だと考えてございます。

次に、全体では負担が軽減されるとの裁判長の指摘についてお答えいたします。

普天間飛行場周辺の被害、負担の解決の必要性を理由として、埋立事業が必要であるとすることは、論理の飛躍、欠如があるものと言わざるを得ません。また、政府が推進する辺野古移設計画は、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、統合的な高機能を持った基地となるものと認識しております。このような基地を辺野古に建設することは、基地負担の県内への固定化をもたらし、基地負担という格差を半永久的に沖縄県にもたらすという不利益を生じさせるものであって、県全体の基地負担軽減と評価することはできないと考えております。

次に、先島諸島への自衛隊配備についてお答えします。

自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、台風16号の被害状況及び農作物等の被害総額等についてお答えします。

台風第16号の被害状況につきましては、人的被害

はありませんが、与那国町において、住家被害が一部損壊66棟生じたほか、電柱倒壊１本、通信ケーブル断線５本、学校施設の体育館ドア破損等が報告されております。農作物の被害については、与那国町で発生し、被害額は９月21日時点で約3500万円と報告されております。

次に、台風16号に係る与那国島のライフラインの復旧及び生活支援等についてお答えします。

ライフラインについては、16日から17日にかけて、最大810世帯の停電が発生しましたが、17日午前中には全て復旧済みであり、ガス、水道、通信が途絶することはなかったとの報告がありました。生活支援については、26日から27日にかけて来襲した台風第17号に係る被害等も含め、与那国町において住家被害の確認中であり、沖縄県災害見舞金等支給要領に定める認定基準に応じて見舞金を支給することとしております。また、被害のあった農業者等への支援のため、営農相談を行うなど、全庁的に災害復興対策に取り組んでいるところであります。

次に、追加質問についての中の、台風第17号の被害状況及び農作物等の被害総額等についてお答えいたします。

台風第17号の被害状況につきましては、９月29日時点で人的被害はありませんが、与那国町において、住家被害が一部損壊14棟などの報告がされております。その他、石垣市の県立高校や小中学校８校に体育館ガラス破損等が報告されております。農作物等の被害については、石垣市、竹富町、与那国町で発生し、被害額は９月29日時点で約7890万円と報告されております。

次に、ライフラインの復旧及び生活支援等についてお答えします。

ライフラインについては、９月26日から27日にかけて、石垣市、竹富町、与那国町の３地域で最大1990戸の停電が発生しましたが、全て復旧済みであり、ガス、水道、通信が途絶することはなかったとの報告がありました。生活支援については、台風第16号に係る被害額等も含め、与那国町において住家被害の確認中であり、沖縄県災害見舞金等支給要領に定める認定基準に応じて見舞金を支給することとしております。また、被害の大きかった農業者等への支援のため、営農相談を行うなど、全庁的に災害復興対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　離島振興についての御質問の中の、石垣―波照間及び石垣―多良間路線の就航の見通しについてお答えいたします。

現在、第一航空では、昨年８月28日に起きた粟国空港での事故後、粟国路線の再開に向けて、安全運航に必要な規程の見直しについて、大阪航空局と調整している状況であります。石垣―波照間及び石垣―多良間路線の就航時期については、同路線への就航を予定している第一航空によると、粟国路線再開後、必要な機長確保の見通しが立った段階で明らかになるとのことであります。

次に、同じく離島振興についての中の、離島航路運航安定化支援事業の内容及び事業実績についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造または購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。県、関係市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において、平成24年度から33年度までの更新対象となる16航路を位置づけた沖縄県離島航路船舶更新支援計画を策定し、平成28年８月までに７航路の船舶更新が完了しております。

次に、同じく離島振興についての中の、波照間航路の船舶建造に係る進捗状況及び今後の取り組みについてお答えいたします。２の(2)イと２の(2)ウは関連しますので一括してお答えします。

波照間航路においては、平成27年度に事業者、竹富町、県、住民代表等により構成する船舶建造検討委員会が設置され、新造船の仕様、規模について検討しているところであります。県では、波照間航路の船舶更新を円滑に進めるため、去る６月に関係者を集めて意見交換会を実施し、今後協力して船舶更新に係る手続を進めていくことを確認したところであります。

県としましては、沖縄県離島航路船舶更新支援計画に基づき、16航路の船舶更新を着実に進めていくことが重要と考えており、平成30年度に買い取り支援を予定している波照間航路の船舶更新においても、関係機関と連携の上、円滑な船舶更新手続の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　離島振興についての御質問の中で、県立高等学校寄宿舎建設の進捗状況等についてお答えいたします。

現在、県教育委員会では、八重山地区において、寄宿舎の整備を進めているところであります。八重山商工高校につきましては、今年度中に完成する計画で工事の発注手続を進めてまいりましたが、入札が不調となったことから、今後、学校等関係機関と調整をしつつ、来年10月の完成を目指し、整備を進めてまいります。また、八重山農林高校につきましては、学校からの要望を踏まえ、寮室の面積や共有スペースなど間取り等の検討を行っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも生徒の安全で快適な学習環境の充実を図るため、寄宿舎の早期整備に取り組んでまいります。

次に、寄宿舎の管理体制等についてお答えいたします。

寄宿舎の管理運営につきましては、各学校が主体となって行っており、校内に学寮委員会等を設置し、寄宿舎に係る管理運営のあり方や諸課題について協議し適切な対応を図っているところです。舎監につきましては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律により、寄宿する生徒数が51名以上の学校に１名の舎監を配置することになっておりますが、沖縄県では、51名未満の学校に対しても、生徒の管理指導が必要なことから、全ての学校に１名ずつ配置しております。また、土日の食事につきましては、生徒の活動状況など各学校の実態に応じて提供しているところもあります。

県教育委員会としましては、今後も適切な寄宿舎の管理運営が図られるよう各学校と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　離島振興についての御質問の中の、八重山北方三角水域についてお答えいたします。

平成25年４月の取り決め合意後、台湾漁船との操業トラブルを恐れる本県漁船は、クロマグロ漁期である４月から７月の間、八重山北方三角水域での操業を自粛している状況にあります。このため県は、同水域の撤廃、取り決め適用水域全体における操業ルールの改善等について、政府に対し、直近の８月24日も含め、要請を重ねてきたところであります。今年３月に台湾で開催された日台漁業委員会会合等においては、八重山北方三角水域の操業ルールを2017年漁期に間に合うように検討するため、次回の日台漁業委員会までに、関係当局・漁業団体を含めた専門会議をできる限り早い時期に開催すると合意しております。

県としましては、引き続き漁業関係団体や国と連携し、専門会議及び次回開催の日台漁業委員会会合等において、同水域における操業ルールの改善等が図られるよう、台湾側に強く求めてまいります。

次に、沖縄漁業基金の活用状況、効果、取り組みについてお答えいたします。２の(4)イと２の(4)ウは関連しますので一括してお答えします。

沖縄漁業基金は、平成25年５月に発効した日台漁業取り決めの影響を受ける本県の漁業者の経営安定を図ることなどを目的として、公益財団法人沖縄県漁業振興基金により事業が実施されております。沖縄漁業基金の活用状況としましては、運営経費などを含めた事業費で、平成26年度が９億9980万円、27年度が22億873万円となっております。当該基金は、事業の実施により、日台漁業取り決めの影響を受ける漁業者の経営安定に寄与しているものと考えております。また、沖縄基金事業を効果的に実施するために当該公益法人に設置された沖縄漁業基金事業検討委員会へ、県も委員として参加し、八重山地域などの漁業者からの要望を踏まえ、改善策等の検討を行っております。当該検討委員会の結果を受けて、去る８月に漁業関係団体とともに、同基金の対象事業の拡充強化、制度の運用改善及び平成29年度以降の予算措置を国に対し、要請しております。国からは、漁業者の感じている不安にきちんと対応できるようにしたいとの回答を得ております。

県としましては、引き続き国に対し、漁業者が求めている内容について見直しを求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子ども・子育て支援についての御質問の中の、保育士試験の受験者及び合格者数等についてお答えします。

平成27年の保育士試験受験者は1414人で、対前年比699人増となっており、合格者は177人で、対前年比106人増となっております。合格者が保育士として就労した人数については、公表されていないことから、県においてはその人数の把握は困難でございます。

次に、離島での保育士試験実施についてお答えします。

県においては、本島に加え、宮古島市及び石垣市での保育士試験実施に向け、厚生労働省及び試験機関である全国保育士養成協議会等と調整をしているところ

です。平成29年４月の両市での保育士試験実施を目指し、引き続き関係機関と調整してまいります。

次に、認可外保育施設の認可化の実績と今後の見込みについてお答えします。

県では、待機児童対策特別事業において、平成24年度から平成28年８月末までに23施設が認可保育所へ移行し、1468人の定員増を図ったところです。平成29年度末までの認可保育所への移行については36施設、2815人の定員増を見込んでおります。

次に、地域の建設業の状況を踏まえた施設整備補助のあり方についてお答えします。

一部の市町村においては、保育所等の整備において入札不調が生じておりますが、設計の見直し等により事業の執行がなされているところです。国庫補助事業の補助単価については、毎年度増額の見直しが行われておりますが、執行が困難な事業につきましては、待機児童解消支援交付金による事業者への上乗せ補助が可能であると考えており、当該交付金を活用した事業実施を提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、次呂久成崇君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次呂久成崇君の再質問を行います。

次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　答弁ありがとうございます。

それでは再質問、離島振興についての、(2)、波照間航路の新造船建造についてお伺いいたします。

現在、空路が断たれている波照間島、島民の皆さんは、今海路に頼るしかありません。高速船の欠航率は、竹富町内の離島航路でも最も高く、冬場には50％を超えることもあります。乳幼児健診で、町職員が乗船できず健診がおくれるケース、そして島の高齢者は石垣の専門医療機関の通院に支障を来す、子供たちはスポーツ大会に出場できない、またひどいときは１カ月ほとんど定期船が出ない、そういう状況もあります。

先月行われた第49回婦人の主張中央大会でも、波照間に嫁ぎ、人と人との助け合いの心に触れた経験や、船便の欠航が多く、航空路線もないことから多くの島民が不便を強いられている現状を訴えた、竹富町波照間代表の本比田さんが最高賞の県知事賞を受賞いたしました。これは、この新聞に10月３日の琉球新報にも掲載されていますが、こちらのほうは読んでいらっしゃるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　申しわけありません。読んだかもしれませんが、ちょっと記憶に残っておりません。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　これは、八重山の大会でも事業者のほうから、県の交通政策課のほうにこの記事は送られているというふうに聞いておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

この波照間島、島民の一番の要望は、まず一番はやはり欠航率の減少です。そして、座席数の確保、そして生活水準の維持です。この船の速度、旅客席、しけに対応できる安全・安定性を考慮し、平成元年から就航している事業者がこれまで島民の要望に応え、その都度改善してきた経験も踏まえ、最も要望に沿った船舶を事業者は今案として出しているというふうに私も認識しております。

しかし、現在この事業の取り組みがおくれているということで、私は、県、竹富町、事業者との連携、こちらの姿勢が少し足りない部分があるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

今の波照間航路については、特にこのフェリー、船歴が26年を超すということもありまして、非常に憂慮する長い船歴の船だと思っております。そういうことで、早い段階での建造、そしてそれの買い取りを支援するという計画を打ち立ててきました。また、その計画を策定する中には、この航路事業者、それから竹富町も入り、この計画を策定してきたところでありましたけれども、当初の26年、27年の建造が具体的に動きがつくれなくて、28、29の建造で30年買い取り計画を今しているという段階でございます。それに向けて、３回の検討委員会を開催しております。これは、検討委員会のメンバーとしては、竹富町、県、そして航路事業者、それから波照間の皆さんの代表が入ってつくっているところです。確かに、５月の段階で600トンというみんながある程度合意できそうな案ができたのも確かでございます。

こういうことで、その後、600トンの規模を求める根拠、あるいは実績データ等を事業者、あるいは竹富町も一緒になってお願いをしてきたところでありまし

て、これが今８月になって出てきております。これから、このデータを分析してさらにこれから加速していけるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　先日、砂川議員への答弁のほうにもあったんですけれども、やはり事業者に任せっきりというような姿勢ではなくて、きちっと県、また竹富町、事業者と連携して、また寄り添ったこの事業施行にしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、県立高等学校寄宿舎建設の進捗状況と今後の課題、取り組みについてお伺いいたします。

八重山商工寄宿舎、入札不調ということだったんですけれども、再度入札不調になった場合、寄宿舎の完成が大幅におくれ、生徒、保護者にまた経済的、精神的な負担がかかるというふうに予想されるんですけれども、八重山地区の建設業の状況等の把握、そして基準単価等の見直し等の対策が必要かというふうに思いますが、見解をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　八重山商工に関しましては、今回の入札が不調というふうになりまして、再度手続をすることになるわけですけれども、これにつきましては、土建部のほうに予算はいろいろお願いしているところでございますが、離島の建築コストにつきましては、労務費が上昇していることでありますとか、建設資材単価についても変動が見られるということで、土建部のほうでも実情に応じた積算に努めていただいているところであります。

そういうことで、その辺のもろもろの条件を見ながら再度手続をとって、可能な限り早目に完成できるように努めてまいりたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　続いて、八重山農林高校の寄宿舎についてですが、今同校の要望を踏まえ、この寮室の面積や共有スペース等について検討中ということであるんですけれども、学校から特に要望が強いのは、やっぱり寮室、この面積じゃないかなというふうに思っております。これは、離島児童・生徒支援センターの寮室、こちらのほうが１人当たり面積が8.2平米に対してこの八重山農林高校の寄宿舎の面積は、7.0平米ですね。これは、やはり同じ県立高校の生徒でありながら、この格差は何かというところでは、この生徒、保護者というのはやはり納得しにくいんじゃないかなというふうに思います。

そして先ほど答弁にもありました生徒の安全で快適な学習環境の整備に取り組むという姿勢であるならば、このセンターの寮室の面積に近づけるという努力、取り組みということについて見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

ただいまの寮室の面積につきましては、いろいろ調整の経緯で入寮者の見込み等も踏まえまして、当初はかなり多目の部屋数という要望もあったこともありまして、間取りが小さくなった部分もございました。学校のほうで部屋数については、ちょっと多過ぎたという話がありまして、また減らしてもらっていいですよということもありまして、その辺の状況も踏まえまして、間取り等の全体の設計の中でどのような調整ができるかというのを今調整をさせてもらっているところでございます。

そういうことで、学校のほうともその辺の要望と設計等ともろもろ全体のスケジュールの中で、可能な限り学校の要望に沿うような形で見直しをやって、できるだけ早く整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　実際に生活するのは生徒たちでありまして、そしてまた管理は学校主体ということですので、学校の要望というのをしっかりと取り入れていただきたいなというふうに思います。

続いて、この寄宿舎の管理体制についてお伺いいたします。

現在、舎監は１人配置というふうになっておりまして、台風時には離島の生徒を接近前に、船会社に運航状況を確認して船が欠航になる前に自宅に帰しているという状況だというふうに聞いております。与那国島や波照間島はほかの離島に比べ、船の欠航になる割合が高く、また暴風解除になっても船の運航回復がおくれる、これが現状です。生徒が通学して学習したいという学習権が侵害されている、そういう状況が今発生しているんではないかなと思います。これについて、教育長の見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいまの御質問のように、台風接近時には可能な限り生徒を自宅、または保証人のお宅のほうに帰ってもらうという形でやってお

りますが、どうしても帰宅が困難な生徒もいらっしゃいます。そういう場合には、例えば台風16号の場合には、困難な生徒は10名ほど残っている方がいました。台風17号の場合もこれは八重山高校ですけれども、14名ほど保証人の都合でやっぱり寄宿舎に残っているという方がいまして、その場合は、舎監または宿直・日直の先生で寄宿舎で対応したという状況ではございます。

ただ、離島に帰られた生徒に関しましては、やっぱり授業に出られないという部分がありますので、その分に関しましては、学校の対応としては、後日、課題・プリントを使用するなどして学習のフォローといいますか、そういうことに可能な限り努めさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　台風16号で、例えば波照間島、欠航が16、17、18、19、台風17号で25、26、27、28と２週間のうち８日間、やはり船などは欠航したり、そういう現状です。ですので、これとあわせて、現在舎監が１人ということで、昼間は誰もいない。体調不良な子供が戻ってきても面倒を見る人がいない。そして、銀行の出納業務、また納入業者とのやりとりが結局この１人の舎監のボランティア勤務状態というふうになっているわけです。生徒の安心・安全面の配慮も含め、やはり舎監の配置人数、見直す必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　舎監に関しましては、現在51名以上というところではあるんですが、全ての寮に配置させてもらっています。それを各寮２人にするというふうにやる場合には、舎監というのは先生ですので、その標準法の中からそういう方を持ってくるとなると、また全体との兼ね合いがありますので、どのようなやりとりができるかというのは、少し慎重な検討が必要かなと思います。

そういうことで、現在は舎監の方と、その舎監の方が対応できない分に関しては、ほかの学校の職員、宿直・日直という形で対応させてもらっていますので、その部分も踏まえてどういう課題があるかというのは、学校のほうともう少し情報交換、意見交換をやりながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　通常なら51人以上につき１人の舎監ですが、沖縄県においては51名未満でも全校に置いているということですので、あればやはり地域事情によって２人にしたりというように対応できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ今後も引き続き検討していただきたいというふうに思います。

次に、日台漁業協定に伴う沖縄漁業基金についてお伺いいたします。

地元に対して何ら説明がないまま、頭越しに締結されたのが日台漁業協定です。これまでも県が国に対し、見直し、撤廃を求めて動いているということも、私も十分認識しております。しかし、これは、日台漁業協定、北緯27度以南の先島及び久米島の周辺海域において、中国漁船が自由に操業できる内容となっているこの日中漁業協定、これが台湾側の操業水域拡大要求の背景となっているというふうに私は認識しております。この日中漁業協定について、撤廃も含めた今後の取り組み等について見解を伺いたいと思います。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

やはりその辺の懸案事項等もありまして、去る８月に日中漁業協定の見直し等含めて８月24日に国のほうに要請しておりますし、また重ねてこの辺の要請はしておりますので、地元の意向等を踏まえて、この辺については関係機関のほうと連携して、引き続き国のほうに要請してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この日台漁業協定のほうで八重山北方海域の三角水域、こちらは石垣から三、四時間です。しかし、台湾のほうから12時間もかかる漁場なんです。しかし、この八重山の漁業者の方は、漁具の被害、トラブル等回避のため漁に行きたくても行けないというのが今現状です。そして、この取り決めの発効に伴って創設された基金、こちらがほとんど外国船の操業状況調査にしか使われていない。また、はえ縄漁をやめなければ基金を使うことができない。船の設備投資ができないというように、個々に対しての補助メニューがないという状況なんです。被害を受けている八重山にこの基金が使われていないというのが、そういう不満がやはり八重山の漁業者のほうにはありますが、それについてどのように考えておりますか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後４時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　八重山のほうからそういう関係機関のほうから強い要望を受けているということは認識しております。

今回、こういう外国漁船操業等の調査監視事業については、この辺踏まえて宮古、八重山及び久米島周辺海域での操業の漁業者に対する配慮を拡大したと。今回、2016年期のものについては拡大したということがありますので、一部ではありますけれども、その辺のほうについては改善しつつあるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひ、現場で漁民の皆さんから直接話を聞いて、このメニューの見直し等考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

部長もマグロ、好きですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　水産も大好きだし、農林水産業の食べ物はおいしいですので、ぜひＰＲお願いします。

水産、大好きです。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　私も大好きです。

実は、この八重山の庭先でとったマグロが今県内のスーパーでは台湾産メバチマグロというふうにして並んでいるんです。この県産品奨励月間初め、この県内産のマグロを食べようとか、魚を食べようという運動をすることによって、県内また国内にも好漁場をアピールする、また漁民を守っていく。そうすれば後継者、新規漁業就業者もふえていくんじゃないかなというふうに思いますが、このような運動はどうお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今議員がおっしゃったように、沖縄のマグロについては、生鮮マグロが日本一に近いということで、一番足もとにおいしいマグロがあるということで、沖縄については、美ら海まぐろのブランド名でＰＲさせてもらっています。特に、八重山のほうもそうですけれども、泊漁港のほうにもおいしいマグロがずっと周年通してありますので、その辺ＰＲしながらやっていきたいというふうに思っております。

○次呂久　成崇君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○山内　末子さん　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

山内末子です。

きょうの夕飯は八重山のマグロに決めた山内末子です。よろしくお願いいたします。

せんだって、ペルー移民110周年・ブラジル県人会創立90周年式典に参加いたしました。地球の反対側の異国の地において、本当に激動の時代を生き抜いた皆さん、そして、今やその世代、３世、４世、５世の若い世代の皆さんにそのウチナーンチュの魂が脈々と受け継がれています。政治、経済、教育、医療に各方面で活躍し、そしてその国に根を張り貢献するウチナーンチュ、本当に我が移民の皆さんたちの力強さに感銘し、心から敬意を表したいところです。

いよいよ23日の若者のウチナーンチュ大会を皮切りに世界ウチナーンチュ大会が開催されます。参加者の皆さんが本当にふるさとこの沖縄を見て、そして触れて、感じて感動し、さらにパワーアップして帰っていく。そういうわくわく感のある大会、夢のある大会を期待いたします。執行部におかれましては、今大変準備に余念がないところだと思いますが、知事を初め執行部の皆さんの御奮闘をよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古違憲訴訟判決について。

裁判について、コピー裁判とやゆされるほど、国代弁の判決が出ました。そのような結果になった要因はどこにあると考えますか。

(2)、基地問題は人権問題だという知事の主張を今後も訴え続けることが重要だと考えます。知事の姿勢に変わりはありませんか、伺います。

(3)、辺野古埋め立て土砂の採石予定地で、採石反対の動きが活発になっています。現状、地域との連携の取り組みについて伺います。

(4)、高江ヘリパッド（オスプレイパッド）建設について。

ア、Ｎ４地区ではオスプレイが先行運用されていますが、希少種の移植の状況や希少動植物、周辺環境調査の実態と対策を伺います。

イ、工事が強行に進められている残りの地区の希少種、希少動植物保護対策はどのように行われているのか伺います。

(5)、国連人権理事会で国際人権ＮＧＯが米軍基地建設工事や抗議市民に対する日本政府の対応に対して、表現の自由を尊重するよう訴えるという声明を出しました。国際世論に訴える場面がふえ、沖縄への注目が高まり出していることについて知事の見解を伺います。

(6)、10月30日世界のウチナーンチュの日宣言において、世界に向け知事は何を主張していくのかお聞かせください。

大きな項目２、県職員の勤務実態について。

(1)、職員の病休者及び精神疾患者数、割合について伺います。

(2)、長時間勤務者数の実態と対策について伺います。

大きい項目３、環境・エネルギー政策について。

(1)、一般廃棄物のリサイクル向上について。

ア、県内一般廃棄物のリサイクル率の実態と目標値について。

イ、廃食油を活用したバイオマス発電が国内３例目として注目を浴びており、家庭用廃食油の分別回収の機運が高まっています。リサイクル率向上の観点での県の取り組み状況と支援策を伺います。

ウ、家庭食物残渣の分別回収に対する市町村の実態と県の姿勢、市町村への支援策を伺います。

(2)、電力自由化の推進について。

ア、４月からの電力自由化で全国でのスイッチング件数は168万件もありますが、県内はまだゼロの状況だと思います。島嶼県という課題がありますが、克服する積極的な姿勢が重要であります。電力自由化推進について県はどう捉えているのか伺います。

４、産業振興について。

(1)、伝統工芸品産業振興について。

ア、伝統工芸品の国指定、県指定製品の状況を伺います。

イ、国指定に向けての伝統工芸品の現状と県としての今後の方向性を伺います。

６、教育行政について。

(2)、子供の貧困対策解決に向けて各機関の連携強化が求められていますが、学校との連携は特に重要であります。教師の認識向上など取り組み姿勢について伺います。

(3)、キャンプ・シュワブ内埋蔵文化財発掘調査について。

７、警察・公安委員会関係について。

(1)、昨年、警察法が一部改正され、国家公安委員会の役割に内閣・内閣官房を助けるという新たな文言がつけ加えられました。本来、政治的に中立な立場であるその役割に時の政権を助けるという役割が追加されました。

今、高江で行われている警察活動はまさしくその役割が優先されているのではないのか。住民を守る活動との乖離を指摘せざるを得ません。本部長、公安委員長の見解を伺います。

８、我が会派の代表質問との関連について。

新垣光栄議員の質問で、日米地位協定改定の取り組みについてです。

日米環境補足協定から１年経過する中、文化財調査や環境調査等の立入調査等が許可されていないなど、その実効性に疑問が生じていますが、実態と改善に向けた取り組みについて伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、世界のウチナーンチュの日宣言の主張内容についてお答えをいたします。

100年以上前、先人たちは異国の地で成功する希望を胸に、強い意思と万国津梁の精神で海外に雄飛し、幾多の苦難を乗り越え、それぞれの地で生活の基盤を築き経済的安定を図るとともに、沖縄の文化を大切に守り、子や孫にウチナーンチュとしてのアイデンティティーを継承してきました。ことしの第６回世界のウチナーンチュ大会では、これまで脈々と築き上げられてきた世界中のウチナーネットワークを継承・発展させ、今後もますます繁栄していくことを期して、閉会式において、世界のウチナーンチュの日の制定を宣言いたします。宣言では、ウチナーンチュが世界中から母県沖縄に集まり、心を一つにすることを祝福し、ウチナーンチュ同士がきずなをより深め、ウチナーンチュであることを誇りに思うことができるよう、また、ウチナーンチュの平和を愛するすばらしいチムグクルを世界に発信すべく、思いを述べたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢につ

いての御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に対する所見についてお答えいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか２回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、基地問題が人権問題であるとの認識についてお答えいたします。

戦後、日本がサンフランシスコ講和条約によって主権を回復した後も、沖縄は米軍の施政権下に置かれ、日本国憲法の適用がない中、県民は、米軍基地から派生する多くの事件・事故に苦しめられ、さまざまな人権侵害を受けてきました。1972年に日本に復帰し、日本国憲法のもとで沖縄の基地負担が大幅に軽減されることを期待しましたが、現実には、戦後71年、復帰後44年を経た今もなお、国土面積の約0.6％にすぎない本県に、在日米軍専用施設の74.48％が集中し、県民は今も米軍基地から派生する多くの事件・事故、環境問題等に苦しめられ続けています。このように、沖縄の基地問題は県民の人権にかかわる問題であると認識しており、これらの観点からも、国においては、沖縄の民意を尊重し、基地問題の解決に真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、埋立土砂採石予定地の市民団体との連携についてお答えします。

辺野古の埋立土砂採石予定地の市民団体が学習会を開催するなどのさまざまな取り組みをしていることは承知しております。知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。

県としては、今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け取り組んでまいります。

次に、国際世論の沖縄への注目の高まりについてお答えします。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府への要請はもとより、マスメディア等を通じて広く沖縄の現状を発信することによって、国内外の世論の喚起を促すことが重要であると考えております。その意味で、今回、国連人権理事会の場で沖縄の基地問題が取り上げられたことは、辺野古新基地建設問題や高江のヘリパッド移設工事の強行な手法が、国際世論から懸念を持って注視され始めていることを示すものであり、沖縄の基地問題の解決のためには大変意義のあることだと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　知事の政治姿勢についての質問の中の、Ｎ４地区の移植状況と希少動植物や環境調査の実態と対策についてお答えします。

沖縄防衛局から提出された事後調査報告書では、Ｎ４地区の貴重な植物種を平成19年度、24年度及び25年度において延べ35株を移植しており、平成26年度までに25株が生育し、生存率は71％となっております。また、Ｎ４地区の貴重な動物種の調査結果では64種が確認されており、環境影響評価図書で確認された55種と比較すると、確認種数の低下は認められておりません。

県では、事後調査報告書の審査に当たり、沖縄県環境影響評価審査会委員とともに現地調査を実施し、報告書の記載内容の確認に努め、同審査会の答申も踏まえて必要な環境保全措置を講ずるよう求めております。

次に、Ｎ４地区以外の希少動植物の保護対策についてお答えします。

Ｎ４地区以外のＮ１、Ｈ及びＧ地区における貴重な動植物種の環境保全措置は、沖縄防衛局がＮ４地区と同様に工事着手前の調査を行い、確認された貴重種等について専門家等の意見を聞き、周辺適地への移動、移植を行うこととなっております。去る９月27日に実施した立入調査では、Ｎ１地区で11株、Ｈ地区で29株、Ｇ地区で38株の貴重な植物種の移植を確認しております。

次に、環境・エネルギー政策についての質問の中の、県内一般廃棄物のリサイクル率の実態と目標値についてお答えします。

沖縄県における平成26年度の一般廃棄物リサイク

ル率は14.7％で、全国平均の20.6％と比較して低い値となっております。この要因としては、紙類、プラスチック類のリサイクル率が全国に比べて低い水準にあることが挙げられます。そのため、平成32年度を目標年度とする第四期沖縄県廃棄物処理計画では、一般廃棄物のリサイクル率を22％に増加させることを目標としております。

県としましては、目標の達成に向け、今年度実施中の資源化物リサイクル促進支援事業の取り組みを全市町村へ波及させるなど、より一層リサイクル率の向上を図ってまいります。

次に、家庭用廃食油、家庭食物残渣の分別回収に係る県の取り組み状況と支援策についてお答えします。３の(1)のイと３の(1)のウは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

県内41市町村のうち、９市町村が家庭用廃食油を分別回収し、バイオディーゼル燃料などに再生利用しております。また、５市町村が家庭食物残渣を分別回収し、肥料・飼料としてリサイクルしております。これらの廃食油並びに食物残渣は、市町村が処理を行う一般廃棄物となっていることから、県としましては、分別回収、リサイクルを推進するため、これまで実施市町村の取り組みを他市町村へ情報提供してきたところです。今後は、実施する際の課題解決方法についての技術的助言を行うなど、実施市町村の拡大に向け、さらなる支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、我が会派との関連質問についての質問の中の、環境補足協定の課題と改善についてお答えします。

環境補足協定締結後、従来実施していた普天間飛行場の文化財調査等については、同協定に基づく手続によることとなり、いまだ立ち入りは認められておりません。そのため県は、同協定締結後、立ち入りが認められていない米軍施設・区域における文化財調査等の現地調査ができるよう、軍転協を通じて外務大臣、防衛大臣及び在日米軍司令官等に対し要請しているところです。また、渉外知事会においては、環境補足協定による返還前の早期の立ち入りの実現など、実効性のある運用が着実に図られるよう求めているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　県職員の勤務実態についての御質問の中で、県職員の病気休職者の状況についてお答えをいたします。

知事部局における平成25年度の病気休職者数は42人、うち精神性疾患に係る休職者数は31人、平成26年度は病気休職者が42人、うち精神性疾患が33人、平成27年度は病気休職者が49人、うち精神性疾患が40人となっております。また、精神性疾患に係る病気休職者の全職員に占める割合は、平成25年度は0.74％、平成26年度は0.79％、平成27年度は0.96％となっており、３年平均では0.83％となっております。

次に、時間外勤務の縮減についてお答えをいたします。

知事部局における長時間勤務者数は、平成27年度は992名であり、平成23年度以降ほぼ横ばいとなっております。職員の時間外勤務の縮減や過重労働の解消は、職員の心身の健康の保持や公務能率の維持・向上のため、重要な課題であると認識しております。このため、長時間労働者に対する産業医の面接指導、所属長への改善指導、過重労働による健康障害に関する情報の周知、管理監督者研修等を実施するとともに、勤務管理システムを活用し、各所属長が職員の勤務状況を的確に把握し、業務の平準化や見直し等に活用しているところです。また、全庁的に各所属における終礼の実施や事前命令の徹底、県庁ライトダウンの実施等により、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。

今後とも、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　環境・エネルギー政策についての、電力自由化推進に対する県の姿勢についてにお答えします。

電力自由化については、国が電力システム改革の中で、電力の安定供給、電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会拡大を目的として進めており、民間事業者の自由な競争を促すものであります。

沖縄県においては、他電力会社と融通ができない単独系統であり、供給コストが高いなどの不利性を有していることから、新電力が参入しづらい状況にあります。しかしながら、県民生活の向上や産業振興に資する電気料金の低減化は重要であると認識しております。国においても、沖縄地域について、新規参入の促進と需要家の選択肢拡大に向けた取り組みを検討して

いくとしており、県としては、参入を加速化するよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

産業振興についての、伝統工芸品の国指定、県指定製品の状況等についてにお答えします。４の(1)アと４の(1)イは関連しますので一括してお答えします。

沖縄の伝統工芸製品につきましては、国指定が14品目、県指定が26品目となっております。新たな国指定に向けては、現在、南風原花織について、琉球絣事業協同組合が申請を行っているところであります。

県としましては、国指定の可能性が高い三線や琉球ガラスについて、申請資料の収集や作成等に対する支援を行っており、業界団体と連携して３年後をめどに国指定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　教育行政についての御質問の中の、子供の貧困対策に関する学校と各機関との連携等についてお答えします。

沖縄県子どもの貧困対策計画において、教育の支援については、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校を窓口とした福祉関連機関との連携等を通して総合的な対策を推進しております。具体的には、国の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、子供の貧困対策支援員が学校等と連携することで、支援が必要な子供を早い段階で子供の居場所等の生活支援や福祉制度へつなげております。また、全ての教員が子供の貧困問題に対する意識を共有し理解を深められるよう、教育委員会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問の中で、キャンプ・シュワブ内の埋蔵文化財発掘調査についてお答えいたします。

県教育委員会では、名護市教育委員会が昨年度から実施しているキャンプ・シュワブ内における埋蔵文化財の試掘調査の結果を受けて、７月20日に出土遺物の文化財の認定と長崎兼久遺物散布地を新規遺跡として決定を行ったところであります。当該遺跡につきましては、７月20日以降、これまでのところ文化財保護法等に基づく手続の動きはないところであります。

県教育委員会としましては、名護市教育委員会と連携を図りつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　警察法の一部改正と北部訓練場周辺における警備との関係についてお答えいたします。この問題に関しましては、内閣と国家公安委員会との間の規定でありまして、県警察本部長が答える立場にあるかは疑問ではありますが、承知している範囲でお答えをいたします。

議員御指摘の件につきましては、昨年の９月14日に成立した法律で――ちょっと長いんですけれども――内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律というこの法律の中で、警察法の一部が改正されたものであります。この法律は、内閣官房及び内閣府に集中していた業務を関係する各省等へ移管するとともに、各省等に総合調整権限を付与することで、国の行政機関が全体としてその機能を最大限に発揮することを目的としているものであります。この法律により、例えば総務省や財務省等の行政組織が、その任務に関連する特定の内閣の重要政策について、閣議決定で定める方針に基づき総合調整を行い、内閣、内閣官房を助けることができるように、各行政組織の設置法が改正されたものであり、国家公安委員会に関しましても、同様に警察法の一部が改正されたものと承知しております。

なお、国家公安委員会における特定の内閣の重要政策については、内閣で閣議決定で定めるものであり、現在のところ、ことしの３月に閣議決定されました児童の性的搾取等に係る対策のみが閣議決定されており、議員御指摘のような警備に関する閣議決定はされておりません。付言しますと、同様の規定は、例えば金融庁、消費者庁の設置法についても同様に改正され、同様の規定が整備されているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　與儀弘子さん登壇〕

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　山内末子議員御質問の、警察法の一部改正と北部訓練場周辺における警備との関係についてお答えをいたします。

議員が御指摘した警察法の一部改正については、今警察本部長より答弁がありましたとおり、国家公安委員会における特定の内閣の重要政策は内閣で定めるものであり、現在のところ、児童の性的搾取等に係る対策のみが閣議決定されており、議員御指摘の北部訓練場周辺における警備は閣議決定されていないと承知し

ております。
公安委員会といたしましては、県警察が個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務を全うするため、関係者の安全面に最大限配慮した上で、引き続き適切な措置を講じていくよう県警察を管理してまいりたいと存じます。
以上です。
○議長（新里米吉君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　一通りありがとうございます。
再質問させていただきます。
まず裁判の件ですけれども、今回のこの裁判については、多くの憲法学者あるいは行政学者、識者の皆さんたちから、憲法92条の自治権の侵害、あるいは地方の自治の危機だとか、三権分立が問われているということで、そういう意味では高裁の稚拙さをつく意見が大変多いと思っております。そういう意味で、今県としましては上告をいたしまして、それから上告受理の申し立てをしっかりとやっておりますけれども、昨日は弁護団のほうからその意義についてありましたけれども、県としてその上告のポイント、そしてその意義ということをどういうふうに捉えているのかお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の福岡高裁那覇支部の判決は今ございましたように、県としてもさまざまな課題、論点があると思っております。憲法解釈の問題では、今ございましたように92条または41条、他方判例等、それから公有水面埋立法の解釈それぞれについて疑義がございます。そういったことを上告審の中においては、しっかりと県の主張、立証を説明し、また、最高裁判所におかれても県の主張、立証をしっかりお聞きいただいて、公正中立な判断をぜひお願いしたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　まさしく憲法、埋立法また地方分権法、地方自治法、そういった解釈の誤りをしっかりとこの上告の中で訴えていくということがポイントだと思っております。この裁判で例えて言えばということで、この間、木村草太憲法学者の方がおっしゃっておりましたけれども、例えば放射能廃棄物を他国と一緒に日本国内に設置されるというそういう条約が締結されると、日本と相手国も設置場所の合意をすれば、そこに地方自治の本旨に反して住民投票やあるいはそういう承認がなくても自治権に従わないこと、そういうことになりかねないという本当にまさしく恐ろしい判断だということをおっしゃっております。つまり、日本の憲法よりもその他国との条約のほうが優先された、そういう判断になっているということ、これに異を唱えるのはやはり当然の結果であり、当然の権利であり、私たち地方自治の威信にかけた最高裁での闘いに大変期待するところですけれども、皆さんからおっしゃっているのは、この最高裁の壁が大変高くて、そこで受理をされるかどうかということも大変ハードルが高いということをおっしゃっております。これまで上告の際の手続あるいはおとといの上告の理由書のその一連の流れ、それから今後の展開というんですか、それについて少し御説明をお願いしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、流れということで、福岡高裁那覇支部の判決が９月16日でございました。これは地方自治法上、１週間内に上告及び上告理由書を出さねばいけないということで、９月23日に県はそれを提出したわけでございます。これにつきまして、国のほうからは直ちに提起通知書出しました、最高裁に出しましたという通知書をいただきまして、それからこれもまた規定がございます。これはちょっと細かい名称ですが、普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟規則、そういった規定がございまして、上告提起通知書の送達を受けた日から10日以内ということで、一昨日ですから10月３日に上告理由書と上告受理申立理由書の提出を行ったということでございます。
○議長（新里米吉君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　大変に短い期間であれだけの理由書を書いていただいた弁護団、本当に私は敬意を表したいと思いますし、この件でしっかりと裁判所が受理をして審理が尽くされる、それに期待したいと思っています。今、県民の間では、知事が前の裁判の中で、和解条項の中で、その判決の結果には従うというそういうことを言っておりました。その中で、その判決の結果に従うと言ったことが、高裁の出した辺野古が唯一ということで、辺野古が唯一ということでもし最高裁で負ければ、そういう意味で知事の言っていることがまさしく条項の判決の趣旨に従ってというところが少し皆さんの誤解があるようですので、その辺をもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回、恐らく行政がいわゆる確定判決に従うというのは当然でございます。ですから、そういった趣旨で知事も最終判断を尊重するというようなことはお答えしているわけですが、一方でまた和解条項の９項というのが高裁から示

されまして、それについてちょっと読み上げますと、原告及び利害関係人と被告は、是正の指示の取り消し訴訟判決確定後は直ちに同判決に従い、同主文及びそれを導く理由の趣旨に従って手続を実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約すると、そういう文言がございます。そういったことで、国のほうは――仮のお話ですが――県が敗訴した場合には国の埋め立てに協力するべきだみたいなお話があると思いますけれども、そもそもこの９項がなくても確定判決には従わなければなりません。

それから、これも前私答弁したと思いますが、和解条項９項は是正の指示の取り消し訴訟判決確定後はというふうになっていますが、今回のはもう不作為の違法確認訴訟となっていまして、ステージが変わってございますので、この９項にまずとらわれることはないのかなというふうに考えてございます。後々もし仮に、仮にですが、この９項が生きているといたしましても、いわゆるこの９項の趣旨といいますのは、知事が公有水面埋立承認取り消しを取り消すという点にあるわけでございまして、この後の前知事が行った公有水面承認に基づいて国が行うさまざまな変更手続等については、また関係法令にのっとって手続を行うということでございます。それについては、また知事は、法令等にのっとりまして適正に判断していくことになるわけでございます。

ですから、いずれにしましても、このことをもって直ちに埋め立てが進むというようなことには直結しないというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　理解をいたしました。本来政治的に行政的にしっかりやらないといけないことがまだまだ山積みだと思っていますので、この裁判で決着をするということではないと思っております。そういう意味で審理がやり直しが命じられることに期待し、頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、高江の件につきましてですけれども、先ほどＮ４地区の件がありました。新たな外来種の侵入が見つかっておりますけれども、どういうものが見つかって、どういう形で今駆除についてとか、そういうことが行われているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　今ちょっと手元に資料がありませんけれども、外来種として見つかっているのが、植物のアメリカハマグルマというものが見つかっていて、それについて駆除するようにということで環境保全措置要求はしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　たしかそのオスプレイの低周波影響調査についても調査をやりなさいというふうに指摘が出ていると思いますけれども、その辺の調査は今行われているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　騒音につきましては、沖縄防衛局において、３地点で今常時監視測定はしているということであります。年度年度で報告してきますけれども、低周波については今問い合わせをしているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　今工事が準備されておりますＧ地区、Ｈ地区につきましては、航空機による動物への影響を工事前調査を実施することとありますけれども、その件についてはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時47分休憩

午後４時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　工事前調査につきましては、現在出された検討図書におきましては、貴重な植物が10種、それから希少な動物が29種というふうに確認されております。これらにつきますヘリコプター等々の騒音につきましては、現在その影響評価の中では、図書の中では示されていないという状況だと記憶しております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　Ｎ４地区の今運用されておりまして、その中で新たな外来種が見つかっていく。そして、外来種の芝に入ってきた外来種なんですよね。そういうものというのは、やっぱりヤンバルの生態系を壊していく。それについて、駆除するとかそういうことの何にも防衛局でのその意味で対策をとらないまま、新しく今行われようとすることに対して、そこに対してしっかりとこの対策をやって、そこでの対策にも寄与するようなそういうことをちゃんと示すべきだということを、やっぱりこれは環境部のほうから、今の工事現場についてもこれ関連ですから、そこをしっかりやらなければ、その工事についてもやっぱりそこはちゃんと示してくれということは言わなければならないと思うんですけれども、その積極的な工事の件について、皆さんの考え方をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　昨年度も事後調査報告書の中でＮ４地区で確認されました外来種であるアメリカハマグルマにつきまして、ヤンバルの貴重な生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることから、駆除の徹底に努めることというような形で環境保全措置要求をしてございます。事業者におきましては、駆除を一定程度やっておりますけれども、どうしてもこのアメリカハマグルマというものは非常に侵略性が大きい外来種ですので、駆除についてはなかなか難しい面もあるかと思いますけれども、我々としては、徹底してこの駆除対策をしてほしいということを求めております。

今度設置される予定のＮ１、Ｈ、Ｇ地区につきましても、まだ工事は始まっていませんけれども、そのことについても徹底するように、また我々のほうからも要求していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　それはもう百歩譲って、やっぱり環境部としてはこのヤンバルの森を守る、世界遺産登録を目指しているわけですから、侵入してきてから駆除するというのは大変難しいことです。侵入をさせないためには、ちゃんとそこでしっかりと環境の保護、そこを頑張って皆さんのほうからも防衛局にもそれを強調していただきたいと思います。

県警本部長、ありがとうございます。

先ほどありました新しい警察法についてですけれども、公安委員会については、今回のヘリパッドについては入っていないということですけれども、私たちがなぜそれを言うかといいますと、きのう、おとといからずっとこの公安委員の皆さんたちと議論を交わしてみると、どうしてもその７月５日に公安委員会が防衛局からその高江の状況を聞いて、そしてその状況の中でどういう判断で500人の県外からの応援をそこで何をもとに決定をしたのか。７月５日、６日というのはどういう状況だったかというのを、ちょっと本部長、お知らせください。高江の状況が高江のゲート前の皆さんの状況が７月５日、６日どういう状況かお知らせください。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　端的に申し上げますと、７月５日、６日の状況といいますのは、あそこにいわゆる既にヘリパッドができているＮ１でしたか、そこに車が２台か３台ぐらいとまっておりました。鉄パイプもあったと思います。それともう一つの今Ｆルートと言っておりますけれども、Ｎ４のほうですかあそこにも車が何台かとまっておりました。そして近くに何人か抗議参加者がいたような状況だったと記憶しております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　その状況の中であの160名しかいない高江の住民地域に、500名という機動隊を要請しようという、あの抗議活動の中に500名を投入しようとした。皆さんがずっと説明していることは、その後のことなんです。500人機動隊が入ってから皆さん方の多さによって、そこの現場でゲート前いろいろもちろんあります。その中で対応できなくなって、それぞれの地域でじゃ頑張ろうということで広がっていったんです。だから後先なんです、後づけになっているんです。そういう意味で、本当に公正中立なのか、そのことを考えたら、私たちはそこに異議を唱えたいと思います。

皆さんからきのう、おとといも運動の皆さんたちが道路を塞ぐとかとありましたけれども、公安委員の與儀さん、（資料を掲示）　これは道路を封鎖している状況ではないですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時54分休憩

午後４時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

公安委員は、公安委員会の定例会において、高江における状況は動画であるとか静止画面であるとか、それから詳細な報告を受けて我々はいろいろ考えているところでございます。

今議員お尋ねの状況については判然としないところがあるんですけれども、道路が封鎖されたというよりは、やはり道交法等に基づく交通規制がされて、今ある程度整理をされる前提のもとにとられた措置だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　それは公正中立ではないです。皆さんたちがずっと言ってきている住民が道路を封鎖するからとか言うんですけれども、こういうふうにして住民の道路を、住民の往来を県警のこういう車でこれで封鎖をする。（資料を掲示）　そしてこういうふうに封鎖をしていく。（資料を掲示）　こういうのを見ると、やっぱり住民は私たちは囲われているんだ。私たちが一体何をしたんだというそういうものの、ずっともうエスカレートしていくんです。ですから公安委員会に私たちがいつも求めているのは、ちゃんと中立に、県警だけのお話だけではなくて、そこの皆さんた

ちが一体どういう思いで、どういう形で、どういうふうにしてその表現の自由が確保されているのかということも、やっぱりそこはしっかりと両方から聞いて、見て、判断するということが今の公安委員会には、私は欠けているんじゃないかというふうに思っております。少なくとも１日、公安委員会の皆さん、ぜひ高江に１日行って、どういう状況で機動隊が県民に対して警備をしているのか、そしてその住民がどういう方法でその表現をしているのか、抵抗しているのかというのをぜひ見ていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

北部訓練場の現場につきましては、９月下旬に公安委員３名で訪れまして、県警の担当者から所要の説明を受けるとともに、抗議活動状況等について視察をしたところでございます。実は現場を視察いたしまして、抗議参加者が道路を封鎖する行為や工事車両等への飛び出し、立ち塞がり等の抗議行動を目の当たりにしたところでございます。こうした行為については違法であるとともに、非常に危険であると思いを強くいたしました。

公安委員会といたしましては、引き続き県警察において、警察の責務に照らし、関係者の安全に最大限配慮した形で適切な措置を講じていくよう、県警察を管理していく所存でございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　こういうことがあったのが事実なのは認めます。ですけれども、それがずっとではないんです。じゃ公安委員、済みません、県警本部長どちらでもいいです。その皆さんたちを１時間、２時間、３時間とその皆さんたちがとどめ置くその行為について、その中で本当に皆さんたちが、若い機動隊の皆さんたちになぜ自分たちが今ここでこうしているのかと、とつとつと涙を流しながら今訴えている場面、そしてその涙を流しながら聞いている機動隊がいる。そういうこともぜひわかっていただきたい。そういうところも見てください。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　では私がお答えいたします。

今議員がおっしゃったことは、ある意味もっともでございまして、こちらも必要最小限の権限の行使にとどめたいところでありまして、議員がおっしゃったことはもっともであります。ですから、こちらも抗議参加者の皆さんの表現の自由を最大限尊重しつつ、できる限り最小限の行為でやっていきたいと思います。個別の場面については、さまざまあると思いますけれども、議員の趣旨は承ったところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　沖縄の歴史に本当にしっかりと目を見開いて、そこの現場で公正中立に県警本部もやっていただきたいし、それから公安委員会もたびたび訪れて、住民からの声も聞いていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

最後に１点だけ、環境・エネルギー政策ですけれども、私電力自由化、何度も言っていますけれども、なかなかそれはもう今のこの沖縄の島嶼県ということで難しいんです。でも、やっぱり動かなければ始まらないということを考えると、沖縄のモデル地域ですとか、そういうところも踏まえて国と一緒にその政策について、一歩踏み出していくことについて考えをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　電力の低減化につきましては、先ほども申したように、重要なものだというふうに認識しております。そういう意味では、国のほうも、沖縄県につきましてはそういう単独系統であることから、さまざまな検討をするということでございますので、連携しながら、参入が加速できるような対策をとっていきたいというふうに考えております。

○山内　末子さん　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　20分間休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

きょうの時間、残り少なくなりましたが、頑張っていきますので、よろしくお願いします。

早速、通告に従いまして、一般質問を行います。

最初に、久米島地域へ襲来した台風18号でありま

すが、質問通告後に発生しておりますので、重大な災害被害が発生する事案であり、議事課と執行部にも連絡してありますので、先例を踏まえて質問させていただきたいと思います。

追加質問であります。

10月４日、久米島地域を暴風域に巻き込んだ台風18号は、最大瞬間風速59.7メートルを記録する猛威で襲いかかってきておりました。被害状況と今後の対策について伺います。

１番、米軍北部訓練場ヘリパッド基地建設についてであります。

(1)、沖縄防衛局は、27年２月米軍に着陸帯Ｎ４地区２カ所を先行提供し、墜落欠陥機ＭＶ22オスプレイが我が物顔で高江周辺を飛び交っています。住民は墜落の不安、騒音、低周波を浴びせられ精神的にも肉体的にも追い詰められております。この実態は、2012年に海兵隊の環境審査書にオスプレイの使用が明記され、21カ所中18カ所がオスプレイの着陸帯にされようとしております。県の認識と対応を伺います。

(4)、県公安委員会の要請で県外から、警察、機動隊、約500人から800人が派遣されてきております。平穏な生活を願う県民に対して、強制排除や弾圧を繰り返し、ダンプや作業員は警察車両が誘導し、公平中立とは思えない事態が起こっております。県公安委員会はみずからの役割と任務を喪失してはいないか伺います。

２番、アジア経済戦略構想についてであります。

県は、同構想の重点戦略のうち、重要性や緊急性の高い物流、観光、ＩＴの３分野で対策を調査検討する専門部会を立ち上げております。これを踏まえて以下２点について伺います。

(1)、物流について、確かに空港貨物の取扱量は大幅な増加を示しておりますが、物流の取扱量は那覇港が96％を占めており、空路の取扱量がわずかであります。その那覇港からの物流も半分以上が片荷運送であります。その解決策を図ることが最も緊急重要ではないか、その対策を伺います。

(2)、観光面では、クルーズ船の寄港も年200回を超える勢いで順調です。将来世界最大の22万トン級のクルーズ船の入港を見込んでインフラ整備も進められております。同時に、対応する観光バスが、観光客の乗りおりに県民広場前を活用しており、問題となっております。早急に駐車場確保の解決策をとるべきではないか伺います。

３点、離島振興について。

(1)、離島４空港（多良間、久米島、南大東、北大東）等の旅客施設整備事業の内容をそれぞれ伺います。

５番、泊漁港内の放置艇について。

放置艇対策は全国的にも課題となっており、沖縄県でも、漁業者の環境悪化等で放置艇は増加傾向と言われています。特に、泊漁港内にも数多くの放置艇があり、景観、保全、火災、台風等で問題となっております。県は５年計画を策定し、その対策に取り組んでおりますがその内容を伺います。

８番、我が会派の代表質問との関連についてであります。

我が会派の比嘉京子議員の、那覇空港における自衛隊機と民間機の軍民共用空港の建設について関連して伺います。

防衛省は、沖縄南西諸島周辺との空域で、中国機に対抗するため、最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35、１機180億円を42機導入することを決めております。航空自衛隊那覇基地に配備するのか、その目的、役割、機能について伺います。

以上、再質問は後ほどさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍北部訓練場ヘリパッド基地建設についての御質問の中の、北部訓練場のヘリ着陸帯をオスプレイが使用することについてお答えいたします。

平成24年４月に示された環境レビューによると、北部訓練場でオスプレイが使用できる既存の着陸帯は、12カ所とされております。なお、北部訓練場の過半が返還された場合、既存の12カ所のうち３カ所が返還され、移設後の６カ所が追加されますので、合計で15カ所となります。

オスプレイについて、県は、９月24日に、稲田防衛大臣に配備撤回を求めたところであり、引き続き軍転協とも連携して配備撤回を求めてまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、Ｆ35戦闘機と航空自衛隊那覇基地とのかかわり、戦闘機の役割等についての御質問にお答えいたします。

平成28年版防衛白書によると、航空自衛隊は、防衛大綱・中期防に基づき、対領空侵犯措置任務を初めとする防空任務を確実に実施するため、那覇基地を含め、全国に配置されている戦闘機部隊などを移動させるとしております。Ｆ35Ａ戦闘機については、

平成29年度から三沢基地へ配備する予定としております。また、自衛隊が取得予定のＦ35Ａの機能については、最大速度はマッハ1.6、航続距離は2220キロメートル以上とされております。

次に、追加質問についての中で、台風18号の被害状況と今後の対策についてお答えします。

台風第18号の被害状況につきましては、10月５日時点で人的被害はありませんが、久米島町において、多目的体育館の屋根の一部損壊等の報告がされております。そのほか、久米島町の県立高校や小中学校７校で運動フェンスの倒壊や電柱10本の倒壊等が報告されております。特に、農産物等については、久米島町を中心に大きな被害が発生し、被害額は10月４日時点で約8500万円と報告されております。

県としては、全庁的に地域防災計画等に基づき、迅速な災害復旧対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　與儀弘子さん登壇〕

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　崎山嗣幸議員の御質問にお答えをいたします。

１、米軍北部訓練場ヘリパッド基地建設に関する御質問の中で、公安委員会の役割と任務についてお答えをいたします。

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性の確保を目的として設置されているところ、沖縄県公安委員会としても、その趣旨を十分に理解し、これまでも適正に県警察を管理しているものと認識しております。

まず、今回の援助要求に関しましては、県警察から北部訓練場をめぐる警備情勢等について、事前説明を受けるとともに、公安委員会において、北部訓練場周辺における各種抗議活動等に的確に対応するために、警備の必要性、規模等を検討したところ、必要があると認め関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求を行ったものでございます。

したがいまして、今回の援助要求につきましては、特定の主義主張に基づくものではなく、純粋な警察活動の必要性からなされたものであり、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保しているものと承知しております。

次に、北部訓練場周辺では、連日抗議参加者が道路上に車両を違法に放置し、そのすき間に座り込むなどして道路を封鎖する行為や工事車両等への飛び出し、立ち塞がり行為等の危険かつ違法な抗議行動が行われております。このような行為につきまして、警察官が関係法令に基づき警告を発した上で、それでも従わない場合において、安全に最大限配慮し、必要最小限度の範囲において移動と所要の措置を講じることは、警察法２条に定められた警察の責務に合致するものであり、弾圧との御指摘は当たらないと認識しております。

なお、北部訓練場周辺における警備活動につきましては、採石場から県道70号線沿いの工事現場までの約40キロに及ぶ道のりの中で、採石場、北部訓練場のゲートなど複数箇所で抗議活動が行われており、それぞれの場所に一定の部隊を設置する必要があること、県道70号線は住民の方にとって、代替性のない通行用道路であり、円滑な通路を確保する必要があること、抗議参加者をやむを得ず移動する場合にも、一人に対して複数名の警察官で丁寧かつ慎重に対応する必要があること、日中の警備に加えて夜間の抗議行動に対応するためにも、常時警察官の配置が必要であること、沖縄県警察の人員体制では、量的な面で十分な対応ができないほか、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることなどから、公安委員会としましても、他県部隊の応援を求める必要があると判断したところでございます。

また、他県から派遣された部隊に関しましては、本県への派遣に際し、本県における歴史的経緯や基地問題をめぐる状況、北部訓練場周辺の地理的環境などを念頭に置いた上で活動するよう指導が行われているほか、関係者の安全確保のために、丁寧かつ慎重に対応すること、常に沈着冷静な対応を行うことなどについての指導も行われていると承知をしております。

公安委員会としましては、県警察が個人の生命、身体、財産の保護と、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を全うするため、関係者の安全面に最大限配慮した上で、引き続き適切な措置を講じていくよう、県警察を管理してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジア経済戦略構想についての、海上物流の貨物増加量についてにお答えいたします。

那覇港の海上物流について、県では、沖縄に近く、アクセスの容易な東アジア地域の港湾を活用することにより、那覇港の航路ネットワークを補完し、取扱貨物の集積を促進することとしております。具体的には、中国、台湾、沖縄の経済特区の連携と、これを活

用した物流関連ビジネスの確立や、航空物流と連携したＳｅａ＆Ａｉｒによるビジネスの創出を検討してまいります。

また、生産業者が一体となった共同物流体制の構築や、製造業、物流業等の誘致などにより、貨物量増加を図る取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　アジア経済戦略構想についての御質問の中の、観光バスの駐車場の確保についてお答えいたします。

観光バスについては、国際通り周辺に乗降場や待機場が十分に整備されていないことから、パレット久茂地交差点付近などで、時間帯により、バス乗降場付近に滞留し、交通渋滞が発生していることなどが課題となっております。そのため、県が関係機関等に呼びかけて協議した結果、沖縄県バス協会や旅行会社が連携し、分散乗車や停車時間の短縮を図る取り組みが行われています。また、今年度、那覇市と沖縄総合事務局が、国際通りから離れた場所にバス待機場を設置し、バスを誘導する実証実験を行うこととなっており、当該実証実験については、県も待機場の提供を行うなど、連携を図っております。

なお、那覇市からは、当該実証実験終了後、効果検証の上、バス待機場用地の確保を検討すると聞いております。

県としましては、今後とも国、那覇市、関係部局、各交通機関と連携して、これらの課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　離島振興についての御質問の中の、離島空港旅客施設等機能向上整備事業の内容についての御質問にお答えいたします。

離島４空港における旅客施設整備については、航空機の更新に伴う機材の大型化に対応するものであります。各空港の主な事業内容としては、多良間空港においては、旅客待合所と駐車場の拡張、久米島空港においては、手荷物搬送設備の整備、南大東及び北大東空港においては、旅客待合所の拡張整備であります。

なお、本事業については、沖縄振興特別推進交付金を活用することとし、９月補正予算に計上しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　泊漁港内の放置艇についての御質問の中の、泊漁港の放置艇対策についてお答えいたします。

泊漁港内における放置艇は、漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害など、大きな課題となっております。特に、平成27年12月に２隻の放置艇が火災に遭い、市街地に隣接していることから、危険な状況にあります。

そのため、県では、平成28年７月に泊漁港放置艇５カ年計画を策定し、陸域10隻、泊地７隻、計17隻の放置艇を処理することとしております。また、関係機関で構成する泊漁港放置艇処理方針協議会を開催して、処理方針を決定し、着実に放置艇対策を進めることとしています。処理と並行して、これ以上ふやさない対策も重要であることから、法的規制が可能な放置禁止区域の設定を、平成29年４月１日をめどに作業を進めているところであります。

県としましては、今後も関係機関と連携し、泊漁港内の放置艇対策を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、再質問をさせていただきます。

最初に、我が会派の代表質問との関連で、那覇空港の安全性について、この那覇空港の那覇基地にＦ35ステルス戦闘機は、先ほど青森県の三沢に配備するということでありますが、この沖縄の自衛隊那覇基地は危ないから青森県の三沢基地に配備するということの情報であります。この理由の中で、防衛省の杉山航空幕僚長が防衛地域の策定に多大な貢献があると語って、ハリー・カジアニス研究員というのが、Ｆ35は戦闘能力は高いが航続距離が短い欠点があり、中国本土に近い基地――那覇基地でしょうね、展開することが必要だが、戦闘になれば、沖縄の那覇基地は真っ先にミサイル攻撃を受ける。１機180億もする高性能の戦闘機が飛び立つ前に撃ち落とされたんではたまらないと、そういうことで那覇基地は危ないということで三沢に配備するということの報道がありました。これ私は、ＮＨＫの報道も見ましたが、そういった報道において、那覇基地が危ないということで三沢に配備をした。青森から遠い沖縄近海、南西諸島を警戒、戦闘する態勢に備えるということでありますが、そういったことを含めて、私、今紹介をしたことについては、

県としては情報を承知しているのかどうかをまず伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今、議員がおっしゃったことについては、私も報道で承知はしてございます。ただ、この件について、公式で防衛省等へ照会をして回答をいただいたということはございません。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これは、私は、ＮＨＫの報道で知ったんですが、Ｆ35ステルス戦闘機、高性能、中国の航空体制に対抗してということらしいんですが、びっくりしたのは、那覇基地が危ないからということの報道でありました。これは、防衛省も中国南西空域の防空警戒態勢については強化をすると言いながら、あえて180億もするこの高性能の戦闘機が撃ち落とされたらたまらないということで、青森に行かそうということであります。この理屈は、いろんな意味で海兵隊もそうです、それから沖縄の地理的優位性というのか、沖縄でなくてもいいではないかということを含めれば、三沢にこの１機飛ばしていいんではないかということが、矛盾と論理が破綻すると私は思っています。あくまでそういった意味では、沖縄にあえてそういった高性能の戦闘機を配備しなければ攻められなくても済むということで私は理解するんですが、沖縄にいないほうがいいということを防衛省が言っているんではないかと思うんです。これはまさに那覇基地に配備しなくて、三沢からでも支障ないと言っているわけです。この考えだと私は理解するんですが、県は私と同じ考えなのか聞きたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの件に関しまして、県で公式に例えば知事公室内部等で議論したということはございません。ただ、私も先ほど申し上げましたように、報道でそういった話を聞いたときに、まず最初は驚きまして、ただやはりまたその後、冷静に考えた場合には、議員が今おっしゃったような感じの思いもしました。また、あわせまして、いわゆる地域特性とか抑止力とか、そういった観点からも果たしてどうなんだろうという、いろんなことを考えさせられる報道だったというように考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この戦闘機は、とりあえず三沢に42機配備すると言っていますが、Ｆ後継機だと言っておりますが、いずれ那覇基地に配備されるということもあるんですか。それともう確実に青森の三沢基地に配備するというのが、戦略上正しいということが防衛省の考えなのか。しかし、やっぱり沖縄が中国に近いと、そこから発進させたほうがいいと、航続距離が短いということの考え方に立って沖縄にまた配備がえするということもあり得るということですか。ここはまた確認とれているかどうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

この件につきましては、平成28年の防衛白書の中で戦闘機部隊などの体制移行ということで、俗っぽいお話ししますと、玉突きになってございます。

若干引用させていただきますと、航空自衛隊「防衛大綱・中期防に基づき、わが国領空における「航空優勢の確実な維持」を実行できる体制を構築するため、全国に配置されている戦闘機部隊などを移動させています。」と。「平成27年度には、築城基地のＦ－15部隊を那覇基地に移動させ、那覇基地のＦ－15部隊を２個飛行隊とし、第９航空団を新編することにより、南西地域における航空自衛隊の運用態勢の充実を図りました。」と。まだいろいろありまして、「また、三沢基地のＦ－２部隊を築城基地に移動させ、築城基地のＦ－２部隊を２個飛行隊とするとともに、新田原基地のＦ－４部隊を百里基地に配備しているＦ－15部隊と入れ替え、南西地域の防衛態勢の一層の強化を図ること」としているというような形で、整理すると、Ｆ15、Ｆ２、そういったものをそれぞれ移動させながら、全体として我が国の防衛態勢を戦闘機部隊を編成していくというような流れになってございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いずれにしても、この中国の戦闘機も高性能そのものに対抗するための最新鋭戦闘機と――最新鋭戦闘機は、180億円もするから沖縄に置いたらもったいないという考えの論理が防衛の発想としては、矛盾しているんじゃないかと。やっぱり沖縄ではなくて済むんだなと私は思ったので、あえて聞いたので、決して沖縄がそういった危ないということで、戦闘機は逃がして、沖縄県民は危なくないのかということも含めて、やっぱり見ている県民もとても不安と疑問に思ったと思います。そういった意味では、そういった事情があるならば、それを沖縄に移駐したり、配備させるなという立場をぜひ堅持してもらいたいということで、この件は終わります。

それから、１番目の、米軍北部訓練場ヘリパッド基地建設についてでありますが、2012年12月の米軍の

環境レビューのことで、高江にこのオスプレイの着陸帯の配備が、先ほど報告された意味では、既設が９カ所で新設６カ所やって15カ所ということで聞いたんですが、これは、通常のこの場所15ということで私は受けとめましたが、このヘリパッド基地はオスプレイが着陸するということで、今言っている６カ所と９カ所ですね、これ15。15は面積とか基盤とか構造は、通常のヘリパッド基地と違うのかどうかについて明確にしていただけませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後５時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

オスプレイが着陸帯を使用するための構造、面積、基盤などは違うのか、どのようになっているかという御質問だと思います。

環境レビューによりますと、ＭＶ22オスプレイが安全に運用されるためには、最低100掛ける100フィート――30メーター掛ける30メーターの区域を必要としており、それぞれの航空機の間に約250フィート――約75メートルの計画距離が推奨されているということとなってございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今の面積とこのフィートは、今言っている15カ所は、それに適合したヘリパッド基地なんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々が入手した資料によりますと、低水準以上を丸としていまして、それが今私が申し上げた面積、基礎等を踏まえた評価になっているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　答弁ありましたように、明らかに北部訓練場から６カ所、南側に移設されるヘリパッド基地６カ所は、確実にオスプレイが着陸する構造になっているということが明確になったと。それから既存のものも含めて、９カ所、先ほどの９カ所が残って６カ所合わせて15カ所に最終的になるという計算になる。これがまさに、ヘリパッド基地建設の構造になっているということで、今、公室長の答弁で理解しています。

それから、もう既に、Ｆ４の２カ所では、政府は先行提供しているということは従来議論がありましたが、これは、もう既にオスプレイが着陸をして、繰り返し騒音と低周波音について住民に被害を与えていることについては、この間ずっと議論に出ていることであります。このオスプレイの使用なんですが、これを運用も含めて、勝手にこのオスプレイは県や関係自治体に関係なく、ヘリパッド基地と言いながらオスプレイが勝手に先行提供されたからといって、オスプレイをそこに着陸させなさいということがあったわけではないと思います。どういう根拠でここに先行提供されたヘリパッド基地にオスプレイが飛んできたのかについての見解を聞きたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

ＭＶオスプレイの配備につきましては、平成23年、2011年６月ですが、沖縄防衛局から口頭で地元へのお知らせというのがありました。その内容ですが、軍全体でＣＨ46を段階的に減らして、ＭＶ22に換装するというものでございます。正確な配備時期に関する最終的な決定はなされていないということがございました。また、平成24年、2012年６月に、米側が日本政府に対し、ＣＨ46飛行隊をＭＶ22飛行隊に改編するとの接受国通報に基づいて、同日、沖縄防衛局から県とか関係自治体に対し、報告があったということでございます。内容ですが、オスプレイの配備時期を、12機は同月10月初旬に、残りの12機については、平成25年の夏を予定しているという内容となってございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今の答弁で24年ですか、接受国通報で県や市町村にあったということでありますが、オスプレイがそこに離発着しますよということらしいんですが、この通報は、24年ではありますが、現在県は、この通報そのものは容認をしているんですか。要するに、難しい言葉で接受国通報ですか、これ通報、米軍から政府にやって、政府から県や市町村に通報されているわけですよね。これは、皆さんは容認をしているということなのか、お伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　オスプレイにつきましては、いろいろ墜落事故等が相次いだことから、県を挙げて沖縄全体でこのオスプレイの配備撤回を求めて行動したということは、御承知のことだと思います。そういったことで、建白書も持って全国にそれを訴えてきたという流れの中で、沖縄県としては、オスプレイの配備は反対だということが基本的なスタンスでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、先行提供されたところに、接受国通報について、皆さんはそこにオスプレイが飛来して、使うなということについては明確だというふうに受けとめます。

それから、96年12月のＳＡＣＯ合意の時点で、オスプレイがそこに離発着するということについては、明記されているのかどうかは御存じですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　平成18年の衆議院安全保障委員会の政府参考人答弁によりますと、オスプレイの問題についてＳＡＣＯの時点でも米側として日本にオスプレイを配備する計画はないということで確認しているという答弁がございました。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これはないと言いながら、あえて今言っているように接受国通報によってオスプレイが飛んでくると。しかも15カ所、オスプレイ用の着陸帯をつくっているということは、県民をだましているということにしかならないと私は思います。これは明らかにずっと言っているように、オスプレイパッドではないかということが明確だと思いますが、これは県の見解も聞きたいと思います。ただ、このオスプレイパッドという意味で、通常７つのヘリパッド基地が返還されて、６つをまた南側に移して、１カ所しか減ってないわけですよね。だから１カ所しか減っていないこの行為に対して、もし、通常のヘリパッド基地ならば６カ所ふやさないで、１基減るから南側で15カ所もあるんです。15カ所もあるこのヘリパッド基地に対して、それでいいんではないかということの立場で県は私は堅持すべきだと思いますが、そういった意味では、たった１カ所しかヘリパッド基地は減らないのに、既存するのは15カ所残るわけです。15カ所でいいんではないかということを含めて、私はいいと言わないんで、皆さんとしてはどう思いますかというのを聞きたいんです、それは。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時３分休憩

午後６時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今ずっと議員とのこの質問のやりとりで、オスプレイの配備を中心としたというようなことでございまして、そういった中で、県としては、ずっと申し上げていますように、環境影響評価の対象にオスプレイはなっていなかったと。そういった流れの中で、オスプレイに対しましては、住民生活にさまざまな影響を与えているというようなことがございますので、日米両政府に対しまして、引き続き配備撤回を求めていくというのが県のスタンスでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　どっちにしても、だからこれはオスプレイパッドだから、そこに飛来するなと求めるのは私はいいんですが、明らかに当初からオスプレイをここに飛来させるという目的だから、ここの６つのヘリパッド基地つくるなということの堅持は皆さんの課題だと思いますから、ぜひそういう方向に向かっていただきたいと思います。

それから、安倍首相が国会でオスプレイの騒音低周波の役割は、環境基準に満足しているという発言があったようです。しかも、この測定器も1.57デシベルということで、従来言われているようなこの調べてきているものが本当に99デシベルもある、近いところも、落差が大き過ぎるんですが、県としては、どのように認識しているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、平成23年度から沖縄防衛局は、航空機騒音の自動測定を行っております。また、25年８月からは、１カ所ふやしまして３カ所で測定を行っております。高江区につきましては、高江区の牛道地区、それから高江区の車地区、それから宮城区の宮城集落、この３カ所で年間通してやっておりますけれども、26年度の測定結果では、高江区の牛道地区でＬｄｅｎで40デシベル、それから車地区で39デシベル、宮城集落で39デシベルという形になっておりまして、ここの地域につきましては、航空機騒音の環境基準は当てはめておりませんけれども、Ｉ類型といいますと57デシベルですので、57デシベルは、専ら住居地域という形になりますけれども、そのレベルよりかは一応低いというデータにはなっております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　測定する場所が問題だと思うんです、これは。しっかりオスプレイに近いところをとるとか。一応は、次行きますね。

公安委員の役割と任務について、質問を公安委員長にさせてもらいたいと思います。

先ほどるる話聞きましたが、援助要求、必要があるから求めたと。聞いてないことも答えておりましたが、私が聞いているのは、正当な反対行動、ここにオスプレイを先ほど私が聞いているように６カ所つくるなということの県民の立場に立って反対している皆さ

んの意思表示、それから今まで言われてきたようなマスコミの取材、それから県土木建築部の調査、それから議員の視察、これは、私が今言っている例は、従来議会に出てきた人たちが取材をしたり、調査をしたり、そういったものまで皆さんは排除をしているわけです。これは例を幾つか挙げました、みんなそれぞれ。そういったことに対して、私は聞いているんであって、そういったことまで皆さんは過剰に見境なく、向こうに来る者は全てそういうふうにやっているんではないかと聞いているので、私が聞いているのは、公安委員は警察の言動を管理するという立場だよね。そういった人たちまで巻き込んで、高江に来る人たちは全てそういうようにやっているのかと聞いているんです。どうですか、これは。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げました特定の主義主張に基づくものではなく、純粋な警察活動の必要性からなされたものでございます。

それで、今議員御指摘になった議員の調査権であるとか、それから取材であるとか、そういうことにつきましては、配慮して対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　これはずっと基本的なことを言っている。現実に、そういうことがなされてないということの事例は、るる議会で出ましたが、私も経験あるんですが、そういった言動において、見境なくについては、議員として調査に来たと言ってもロックアウトしているんです、閉めて。そして、そういった行動について、一般の市民も正当な行動をして、車で来てすぐとめられたり、これは皆さん識別していないんではないかと言っているわけです、これは。来る者を全て、高江に入ってくる者全てやっているんではないかと、私聞いているんです、それは。いかがですか、それは。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

あくまでも、私どもは、本当に最大限に抗議する方を含め、そういう取材される方、議員の皆様の活動などに最大限に安全を確保するために、いろいろ行動をやっているわけでございます。ですから、そういう思想信条の自由とかそういうものについては、憲法でも保障されているとおりでございますので、この辺についても、公安委員会の中でしっかりと今後も議論してやっていきたいなというように思います。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いずれにしても、500人、800人の機動隊を県が呼ぶ理由は全く当たらないというふうに思いますので、これまた改めて。

次、行きます。

アジア経済戦略構想ですが、私が聞いているのは、広大なアジアのマーケットに何を物を送るんだと聞いているので、何を想定するかについてお答え願います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほどは、大きな考え方としまして、アジアとの交流の中から物流貨物をふやすという話をやりました。具体的な話としましては、当然ながら国際物流特区で製造されるような工業製品も貨物になりますし、それからあと国内にありますというか観光と関連いたしますレンタカーアップ、レンタカーがアップしたやつ、これらの中古車を東南アジアなり海外なり、それからもしくは東京、本土経由で出していくというような話がまたございます。それから当然あとは、県産品農産物だけではなくて、これからは全国の農産物も拠点にというふうにも考えていますので、そこら辺のものも貨物になっていくなどなどの考え方を持ってございます。

○崎山　嗣幸君　ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　一般質問を行います。

１番、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場の辺野古阻止に向けた取り組みを伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

知事は、辺野古に新基地をつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。

沖縄県は、辺野古に新基地をつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　２年前に翁長知事が誕生して、当時の知事選挙はまさにこの辺野古に新基地を絶対つくらせないというのが大きな一番の争点だったと思います。ことしで任期も折り返しになります。あと２年余りになってきますが、この辺野古に新基地をつくらせないという、残りの任期で、さらなる知事の決意をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　赤嶺昇議員の御質問にお答えいたします。

今、公室長のほうから答弁があったとおりでありますが、ここまで約２カ年、当初オール沖縄という形である意味で政治的なこの輪ができなければ、今ごろ埋め立てられておったんじゃないかなという感じがします。ですから、みんなが力を合わせていろんな形でやりました。そして、裁判も高裁で負けはしましたけれども、和解の勧告を含め、いろんな形で内外に訴えながら今日まで来ておりますので、これから以降もそういったものを踏まえながら、あらゆる手段をもってつくらせないというような意味では、この２カ年間の実績というのはあったのではないかなというふうに私は判断をしております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この２年間、私も議会の場から見てみますと、できることは全力でやっていただいたと思っております。沖縄県民が本当にしっかりとまた知事の姿を見て、また県民が励まされて、さらにまたこの県民を見て知事がまたしっかりとそれに取り組んでいくこの姿を、やはり相手は大変大きな権力を持っている相手であるだけに、本当に知事三役それから職員を初め、大変厳しい県政全般の仕事からいうとたくさんある中で、この基地問題に翻弄されている中で、本当にいい仕事をしていただいているし、私は知事を支えている県議として、本当に誇りに思っております。しっかりとまたさまざまなこと、苦難があるかと思いますが、これに負けることなく県民と一緒になって取り組んでいただきたい。

そして、そうは言ってもさっき言いました任期あと２年少しでありますので、そこに向けてまたさらにエンジンをかけてつくらせないということを、任期中にむしろそれを政府を断念させるということもやっぱり目標として掲げるべきだと思いますが、その点についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　当然、断念していただくと。そしてまた、今日に至るまでの経緯を考えますと、埋め立てることはできないというふうに私は思っております。ですから、これからどういう形で、改めて基地のあり方とか考えるかということもあろうかと思いますけれども、いずれにしろ辺野古に基地はつくれない、これは私は信念として確信をしながら、これから以降も頑張っていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　続いて、アジア経済戦略構想の進捗状況と展望を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　知事の政治姿勢についてのアジア経済戦略構想の進捗状況と展望についてでありますが、沖縄県では――読ませてもらいます、準備してありますので――沖縄県では、アジア経済戦略構想の実現に向け、具体的な個別事業やプロジェクト等を盛り込んだ実施計画を３月に策定いたしました。現在、県内地域商社への支援等、商社機能の拡充や、福建省自由貿易試験区における通関・検疫の簡素化に向けた話し合いを行うなど、各種施策を展開しているところです。加えて、８月にアジア経済戦略構想推進・検証委員会を設置したところであり、今後、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化に対応し、現在の施策等の検証を踏まえ、改善等を行いたいと考えております。

これらの取り組みにより、１人当たり県民所得の向上や完全失業率の改善など、戦略構想で目指す目標を実現させたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　いよいよこういうアジア経済戦略構想、これも知事選挙において大きな目玉の政策でございます。マスコミではもう基地問題だけが取り上げられるんですけれども、こういった実績が着々出ているということを私たちも先日会派おきなわでちょっと勉強会をさせていただいた中で、富川先生にもその報告等をいただきました。大変力強く沖縄経済が本当に伸びているということを実感しているところでございます。

今ちょうど知事がおっしゃった県民所得の向上、これはまさに県民が長年、県民所得をやっぱり上げていこうということを、これは歴代の知事を初め大きな課題として取り上げてきたんですけれども、この県民所得の最下位からのさらに全国平均ぐらいに持っていくという流れというのは、見込みとしてはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時20分休憩

午後６時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。
企画部長。
○企画部長（下地明和君）　ただいまアジア経済戦略構想について、知事からそして商工労働部長からありましたように、重点戦略として現在進行している観光産業、それからどんどんと追いついてきている情報産業、それに加えて、苦戦する産業などの重点産業を強化するとともに、既存の県内の製造業、あるいは農林水産業等を成長産業として位置づけて、両輪として経済を活性化していくことによって、所得向上に結びつけていくという戦略で、今21世紀ビジョン基本計画とともに、このアジア経済戦略構想を推進しているという状況であります。
○赤嶺　　昇君　県民所得。
○企画部長（下地明和君）　これによって、県民所得も上昇してくると考えておりまして、１人当たりの県民所得を全国、あるいは類似県並みに持っていくということも含めてこれで推進していけるものと考えております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　今、あえて具体的に聞いているんです。県民所得をいろいろ取り組んでいることは理解しています。そうすると、じゃ県民所得をやはり知事の任期中にどこを目指すのかということを明確にこれ設定されているのかどうか、設定されているんだったら教えてください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（下地明和君）　今21世紀ビジョン基本計画を推進中でありますが、その33年度までに全国並みに持っていくよう努めるということで目標値を掲げているところであります。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　全国最下位脱出をまず当面のしっかりした目標として、さらに伸ばしていくということも大事だと思いますので、その点もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。
それからこのアジア経済、知事はもう既に台湾とか中国とかいろんな活動をしておりますが、このアジア圏のその可能性に注目して、この構想を立ち上げているわけですが、知事三役を初め、やはり経済、各地域をやっぱりセールスをしていくということもまた大事じゃないのかなと思います。どの地域をターゲットにし、これから沖縄県をもっとアピールしていくということは大事だと思いますが、それについてその考えがないのかどうかお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジア経済戦略構想の中でも書いてはございますけれども、当然我々が今置いてあります県の海外駐在所を中心として、そこら辺をターゲットにしながらまずは入っていくんだろうと思います。中国でいえば北京であり上海であり香港であり、それから近くであれば台湾、それからちょっと離れますけれどもシンガポールとか、そこら辺に事務所がございます。そこを核にしながら、そこでそれぞれの地域とのネットワークを組みながら、経済交流を拡大させていくという、そこら辺をターゲットにしながらまずは始めていくというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　沖縄事務所等の設置も評価するところでございますが、さらに重点的にどの地域、これから選んでやるのかということも含めて、やっぱり今後しっかりと示していただきたいなと思っております。
(3)、県内企業・下請企業優先発注、県産品優先活用について伺います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄県では、県内企業の育成強化を図るため、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針を策定しておりまして、産業まつりや県産品奨励月間の実施による意識の啓発ですとか、公共工事の分離・分割発注による県内企業の受注機会の確保、また、国や市町村等に対しまして、県内企業の優先発注や県産品優先使用の要請等を行ってございます。また、建設業者等に対しましては、下請の県内企業優先発注や県産建設資材の優先使用の要請など、さまざまな取り組みを行っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　この取り組みも、県もしっかりと取り組んでいるということは評価をしますが、何度もこれを取り上げる理由は、やはり業種によってはまだまだ厳しいところがあります。何度も指摘しているんですけれども、このコピー機、事務機についても、ことしもいろいろ指摘されているんですけれども、県庁で調達も含めて、地元企業があるのにメーカーそのものを入札に参加させているということになると、地元企業がなかなか厳しい状況になるんです。メーカーさんをそのまま入れてしまうと、地元企業は絶対に勝てないわけです。そのあたりの取り組みについて、今後どう対応されるのかお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほど言いました

県産品の使用基本方針の中におきましては、製造業を中心としておりまして、サービス業とかそこら辺のものが入ってございません。それで、各界からはそこら辺の県産品の話も入れたらどうかということがございますので、我々としても今検討中でございます。ただ入札とかそこら辺の話になりますと、地域要件、ただメーカーといいますよりも、県内企業というのは、県内に事務所を置いている企業を我々は想定しておりますので、それを入札から外すということはちょっと厳しいところがございます。それで、どういった形でそこら辺のサービス業関係の方々もこの優先発注の中に入れていくかということを今現在検討している段階でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　もう２年ぐらいその議論をしていますので、他府県の事例も含めて、しっかりとそこに向けてもう一回真剣に取り組んでいただきたいなということを、これは改めてまた質問させていただきます。

(4)、沖縄本島と離島――宮古・八重山のガソリン価格差解消に向けた取り組みを伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

県が実施した経営実態調査では、本島と離島のガソリンの仕入れ価格差は５円以内となっております。この支援事業、石油製品輸送補助事業の離島の石油製品の価格安定と円滑な供給に対して効果が出ているものと考えております。しかしながら、ガソリンスタンドの小売価格について、特に宮古・八重山圏域では、本島と約26円の価格差が生じている状況にあります。これは、本島と比べて市場規模が小さいことや配達販売を行うなど離島特有の経営環境にあり、経費を賄うため小売価格を高くせざるを得ない事情があるものと理解しております。しかしながら、前回の６月議会でも議員から提案がありましたように、本当に安くならないのかどうか、県内の別の企業にもヒアリングをしてみたらどうか、聞いてみてはどうかという御提案がありましたので、別の企業にこの宮古島・石垣島における経営環境等について、８月に意見交換を行ったところであります。その企業からは、離島においては、競争が本島と比べて緩やかではないかという点、それから、離島住民自身が石油製品輸送等補助事業への理解が十分ではなく、高いガソリン価格を容認する傾向があることなどが挙げられるのではないかというような話を伺いました。

県としては、こういうような離島の実情を踏まえまして、石油製品の円滑な供給と価格安定に引き続き取り組み、離島の定住条件の整備、産業振興に資する基盤強化に努めてまいりたいと思います。また、小売価格の低減化、これにつきましては、今後とも引き続き継続して研究してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この輸送補助というのは、年間幾らですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　現在、年間に約10億円程度でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これまで、これいつから始まって今までに総額幾ら補助していますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　復帰後の昭和47年度から平成27年度までで、44年間で297億の補助をしております。

○赤嶺　　昇君　この年間10億円というのは、これ県民が負担しているんですか、どういう内容になっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

本県は、現在、揮発油税等をリッター７円程度低減化していただいております。その中の、ちょっと資料がないんですが……

○赤嶺　　昇君　声が小さい、大きく、大きく。

○企画部長（下地明和君）　資料はないんですが、持っていないんですが、たしか1.5円を税として徴収し、それを財源として輸送費補助をしております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　つまり、この県民が、沖縄本島側が１リッター入れるために1.5円取られて、それが10億円、要するに年間の輸送補助として、その輸送補助の目的は何ですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

離島におけるそういう輸送費増による離島のガソリン等に対する負担を軽減するための措置であります。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ですからこれまで、ずっとこの約二、三十円くらい高いというのは、もしかして離島の皆さんもこれが当たり前だということを思っているのかもしれません。ただ前回、前々回でも言っているように、ガスは離島のほうが安いんです。だから、そこも含めて、じゃ決まった企業が単価を持っているとかなかなかいろんな部分があって、この皆さんが出した

資料には、結局輸送の部分はある程度変わらないんですけれども、粗利が違うんです。本島内の粗利と離島の粗利は全然違います。ですから、そこを企業の皆さんが本当に努力できないのかと。この宮古・八重山の皆さんのガソリンの価格を本島と同じにするということをもう少し本気で、皆さんただ県民から集めているんです。県民からリッター1.5円集めているということも県民は知らないと思います。そこをしっかりと示して、本島の県民の皆さんから要するにリッター入れるたびに1.5円取られて、それが10億円、この宮古・八重山の皆さんのために同じ金額にするためというのが目的じゃないですか。そこで、これ復帰からずっとやってきて、私が言っているのは、宮古・八重山の皆さんは、子供たちの学校の派遣費の問題とかいろんな部分でハンディがあるわけですよ、さらに離島も含めてですよ。そうすると、せっかくそういう予算があるのに、当たり前のように二、三十円ずっと高いままでおくということが私は問題だと思っています。ガスは、さっきも言ったように、ガス会社は離島で多少赤字にして苦しくても安くしているんです。だからそこもしっかりと調査をして、場合によっては、その補助を出している以上は、それぞれの企業の内部のそれぞれの経営収支を示してもらえばいいじゃないですか。どこに何が問題なのか。そこまでやらないと、今から理解してもらおうと。復帰後ずっとこれやってきて、今ごろになってこれ調べていくと自分は初めてわかったんです。沖縄本島がリッター1.5円払っているんだなと。この10億円というのは、そこから出ているんだなということを初めて知りました。そこをしっかりと示して、宮古・八重山の皆さんにも本来でしたら皆さんは本島内と同じ価格で本来は買えるんだよということを、やはりそこを示していくということは大事だと思います。そして、その企業があっちで販売している業者が、どうしても厳しいというんだったら厳しいなりに説明してもらえればいいじゃないですか。これ、担当副知事どなたかこの決意を示していただけませんか。副知事、どうぞ。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

私は、前にも赤嶺議員から指名を受けまして、離島出身だからということで、この質問たしか受けた記憶がございます。

まさに、今おっしゃられるとおり、これにつきましては、離島のことでほかの県民が負担しているということですから、当然これは離島の住民に還元されなければならない性質のものだと思いますので、県も今の御指摘を受けまして、できる限り調査も入れまして、また関係の業者も事情を聞くなど、いろいろと工夫して解決できるように努力していきたいと、そう思っております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　しっかり、職員も聞き取り調査しています。ですから、ここから先のものはある程度もう見えてきましたので、販売会社の事情もあると思います。あると思いますけれども、やはり目的は、宮古・八重山、まずそこから本島と同じ価格でガソリンが購入できるということをやっぱり目指してしっかりと実現していただきたいということを、これずっと同じことを取り上げていますけれども、ぜひとも実現に向けて目に見える形で対応していただきたいと思います。

続いて、教育行政についてですが、高校教育における琉球史の必修化について伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　各県立高等学校におきましては、琉球史の学習、名前はいろいろございますけれども、沖縄の歴史とか、沖縄の地理と歴史とか、いろいろな形でやっていますけれども、日本史の授業でありますとか学校設定科目等によりまして、生徒の実態等に応じて教材、内容を創意工夫しまして、授業に取り組んでいるところでございます。また、新たな科目琉球史の必履修化というふうに呼んでおりますけれども、週当たりの標準時数を超えることなどから、時数の確保等の課題がございます。

県教育委員会としましては、今後とも学校との連携を通しまして、沖縄の歴史に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　わかりました。

３番、福祉行政について。

待機児童解消の進捗状況を伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づきまして、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大しまして、待機児童解消を図ることとしております。昨年度、約4400人の定員の確保を図ったところでありまして、今年度は約8700人分の整備を行うこととしております。

県としましては、引き続き市町村と連携して、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　本年28年４月１日現在の、特に上位５市町村、待機児童数と待機児童から除外した児童数を含む数の順位、数を教えてください。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　待機児童とそれと特定の保育施設の希望であったりとか、親の育児休業等で待機児童から除外されている市町村の数でございますけれども、まず沖縄市のほうが待機児童数が360で、除外した数が368で、合計728となっています。これが一番でございます。那覇市が、待機児童が559名で、除外した数が132名で、合計691名となっています。うるま市が、待機児童が131名で、除外した数が504名で、635名となっています。浦添市が、待機児童数231名で、除外した数が312名で、合計543名となっています。次が５番目ですが、豊見城市で、待機児童数が42名で、除外した児童数が236名、合計で278名というふうになっております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　４月の時点でも、実質的に沖縄市が728名というのは大変多いですね。県の皆さんとそれから市町村もそうだと思うんですけれども、もう29年度末にはゼロに持っていくという計画を立てていることは、非常に評価しているところでございます。何とかこの今の計画のそのまま行きますと、間違いないくゼロになるということの決意も含めて、改めてお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　先ほども答弁させていただきましたが、まず今年度8700人の保育の量を確保するということにしておりまして、29年度末までに需要見込みを上回る確保量を準備しております。あわせて私のほうも毎年直接市町村に行って、いわゆるどんなふうな課題があるか等も含めて意見を聞いて、事業の前倒し等もお願いしたりしていますので、間違いなく29年度末までには解消できるというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　この待機児童解消については、全国的にも大きな課題になっていますし、沖縄も非常に大きな課題の中で、いよいよこの29年度末ゼロに向けてしっかりと取り組んでいますので、これも翁長県政の任期中にゼロに達成していただきたいと思いますが、その決意を担当副知事に決意も含めて答弁いただけませんか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　市町村連携しまして、しっかり29年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　続いて、認可外保育施設の課題と対策を伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　認可外保育施設につきましては、認可化の促進と、あと入所児童の処遇向上を図ることが課題というふうに認識しております。
　県におきましては、認可化に取り組む施設に対する運営費であったりとか、施設整備の支援、また給食費や健康診断費等の支援を行っておりまして、これまでも段階的に支援を拡充しているところでございます。
　今後とも、引き続き認可化の促進と保育の質の向上に一体的に取り組んでいきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　認可外の認可化も進んでおりますので、認可外保育施設も減ってきてはおりますが、ただ認可外保育施設がなくなることはないと思うんです。
　そこでお聞きしますが、認可外保育施設への給食費補助の状況を教えてください。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　認可外の保育施設の給食費につきましては、平成24年度から取り組みをしていまして、段階的に拡充してきております。28年度今年度も給食費の拡充をしておりまして、現在、対27年度と比べまして10円増の99円で取り組みをしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　今、99円ですよね。ですから、以前はもうミルク代しかなかったんです。そのミルク代も毎月全部支給されているわけじゃなくて、決められて10日とか１週間とかというほうからくると、この件は、私は仲井眞知事の大きな実績だと思います。結果100円近くまで上げたというのは、これは率直にやっぱり実績じゃないのかなと思っています。今、ようやく99円になりましたので、やっぱり今子供の貧困ということもありますが、子供たちは認可も認可外も給食を食べるわけです。だから財政が厳しくてもこの99円からせめて認可と同等の給食費を確保する努力をしたらどうかなと思いますが、例えば、今、認可の１人当たりの給食費が幾らで、もしそれを認可外やる場合にどれぐらいの予算が必要なのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　認可保育所の児童１人当たりの給食費ですけれども、これ国の試算になりますが、給食費約226円となっております。仮に、これ試算でございますけれども、認可外保育施設の現在利用している児童数で積算いたしますと、226円でと積算しましたら、約８億6000万円かかることになります。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　この８億6000万で認可外の子供たちにも認可と同等の給食を支給できるということは、大きな大事な部分だと思いますが、これについて、部長いかが――副知事は答える気がないんだったら部長でもいいんですけれども、どうですか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　給食費の助成につきましては、まず認可外については、認可化移行をしっかり進めていくというのをまず前提に置きつつ、助成につきまして、これまでも段階的に引き上げておりますので、この実態把握をしながら市町村と連携して、適切な支援のあり方について、また引き続き検討していきたいと考えています。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　認可外の子供たちも成長していくと、将来納税者にもなりますし、その子供たちがやっぱり認可化はいいですよ、それは、そのほうがいいと思います。しかし、どうしても認可外にも必要な園児もいますので、そこはやっぱり研究して一緒にできるように検討してもらいたいと思います。
　続いて、学童保育の課題と対策を伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　本県の放課後児童クラブにつきましては、全国と比較して民間施設を活用したクラブが多いということで、利用料が高い状況にございます。
　県におきましては、利用料の低減を図るため沖縄振興特別推進交付金を活用いたしまして、市町村が行う公的施設を活用したクラブの整備に対する支援を行っておりまして、今年度、17施設への補助を予定しております。
　県のほうとしましては、引き続き市町村と連携しまして、公的施設への移行を促進しまして、利用料の負担軽減を図っていきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　本県における公設公営、公設民営、民設民営、全国との比較はどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　まず、全国のほうからでございますけれども、公的施設の利用が全国は約86.4％になっております。民間施設が13.6％と。変わりまして、沖縄県、本県でございますが、公的施設が40.1％で、民間施設が59.9％ということで、ちょっと全国とは違う状況になっています。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　今、その学童、大分改善はされてきていると思いますけれども、この学校教育施設に学童を置きたいということで、市町村に温度差があるんです。それが進んでいる市町村とそうじゃない市町村があります。その学校内に学童を置くということは、グラウンドもあるし安全なんです。それを、主体は市町村かもしれませんけれども、教育長、いわゆる学校施設内に学童を設置したいという学童、結構あるんです。そこを県として、市町村に働きかけるということは、子供たちの安全上も含めて対応するべきだと思いますけれども、教育長いかがですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　公的施設を利用した学童クラブの設置については、課題として、今空き教室が見つからない市町村があると、少人数学級を進めていてというものと、もう一つは、市町村教育委員会側がこの教室を使って学童クラブを設置した場合に、何らかの事故があった場合の責任の所在についてその部分の懸念があるということで、なかなかそれを出したがらない部分があるというふうに聞いております。その部分について、今の子ども生活福祉部とも連携しまして、各市町村教育委員会には、その学童クラブの設置について理解を求めていきたいと考えているところです。具体的には、余裕教室を使った場合の活用事例の提供であるとか、責任体制の明確化のあり方、例えば市町村教育委員会と市町村の福祉部局で一定の協定みたいなものを結んで、その辺の懸念を解消するようなやり方等、いろんな説明をしてこの活用を働きかけてまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　なぜ県に言っているかというと、市町村がこう言っているわけです。要するに、この子供、普段は学校行っているんです。午後になると他人扱いです、私から見ると。いや、責任が持てないと。ただ、午前中はいるんです。だから、空き教室の問題とか、そうすると外にプレハブを置いているところも

ありますし、市町村によって格差が出ているんだから、県のほうがしっかりとそういう子供たちの環境のために学童クラブ、とにかく県としては奨励しますと、こういういい事例もある。課題があるんだったら、その課題は市町村によってこういうふうに解決されていますということを明確に示して、これは、部が違うからという問題じゃなくて、今も割合聞きましたよね、県と全国の割合。それが実態なんです。だから、県教育長としてそこをしっかりとリーダーシップをとってもらいたい。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　その点につきましては、市町村のほうにしっかりと理解を求めていけるように説明して働きかけてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　４番、文化・観光・スポーツ行政について。

(1)は削除します。取り下げます。

(2)、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みを伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、本県のスポーツコンベンションを拡大・発展させるとともに、沖縄の多様で豊かな文化の魅力を国内外へ発信する極めて重要な機会になり得るものと考えております。また、空手が東京オリンピックの種目に決定したことは、空手発祥の地・沖縄を世界にアピールする絶好の機会でもあります。そのため、県では、聖火リレーや事前合宿の誘致、空手競技の一部の県内開催、開会式における空手演武やエイサー、琉球舞踊などの披露等の実現に向けて取り組んでいるところであります。

東京オリンピック・パラリンピックへの出場を目指す選手の育成については、国内競技連盟の強化指定を受ける選手を中心に、平成27年度は10競技10名に対して、平成28年度は10競技25名に対して国際大会派遣費用等を支援しております。

県としましては、今後とも積極的に事前合宿や空手競技の沖縄開催の誘致、県出身選手の育成に取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　本県として、オリンピック・パラリンピック選手を育成する計画というのはありますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　ございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これは具体的な人数とかも含めてどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時53分休憩

午後６時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　沖縄県体育協会において、その選手育成に向けた検討会を設置しております。毎年度、先ほども答弁したものと重なりますが、例えば、国内競技連盟の強化指定を受ける選手等の入れかわりもあります。そういったその選手の実績等を踏まえて、検討会、委員会の中で検討選定を行いまして、その育成する競技そして選手を指定しております。平成28年度は、先ほども答弁いたしましたが、10競技25名に対して支援を行うということで計画をしております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　最後になりますが、土木建築行政、１点だけちょっとお聞かせください。３点あるんですけれども、時間との都合で。

より多くの企業が受注できる取り組みについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

土木建築部では、価格以外の多様な要素を考慮する総合評価方式や、参加条件を満たした者全てに参加を認める一般競争入札、発注者が参加者を選定する指名競争入札など、多様な発注方法の採用により、県内企業の受注機会の拡大に努めているところでございます。また、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、同じ時期に公告を行う複数の工事に対して、取り抜け方式を設定しております。

なお、総合評価方式を含めた一般競争入札では、共同企業体の構成員としての施工実績を認めたり、同種工事の施工実績期間を10年から15年に延長するなど、受注機会の拡大を図ってきたところであります。さらに、県内の建設業、中小建設業、電気管工事業等関係団体と総合評価方式や積算単価に関する意見交換を定期的に行っているところであり、引き続き業界団体の要望等を踏まえて、受注機会の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　それでも、総合評価でなかなか落札できない業者がいるので、１回やっていただいたんですけれども、受注できていない業者を指名して、土木、建築、それぞれ例えば３件ぐらいずつ工事を指定してはどうかと思いますが、そういう中から実績を出して土俵に上がってもらうということも一つの手法だと思いますけれども、部長、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今の御指摘については、昨年度も試行ということで、建築工事と土木工事、それぞれ１件実施いたしました。今年度も引き続き試行的に実施をして、その中で内容等については検証してきたいというふうに考えております。

○赤嶺　　昇君　終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　皆さん、こんにちは。

さきの赤嶺昇議員の質問に、離島のガソリン価格を取り上げていただいて、宮古生まれの八重山育ちの安慶田副知事がしっかり取り組むというふうにお答えいただいたのは、胸がじんと熱くなりました。沖縄県は島嶼県でありますから、私はさきの議会でも話させていただいたんですけれども、160の島々、そして本島を除く39の有人島から成る縦に1000キロ、横に400キロ、僻地も含む沖縄県が抱える課題は大きいです。宮古もそうですけれども、離島の客船航路が途絶えたりして、さまざまな課題がある中でどこに暮らしても当たり前に、そして生活が守られるということが行政の大きな課題だろうと改めてその立場から一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず１点目です。

知事の政治姿勢についてであります。

県内の新基地建設について、先島への自衛隊配備についてお伺いいたします。

沖縄県の県立公園予定地とされてきました上野千代田地区へ自衛隊配備の方針を防衛省が示したことについて、知事の見解を伺います。

２点目です。

農業行政についてお伺いいたします。

沖縄にとってはサトウキビ農業はとても大事な基幹産業、とりわけ離島・宮古島にとっても特にそうなんですが、サトウキビ農業における振興策、そして新品種への取り組みについて伺います。加えてＴＰＰの問題、これは農業の問題だけではありませんが、ここではあえて農業の問題についてのＴＰＰ問題への県の対応をお伺いしたいと思います。

(2)点目です。

新規農業者に対する県の施策と課題についてお伺いいたします。とりわけ、離島の農家育成に向けた小規模農家への支援、そして新たな開発への支援、製品加工に取り組む農家への支援について、課題を含めてお伺いをいたします。

続いて３点目、医療福祉行政についてお伺いいたします。

県内の子宮頸がんワクチンの副反応の被害の状況と支援についてお伺いいたします。

ア、イ、ウ、エというふうになりましたけれども、アが総括的な質問になっていますから、イから順番にわかりやすいように行きます。

沖縄県の子宮頸がんワクチン接種の実施状況と副反応被害の訴えの状況について、どのように把握されているかをお伺いいたします。

続いて、厚生労働省等への県内からの被害の報告はきちっと出されているか、それについて県はどのように把握し、さらに課題はどういうふうに捉えていらっしゃるかをお答えいただきたいと思います。

続いて、県と各市町村との連携した対応が求められます。それについてどのように対応されているかお伺いいたします。

そして最後になりますが、これアになりますけれども、子宮頸がんワクチン副反応への被害者への支援については各市町村によって取り組みがさまざまであります。それについては県独自の支援が必要だというふうに考えます。対応についてお伺いをいたします。

続いて、医療行政についてですけれども、離島・僻地の医療の充実に向けて先日も質問がありましたけれども、島嶼県沖縄において、県内離島から妊産婦の出産等、あるいはがんや難病患者が本島に出て治療しなければならない。あるいは出産しなければならない。一定程度の期間宿泊する場所が求められます。それについて、例えば南部医療センターのそばに、こども病院のそばに、がじゅまるの家という1250円ぐらいで泊まれる、家族で泊まれる、安価で泊まれる宿泊施設があります。それをファミリーハウス――これは仮称ですけれども――ずっとそれを求め続けておりますけれども、これについて県が本腰を入れて設置する必要があるというふうに考えますが、それについてお考えをお聞かせください。

イです。

離島・僻地の救急医療の現状と課題についてお伺い

いたします。離島・僻地の急患搬送体制――これ先日も質問された方がいらっしゃいましたけれども、ドクターヘリや無医地区あるいは準無医地区への巡回ヘリ等による医療体制の強化・充実に向けた施策が必要だと考えます。その検討についてお伺いいたします。

ウです。

県立病院の医師を含めた職員不足の現状と課題、その対応についてお伺いいたします。

続いてエです。

県立病院に血液内科――これは血液の難しい病気で本島に来られている方が多いんです。これは八重山病院はそうではないんです。八重山病院の副院長が血液内科の専門ということで、そういう悩みはないわけですけれども、宮古病院においてはそれがありませんでした。それで住民が必死になって求めて、月１回半日来ていただくという体制がとれましたけれども、それにもさまざまな課題が挙がっております。昨年10月から始めて、この間課題が出てきております。県については把握されているとは思いますけれども、この血液内科の強化についてお伺いいたします。

続いて福祉行政についてお伺いいたします。

これまでも取り上げましたけれども、中央児童相談所宮古分室の早期設置についてお伺いいたします。

宮古島市では、平成24年度に児童相談所の補完的役割を担う児童家庭支援センターはりみずが、これも希望を強く本当に要求してようやくできた、設置されました。地域での相談支援が進んだ一方で、昨年、児童虐待死亡という痛ましい事件が起きました。早急な体制の強化が必要だと思います。設置に向けた現状と課題、設置目標についてお伺いいたしますけれども、分けてお伺いいたします。

まず１点目、外部専門家にその事件の後、検証が行われています。それについての提言の内容をお聞かせください。

イです。

宮古圏域の現状について、児童相談あるいは虐待についての現状について、県の認識をお伺いいたします。

ウです。

児家センター――児童家庭支援センターとの役割分担と、もしも設置するとしたら必要な職員体制はどのようにお考えかお聞かせください。

そして最後に、設置するめどをどのようにというふうに、いつごろというふうにお考えかを具体的にお聞かせ願いたいと思います。

続いて、沖縄県手話言語条例が制定されました。議員提案でさきの２月議会で制定されたときには本当にとてもうれしく、この状況を私は市議として見ておりました。それを本当に一生懸命これを議員の皆さんがつくられたんだなというふうに思っています。だからこそ具体的に内容をしっかりしたものにしていただきたい。その県の窓口を初めとするさまざまな場面での当事者の通訳ニーズに対応するきめ細かな施策が取り組まれるこのことが求められていると思います。県独自の取り組みについてお伺いいたします。１がそうですね、県独自の取り組み。

２が県下市町村と連携して、充実に向けた具体的な取り組みが望まれます。県の対応をお伺いいたします。

５については取り下げます。

これせっかく多分一生懸命資料をつくられた職員に対して申しわけございません。次にまたつないで、質問につなげていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁をお聞きいたしましてから再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

福祉行政についてに関する御質問の中の、手話通訳ニーズへの取り組みと市町村との連携についてお答えをいたします。

沖縄県手話言語条例は、聾者と聾者以外の者が互いに理解し合える地域社会の構築を目指し、平成28年４月１日より施行されております。

沖縄県としましては、市町村とも連携し、聴覚に障害のある方へのきめ細かなニーズに対応するため、手話通訳者の計画的な養成や派遣機会の拡充に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、先島諸島への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。去

る９月２日、若宮防衛副大臣が宮古島市長に対し、千代田カントリークラブへの自衛隊配備計画の内容について説明したことは承知しております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと考えております。

県としては、自衛隊の配備について地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農業行政についての御質問の中の、サトウキビの振興策及びＴＰＰ問題の対応についてお答えいたします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物として農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物であります。特に離島においては、台風や干ばつ等の厳しい自然条件下にあって、他作物への代替が困難な地域で生産されていることや製糖を通して雇用機会を確保するなど、極めて重要な作物であります。そのため、県としましては、１、圃場整備等の生産基盤の整備、２、早期高糖性などの新品種の育成普及、３、ハーベスタ等の導入による機械化促進、４、農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策、５、各地域ごとの増産推進運動の実施などに取り組んでおります。また、さとうきび増産基金を活用して、種苗の確保や病害虫防除の薬剤助成、土づくり等、生産回復を図る取り組みを実施しております。ＴＰＰによるサトウキビ生産への影響については、糖価調整制度が維持されるため、特段の影響は見込みがたいものの、安価な加糖調整品の輸入増加に伴う制度の安定運用等への支障が想定されます。

県としましては、今後の国会の議論や国の対応状況を注視するとともに、関係団体と連携の上、時期を逸しないよう適切に対応してまいります。

次に、新規農業者に対する県の施策と製品加工に取り組む農家への支援についてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成24年から新規就農者を年間300名育成することを目標に取り組んでおります。主な取り組みとして、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業により、就農相談体制の充実及び農業施設等の整備や青年就農給付金事業による給付金の給付などを実施しております。これらの取り組みにより、平成24年390名、25年357名、26年360名、27年349名と毎年300名以上の新規就農者が育成・確保されております。製品加工に取り組む農家への支援につきましては、一括交付金を活用したおきなわ型６次産業化総合支援事業により、１、商品開発や販路開拓に対する助成や加工機器等の整備に対する支援、２、個別研修による商品開発への助言指導などの支援を行っているところであります。また、新規起業者や小規模の農業者等に対して、県単独事業によるアグリチャレンジ普及推進事業により、１、農産加工に必要な加工技術等の基礎知識の習得支援、２、農産加工に必要な加工機器・機材等の整備に対する支援、３、他産業と連携し、ギフト商品等の開発や販路開拓に対する支援を行っております。

県としましては、今後とも関係機関等と連携し、担い手及び６次産業化に取り組む農家支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　医療福祉行政についての御質問の中の、子宮頸がんワクチン副反応被害者への支援についてお答えします。

予防接種の副反応に係る医療費等につきましては、予防接種法等の救済制度に基づき、国等により給付が行われております。また、県内での治療につきましては、協力病院である琉球大学附属病院を中心に、診療体制を整備しているところであります。

現在、県としての独自の支援等はございませんが、協力病院等での受診を必要とする離島の患者に対して、渡航費等の経済的負担の軽減を図るための施策について検討を行っているところであります。

次に、子宮頸がんワクチンの接種状況と被害状況についてお答えします。

子宮頸がんワクチンは、平成22年度より接種が開始され、平成27年度までの県内の接種者は延べ３万7447人となっております。また、副反応の報告件数は、平成28年９月末現在で29件となっており、そのうち10件が運動障害等が残る重篤例となっております。

次に、被害報告の状況と課題についてお答えします。

予防接種の副反応につきましては、医療機関から厚生労働省に報告される仕組みとなっております。国は、子宮頸がん予防ワクチン接種後に見られる多様な症状等について、ワクチン接種との関連性を認めたと

きは、厚生労働省に報告するように医療機関に対して通知を行ったところであります。しかしながら、一部の医療機関において、副反応の報告が円滑に行われていないのではないかというような事例が見受けられますので、県としましては、医療機関に対する研修会等を行い、副反応報告制度の周知に努めていきたいと考えております。

次に、県と各市町村との連携についてお答えします。

県は、各市町村から子宮頸がん予防ワクチン副反応被害者に関する相談内容や被害報告への対応等について、定期的に報告を受けているところであり、県と各市町村との間で、情報の共有及び連携は図られているものと考えております。しかしながら、平成28年８月末現在、市町村で相談窓口を設置しているのは11団体、予診票の長期保存を行っているのは24団体となっており、支援体制が十分に整っていない市町村もあるのではないかと考えております。

県としましては、市町村担当者会議等を通して適切な対応を呼びかけるなど、市町村間の取り組みに差が生じないよう努めていきたいと考えております。

次に、離島患者のための宿泊施設の整備についてお答えします。

沖縄県は、離島住民が住みなれた島で必要な医療を受けることができるよう、医療提供体制の充実に取り組んできたところであります。しかしながら、がん患者に対する放射線治療や特定不妊治療などの専門的な医療につきましては、本島の医療機関で受診する必要があり、離島住民の経済的な負担が生じている状況にあります。

県としましては、現在、宿泊費を含む離島患者等の経済的負担の軽減を図るための新たな施策について検討を行っているところであります。

次に、離島・僻地の救急医療の現状等についてお答えします。

離島・僻地の急患搬送につきましては、本島周辺離島と本島間は、日中はドクターヘリ、夜間は自衛隊、宮古島周辺離島と宮古島間及び石垣島周辺離島と石垣島間は、日中、夜間ともに海上保安庁、それから宮古島、石垣島、南北大東島と沖縄本島間は、日中、夜間ともに自衛隊、こういった体制で行われております。

また、現在、無医地区等でのヘリ巡回診療は行っておりませんが、離島における専門医の巡回診療を平成27年度は85回実施しております。さらに、今後は、厚生労働省の巡回診療航空機運営事業を活用した専門医の巡回診療についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　医療福祉行政についての御質問の中で、県立病院の医師を含めた職員不足の現状と課題及びその対応についてお答えいたします。

県立病院の職員については、計画的に採用試験を実施して必要な人員を確保しております。しかしながら、離島・僻地の県立病院においては、特定診療科の専門医及び薬剤師の不足が生じており、地域の民間医療機関や本島の県立病院等と協力・連携して診療に対応しているところです。

病院事業局としましては、引き続き県内外の大学病院への協力要請、薬学部設置大学等の実施する説明会への参加など、あらゆる手段を講じて医師及び薬剤師の確保に取り組んでまいります。

次に、県立宮古病院の血液内科の強化についてお答えいたします。

県立宮古病院においては、平成27年８月にがん患者会５団体から血液内科の開設要望があったため、県立中部病院から血液専門医を派遣して、月１回の外来診療を実施しているところです。血液専門医は、県立中部病院及び県立南部医療センター・こども医療センターにおいても各１名の配置となっており、確保が困難な状況であります。

宮古病院への血液専門医の配置については、引き続き県内外の大学病院への協力要請など、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めるとともに、今後は、がん化学療法認定看護師やがん薬物療法認定薬剤師の養成・確保を図るなど、がん医療提供体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　福祉行政についての御質問の中の、宮古島市児童虐待死亡事件に係る検証委員会からの提言についてお答えします。

検証報告書においては、再発防止に向けた対応策の一つとして、中央児童相談所宮古分室の設置に向け、具体的な準備を進めるよう提言がありました。

県としましては、同提言の趣旨を踏まえ、関係機関と協議を行うなど、宮古分室の設置に向けた検討を進めているところであります。

次に、宮古圏域の現状についてお答えします。

県では、宮古圏域における児童相談の増加を受け、児童相談所の補完的役割を担い、地域に密着した支援が期待される児童家庭支援センターはりみずを平成24年に設置し、宮古圏域における児童虐待等への体制強化を図ってまいりました。また、特に専門性を要する要保護性の高いケースについては、中央児童相談所の児童福祉司が戸別訪問等を行い対応しておりました。このような中で今回の死亡事件が発生したことから、今年度より宮古島市を含む離島地域を専門に支援する人員を中央児童相談所に配置しており、緊急性のある事案等に対し、より迅速な対応を行えるよう体制を強化したところです。

県としましては、宮古圏域における児童虐待防止体制の充実を図る必要があると考えており、宮古島市に対する体制強化の働きかけも含め、引き続き取り組んでまいります。

次に、センターとの役割分担等についてお答えします。

児童家庭支援センターは、児童や家庭の相談のうち、専門的な知識を要するものに対応し、市町村への助言や援助、児童相談所等との連絡調整等を総合的に行う機関であり、児童家庭支援センターはりみずには、現在、相談員や心理士等計４名の職員が配置されています。児童家庭支援センターは児童相談所の補完的役割を担っていることから、宮古分室の設置に際しては、各機関の役割分担や連携のあり方等を整理の上、必要な職員体制について検討する必要があります。

県としましては、引き続き市や児童家庭支援センター等関係機関との協議を進めてまいります。

次に、設置のめどについてお答えします。

県においては、宮古島市、児童家庭支援センター、児童相談所、宮古福祉事務所等の各関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携の上、効果的に児童虐待防止対策を講じていけるよう、役割分担や連携体制のあり方等について現在協議を継続しているところです。現時点において、開設の時期は未定ですが、専門職の配置や設置場所の確保等の課題を整理し、宮古圏域における児童虐待防止体制の強化が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、亀濱玲子さんの再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後７時26分休憩

午後７時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

亀濱玲子さんの再質問を行います。

亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　お答えいただきましたので再質問させていただきます。

砂川部長から何かとてもいい答えをいただいたみたいなので、私がちょっと聞き漏らしたので、がん、難病患者への県独自の支援というものを検討されているというようなことですが、現時点でどういうことを検討されているかお答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　離島の患者さんが島外への医療機関の通院とか入院する場合に、渡航費とか宿泊費という経済的負担が発生しておりますので、それを市町村と協調しながら助成していこうというようなことを今検討しております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　すばらしい答えをいただきました。ついては、いつごろをめどに実施したいというふうにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　これも内部で調整中でございまして、可能であれば次年度の予算に要求できればというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

ぜひ、負担軽減のために離島のがん患者、難病患者の支援をお願いしたいというふうに思います。ぜひ実現していただきたいと思います。

続いて、厚生労働省の予算が29年度概算要求で出ているということで、ドクターヘリの話をされておりましたけれども、巡回ヘリを検討というふうにおっしゃいましたか。確認いたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　巡回診療の派遣事業に関しまして、このヘリの活用もできるような仕組みが整っておりますので、厚生労働省の要件、例えばうちは僻地に専門医を派遣しているわけじゃなくて、診療所で専門医の巡回診療というのをやっているわけですけれども、それも補助対象になるというようなことがあれば活用していきたいというふうに考えているということです。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　では、ぜひこれも検討していただきたいんですが、あわせて遠隔診療というものについ

ては、例えば厚生労働省とか、例えば多良間だと、多良間の診療所でどういうシステムか、離れたところで画像を見て診察できると。適切な診察を診療所でやりとりができるということがあるらしいんですが、この遠隔診療ということについては、予定している29年度の厚生労働省の予算の中にはないというか、これは検討されないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時54分休憩

午後７時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　遠隔ということでいえば、この病理なんかについて例えば宮古病院とか琉大とか中部とか、そういうような病理診断は行っております。現在も行っております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　そうですね。現在、病理の診断は行っているわけですけれども、私が言うのは、より離島の島々で遠隔診療によってできるだけ早く診断につなげるということが可能か、こういう体制は検討することはできるかということです。お聞きしているのは。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　その巡回診療でいえば、例えば整形外科とか眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科といった特殊な――特殊といいますか、その専門科、医師を派遣してもらいますので、そういう形で離島の医療水準を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　ありがとうございます。

続いて質問いたします。

医療の点ですけれども、県立病院の医師を含めた職員不足の現状、数は今例えば医療系、事務系どれぐらいの数不足しているというふうになっているでしょうか。数を教えていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時56分休憩

午後７時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

医療については、医師不足の現状としては我々の認識しておりますのは、北部病院の産婦人科で１名、それから南部医療センター・こども医療センター泌尿器科の１名、宮古病院・八重山病院のそれぞれの眼科１名ずつ、それから八重山病院の脳神経外科、合わせて５名というふうに認識しております。

それから、事務方とかコメディカルに関しては超充足しているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　わかりました。

続いて、これちょっと後で確認してからまたほかの場所で機会があるときに質問させていただきます。

宮古病院の血液内科の強化についてですけれども、今現在どういう状況になっているかというと、例えば悪性リンパ腫だったり、多発性骨髄腫の重い患者で島内を出ることができない。治療を諦めた方たちは中でしかできないんです。その方がそのいわゆる月に１回来られる。でもこの方は毎週治療しなければいけない。抗がん剤の治療をしなければならない。今現在どうなっているか御存じですか。宮古病院ではできないですよね。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

現在宮古病院に関しましては、血液内科の方が常駐しておりませんので、先ほども申し上げましたとおり月に１回の外来診療という形で診察、それからいわゆる投薬に関しても経口でやるような投薬ということで、そういった血液がんの患者さんの根治的な治療というのは現在実施していないというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　それで今どういう状況が生じているかといいますと、月に１度来られる先生は治療ができるんです。その残りの週はどうしているかというと、徳洲会で治療を受けるんです、注射あるいは投薬。そうすると、二重にお金を払わなければいけないわけなんです。ですから、これはどういう工夫ができるかということを、宮古病院はがん支援病院ですから、それをできなければ、ほかの民間の病院に頼っているという現状はよくないと思うんです。これはいつごろまでに、例えば薬剤師であったり、看護師であったり、こういう人たちがちゃんと対応できれば、注射だったり投薬だったりが先生の指導のもとできるというふうに思うんです。これについていかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　がん患者全般に関しましては、やはり数の多い、例えば消化器がんとかというのは、かなり宮古病院でも治療をやっているというふうに思っております。しかしながら、やっぱり血

液がんに関しましては、やはりいざ、いわゆる副作用が出たときに、例えば無菌室とか、それからがん化学療法の認定看護師とか、それからがん薬物療法認定薬剤師とか、いろんなコメディカルもしっかりそろっていないと難しいというふうな状況がございます。やはり患者さんのリスクを考えると、それなりの環境が整ったところでやるしかないんじゃないのかというふうに今思っておりまして、できる限りそういうふうな地域で完結できるような状況をつくりたいといろいろ模索しておりますが、なかなか現状ではできないというのが実際だというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　できるだけ早く対応をしていただきたい。命を諦めるという現状が離島で生まれているということは、ぜひわかっていただきたい。これは早急に対応していただきたいというふうに思います。

続いて質問いたしますが、児相の分室なんですけれども、まるで何か検討しますけれども、何か形にはまだまだならないみたいなことですが、部長、中央児相の提言は、子の安全を確保、優先するというふうになっています。その報告書を受けた金城部長は、宮古分室に向けて具体的な準備を進めるというふうにして、重く受けとめてできるだけ早く検討していきたいと、これあなたがお答えになっていらっしゃいます。それについては、具体的に４名あるいは５名の職員が必要というところまでわかってきているわけですから、それについては取り組むべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

提言を受けまして、県としましては、早速地元との協議を始めております。まず６月９日でございますけれども、宮古島市福祉部長、それと児童相談所、あと宮古福祉事務所、それと宮古地区の虐待防止に係る意見交換会をまず行いまして、あわせて市の相談体制の強化についてもしっかり取り組みの内容ですとか、宮古分室の必要性について協議をさせていただきました。先月になりますけれども、９月15日にはいわゆるその関係機関、宮古島市、宮古福祉事務所、児童家庭支援センターはりみず、それと児童相談所による宮古分室設置に係る検討会を実施いたしまして、各相談機関の役割分担とか連携体制のあり方について、具体的な事例を踏まえて検討を行ってきたところであります。幾つかまだ課題等ございますので、課題をまずしっかり整理して、あわせて児童福祉法の改正もあったものですから、いわゆる市の役割もしっかり認識させてもらって、あわせてセンターのあり方についてもしっかり整理しないといけないなということで、その辺整理した上で設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　平成22年に927件、平成27年に2027件、これが宮古の相談件数です。これ御存じだと思います。これは何かがあって反省して、だけれども、その熱さを忘れたらまた忘れてしまうという、そういうことがあってはならないというふうに思うんです。ですから、ぜひ県にはさっき未定というふうに部長はおっしゃいましたけれども、目標を持っていただけませんか。どのあたりまで物事を整理して、この設置に向けてどう動くという目標をいつごろに置きましょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

繰り返しになりますが、まず分室に向けては、児童福祉司の専門職の配置ですとか、あと設置場所、それと各関係機関の役割分担、それと児童福祉法改正されていますので、それへの対応の整理すべき課題をしっかりまず整理していきたいと思います。それをしっかり整理した上で、できるだけ早期に宮古圏域における児童虐待防止対策の強化について取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　続いて、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。

１点目、被害者29名というふうに報告があるようですけれども、これ全て厚生労働省には報告がなされていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　この29件というのは、副反応報告として上がった件数でございます。したがって、国のほうに報告されているというふうなことでございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　恐らく部長、うまく国に報告書が上げられていない事例が多々あると思います。私が聞き取りした方もそうです。ですから、これは先ほど県下の市町村全体に、問診票は予防接種は５年なんです。５年したら破棄していいことになるわけです。永久保存、長期保存しなければ追っていけないんです、被害が。ですので、県の責任において、各市町村、全市町村に、その接種問診票は長期保存をするように、

そして相談窓口をしっかり設置するようにという指導はできますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　問診票については、27年８月に市町村に対して、５年から長期保存とすること、それから相談窓口も設置するように助言等は行っているところでございます。ただ、先ほども答弁で申し上げましたように、一部の市町村ではこの相談窓口を設置していないようなところもありますので、今後説明会等も開きながら、相談窓口を設置するようにというようなことは続けて助言していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　もしも各市町村で報告書が厚生労働省に上げられない場合、琉球大学の協力病院がしっかりと上げていくということを、これを約束することは――約束というか、そういうふうに連携をとってやっていくことは可能でしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　副反応報告は、医師等が予防接種を受けた者から、一定の症状を呈しているということを知った場合には、厚労省に報告しなければならないというふうにされております。したがって、我がほうも医師会とか、あるいは医療機関に対する説明会を通して、そういう周知を徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　引き続いて、自衛隊配備、千代田カントリーの自衛隊配備についてお伺いいたします。

　このことについては、宮古島市はこういうふうに都市計画マスタープランというのをつくっています。（資料を掲示）　その中には20年後の都市計画を見据えてというふうに書かれていまして、その中に、宮古圏域では県立公園が整備されていないので、スポーツ公園防災拠点の施設が必要であると。公園が必要であると。その１点の防災公園が上野の千代田であったはずです。それについて、27日、私が通告を出した後に県がそれを取り下げたというのが新聞に報道されました。これについては、県立公園の予定地を外したのは、宮古島市からの申し入れでしたか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　宮古広域公園については、海をテーマにした公園として検討委員会の中でずっと検討を続けてきております。平成26年12月に基本構想を策定して、現在、環境影響評価条例に基づく環境配慮書の手続及び基本計画策定に取り組んでいるところです。また、並行しながら検討委員会の中で、これは宮古島市のほうから要望があって――千代田カントリークラブの跡地です。あそこを防止拠点として位置づけてほしいということでありましたけれども、これは検討委員会の中でずっと議論して、防災機能をそこに付加するというのはなかなか難しいということで、前浜地区に決定しているものを今回進めていくとそういう経緯になっております。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

○亀濱　玲子さん　これは防衛省から書き起こしたサンデートップ宮古島の報道の関係、そして赤嶺政賢議員が防衛省から聞き取りした内容になっているんですけれども、宮古島市長がこの防衛省に知事の交代によって先行きが微妙な情勢と判断あり、防衛局に千代田カントリークラブを駐屯地用地で使用することを申し入れているんです。さらに、最終的には千代田カントリークラブの使用方法については、国の防衛省にもう託す、使用方法は防衛省に任せるから、千代田カントリークラブを全て取得してほしいというふうに申し入れて、このあれになっているんですよね。なので、この内容について、しっかりと宮古島市の公園の計画の中では、防災公園としてみんな希望を持って見ていたわけです。それを取り下げるということが、この理由は自衛隊配備の予定地だからというふうに新聞に報道されていますけれども、そうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　少し誤解があるかと思いますので御説明させていただきますけれども、決してこの千代田カントリークラブの跡地が、県営公園の予定地として決定していたということではございません。検討の中で前浜地区に選定されて、なおかつこの千代田カントリーの部分も何とか防災拠点として整備をあわせてできないかという地元からの要望があり、我々のほうも検討委員会の中で御検討いただいてきたという経緯ではございますけれども、なかなか防災機能等について付加するということを整理することができていない。なおかつ飛び地ということで、それもなかなか難しいだろうということで、前浜地区について先行して進めていくということが今回の７回目のほうで決まって、その前浜地区だけを今広域公園として整備をしていくと、そういう経緯になっております。

○議長（新里米吉君）　時間です。

○亀濱　玲子さん　そうですか。ありがとうございました。

では、また続いて次のあれで聞きたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後８時12分休憩

午後８時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○親川　　敬君　グスーヨー　チューウガナビラ。

トゥチン　ニッカナトーイビーシガ　ナーイットゥチ　ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、安倍総理は、開会中の国会所信表明演説で、さきの参議院選挙の結果を受けて「この道を、力強く、前へ。これが選挙で示された国民の意思であります。」と述べました。このことを背景に、辺野古裁判、高江での県機動隊導入による過剰警備、資材運搬への自衛隊ヘリの導入、森林伐採による工事を強行しています。

ところが、沖縄県では、名護市長選挙を初め、県知事選挙、参議院選挙など数々の選挙で辺野古新基地建設を争点にした選挙で、新基地建設反対の県民の意思は示されたにもかかわらず、強行に基地を進めようとしていることは、民主主義の根幹が問われる問題です。

国の地方自治に対する態度は、国土交通大臣による是正指示の通知に明確にあらわれました。さすがに、沖縄県の指摘によりすぐに撤回はされましたが、最初の是正指示は理由も示さずに通知がされました。理由も示さない指示は、国の言い分に従えという命令にひとしい行為です。地方分権改革で問われたのは、自治体の実勢、自立性の拡大、自己決定権、自己責任を徹底し、国の関与を最小限にするものであったはずです。まさに、辺野古の裁判で問われるのは、地方自治の根幹が問われる問題です。

辺野古裁判で問われている民主主義と、地方自治に対する翁長知事の考えをお伺いいたします。

２点目に、沖縄振興一括交付金についてお伺いします。

対前年度比、平成29年度予算140億円の減額は、沖縄振興一括交付金の執行率向上が求められているところですが、今後どのように改善に取り組まれていく考えなのか、次の観点からお伺いいたします。

(1)、県、市町村の予算の――これ一括交付金の予算のことです――配分の方法についてお伺いします。

(2)、これは交付決定のことについてですけれども、ア、交付決定までの手続についてお伺いします。

イ、交付決定――これは27年度を例にでよろしいですから、交付決定の時期と金額をお伺いいたします。

(3)、県、市、町村ごとの平成25年以降の執行率をお伺いいたします。

(4)、執行率向上に向けた取り組みをお伺いいたします。

３点目に、ひと・まち・しごと創生総合戦略についてお伺いします。

６月の第３回定例議会で、総合戦略の共通施策として、移住定住促進を盛り込んでいるのは34団体、83％という答弁をいただきました。県への要望として、移住定住フェアなどのイベント開催も求められています。これまでも沖縄県として市町村と連携した取り組みを進めていますが、(1)、移住定住の促進対策について、ア、これまでの成果と今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、総合戦略の共通施策として、農業の振興などの施策を盛り込んでいるのは38団体、93％という答弁もいただきました。

そこで、(2)、農業振興による移住定住対策について。

ア、県の管理をしている農業施設で研修を通じた移住定住の取り組みについて、どのように考えているのかお伺いいたします。

４点目、多様な交通手段の確保についてお伺いいたします。

沖縄21世紀ビジョンでは、５つの将来像を掲げ、それぞれの課題と戦略を方向づけています。その中で、１番目に掲げられた「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」実現に向けた推進戦略として、「千年悠久の人間に優しいまちづくり」を目指し、脱自動車社会を見据えた交通環境をつくり、自転車や歩行者中心のコンパクトな都市を創造する戦略を立てています。さらに、克服すべき沖縄の固有の課題と対応方向でも、低炭素島しょ社会を実現するために、自動車に頼らないライフスタイルや自転車の利用を促進するとしています。

このように、人に優しい、そして低炭素社会を実現するために、自転車施策を基本施策として位置づけています。また、24年から28年度の沖縄21世紀ビジョンの実施計画では、多様な交通手段確保のために、自転車環境の整備を進めることとしています。

そこで、(1)、沖縄県における自転車施策の位置づけをお伺いいたします。

(2)、沖縄21世紀ビジョン前期実施計画における成果をお伺いします。これは、自転車施策に対する成果です。

県内には、自転車を活用したまちづくりを進めている市町村がありますが、(3)、県内市町村における自転車施策把握の状況をお伺いいたします。

今回は、自転車施策を多様な交通手段の確保という視点から質問させていただきました。しかし、自転車施策は、まちづくり、健康づくり、海外交流、そして観光分野と多方面の課題解決の手段としても有効です。このような施策として取り組むために、県庁の中で横断的な取り組みとともに、県、国、市町村、一体となった取り組みが必要です。

そこで、(4)、今後策定される後期実施計画の主要な課題――これも自転車施策についてですけれども、後期の実施計画の主要な課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

５点目です。

国際自然保護連合・グローバルサミットについてお伺いいたします。

さきにハワイで開かれた国際自然保護連合・グローバルサミットに、安慶田副知事と大浜環境部長が参加されたようですが、そのことについて、次の３点についてお伺いいたします。

(1)、参加をされ、どのような訴えをされたのかお伺いいたします。

(2)、沖縄、済州島、ハワイの３知事で協定を結ばれたようですが、協定の内容についてお伺いいたします。

国際自然保護連合は、条約に基づいた政策を実現しようとしている機関や組織に対して、科学的そして専門的なアドバイスを行うなど、諮問機関的な役割を担っているとも聞いています。21世紀ビジョンでも、人・知識・文化の融和する海邦交流拠点形成、科学の振興と知の集積による国際貢献拠点都市を目指すとしています。

そこで、(3)、21世紀ビジョン実現のためにも国際自然保護連合と今後積極的かかわりを持つべきと思うが見解をお伺いいたします。

６点目、これは、会派おきなわの関連質問であります。

会派おきなわの玉城満議員の代表質問の中で、１点目です。

玉城満議員の３の(1)イ、平和・人権問題研究所の件です。

子ども生活福祉部長は、研究所設置の意義はよく理解されているようですが、厳しい状況だ、さまざまな方策を模索していくと答弁されました。

そこで、提案です。

作業、または実務的に厳しいのであれば、専門家、研究家から企画提案を求めたらいかがでしょうか。

２点目、これは新垣光栄議員の質問に対する関連質問です。

２点目は、公安委員会は高江での警備について、表現の自由と関係者の安全確保をする必要があるとの趣旨の答弁をしています。しかし、けが人が発生していることは、安全の確保がなされているとは思えません。

公安委員会として、けが人を発生させた原因と解明、けが人発生防止について、沖縄県警をどのように管理していくのか、お伺いいたします。

以上、一般質問させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　親川敬議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、民主主義と地方自治についてお答えをいたします。

「地方自治は民主主義の学校」と言われるように、国と地方が対等な関係でお互いを尊重し合い、合意を形成するルールを構築するなど、地方の意思が十分に反映されるような統治・政治システムを有することが、成熟した民主主義国家としての本来の姿であると考えております。今回、福岡高等裁判所那覇支部は、地方自治法において、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。

このような、地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもたらすものであると危惧しております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　安慶田副知事。

〔副知事　安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君）　お答えいたします。

国際自然保護連合・グローバルサミットについての御質問の中で、グローバルグリーンアイランドサミットについてお答えいたします。５の(1)及び５の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

私は、本年９月２日に米国ハワイ州で開催されたＩＵＣＮ世界自然保護会議におけるグローバルグリーンアイランドサミットに、ハワイ州知事、済州特別自治道知事とともに出席し、島嶼地域が直面する環境に関する課題等について意見交換を行いました。その際、私は沖縄の自然環境のすばらしさや環境課題について説明する中で、生物多様性の高い、美しい大浦湾を埋め立て、新基地が建設されようとしていることに対し、沖縄県は反対しており、日本政府に対して、ＩＵＣＮのたび重なる勧告を真摯に受けとめて、辺野古の美しい海を埋め立てる現行移設計画を変更していただくよう求めていることを伝えました。

また、サミットの成果として、世界の島嶼間協力のネットワークを構築すること、島嶼による成果を強調して島嶼や地方のリーダーシップを示すこと、クリーンエネルギー等の分野における相互協力を高め、グリーンアイランド構築に向けて協力するといった内容を盛り込んだ合意書に署名いたしました。

今後とも、ハワイ州及び済州特別自治道と協力し、島嶼地域が抱える環境問題等の解決や持続可能な島嶼地域づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　沖縄振興一括交付金についての御質問の中で、ソフト交付金の配分方法についてお答えをいたします。

ソフト交付金の平成29年度概算要求額は、県分と市町村分を合わせて、対前年度138億円減の668億円となりました。

県と市町村の配分につきましては、５対３というこれまでの考え方を踏まえ、知事と市町村長で構成する沖縄振興会議において決定される予定ですが、県分、市町村分ともに一定の影響があるものと考えております。

次に、ソフト交付金の交付決定の手続、時期及び金額についてお答えをいたします。(2)ア(ｱ)と(2)イ(ｱ)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

沖縄振興特別推進交付金は、これまでの国庫補助制度のような限定された補助対象事業のメニューの中から事業を選択するのではなく、沖縄の振興に資する、沖縄の特殊性に基因する事業を自主的に企画・立案することが可能な交付金であります。交付決定までの手続としては、沖縄県が内閣府に対し事業計画を提出し、内閣府協議を経て、財務省協議終了後、交付決定となっております。

県分におきましての交付決定の時期につきましては、27年度ベースで、４月、５月、７月、９月、10月、12月と６回交付決定を受けており、金額につきましては、総額494億円のうち、４月で291億円、５月で128億円、７月で20億円、９月で52億円と上半期で99％の交付決定がなされております。

次に、一括交付金の執行状況についてお答えをいたします。

ソフト交付金については、これまでの執行率の課題が指摘されたことを踏まえ、その改善に取り組んできたところであります。

県の執行率につきましては、平成25年度は73.3％、平成26年度は72.7％、平成27年度は76.6％と改善している状況であります。

次に、執行率向上の取り組みについてお答えをいたします。

ソフト交付金の県事業については、平成27年度から各部局の不用額の状況を共有し、前倒し可能な事業に充当するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、執行率の改善に取り組んでいるところであります。また、市町村事業においては、各市町村へ定期的に過不足調査を行い、事業間流用や市町村間流用を実施するなどして、同交付金の有効的な活用に取り組んでいるところであります。

これまでの取り組みに加え、さらなる執行率の改善につなげるため、交付決定時期を早めるよう内閣府と調整を進めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　沖縄振興一括交付金についての御質問の中の、市町村事業の交付決定手続、時期等についてお答えいたします。(2)のアの(ｲ)と(2)のイの(ｲ)は関連しますので一括してお答えいたします。

交付決定の手続については、各市町村が自主的・主体的に策定した事業計画を県経由で内閣府に提出した後、内閣府から県経由で各市町村への交付決定が行われます。平成27年度の交付決定は、配分額の318億

円について、４月が約176億円、５月が約69億円、７月が約19億円、10月が約45億円、12月が約９億円となっており、交付決定の予定時期を市町村に対し示すなど、円滑な事業執行に努めております。

県としては、事業の早期着手に向け、引き続き市町村における事業立案の前倒しや関係者との事前協議を促進し、早期の交付決定に努めてまいります。また、各市町村における執行状況の確認の徹底を働きかけ、不用見込みを早期に把握し、年度途中の早い段階から他の市町村へ再配分するなど、市町村との連携を強化し、執行率の向上に努めてまいります。

次に、同じく沖縄振興一括交付金についての御質問の中の、一括交付金の執行状況についてお答えいたします。

市及び町村の執行率については、市の執行率が平成25年度が65.7%、平成26年度が66.3%、平成27年度が74.9%となっており、平成25年度との比較で9.2ポイント改善しております。また、町村の執行率については、平成25年度が69.6%、平成26年度が83.5%、平成27年度が79.1%となっており、平成25年度との比較で9.5ポイント改善しております。

次に、ひと・まち・しごと創生総合戦略についての御質問の中の、移住定住促進の成果等、今後の取り組みについてお答えいたします。

県では、移住定住の促進を図るため、昨年３月に、沖縄県移住受入協議会を立ち上げ、ことし７月には41全市町村が同協議会に加入し、移住定住に関する問題や課題を共有する体制が整いました。また、市町村職員を対象とした移住対策セミナー、移住に関するシンポジウム及び首都圏での沖縄移住相談会、移住体験ツアー等にも取り組んできました。

県としては、これまでの取り組みに加え、移住希望者と受け入れ地域をつなぐ人材を育成するほか、沖縄県移住受入協議会においては、民間事業者とも連携し、移住者の多様なニーズに対応できる受け入れ体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　ひと・まち・しごと創生総合戦略についての御質問の中の、県農業施設での研修を通じた移住定住策についてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成24年から新規就農者を年間300名育成することを目標に各種施策に取り組んでおります。これまでの取り組みにより、平成27年には349名の新規就農があり、このうち55名が県外出身者となっております。また、県立農業大学校では、県内で就農を希望する移住者に対しても広く門戸を開き、農業経営に必要となる知識及び技術を習得するための研修教育の機会を提供しております。現在、同校には県外出身の学生が７名在籍しており、県内での就農定住を目指して研修に励んでおります。

県としましては、今後とも、県内で就農を希望する方々に対して、各種研修等の支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　多様な交通手段の確保についての御質問の中の、沖縄県における自転車施策の位置づけについての御質問にお答えいたします。

自転車利用の促進は、交通渋滞の解消、健康・長寿おきなわの推進、地球温暖化防止対策の推進など環境や人に優しい身近な交通手段として重要だと考えております。

このようなことから、県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、安全で快適な自転車利用環境整備の推進を位置づけたところであります。

同じく沖縄21世紀ビジョン実施計画における前期計画の成果についての御質問にお答えいたします。

県では、名護市と浦添市が策定した自転車ネットワーク計画に基づき、今年度から自転車走行空間の整備に取り組んでいるところであります。

同じく県内市町村における自転車施策についての御質問にお答えいたします。

名護市では、平成23年度に策定した名護市自転車まちづくり計画に基づき、平成24年度から市道における自転車通行帯のカラー舗装等を実施しており、国においては名護市と連携し、国道58号の自転車道整備に取り組んでいるとのことであります。また、浦添市では、平成26年度に策定した浦添市自転車ネットワーク計画に基づき、今年度、国道58号の勢理客バス停付近に自転車専用駐輪場を設置して、サイクル・アンド・バスライドの実証実験を行う予定とのことであります。

同じく今後策定される実施計画における後期計画の主要な課題についての御質問にお答えいたします。

後期計画に向けての主要課題としては、市町村の自転車ネットワーク計画の促進だと考えております。

土木建築部では今年度より、関係部局、市町村を交

え、自転車利用促進における協議会を設置した上で、利活用の促進・拡大に向けた調査検討、普及啓発活動等の実施及び短期・中長期のロードマップ作成等を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　国際自然保護連合・グローバルサミットについての質問の中の、21世紀ビジョン実現のため、国際自然保護連合と連携することについてお答えします。

国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）は、レッドリストの作成や世界自然保護会議の場において、勧告の決議、意見の表明などを行っているほか、世界遺産条約に関する助言等の活動を行っております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョンにおいて、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を目指すべき将来像として掲げており、その実現のため、生物多様性の保全を図ることが非常に重要であることから、世界自然保護会議等の場を活用した取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　我が党会派の代表質問との関連についての御質問の中の、平和・人権問題研究所の設立についてお答えします。

県としましては、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献するため、沖縄県平和祈念資料館の運営、平和の礎事業、沖縄平和賞事業等を実施し、沖縄県の国際社会における平和発信拠点としての地位が高まるよう取り組んでいます。21世紀ビジョンに掲げる平和・人権問題研究所については、アジア・太平洋地域で発生している人権問題を研究するための国の機関として、沖縄県における平和発信と相まって、研究所の設置を求めるものとして位置づけているところであり、平和・人権問題研究所の設立は厳しい状況ではありますが、引き続きさまざまな方策を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　抗議活動に係る負傷者数等についてお答えいたします。

北部訓練場周辺において、県警察として確認できたけがや体調不良を訴えた方につきましては、７月11日以降、本日まで15人を把握しており、このうち救急車で搬送された方については、11人となっております。その他、警察官２人が交通人身事故に遭って、救急車で搬送されております。これらは、警察官の行為によるものではないと報告を受けてはおりますが、けがをした際に、現場から搬送されたのではなく、後日みずから病院に行かれたり、警察官の事情聴取に応じないなど、全ての内容を詳細に把握しているわけではないことを御理解いただければと思います。その上で、15人の中で体調不良の方は７人、けが人は８人との概略的な内容は把握しております。

抗議参加者と工事関係者の安全の確保がこの警備実施の大きな方針であることから、けが人などが出ないように、安全確保を今後引き続き図っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

〔公安委員会委員　與儀弘子さん登壇〕

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　親川議員の御質問、市民の負傷状況等に関する検証についてお答えいたします。

県警本部長からも答弁がありましたが、県警察では、現場においてけがや体調不良を訴える方を把握した場合には、その都度安全な場所に移動させた上で救急車を要請するなどの必要な措置を講じているほか、取り扱い警察官等からの状況確認も行っているものと承知をしております。

北部訓練場の工事に伴う警備に関しましては、公安委員会定例会等において、県警察から必要な説明を求めるとともに、公安委員相互で必要な警備体制の規模や警備の基本的なあり方などについて、活発に議論し、場合によっては一度の議論では結論が出ず、県警察に再検討を求めた上で、再度公安委員会において議論し、その上で判断してまいりました。

公安委員会といたしましては、今後とも県警察が個人の生命、身体、財産の保護と、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を全うするため、関係者の安全面に最大限配慮した上で、引き続き適切な措置を講じていくよう、県警察を管理してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　御答弁どうもありがとうございました。

幾つか再質問させていただきますけれども、今の公安委員会の答弁なんですけれども、やっぱり認識が違うんです。私たちは、要するに安全確保というのはけが人が発生することを防止するんだと、私はそういうふうに理解していますけれども、そのことに対して、適切、適切だということでは、やっぱりこれからも防止策をどう考えているのか、県警に求めたのか、まずその点をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員。

○公安委員会委員（與儀弘子さん）　再質問にお答えをいたします。

繰り返しになって大変恐縮ではございますけれども、北部訓練場の工事に伴う警備に関しましては、公安委員定例会等におきまして、県警察から本当に必要な説明を求めるとともに、公安委員相互で議論を重ねてまいりました。

県警察に対しましては、関係者の安全面に最大限に配慮した形で適切な措置を講じていくこと、また、公安委員会に対しても、随時詳細な報告をすることなど、必要な意見を述べるなどしてきたところでございまして、これからも公安委員会としてのチェック機能をしっかり果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　けが人が出ないように、ぜひチェックをしていただきたいと思います。

それでは、一括交付金のことについて、少しだけ再質問させてください。

市町村とか県の場合もあるんでしょうけれども、どうしても、例えば予定価格があって、それを入札に付すると大体多いところで90％、落札すると思うんです。そうすると、どうしても不用額が出る、これはもう我々も行政担当してきてずっとわかっています。そういう状況が出るというのはわかっています。

そこで先ほどお話をされていました前倒しの話ですけれども、前倒しするということは、計画があるものを前倒しするんだと思うんです。その辺のところについて、県と市町村とでは、情報共有されているんでしょうか。そして、市町村からすれば何年計画までは県に出していいよと、何年計画までは内閣府の了解もらえるよとか、何かそういう情報提供しているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

継続事業の場合は、ある程度計画が見られるかと思いますが、単年度事業、その場合は、その前年度での対応ということで考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　今執行率の向上についても年々よくなってきていると、さらなる努力を求めたいと思います。よろしくお願いします。

そして、３点目の、ひと・まち・しごとの総合戦略のところの、部長からは、農業大学校の活用について、門戸を開いているよとお話がありました。門戸を開いているのはいいんですけれども、これぜひやっていただきたいんですけれども、市町村に対して、そういう情報が行っているのか、そして市町村からすれば、どういうことをすれば農業大学校に、県外から迎えるときに、市町村からすれば農業大学校とどういう事前協議をすれば――例えば、ある市町村が県外の学生を迎えたいと言ったときには、農業大学校とどういう事前調整が必要なんでしょうか。その辺をお知らせお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

農業大学校については、入学募集等については、各農業高校なり市町村あるいはＪＡ等を通して、募集の啓発を行っております。それと、県外についても、非常に沖縄については、熱帯果樹等、いわゆる県外と違った農業の仕方に興味がある方々がいらっしゃるんで、その辺については、ホームページのほうで募集等をかけております。

○親川　　敬君　実績としてですね、実績として……

○議長（新里米吉君）　あの、非常に急いでいるようですが……。

親川　敬君。

○親川　　敬君　済みません。

今、市町村とは情報提供しているというお話でしたけれども、実際、各市町村から実績として、農業大学校にこういうことをしたいという相談なりがこれまでにあったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

市町村あるいは普及センターなりＪＡ等で窓口のほうで相談させておりますけれども、市町村から、具体的にこの生徒についてはということではなくて、農林高校なり、進路の中での相談ということにしておりますので、具体的に進路、就農等については、農業会議のほうに相談員なり、あるいは普及センターのほうで担い手育成なりのところで具体的な新規就農等については、入学の段階で市町村のほうからということは、具体的には受けてないような感じがしております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。
○親川　　敬君　やっぱり門戸は開いているとおっしゃっても、そういう実が伴わないんでは、門戸を開いているという、もっと活用が弱いんだろうと思います。ぜひ、そこは、各市町村にもこれだけ総合戦略の共通施策として、農業振興を盛り込んでいるのは38団体、93％に上っているんです。やっぱりそこを一つの手段として、こういう方法ありますよと、積極的にそういう活用を市町村に促していただきたいと思います。

もう１点は、県外の学生の就農状況、お知らせください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　まず、現在の在籍状況の県外出身者の状況をちょっと説明した後、就農の状況を説明したいと思います。

まず、現在、在校生が65名いらっしゃる中で、７名の県外出身者が在籍しております。出身別では、東京、兵庫、群馬のほうが２人、鹿児島のほうが３名、合計７名になっております。これまで、平成22年から平成27年までの６年間の県外出身の学生の進路状況を見ますと、３名の方が、本部町、北中城村、糸満市のほうで就農しております。そういう形で、県外のほうからは、かなり沖縄の亜熱帯の気候等に感心して就農のほうに定着しているのかなというふうに感じております。
○議長（新里米吉君）　親川　敬君。
○親川　　敬君　これからもよろしくお願いしたいんですけれども、この県外から来られた学生の皆さんに――今就農の状況もお知らせいただきましたけれども、県外から来ているわけですから、親戚を頼ってくる方もいるかもしれませんけれども、単独で来て土地の確保も難しいだろうし、そういう就農に当たっての初期投資も難しいんだろうと思うんです。そういうところに対する支援策として、どういうことが課題になっているんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　県内のほうでも新規就農については、まず農地の問題があるかと思います。この辺については、県外、県内を問わず、まず就農に当たっては、農地の確保ということで、平成24年度から中間管理機構の事業が始まっておりますので、この辺のほうで窓口を相談しながら、市町村の農業委員会、その辺で農地の確保ができるようにやっていただけるような相談をまずさせてもらっています。ただし、土地があればそれで済むかというと、それだけではできませんので、県のほうとしては、新規就農一貫支援事業、いわゆる就農から技能、あるいは経営、その辺まで含めて一貫して支援できるような形で今取り組んでおります。具体的には、技能の問題、あるいは資金の問題、先ほど言った農地の問題、その辺を一貫して支援できるような体制で今取り組んでおります。

そういう形で取り組んでいる結果、一定の新規就農者が確保されているのかなというふうに我々のほうとしては評価しております。
○議長（新里米吉君）　親川　敬君。
○親川　　敬君　これで最後にしますけれども、交通手段、自転車のことについてです。

部長が、名護市のことを宣伝していただきましたので（資料を掲示）　名護市では、こういう、名護市の自転車まちづくりという計画をしています。今、部長からお話しいただきました。これは、道というのは、利用者からすれば県道であろうが、市町村道であろうが、国道であろうが、通るという通行するということからすれば同じなんです。名護市内の道路だけで、自転車専用レーンの整備をしてもなかなか途切れてしまう。そうではなくてこれからは――部長からも御返事いただきました、名護市において県道についても、こういう自転車の通行に可能な整備をしていくんだとお話がありました。ぜひ、これは進めてほしいんですけれども、それともう一つ、ことしロードマップを作成するとおっしゃっていましたけれども、これは、どういう手法で、どういう方々の意見を聞いてつくろうと考えていらっしゃるのか、その辺お願いします。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず、浦添市と名護市が現状、自転車ネットワークの計画を策定しておりますので、県としても、まずはこの２市について、できる限り早期整備に取り組んでいきたいと。現状、今実施設計等に入っていまして、具体的には、名護市では名護本部線それと本部循環線、このあたりの整備をできる限り早期に進めていきたいというふうに考えております。

もう１点、今年度、部で関係部局と市町村を交えて、まず自転車利用促進に係る協議会を立ち上げます。その中では、当然利活用の推進であったり、拡大に向けた調査検討というのはやりますけれども、何よりも現状で、やはり自転車に対する意識といいますか、活用するということに関しての認識が若干足りていないのかなと。これは市町村についていえば、現在策定しているのが２市ですし、今後策定予定を聞いた

場合でも、９割の市町村が策定予定がないという回答があります。また、自転車の分担率でいいますと、全国が14.6％に対して、沖縄県は4.1％と非常に低い状況ですので、このあたり幅広く意見を求めながら、どういう形で周知啓発を図っていったほうが効果的なのか、これは協議会の中でしっかり議論させていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　議長、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、９月９日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、乙第20号議案、乙第21号議案及び認定第１号から認定第23号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　ただいま決算特別委員会に付託されました議案を除く甲第１号議案から甲第６号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第22号議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後９時２分休憩

午後９時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第３　請願第５号から第７号まで、第９号、陳情第108号、第117号、第119号及び第124号から第127号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの請願４件及び陳情７件のうち、陳情第117号、第119号及び第124号から第127号までの６件については米軍基地関係特別委員会に、請願第５号から第７号までの３件については公共交通ネットワーク特別委員会に、請願第９号及び陳情第108号の２件については子どもの未来応援特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月６日から12日までの７日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明10月６日から12日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月13日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後９時８分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　武　光

会議録署名議員　　金　城　泰　邦

平成28年10月13日

平成28年
第　4　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　9　号）

平成28年
第　4　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

平成28年10月13日（木曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第9号

平成28年10月13日（木曜日）
午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第８号議案（経済労働委員長報告）
第３　乙第５号議案から乙第７号議案まで（文教厚生委員長報告）
第４　乙第22号議案（総務企画委員長報告）
第５　乙第17号議案から乙第19号議案まで（経済労働委員長報告）
第６　乙第10号議案から乙第16号議案まで（土木環境委員長報告）
第７　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第８　甲第５号議案（文教厚生委員長報告）
第９　甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案（土木環境委員長報告）
第10　地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
（比嘉　京子さん　中川　京貴君／瑞慶覧　功君　渡久地　修君　提出　議員提出議案第３号／糸洲　朝則君　當間　盛夫君）
第11　陳情第45号及び第91号（総務企画委員長報告）
第12　陳情第102号（経済労働委員長報告）
第13　請願第10号から第12号まで、陳情第92号、第93号、第95号、第98号、第103号、第104号、第109号、第113号及び第120号の２（文教厚生委員長報告）
第14　陳情第66号及び第100号（土木環境委員長報告）
第15　請願第５号から第７号まで（公共交通ネットワーク特別委員長報告）
第16　議員派遣の件（台風第18号による久米島被害状況調査）
第17　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等に関する調査の件
第18　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職管理に関する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第８号議案
　乙第８号議案　沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例
日程第３　乙第５号議案から乙第７号議案まで
　乙第５号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第22号議案
乙第22号議案　沖縄県土地利用審査会委員の任命について

日程第５　乙第17号議案から乙第19号議案まで
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第６　乙第10号議案から乙第16号議案まで
乙第10号議案　工事請負契約について
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　訴えの提起について

日程第７　甲第１号議案
甲第１号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）

日程第８　甲第５号議案
甲第５号議案　平成28年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

日程第９　甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案
甲第２号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第６号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

日程第10　地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

日程第11　陳情第45号及び第91号
陳情第45号　平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
陳情第91号　中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する陳情

日程第12　陳情第102号
陳情第102号　2016年度最低賃金引き上げに伴う業務委託等に関する陳情

日程第13　請願第10号から第12号まで、陳情第92号、第93号、第95号、第98号、第103号、第104号、第109号、第113号及び第120号の２
請願第10号　性的少数者を支援する専門部署の新設に関する請願
請願第11号　県全域で通用する同性間のパートナーシップに関する請願
請願第12号　ＬＧＢＴｓにおけるトイレ使用、就職活動の配慮及び社会的認知向上に関する請願
陳情第92号　沖縄県立精和病院長の欠員に関する陳情
陳情第93号　原発事故避難者への住宅支援に関する陳情
陳情第95号　離島の高校の寄宿舎改築に関する陳情
陳情第98号　透析患者や移植者が自立と安心して生活できる福祉社会づくりに関する陳情
陳情第103号　宮古病院の血液がん治療の充実を求める陳情
陳情第104号　離島・僻地の患者・妊婦等の経済的負担軽減を図るためにファミリーハウスの設置を求める陳情
陳情第109号　子宮頸がんワクチン副反応被害者支援対策を求める陳情

陳情第113号　子宮頸がんワクチン副反応被害者支援を求める陳情
陳情第120号の２　県発注工事における県内木工事業者への優先発注に関する陳情
日程第14　陳情第66号及び第100号
陳情第66号　南城市大里地区の中城湾南部流域下水道への編入を求める陳情
陳情第100号　モノレール駅前交通広場における二輪車駐輪スペースの確保に関する陳情
日程第15　請願第５号から第７号まで
請願第５号　公共交通機関利用増加へ向けた割引及び特典に関する請願
請願第６号　沖縄全県を運行するバス停・案内に対する利便性の充実に関する請願
請願第７号　路線バスのユニバーサルデザイン化に関する請願
日程第16　議員派遣の件（台風第18号による久米島被害状況調査）
日程第17　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等に関する調査の件
日程第18　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（48名）

議　長	新里米吉　君	23番	末松文信　君
副議長	赤嶺　昇　君	24番	渡久地　修　君
1番	瀬長美佐雄　君	25番	玉城　満　君
2番	玉城武光　君	26番	山内末子　さん
3番	親川　敬　君	27番	仲村未央　さん
4番	新垣光栄　君	28番	照屋大河　君
5番	次呂久成崇　君	29番	仲宗根　悟　君
6番	宮城一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
7番	大城憲幸　君	31番	金城　勉　君
8番	金城泰邦　君	32番	砂川利勝　君
9番	西銘啓史郎　君	33番	具志堅　透　君
10番	新垣　新　君	34番	島袋　大　君
11番	座波　一　君	35番	中川京貴　君
12番	比嘉瑞己　君	36番	座喜味一幸　君
13番	西銘純恵　さん	37番	嘉陽宗儀　君
14番	平良昭一　君	38番	新垣清涼　君
15番	上原正次　君	39番	瑞慶覧　功　君
16番	当山勝利　君	41番	狩俣信子　さん
17番	亀濱玲子　さん	42番	比嘉京子　さん
18番	當間盛夫　君	43番	大城一馬　君
19番	上原　章　君	45番	糸洲朝則　君
20番	山川典二　君	46番	照屋守之　君
21番	花城大輔　君	47番	仲田弘毅　君
22番	又吉清義　君	48番	翁長政俊　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治　君	主事	村吉政則　君
次長	平田善則　君	政務調査課長	宮城　弘　君
議事課長	勝連盛博　君	副参事	前田　敦　君
課長補佐	平良　潤　君	課長補佐	仲宗根園子　さん
主幹	中村　守　君	主幹	上原　毅　君
主査	川端七生　君	主幹	天久庸隆　君

主　　幹　城間　　兼君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月５日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に狩俣信子さん、副委員長に花城大輔君を互選したとの報告がありました。

次に、10月11日、砂川利勝君から、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等の調査に関する動議」の提出がありました。

また、昨日、比嘉京子さん外５人から、議員提出議案第３号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第１　乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案の条例議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の退職管理に関する条例」は、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、職務を公正に執行し、及び公務に対する住民の信頼を確保するため条例を制定するものである。

主な内容は、１点目に、再就職者による依頼等を規制すること、２点目に、任命権者への再就職に関する情報の届け出を義務づけること、３点目に、施行期日を平成29年１月１日とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、規制期間を離職後２年間とする根拠は何か、また、離職者からの働きかけといったものが過去にあったのかとの質疑がありました。

これに対し、国家公務員には既に同制度が導入されており、規制期間は同様の期間となっている。また、働きかけによるものというのは一切ないとの答弁がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、学校教育法の一部改正を踏まえ、育児を行う職員が、子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加える等の必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、条例第６条の３第１項第２号に「義務教育学校」等を加えること、２点目に、施行期日を公布の日とすることとの説明がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図るため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、病院事業局の職員の定数「2880人」を「2964人」に改めること、２点目に、施行期日を公布の日とすることとの説明がありました。

本案に関し、北部病院の最近の収支状況はどうなっているか、また、今回の定数増員により体制強化項目ごとに幾らの収支改善を見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、北部病院の平成27年度の収支状況は、２億500万円の黒字となっている。また、今回の増員に伴う体制強化項目ごとの収支改善額は、７対１看護体制の導入では2800万円の減、地域包括ケア病棟の実施では8400万円の増、周産期医療等の強化では4000万円の減、差し引き1890万円の黒字になるとの答弁がありました。

そのほか、事務職員定数の検討の有無、病院事業局

における不適切な事務処理の解消策、北部病院産婦人科体制の現状、看護師不足への対応及び定数増後の採用見込みなどについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い不動産取得税の特例措置に係る規定を整備する等のほか、所要の整備を行う必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、不動産取得税の課税標準の特例措置を拡充すること、２点目に、個人事業税の課税地を事業所から所得税の納税地に変更すること、３点目に、狩猟税の証紙徴収の手続について、証紙を張る方法から納税済み印を押す方法に変更すること等であるとの説明がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定を受け、警察法及び警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察本部の所掌事務を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、警察本部の所掌事務に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第３条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。」を定めること、２点目に、施行期日を平成28年11月30日とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、国外犯罪被害者弔慰金はどのような人が支給対象になるのか、また、支給額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、弔慰金は、日本人が国外で犯罪被害者になった場合に支給されるが、渡航禁止区域に正当な理由なく入域し被害に遭った場合には除外されることもある。また、死亡した場合には遺族に200万円が、けがを負わされた場合には100万円が支給されるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案の５件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案の５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第４号議案まで及び乙第９号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　**日程第２　乙第８号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　山内末子さん登壇〕

○経済労働委員長（山内末子さん）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第８号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第８号議案「沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、異議申し出人等は、土地改良法による異議の申し出等に係る書面等の写し等の交付を求めることができるようになるため交付手数料の徴収根拠を定める条例を制定するものである。

主な内容は、土地改良法による異議の申し出等に係る書面等の写し等の交付手数料の徴収根拠を定めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの異議申し出の件数と申し出が通った件数を聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、土地改良法に基づく異議の申し出は過去５年間で１件、農業振興地域の整備に関する法律いわゆる農振法に基づく審査の申し立ては過去５年間で11件となっている。内容について、土地改良法に基づく換地計画の決定に対する異議の申し出は棄却されている。農振法に基づく農用地利用計画の変更の異議申し出に対する決定の審査申し立てが11件あり、全

て棄却されているとの答弁がありました。

次に、今後、この条例によって異議の申し出件数はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、この条例は概要公告等の写し等を求めるための条例であり、申し出自体は既存の法律でできるので、この条例に基づいて件数が特にふえるということはないと考えるとの答弁がありました。

そのほか、想定される申し出人について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第８号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第５号議案から乙第７号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第５号議案から乙第７号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童福祉施設職員を養成する施設の指定等の権限及び養成施設に配置される職員の資格要件を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、児童福祉施設職員を養成する施設の指定等の権限について「地方厚生局長等」から「知事」へ改めること及び養成施設に配置される職員の資格要件に「義務教育学校の教諭となる資格を有する者」を加えるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正に伴い、具体的にどういった施設の職員の資格が対象になるのかとの質疑がありました。

これに対し、母子生活支援施設の職員の資格、児童館等児童厚生施設に配置され、遊びを指導する職員に係る資格、児童養護施設等に配置される児童指導員の資格及び児童自立支援施設に配置される職員の資格が対象となるとの答弁がありました。

次に、名護市立小中一貫教育校緑風学園が義務教育学校へ該当しない理由及び学校運営への支障の有無について質疑がありました。

これに対し、同学園は教職員の免許に関し小学校、中学校の両方の免許を持っている等といった要件を満たしていないため義務教育学校に該当しないが、運営上特に問題はないとの答弁がありました。

そのほか、県内における小中一貫校の数、母法の改正に伴う影響、国の指定から知事の指定に変わることによる影響などについて質疑がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する一部を改正する条例について」は、幼保連携型以外の認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、職員資格に関する基準の特例を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、朝夕の園児が少数となる時間帯における子育て支援員等の配置、満３歳以上の子供の保育に従事する保育士にかえて、幼稚園教諭、小学校教諭、または養護教諭を活用可能とする、年休取得時の代替等の加配人員における子育て支援員等の配置などとの説明がありました。

本案に関し、国の基準と県の基準との違いについての質疑がありました。

これに対し、国の基準においては、幼稚園教諭や小学校教諭等がゼロ歳児から５歳児について単独で保育に従事することができるといった内容に対し、県の基準ではゼロ歳児から２歳児については幼稚園教諭等は保育に従事できないことになっている等との答弁がありました。

次に、保育施設を運営する法人が保育士給与のベースアップが図れるよう県の施策として取り組む必要があるのではないかという質疑がありました。

これに対し、県では今回新規事業として保育士のベースアップ事業を予定しており、本事業を実施することで各施設において保育士給与の底上げを図る呼び水的なものになると考えているとの答弁がありました。

次に、保育の現場の安心・安全を確保するため、勤務の実態等について県が定期的に確認するシステムはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、保育の質の確保のため毎年定期監査を実施し、保育士の配置基準に照らし、適正に配置されているのかどうか、あるいは保育のカリキュラムや児童１人当たりの面積がきちんと確保されているのか等について確認しているとの答弁がありました。

そのほか、待機児童解消策としての中学校教諭から大学教授まで活用すること及び特区制度の創設の検討、本来の認定子ども園の設立に向けての条件が厳しくなることへの懸念、潜在保育士の確保と処遇改善、保育士給与算定の基準となる経験年数、保育所における死亡事例の増加に対する県の見解、子育て支援員の研修日数及び時間帯などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い条例を改正するものである。

主な改正内容は、指定通所支援事業所が連携を図る施設に「義務教育学校」を加えるとの説明がありました。

本案に関し、今回、条例改正に至った背景についての質疑がありました。

これに対し、学校教育法の改正に伴い義務教育学校制度が創設され、今後県内においても、義務教育学校の設置の動きが想定されることから、義務教育学校に通学を予定している保護者の不安を取り除くような形で条例の中に規定をしておくとの答弁がありました。

次に、指定児童発達支援事業者が努めなければならない助言その他の必要な援助についてどういった内容なのかとの質疑がありました。

これに対し、児童発達支援センターなどでより専門的な見地から、児童相談員等が障害のある児童の保護者からの相談に応じる、あるいは、保育所や学校、特別支援学校などを巡回して助言等を行っていくとの答弁がありました。

そのほか、児童発達支援のための小中学校における専門職員の配置、児童発達支援と放課後等デイサービスによる一体的な支援が行き届かない地域、児童デイサービスと放課後等デイサービスに対するニーズの把握の検討、児童相談員が相談に応じる対象児童などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第５号議案から乙第７号議案までの条例議案３件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案から乙第７号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案から乙第７号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　**日程第４　乙第22号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第22号議案の同意議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま

す。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第22号議案「沖縄県土地利用審査会委員の任命について」は、土地利用審査会委員７人が、平成28年10月31日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、国土利用計画法第39条第４項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、乙第22号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、これに同意することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第17号議案から乙第19号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　山内末子さん登壇〕

○経済労働委員長（山内末子さん）　ただいま議題となりました乙第17号議案から乙第19号議案までについて、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄空手会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、指定管理者となる団体が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローで、指定の期間が平成29年３月４日から平成32年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、選定された一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの特によかった点は何かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄空手会館のコンセプトとして、沖縄伝統空手古武道の保存・継承・発展のほかに、沖縄県が世界に誇る伝統文化の一つである沖縄伝統空手古武道を国内外に発信していくということがある。そのような中で、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは海外にも事務所を有しており、また、多言語対応もかなりの範囲でできるということがあった。そのような意味で、国内外への発信力と世界に１億人とも言われている空手愛好家を沖縄に誘致するという部分もあったと考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理期間をなぜ３年にしたのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄空手会館の供用開始は来年の３月４日となっており、実際には３年と一月弱となる。県の総務部が定めている全体的な基本方針では５年となっているが、今回の沖縄空手会館は国内にも類を見ない空手古武道を主に専任した会館で、展示施設といった複合施設もあることから、まずはこの３年間でどういう実績が出てくるのかを見ていきたいということで３年に設定している。２期目の指定管理を募集する際には原則どおり５年で考えていきたいとの答弁がありました。

次に、沖縄空手会館への観光客誘客に向けた取り組みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄空手会館の位置づけとして、伝統空手古武道の世界への発信という場合に、空手の愛好家や競技者を引きつけていく役割も重要だが、会館そのものの役割として観光客を含めた一般の方々にも広く伝統空手古武道の真髄に触れていただくような会館として活用していきたいと考えている。今回、指定管理者の選定に当たって一般財団法人沖縄観光コンベン

ションビューローを候補者として選定したが、ビューローからは、ビューローが持っている旅行社、航空会社を含めた観光関連団体とのネットワークを生かして、体験ツアーなどを企画していきたいといった提案もあった。そういったところが、選定委員会の中でも評価を得て選定されたと理解しているし、県としても指定管理者に決定した場合にはそういった方向でビューローと連携して取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、特別道場で高段者の昇段試合とあるが、現在、段位制度はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、段位制度については、今は流派もしくは道場ごとに出している。県としては沖縄空手古武道のブランド化、品質というものを今後管理していくためには、大変難しい課題ではあるが、公認段位制度というものを本当に考えなければいけない時期に来ていると思っている。これは１年、２年という短期間でできるものではないが、空手道振興会やそこに属していない伝統空手古武道の関係者と親密に意見交換をしながら詰めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

そのほか、世界及び国内の空手人口、医療先端技術との連携、定期的な流派ごとの演武公演の有無、沖縄伝統空手古武道以外の空手団体の施設利用の可否、民間ノウハウの活用による世界展開のイメージ、総工費、指定管理料、年間の事業計画の額、同規模施設の指定管理料、公募期間の共通基準、武道館との面積比較、施設入場料、四流派師範の銅像設置、駐車場及び傾斜面の土地の管理、豊見城市等との協議会の設置、オープニングセレモニーに向けた準備、オープニングセレモニーの主催者及びイベントの中での国内外への発信、交通アクセスの整備、海外から来沖する弟子の受け入れ体制などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、関係市町村が17市町村、事業実施地区が71地区、負担金の総額が４億3344万6800円であるとの説明がありました。

本案に関し、受益農家の負担割合は市町村によって異なるのか、異なる場合、一般的に受益農家と市町村の負担割合はどちらが多いのかとの質疑がありました。

これに対し、受益農家の負担の割合は市町村によって異なり、負担の割合の決定の仕方は条例で定めている市町村もあれば、事業採択時の負担協議で受益者側と決めている市町村もある。市町村における負担割合の状況は、大まかに言うと国と県の補助残を両者で折半するという基本の形が沖縄本島である。しかし、農道や排水路など個々の農家の負担になじみにくい事業については、市町村が全額負担しているものもある。また、負担金を取る圃場整備等でも６対４、７対３といった形で比較的市町村負担が多いとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、水質保全対策事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、関係市町村が６市町村、事業実施地区が８地区、負担金の総額が3695万円であるとの説明がありました。

本案に関し、この事業の実施計画はどうなっているのか、また、実施するに当たって優先順位はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、21世紀ビジョンの中で全耕地面積の半分である8800ヘクタールを平成33年度の目標値として設定している。優先順位については、平成25年９月に策定した沖縄県赤土等流出防止対策基本計画の中で、重点監視海域を有する市町村及び積極的に赤土等流出防止対策に取り組む市町村等で優先的に実施することとしているとの答弁がありました。

そのほか、赤土問題がまだ相当数発生している現状に対する見解、市町村負担に2.5％の幅がある理由、個々の市町村の財政力に応じた負担割合への変更検討の有無、水質保全対策事業及び県営土地改良事業の国庫補助金の割合が異なる理由、他府県における水質保全対策事業及び県営土地改良事業の国庫補助金の割合などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第17号議案から乙第19号議案までについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案から乙第19号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第19号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第10号議案から乙第16号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第16号議案までの議決議案７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「工事請負契約について」は、浦添西原線都市モノレール建設工事（てだこ浦西駅Ｈ28）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦添西原線都市モノレール建設工事（てだこ浦西駅Ｈ28）であり、契約金額は12億9276万円、契約の相手方は、株式会社仲本工業、共和産業株式会社、株式会社富士建設の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄都市モノレール延長整備事業の全体事業費525億円の概要はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、全体事業費の525億円はインフラ部とインフラ外部に分かれる。インフラ部については、県道部分、那覇市道部分、浦添市道部分があり、県道分が169億円、那覇市道分が116億円、浦添市道分が95億円である。それぞれの道路管理者において下部工、上部工を発注することとなっており、下部工である支柱が県道部分で60本、那覇市道部分で71本、浦添市道部分で47本となっている。上部工については、県道部分が114本、那覇市道部分が142本、浦添市道部分が96本であるとの答弁がありました。

次に、モノレール建設工事の発注に当たっては、総合評価方式において地元業者に対する点数の加算を検討してはどうかとの質疑がありました。

これに対し、モノレール建設に当たっては、県、那覇市及び浦添市で工事の発注等についても十分調整して進めている。市道区間であれば市内に本店等拠点がある業者に対してはインセンティブを与えるという形で総合評価して発注しており、引き続き、そのようにしていく予定であるとの答弁がありました。

そのほか、沿線の用地買収の進捗状況、入札参加資格における経営審査結果通知書の総合評点値等について質疑がありました。

次に、乙第11号議案「工事請負契約について」は、浦添西原線１号橋整備工事（本線下り線上部工Ｈ28）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦添西原線１号橋整備工事（本線下り線上部工Ｈ28）であり、契約金額は８億2944万円、契約の相手方は、宮地エンジニアリング株式会社、金秀鉄工株式会社の２者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「工事請負契約について」は、浦添西原線１号橋整備工事（本線上り線上部工Ｈ28）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦添西原線１号橋整備工事（本線上り線上部工Ｈ28）であり、契約金額は８億1378万円、契約の相手方は、ＪＦＥエンジニアリング株式会社、株式会社國場組の２者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、取り抜け規定を適用したため、総合評価で二番手の者が落札したということであるが、一番手の者を入札から排除すればいいだけではないかとの質疑がありました。

これに対し、今回提案している乙第11号議案から乙第14号議案までのモノレール建設工事関連の４つの議案については、ほぼ同時期に発注し、工種も同じであることから、業者も同じ組み合わせで応募してく

ることが予想されたため、最初から取り抜けの規定を設定していた。開札は、基本的に予定価格の高いものから行い、落札が決定すると、この落札者は次の応札は取り抜けの対象としてオミットになるという形で落札者を決定している。公募の段階では、業者は自由に入札参加することができるため、取り抜けという形で落札決定せざるを得ないとの答弁がありました。

次に、少なくとも落札率が90％以上ないと業者側も成り立たないと思うが、当該工事の落札率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、94.3％であるとの答弁がありました。

次に、乙第13号議案「工事請負契約について」は、城間前田線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、城間前田線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28）であり、契約金額は７億1820万円、契約の相手方は、川田工業株式会社、株式会社仲本工業の２者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「工事請負契約について」は、市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28の１）の工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28の１）であり、契約金額は６億3990万円、契約の相手方は、株式会社横川ブリッジ、株式会社福地組の２者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県内でこの工種を施工できる業者は、ＪＶを組んだとしても入札に参加した６社しかないという理解でいいかとの質疑がありました。

これに対し、代表構成員となって鋼製の箱桁等を施工することができる技術力のある県内業者は２社しかないが、県内の特Ａ業者は全て代表構成員以外の構成員にはなれることとしているため、入札に参加した６社に限定されるものではないとの答弁がありました。

次に、なぜこの時期に短期間に集中して工事を発注するのかとの質疑がありました。

これに対し、モノレール建設事業については、平成31年春の開業を守らなければならない。開業に向けて発注スケジュールを組み、計画的に進めている状況である。今回、構造物がこの時期に集中してしまったのは、結果として、スケジュールに合わせて発注しているサイクルの中で、今の時期に発注しなければ間に合わないということ、また、下部工を発注した後にしか桁の発注ができないことから、時期が限定されてしまうとの答弁がありました。

そのほか、誤解されない工事の発注方法、主たる営業所と従たる営業所の意味等について質疑がありました。

次に、乙第15号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第１回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄空手会館新築工事（武道棟・建築）の契約金額17億118万3600円を2664万3600円増額し、17億2782万7200円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増等であるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすること、必要がある場合は上訴し、または和解するものとするであるとの説明がありました。

本案に関し、法的措置対象者数及び免除制度の適用者数の推移はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、法的措置対象者数は、今回54件となっている。平成27年９月議会においては72件、平成26年９月議会においては104件であったので、この３年間では減ってきている状況である。免除制度の適用者数については、平成27年度に２名の免除を行っており、今年度は１名の免除を行っているとの答弁がありました。

次に、訴えの提起対象者のうちの母子世帯数は何件あるか、強制退去となった場合、追跡調査などを行ったことがあるかとの質疑がありました。

これに対し、訴えの提起対象者54件のうち、10月５日時点で、27件が家賃の支払い等により入居継続となっており、残り27件中、３件が母子世帯である。強制執行するような場合には、福祉機関と連携を図りながら移転先が確保されたことを確認しているとの答弁がありました。

次に、専門相談窓口での相談件数を見ると、平成27年度の半年間で337件、平成28年度の半年足らずで445件と物すごい数の相談がある。相談員２名で処理ができているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成28年度においては１日当たり約３件の相談がある。内容も生活困窮状況等の相談であるため時間を要する。今後は団地を訪問することも考えていることから、次年度以降、相談員の拡充を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、県営住宅の空き部屋数、空き部屋の早期修繕と提供、県営住宅家賃の最高額と最低額、所得を申告しなかった場合の家賃設定、県営住宅入居に当たっての子育て世帯の優遇制度等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第10号議案から乙第16号議案までの議決議案７件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案から乙第16号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第16号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　議事の途中ではありますが、残りの日程については午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時20分休憩

午後１時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第７　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について必要な予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入及び歳出ともに69億8887万1000円で、補正後の改予算額は7611億9687万1000円となる。

歳入の主な内容は、地方交付税の予算未計上分、母子福祉費等の国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金、沖縄県子どもの貧困対策推進基金及び地域医療介護総合確保基金に係る繰入金、平成27年度決算剰余金の一部を補正予算財源として活用する繰越金、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業等のため発行する県債である。

歳出の主な内容は、子供の貧困対策に取り組む市町村や非課税世帯の高校生の学習に対する支援等に要する経費、がん診療連携拠点病院に設置される病理診断センターの運営助成及び地域医療介護総合確保基金の積み立て等に要する経費、衛生・品質管理に対応した食鳥処理施設の再編整備に要する経費、漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設整備に要する経費、当初予算に計上した大型ＭＩＣＥ施設の用地費に係る財源をソフト交付金から県債及び一般財源に振りかえるもの、与那原・宜野湾両マリーナの施設整備や本部港における立体駐車場整備等に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業へのソフト交付金の充当については、予算計上時に内閣府等と調整したのか、また、今回認められなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興一括交付金の概算要求は、積み上げ方式ではなく枠方式で要求をしており、内閣府の概算要求段階ではどの事業へ充当という方式はとっていない。また、今回の指摘は、これまでにも国庫補

助金を活用して特別会計から用地を購入した事例があることから充当可能と判断し予算計上したが、内閣府から交付要綱上疑義があるとされたところであるとの答弁がありました。

次に、大型ＭＩＣＥ施設用地費の財源振りかえにより減額となるソフト交付金はどうなるのか、また、ＭＩＣＥ施設整備事業の財源は今後どうするのかとの質疑がありました。

これに対し、減額となるソフト交付金は、各部局からの要望に基づき継続・新規を含め46の事業に振りかえて、予算計上しているところである。また、大型ＭＩＣＥ施設整備に要する経費は、沖縄振興に資する事業としてソフト交付金の活用を考えている。次年度予算の満額確保に向け最大限努力していくとの答弁がありました。

そのほか、電子自治体推進事業の全体計画及び予算額、ライフサイエンス研究所関連補正の内容及び研究内容、災害援護費補正と福島県からの避難者への支援の関連、農業経営構造対策における高収益につながる取り組み、近代的製糖施設の内容、整備予定の離島地域及び今回補正計上した理由、観光宣伝誘致強化費補正額の内訳及び委託先、南・北大東空港施設整備費の内訳、就学援助制度を県が周知・広報する理由、沖縄ＩＴ津梁パーク施設賃借料の必要性などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業に係る予算案については本会議で修正案を出したいので退出する旨の意見表明がありました。採決の結果、甲第１号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案に対しては、又吉清義君外４人から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

又吉清義君。

〔甲第１号議案に対する修正動議　巻末に掲載〕

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　ただいま議案として提出されました甲第１号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」に対して、修正について提出理由を申し上げます。

まず、冒頭に申し上げたいことは、沖縄・自民党はＭＩＣＥ事業に反対するものではありません。同事業は、仲井眞弘多前知事から進められたものであり、一日も早いＭＩＣＥ事業の着手を望むものであります。しかし、今回修正案を出したのは、これまで進めてきたＭＩＣＥ事業に、県政交代による事業計画の変更、事業内容が十分詰められていない懸念等が惹起する中、そのままＭＩＣＥ事業を急いで進めていくことは、事業そのものが第二の東京都の豊洲市場問題と同じになりはしないかと非常に危惧されるからです。

県の当初の説明では、用地購入費に一括交付金を財源として充てることができるとのことでありました。しかし、事業を進める今日、一括交付金を活用することができず、用地購入費の財源54億200万円は、県民に負担を強いなければならない地方債に組み替えをしなければならないとのことであります。その原因は、国との折衝を進める中で、県は、確証も得ずにできるだろうとの見通しの甘さがあったとの説明でした。これまで進めてきた事業計画と財源内容の不備がうかがわれます。たとえ将来の県経済の発展に向けた必要不可欠な事業計画であれ、事業計画は明確でなければなりません。それが事業を早目に進めることに重きを置き、その財源が今後も県民にどれだけ負担を強いられていくのか、明確に説明、判断ができない状態で、我々は議員として責任を負いかねません。また、ＭＩＣＥの明確な財源確保、事業計画、地域住民へのコンセンサスを取りつけた進展、交通アクセスの課題等、まだ十分に事業熟度が高まっていない計画の中で、事業着手に向けた用地買収費を県民に負担を強いる地方債として組み替え、補正予算として計上することに疑問を抱き得ざるを得ません。

ＭＩＣＥの総事業費513億円の財源確保に向けて、市町村に配分される予定の一括交付金の減額が今後生じるのではないかとの懸念もされます。よって、ＭＩＣＥ事業を進めるに当たっては、県は10月をめどに、マリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンを策定し、地域自治体と連携した取り組みを進めるとしており、地元の協力体制の構築を図った上で、当初予算に計上し、しっかり説明できるようにするのが筋

ではないでしょうかと考えます。

以上を申し上げ、議案として提出された甲第１号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」を修正案の理由として説明いたします。また、補正予算で修正を必要とする大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業54億200万円の取り下げで、修正を説明いたします。

まず、皆様方にお配りしている３ページにあるように、「第４表地方債補正の一部を次のように改める。」というページが、３ページのほうに載っております。まず、地方債補正として沖縄振興特別推進交付金事業、補正前の額が45億2920万円に対し、当初予算は減額の10億5420万円であったのに対し、これを２億1000万円にし、合計47億3920万円にする。そして、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業、補正前の額はゼロであったのに対し、現予算では、54億200万円を組まれているのを減額しゼロにする。要するに、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業はゼロにするということでございます。でありますから、まず修正として、補正前の額576億2410万円の額に修正をして２億9130万円にし、そして合計579億1540万円に修正する修正案でございます。

どうぞ議員諸公の御理解、御賛同をよろしくお願い申し上げ、後から詳しいことは、細かい数字については、提案をされている修正案の資料をごらんになっていただきたいと思います。

どうぞ御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　これより修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　甲第１号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」のうち、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業に係る予算を修正するに対しまして、賛成する立場から討論をいたします。

このＭＩＣＥ施設建設予定地の西原・与那原地区については、私ども沖縄・自民党も推進する立場で何としてもこれを成功させなければならないと真剣に考えています。東海岸地域の開発をしっかりしていこうと、沖縄市を含め中城村、北中城村、西原町、与那原町、南城市といろいろな目的、沖縄県を均衡ある発展にしていこうとも、我々沖縄・自民党も真剣に考えております。

しかし、今回の代表質問、一般質問でも、ＭＩＣＥ施設の予算のあり方について、多くの質問が出ておりました。私どもは、正直に言って心配しております。なぜならば、中部地区からもＭＩＣＥ施設を西原・与那原地区に誘致していただきたいという要請が出ております。要請が出ているにもかかわらず、その予算の組み方が少しずさんではないかと、当初予算にこの予算を計上しているとき、県は一括交付金でこの土地を購入したいということで、当初予算に計上されており、国庫補助金で提示されておりました。当初予算を議会に提示する前に、内閣府との調整はしなかったのかという総務企画委員会での質疑に対し、調整はしていた。誰が内閣府と調整・交渉したかという質疑に対し、財政課で調整・交渉を進めてきたと。要するに、知事を初め副知事、担当部長、担当課長で行ったかという質疑に対しまして、課長以下が対応したということであります。

このＭＩＣＥ事業は、仲井眞前知事が県政の目玉としてスローガンを掲げた事業であります。仲井眞前知事みずから内閣府や政府と交渉してきた事業であります。それを、今翁長県政は、自分自身も目玉事業と言っておきながら、予算調整交渉は本人を初め担当部長が行かず、課長以下の職員が内閣府と調整・交渉する。これが沖縄県のリーダーとしての仕事ですかと我々は問いたいわけであります。余りにも丸投げし過ぎて職員がかわいそうではありませんか。大変苦しんでいると思っております。

内閣府との調整の中で、県側は今まで国庫補助金が充てられる事例があったから、ＭＩＣＥ用地も一括交付金が充てられると思った。しかしそれが厳しいとなったため、県の単独で54億余りが出ているのであります。大丈夫、どうにかなるだろうという予測のもとで、余りにもずさんな見立てにしかすぎないと思っております。ある意味では、見切り発車してしまったとしか我々は理解できないのであります。

ＭＩＣＥ施設の上物、建物についても、概算整備費で建物だけで438億円、ＤＢＯ発注を設計、建設、運営、これが今月公募されるということでありますけれども、今回の事業は、ＤＢＯで実施するから上限が決まっていて超えることはないと考えていますと言って

おります。実際に、積算し工事が進んだら、この予算では足りません。まだかかります。どうしますか。そういったことがないとは言えない状況であります。国立競技場や先ほどもありました豊洲市場も、当時の担当、責任所在がわからないような状態になっていくこともあり得るわけであります。

建物の予算も一括交付金を活用すると言っておりますが、次年度の概算要求の時点で、既に減額されている中で、この予算ははっきり担保もとれていない状況であります。私どもは、予算が減額されている中、土地購入に始まり、建物まで進んでいったら、一括交付金のしわ寄せ、すなわち県分、市町村分がある中で、市町村の予算までしわ寄せが来るおそれが確実にあるというふうに読んでおります。これだけ沖縄県の目玉として、沖縄県の発展のために進める事業が単独事業までしわ寄せがいくようなことは絶対にしてはなりません。ですから、関係する市町村や地域住民への説明会もせず、西原町長や与那原町長との協議はしているとのことでありましたけれども、しかし、まだ２回しか行っておりません。それが現状であります。だからこそ、土地購入したら前進あるのみになるわけでありますから、後戻りもできません。ですから、土地を購入する前に、今のＭＩＣＥ施設に関する状況やスケジュールなど地域住民説明会を行って、そして地域のニーズに応えるべく、県は真摯に対応すべきだと。それと土地購入して後の上物の建物においても、内閣府としっかり調整をきっちりとして、きちんとした形でやらないといけないと私どもは思っております。

私どもは、仲井眞前県政のときに、８年間で第７次行財政改革で約600億円以上の行革をして、財源を確保してまいりました。大変な苦労があったと思っております。もちろん県職員の皆さん方も相当な苦労があったと思っております。起債をして、県の単独でやるということは、ただごとではないと私どもは思っております。どこかにリスクが伴う。これまでやろうとした事業ができなくなる。他の市町村にも影響を及ぼす。しかし、県がこれまで一括交付金でできるだろうという予測のもとでできなかったということに責任を持っていただきたいと私たちは思っております。それを安易にこれから500億近い上物や駐車場、外構工事もスタートしてきます。まさしく県の各企業の皆さん方にしっかりと優先発注できるシステムでもありません。しかし、国庫補助金、一括交付金はだめだとなったら、今回と同じように単費でやらなくてはいけないような状況になるわけであります。責任は誰がとるのか。10年後、この案件にかかわった方々が議員をまだやっているのか、また、この担当した県職員にもいる方はほとんど少なくなってくると、10年後思っております。我々は責任を持たなければなりません。

何度も言いますけれども、私どもはＭＩＣＥ施設事業に反対ではありません。しっかりと完成させるのを願っております。しかし、余りにもずさん過ぎるこの予算の組み方には賛成できませんし、いま一度県民や市町村が納得できる事業計画のもとでしっかりとこのＭＩＣＥ施設事業を行うべきであります。

我々は、将来の沖縄の発展、子供たちにツケを残さないためにも、しっかりと考えていくべきだと考えております。どうぞ全議員の皆さん、もう一度読んでもいいと思いますけれども、この重要案件はこれから10年後、大変我々にいろんな面で県民にしわ寄せ、負担がないように、ぜひとも我々と賛同していただきたいと思っております。

賛成討論で締めたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○座波　　一君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

○島袋　　大君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立全員であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時56分休憩

午後１時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第８　甲第５号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました甲第５号議案の予算議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第５号議案「平成28年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）」は、歳入が12億8030万円、歳出が12億8031万4000円を追加し、総額を歳入が95億2931万5000円、歳出が113億516万9000円とする。

主な内容として、新八重山病院の新築移転に係る追加発注工事、不発弾磁気探査、島外からの建設労働者及び資材確保に要する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、磁気探査は今回の補正で全て終わるという理解でよいかとの質疑がありました。

これに対し、今年度は建物が建つ部分の磁気探査を行い、駐車場部分は次年度に行う予定との答弁がありました。

次に、島外からの作業員の割合と費用はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、作業員の約８割は島外から呼んでいると聞いている。また、費用については実際に精査して精算するという形になるので、はっきりとした金額は把握できていないとの答弁がありました。

次に、病院事業局にこれだけの建設事業の責任を負える技術者等を含む体制が整っているのかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部から副参事を含む技術者を人事交流で派遣を受けており、管理できる体制は整っているとの答弁がありました。

次に、今回の補正の対象となる追加工事について詳細な説明を伺いたいとの質疑がありました。

これに対し、別途工事ということで仕上げユニットとして、例えば、流し台や作りつけの棚、また、手術室の特殊内装工事と放射線防護工事などが主な追加工事の内容であるとの答弁がありました。

そのほか、留保資金の額の確認、工事の進捗率、開院までのスケジュール、資材確保に要する経費などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第５号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第５号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第９　甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案の予算議案４件について、委員会における審

査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）」は、大型ＭＩＣＥ施設の建設地が中城湾港マリンタウン地区に決定されたことに伴い、建設予定地に埋設されている流域下水道幹線の移設が必要となり、当該幹線の移設工事を実施するに当たっての下水道事業計画変更を行うため、業務委託費用として下水道建設改良費3300万円の増額補正を行うものである。

また、マリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョン策定が平成28年10月の予定となっており、その中で決定される設計業務委託に必要な計画汚水量等の計画諸元を受けて、管路設計等業務を着手することから、適正な業務日数を確保するため、繰越明許費3300万円の追加の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、ＭＩＣＥ施設の立地に伴う土地利用を含めた全体的な計画は文化観光スポーツ部が所管し、具体的な法律を駆使するのは土木建築部だと考えているが、まちづくりビジョン策定の中でどういう議論がなされているのかとの質疑がありました。

これに対し、港湾計画の改定等については、土木建築部が進めていかなければならない。しかし、港湾計画の土地利用の変更をする理由については、ＭＩＣＥ施設が立地することに伴って環境が変わるということをまちづくりビジョンの中でしっかりつくった上で、データ等が土木建築部に提示されるものと理解しており、その部分の情報共有や意見交換は引き続き行っていくとの答弁がありました。

次に、ＭＩＣＥ施設の立地に伴い、当初、マリン・タウンで計画していた下水道管の口径で対応可能なのかとの質疑がありました。

これに対し、まちづくりビジョンで出される施設規模や用途などにより、水量はかなりふえることが想定される。人口が２万人から３万人程度ふえると想定した場合は、既存管で対応できると見込んでいるが、今回の設計見直しにおいて再度精査するとの答弁がありました。

次に、ＭＩＣＥ施設の立地に向けてのインフラ整備は、基本的な都市計画やまちづくり計画があって初めて、道路、上水、下水などの議論がなされるべきだと思っているが、ＭＩＣＥの供用開始に向け、県全体の推進体制はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、国道のバイパス等は、マリン・タウンの土地利用に応じた周辺の渋滞解消、あるいは広域的な幹線道路ネットワークを構築するために整備を進めてきた。このような道路整備があるということを前提としてＭＩＣＥの立地が決まったものと理解している。ＭＩＣＥ施設立地後は、プラスアルファの部分交通容量があるため、文化観光スポーツ部観光整備課の整理ができた段階で情報をもらい、現状で十分なのかチェックをかけていきたいと考えている。下水道や港湾計画についても同じように進め、ＭＩＣＥ開業に合わせて土木建築部として協力できるものは引き続き意見交換をしながら進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、下水道移設工事の開始時期、臨港道路３号の取り扱い、下水道の処理容量、単独処理システムの検討、中城湾南部流域下水道への大里地区の編入、下水道移設工事に伴う磁気探査の必要性、ＭＩＣＥ推進に当たっての関係部署の横の連携等について質疑がありました。

次に、甲第３号議案「平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）」は、マリーナ施設の機能向上を図ることを目的に、新たに中型艇及び大型艇の上げおろしを行う固定式クレーン１基を整備するため、１億5930万円の増額補正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、大型艇の陸揚げは現在どのように行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、大型艇の陸揚げは、水中で専用の船台に船を乗せ、斜路を利用してウインチで引き揚げている。それで対応できない大型艇については、オーナーみずから手配したトラッククレーンを使って陸揚げしているとの答弁がありました。

次に、クレーンの整備に伴って各マリーナ間の需要にどういう影響を与えるかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部港湾課が管理しているマリーナは、宜野湾港マリーナと与那原マリーナがあり、船の大きさですみ分けしている。宜野湾港マリーナは、小型艇、中型艇及び35トンまでの大型艇を主として計画し、与那原マリーナは中型艇及び35トンを超える大型艇を主として計画していることから、需要が競合することはないと考えているとの答弁がありました。

次に、備品購入費の増額補正ということであるが工事はないのかとの質疑がありました。

これに対し、今回は工場製品のクレーン部分を購入

するものであり備品購入費に該当する。なお、基礎のコンクリートや杭などについては、平成14年度に先行して整備しているとの答弁がありました。

そのほか、宜野湾港マリーナのモデルケースとしての可能性、計画収容隻数及び現在の収容隻数、未収金及び不納欠損の額、指定管理者及び指定管理料、特別会計の主な支出額及び収支計画、不法係留の有無、マリーナ南側船だまりの管理状況等について質疑がありました。

次に、甲第４号議案「平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）」は、マリーナ施設の機能向上を図ることを目的に、新たに中型艇及び大型艇の上げおろしを行う固定式クレーン２基などを整備するため、５億2770万円の増額補正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、与那原マリーナのクレーンについては、先を見越してあらかじめ整備するとのことであるが、この時期に補正する理由としては説得力に欠けるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、早目に施設を整備し、多くの船を呼び込むことにより一日でも早くマリーナの使用率を上げ、特別会計の収支を改善したいと考えているとの答弁がありました。

次に、港湾の整備については、ハード交付金が充当されるのではないかと思うが、この事業にソフト交付金を活用する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、マリーナ施設の整備については、ハード交付金には該当せず、今回は東海岸における海洋性レジャー拠点整備事業として、ソフト交付金を活用しているとの答弁がありました。

次に、与那原マリーナの計画収容隻数及び今後の収容見通しはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、計画収容隻数については、海上係留が66隻、陸置きが146隻で合計212隻となっている。９月14日時点の収容隻数については、海上係留が６隻、陸置きが２隻で合計８隻となっている。与那原マリーナは、ことし７月１日に募集を開始し、指定管理者において専門誌に広告を掲載するなどの努力もしているところであり、収容隻数は改善していくものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、大型艇及び小型艇の収容ニーズ等について質疑がありました。

次に、甲第６号議案「平成28年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）」は、国の平成28年度補正予算に係る沖縄振興公共投資交付金を活用し、送水管の耐震化等を図るため資本的収入の国庫補助金を２億7368万7000円、資本的支出の建設改良費３億6491万7000円をそれぞれ増額補正するものである。事業内容としては、石川・上間送水管布設工事及び倉敷・北谷導水管布設工事を予定しているとの説明がありました。

本案に関し、今後の導水管等の更新に係る事業量や事業計画はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、企業局独自で定めた更新基準年数などに基づく更新計画があり、管路、機械設備、電気設備、浄水場等を含め、年間約135億円程度で更新していくことによって健全な状態を保つことができるという計画になっているとの答弁がありました。

次に、補正予算の事業内容として、石川・上間送水管布設工事及び倉敷・北谷導水管布設工事を優先する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、石川・上間送水管布設工事については、復帰前の米国の規格で老朽化している上に耐震性がない管路となっていること。倉敷・北谷導水管布設工事については、軟弱地盤で耐震性がない部分があることから、早期に事業を実施する必要があるとの答弁がありました。

そのほか、今議会で補正する理由等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案の予算議案４件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案の議案４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第４号議案まで及び甲第６号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第10　議員提出議案第３号　地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

比嘉京子さん。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきましては、10月５日に開催した各派代表者会の議員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、地方議会議員の厚生年金への加入を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第３号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第11　陳情２件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第12　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長山内末子さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　山内末子さん登壇〕

○経済労働委員長（山内末子さん）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書

のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。
　お諮りいたします。
　本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
　　――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　日程第13　請願３件及び陳情９件を議題といたします。
　各請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　文教厚生委員長狩俣信子さん。
　　――――――――――――――
　　〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕
　　――――――――――――――
　　〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕
○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました請願３件及び陳情９件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております請願３件及び陳情９件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの請願３件及び陳情９件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
　　――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　日程第14　陳情２件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　土木環境委員長新垣清涼君。
　　――――――――――――――
　　〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
　　――――――――――――――
　　〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕
○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
　　――――――◆・・◆――――――
○議長（新里米吉君）　日程第15　請願３件を議題といたします。
　各請願に関し、委員長の報告を求めます。
　公共交通ネットワーク特別委員長玉城　満君。
　　――――――――――――――
　　〔請願審査報告書　巻末に掲載〕
　　――――――――――――――
　　〔公共交通ネットワーク特別委員長　玉城　満君登壇〕
○公共交通ネットワーク特別委員長（玉城　満君）　ただいま議題となりました請願３件につきましては、

慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第16　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を台風第18号による久米島被害状況調査へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等に関する調査の件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

砂川利勝君。

〔普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等の調査に関する動議　巻末に掲載〕

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川　利勝君　私は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等の調査について提案いたします。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を設置して取り組むため、賛同者を代表して動議を提出いたします。

提出理由を説明いたします。

辺野古埋立承認手続については、国からの書類の提出を受けて、県土建部を中心に約９カ月かけて審査を得た後に埋立法に基づいて手続が適正に行われ、それを最終的に仲井眞前知事が承認したものである。

この決定に対し、沖縄県議会、平成26年２月14日２月定例会の冒頭に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を設置して、埋立承認手続に係る検証や審査が行われたが、仲井眞前知事の埋立承認手続については、違法性や法的な瑕疵は指摘されませんでした。

県政が仲井眞県政から翁長県政にかわり、翁長知事は第三者委員会なるものを立ち上げて、前知事の埋立承認手続の検証を行い、その第三者委員会から法的な瑕疵があるとして、県職員で検証した結果、翁長知事は埋立承認取り消しの手続を行ったものである。しかしながら、せんだっての高裁による違法確認訴訟の判決で、仲井眞前知事の埋立承認は適法で、翁長知事の埋立承認取り消しは違法であるとの判決が下された。

このことは、沖縄県政の信頼が完全に失墜したことに等しく、百条特別委員会を設置して、１、同じ県政で、知事がかわっただけで埋立承認手続が法律及びその解釈も含めて対応の違いと判断を明らかにする、２、仲井眞前知事と翁長知事はどのような判断のもとに意思決定を行ったのか、３、沖縄防衛局は、前知事と現知事の判断をどのように受けとめ対応したか、４、翁長知事の第三者委員会の存在がどの法律に基づいて設置されたか、そして、どのような権限を有するか、５、埋立承認手続を行った土建部と取り消しを起案した土建部の立場を明らかにする必要があるなど、かかわった関係者の証人招致、前知事や現知事等からの参考人意見聴取を行い真相を徹底究明し、県民に明

らかにすべきという結論に至りました。

埋立承認問題は、県政で一度承認されたことが取り消された前代未聞のことであり、多くの県民から疑問の声が寄せられております。

よって、下記により普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等の調査に関する動議を提出します。

記

１、調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等について

２、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び沖縄県議会委員会条例第３条の２の規定により、委員20人から成る辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

３、調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項の権限を上記特別委員会に委任する。

４、調査期限

上記特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

５、調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては50万円以内とする。

平成28年10月11日、沖縄県議会議長　新里米吉殿。

提出者　砂川利勝、賛同者　照屋守之、新垣新、山川典二、又吉清義、具志堅透、中川京貴、仲田弘毅、西銘啓史郎、座波一、花城大輔、末松文信、島袋大、座喜味一幸、翁長政俊。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本件に対し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　ただいま沖縄・自民党会派から動議がありました「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等に関する調査の件」、百条委員会の設置について、日本共産党会派を代表いたしまして反対討論を行います。

今回の百条委員会の設置を求める動議の提出理由の要旨には、高裁判決で翁長知事の埋立承認取り消しが違法とされた判決が出たので、知事の取り消し判断や第三者委員会、県の手続について検証したいとのことでした。しかし、そもそも今回の福岡高裁那覇支部の判決は、十分な審理も行われないまま、辺野古が唯一という国の主張を全面追認した不当判決です。県が高裁判決を不服として最高裁に上告しているように、翁長知事の埋立承認取り消しには何ら違法性はなく、百条委員会の設置は必要ありません。安倍政権は辺野古新基地建設を断念し、米軍普天間基地を直ちに閉鎖・返還するべきです。

動議の提出理由の一つとしている高裁判決について、その不当性について述べたいと思います。

翁長知事の埋立承認取り消しをめぐって、国が沖縄県を訴えた今回の裁判は、米軍普天間基地の辺野古移設をめぐる初の司法判断であり、県と国の主張は安全保障や環境問題など、専門分野で真っ向から対立していることからも、公平公正で慎重な審理が求められていました。ところが、裁判では、県が求めた証人尋問を全て却下し、法廷での審理はわずか２回、専門的な検証がなされたとは到底言えるものではありませんでした。ところが、判決では、国の主張を全面的に追認し、軍事面や環境面など専門的分野にまで踏み込んだ判断を下すなど、司法権限の逸脱とも言える判決を下しました。さらにその上、普天間基地の被害を除去するには辺野古に新基地を建設するしかない。言いかえると、新基地建設をやめるなら普天間基地の被害を継続するしかないと、沖縄県民の民意を踏みにじる政治判断とも言える判決を下しております。そもそも、今回の辺野古埋立承認取り消し訴訟において、本来の審理対象となるべきは、翁長知事による埋立承認取り消しに裁量権の逸脱があったのか、なかったのか、このことが問われるべき裁判でした。しかし高裁判決は、仲井眞前知事の埋立承認に裁量権の逸脱があったかどうかを判断しており、本来あるべき審理対象・争点については不問にしております。

翁長知事は知事就任後、仲井眞前知事による辺野古埋立承認手続を検証するために、専門家による第三者委員会を設置いたしました。第三者委員会の答申では、１つ、埋め立ての必要性、２つ、国土利用上の合

理性、３つ、環境保全策、４つ、法律に基づく他の計画との整合性、この４項目で法的な瑕疵を指摘しております。特に環境保全の面では、前知事が環境アセスに対する知事意見として「生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」と述べたこと、また、県環境生活部（当時）が、埋立承認申請書に対して「環境の保全についての懸念が払拭できない」としての意見を出していることを踏まえ、こうした環境対策の問題点に、第三者委員会が対応できていないと指摘しております。結論として、前知事の埋立承認には、「公有水面埋立法の要件を満たしておらず、法律的瑕疵がある」と答申をいたしました。こうした第三者委員会による客観的かつ専門家による慎重な検証結果を尊重し、また県当局による精査の結果、公有水面埋立法に基づいて、翁長知事は埋立承認取り消し処分を行ったのであります。

翁長知事が正当な知事の裁量権を行使して、公有水面埋立法に基づく正当な手続で埋立承認取り消し処分を行ったのでありますから、裁判所は翁長知事による知事としての裁量権の逸脱や濫用が立証できなければ、翁長知事の埋立承認取り消しを違法だと判断できるはずはありません。

それにもかかわらず、高裁判決では翁長知事による埋立承認取り消しの裁量権についてを審理対象とはしませんでした。ただいま提出されている動議は、こうした高裁判決の問題点には目をつぶり、不当判決を自分たちの都合のいいように解釈している動議であり、反対をするものです。

今回の不当判決で特に問題なのは、多見谷裁判長が地方自治法の理念をないがしろにしている点です。1999年に地方自治法は改正され、それまでの国と地方自治体の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと転換がありました。地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならず、国の関与は最小限度でなければならない基本原則が確立されたのです。しかし判決では、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて国に偏った判決を下しております。

また、多見谷裁判長は、代執行訴訟における和解勧告で、みずからが国と県との協議を求めたにもかかわらず、今回はその実現性を否定するなど、一貫性のない矛盾した訴訟指揮をとっております。そして、国地方係争処理委員会が求めた国と県との真摯な協議についても意味がないと決めつけ、さらには住民の総意があるとしても、他の都道府県全ての知事が拒否したら国の判断が覆されてしまう、地方の判断が国の判断よりも優越してしまうと、まるで沖縄は国の言うことを黙って聞けと言わんばかりの判決を下しております。

こうした国の主張を丸のみして地方自治をないがしろにする判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、この国の地方自治や民主主義、三権分立を壊すものであり、看過できるものではありません。

高裁判決は、私たち沖縄県民の民意についても誤った判断をしております。判決文には、辺野古新基地は「建設に反対する民意には沿わないとしても、普天間その他の基地負担の軽減を求める民意に反するとはいえない」、このように書かれております。どうして私たちが裁判所から二者択一を迫られなければならないのでしょうか。

仲井眞前知事が辺野古埋立承認をしてから以降、私たち沖縄県民は新基地建設を許さない民意を選挙によって示し続けてきました。2014年１月の名護市長選挙での稲嶺市長の勝利、11月の県知事選挙では翁長知事が仲井眞知事に10万票差をつけての勝利、続く12月の衆院総選挙では沖縄１区から４区まで全ての小選挙区で辺野古新基地建設を許さないオール沖縄勢力の候補者が勝利をいたしました。この一連の選挙結果は、県民の最大公約数である歴史的な建白書を投げ捨て、県民との公約を破った自民党に対する県民の厳しい審判でした。さらに、2016年ことし６月の県議会議員選挙では、翁長知事を支える県政与党が27議席を獲得し大勝利をおさめ、続く７月の参議院選挙では伊波洋一候補が、安倍政権の現職閣僚沖縄担当大臣を相手に10万6000票差をつけて勝利をいたしました。

今回の動議は、こうした辺野古新基地建設反対を求める沖縄県民の圧倒的民意をないがしろにし、裁判所の不当判決を根拠にしたものであり、道理や正義はないと言わざるを得ません。

よって、百条委員会の設置を求める動議に断固反対をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　賛成の立場から討論を行います。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員会を設置して、翁長知事の埋立承認取り消し問題の真相究明を行うことに賛成の立場から討論を行います。

最も大事なことは、行政手続法、今までの手続というものが、この法律の瑕疵があったかなかったか、この瑕疵という問題は高等裁判で明らかに翁長知事側は100％負けました。恐らく、最高裁でも同じ結果にな

ることが確実視されていると私は考えています。

初めに、地方自治法第100条に規定される議会の調査権について述べます。

地方自治法第100条は、県政にかかわる全ての事案を対象としています。100条に規定される議会の調査権は、その職務を完全に遂行せしめるために認められるものです。通常は、現に議題となっている事項、もしくは、将来議案に上がるべき事項についての調査であり、世論の焦点となっている事項いわゆる政治調査等について、その実情を明確にするため重要な事務の執行状況の事務調査をするものであります。

辺野古埋立承認事務は、現に世論の焦点となっている事項であり、かつ20年もの間、宜野湾市民や辺野古区民及び県民を悩ませてきた事案であり、100年先、200年先の沖縄の未来を左右する重大な案件であります。この問題は、県民が求める沖縄の基地の整理縮小が実現するか、あるいは現行の基地がそのまま存続するのか、あるいは固定化するのか、この問題も含めて、本県の重要な事務の執行状況において特筆すべき事案であります。

本県議会は、平成26年２月14日、辺野古埋立承認問題等の調査特別委員会を設置して、仲井眞前知事の埋立承認問題を調査・検証した経緯があります。参考人招致や証人喚問を通して埋立承認に係る手続や問題等を明らかにして、県民に公表されたことは、百条委員会での成果であります。

この事例も踏まえて、翁長知事の埋立承認取り消しに係る手続を百条委員会で検証することは、県議会として県民に対する責務であると考えています。

今回の特別委員会の構成は20名とし、沖縄・自民党から５名、社民・社大・結連合から５名、おきなわ４名、日本共産党３名、公明党２名、維新の会１名、県議会の全会派より20名の委員によって、中立公正に百条委員会が運営されることも県民の立場を踏まえた対応であります。

今、県民は、沖縄県政に不信感を抱いていると同時にうんざり感を感じています。それは、和解条項の問題等を理解できない、約束は守る、守らない、話が二転三転ころころ変わるその場しのぎの県政だから、そのような形で不信感とうんざり感がさまよっています。

前知事の埋立承認、そして現知事の埋立承認取り消し、さらに裁判の判決によって、前知事の埋立承認は適法で、現知事の埋立承認取り消しは違法、このような判断がなされることに県民の立場からすると全く理解ができない。このことを究明する責任があります。

幸い、私たち沖縄県議会は、仲井眞前知事の埋立承認問題については、百条委員会を設置して検証してきたので、今度は埋立承認取り消しについても同じように百条委員会を設置して検証することは、当然のことであります。

前知事の承認問題は百条委員会で取り上げ、現知事の取り消し問題は百条委員会で取り上げない。このようなことでは沖縄県議会の存在が失われると同時に、県民からの信頼も疑問視され、政治はうんざり感にさまよってしまう。

今、沖縄県は、最高裁判所に上告しておりますが、沖縄県議会の百条委員会で、埋立承認に係る検証や審査が県の立場を最高裁に示すチャンスでもあります。

沖縄県みずから埋立承認問題について真剣に取り組むことが、最高裁判断によい影響を与えるものと確信をしております。

以上を申し上げ、賛成の立場の討論といたしますが、議員各位の皆様、仲井眞知事のときは、思い切り百条委員会やりましょうと言いました。今回も思い切り県民に、そして信頼ができる、あべこべの意見ではなくて建設的な意見で、百条委員会をどうにか議員各位の皆様、賛成いただきますよう、賛同していただきますよう、心からお願いを申し上げまして、討論とさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　私は、この埋立承認取り消しに係る百条委員会の設置に賛成の立場から討論をさせていただきます。

沖縄県政は、辺野古の埋立承認問題で、法律をもとにした手続の処理が前知事、現知事とで違いがあり、行政への信頼感が県内外から失われつつあると感じております。

特に、土建部を中心に約９カ月かけて行った埋立承認を、翁長知事になって土建部長が埋立承認取り消しの起案を行い、埋立承認取り消しがなされるありさまは、まさに異常であります。

県知事にとって、土建部長や職員はどのような立場と捉えているのでしょうか。埋立法に基づく手続を土建部を中心に行い、県知事がかわっただけで逆の意思決定を行う。私は、このようなことを強いる県知事やそれをやらされる職員のことを考えると、大きな憤りを禁じ得ません。

さて、今回、百条委員会で、特に審査、検証すべきことは、翁長知事が指名した第三者委員会の存在であります。

埋立承認取り消しに至る過程で、第三者委員会が示した法的瑕疵がポイントが理由になったことは言うまでもありません。第三者委員会の中立公平さを担保するものは何か、第三者委員会はどのような法律をもとに設置されたか、第三者委員会が法律に基づきどのような権限を有するのか、このようなことを百条委員会の参考人や証人として招いて明らかにする必要があります。特に、第三者委員会の存在は、県民からも大きな疑問が寄せられており、百条委員会の検証の大きなポイントになることは言うまでもありません。

さらに、埋立承認手続を行ってきた前知事時代の土建部の職員、取り消しを行った現知事の土建部の職員を参考人として百条委員会で審査することも大変重要であります。特に、埋立承認を行った前知事及び取り消しを行った現知事については、証人としてその根拠及び判断基準等を確認する必要があります。また、この埋立承認に係る件では、裁判による判決が下され、前知事の埋立承認は適法、現知事の埋立承認取り消しは違法との判決であり、特に現知事の埋立承認取り消しは違法とのことであるために、百条委員会において法的な瑕疵があったとする部分について徹底的に検証が必要になります。この法的瑕疵については、その経緯を含めて、百条委員会で明らかにする責任があります。

今、百条委員会でこのことを明らかにしなければ、沖縄県政は、県知事がかわるたびに法律の解釈や手続及び意思決定が変化していくことになり、行政として機能不全になる危険性があります。県知事の都合で、行政手続や意思決定がゆがめられる、大変恐ろしいことであります。

私どもが百条委員会を設置して検証する目的はここにあります。県行政はあくまでも中立・公平・公正でなければなりませんし、憲法や法律に基づく行政手続を行うことが求められます。

辺野古埋立取り消し問題に係る百条委員会を設置して、真相を究明し、県民に誇れる沖縄県行政を取り戻そうではありませんか。

以上を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　私は百条委員会を設置して、埋立承認取り消し問題の真相究明を行うことに賛成の立場から討論を行います。

きょうは、翁長知事の埋立承認取り消しから１年が経過する日になっているようであります。その記念する日に承認取り消し問題の百条委員会の設置を議論することは、辺野古問題を解決するために意義深く感じているわけであります。沖縄県議会で百条委員会を設置して、辺野古・普天間問題、その解決に向けて仕切り直しをしたいと考えております。

私は、翁長知事は辺野古反対、つくらせないを実現するための戦略を誤ったと考えております。承認取り消しは法律に沿った手続ではなくて、翁長知事が就任後すぐに政治的な判断で行うべきであったと今でも思っております。しかし、既に時遅し、高裁の判決があり、最高裁に上告されているわけであります。法律の手続や事実の検証による判断によってこの問題が解決されていく、そのこともやむを得ない状況だと考えております。国も沖縄県も最高裁の判決、司法判断によって速やかに問題解決を図ってほしい。切に願っているわけであります。

私は、百条委員会の設置について、①、翁長県知事の政治姿勢と現状、②、前県政と現県政、③、基地問題への対応、④、裁判による問題解決の対応、⑤、百条委員会の必要性、⑥、終わりにという、以上の観点から討論を行ってまいります。

まず、１点目の翁長知事の政治姿勢と現状であります。

去る10月８日に、菅官房長官が北部訓練場を年内返還に向け、米側と協議に入ったことを明らかにしました。このことは、代替施設であるヘリパッド建設が年内に完成することを意味するものであります。翁長知事は歓迎すると述べ、返還を望んだと言われております。このことは、北部訓練場の返還に伴うヘリパッド建設の容認を示したものであると考えるものであり、菅官房長官もそのように受けとめております。

翁長知事は、ヘリパッド建設について、資材搬入に自衛隊機を使うなど政府の姿勢を批判してまいりましたけれども、菅官房長官との会食ではそのようなことには触れず、このことに対し、改めて話をしなかったと説明しているようであります。ところが、翁長知事は、10月11日、菅官房長官に対する北部訓練場の返還について、歓迎するとした発言は不適切だったと釈明しております。翁長知事は釈明会見で、歓迎の意図について、早く帰ってくることについては歓迎だとの意味で言葉が出てしまった。言葉がひとり歩きすることは全く考えられなかったと述べております。釈明会見のこの部分を見ても、翁長知事がヘリパッド建設を容認していることが理解できるものであります。言葉がひとり歩きすることは全く考えられなかったと述べておりますけれども、言葉には足はありませんからひ

とり歩きはいたしません。言葉は翁長知事の考え、思いから出てくるものであります。

翁長知事が北部訓練場の返還を歓迎するとした表現は、翁長知事のときに4000ヘクタールもの広大な米軍基地が返還される喜びと思いが強くあって、あの表現になったものであると私は考えております。このことで、菅官房長官とはこれまでの対立とは違って、和やかに会食ができたのではと考えるものであります。さらにまた、安慶田副知事は歌まで披露して、大変和やかな交流会であったようであります。いずれにしろ、翁長知事が発した言葉によって、菅官房長官はヘリパッド建設を容認したと受け取ったことは間違いのないところだと思います。

また、翁長知事は釈明会見で、オスプレイ配備撤回は私の一番強い要請で北部訓練場にオスプレイが配備されるという話がある。この問題は、私がオスプレイに反対しているということに収れんされると語っております。ここでもオスプレイには反対だが、ヘリパッド建設には明確に反対の意思を表明していないのであります。さらに、記者から、ヘリパッドに反対すれば返還に影響が出るとの質問に、翁長知事は、矛盾をつくのはわかるが、それが沖縄の抱えている厳しいところだと語っております。ここでもヘリパッド建設の反対の意思を表明していないのであります。そうであれば、何のために釈明会見を行ったのでしょうか。非常に不思議であります。翁長知事を支持する与党の議員や反対する県民の立場での釈明だと思いますけれども、ヘリパッド建設に反対、この意思を明確に示さない会見は、ヘリパッド建設の容認の立場がより強くなった会見であり、翁長知事の北部訓練場返還の実績を優先させたというそのような理解だと考えているわけでございます。

それにしても、10月８日に菅官房長官に示した歓迎の意思と10月11日に不適切とした釈明は、菅官房長官に対して大変失礼なことであると私は考えております。せんだっては、安慶田副知事が二階幹事長に対して大変失礼な発言で、そのことによって二階幹事長や財務省に大変迷惑をかけた事例があったわけでございます。私は、みずからの発言をこのようにいとも簡単に訂正する知事の政治姿勢に疑問を抱いており、このようなことでは県民や国からも信頼を失うことにつながることを懸念するものであります。

翁長知事は、沖縄県内では県民に対しヘリパッド建設反対、一方で国や国民に対しては、ヘリパッド建設容認、このことを区別して印象づけているのではと考えるわけであります。このような曖昧な態度は、基地問題の解決をより複雑にするものと考えます。10月12日、総理官邸の記者会見で菅官房長官は、翁長知事が一旦歓迎すると述べた後で事実上撤回したことについて、よくわからないと不信感を示したようであります。

次、②、前県政と現県政でございます。

埋立承認に係る前県政と現県政の違いを私なりに述べたいと考えております。

前県政・仲井眞県知事は、埋立承認手続は土建部長を中心に、職員が９カ月かけて埋立法及びその行政手続によって丁寧に審査することを命じて、職員を信頼して進めてきたわけであります。このことは、法律をもとにした現在の行政手続を重んじる立場であります。一方、現県政・翁長知事は、就任後第三者委員会を立ち上げて、その委員会に検証を委ねたのであります。この第三者委員会の検証は、仲井眞県政で行った土建部の職員等を対象にして、承認した経緯についてチェックを中心に行ったものと理解しております。つまり、仲井眞県知事の埋立承認手続は、県職員が埋立法の法律による手続を主にして行われた一方で、翁長知事は第三者委員会が埋立承認手続を行った職員に対して検証が行われたものであります。このことは、仲井眞県政と翁長県政の大きな違いであります。

本来は、翁長知事も仲井眞知事が行ったように埋立法による手続を最初からやるべきであったと考えております。しかし、どう考えても土建部を中心に県の職員が９カ月かけた作業を６名の第三者委員会でやること自体が物理的に不可能です。このことは、百条委員会でしっかりと検証されるべきであると考えております。

③、基地問題への対応。

翁長知事は、辺野古反対、つくらせないとの公約をもとに県政の柱として取り組んでおります。この取り組みについて、異論を挟むものでもなく、むしろ期待をしているものであります。しかし、現状は、翁長知事は反対、つくらせない。国は建設を進める。このことが同時に進行していると思えてならないわけであります。最高裁の判決によって全て決まると考えておりますが、現状では県は反対、国はつくる。つまり、反対しながらつくらせる。このことが続いていくような感じで、結局、翁長知事の任期いっぱいこのようなことが続きそうな気がするわけであります。県は反対しながら国につくらせる。

私は以前から提言しておりますけれども、翁長知事は、国に対して対案や条件を示して、対話によって解決することを真剣に取り組むべきであります。いつま

でも反対、国の責任のみではこの問題は解決しないと考えております。問題解決に向けて、対案や条件をつけて話し合いすることを改めて強く申し上げたいと思います。

④、裁判による問題解決の対応。

先ほど基地問題への対応で述べたように、翁長知事は、問題解決に向けて対案や条件をつけて、話し合い、協議による解決に全てのエネルギーと交渉力を発揮すべきであります。そのためには、国と県の相互理解が必要です。高裁判決では、翁長知事の埋立承認取り消しは違法とされ、かつ、普天間飛行場の危険性を除去するには辺野古建設しかない。また、それができなければ普天間の危険性は継続されるとの判決であります。このまま最高裁で争うことが果たして得策か、私は疑問を持っております。最高裁の判決が下されると、高裁の判決どおりになる可能性があるからであります。これは、県にとっては大きなリスクが伴い、翁長知事の責任問題にまで発展することは明らかであります。最高裁判決の前に、国としっかり対案や条件で問題解決の道筋をつくることを強く再度薦めたいと考えております。

百条委員会の設置の必要性。

なぜ、翁長知事の埋立承認取り消しが違法と判断されたか。このことの真相究明をすることが百条委員会設置の大きな目的であると言えます。その中でも、特に第三者委員会の存在を解明することが大変重要であります。中立公正な第三者委員会の検証が重要であります。平成27年３月２日沖縄県議会の一般質問で、私ども自民党の島袋大議員の質問で、第三者委員会の「人選の内訳は弁護士３名、環境専門家３名、法律的な瑕疵の有無を法律の専門家に、環境分野からの検証も行うために環境に関する学識経験者を委員にした。」と述べております。今回の６人の先生方は、公正、客観的に検証いただける方々だと思っているとの説明でありました。２月６日の第１回第三者委員会の冒頭で安慶田副知事も公正中立な検証作業をと挨拶しております。

ところが、島袋大議員は、桜井委員は２月５日、第三者委員会の前日に辺野古ゲート前でマイクを使い、「仲井眞さんの判断に瑕疵がないかの検証委員会があす開かれる。こんなに手間取るとは思っていなかった。できるだけ早く検証してストップできるだけの根拠を与えるのが我々の使命だと思っている」、さらに「必ずや仲井眞さんの判断にこういうミスがあると確実に探せると思っている」、「知事は、７月と言っているが、むちゃくちゃなこの辺野古の作業を放置できない。」と指摘し、客観的、中立公平な検証について疑問を投げかけておりますけれども、翁長知事は、公正中立に判断していただけると答弁しているわけであります。

繰り返します。

辺野古ゲート前でマイクを使い、――桜井委員です――「仲井眞さんの判断に瑕疵がないかの検証委員会があす開かれる。こんなに手間取るとは思っていなかった。できるだけ早く検証してストップできるだけの根拠を与えるのが我々の使命だと思っている」、「必ずや仲井眞さんの判断にこういうミスがあると確実に探せると思っている」。

まず、中立公平な方がゲート前に行ってマイクを握りますか。それと同時に、このような発言をしますか。そこを今問いたいわけであります。まさに、第三者委員会の委員の公正中立性あるいはそれを担保とする法的な根拠及び権限等について百条委員会で明らかにすべきであります。この第三者委員会の法的な瑕疵の指摘によって、翁長知事の埋立承認取り消しにつながっておりますから、百条委員会の使命は、第三者委員会の解明が大きな責務であると考えております。

終わりに、平成８年に普天間飛行場の返還が日米で合意されて20年が経過いたしております。この間、平成10年には翁長県議（現県知事）が県内移設を15年使用期限つきで認め、県内移設の道筋がつくられてきたわけであります。今、県内移設容認から18年が経過した後に、普天間問題解決に取り組む翁長知事の姿に奇妙な感がするわけであります。まさに今、翁長知事はこの問題を解決する大きな責任があると考えております。同時に、県政与党も私どもも、今政治にかかわる者としてこの責任を共有し、問題を解決していきたい、そのように考えているわけであります。今回の埋立承認取り消しに係る百条委員会の設置はまさにその入り口であります。

私は、沖縄県議会における今回の百条委員会の設置による検証は、最高裁の判断にも大きな影響を及ぼすものと考えております。裁判所も翁長知事が承認取り消しした経緯には当然関心を寄せており、まさに裁判所も第三者委員会の権限等やあるいは知事との関係を重視していると考えるわけであります。したがって、沖縄県議会の百条委員会で第三者委員会の解明はぜひ必要だと考えているわけであります。与野党問わず全会一致で百条委員会の設置によって、この埋立承認問題が真相究明できますよう、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等に関する調査の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等に関する調査の件」は否決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時22分休憩

午後２時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第４回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後３時25分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　玉　城　武　光

会議録署名議員　　金　城　泰　邦